千葉県地域防災計画

（令和６年度修正）

第１編　総則

第２編　地震・津波編

附編　東海地震に係る周辺地域としての対応計画

第３編　風水害等編

第４編　放射性物質事故編

第５編　大規模火災等編

第６編　公共交通等事故編

千葉県防災会議

目　　次

第１編　総　則

第１章　計画の目的及び構成 ―――――――――――――――――――――――― 総-1- 1
　第１節　計画の目的 ―――――――――――――――――――――――――――― 総-1- 1
　第２節　計画の構成 ―――――――――――――――――――――――――――― 総-1- 2
第２章　計画の基本的な考え方 ―――――――――――――――――――――― 総-2- 1
　第１節　減災を重視した防災対策の方向性 ―――――――――――――――― 総-2- 1
　第２節　地域防災力の向上 ―――――――――――――――――――――――― 総-2- 1
　第３節　要配慮者及び男女共同参画の視点 ―――――――――――――――― 総-2- 2
　第４節　計画に基づく施策の推進及び見直し ―――――――――――――― 総-2- 2
第３章　防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 ―――――――― 総-3- 1
第４章　地勢概要等 ―――――――――――――――――――――――――――― 総-4- 1
　１　地　勢 ―――――――――――――――――――――――――――――― 総-4- 1
　２　地　質 ―――――――――――――――――――――――――――――― 総-4- 4
　３　気　象 ―――――――――――――――――――――――――――――― 総-4- 6
　４　社会環境 ―――――――――――――――――――――――――――――― 総-4- 6
　５　過去の災害 ―――――――――――――――――――――――――――― 総-4- 7

第２編　地震・津波編

第１章　総　則 ―――――――――――――――――――――――――――――― 地-1- 1
　第１節　地震・津波対策の基本的視点 ―――――――――――――――――― 地-1- 2
　第２節　想定地震と被害想定 ―――――――――――――――――――――― 地-1- 3
　　１　想定地震、想定条件 ―――――――――――――――――――――――― 地-1- 3
　　２　被害の概要 ―――――――――――――――――――――――――――― 地-1- 3
　第３節　減災目標 ―――――――――――――――――――――――――――― 地-1- 11
　　１　経　緯 ―――――――――――――――――――――――――――――― 地-1- 11
　　２　減災目標 ―――――――――――――――――――――――――――――― 地-1- 11
　　３　計画期間 ―――――――――――――――――――――――――――――― 地-1- 11
　　４　戦略の主な施策と目標 ―――――――――――――――――――――――― 地-1- 11
　　５　首都直下地震対策特別措置法における「地方緊急対策実施計画」としての
　　位置づけ ―――――――――――――――――――――――――――――― 地-1- 12
第２章　災害予防計画 ―――――――――――――――――――――――――― 地-2- 1
　第１節　防災意識の向上 ―――――――――――――――――――――――― 地-2- 3
　　１　防災教育 ―――――――――――――――――――――――――――――― 地-2- 3
　　２　過去の災害教訓の伝承 ―――――――――――――――――――――――― 地-2- 3
　　３　防災広報の充実 ―――――――――――――――――――――――――― 地-2- 3
　　４　自主防災体制の強化 ―――――――――――――――――――――――― 地-2- 7
　　５　防災訓練の充実 ―――――――――――――――――――――――――― 地-2- 9
　　６　調査・研究 ―――――――――――――――――――――――――――― 地-2- 12
　第２節　津波災害予防対策 ―――――――――――――――――――――――― 地-2- 14

１　総合的な津波対策の基本的な考え方 ―――― 地-2- 14
２　津波を伴う想定地震 ―――― 地-2- 14
３　津波広報、教育、訓練計画 ―――― 地-2- 15
４　津波避難対策 ―――― 地-2- 17
５　津波防護施設等の整備 ―――― 地-2- 19
第３節　火災等予防対策 ―――― 地-2- 25
１　地震火災の防止 ―――― 地-2- 25
２　建築物不燃化の促進 ―――― 地-2- 26
３　防災空間の整備・拡大 ―――― 地-2- 29
第４節　消防計画 ―――― 地-2- 30
１　消防体制・施設の強化―――― 地-2- 30
２　消防職員、団員等の教育訓練 ―――― 地-2- 30
３　市町村相互の応援体制 ―――― 地-2- 30
４　広域航空消防応援体制 ―――― 地-2- 31
５　消防思想の普及 ―――― 地-2- 31
６　市町村の消防計画及びその推進 ―――― 地-2- 31
第５節　建築物の耐震化等の推進 ―――― 地-2- 33
１　市街地の整備 ―――― 地-2- 33
２　建築物等の耐震対策 ―――― 地-2- 34
３　ライフライン等の耐震対策 ―――― 地-2- 35
４　道路及び交通施設の安全化 ―――― 地-2- 39
５　港湾施設等の安全化 ―――― 地-2- 43
６　高圧ガス施設及び危険物施設等の安全化 ―――― 地-2- 44
第６節　液状化災害予防対策 ―――― 地-2- 47
１　液状化対策の推進 ―――― 地-2- 47
２　ライフライン施設、公共施設の液状化対策 ―――― 地-2- 47
３　液状化対策の広報・周知 ―――― 地-2- 48
４　液状化被害における生活支援 ―――― 地-2- 48
第７節　土砂災害等予防対策 ―――― 地-2- 49
１　土砂災害の防止・孤立集落対策 ―――― 地-2- 49
２　地盤沈下の防止 ―――― 地-2- 52
３　地籍調査の推進 ―――― 地-2- 54
４　河川、ため池施設の安全化 ―――― 地-2- 54
第８節　要配慮者等の安全確保のための体制整備 ―――― 地-2- 55
１　避難行動要支援者への対応 ―――― 地-2- 55
２　要配慮者全般への対応 ―――― 地-2- 58
３　社会福祉施設等における防災対策 ―――― 地-2- 59
４　外国人への対応 ―――― 地-2- 59
第９節　情報連絡体制の整備 ―――― 地-2- 60
１　県における災害情報通信施設の整備 ―――― 地-2- 60
２　市町村における災害通信施設の整備 ―――― 地-2- 64
３　警察における災害通信網の整備 ―――― 地-2- 64
４　東京電力パワーグリッド㈱における被害情報伝達体制の整備―――― 地-2- 64

５　東日本電信電話㈱千葉事業部における災害通信施設の整備 ---------- 地-2- 64
６　㈱ＮＴＴドコモ千葉支店における災害通信施設の整備 ---------- 地-2- 64
７　ＫＤＤＩ㈱における電気通信サービス施設の整備 ---------- 地-2- 65
８　ソフトバンク㈱における災害通信施設等の整備 ---------- 地-2- 65
９　楽天モバイル㈱における災害通信施設等の整備 ---------- 地-2- 65
10　非常通信体制の充実強化---------- 地-2- 65
11　アマチュア無線の活用 ---------- 地-2- 65
12　その他通信網の整備 ---------- 地-2- 65
第１０節　備蓄・物流計画 ---------- 地-2- 66
１　食料・生活必需物資等の供給体制の整備 ---------- 地-2- 66
２　医薬品及び応急医療資機材等の整備 ---------- 地-2- 67
３　水防用資機材の整備 ---------- 地-2- 68
第１１節　防災施設の整備 ---------- 地-2- 69
１　防災危機管理センターの整備 ---------- 地-2- 69
２　防災センターの整備 ---------- 地-2- 69
３　県消防学校における防災教育機能 ---------- 地-2- 69
４　避難施設の整備 ---------- 地-2- 69
５　道の駅の防災機能強化 ---------- 地-2- 72
第１２節　帰宅困難者等対策 ---------- 地-2- 73
１　帰宅困難者等 ---------- 地-2- 73
２　一斉帰宅の抑制 ---------- 地-2- 73
３　帰宅困難者等の安全確保対策 ---------- 地-2- 74
４　帰宅支援対策 ---------- 地-2- 74
５　関係機関と連携した取組み ---------- 地-2- 75
６　大規模集客施設を管理する事業者及び鉄道事業者の取組み ---------- 地-2- 75
第１３節　防災体制の整備 ---------- 地-2- 76
１　県の防災体制の整備 ---------- 地-2- 76
２　県の業務継続計画〔震災編（ＢＣＰ）〕 ---------- 地-2- 77
３　市町村の業務継続計画 ---------- 地-2- 78
第３章　災害応急対策計画 ---------- 地-3- 1
第１節　災害対策本部活動 ---------- 地-3- 4
１　県の活動体制 ---------- 地-3- 4
２　市町村の活動体制 ---------- 地-3- 14
３　指定行政機関等の活動体制 ---------- 地-3- 14
４　県災害対策本部等と国、市町村及び防災関係機関との連携---------- 地-3- 15
５　市町村支援 ---------- 地-3- 15
６　災害救助法の適用手続等 ---------- 地-3- 16
第２節　情報収集・伝達体制 ---------- 地-3- 20
１　通信体制 ---------- 地-3- 20
２　県における地震・津波に関する情報の収集と伝達 ---------- 地-3- 23
３　気象官署の地震・津波に関する警報及び情報 ---------- 地-3- 24
４　関係機関における措置 ---------- 地-3- 29
５　被害情報等収集・報告 ---------- 地-3- 30

６　災害時の広報 ―― 地-3- 35
第３節　地震・火災避難計画 ―― 地-3- 37
１　計画内容 ―― 地-3- 37
２　実施機関 ―― 地-3- 37
３　避難の指示等 ―― 地-3- 37
４　避難誘導等 ―― 地-3- 38
５　避難所等の開設・運営 ―― 地-3- 39
６　安否情報の提供 ―― 地-3- 41
第４節　津波避難計画 ―― 地-3- 42
１　津波警報等の伝達 ―― 地-3- 42
２　住民等の避難行動 ―― 地-3- 42
３　住民等の避難誘導 ―― 地-3- 43
第５節　要配慮者等の安全確保対策 ―― 地-3- 44
１　避難誘導等 ―― 地-3- 44
２　避難所の開設、要配慮者への対応 ―― 地-3- 44
３　福祉避難所の設置 ―― 地-3- 45
４　避難所から福祉避難所への移送 ―― 地-3- 45
５　被災した要配慮者等の生活の確保 ―― 地-3- 45
第６節　消防・救助救急・医療救護活動 ―― 地-3- 46
１　消防活動 ―― 地-3- 46
２　救助・救急 ―― 地-3- 47
３　水防活動 ―― 地-3- 49
４　危険物等の対策 ―― 地-3- 49
５　医療救護 ―― 地-3- 52
６　航空機の運用調整等 ―― 地-3- 60
第７節　警備・交通の確保・緊急輸送対策 ―― 地-3- 61
１　千葉県警察災害警備実施計画 ―― 地-3- 61
２　交通規制計画 ―― 地-3- 61
３　交通規制の指針 ―― 地-3- 62
４　緊急輸送 ―― 地-3- 63
５　緊急通行車両の確認等 ―― 地-3- 64
６　規制除外車両の確認等 ―― 地-3- 64
７　交通情報の収集及び提供 ―― 地-3- 64
８　震災発生時における運転者のとるべき措置 ―― 地-3- 65
９　道路管理者の通行の禁止又は制限 ―― 地-3- 65
10　道路啓開 ―― 地-3- 66
11　交通マネジメント ―― 地-3- 66
12　航路等の障害物除去等 ―― 地-3- 66
13　在港船舶対策計画 ―― 地-3- 67
第８節　救援物資供給活動 ―― 地-3- 68
１　応急給水 ―― 地-3- 68
２　食料・生活必需物資等の供給体制 ―― 地-3- 70
３　燃料の調達 ―― 地-3- 73

４　電源車の配備 ―――― 地-3- 73
第９節　広域応援の要請及び県外支援 ―――― 地-3- 74
１　国等に対する応援要請 ―――― 地-3- 74
２　他都道府県等に対する応援要請 ―――― 地-3- 74
３　千葉県大規模災害時応援受援計画 ―――― 地-3- 75
４　県の市町村への応援 ―――― 地-3- 78
５　県による応急措置の代行 ―――― 地-3- 78
６　市町村間の相互応援 ―――― 地-3- 78
７　市町村の受援体制の整備 ―――― 地-3- 79
８　消防機関の応援 ―――― 地-3- 79
９　国土交通省所管の公共施設に係る相互応援 ―――― 地-3- 79
10　水道事業体等の相互応援 ―――― 地-3- 79
11　下水道施設に係る災害時支援 ―――― 地-3- 80
12　資料の提供及び交換 ―――― 地-3- 80
13　経費の負担 ―――― 地-3- 80
14　民間団体等との協定等の締結 ―――― 地-3- 80
15　海外からの支援受入れ ―――― 地-3- 80
16　県外被災県等への支援 ―――― 地-3- 80
17　広域避難 ―――― 地-3- 81
18　広域一時滞在―――― 地-3- 82
第１０節　自衛隊への災害派遣要請 ―――― 地-3- 83
１　災害派遣の要請 ―――― 地-3- 83
２　災害派遣の方法 ―――― 地-3- 83
３　災害派遣要請の手続等 ―――― 地-3- 84
４　知事への災害派遣の要請の要求 ―――― 地-3- 85
５　自衛隊との連絡 ―――― 地-3- 85
６　災害派遣部隊の受入体制 ―――― 地-3- 86
７　災害派遣部隊の撤収要請 ―――― 地-3- 87
８　経費負担区分 ―――― 地-3- 87
９　自衛隊の即応態勢 ―――― 地-3- 87
第１１節　学校等の安全対策・文化財の保護 ―――― 地-3- 88
１　防災体制の確立 ―――― 地-3- 88
２　学用品の調達及び支給 ―――― 地-3- 89
３　授業料等の減免・育英補助の措置 ―――― 地-3- 90
４　学校給食の実施 ―――― 地-3- 90
５　文化財の応急対策―――― 地-3- 90
第１２節　帰宅困難者等対策 ―――― 地-3- 91
１　一斉帰宅抑制の呼びかけ ―――― 地-3- 91
２　企業、学校など関係機関における施設内待機 ―――― 地-3- 91
３　大規模集客施設や駅等における利用者保護 ―――― 地-3- 91
４　帰宅困難者等の把握と情報提供 ―――― 地-3- 91
５　一時滞在施設の開設及び施設への誘導 ―――― 地-3- 91
６　徒歩帰宅支援 ―――― 地-3- 92

７　帰宅困難者（特別搬送者）の搬送 ―――――――――――――――――――― 地-3- 92
第１３節　保健衛生、防疫、廃棄物等対策 ―――――――――――――――――― 地-3- 93
１　保健活動 ―――――――――――――――――――――――――――――― 地-3- 93
２　飲料水の安全確保 ―――――――――――――――――――――――――― 地-3- 93
３　防　疫 ―――――――――――――――――――――――――――――― 地-3- 93
４　死体の捜索処理等 ―――――――――――――――――――――――――― 地-3- 95
５　動物対策 ―――――――――――――――――――――――――――――― 地-3- 97
６　清掃及び障害物の除去 ―――――――――――――――――――――――― 地-3- 97
第１４節　応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理 ―――――――――――― 地-3-100
１　応急仮設住宅の供与等 ―――――――――――――――――――――――― 地-3-100
２　被災建築物の応急危険度判定支援体制の整備 ―――――――――――― 地-3-101
３　被災宅地危険度判定支援体制の整備 ―――――――――――――――― 地-3-101
４　罹災証明書の交付体制の確立 ―――――――――――――――――――― 地-3-102
第１５節　液状化等によるライフライン関連施設等の応急復旧 ―――――― 地-3-103
１　水道施設 ―――――――――――――――――――――――――――――― 地-3-103
２　下水道施設 ―――――――――――――――――――――――――――― 地-3-104
３　電気施設 ―――――――――――――――――――――――――――――― 地-3-105
４　ガス施設 ―――――――――――――――――――――――――――――― 地-3-106
５　通信施設 ―――――――――――――――――――――――――――――― 地-3-108
６　放送機関 ―――――――――――――――――――――――――――――― 地-3-110
７　工業用水道 ―――――――――――――――――――――――――――― 地-3-110
８　道路・橋梁 ―――――――――――――――――――――――――――― 地-3-111
９　交通施設 ―――――――――――――――――――――――――――――― 地-3-112
10　その他公共施設 ―――――――――――――――――――――――――― 地-3-117
第１６節　ボランティアの協力 ―――――――――――――――――――――― 地-3-118
１　災害ボランティアセンターの設置 ―――――――――――――――――― 地-3-118
２　ボランティアの活動分野 ―――――――――――――――――――――― 地-3-119
３　ボランティアとして協力を求める個人、団体 ―――――――――――― 地-3-119
４　ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ ―――――――――――― 地-3-120
５　災害時におけるボランティアの登録、派遣 ―――――――――――― 地-3-120
６　ボランティア受入体制 ―――――――――――――――――――――― 地-3-121
７　災害ボランティアセンター運営スタッフ等の養成等 ―――――――― 地-3-122
８　日本赤十字社千葉県支部防災ボランティア養成・研修計画 ―――――― 地-3-122
第４章　災害復旧計画 ―――――――――――――――――――――――――― 地-4-　1
第１節　被災者生活安定のための支援 ―――――――――――――――――― 地-4-　2
１　被災者に関する支援の情報の提供等 ―――――――――――――――― 地-4-　2
２　被災者生活再建支援金 ―――――――――――――――――――――― 地-4-　2
３　公営住宅の建設等 ―――――――――――――――――――――――― 地-4-　3
４　災害援護資金 ―――――――――――――――――――――――――― 地-4-　3
５　生活福祉資金 ―――――――――――――――――――――――――― 地-4-　4
６　県税の減免等 ―――――――――――――――――――――――――― 地-4-　5
７　生活相談 ―――――――――――――――――――――――――――― 地-4-　6
８　雇用の維持に向けた事業主への支援 ―――――――――――――――― 地-4-　6

９　義援金 ―――― 地-4- 7
10　その他の生活確保 ―――― 地-4- 9
11　中小企業への融資 ―――― 地-4- 9
12　農林漁業者への融資 ―――― 地-4- 11
第２節　津波災害復旧対策 ―――― 地-4- 13
１　河川、海岸、港湾施設 ―――― 地-4- 13
２　林地荒廃防止施設 ―――― 地-4- 13
３　漁港施設 ―――― 地-4- 13
４　津波災害廃棄物処理 ―――― 地-4- 14
第３節　液状化等によるライフライン関連施設等の復旧対策 ―――― 地-4- 15
１　水道施設 ―――― 地-4- 15
２　下水道施設 ―――― 地-4- 16
３　電気施設 ―――― 地-4- 16
４　ガス施設 ―――― 地-4- 17
５　通信施設 ―――― 地-4- 18
６　工業用水道施設 ―――― 地-4- 18
７　農林・水産業施設 ―――― 地-4- 18
８　公共土木施設 ―――― 地-4- 19
第４節　激甚災害の指定 ―――― 地-4- 21
１　激甚災害に関する調査 ―――― 地-4- 21
２　特別財政援助額の交付手続き等 ―――― 地-4- 21
第５節　災害復興 ―――― 地-4- 22
１　体制の整備 ―――― 地-4- 22
２　災害からの復興に関する基本的な考え方 ―――― 地-4- 22
３　想定される復興準備計画 ―――― 地-4- 22
４　復興対策の研究、検討 ―――― 地-4- 23
第５章　南海トラフ地震防災対策推進計画 ―――― 地-5- 1
第１節　総則 ―――― 地-5- 2
１　推進計画の目的 ―――― 地-5- 2
２　定義 ―――― 地-5- 2
第２節　推進地域及び特別強化地域 ―――― 地-5- 2
第３節　防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 ―――― 地-5- 3
第４節　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画 ―――― 地-5- 3
第５節　津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 ―――― 地-5- 4
１　津波からの防護 ―――― 地-5- 4
２　津波に関する情報の伝達 ―――― 地-5- 4
３　避難対策等 ―――― 地-5- 4
４　消防機関等の活動 ―――― 地-5- 4
５　ライフライン、通信、放送関係 ―――― 地-5- 5
６　交通 ―――― 地-5- 5
７　県が管理又は運営する施設に関する対策 ―――― 地-5- 5
８　県が自ら管理又は運営する南海トラフ地震防災対策計画の対象となる施設又は事業に相当する施設又は事業に関する対策 ―――― 地-5- 6

９　迅速な救助 ―――――――――――――――――――――――――――――――― 地-5- 7
第６節　関係者との連携協力の確保 地-5- 7
１　物資等の調達手配 ―――――――――――――――――――――――――――― 地-5- 7
２　広域応援の要請 ―――――――――――――――――――――――――――― 地-5- 7
３　帰宅困難者への対応 ―――――――――――――――――――――――――― 地-5- 7
第７節　時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項 ―――――――― 地-5- 7
１　南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項 地-5- 7
２　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項 地-5- 7
３　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項 地-5- 12
第８節　防災訓練に関する事項 ―――――――――――――――――――――――― 地-5- 13
第９節　地震防災上必要な教育及び広報に関する計画 ―――――――――――――― 地-5- 13
１　県、市町村及び防災関係機関の職員に対する教育 ―――――――――――――― 地-5- 14
２　地域住民等に対する教育及び広報 ―――――――――――――――――――― 地-5- 14
第１０節　南海トラフ地震防災対策計画―――――――――――――――――――― 地-5- 14
１　津波からの円滑な避難の確保に関する事項 ―――――――――――――――― 地-5- 14
２　時間差発生等における円滑な避難の確保に関する事項―――――――――――― 地-5- 15
３　防災訓練に関する事項 ―――――――――――――――――――――――――― 地-5- 17
４　地震防災上必要な教育及び広報 ―――――――――――――――――――――― 地-5- 17

第６章　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画 ―――――――― 地-6- 1
第１節　総則 ―――――――――――――――――――――――――――――――― 地-6- 2
１　推進計画の目的 ―――――――――――――――――――――――――――― 地-6- 2
２　定義 ―――――――――――――――――――――――――――――――――― 地-6- 2
第２節　推進地域及び特別強化地域 ―――――――――――――――――――――― 地-6- 2
第３節　防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 ―――――――――――― 地-6- 2
第４節　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画 ―――――――――――― 地-6- 3
第５節　津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 ――――― 地-6- 3
第６節　関係者との連携協力の確保 地-6- 3
第７節　後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項 ―――――――――――――――――――――――――――――――― 地-6- 3
１　北海道・三陸沖後発地震注意情報の伝達、活動体制等 ―――――――――――― 地-6- 3
２　後発地震への注意を促す情報等が発表された後の周知 ―――――――――――― 地-6- 4
３　災害応急対策をとるべき地域及び期間等 ―――――――――――――――――― 地-6- 4
４　県及び市町村のとるべき措置 ―――――――――――――――――――――――― 地-6- 4
第８節　防災訓練に関する事項 ―――――――――――――――――――――――― 地-6- 4
第９節　地震防災上必要な教育及び広報に関する計画 ―――――――――――――― 地-6- 4
１　県、市町村及び防災関係機関の職員に対する教育 ―――――――――――――― 地-6- 5
２　地域住民等に対する教育及び広報 ―――――――――――――――――――― 地-6- 5
第１０節　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画―――――――――――― 地-6- 5
１　津波からの円滑な避難の確保に関する事項 ―――――――――――――――― 地-6- 5
２　北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合にとるべき防災対応に関する事項 ―――――――――――――――――――――――――――――――― 地-6- 5

３　防災訓練に関する事項 ―――――――――――――――――――――――――― 地-6- 5
４　地震防災上必要な教育及び広報 ―――――――――――――――――――――――― 地-6- 5

地震・津波編附編　〔東海地震に係る周辺地域としての対応計画〕

第１章　総　論 ―――――――――――――――――――――――――――――――――― 東-1- 1
第１節　地震・津波編の附編としての位置付け ―――――――――――――――――― 東-1- 1
１　計画の内容 ―――――――――――――――――――――――――――――――― 東-1- 1
２　計画の範囲 ―――――――――――――――――――――――――――――――― 東-1- 1
３　前提条件 ―――――――――――――――――――――――――――――――― 東-1- 1
４　計画の実施 ―――――――――――――――――――――――――――――――― 東-1- 1
５　計画の位置付け ―――――――――――――――――――――――――――――― 東-1- 1
第２章　防災機関の業務 ―――――――――――――――――――――――――――― 東-2- 1
１　県 ―――――――――――――――――――――――――――――――――――― 東-2- 1
２　市町村 ―――――――――――――――――――――――――――――――――― 東-2- 2
３　指定地方行政機関 ―――――――――――――――――――――――――――― 東-2- 3
４　自衛隊 ―――――――――――――――――――――――――――――――――― 東-2- 4
５　指定公共機関 ―――――――――――――――――――――――――――――― 東-2- 4
６　指定地方公共機関 ―――――――――――――――――――――――――――― 東-2- 6
第３章　事前の措置 ―――――――――――――――――――――――――――――― 東-3- 1
第１節　東海地震に備え事前に促進すべき事項 ―――――――――――――――― 東-3- 1
第２節　事業所に対する指導、要請 ―――――――――――――――――――――― 東-3- 5
１　防災対策上、重要な事業所に対する指導、要請 ―――――――――――――― 東-3- 5
２　生活関連事業所に対する指導、要請 ―――――――――――――――――― 東-3- 6
第３節　広報及び教育 ―――――――――――――――――――――――――――― 東-3- 8
１　広　報 ―――――――――――――――――――――――――――――――― 東-3- 8
２　教　育 ―――――――――――――――――――――――――――――――― 東-3- 9
第４節　地震防災訓練 ―――――――――――――――――――――――――――― 東-3- 10
１　総合防災訓練 ―――――――――――――――――――――――――――――― 東-3- 10
２　市町村、各防災機関の訓練 ―――――――――――――――――――――――― 東-3- 10
３　住民、事業所が実施する訓練 ―――――――――――――――――――――――― 東-3- 10
第４章　東海地震注意情報から警戒宣言発令までの対応措置 ―――――――――― 東-4- 1
第１節　東海地震注意情報の伝達 ―――――――――――――――――――――――― 東-4- 1
１　伝達系統及び伝達手段 ―――――――――――――――――――――――――― 東-4- 1
２　伝達体制 ―――――――――――――――――――――――――――――――― 東-4- 3
３　伝達事項 ―――――――――――――――――――――――――――――――― 東-4- 3
第２節　活動体制の準備等 ―――――――――――――――――――――――――― 東-4- 4
第３節　東海地震注意情報から警戒宣言発令までの広報 ―――――――――――― 東-4- 6
第４節　混乱防止の措置 ―――――――――――――――――――――――――――― 東-4- 8
第５章　警戒宣言発令に伴う対応措置 ―――――――――――――――――――――― 東-5- 1
第１節　活動体制 ―――――――――――――――――――――――――――――― 東-5- 2
１　県の活動体制 ―――――――――――――――――――――――――――――― 東-5- 2
２　市町村・各防災機関の活動体制 ―――――――――――――――――――――― 東-5- 5
第２節　警戒宣言の伝達及び広報 ―――――――――――――――――――――――― 東-5- 8

１　警戒宣言の伝達 ―― 東-5- 8
２　警戒宣言時の広報 ―― 東-5- 11
第３節　警備対策 ―― 東-5- 13
１　基本的な活動 ―― 東-5- 13
２　東海地震に係る周辺地域としての特別な活動 ―― 東-5- 13
第４節　水防・消防等対策 ―― 東-5- 14
１　県 ―― 東-5- 14
２　市町村 ―― 東-5- 15
３　水防管理団体 ―― 東-5- 15
４　国（河川管理者） ―― 東-5- 15
第５節　公共輸送対策 ―― 東-5- 16
１　東日本旅客鉄道株式会社の措置 ―― 東-5- 16
２　民営鉄道の措置 ―― 東-5- 18
３　バス、タクシー等対策 ―― 東-5- 19
第６節　交通対策 ―― 東-5- 20
１　道路交通対策 ―― 東-5- 20
２　飛行場対策 ―― 東-5- 25
３　海上交通対策 ―― 東-5- 27
第７節　上下水道、電気、ガス、通信等対策 ―― 東-5- 28
１　上水道対策 ―― 東-5- 28
２　下水道対策 ―― 東-5- 29
３　電気対策 ―― 東-5- 29
４　ガス対策 ―― 東-5- 30
５　通信対策 ―― 東-5- 33
６　工業用水道対策 ―― 東-5- 35
第８節　学校・病院・社会福祉施設等対策 ―― 東-5- 36
１　学校対策 ―― 東-5- 36
２　病院対策 ―― 東-5- 36
３　社会福祉施設等対策 ―― 東-5- 37
第９節　避難対策 ―― 東-5- 38
１　警戒宣言時の措置 ―― 東-5- 38
２　事前の措置 ―― 東-5- 38
第１０節　救護救援・防疫対策・保健活動 ―― 東-5- 40
１　救護救援対策 ―― 東-5- 40
２　防疫対策 ―― 東-5- 40
３　保健活動 ―― 東-5- 41
第１１節　その他の対策 ―― 東-5- 42
１　食料、医薬品等の確保 ―― 東-5- 42
２　緊急輸送の実施準備 ―― 東-5- 42
３　県が管理、運営する施設対策 ―― 東-5- 42
４　県税の申告、納付等に関する措置 ―― 東-5- 43
５　その他（特定動物の逸走防止） ―― 東-5- 43
第６章　県民等のとるべき措置 ―― 東-6- 1

第１節　県民のとるべき措置 ―――――――――――――――――――――――――― 東-6- 1
第２節　自主防災組織のとるべき措置 ―――――――――――――――――――――― 東-6- 4
第３節　事業所のとるべき措置 ―――――――――――――――――――――――――― 東-6- 5

第３編　風水害等編

第１章　総　則 ―――――――――――――――――――――――――――――――― 風-1- 1
第１節　県土の保全 ―――――――――――――――――――――――――――――― 風-1- 2
１　治　水 ―――――――――――――――――――――――――――――――― 風-1- 3
２　治　山 ―――――――――――――――――――――――――――――――― 風-1- 5
３　海　岸 ―――――――――――――――――――――――――――――――― 風-1- 5
第２章　災害予防計画 ―――――――――――――――――――――――――――― 風-2- 1
第１節　防災意識の向上 ―――――――――――――――――――――――――――― 風-2- 3
１　防災教育 ―――――――――――――――――――――――――――――――― 風-2- 3
２　過去の災害教訓の伝承 ―――――――――――――――――――――――――― 風-2- 3
３　防災広報の充実 ―――――――――――――――――――――――――――― 風-2- 3
４　自主防災体制の強化 ―――――――――――――――――――――――――― 風-2- 5
５　防災訓練の充実 ―――――――――――――――――――――――――――― 風-2- 6
第２節　水害予防対策 ―――――――――――――――――――――――――――― 風-2- 8
１　水害予防計画 ―――――――――――――――――――――――――――― 風-2- 8
２　高潮予防計画 ―――――――――――――――――――――――――――― 風-2- 12
第３節　土砂災害予防対策 ―――――――――――――――――――――――――― 風-2- 15
１　土砂災害防止法に基づく対策の推進 ―――――――――――――――――― 風-2- 15
２　土砂災害に対する警戒避難体制の整備 ―――――――――――――――― 風-2- 16
３　防災知識の普及啓発 ―――――――――――――――――――――――――― 風-2- 17
４　県土保全事業の推進 ―――――――――――――――――――――――――― 風-2- 17
５　孤立集落対策 ―――――――――――――――――――――――――――― 風-2- 19
６　災害に強いまちづくりの推進―――――――――――――――――――――― 風-2- 20
第４節　風害予防対策 ―――――――――――――――――――――――――――― 風-2- 21
１　台風・竜巻等に関する知識の普及啓発 ―――――――――――――――― 風-2- 21
２　農作物等の風害防止対策 ―――――――――――――――――――――― 風-2- 22
３　電力施設風害防止対策 ―――――――――――――――――――――――― 風-2- 22
４　通信施設風害防止対策 ―――――――――――――――――――――――― 風-2- 23
５　水道施設の風害による停電対策 ―――――――――――――――――――― 風-2- 24
６　共同溝・電線共同溝等の整備 ―――――――――――――――――――― 風-2- 24
第５節　雪害予防対策 ―――――――――――――――――――――――――――― 風-2- 25
１　道路雪害防止対策 ―――――――――――――――――――――――――― 風-2- 25
２　農作物等の雪害防止対策 ―――――――――――――――――――――― 風-2- 25
３　電力施設雪害防止対策 ―――――――――――――――――――――――― 風-2- 27
４　通信施設雪害防止対策 ―――――――――――――――――――――――― 風-2- 27
第６節　火災予防対策 ―――――――――――――――――――――――――――― 風-2- 28
１　火災予防に係る立入検査 ―――――――――――――――――――――― 風-2- 28
２　住宅防火対策 ―――――――――――――――――――――――――――― 風-2- 28
３　火災予防についての啓発 ―――――――――――――――――――――― 風-2- 28

第７節　消防計画 ―――――――――――――――――――――――――――――――― 風-2- 30
１　消防体制・施設の強化 ―――――――――――――――――――――――――― 風-2- 30
２　消防職員、団員等の教育訓練 ―――――――――――――――――――――――― 風-2- 30
３　市町村相互の応援体制 ―――――――――――――――――――――――――― 風-2- 30
４　広域航空消防応援体制 ―――――――――――――――――――――――――― 風-2- 31
５　消防思想の普及 ―――――――――――――――――――――――――――― 風-2- 31
６　市町村の消防計画及びその推進 ―――――――――――――――――――――― 風-2- 31
第８節　要配慮者等の安全確保のための体制整備 ―――――――――――――――― 風-2- 33
１　避難行動要支援者への対応 ―――――――――――――――――――――――― 風-2- 33
２　要配慮者全般への対応 ―――――――――――――――――――――――――― 風-2- 35
３　社会福祉施設等における防災対策 ―――――――――――――――――――― 風-2- 37
４　外国人への対応 ―――――――――――――――――――――――――――― 風-2- 37
第９節　情報連絡体制の整備 ―――――――――――――――――――――――― 風-2- 38
１　県における災害情報通信施設の整備 ―――――――――――――――――― 風-2- 38
２　市町村における災害通信施設の整備 ―――――――――――――――――― 風-2- 41
３　警察における災害通信網の整備 ―――――――――――――――――――― 風-2- 41
４　東京電力パワーグリッド㈱における被害情報伝達体制の整備―――――――― 風-2- 41
５　東日本電信電話㈱千葉事業部における災害通信施設の整備 ―――――――― 風-2- 41
６　㈱ＮＴＴドコモ千葉支店における災害通信施設の整備 ―――――――――― 風-2- 42
７　ＫＤＤＩ㈱における電気通信サービス施設の整備 ―――――――――――― 風-2- 42
８　ソフトバンク㈱における災害通信施設等の整備―――――――――――――― 風-2- 42
９　楽天モバイル㈱における災害通信施設等の整備―――――――――――――― 風-2- 42
10　非常通信体制の充実強化 ―――――――――――――――――――――――― 風-2- 42
11　アマチュア無線の活用 ―――――――――――――――――――――――― 風-2- 42
12　その他通信網の整備 ―――――――――――――――――――――――――― 風-2- 42
第１０節　備蓄・物流計画 ―――――――――――――――――――――――― 風-2- 43
１　食料・生活必需物資等の供給体制の整備 ―――――――――――――――― 風-2- 43
２　医薬品及び応急医療資機材等の整備 ―――――――――――――――――― 風-2- 44
３　水防用資機材の整備 ―――――――――――――――――――――――――― 風-2- 45
第１１節　防災施設の整備 ―――――――――――――――――――――――― 風-2- 46
１　防災危機管理センターの整備 ―――――――――――――――――――――― 風-2- 46
２　防災センターの整備 ―――――――――――――――――――――――――― 風-2- 46
３　県消防学校における防災教育機能―――――――――――――――――――― 風-2- 46
４　避難施設の整備 ―――――――――――――――――――――――――――― 風-2- 46
５　道の駅の防災機能強化 ―――――――――――――――――――――――――― 風-2- 49
第１２節　帰宅困難者等対策 ―――――――――――――――――――――――― 風-2- 50
１　一斉帰宅の抑制 ―――――――――――――――――――――――――――― 風-2- 50
２　情報連絡体制の整備 ―――――――――――――――――――――――――― 風-2- 50
３　帰宅困難者等への情報提供 ―――――――――――――――――――――――― 風-2- 50
４　大規模集客施設を管理する事業者及び鉄道事業者の取組み ―――――――― 風-2- 50
第１３節　防災体制の整備 ―――――――――――――――――――――――― 風-2- 51
１　県の防災体制の整備 ―――――――――――――――――――――――――― 風-2- 51
第３章　災害応急対策計画 ―――――――――――――――――――――――――― 風-3- 1

第１節　災害対策本部活動 ―――― 風-3- 4
１　県の活動体制 ―――― 風-3- 4
２　市町村の活動体制 ―――― 風-3- 15
３　指定行政機関等の活動体制 ―――― 風-3- 15
４　県災害対策本部等と国、市町村及び防災関係機関との連携 ―――― 風-3- 15
５　市町村支援 ―――― 風-3- 16
６　災害救助法の適用手続等 ―――― 風-3- 16
第２節　情報収集・伝達体制 ―――― 風-3- 21
１　通信体制 ―――― 風-3- 21
２　気象注意報・警報等の伝達及び気象業務の整備 ―――― 風-3- 24
３　被害情報等収集・報告 ―――― 風-3- 36
４　災害時の広報 ―――― 風-3- 41
第３節　水防計画 ―――― 風-3- 43
１　水防の目的 ―――― 風-3- 43
２　水防の責任 ―――― 風-3- 43
３　津波における留意事項 ―――― 風-3- 43
４　安全配慮 ―――― 風-3- 43
５　水防本部の組織 ―――― 風-3- 44
６　水防本部の配備体制と活動内容 ―――― 風-3- 46
７　水防配備指令伝達系統 ―――― 風-3- 49
８　水防配備の解除 ―――― 風-3- 50
第４節　避難計画 ―――― 風-3- 51
１　計画方針 ―――― 風-3- 51
２　実施機関 ―――― 風-3- 51
３　避難の指示等 ―――― 風-3- 51
４　避難誘導等 ―――― 風-3- 53
５　避難所等の開設・運営 ―――― 風-3- 54
６　安否情報の提供 ―――― 風-3- 55
第５節　要配慮者等の安全確保対策 ―――― 風-3- 56
１　避難誘導等 ―――― 風-3- 56
２　避難所の開設、要配慮者への対応 ―――― 風-3- 56
３　福祉避難所の設置 ―――― 風-3- 57
４　避難所から福祉避難所への移送 ―――― 風-3- 57
５　被災した要配慮者等の生活の確保 ―――― 風-3- 57
第６節　消防・救助救急・医療救護活動 ―――― 風-3- 58
１　救助・救急 ―――― 風-3- 58
２　水防活動 ―――― 風-3- 59
３　危険物等の対策 ―――― 風-3- 59
４　医療救護 ―――― 風-3- 62
５　航空機の運用調整等 ―――― 風-3- 70
第７節　警備・交通の確保・緊急輸送対策 ―――― 風-3- 71
１　災害警備計画 ―――― 風-3- 71
２　交通対策計画 ―――― 風-3- 72

３　在港船舶対策計画 ―― 風-3- 77
４　緊急輸送 ―― 風-3- 78
第８節　救援物資供給活動 ―― 風-3- 80
１　応急給水 ―― 風-3- 80
２　食料・生活必需物資等の供給体制 ―― 風-3- 82
３　燃料の調達 ―― 風-3- 85
４　電源車の配備 ―― 風-3- 85
第９節　広域応援の要請及び県外支援 ―― 風-3- 86
１　国等に対する応援要請 ―― 風-3- 86
２　他道府県等に対する応援要請 ―― 風-3- 86
３　千葉県大規模災害時応援受援計画 ―― 風-3- 87
４　県の市町村への応援 ―― 風-3- 90
５　県による応急措置の代行 ―― 風-3- 90
６　市町村間の相互応援 ―― 風-3- 90
７　市町村の受援体制の整備 ―― 風-3- 91
８　消防機関の応援 ―― 風-3- 91
９　国土交通省所管の公共施設に係る相互応援 ―― 風-3- 91
10　水道事業体等の相互応援 ―― 風-3- 91
11　下水道施設に係る災害時支援 ―― 風-3- 92
12　資料の提供及び交換 ―― 風-3- 92
13　経費の負担 ―― 風-3- 92
14　民間団体等との協定等の締結 ―― 風-3- 92
15　海外からの支援受入れ ―― 風-3- 92
16　県外被災県等への支援 ―― 風-3- 92
17　広域避難 ―― 風-3- 93
18　広域一時滞在 ―― 風-3- 94
第１０節　自衛隊への災害派遣要請 ―― 風-3- 95
１　災害派遣の要請 ―― 風-3- 95
２　災害派遣の方法 ―― 風-3- 95
３　災害派遣要請の手続等 ―― 風-3- 96
４　知事への災害派遣の要請の要求 ―― 風-3- 97
５　自衛隊との連絡 ―― 風-3- 97
６　災害派遣部隊の受入体制 ―― 風-3- 98
７　災害派遣部隊の撤収要請 ―― 風-3- 99
８　経費負担区分 ―― 風-3- 99
９　自衛隊の即応態勢 ―― 風-3- 99
第１１節　学校等の安全対策・文化財の保護 ―― 風-3-100
１　防災体制の確立 ―― 風-3-100
２　学用品の調達及び支給 ―― 風-3-101
３　授業料等の減免・育英補助の措置 ―― 風-3-102
４　学校給食の実施 ―― 風-3-102
５　文化財の応急対策 ―― 風-3-102
第１２節　帰宅困難者等対策 ―― 風-3-103

１　一斉帰宅抑制の呼びかけ ―― 風-3-103
２　企業、学校など関係機関における施設内待機 ―― 風-3-103
３　大規模集客施設や駅等における利用者保護 ―― 風-3-103
４　帰宅困難者等への情報提供 ―― 風-3-103
５　一時滞在施設の開設及び施設への誘導 ―― 風-3-103
第１３節　保健衛生、防疫、廃棄物等対策 ―― 風-3-104
１　保健活動 ―― 風-3-104
２　飲料水の安全確保 ―― 風-3-104
３　防　疫 ―― 風-3-104
４　死体の捜索処理等 ―― 風-3-106
５　動物対策 ―― 風-3-108
６　清掃及び障害物の除去 ―― 風-3-108
第１４節　応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理 ―― 風-3-111
１　応急仮設住宅の供与等 ―― 風-3-111
２　被災宅地危険度判定支援体制の整備 ―― 風-3-112
３　罹災証明書の交付体制の確立 ―― 風-3-113
第１５節　ライフライン関連施設等の応急復旧 ―― 風-3-114
１　水道施設 ―― 風-3-114
２　電気施設 ―― 風-3-115
３　下水道施設 ―― 風-3-118
４　ガス施設 ―― 風-3-119
５　通信施設 ―― 風-3-125
６　放送機関 ―― 風-3-127
７　工業用水道 ―― 風-3-128
第１６節　ボランティアの協力 ―― 風-3-129
１　災害ボランティアセンターの設置 ―― 風-3-129
２　ボランティアの活動分野 ―― 風-3-130
３　ボランティアとして協力を求める個人、団体 ―― 風-3-130
４　ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ ―― 風-3-131
５　災害時におけるボランティアの登録、派遣 ―― 風-3-132
６　ボランティア受入体制 ―― 風-3-133
７　災害ボランティアセンター運営スタッフ等の養成等 ―― 風-3-133
８　日本赤十字社千葉県支部防災ボランティア養成・研修計画 ―― 風-3-134
第４章　災害復旧計画 ―― 風-4-　1
第１節　被災者生活安定のための支援 ―― 風-4-　2
１　被災者に関する支援の情報の提供等 ―― 風-4-　2
２　被災者生活再建支援金 ―― 風-4-　2
３　公営住宅の建設等 ―― 風-4-　3
４　災害援護資金 ―― 風-4-　3
５　生活福祉資金 ―― 風-4-　4
６　県税の減免等 ―― 風-4-　5
７　生活相談 ―― 風-4-　6
８　雇用の維持に向けた事業主への支援 ―― 風-4-　6

9　義援金 ―― 風-4- 6
10　その他の生活確保 ―― 風-4- 9
11　中小企業への融資 ―― 風-4- 9
12　農林漁業者への融資 ―― 風-4- 11
第２節　ライフライン関連施設等の復旧計画 ―― 風-4- 13
1　水道施設 ―― 風-4- 13
2　下水道施設 ―― 風-4- 13
3　電気施設 ―― 風-4- 13
4　ガス施設 ―― 風-4- 14
5　通信施設 ―― 風-4- 15
6　工業用水道施設 ―― 風-4- 15
7　農林・水産業施設 ―― 風-4- 15
8　公共土木施設 ―― 風-4- 16
第３節　激甚災害の指定 ―― 風-4- 18
1　激甚災害に関する調査 ―― 風-4- 18
2　特別財政援助額の交付手続等 ―― 風-4- 18
第４節　災害復興 ―― 風-4- 19
1　体制の整備 ―― 風-4- 19
2　災害からの復興に関する基本的な考え方 ―― 風-4- 19
3　想定される復興準備計画 ―― 風-4- 19
4　復興対策の研究、検討 ―― 風-4- 20

第４編　放射性物質事故編

第１章　基本方針 ―― 放-1- 1
第２章　放射性物質事故の想定 ―― 放-2- 1
第３章　放射性物質事故予防対策 ―― 放-3- 1
1　県内の放射性物質取扱事業所の把握 ―― 放-3- 1
2　情報の収集・連絡体制の整備 ―― 放-3- 1
3　通信手段の確保 ―― 放-3- 1
4　応急活動体制の整備 ―― 放-3- 1
5　環境放射線モニタリング体制の整備 ―― 放-3- 1
6　緊急時被ばく医療体制の整備 ―― 放-3- 2
7　退避誘導体制の整備 ―― 放-3- 2
8　広報相談活動体制の整備 ―― 放-3- 2
9　防災教育・防災訓練の実施 ―― 放-3- 2
10　県内事業所における事故予防対策 ―― 放-3- 3
第４章　放射性物質事故応急対策 ―― 放-4- 1
1　情報の収集・連絡 ―― 放-4- 1
2　事業者による応急対策活動の実施 ―― 放-4- 1
3　緊急時における環境放射線モニタリング等活動の実施 ―― 放-4- 2
4　放射性物質事故応急対策本部・災害対策本部の設置 ―― 放-4- 2
5　情報の分析・整理 ―― 放-4- 2
6　避難等の防護対策 ―― 放-4- 2

7　緊急輸送 ―― 放-4- 2
8　緊急時被ばく医療対策 ―― 放-4- 2
9　広報相談活動 ―― 放-4- 2
10　飲料水及び飲食物の摂取制限、出荷制限等 ―― 放-4- 3
11　消防活動 ―― 放-4- 3
12　広域避難 ―― 放-4- 3
第５章　放射性物質事故復旧対策 ―― 放-5- 1
1　汚染された土壌等の除染等の措置 ―― 放-5- 1
2　各種制限措置等の解除 ―― 放-5- 1
3　被災住民の健康管理 ―― 放-5- 1
4　風評被害対策 ―― 放-5- 1
5　廃棄物等の適正な処理 ―― 放-5- 1

第５編　大規模火災等編

第１章　大規模火災対策 ―― 大-1- 1
第１節　基本方針 ―― 大-1- 1
第２節　予防計画 ―― 大-1- 2
1　建築物不燃化の促進 ―― 大-1- 2
2　防災空間の整備・拡大 ―― 大-1- 2
3　市街地の整備 ―― 大-1- 2
4　火災に係る立入検査 ―― 大-1- 2
5　住宅防火対策 ―― 大-1- 3
6　多数の者を収容する建築物の防火対策 ―― 大-1- 3
7　大規模・高層建築物の防火対策 ―― 大-1- 3
8　文化財の防火対策 ―― 大-1- 3
9　消防組織及び施設の整備充実 ―― 大-1- 4
第３節　応急対策計画 ―― 大-1- 5
1　県の応急活動体制 ―― 大-1- 5
2　情報収集・伝達体制 ―― 大-1- 5
3　災害救助法の適用 ―― 大-1- 5
4　消防活動 ―― 大-1- 5
5　救助・救急計画 ―― 大-1- 5
6　交通規制計画 ―― 大-1- 6
7　避難計画 ―― 大-1- 6
8　救援・救護計画 ―― 大-1- 6
第２章　林野火災対策 ―― 大-2- 1
第１節　基本方針 ―― 大-2- 1
第２節　予防計画 ―― 大-2- 2
1　広報宣伝 ―― 大-2- 2
2　法令による規制 ―― 大-2- 2
3　予防施設の設置 ―― 大-2- 2
4　体制の整備 ―― 大-2- 2
5　消火施設の設置 ―― 大-2- 2

６　林野等の整備 ―― 大-2- 3
７　林野火災特別地域対策事業 ―― 大-2- 3
第３節　応急対策計画 ―― 大-2- 4
１　県の応急活動体制 ―― 大-2- 4
２　消防計画の樹立 ―― 大-2- 4
３　総合的消防体制の確立 ―― 大-2- 4
４　避難計画 ―― 大-2- 4
５　立入禁止区域の設定等 ―― 大-2- 4
６　その他 ―― 大-2- 5
第３章　危険物等災害対策 ―― 大-3- 1
第１節　基本方針 ―― 大-3- 1
１　危険物 ―― 大-3- 1
２　高圧ガス ―― 大-3- 1
３　火薬類 ―― 大-3- 1
４　毒物劇物 ―― 大-3- 1
第２節　予防計画 ―― 大-3- 2
１　危険物 ―― 大-3- 2
２　高圧ガス ―― 大-3- 2
３　火薬類 ―― 大-3- 3
４　毒物劇物 ―― 大-3- 4
５　危険物等による環境汚染の防止対策 ―― 大-3- 4
第３節　応急対策計画 ―― 大-3- 5
１　県の応急活動体制 ―― 大-3- 5
２　危険物 ―― 大-3- 5
３　高圧ガス ―― 大-3- 5
４　火薬類 ―― 大-3- 6
５　毒物劇物 ―― 大-3- 7
第４章　油等海上流出災害対策 ―― 大-4- 1
第１節　基本方針 ―― 大-4- 1
１　対象災害 ―― 大-4- 1
２　防災関係機関等の処理すべき事務及び業務の大綱 ―― 大-4- 1
３　事故原因者等の責務 ―― 大-4- 3
第２節　予防計画 ―― 大-4- 4
１　航行の安全確保 ―― 大-4- 4
２　広域的な活動体制 ―― 大-4- 4
３　災害応急対策への備え ―― 大-4- 4
４　訓　練 ―― 大-4- 5
第３節　応急対策計画 ―― 大-4- 6
１　県の応急活動体制 ―― 大-4- 6
２　防除方針 ―― 大-4- 6
３　情報連絡活動 ―― 大-4- 6
４　流出油の防除措置 ―― 大-4- 6
５　広報広聴活動 ―― 大-4- 7

６　環境保全等に関する対策 ---------- 大-4- 7
７　油回収作業実施者の健康対策 ---------- 大-4- 7
８　その他 ---------- 大-4- 8

第６編　公共交通等事故編

第１章　海上事故災害対策 ---------- 公-1- 1
第１節　基本方針 ---------- 公-1- 1
第２節　予防計画 ---------- 公-1- 2
１　各種予防対策 ---------- 公-1- 2
２　資機材等の整備 ---------- 公-1- 2
第３節　応急対策計画 ---------- 公-1- 3
１　県の応急活動体制 ---------- 公-1- 3
２　情報の収集伝達 ---------- 公-1- 3
３　応急活動体制 ---------- 公-1- 3
４　関係機関の体制 ---------- 公-1- 4
５　各種活動 ---------- 公-1- 4
６　応援体制 ---------- 公-1- 5
第２章　航空機事故災害対策 ---------- 公-2- 1
第１節　基本方針 ---------- 公-2- 1
第２節　予防計画 ---------- 公-2- 2
１　情報の収集・連絡体制の整備 ---------- 公-2- 2
２　協力・応援体制の整備 ---------- 公-2- 2
３　消火救難、救助・救急及び医療活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ---------- 公-2- 2
４　防災訓練 ---------- 公-2- 2
第３節　応急対策計画 ---------- 公-2- 3
１　県の応急活動体制 ---------- 公-2- 3
２　情報の収集 ---------- 公-2- 3
３　応急対策 ---------- 公-2- 5
４　応援体制 ---------- 公-2- 7
第３章　鉄道事故災害対策 ---------- 公-3- 1
第１節　基本方針 ---------- 公-3- 1
第２節　予防計画 ---------- 公-3- 2
１　各事業者による予防対策 ---------- 公-3- 2
２　行政等による予防対策 ---------- 公-3- 2
第３節　応急・復旧計画 ---------- 公-3- 3
１　行政等による応急活動体制 ---------- 公-3- 3
２　情報収集・伝達体制 ---------- 公-3- 3
３　相互協力・派遣要請計画 ---------- 公-3- 4
４　消防活動 ---------- 公-3- 5
５　救助・救急計画 ---------- 公-3- 5
６　交通規制 ---------- 公-3- 5
７　避難計画 ---------- 公-3- 5
８　各事業者による応急・復旧対策 ---------- 公-3- 6

第４章　道路事故災害対策 ---------- 公-4- 1
第１節　基本方針 ---------- 公-4- 1
第２節　予防計画 ---------- 公-4- 2
１　道路構造物の被災による多数の死傷者の発生への対処 ---------- 公-4- 2
２　危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出への対処 ---------- 公-4- 2
３　東京湾アクアラインの防災対策 ---------- 公-4- 3
第３節　応急対策計画 ---------- 公-4- 4
１　県の応急活動体制 ---------- 公-4- 4
２　道路構造物の被災による多数の死傷者の発生への対処 ---------- 公-4- 4
３　危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出への対処 ---------- 公-4- 5

千 葉 県 地 域 防 災 計 画

第１編　　総　　則

第１章　計画の目的及び構成

第１節　計画の目的

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第４０条の規定に基づき、千葉県防災会議が策定するこの計画は、昭和３８年の策定以来、これまで幾度にわたる修正を行ってきた。

平成２３年３月１１日に発生した東日本大震災は、マグニチュード９．０という過去最大の地震であり、未曽有の災害をもたらした。

本県でも、津波や液状化などにより大きな被害を受けたところである。

また、令和元年９月９日に本県に上陸した令和元年房総半島台風（台風１５号）は、県内１０箇所において、観測史上１位の最大瞬間風速を更新する記録的な暴風をもたらし、大規模停電とそれに伴う広範囲に渡る断水が発生した。

さらに、令和元年１０月に発生した令和元年東日本台風（台風１９号）、１０月２５日の大雨では、竜巻と推定される突風、河川の越水、土砂崩れなどにより大きな被害が発生した。

このような大規模災害の教訓等を礎とするとともに、近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、県域に係る災害対策を実施する際の、県、市町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体が処理すべき事務又は業務の大綱を定めるものである。

また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に被害を最小限にとどめるためには、公助はもとより自助・共助の取組が重要であり、県民、事業者、自主防災組織等の自助・共助の自主的かつ積極的な取組を一層推進するため、平成２５年１２月千葉県防災基本条例を制定したところである。

これら各主体の役割を明らかにし、地震津波災害、風水害、放射性物質事故や大規模火災、航空機・鉄道などの公共交通等の事故災害などの各種大規模事故災害の各段階に応じた災害予防、災害応急対策及び災害復旧について必要な対策の基本についても定めるとともに、これらの対策の総合的かつ計画的な推進を図ることにより、それぞれの主体が連携し、全機能を発揮して県民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

＜資料編１－１　千葉県防災基本条例＞
＜資料編１－２　千葉県防災会議条例＞
＜資料編１－３　千葉県防災会議運営要領＞
＜資料編１－４　千葉県防災会議の権限に属する事項のうち会長が処理できる事項について＞
＜資料編１－５　千葉県防災会議幹事会運営要領＞
＜資料編１－６　千葉県防災会議対策部会運営要領＞
＜資料編１－７　地区防災会議設置要綱＞

第２節　計画の構成

この計画は、現実の災害に対する対応に即したものとなるよう、災害の種類ごとに計画を作成しており、

第１編　総　則
第２編　地震・津波編
（地震・津波編附編　東海地震に係る周辺地域としての対応計画）
第３編　風水害等編
第４編　放射性物質事故編
第５編　大規模火災等編
第６編　公共交通等事故編
の６編をもって構成している。

第１編総則は、計画全般にわたる理念・基本方針を示すとともに、災害種別ごとの総則で示されていた事項を共通事項として整理するため、平成２４年修正において新設したものである。

第２編地震・津波編は、地震や津波による被害を軽減し、県民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧対策の基本についてまとめたものである。平成２３年３月に発生した東日本大震災では、本県においても津波による大きな被害が発生したことから、津波対策の充実を期するため、平成２４年修正において従来の震災編を改称したものである。また、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第５条第２項に基づく推進計画及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成１６年法律第２７号）第５条第２項に基づく推進計画の内容を含むものとする。

第２編地震・津波編の附編として定めている東海地震に係る周辺地域としての対応計画は、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）に基づいて指定された地震防災対策強化地域の周辺地域に位置する本県として、東海地震に係る警戒宣言が発令された場合における社会的混乱の発生の防止等を目的としてまとめたものである。

第３編風水害等編は、集中豪雨や台風、竜巻などに起因する風水害等による被害を軽減し、県民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧対策の基本についてまとめたものである。

第４編から第６編までの各編については、放射性物質事故対策計画の見直しに併せ、従来の大規模事故編に規定していた各種大規模事故災害への対策を種別ごとに３編に分類し、放射性物質事故、大規模火災等（大規模火災、林野火災、危険物等災害、油等海上流出災害）、公共交通等事故（海上事故、航空機事故、鉄道事故、道路事故）など大規模な事故災害に特有な予防対策や応急対策について定めたものである。この計画に定めのないものについては、第３編風水害等編の規定に準ずるものとする。

第２章　計画の基本的な考え方

第１節　減災を重視した防災対策の方向性

本県では、これまでに様々な地震津波災害や風水害等を経験し、その都度、防災対策を強化してきた。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることを認識し、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災対策の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、千葉県国土強靱化地域計画との整合を図りながら様々な対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめていくものとする。

＜資料編１－20　千葉県国土強靱化地域計画の概要＞

第２節　地域防災力の向上

大規模な災害においては、発災直後の県民一人ひとりの自覚や行動が生死を分ける結果になり得る。

平時から正しい知識を持ち、自らが考え、行動することの重要性を再認識し、「自らの命は自ら守る」とする自助の取組みの強化を図る。そのため、家庭や地域等と連携し、幼少期からの防災教育の充実に努め、また、県民は、災害教訓を伝承し、防災意識の向上に努める。

また、過去の大規模災害から、地域のつながりが重要であることが明らかとなっている。

阪神･淡路大震災では､建物の倒壊などにより生き埋めになった被災者を地域の人達が救助するなど、救命に大きな成果をあげているほか、東日本大震災でも、避難生活に地域のつながり、力が大きく貢献しているところである。都市化や核家族化の進展などの社会構造の変化により、地域コミュニティの弱体化が叫ばれ始めているが､「自分たちの地域は地域のみんなで守る」といった共助の考え方の重要性を再認識し、自主防災組織の機能強化や、災害対策コーディネーターの養成を促進し、共助の中核となる人材を育成するなどの取組みの強化に努める。

さらに、民間団体等と県・市町村との連携の取組みも重要となっている。阪神・淡路大震災以降、行政機関と民間団体・企業との協定締結による連携強化が進んできており、本県でも、生活協同組合連合会との物資の確保やボランティア活動支援に関する協定や、コンビニエンスストアチェーンとの物資供給に関する協定など、様々な分野での連携が進んでいる。最近では、市町村が建築士や土地家屋調査士の団体との間で、家屋の被害認定等に関する協定を締結するなどの動きも見えている。

これらの連携の輪をひろげていくことにより、社会の一員でもある民間団体等の力を最大限発揮するための取組みを進めていく。

このような取組みの強化と併せ、地震・津波や風水害などの様々な災害において、また、予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、千葉県防災基本条例の定めるところにより、自助・共助・公助が一体となって、県内全域の防災力の向上を図っていく。

また、これらの取組みの推進に当たっては、感染症への対策を講じていく。

第３節　要配慮者及び男女共同参画の視点

高齢者（特に、ひとり暮らし、ねたきり、認知症の高齢者等）、視覚障害者、聴覚・言語障害者、肢体不自由者、内臓機能障害などの内部障害者、知的障害者、発達障害者、精神障害者、難病患者等、乳幼児、妊産婦、外国人、旅行者等で特に配慮を要する者などの要配慮者は、それぞれの特性により、情報の支障、危険回避行動における支障、移動行動における支障、生活又は適応における支障など、避難行動や避難生活に関して様々な支障をかかえており、災害による被害を多く受ける傾向にある。

平成２３年版防災白書によると、東日本大震災では、津波による被害が特に大きかったことから、東北３県の死亡者のうち、９割以上の方が溺死とされているが、その年齢構成をみると、６０歳以上の方が約６５％を占めており、地域の年齢別人口構成比を大きく上回り、高齢者が犠牲となる割合が高かったことが明らかになっている。

本県でも、高齢化の進展や、障害のある人が年々増加している状況から、今後さらなる対策の充実が求められているところであり、地域と一体となった対策の強化に努めるとともに、大規模災害に際しての予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、要配慮者の視点に立った対策を講じるものとする。

また、東日本大震災や令和６年１月の能登半島地震において、避難所生活における更衣室の設置や女性に必要な物資の配布をはじめとした、様々な場面における女性への配慮の必要性が改めて認識されたところであり、防災分野における女性の参画拡大等の一層の推進が求められる。さらに、性的マイノリティの方への配慮など、多様な視点に立つことも必要とされる。被災時における男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮した災害対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大するとともに、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図るものとする。

第４節　計画に基づく施策の推進及び見直し

本計画は、県域の防災対策の総合的運営を図るための基本計画であり、本計画に基づく施策の効果的推進に努めるとともに、国の防災基本計画の見直しの都度、また、同見直しにとどまらず、定期的に点検・検証を行い、実効性のある計画とするための所要の見直しを随時行っていくこととする。

第３章　防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

千葉県の地域に係る災害対策を実施するにあたり、県、市町村のほか防災関係機関及び防災上重要な施設の管理者、県民、事業者、自主防災組織等の主な事務、業務を次のとおり明記し、災害を防止するとともに被害の軽減を図る。

また、各機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

【県】

1　千葉県防災会議及び県災害対策本部に関すること
2　防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること
3　災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること
4　災害の防除と拡大の防止に関すること
5　災害時における防疫その他保健衛生に関すること
6　災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること
7　被災産業に対する融資等の対策に関すること
8　被災県営施設の応急対策に関すること
9　災害時における文教対策に関すること
10　災害時における社会秩序の維持に関すること
11　災害対策要員の動員、雇上げに関すること
12　災害時における交通、輸送の確保に関すること
13　被災施設の復旧に関すること
14　市町村が処理する事務及び事業の指導、指示及びあっせん等に関すること
15　災害対策に関する自衛隊への派遣要請、国への派遣要請及び隣接都県市間の相互応援協力に関すること
16　災害救助法に基づく被災者の救助、保護に関すること
17　被災者の生活再建支援に関すること
18　市町村が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の総合調整に関すること

【市 町 村】

1　市町村防災会議及び市町村災害対策本部に関すること
2　防災に関する施設及び組織の整備並びに自主防災組織の充実並びに訓練に関すること
3　災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること
4　災害の防除と拡大の防止に関すること
5　救助、防疫等及び保健衛生に関すること
6　災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること
7　被災産業に対する融資等の対策に関すること
8　被災市町村営施設の応急対策に関すること
9　災害時における文教対策に関すること
10　災害対策要員の動員、雇上げに関すること
11　災害時における交通、輸送の確保に関すること
12　被災施設の復旧に関すること
13　管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること
14　被災者の避難生活や生活再建の支援に関すること

【指定地方行政機関】

（関東管区警察局）

1　管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関すること
2　管区内各県警察の相互援助の調整に関すること
3　他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関すること
4　警察通信の確保及び警察通信統制に関すること
5　津波、噴火警報等の伝達に関すること

（関東総合通信局）

1　非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること
2　災害時テレコム支援チーム（MIC－TEAM）による災害対応支援に関すること
3　災害対策用移動通信機器、臨時災害放送局用設備及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること
4　非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること
5　電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること

（関東財務局千葉財務事務所）

1　立会関係
　主務省が行う災害復旧事業費の査定の立会に関すること
2　融資関係
（1）災害つなぎ資金の貸付（短期）に関すること
（2）災害復旧事業費の融資（長期）に関すること
3　国有財産関係
（1）地方公共団体が防災上必要な通信施設等の応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること
（2）地方公共団体が災害による著しい被害を受けた小・中学校等の施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること
（3）地方公共団体が水防、消防その他の防災に関する施設の用に供する場合における普通財産の減額譲渡又は貸付に関すること
（4）災害の防除又は復旧を行おうとする事業者に対する普通財産の売払又は貸付に関すること
（5）県が急傾斜地崩壊防止施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付又は譲与に関すること
（6）県又は市町村が防災のための集団移転促進事業の用に供する場合における普通財産の譲与等に関すること
4　民間金融機関等に対する指示、要請関係
（1）災害関係の融資に関すること
（2）預貯金の払い戻し及び中途解約に関すること
（3）手形交換、休日営業等に関すること
（4）保険金の支払及び保険料の払込猶予に関すること
（5）営業停止等における対応に関すること

（関東信越厚生局）

1　管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること
2　関係職員の派遣に関すること
3　関係機関との連絡調整に関すること

（千葉労働局）

1　工場、事業所における労働災害の防止に関すること
2　労働力の確保及び被災者の生活確保に関すること

（関東農政局）

1　農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること
2　応急用食料・物資の支援に関すること
3　食品の需給・価格動向の調査に関すること
4　飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること
5　飼料、種子等の安定供給対策に関すること
6　病害虫防除及び家畜衛生対策に関すること
7　営農技術指導及び家畜の移動に関すること
8　被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること
9　農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること
10　被害農業者に対する金融対策に関すること

（関東森林管理局）

1　国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関すること
2　災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること

（関東経済産業局）

1　生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること
2　商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること
3　被災中小企業の振興に関すること

（関東東北産業保安監督部）

1　火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関すること
2　鉱山に関する災害の防止及び災害時の応急対策に関すること

（関東地方整備局）

1　災害予防
（1）防災上必要な教育及び訓練等に関すること
（2）通信施設等の整備に関すること
（3）公共施設等の整備に関すること
（4）災害危険区域等の関係機関への通知に関すること
（5）官庁施設の災害予防措置に関すること
（6）大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立に関すること
（7）豪雪害の予防に関すること
2　災害応急対策
（1）災害に関する情報の収集、災害対策の助言・協力及び予警報の伝達等に関すること
（2）水防活動、避難誘導活動等への支援に関すること
（3）建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること
（4）災害時における復旧資材の確保に関すること
（5）災害発生が予測されるとき又は災害時における応急工事等に関すること
（6）災害時のための応急復旧資機材の備蓄に関すること
（7）海洋汚染の拡散防止及び防除に関すること
（8）災害時相互協力に関する申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関すること

3　災害復旧

災害発生後、できる限り速やかに現況調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況を勘案のうえ、二次災害の防止に努めるとともに、迅速かつ適切な復旧を図るものとする。

（関東運輸局）

1　災害時における自動車運送事業者に対する運送の協力要請に関すること
2　災害時における被災者、災害必要物資等の輸送調整に関すること
3　災害による不通区間における迂回輸送等の指導に関すること
4　災害時における応急海上輸送に関すること
5　応急海上運送用船舶の緊急修理に関すること

（成田空港事務所）

1　災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること
2　遭難航空機の捜索及び救助に関すること
3　指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること

（関東地方測量部）

1　災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること
2　復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること
3　地殻変動の監視に関すること

（東京管区気象台）

1　気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること
2　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること
3　気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること
4　地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること
5　防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること

（第三管区海上保安本部）

1　海上災害の発生及び拡大の防止に関すること
2　船舶交通の安全、危険を防止し又は混雑を緩和するための船舶交通制限に関すること
3　海上における人命及び財産の保護並びに公共の秩序の維持に関すること
4　海難救助及び天災事変その他救済を必要とする場合における救助に関すること

（関東地方環境事務所）

1　有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること
2　廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること
3　放射性物質（2011年3月11日の東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所から放出された放射性物質に限る）による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関すること
4　行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること

（北関東防衛局）

1　災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること
2　災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること

【自 衛 隊】

1　災害派遣の準備

（1）防災関係資料の基礎調査に関すること

（2）自衛隊災害派遣計画の作成に関すること

（3）防災資材の整備及び点検に関すること

（4）千葉県地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画に合致した各種防災訓練の実施に関すること

2　災害派遣の実施

（1）人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関すること

（2）災害派遣時の救援活動における防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関すること

【指定公共機関】

（東日本電信電話（株）、（株）ＮＴＴドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株））

1　電気通信施設の整備に関すること

2　災害時等における通信サービスの提供に関すること

3　被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

（日本赤十字社千葉県支部）

1　医療救護に関すること

2　こころのケアに関すること

3　救援物資の備蓄及び配分に関すること

4　血液製剤の供給に関すること

5　義援金の受付及び配分に関すること

6　その他応急対応に必要な業務に関すること

（日本放送協会）

1　県民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること

2　県民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること

3　社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること

4　被災者の受信対策に関すること

（東日本高速道路（株））

1　東日本高速道路の保全に関すること

2　東日本高速道路の災害復旧に関すること

3　災害時における緊急交通路の確保に関すること

（首都高速道路（株））

1　首都高速道路の保全に関すること

2　首都高速道路の災害復旧に関すること

3　災害時における緊急交通路の確保に関すること

（独立行政法人水資源機構）

1　水資源開発施設（導水路を含む）の新築（水資源機構移行時に着手済みの事業等に限る。）又は改築及び維持管理に関すること

2　水資源開発施設の応急対策及び災害復旧に関すること

（成田国際空港（株））
1　災害時における空港の運用に関すること
2　空港施設及び航空機災害に対する防災対策に関すること
3　帰宅困難者対策に関すること

（東日本旅客鉄道（株））
1　鉄道施設の保全に関すること
2　災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
3　帰宅困難者対策に関すること

（日本貨物鉄道（株））
災害時における鉄道車両等による救助物資輸送の協力に関すること

（東京ガス（株）、東京ガスネットワーク（株））
1　ガス供給施設（製造設備等を含む）の建設及び安全確保に関すること
2　ガスの供給に関すること

（日本通運（株）千葉支店）
災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

（東京電力パワーグリッド（株））
1　災害時における電力供給に関すること
2　被災施設の応急対策と災害復旧に関すること

（ＫＤＤＩ（株））
1　電気通信施設の整備に関すること
2　災害時等における通信サービスの提供に関すること
3　被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

（日本郵便（株））
1　災害時における郵便事業運営の確保
2　災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
（1）被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること
（2）被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること
（3）被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること
（4）被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分に関すること
（5）被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除に関すること
3　災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること

（ソフトバンク（株））
1　電気通信施設の整備に関すること
2　災害時等における通信サービスの提供に関すること
3　被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

（楽天モバイル（株））
1 電気通信施設の整備に関すること
2 災害時等における通信サービスの提供に関すること
3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

（福山通運（株）、佐川急便（株）、ヤマト運輸（株）、西濃運輸（株））、（一社）ＡＺ－ＣＯＭ丸和・支援ネットワーク）
災害時における物資の輸送に関すること

（（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構）
被災鉄軌道施設の災害復旧の支援に関すること

【指定地方公共機関】

（千葉県手賀沼土地改良区、両総土地改良区及び印旛沼土地改良区）
1　用排水施設の整備と管理に関すること
2　農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること

（印旛利根川水防事務組合及び千葉県長沼水害予防組合）
1　水防施設資材の整備に関すること
2　水防計画の樹立と水防訓練に関すること
3　水防活動に関すること

京葉瓦斯（株）、大多喜ガス（株）、房州瓦斯（株）、京和ガス（株）、銚子瓦斯（株）、野田ガス（株）、角栄ガス（株）、総武ガス（株）、（公社）千葉県ＬＰガス協会、（株）エナジー宇宙
ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること

京成電鉄（株）、新京成電鉄（株）、東武鉄道（株）、小湊鉄道（株）、東京地下鉄（株）、京葉臨海鉄道（株）、北総鉄道（株）、流鉄（株）、銚子電気鉄道（株）、いすみ鉄道（株）、千葉都市モノレール（株）、東葉高速鉄道（株）、山万（株）、（株）舞浜リゾートライン、芝山鉄道（株）、首都圏新都市鉄道（株）
1　鉄道施設の保全に関すること
2　災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
3　帰宅困難者対策に関すること

（日本航空（株）及び全日本空輸（株））
1　航空機の運航の安全と確保に関すること
2　旅客の安全確保に関すること

（（公社）千葉県医師会）
1　医療及び助産活動に関すること
2　医師会と医療機関との連絡調整に関すること

（（一社）千葉県歯科医師会）
1　歯科医療活動に関すること
2　歯科医師会と医療機関及び歯科関係団体との連絡調整に関すること

（（一社）千葉県薬剤師会）
1　調剤業務及び医薬品の管理に関すること
2　医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること
3　地区薬剤師会との連絡調整に関すること

（(公社）千葉県看護協会）
1　医療救護活動に関すること
2　看護協会と医療機関等会員施設との連絡調整に関すること

（千葉テレビ放送（株)、(株）ニッポン放送及び（株）ベイエフエム）
1　県民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること
2　県民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
3　社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること

（(一社）千葉県トラック協会及び（一社）千葉県バス協会）
災害時における貨物自動車（トラック）及び旅客自動車（バス）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

（千葉県道路公社）
1　所管道路の保全に関すること
2　所管道路の災害復旧に関すること
3　災害時における緊急交通路の確保に関すること

【公共的団体】
（農業協同組合）
1　県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策への協力
2　農作物の災害応急対策の指導
3　被災農家に対する融資、あっせん
4　農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせん
5　農産物の需給調整

（森林組合）
1　県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策への協力
2　被災組合員に対する融資、あっせん

（漁業協同組合）
1　県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策への協力
2　漁船、共同施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立
3　被災組合員に対する融資、あっせん

（商工会議所・商工会）
1　市町村が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力
2　救援用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせん
3　融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力
4　災害時における物価安定への協力

（病院等医療施設）
1　避難施設の整備及び避難訓練の実施
2　災害時における収容者の保護及び誘導
3　災害時における病人等の収容及び保護
4　災害時における負傷者の医療及び助産救助

（学校法人）

1　避難施設の整備及び避難訓練の実施
2　災害時における児童生徒の保護及び誘導
3　災害時における応急教育計画の確立及び実施
4　被災施設の災害復旧

（金融機関）

被災事業者等に対する資金の融資

（社会福祉施設）

1　避難施設の整備及び避難訓練の実施
2　災害時における入所者の保護及び誘導

（社会福祉協議会）

1　要配慮者の支援
2　災害時におけるボランティア活動の支援

（危険物取扱施設）

1　安全管理の徹底
2　防護施設の整備

【県民、自主防災組織等】

（県民）

1　自らの生命・身体・財産を自ら守るための防災対策を自発的かつ積極的に行うとともに、食料、飲料水その他の生活必需物資の備蓄に努めること
2　地域において消防団、水防団、自主防災組織等及びボランティアが行う防災活動に積極的に参加するとともに、県及び市町村が実施する防災対策に協力すること
　また、過去の災害から得られた教訓の伝承や、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧等に寄与すること

（事業者）

1　従業者、施設利用者等の生命及び身体を守るための防災対策を自発的かつ積極的に行うよう努めること
2　地域において消防団、水防団、自主防災組織等及びボランティアが行う防災活動に積極的に参加するとともに、県及び市町村が実施する防災対策に協力すること
3　災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）の策定に努めるとともに、防災訓練の実施、復旧計画の策定、サプライチェーンの確保等の事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組を通じて、防災活動の推進に努めること

（自主防災組織）

1　地域住民の生命及び身体を守るための防災対策を主体的かつ積極的に行うよう努めること
2　県及び市町村が行う防災対策に協力するよう努めること

（ボランティア団体）

　普段から構成員間の連携を密にして活動体制の整備を図るとともに、災害時には行政機関と協力して迅速な救援救護活動の実施に寄与すること

＜資料編２－１　指定行政機関、指定地方行政機関等＞
＜資料編２－２　指定公共機関＞

＜資料編２－３　指定地方公共機関＞
＜資料編２－４　防災関係機関＞
＜資料編２－５　千葉県＞
＜資料編２－６　警察＞
＜資料編２－７　市町村＞
＜資料編２－８　消防本部＞
＜資料編２－９　自衛隊（県内部隊）＞
＜資料編２－10　千葉県災害ボランティアセンター連絡会加盟団体＞

第４章　地勢概要等

1　地　勢

（1）位　置

本県は、本州中央部の東端に位置し、東西に狭く、太平洋と東京湾に囲まれた半島（房総半島）にある。太平洋と東京湾に囲まれた半島部の海岸線と、半島のつけねを流れる利根川・江戸川に囲まれ、水で囲まれた島のような環境をなしている。

（2）地　形

本県の地形は、南から北に向かって大きく丘陵、台地、平野の三つに区分されている。

特に、南部の山間地は房総丘陵と呼ばれ、標高約３００m程度の山々が連なった、本県で最も高い地域であり、地表の侵食は幼年後期から壮年後期の形をなし、谷はかなり深く傾斜も急である。

房総丘陵は、一続きの地形ではなく、半島を横切るような数列の山地からなり、その間に細長い低地部をはさみ、この低地部から館山平野、鴨川平野となっている。

台地部は平坦ではなく、長柄町六地蔵付近の標高１２０m程度から野田市付近の標高１０m程度までと北へ向けて緩やかに傾き、下総台地と呼ばれている。

平野部は、利根川下流部の下利根平野と九十九里平野や東京湾に流れ込む主要河川の三角州などであるが、房総半島は丘陵と台地が主体となって構成されている。

東京湾沿岸では、遠浅の海底を利用した海岸の埋立造成地が広がっている。また、内陸部には、丘陵や台地を削り谷部を埋め立てるなどの人工造成地が広く分布している。

表１　千葉県の地勢一覧（千葉県勢要覧　令和５年版）

位　　置	極東　銚子市銚子漁港（黒生地区）東防波堤東端	E　140°　52′　54″
	極西　富津市第二海堡	E　139°　44′　21″
	極南　南房総市白浜町白浜	N　34°　53′　53″
	極北　野田市関宿三軒家	N　36°　06′　14″
県庁所在地	千葉市中央区市場町１番１号	E　140°　07′　N　35°　36′
広　が　り	東西　103.6km　南北　133.8km	
面　　積	5,156.48 ｋ㎡	（令和６年７月１日現在）
（全国比・順位）	1.36%　28位	（令和４年10月１日現在）
海岸線延長	531.015km	（令和４年３月31日現在）

（3）山地・平野

房総半島の中央山間部は千葉県で最も高く、とくに房総丘陵といわれる南部には、愛宕山、清澄山、鹿野山、嶺岡浅間、鋸山等の標高３００m以上の山地が連なっている。このうち鋸山から清澄山に至るいわゆる房総山脈は、本県最高山列で安房、君津の自然境をなしている。地表の侵食状況は幼年期後期から壮年期初期の形をなし、谷はかなり深く、傾斜も急である。

台地と丘陵を主体として構成されている房総半島には、沖積低地のまとまった平野に乏しい。

海流の運搬してきた流砂の堆積と土地の隆起によってできた九十九里平野、江戸川河口から富津洲に至る間の東京湾沿岸平野、北部の利根川、江戸川沿岸平野、加茂川、平久里川沿いの鴨川平野、館山平野をみることができる。

表２　主要山岳

山　岳　名	標　高(m)	所　在　地
愛宕山	408.1	鴨川市、南房総市
鹿野山	379.0	君津市、富津市
清澄山	377.0	鴨川市
二ッ山	376.0	鴨川市
御殿山	363.7	南房総市
富山	349.3	南房総市
石尊山	347.8	君津市、夷隅郡大多喜町
元清澄山	344.3	鴨川市、君津市
八良塚	342.0	君津市
御嶽山	341.0	夷隅郡大多喜町
伊予ヶ岳	336.3	南房総市
嶺岡浅間	334.7	鴨川市
高宕山	330.0	富津市、君津市
鋸山	329.1	富津市、安房郡鋸南町
高鶴山	326.0	鴨川市
鬼泪山	319.2	富津市
経塚山	310.5	南房総市

（国土地理院発行 25000 分の１の地形図より）

（４）河　川

本県の河川は、利根川、江戸川以外は全国的にみると規模の小さい河川が多く、東京湾に流入する養老川、小櫃川、小糸川、太平洋に流入する夷隅川が比較的大きな河川であるが、指定延長の最も長い小櫃川でも７７ｋｍ程度と短く、水量も少ない。

県内河川を分類すると大体次のように分けられる。

ア　利根川・江戸川支川区域

北部は利根川、西部は江戸川沿いに軟弱地盤の低地を形成しているが、流域の大部分は下総台地からなる。低地部は沼、湿地を開拓した水田地帯で、内水排除に苦しむ地域であり、台地部は都市化の進行に伴い河川への表流水の流出増により河川への負担を大きくしている。

イ　東京湾沿岸河川区域

北部は下総台地、南部は東京湾沿岸平野の低地を形成している。台地及び低地の都市化が進み、表流水の河川への流出増が大きく水害の発生頻度も高い状況にあり、災害ポテンシャルの高い地域であるとともに河川の水環境の悪化、斜面林、緑地等の減少などの問題を抱えている。河口部は干潟を形成していたが、現在ではそのほとんどが埋め立て地となっている。

ウ　九十九里河川区域

西部は下総台地、東部は太平洋に面している。河川は下総台地を水源に、低地である九十九里平野を緩やかに流れ、太平洋に注いでおり、河口付近では河口閉塞がみられる。中流部の市街地においては、河道の拡幅が困難であり、流下能力不足や地盤沈下の影響により内水はん濫が生じている。

エ　上総丘陵河川区域

豊かな自然環境に恵まれた水源かん養地域で、流域の大きな河川が多く、県下で最大の多雨地域となっている。都市化の進展は大きくないが、丘陵部でのゴルフ場等の開発が多い地域である。上流部は谷が深く急峻で中流部にかけて蛇行が著しく、砂防河川に指定されている区域が多い。また、洪水調節や農業、水道用の水源となるダムが数多く建設されている。河川沿いの低地部の水田地帯で浸水被害が発生している地域もある。

オ　安房河川区域

千葉県の最南端に位置し温暖な気候を生かした農業や酪農が盛んな地域である。鋸南から鴨川を結ぶ地域には破砕帯があり地すべりが多発している。丘陵部の上流は小河川が多く、砂防河川として改修を行っている。都市化の進展は見られず、人口は減少傾向を示している。

（5）湖　沼

千葉県北部に位置する印旛沼、手賀沼は、古くから利根川の遊水池であったため、昔から排水に苦慮してきた低湿地でもある。現在も、出水があると機械排水に頼らざるを得ない状態である。

この印旛沼と手賀沼との間の北総台地には、千葉ニュータウンをはじめ多くの大規模宅地開発が進められている。これらの開発による沼への表流水の流出量の増大に対処するため、流入河川の改修、沼の治水安全度の確保が急務とされている。

ア　印旛沼

印旛沼は、湖面積６２６ｈａの北沼と５２９ｈａの西沼からなり、その流域面積は、５４１．１８ｋ㎡である。流入する主な河川には鹿島川、印旛放水路上流部（新川）、神崎川等がある。そのうち鹿島川は、この周辺河川では最大の流域面積２５１．９ｋ㎡を有する。出水時、印旛沼に流入する洪水は、現在、長門川流末の印旛排水機場により利根川に排水する一方、沼西端の平戸から千葉市検見川に至る印旛放水路（新川・花見川）の中点八千代市村上に設けられた大和田排水機場より東京湾に排水されている。

イ　手賀沼

手賀沼は、湖面積６５０ｈａで、その流域面積は１６５．１１ｋ㎡である。流入する主な河川には大堀川、大津川及び金山落がある。出水時は、手賀沼排水機場及び北千葉導水事業により新たに完成した排水機場で利根川に排水している。

（6）海　岸

本県はその地形上から海岸線が長いことが特徴である。江戸川デルタから富津洲までの約６０ｋｍの内湾は、遠浅の砂浜海岸であったが、この地帯は、既に埋立による土地造成が行われ、住宅地や工業地域となっている。これに対して東京湾南部の富津洲から洲崎までは、地質上一続きであった房総三浦丘陵地の陥没によってできた浦賀水道といわれる海溝部で、海底状況も深く変化に富んでいる。

一方太平洋側の飯岡から太東岬に至る約６０ｋｍの九十九里海岸は、外洋砂浜海岸の特色を示している。砂浜に砂丘を横たえ、遠浅ではあるが傾斜が大で波浪が激しいことが特徴である。次に太東岬より洲崎までは、一般に岩礁の磯浜海岸であり、一部砂浜海岸もところどころみられ、各所にそれぞれかっこうな漁港がある。

2　地　質

本県のほとんどが関東構造盆地の南半分に位置する。この構造分地の基盤岩（花崗岩、変成岩等）は、関東山地や筑波山地と呼ばれる関東平野周辺の山岳地や犬吠崎付近等で地表に露出しているが、本県の中央部では最も深いところで５，５００ｍを超え、盆状の形状をなしている。

一方、構造盆地内に堆積する地層は、比較的新しい地層で、下位より保田層群、三浦層群、上総層群、下総層群及び平野や河川沿いの地域に分布している沖積層である。

なお、これら層群間には地殻運動によると考えられる不整合が存在する。すなわち、黒滝不整合（三浦層群と上総層群の間）、東京湾不整合（上総層群と下総層群の間）、沖積層基底に発達する不整合現象などである。

また、最後の沖積層基底の不整合は、地殻変動に伴う下総層群の堆積盆の隆起とウルム氷期の海水準低下によって形成された現象であるため、関東構造盆地内のほとんどの地域で認められている。この不整合の上位には沖積層が発達しており、さらに沖積層の上には多くの地域で埋立層が認められている。これらの地層を地震地質学的観点からみた場合、各不整合を境として地震波の速度が異なるとともに振動特性も変わってくることが知られている。

図１　千葉県の地質層序表

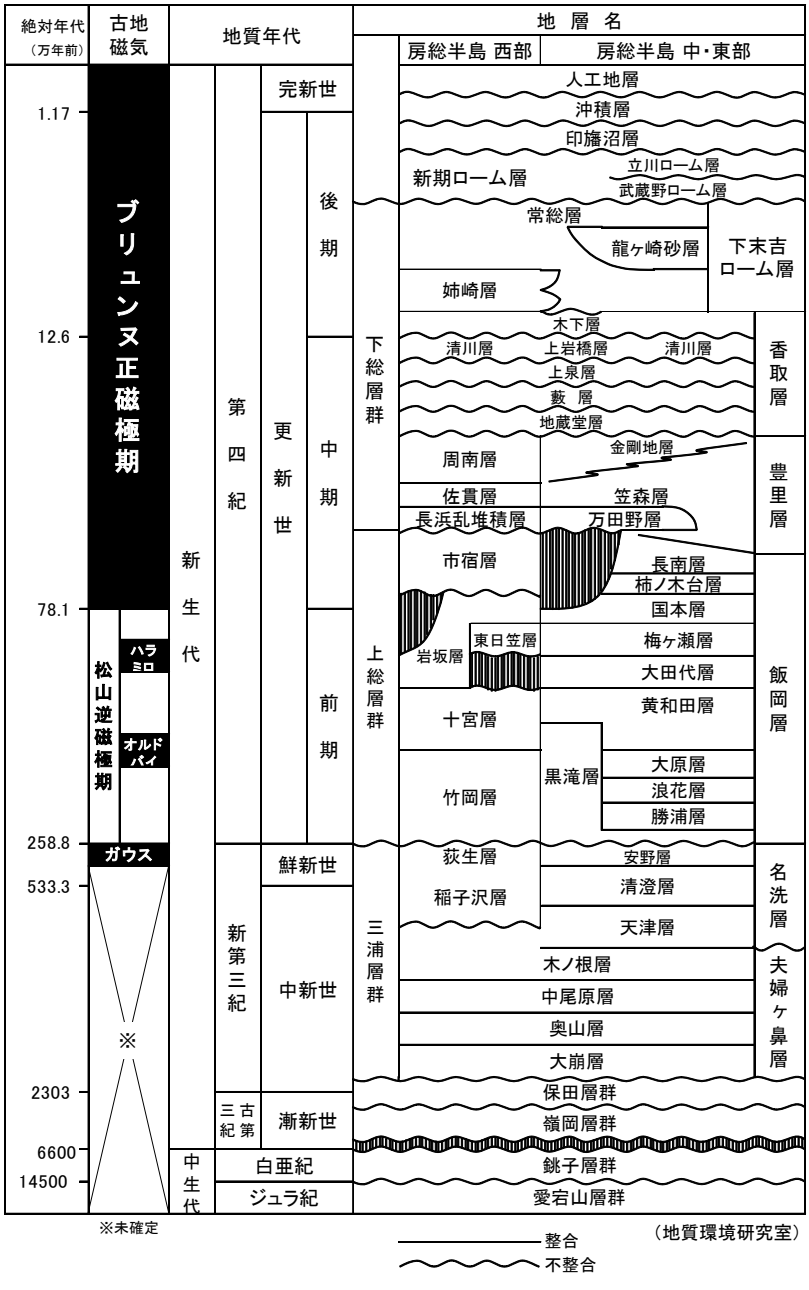
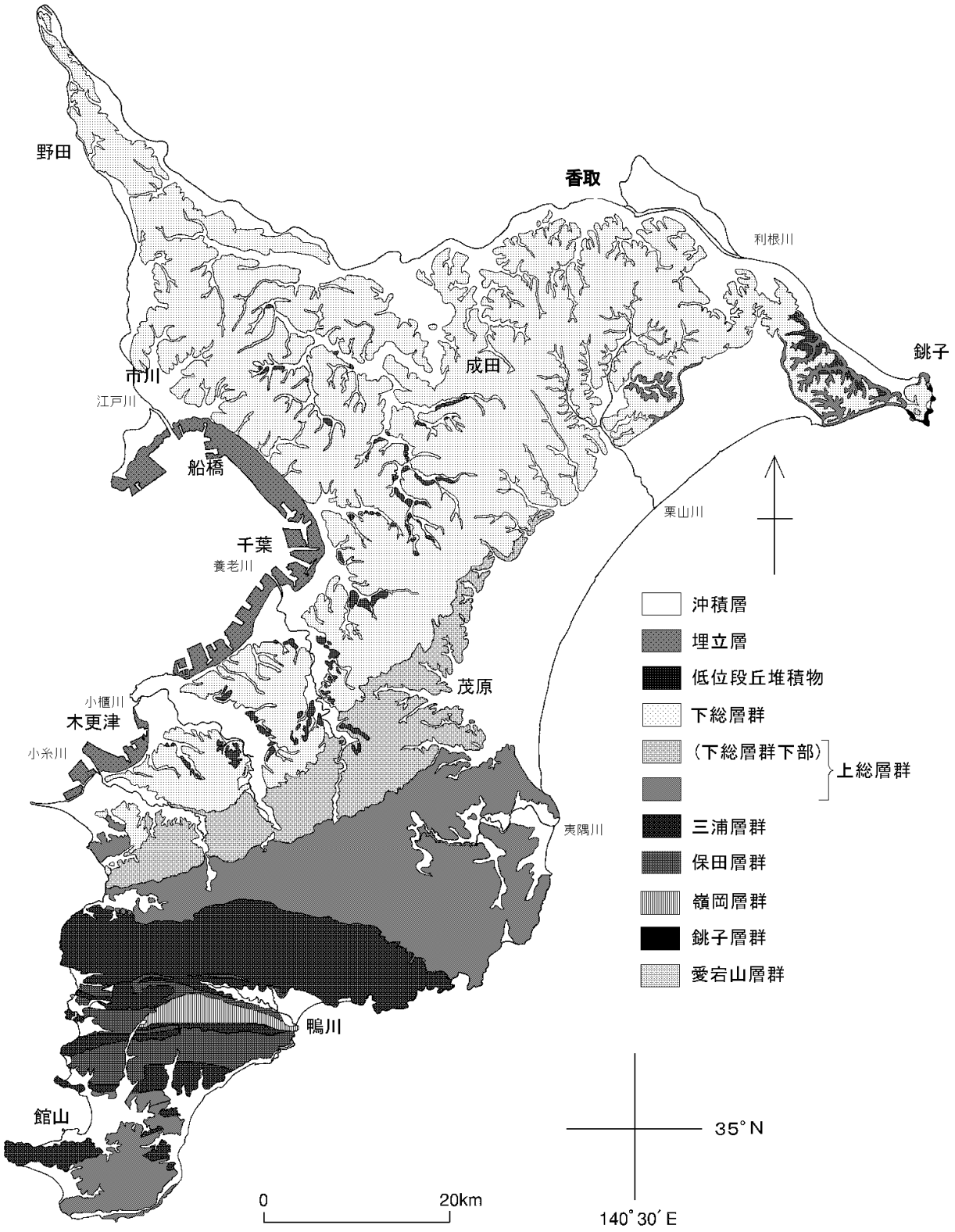


図２　千葉県の地表地質図



3　気　象

本県の気象は、南部地区を中心とする沿岸部では、黒潮暖流の影響を受けて温暖湿潤な海洋性気候の特性を呈しているが、北部地域の平野部では、気候較差（寒暖の差）が大きくなるなどの内陸性気候の特性がみられる。

関東平野に連なる北部と丘陵地の多い南部とでは、地理的・地形的環境条件の違いにより、気候特性にも地域差のみられることが特徴的である。県内における年間平均降水量は、北部では約１，４００mm前後であるが、南部では約２，１００mmと多くなっている。南部の丘陵地一帯に多いのは、標高３００m程度の山地の影響が大きく、風向が山地に直行するようなときは地形性降雨を伴うため、風上側の山地斜面では降水量が多くなることによる。

一方、風については、全県的に秋から冬にかけて北西風に、春から夏にかけては南西風に支配されることが多いが､北部の内陸部では夏から秋にかけて北東風の頻度も高くなる｡また風速においては、本県が半島をなしていることから、他の内陸県に比べて一般に風が強く、冬の季節風以外でも、台風や低気圧又は寒冷前線の接近・通過の際には強風（突風）の吹くことが多い。

4　社会環境

本県では、主要都市の多くが津波や地盤の液状化の影響を受けやすい海岸や河川沿いに位置し、都市への人口集中は、災害の恐れのある地域へ居住拡大をもたらす傾向にある。

首都圏への人口集中が著しくなった昭和３０年代後半から本県の都市形成が加速しており、当時整備された建築物や道路、鉄道などの社会資本が更新の時期にさしかかりつつあることに加え、海岸沿いの埋め立てや谷津田の開発による都市化は、災害対策のより一層の強化を求めることとなる。

さらに、急速な高齢化や国際化の到来は、高齢者や外国人などの要配慮者と呼ばれる人々の増加をもたらしているが、本来、これらの人々を地域で支えていく住民意識が変化しつつあり、相互扶助意識の低下が問題化しはじめている。

加えて、県民の生活様式の変化により、上下水道、電気、ガス等のライフラインへの依存度を高め、鉄道や高速道路等の交通施設とともに災害からこれらを守る対策強化が求められている。

また、本県は、三方を海に囲まれ、さらに成田国際空港を要していることから、海・空を経由してのヒトやモノの流れが活発で、本県の産業振興に大きく寄与しているところであるが、その反面、海難事故や油流出事故、航空機事故の危険性を有している。さらには、産業の高度化等による大規模な事故災害のおそれがある。

そのほか、本県には核燃料物質を使用している事業所が数か所立地しており、事故の特殊性や影響の甚大な放射性物質事故への対応が必要とされるが、平成２３年の東日本大震災に起因した東京電力福島第一原子力発電所事故の本県への甚大な影響に鑑み、今後はこれらの事故についての対応を図ることが求められる。

5　過去の災害

（1）千葉県が影響を受けた主な地震・津波災害（江戸時代以降）

番号	西暦年月日（日本歴）	震央		マグニチュード	県内最大震度	地　変	津　波	人命・家屋等の被害
		東経 北緯	震央地名					
1	1605. 2. 3 （慶長 9 年 12 月 16 日）	134.9 33.0	東海・ 南海・ 西海 諸道	7.9			房総半島東岸に大津波が来襲した。一時潮が引いて 30 余町（30ha）干潟になり、ついで津波が来襲した。上総下総の沿岸 45 か村の漁村農村が押し流された。大津波は小山の中腹まで押し寄せた。	死者多数
2	1677. 11. 4 （延宝 5 年 10 月 9 日）	142.0 35.5	磐城・ 常陸・ 安房・ 上総・ 下総	8.0		勝浦から東浪見にかけて多くの被害が発生した。	房総沿岸に大津波があった。各地の推定津波浸水高は、 東浪見村 6.0～7.5m、 矢指戸村 5.5～7.0m、 岩船浦 6.5～8.0m、 御宿浦 4.5～7.0m、 沢倉村 5.5～7.0m などであった。	銚子市高神 1 万余の樹木が倒れた。家や漁船の被害が大きかった。東浪見で倒家 50 戸、水死者 97 名、和泉浦で倒家多数、田畑浸水、水死者 13 名、大原で倒家 25 戸、水死者 9 名、矢差戸で倒家 25 戸、水死者 13 名、岩船で倒家 40 戸、水死者 57 名、御宿で倒家 30 戸、水死者 36 名
3	1703. 12. 31 （元禄 16 年 11 月 23 日）	139.8 34.7	江戸・ 関東 諸国	7.9 ～ 8.2	6	安房地方で山くずれが多く発生した。嶺岡山で亀裂が生じたのをはじめ各地で地割れが生じた。	房総沿岸に大津波があった。各地の痕跡高は、御宿 8m、 勝浦 7m、鴨川 6.5m、 千倉 9.2m、 相浜 11～12m、 保田 6.5m などであった。	津波による被害が主であった。安房小湊で 570 軒流失、死者 100 名、御宿で倒家 440 戸、死者 20 余名、千倉、布良で死者多数、九十九里南部津波で壊滅。
4	1855. 11. 11 （安政 2 年 10 月 2 日）	139.8 35.7	江戸 および 付近	7.0 ～ 7.1	6	浦安、船橋地区で地面に亀裂が生じ、噴砂がみられた。松戸から浦安にかけての地域で震度 6。	木更津の海岸で小規模な津波がみられた。	下総地方で倒家多く、死傷者も多数でた。
5	1909. 3. 13 （明治 42 年）	(8:19) 141.5 34.5 (23:29) 141.5 34.5	房総 半島 沖	(8:19) M6.7 (23:29) M7.5		名洗で地盤に亀裂が生じた。		銚子で家屋の傾斜2戸と煙突の挫折があった。
6	1921. 12. 8 （大正 10 年）	140.2 36.0	茨城 県南 部	7.0		印旛郡で道路に亀裂が生じた。		印旛郡で土蔵破損数か所、千葉や成田で多少の被害があった。
7	1922. 4. 26 （大正 11 年）	139.8 35.2	千葉 県西 岸	6.9	5	布良で崖くずれ。		建物全壊 8 戸、破損 771 戸、小学校傾斜 1 棟。館山、木更津、大多喜等で土蔵や倉庫等の壁落下。

番号	西暦年月日（日本歴）	震央		マグニチュード	県内最大震度	地　変	津　波	人命・家屋等の被害
		東経 北緯	震央地名					
8	1923. 9. 1 (大正 12 年)	139.1 35.3	神奈川県西部	7.9	6	安房地方で地割れ、噴砂、噴水が多見した。上総、安房地方の丘陵地では山くずれが多発した。三芳村付近に地震断層が生じた。	布良付近で津波による浸水があった。各地の推定津波高は布良 4.5m、洲崎 4m、勝山 2.2m、木更津 1.8mなどであった。	千葉県全体で死者 1,335 名、負傷者 3,426 名、行方不明者 7 名、全壊家屋31,186 戸、半壊 14,919 戸、焼失 647 戸、流失 71 戸、建物の倒壊は安房、上総地方に多く、流失は布良の津波によるものである。
9	1953. 11. 26 (昭和 28 年)	141.7 34.0	房総半島南東沖	7.4	5		銚子付近で最大波高 3m記録したが、被害なし。	館山、富崎で墓石が転倒し、犬吠埼灯台の水銀がこぼれた。
10	1960. 5. 23 (昭和 35 年)	74.5W 39.5S	チリ沖	8.5			九十九里浜、銚子、勝浦、天羽などの海岸に津波がおこった。津波の波高は銚子で 153cm、布良で 67cm であった。	津波による被害は死者 1名(銚子)、負傷2名、半壊家屋 11 戸、田畑の冠水 173ha に及んだ。
11	1987. 12. 17 (昭和 62 年)	140.5 35.4	千葉県東方沖	6.7	5	山武、長生郡市を中心に、崖くずれ、道路の亀裂、陥没、堤防の沈下、地盤の液状化現象等が多数発生した。また、崖くずれの危険に伴う住民避難が生じた。		千葉県全体で死者 2 名、負傷者 161 名、全壊家屋16棟、半壊家屋 102 棟、一部損壊 71,212 棟、断水 49,752 戸、停電287,900戸、ガス供給停止 4,967 戸、ブロック塀等の倒壊 2,792 か所が発生した。なお、住家被害のほとんどが屋根瓦の崩落によるものであった。
12	1989. 3. 6 (平成元年)	140.7 35.7	千葉県北部	6.0	5	佐原市ほか4町で農業用水施設(地下埋設管)に破損が生じた。		佐原市ほか4市町で屋根瓦の落下による家屋の一部破損が 12 棟、多古町において水道管の亀裂により断水 70 戸の被害がでた。
13	2005. 4. 11 (平成 17 年)		千葉県北東部	6.1	5強			県内で家屋の一部損壊 4 棟の被害がでた。
14	2005. 7. 23 (平成 17 年)		千葉県北西部	6.0	5弱			県内で負傷者 8 名、家屋の一部損壊3棟の被害がでた。その他、関東近県で約6万4千台のエレベーターが停止し、78件の閉じ込めが発生した。 鉄道については、東北、上越、長野、東海道新幹線、関東地方のJR等の各線で点検のため運転を中止し、運転再開まで最大で約 7 時間を要した。

番号	西暦年月日（日本歴）	震央		マグニチュード	県内最大震度	地　変	津　波	人命・家屋等の被害
		東経 北緯	震央地名					
15	2011. 3. 11 (平成 23 年)	142.9 38.1	三陸沖	9.0	6弱	東京湾岸の埋立地や利根川沿いの低地等においては、長く続いた地震の揺れにより地盤の液状化が発生した。 市街地では、地震時、建物は ゆっくりと大きく揺れ、道路では敷地等の境がずれるように水平移動を繰り返し、間もなく地面から大量の泥水が沸き出した。マンホールは歩道の真ん中で大きく突出し、電柱や信号機は傾き、沈み込んだ。泥水の噴出とともに、戸建等の住宅が ゆっくりと沈み込み、各地で噴砂、沈み込み、浮き上がり、抜け上がり、地波等の様々な液状化被害が発生した。 水道、下水道等のライフラインも、液状化により至る所で管が破壊された。	津波観測点「銚子」では押波による第一波を 15 時 13 分に観測。17 時 22 分に津波の最大の高さ 2.5mを観測した。潮位計のデータでは、13 日以降も津波による潮位変化が観測されている。 九十九里地域に押し寄せた津波は、山武市では海岸線から3km近くの陸域にまで到達し、利根川では河口から 18.8kmまで遡上、浸水面積は九十九里地域(銚子市～いすみ市)で 23.7k㎡に達した。 この津波は、旭市飯岡地区に甚大な被害をもたらした。海岸防御ラインの背後に砂丘や保安林のないこの地区に、7.6mと推定される第 3 波の津波が襲来し、県民の生命・財産を奪い去った。	令和 6 年 6 月 30 日現在 死者 22 名(うち、津波による死者 14 名(旭市 13 名、山武市 1 名)、行方不明者 2 名(津波による)、負傷者 270 名。 建物全壊 807 棟、半壊 10,313 棟、一部損壊 57,523 棟、建物火災 15 件、床上浸水 61 棟、床下浸水 455 棟。 水道断水 177,254 戸、減水 129,000 戸。 下水道 24.300 戸で使用制限。 ガス 8,631 戸で停止。 電気 347,000 戸で停電。 国道、県道で全面通行止め 33 カ所、片側通行規制 12 カ所。 農業施設の損壊 2,257 カ所ほか。 漁船転覆・乗り上げ等 390 隻。 石油コンビナート爆発事故(市原市)。 福島第一原発事故による計画停電、放射性物質に伴う農林水産物の出荷制限や観光等の風評被害、上下水道施設や一般廃棄物処理施設から発生される焼却灰や汚泥からも高濃度の放射性物質が検出された。
16	2012.3. 14 (平成 24 年)	140.9 35.7	千葉県東方沖	6.1	5強	銚子市市道の一部で、液状化による噴砂等が発生した。		県内で死者 1 名、負傷者 1 名、家屋の半壊 2 棟、一部損壊 219 棟の被害がでた。その他、銚子市では ブロック塀等が 4 か所で倒壊、また銚子市及び香取市において、一時、約 14,800 軒以上に 断水が発生した。
17	2018. 7. 7 (平成 30 年)	140.6 35. 1	千葉県東方沖	6.0	5弱			被害なし
18	2019. 5. 25 (令和元年)	140.3 35.2	千葉県北東部	5.1	5弱			県内で軽傷者 1 名(千葉市)、家屋の一部損壊 5 棟
19	2020.6.25 (令和 2 年)	141.1 35.5	千葉県東方沖	6.1	5 弱			県内で重傷者 1 名(市原市)、軽傷者 1 名(いすみ市)、家屋の一部損壊 7 棟
20	2021.10.7 (令和 3 年)	140.2 35.6	千葉県北西部	5.9	5 弱	市原市で漏水が発生(1か所)		県内で重傷 2 名(木更津市、習志野市)、軽傷者 12 名 袖ヶ浦市の危険物施設で火災が発生(負傷者なし)
21	2023.5.11 (令和 5 年)	140.2 35.2	千葉県南部	5.2	5 強			県内で軽傷者 6 名、住家の一部損壊 16 棟
22	2023.5.26 (令和 5 年)	140.7 35.6	千葉県東方沖	6.2	5 弱			県内で住家の一部損壊 1 棟

※県内における震度５弱以上を観測した地震、震度不明のものはＭ７．０以上のものを記載

（参考資料）

新編　日本被害地震総覧（宇佐美、1996）

理科年表（国立天文台 編、2016）

（2）風水害

昭和４０年以降

災害原因	発生年月日	被害の概要						
		人的被害・人		住家被害・戸				がけくずれ発生件数
		死者	負傷者	全壊	半壊	床上浸	床下浸水	
関東地方南部の大雨	昭和45年7月1日	19	31	280	262	2,756	3,657	17,300
秋雨前線並びに台風25号に伴う大雨	昭和46年9月6日～9月7日	56	98	441	341	5,959	16,109	7,760
台風6号及び梅雨前線に伴う大雨	昭和60年6月30日～7月1日	2	21	7	36	119	1,028	400
台風10号に伴う大雨	昭和61年8月4日～8月5日	－	4	7	2	1,922	4,194	328
熱帯低気圧による大雨	昭和63年8月10日～8月11日	2	9	1	1	18	471	439
雷を伴った大雨	平成元年7月31日～8月1日	4	9	16	22	1,230	4,282	1,661
茂原市竜巻災害	平成2年12月11日	1	73	82	161	－	－	－
台風12号に伴う大雨	平成7年9月17日	1	3	2	9	108	519	97
台風17号	平成8年9月21日～9月22日	6	21	8	21	2,066	4,738	485
台風22号	平成16年10月8日～10月10日	2	19	－	2	274	1,244	322
台風23号	平成16年10月20日～10月21日	2	3	－	－	10	161	28
平成20年8月末豪雨	平成20年8月28日～8月30日	－	1	－	－	156	876	2
平成21年8月大雨・洪水・暴風	平成21年8月31日	－	5	－	－	35	－	－
台風18号	平成21年10月8日	－	24	1	1	4	23	－

災害原因	発生年月日	被害の概要						
		人的被害・人		住家被害・戸				がけくずれ発生件数
		死者	負傷者	全壊	半壊	床上浸	床下浸水	
台風9号	平成22年9月8日	－	1	－	－	114	191	－
台風15号	平成23年9月20日	－	23	－	－	1	3	1
野田市竜巻災害	平成25年9月2日	－	1	1	5	－	－	－
台風26号	平成25年10月15日	1	22	6	9	1,489	2,794	34
平成26年大雪被害	平成26年2月8日	2	450	0	0	0	0	0
平成26年大雪・大雨洪水	平成26年2月14日～15日	0	96	0	0	0	0	0
台風18号	平成26年10月5日	2	14	0	1	4	30	9
房総半島台風（＊）	令和元年9月9日	12	91	448	4,694	8	42	6
東日本台風（＊）	令和元年10月12日	1	25	32	379	0	33	0
10月25日の大雨（＊）	令和元年10月25日	12	11	34	1,889	173	542	30
台風第13号の接近に伴う大雨	令和5年9月8日	0	5	4	203	709	1,372	26

※人的被害の死者には、行方不明者を含む

＊房総半島台風（令和2年9月30日現在）、東日本台風（令和3年1月21日現在）、10月25日の大雨（令和2年10月23日現在）の数値となります。

千 葉 県 地 域 防 災 計 画

第２編　　地 震 ・ 津 波 編

第１章　総　　則

第１節　地震・津波対策の基本的視点　（地－１－２）

第２節　想定地震と被害想定

１　想定地震、想定条件　（地－１－３）

２　被害の概要　（地－１－３）

第３節　減災目標

１　経緯　（地－１－11）

２　減災目標　（地－１－11）

３　計画期間　（地－１－11）

４　戦略の主な施策と目標　（地－１－11）

５　首都直下地震対策特別措置法における「地方緊急対策実施計画」としての位置づけ　（地－１－12）

本編は、第１編総則で示された目的や基本的な考え方に基づき、地震や津波による被害を軽減し、県民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、災害時における災害応急対策及びその後の復旧・復興対策の基本について定め、防災対策に万全を期するものとする。

なお、本編は、平成２３年３月に発生した東日本大震災において、東北地方だけでなく本県においても津波による死者が出たこと等を鑑み、津波対策の充実を期するため、平成２４年度修正において従来の震災編を改称したものである。

第１節　地震・津波対策の基本的視点

本計画の基本的な視点は次のとおりである。

１　減災や多重防御の視点に重点を置き、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な防災対策であること。

最大クラスの地震・津波に対しては、海岸保全施設等のハード整備に依存した防災対策には限界があり、東日本大震災の巨大な津波では、本県においても、海岸保全施設に一定の減災効果が認められたものの、施設の機能を超えた越流等が発生し、多くの死者が発生した。

したがって、今後想定すべき巨大災害に対しては、減災の視点に重点を置き、住民の避難行動を軸とした、人命の安全を守る対策を最優先に実施していかなくてはならない。

そのためには、住民の「自助」、住民組織等の「共助」、行政による「公助」の各主体におけるソフト対策を講じることが不可欠である。

その上で、最大クラスの津波に対しても、多重防御の視点から、海岸保全施設や、防波堤や土手、保安林などを組み合わせ、ハード・ソフトを織り交ぜた、総合的な防災対策を推進することが重要である。

２　東日本大震災をはじめとする過去の重大な災害の被害・対応・教訓等を踏まえた実効性の高い計画であること。

東日本大震災では、東北地方に甚大な被害をもたらしたが、本県においても、津波により、１４名の死者、２名の行方不明者が出たほか、住家、漁港、保安林、海岸保全施設、河川施設、港湾施設、農地や農業用施設などにも大きな被害があった。

さらに、東京湾岸の埋立地や利根川沿いの低地において、広範囲に液状化は発生し、人的被害はほとんどなかったものの、住宅、橋梁・道路、河川施設、海岸保全施設、上下水道などのライフライン、学校、農業用施設などに被害があった。

一方、県、市町村、ライフライン事業者の震災の対応状況や、旭市・香取市の被災者の避難・避難所生活の状況等の検証を行い、様々な課題が浮かび上がったところであり、これらの被害や検証結果を踏まえた実効性の高い計画とすることが重要である。

３　あらゆる可能性を配慮した最大クラスの地震・津波を前提とした計画であること。

中央防災会議は、東日本大震災を我が国の過去数百年の資料では確認できなかった大規模地震であり、過去の地震・津波を前提とした、従前の想定手法の限界を意味するものであったと報告している。

これらの結果を踏まえ、今後の地震・津波対策は、過去に発生した地震・津波像の全容が必ずしも風聞に解明されていない場合であっても、オーバーデザインとなることをおそれずに、あらゆる可能性を考慮して、最大クラスのものを想定することとする。

なお、大規模な地震では、他の災害が併発することにより、被害が拡大するおそれがあることを踏まえ、これらを可能な限り事前に想定して、予防・応急対策を行うことも重要である。

第２節　想定地震と被害想定

千葉県が過去に大きな被害を受けたのは、大正関東地震（1923年関東大震災）や元禄地震（1703年）の相模トラフ沿いの大規模地震である。また、最近では千葉県東方沖地震（1987年）や東北地方太平洋沖地震（2011年）でも広域に被害が発生している。

国の公表によると、大正関東地震（M7.9）や元禄地震（M8.2）などの相模トラフ沿いで発生するマグニチュード８クラスの地震の発生間隔は１８０～５９０年、そのうち元禄地震相当またはそれ以上の大きな地震だけを取り出すと、その発生間隔は２，３００年程度とされているが、本県を含む南関東地域で今後３０年以内にマグニチュード７程度の地震が発生する確率は７０％程度とされており、地震発生の蓋然性が高い状況にある。

そのため、県では平成１９年度及び平成２６・２７年度に近い将来（今後100年程度以内）本県に大きな影響を及ぼす可能性のあるマグニチュード７クラスの４つの地震を対象に阪神・淡路大震災や東日本大震災の経験や最新の知見と技術力を用いて、地震被害想定調査を実施したところである。

１　想定地震、想定条件（防災危機管理部）

近い将来、千葉県に大きな影響があると考えられる以下の４つの地震について調査した。

条件については、県民の多様な生活行動を反映するため、季節、時刻及び風速を複数のケースを設定し、調査した。

No.	想定地震名	ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ	震源の深さ※	地震のタイプ	調査年度
1	千葉県北西部直下地震	7.3	約50km	プレート内部	平成26・27年度
2	東京湾北部地震	7.3	約28km	プレート境界	平成19年度
3	千葉県東方沖地震	6.8	約43km	プレート内部	
4	三浦半島断層群による地震	6.9	約14km	活断層	

※震源の深さ：震源域における破壊開始点の深さ

２　被害の概要（防災危機管理部）

国は、南関東地域直下で今後３０年間に７０％程度の確率で発生するマグニチュード７程度の地震のタイプがフィリピン海プレート内であると公表し、首都機能に大きな影響を与える可能性がある地震、いわゆる首都直下地震による被害想定調査を行った（平成25年度公表）。

本県でも、人口が集中し建物が密集する地域における同タイプの地震として、千葉県北西部直下地震を想定した。以下に、その被害概要を中心に述べる。詳細については、「平成２６・２７年度千葉県地震被害想定調査報告書」による。なお、東京湾北部地震は、千葉県北西部直下地震とは震源位置や地震のタイプが異なり、その発生の可能性が否定されるものではない。

（１）地震動（ゆれ）

千葉県北西部の千葉市、習志野市、船橋市、市川市などに震度６強の地域が広がり、県土の約４０％が震度６弱以上となる。なお、震度７の地域はない。

（２）建物被害と人的被害

被害の最も大きい冬の１８時、風速８m/秒の場合で、建物の全壊・焼失棟数は約８万１千棟となり、建物被害のほか、火災や急傾斜地崩壊、ブロック塀等の転倒等により、約２万７千人の死傷者が発生すると予測される。

（３）液状化危険度

東京湾沿岸の浦安市から千葉市にかけての埋立地や、利根川や江戸川沿いの低地部、養老川や小櫃川沿いの谷底低地の一部において、危険度が高いと予測される一方で、九十九里地域は一部を除き危険度はあまり高くないと予測される。

（４）交通施設

緊急輸送道路の被害箇所は、約２，６００箇所と予測され、主に震度６弱以上の地域を中心に、道路の陥没や高架部の桁ずれ・段差等が生じると予測される。また、港湾施設では、５７バースで被害が発生すると予測される。

（５）ライフライン

上水道は、最大約２５０万人の生活等に支障が生じ、電力は最大約４９％の供給が停止し、都市ガスは約４７万９千戸で影響があると予測される。

（６）避難者

避難者（避難所に避難した者と、在宅での生活に不自由を迫られる者等を含む避難所外避難者の合計）は発災１日後に約３０万人、２週間後にはピークとなり避難者数は、約８０万人となり、１ヶ月後でも約５０万人が避難生活を送ると予測される。

（７）帰宅困難者

通勤や通学により自宅を離れている際に被災し、千葉県内全ての公共交通機関が停止した場合、千葉県内での帰宅困難者（県民以外を含む）は最大約７３万６千人と予測される。また、県外で帰宅困難者となる県民は、東京都で６４万５千人、埼玉県で３万６千人、神奈川県で３万６千人、茨城県で２万４千人となる。

鉄道利用者を対象とした主要駅別の帰宅困難者数は、舞浜駅・新浦安駅で約３万２千人、千葉駅で約３万１千人と予測される。

（８）大規模集客施設等の滞留者

県内には大規模集客施設が複数あり、その施設への１日当たりの平均来訪（利用）者を滞留者数として設定すると、東京ディズニーリゾートで約８万６千人等と予測される。

（９）エレベーター閉じ込め台数

約２，５００台のエレベーターで閉じ込めにつながりうるエレベーターの停止が発生し、閉じ込め者数は昼１２時で約１，９００人と予測される。

(10) 直接経済被害

建物やライフライン、交通施設などによる被害額は約８兆円と予測される。

(11) 津波による被害

東北地方太平洋沖地震（2011年）は、岩手県北部から茨城県南部までの日本海溝沿いを震源域とした地震である。しかしながら、この震源域の南側に隣接する千葉県東方沖の日本海溝沿いは今回割れ残ったことから、この領域を対象とした「房総半島東方沖日本海溝沿い地震」（マグニチュード８．２）を想定し、その津波による被害量を算出した。この想定地震の津波シミュレーションでは、銚子市で最大津波高８．８ｍと予測され、避難行動の有無や避難開始時間を設定し、全員が発災後すぐに避難を開始する条件では、死者数が約１０人と予測される一方で、早期に避難を開始しない条件では、死者数が約５，６００人と予測される。また、建物被害は、全壊約２，９００棟、半壊約６，７００棟と予測される。

なお、元禄地震（1703年）及び延宝地震（1677年）は、ともにマグニチュード８クラスの地震で大規模な津波が発生したことにより、本県に甚大な津波被害をもたらしたとされている。元禄地震を想定した津波シミュレーションでは、南房総市で最大津波高８．３ｍ程度、延宝地震の津波シミュレーションでは銚子市で最大津波高８．４ｍ程度と予測されている。

被害想定の対象とした千葉県北西部直下地震、東京湾北部地震、千葉県東方沖地震及び三浦半島断層群による地震では、津波が顕著に発生しない。

(12) その他

防災基本計画では、「国及び地方公共団体は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含め、様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進するものとする。」とされている。今後の技術進歩や新たな知見によっては、最新の知見を反映させた地震被害想定調査の実施を検討する必要がある。

また、被害想定は、あくまで想定した地震（必ず発生する地震ではない）やそれに伴う津波が発生すると、どのような被害が発生するのかを確率、統計や過去のデータから推定した結果の１つであること、自然は大きな不確実性を伴うことに留意する必要がある。

平成26・27年度千葉県地震被害想定調査結果の概要

			千葉県北西部直下地震	
地震の規模及びタイプ等		規模	マグニチュード7.3	
		タイプ	プレート内部	
		震源の深さ	約50km	
		震度分布	千葉県北西部の千葉市、習志野市、船橋市、市川市などを中心に震度６強の地域が広がり、震度6弱以上の地域は県土の約40%。震度7の地域はない。	
建物被害		全壊・焼失棟数	約81,200	棟
		半壊棟数	約150,700	棟
交通施設	道路	被害箇所	約2,600	箇所
	港湾施設	港湾の被害箇所数	57	箇所
ライフライン	電力	供給停止率	約49	%
	都市ガス	停止戸数	約479,000	戸
	LPガス	機能障害世帯数	約82,100	世帯
	上水道	機能支障人口	約2,500,400	人
	下水道	影響人口	約184,600	人
死傷者数	死者数	揺れ（倒壊等）	約660	人
		急傾斜地崩壊	約10	人
		火災	約1,400	人
		ブロック塀等の転倒ほか	約30	人
		小計	約2,100	人
	重傷者	揺れ（倒壊等）	約3,000	人
		急傾斜地崩壊	－	人
		火災	約660	人
		ブロック塀等の転倒ほか	約430	人
		小計	約4,100	人
	軽傷者	揺れ（倒壊等）	約18,600	人
		急傾斜地崩壊	約10	人
		火災	約1,700	人
		ブロック塀等の転倒ほか	約690	人
		小計	約21,000	人
	死傷者数合計		約27,200	人
避難者数		1日後	約298,300	人
		2週間後	約806,600	人
帰宅困難者数（昼12時）		県内	約736,400	人
		県外で帰宅困難者となる県民	約741,000	人
		合計	約1,477,000	人
エレベーター停止台数			約2,500	台
建物		住宅、家財、償却資産、棚卸資産	約7.13	兆円
ライフライン		電力、通信、都市ガス、上・下水道	約0.47	兆円
交通施設		道路、鉄道、港湾	約0.39	兆円
その他公共土木施設			約0.15	兆円
経済被害合計			約8.14	兆円
震災廃棄物		体積	約7,789,300	m^3

※1　地震被害は、季節・時刻や気象条件により大きく変わります。ここでは、特に記載のない場合は、冬の18時、風速8m/sです。

※2　地震被害想定は、想定した地震が発生すると、どのような被害が発生するか確率、統計や過去のデータから推定したものです。

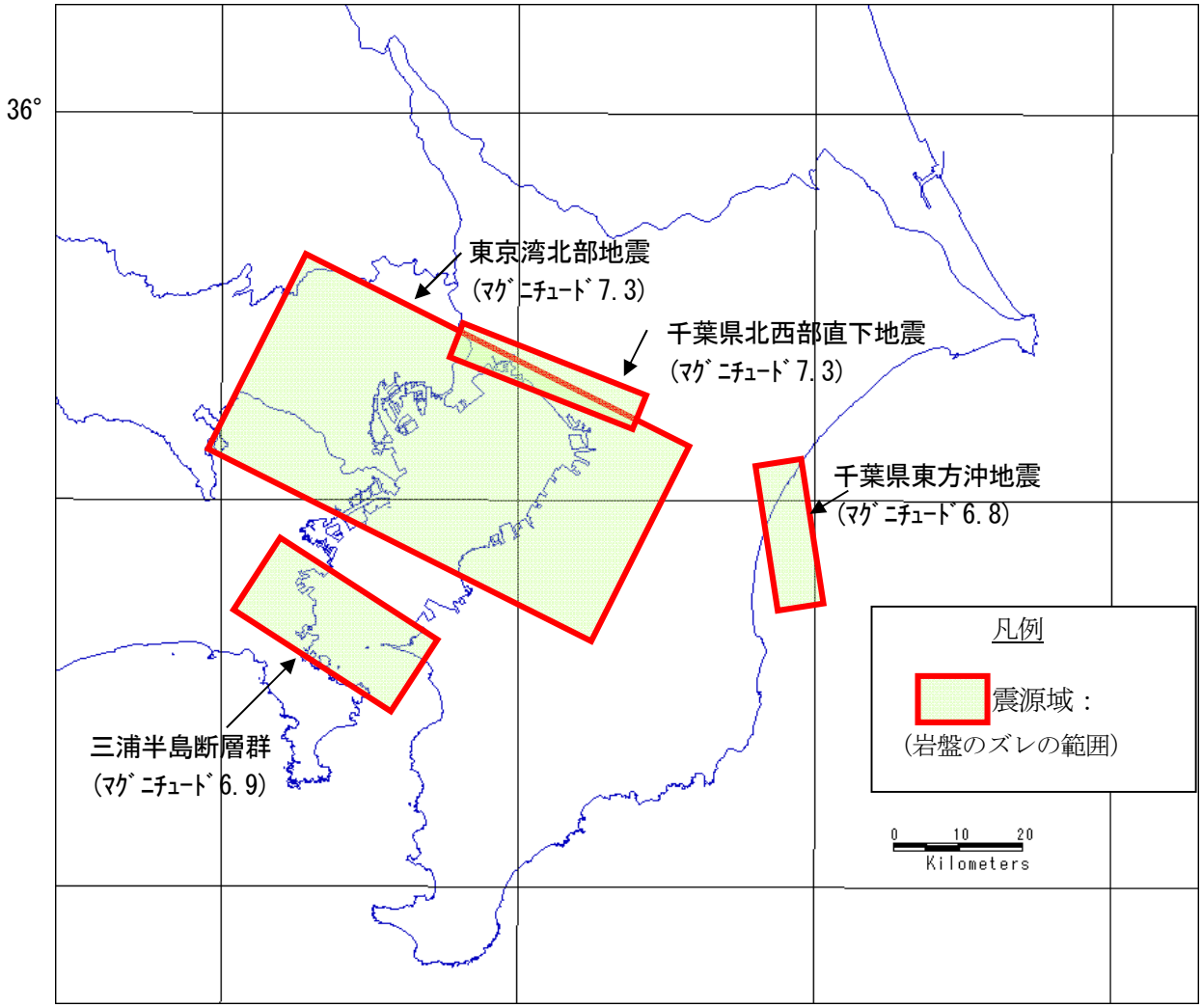
平成１９年度千葉県地震被害想定調査結果の概要

				東京湾北部地震		千葉県東方沖地震		三浦半島断層群の地震	
想定地震	地震の規模及びタイプ等		規模	マグニチュード7．３		マグニチュード6．８		マグニチュード6．９	
			タイプ	プレート境界		プレート内部		活断層	
			震源の深さ	27.8km		43.0km		14.4km	
			震度分布	東京湾岸に震度6強の地域が広がり、県土の約40%が震度６弱以上。震度７の地域はない。		茂原市、東金市、八街市、いすみ市などに震度６弱の地域が散在。震度６弱の地域は県土の約0.3%		富津市、君津市、木更津市を中心に震度６弱から６強の地域が広がり、震度６弱以上の地域は県土の約５%	
物的被害	建物被害		全壊棟数	68,692	棟	730	棟	6,633	棟
			半壊棟数	151,384	棟	4,594	棟	18,082	棟
			合計	220,076	棟	5,324	棟	24,715	棟
	交通施設	道路橋梁※３	大規模損傷（通行止め）	0	箇所	0	箇所	1	箇所
			中規模損傷（通行止め）	31	箇所	0	箇所	2	箇所
			小規模損傷（交通規制）	417	箇所	20	箇所	103	箇所
		鉄道橋脚	損壊（運行不能）	5	箇所	－		－	
		港湾施設	港湾・漁港の被害数	25	箇所	3	箇所	2	箇所
	ライフライン	電力	停電戸数	203,999	戸	286	戸	19,767	戸
		都市ガス	停止戸数	374,533	戸	－	戸	－	戸
		LPガス	漏洩戸数	23,667	戸	35	戸	1,483	戸
		上水道	断水戸数	1,471,675	戸	26,450	戸	113,956	戸
		工業用水	被害箇所数	60	箇所	1	箇所	3	箇所
		下水道	影響戸数	64,694	戸	13,819	戸	13,916	戸
人的被害	死傷者数	死者数	揺れ（全壊・半壊）	913	人	0	人	68	人
			火災	365	人	0	人	4	人
			急傾斜地崩壊	59	人	17	人	11	人
			ブロック塀等の転倒	54	人	20	人	5	人
			小計	1,391	人	37	人	88	人
		負傷者数	揺れ（全壊・半壊）	36,099	人	682	人	2,455	人
			火災	1,655	人	0	人	50	人
			急傾斜地崩壊	758	人	219	人	140	人
			ブロック塀等の転倒ほか	1,893	人	685	人	170	人
			屋内収容物の転倒等	1,176	人	112	人	117	人
			小計	41,581	人	1,698	人	2,932	人
		死傷者数合計		42,972	人	1,735	人	3,020	人
	避難者数		１日後	1,455,977	人	37,379	人	121,253	人
			１ヵ月後	610,880	人	6,448	人	30,225	人
	帰宅困難者数（昼12時）		県内から県内	356,794	人	315,169	人	175,110	人
			東京都＋他県から県内	731,022	人	261,867	人	686,418	人
			合計	1,087,816	人	577,036	人	861,528	人
	エレベーター閉じ込め台数			7,963	台	3,597	台	3,512	台
	大規模集客施設の滞留者（昼12時）		成田国際空港	約20,000	人	－	人	－	人
			東京ディズニーランド及び東京ディズニーシー	約50,000	人	－	人	－	人
			幕張メッセ	約7,500	人	－	人	－	人
直接経済被害	建物		住宅,家財,償却・在庫資産	91,855	億円	2,913	億円	8,775	億円
	ライフライン		電力,都市ガス,上・下水道	4,178	億円	608	億円	634	億円
	交通施設		道路,鉄道,港湾	1,507	億円	162	億円	114	億円
	経済被害合計			97,540	億円	3,683	億円	9,523	億円
その他	震災廃棄物		体積	7,036,998	m3	245,563	m3	796,334	m3
	タンクのスロッシングの高さ（最大）			3.00	m	0.50	m	1.82	m

※1　地震被害は、季節・時刻や気象条件により大きく変わります。ここでは、特に記載のない場合は、冬の１８時、風速9m/sです。

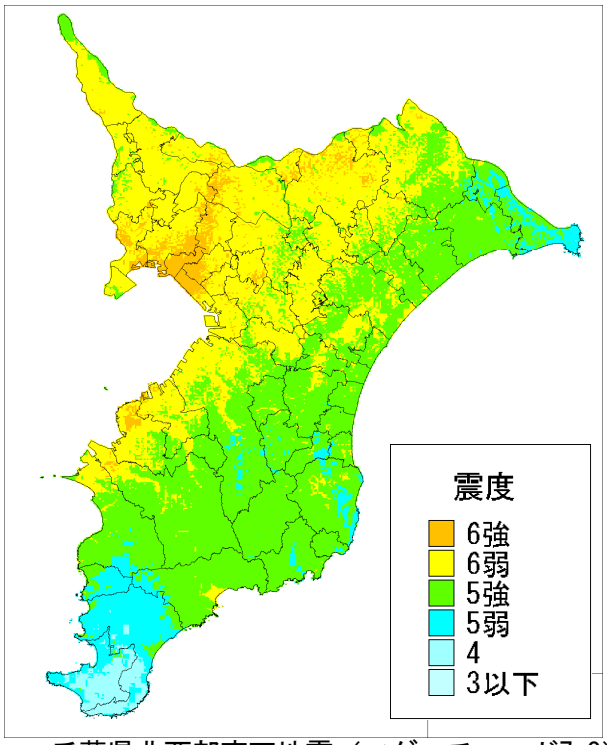
※2　地震被害想定は、想定した地震が発生すると、どのような被害が発生するか確率、統計や過去のデータから推定したものです。

※3　道路橋梁について、大規模損傷は２ヶ月半、中規模損傷は１ヶ月程度の通行止め、小規模損傷は１ヶ月程度の交通規制。

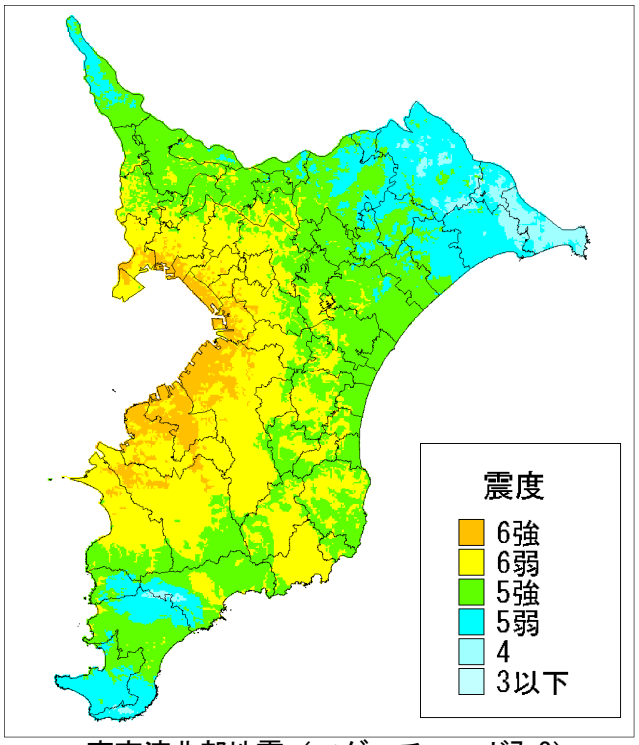


被害想定対象地震の震源域

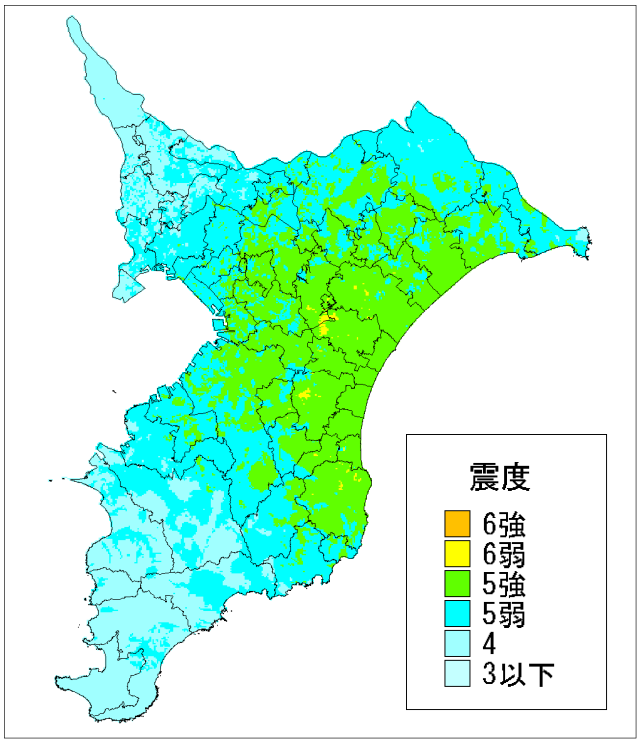
震度分布図



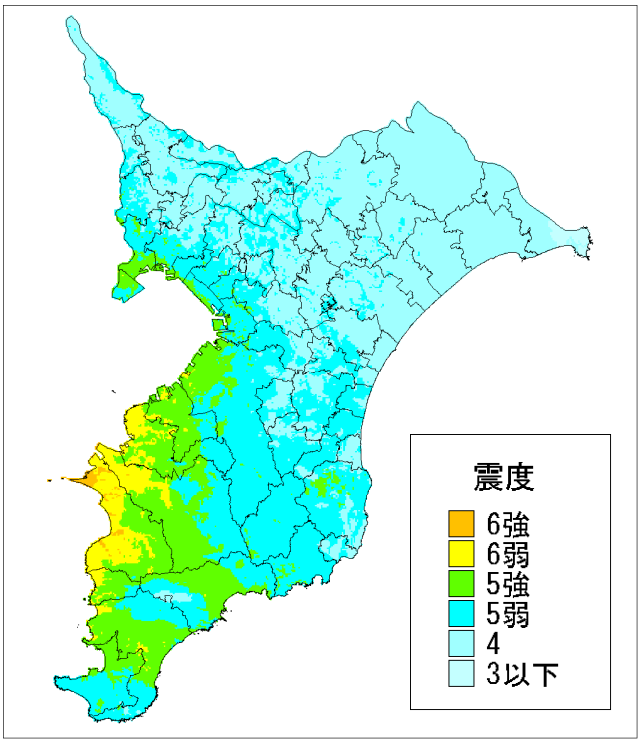
千葉県北西部直下地震（マグニチュード7.3）



東京湾北部地震（マグニチュード7.3）

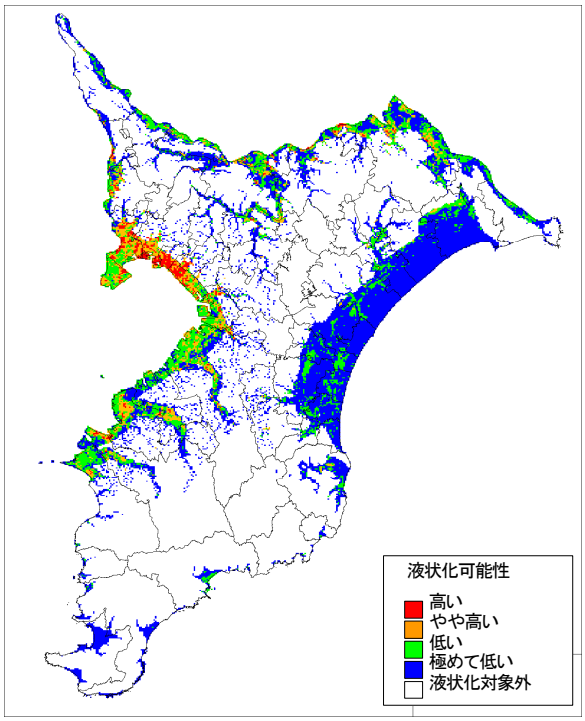


千葉県東方沖地震（マグニチュード6.8）

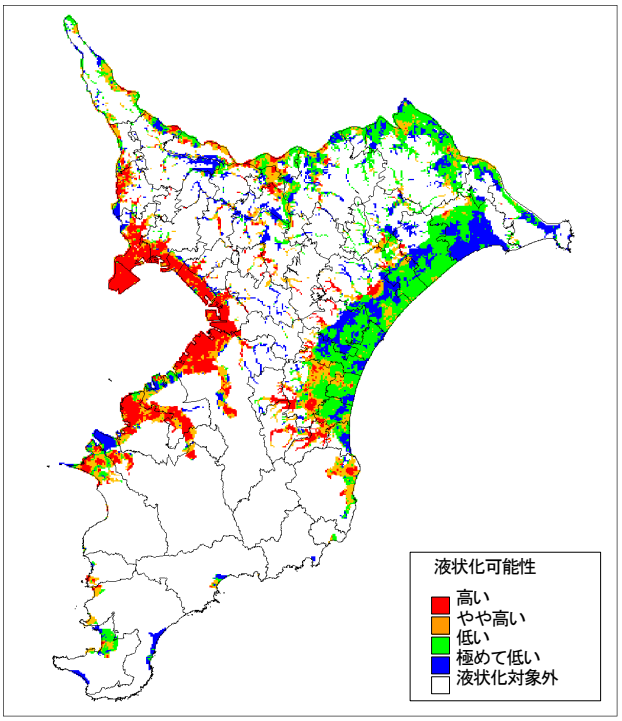


三浦半島断層群の地震（マグニチュード6.9）

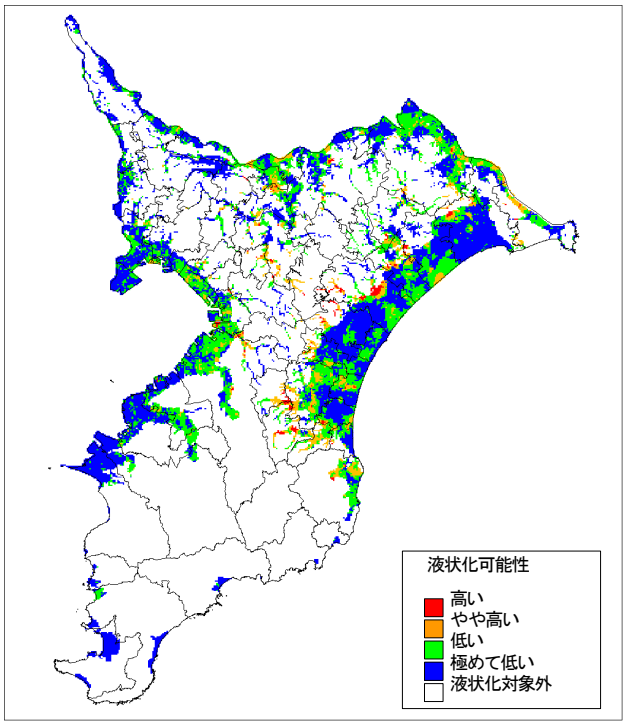
液状化危険度分布図



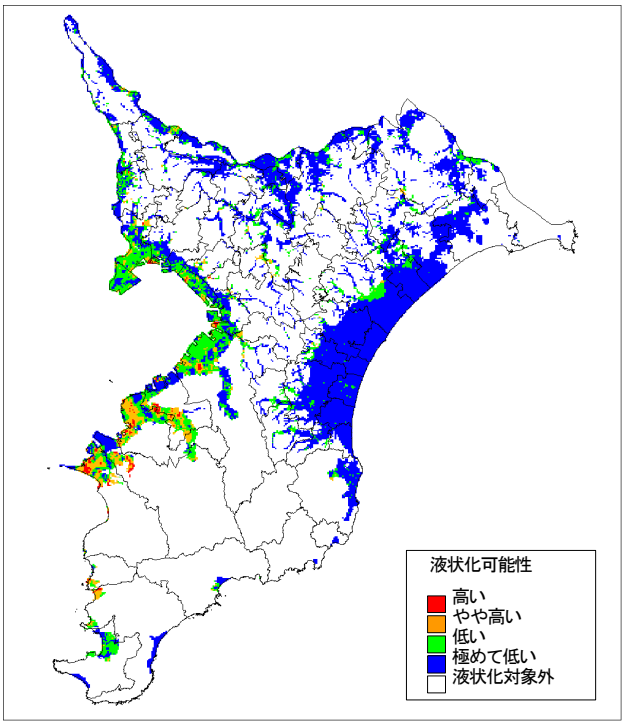
千葉県北西部直下地震



東京湾北部地震



千葉県東方沖地震



三浦半島断層群による地震

第３節　減災目標

１　経　緯（防災危機管理部）

地震防災対策特別措置法において、想定される地震被害を明らかにして、当該地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標を定めるよう努めるものとされた。

そこで、本県では、体系的・計画的に地震防災対策の推進を図っていくため、減災目標を設定するとともに、その減災目標を達成するために実施すべき施策を盛り込んだ行動計画である「千葉県地震防災戦略」（平成２１年９月。計画期間：平成２１年度から平成３０年度）を策定し、各種施策を実施してきた。

県では、平成２８年５月に公表した新たな地震被害想定調査結果を基に、減災目標や個別施策を見直し、平成２９年度に「千葉県地震防災戦略」の改訂を行った。

２　減災目標（全庁）

千葉県北西部直下地震における死者数を約２，１００人から約９３０人へ、経済被害額を約９兆６，５００億円から約４兆１，０００億円へ概ね半減させる。

３　計画期間（全庁）

平成２９年度から平成３８年度

４　戦略の主な施策と目標（平成29年度戦略改訂時点）（全庁）

（１）予防対策による減災

○住宅及び特定建築物の耐震化の促進

耐震関連補助事業、耐震相談会の開催等により耐震化を促進する。

【目標】耐震化率：住宅８４％→９５％／特定建築物９２％→９５％

○橋梁の耐震化の推進

緊急輸送道路を中心に対策を進め、災害に強い道づくりに努める。

【目標】要対策７橋（補強５橋、架換２橋）の耐震化

○消防学校・防災研修センターの整備

消防学校の移転改築にあたり、消防職・団員への教育・訓練機能の充実を図るとともに、自主防災組織等の研修施設として、防災研修センターを併せて整備する。

【目標】新たな消防学校・防災研修センターの整備

（２）応急対策による減災

○災害拠点病院の機能の充実

災害拠点病院としての機能の充実を推進するとともに、関係機関との連携を図る。

【目標】災害拠点病院の機能の充実、研修・訓練の実施

○大規模災害時における応援受入体制の構築

「千葉県大規模災害時応援受援計画」の実効性を確保し、必要に応じて計画の見直しを検討する。

【目標】県、市町村、救援部隊等と緊密に連携し、訓練等を通じた計画の実効性の確保

○県の業務継続計画（震災編）の実効性の確保

「千葉県業務継続計画（震災編）」の実効性を確保するための継続的な見直しを実施する。

【目標】計画の検証の実施及び参集予測、災害時優先業務の継続的見直し

○自主防災組織のカバー率の向上・活性化の推進

自主防災組織の設置促進や活動に対する技術的支援を行う。

【目標】自主防災組織のカバー率　６０．２％→８０％

（3）復旧・復興対策による減災

○復興本部の体制づくり

復興本部の設置や、運営を明確化し、状況に応じて計画を策定し、効果的な対策を実行できる体制を整備する。

【目標】「震災復旧・復興対策マニュアル」の充実化及び効果的な体制の整備

○地籍調査の推進

市町村の行う地籍調査への支援を行い、災害に強い県土づくりを推進する。

【目標】地籍調査進捗率１５％→増加を目指す

○災害時保健活動の推進

被災直後から、避難生活中の健康維持のため、心身両面の健康相談及び啓発活動を実施できる体制を整備する。

【目標】災害時における保健活動の対応能力向上のための研修会を毎年度１回開催する

5　首都直下地震対策特別措置法における「地方緊急対策実施計画」としての位置づけ

千葉県地震防災戦略（平成２９年度改訂）は、首都直下地震対策特別措置法における「地方緊急対策実施計画」を兼ねるものとし、同法第２１条の規定に基づく基本事項は以下のとおりである。

（1）緊急対策区域：県内全域(国の首都直下地震被害想定調査において震度６弱以上)

（2）計 画 の 目 標：千葉県北西部直下地震における死者数を約２，１００人から約９３０人へ、経済被害額を約９兆６，５００億円から約４兆１，０００億円へ概ね半減させる。

（3）計 画 の 期 間：平成２９年度～平成３８年度

（4）首都直下地震対策のうち必要なもの：千葉県地震防災戦略に定める全個別施策

第２章　災害予防計画

第１節　防災意識の向上
１　防災教育　（地－２－３）
２　過去の災害教訓の伝承　（地－２－３）
３　防災広報の充実　（地－２－３）
４　自主防災体制の強化　（地－２－７）
５　防災訓練の充実　（地－２－９）
６　調査・研究　（地－２－12）
第２節　津波災害予防対策
１　総合的な津波対策の基本的な考え方　（地－２－14）
２　津波を伴う想定地震　（地－２－14）
３　津波広報、教育、訓練計画　（地－２－15）
４　津波避難対策　（地－２－17）
５　津波防護施設等の整備　（地－２－19）
第３節　火災等予防対策
１　地震火災の防止　（地－２－25）
２　建築物不燃化の促進　（地－２－26）
３　防災空間の整備・拡大　（地－２－29）
第４節　消防計画
１　消防体制・施設の強化　（地－２－30）
２　消防職員、団員等の教育訓練　（地－２－30）
３　市町村相互の応援体制　（地－２－30）
４　広域航空消防応援体制　（地－２－31）
５　消防思想の普及　（地－２－31）
６　市町村の消防計画及びその推進　（地－２－31）
第５節　建築物の耐震化等の推進
１　市街地の整備　（地－２－33）
２　建築物等の耐震対策　（地－２－34）
３　ライフライン等の耐震対策　（地－２－35）
４　道路及び交通施設の安全化　（地－２－39）
５　港湾施設等の安全化　（地－２－43）
６　高圧ガス施設及び危険物施設等の安全化　（地－２－44）
第６節　液状化災害予防対策
１　液状化対策の推進　（地－２－47）
２　ライフライン施設、公共施設の液状化対策　（地－２－47）
３　液状化対策の広報・周知　（地－２－48）
４　液状化被害における生活支援　（地－２－48）
第７節　土砂災害等予防対策
１　土砂災害の防止・孤立集落対策　（地－２－49）
２　地盤沈下の防止　（地－２－52）
３　地籍調査の推進　（地－２－54）
４　河川、ため池施設の安全化　（地－２－54）
第８節　要配慮者等の安全確保のための体制整備
１　避難行動要支援者への対応　（地－２－55）
２　要配慮者全般への対応　（地－２－58）
３　社会福祉施設等における防災対策　（地－２－59）
４　外国人への対応　（地－２－59）

第９節　情報連絡体制の整備
１　県における災害情報通信施設の整備　（地－２－60）
２　市町村における災害通信施設の整備　（地－２－64）
３　警察における災害通信網の整備　（地－２－64）
４　東京電力パワーグリッド㈱における被害情報伝達体制の整備　（地－２－64）
５　東日本電信電話㈱千葉事業部における災害通信施設の整備　（地－２－64）
６　㈱ＮＴＴドコモ千葉支店における災害通信施設の整備　（地－２－64）
７　ＫＤＤＩ㈱における電気通信サービス施設の整備　（地－２－65）
８　ソフトバンク㈱における災害通信施設等の整備　（地－２－65）
９　楽天モバイル㈱における災害通信施設等の整備　（地－２－65）
10　非常通信体制の充実強化　（地－２－65）
11　アマチュア無線の活用　（地－２－65）
12　その他通信網の整備　（地－２－65）
第10節　備蓄・物流計画
１　食料・生活必需物資等の供給体制の整備　（地－２－66）
２　医薬品及び応急医療資機材等の整備　（地－２－67）
３　水防用資機材の整備　（地－２－68）
第11節　防災施設の整備
１　防災危機管理センターの整備　（地－２－69）
２　防災センターの整備　（地－２－69）
３　県消防学校における防災教育機能　（地－２－69）
４　避難施設の整備　（地－２－69）
５　道の駅の防災機能強化　（地－２－72）
第12節　帰宅困難者等対策
１　帰宅困難者等　（地－２－73）
２　一斉帰宅の抑制　（地－２－73）
３　帰宅困難者等の安全確保対策　（地－２－74）
４　帰宅支援対策　（地－２－74）
５　関係機関と連携した取組み　（地－２－75）
６　大規模集客施設を管理する事業者及び鉄道事業者の取組み　（地－２－75）
第13節　防災体制の整備
１　県の防災体制の整備　（地－２－76）
２　県の業務継続計画〔震災編（ＢＣＰ）〕　（地－２－77）
３　市町村の業務継続計画　（地－２－78）

第１節　防災意識の向上

地震による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、県民の生命、身体、財産を守るためには、防災関係機関の防災対策の推進にあわせて、県民一人ひとりが「自らの身の安全は、自らが守る（自助）」ことを基本認識としながら地震についての正しい認識をもち、日頃から災害時に冷静に行動できる力を身につけることが最も重要なことである。

このため、県、市町村、防災関係機関は、防災教育の推進に努めるとともに、被害想定等の実施を推進し、また、災害危険箇所の把握に努め、これらの調査結果等をもとに、可能な限り多様な媒体を用いて防災及び減災思想の普及、啓発活動を行い、県民の防災及び減災意識の向上を図るとともに、各地域の自主防災組織、各事業所の防災体制の充実を図る。

さらに、これら組織が災害時に円滑かつ的確に活動できるよう、実践的な防災訓練を積極的に実施する。

なお、震災知識の普及に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者への広報にも十分配慮するとともに、男女双方の視点を盛り込んだ分かりやすい広報資料の作成に努める。

また、本県に被害をもたらす大規模な地震・津波に関する必要な資料を定常的に収集するとともに、継続的に調査研究を進める。

１　防災教育（全庁、市町村）

県、市町村、防災関係機関は、地域コミュニティにおける社会活動等を促進し、多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図り、地域住民を含めた社会全体の防災力の向上を図る。

特に幼少期からの防災教育が有効であることから、児童生徒等が災害や防災についての基礎的・基本的な事項を理解し、災害時には自らの判断の元に適切に対応し避難する力を養うため、教育機関においては、家庭や地域の消防団員等と連携し、防災に関する教育の充実に努める。

また、防災教育の推進に当たっては、各学校において、児童生徒等の発達段階に応じた指導を行うとともに、自らの安全確保はもとより、他者や地域の防災に貢献しようとする態度を身につけるなど、防災意識の向上を図り、より具体的で継続的な指導を展開するものとする。

２　過去の災害教訓の伝承（全庁、市町村）

県及び市町村は、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、県民に閲覧できるよう公開に努めるものとする。

また、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

県民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自ら災害に備える手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。

３　防災広報の充実（全庁、市町村）

平時から正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身につけるなど、自助・共助の取組みを強化するため、県、市町村をはじめとする様々な防災関係機関が、あらゆる広報媒体や専門家の知見を活用し防災広報の充実に努める。

なお、震災知識の普及に当たっては、県民や防災関係者に周知すべき知識を重点的に知らしめるものとする。

（１）自らの身を守るための知識

ア　建物の耐震対策、家具の固定、ブロック塀等の安全対策、落下物防止対策

イ　食料、飲料水等の備蓄、救急用品等非常持出品の準備

ウ　避難所での感染症対策として、マスク、消毒液、体温計等の携行

エ　医薬品、福祉器具、紙おむつ、液体ミルク、粉ミルク、哺乳びん、食物アレルギーに対応した食料など、要配慮者に特に必要な物資の備蓄
オ　出火の防止及び初期消火の心得、住宅用火災警報器、感震ブレーカーの設置
カ　緊急地震速報の活用方法
キ　警報等や避難指示等の意味と内容の説明
ク　指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
ケ　通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
コ　津波フラッグによる、津波警報等の視覚的な伝達
サ　「災害・避難カード」を活用した避難路、避難地、避難方法及び避難時の心得
シ　水道、電気、ガス、電話等の震災時の心得
ス　自動車へのこまめな満タン給油
セ　被災世帯の心得ておくべき事項
ソ　地域の地盤状況や災害危険箇所
タ　防災学習（自助・共助・公助についての考え方を含む）
チ　帰宅困難者の心得
ツ　地震保険の制度
テ　飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
ト　家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

（2）地域防災力を向上させるための知識
ア　救助救護の方法
イ　自主防災活動の実施
ウ　防災訓練の実施
エ　企業の事業継続計画（ＢＣＰ）

（3）その他一般的な知識
ア　地震、津波、液状化に関する一般知識、災害発生履歴、調査結果
イ　各防災機関の震災対策
ウ　地域防災計画の概要

（4）広報媒体等

防災機関名	媒　　体	対　　象	内　　容
県	西部防災センター 地震体験車 県民だより ビデオ・ＤＶＤ・ＶＲ パンフレット リーフレット テレビ ラジオ 新聞 インターネット 防災ポータルサイト 講演会 防災学習会 教職員を対象とした防災教育研修会 学校が地域と連携して行う防災教育 等	一般県民 自主防災組織 事業所 各種団体 児童生徒・幼児 県職員及び市町村職員 ボランティア	◇西部防災センターによる啓発活動 ◇地震体験車を活用した啓発活動 ◇防災教育事業の概要 ◇防災基本条例の概要 ◇地域防災計画の概要 ◇各防災機関の震災対策 ◇地震、津波に関する一般知識 ◇地震に関する調査結果 ◇出火の防止及び初期消火の心得 ◇室内外、高層ビル、地下街等における地震発生時の心得 ◇ライフラインに関する一般知識 ◇地震保険に関する情報提供 ◇避難路、避難地 ◇避難方法、避難時の心得 ◇食料、救急用品等非常持出品の準備 ◇学校施設等の防災対策 ◇建物の耐震対策、家具の固定 ◇災害危険箇所 ◇自主防災活動の実施 ◇各種防災訓練の実施 ◇発生した災害の情報及び県の対応　他
県警察	県警だより ミニ広報紙 パンフレット インターネット等	一般県民、ドライバー	◇地震、津波に関する一般知識 ◇地震時のドライバーの心得 ◇避難方法、避難時の心得 ◇震災時の交通規制　他
市町村	広報紙 講演会 広報車 ビデオ・ＤＶＤ 学級活動 パンフレット リーフレット テレビ ラジオ インターネット等	地域住民 自治会 自主防災組織 児童生徒・幼児 市町村職員 ボランティア	◇地域防災計画の概要 ◇各防災機関の震災対策 ◇地震、津波に関する一般知識 ◇出火の防止及び初期消火の心得 ◇室内外、高層ビル、地下街等における地震発生時の心得 ◇ハザードマップ（地震・洪水・津波） ◇避難所、避難路、避難地 ◇避難方法、避難時の心得 ◇食料、救急用品等非常持出品の準備 ◇学校施設等の防災対策 ◇建物の耐震対策、家具の固定 ◇災害危険箇所 ◇自主防災活動の実施 ◇防災訓練の実施 ◇発生した災害の情報及び市町村の対応　他

防災機関名	媒　　体	対　　象	内　　容
消防本部	講演会 防災フェア 広報紙 パンフレット リーフレット テレビ ラジオ インターネット 講演会等	一般県民、事業所	◇地震、津波に関する一般知識 ◇出火の防止及び初期消火の心得 ◇室内外、高層ビル、地下街等における地震発生時の心得 ◇避難方法、避難時の心得 ◇食料、救急用品等非常持出品の準備 ◇各防災機関の震災対策 ◇救助救護の方法　　他
東日本 電信電話㈱	新聞、パンフレット テレビ、ラジオ インターネット 広報車 広報紙等	一般県民	◇震災時の電話使用上の心得 ◇施設の耐震性 ◇通信設備の災害対策 ◇震災時の電話サービス等 （例：災害用伝言ダイヤル171） 他
㈱ＮＴＴドコモ	新聞、パンフレット テレビ、ラジオ インターネット SPモード 広報車 広報紙等	一般県民	◇震災時の携帯電話使用上の心得 ◇施設の耐震性 ◇通信設備の災害対策 ◇震災時の電話サービス等 （例：災害用伝言板、災害用音声お届けサービス）　　他
ＫＤＤＩ㈱	新聞、パンフレット テレビ、ラジオ インターネット EZwebサービス 広報紙等	一般県民	◇震災時の電話（携帯電話）使用上の心得 ◇施設の耐震性 ◇通信設備の災害対策 ◇震災時の通信サービス等 （例：災害用伝言板サービス）　他
ソフトバンク㈱	新聞、パンフレット テレビ、ラジオ インターネット 広報紙等	一般県民	◇震災時の携帯電話使用上の心得 ◇施設の耐震性 ◇通信設備の災害対策 ◇震災時の電話サービス等 （例：災害用伝言板サービス）他
楽天モバイル㈱	防災フェア、 防災訓練、 パンフレット、 インターネット等	一般県民	◇震災時の携帯電話使用上の心得 ◇施設の耐震性 ◇通信設備の災害対策 ◇震災時の電話サービス等 （例：災害用伝言板サービス）他
ガス事業所	パンフレット、チラシ テレビ 新聞、ラジオ インターネット 広報紙等	一般県民	◇ガス事業所の防災体制 ◇地震発生時の初動措置 ◇地震発生時のガス栓、マイコンメーターの措置 他

防災機関名	媒　　体	対　　象	内　　容
東京電力パワーグリッド㈱	パンフレット 広報車、テレビ 新聞、ラジオ、 インターネット 広報紙等	一般県民	◇震災時の電気使用上の心得 ◇電力復旧時の心得 ◇地震発生時の初動措置 ◇施設の耐震性　　他
鉄道事業者	パンフレット 車内広告、駅等広告 インターネット等	利用客	◇避難方法、避難時の心得 ◇施設の耐震性　　他
東日本高速道路㈱ 首都高速道路㈱	ラジオ パンフレット インターネット 広報誌等	利用客	◇地震時のドライバーの心得 ◇避難方法、避難時の心得 ◇施設の耐震性　　他
県営水道 市町村水道 等	県民だより 県水だより 市町村だより パンフレット インターネット 広報紙等	一般県民	◇施設の耐震性 ◇地震発生時の応急対策 ◇飲料水の備蓄等 ◇直結給水栓等の周知　　他

（5）報道機関との協力

報道機関から防災に関する報道に当たり、資料の提供等の依頼を受けた場合は、積極的に協力する。

災害広報を行うに当たり、必要と認める場合は、報道機関に対し協力を依頼する。

また、昭和６０年９月１日から実施されている「緊急警報放送」についても、必要な場合には、協力を求める。

4　自主防災体制の強化（防災危機管理部、商工労働部、市町村）

発災直後の自助の取組みに加え、地域のつながりにより、自発的に救助活動や消防活動を行う自主防災組織などの共助や事業所防災体制を強化するなど、地域コミュニティにおける防災体制を充実させることも重要である。

（1）自主防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援

地震による被害の防止又は軽減を図るためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助として、住民の自主的な救助活動や防災活動、具体的には、住民自ら予防対策の推進、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導、避難所運営等を行うことが必要であり、特に高齢者、障害者等の所在を把握し、救出救護体制を整備することが必要である。

このため、市町村は地域住民による自主防災組織の設置促進と活性化を図ることとし、日頃から大地震が発生した場合を想定した訓練の実施などを推進する。また、市町村は、避難行動要支援者の救出救護体制の整備として、避難支援等関係者と連携して避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別避難計画の作成を進めることとする。

県は、自主防災組織の機能強化を図るため、市町村及び専門家等との連携のもと、大規模災害時において各組織を取りまとめ、行政との連絡調整役を担う災害対策コーディネーターの養成や、消防学校において、地域防災力の中核を担う自主防災組織や企業の自衛防災組織などを対象に実践的な訓練・研修を実施するなど、共助の中核となる人材育成を促進する。

自主防災組織は、日頃地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験や能力を活用するとともに、十分な活動ができるよう各種資機材の整備の充実に努める。

また、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るためには、継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員、小中学校、地域のボランティア等の地域コミュニティによる防災ネットワークづくりが重要であり、県と市町村は協力してこれを促進する。

なお、自主防災組織の活動形態は次のとおりである。

自主防災組織の活動形態

平常時	1　防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） 2　地震による災害危険度の把握（土砂災害警戒区域、地域の災害履歴、ハザードマップ） 3　防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） 4　家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検） 5　防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備） 6　要配慮者対策（要配慮者の把握、支援方法の整理など） 7　他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との避難所運営訓練）
災害時	1　情報の収集及び伝達（被害の状況、津波予報及び警報等、ライフラインの状況、避難指示等など） 2　出火防止、初期消火 3　救出・救護（救出活動・救護活動） 4　避難（避難誘導、避難所の運営等） 5　給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出しなど）

（2）事業所防災体制の強化

ア　防災・防火管理体制の強化

学校、病院、百貨店等多数の人が出入りする施設について、管理権原者は防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備を行うので、消防機関は出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

高層建築物、雑居ビル、地下街等で管理権原の分かれているものについて、その管理権原者は、統括防火管理者を協議して選任し、当該建築物全体の消防計画の作成、各種訓練の実施、廊下、階段等避難上必要な施設の管理を行うので、消防機関は、出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

また、百貨店・ホテル・オフィスビル等多数の人が利用する大規模・高層の建築物等について、管理権原者は、自衛消防組織の設置とともに、防災対策として、防災管理者を選任し、防災に係る消防計画の作成、避難訓練の実施を行うので、消防機関は事業所における消防防災体制を強化し、自衛消防力を確保するよう指導する。

なお、管理権原の分かれているものについて、その管理権原者は、統括防災管理者を協議して選任し、防災に係る当該建築物全体の消防計画の作成、避難訓練の実施を行うので、消防機関は事業所における消防防災体制を強化し、自衛消防力を確保するよう指導する。

イ　危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織

危険物施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、地震によって高圧ガス施設等に被害が生じた場合には防災機関のみでは十分な対応を図ることができないことが考えられる。

このため、消防本部は危険物施設等管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。

また、高圧ガス関係業界が地域的な防災組織を設立し、相互に効果的な応援活動を行うことができる体制の確立を図る必要があることから、県及び千葉市は高圧ガス関係保安団体に対し防災活動に関する技術の向上、連携体制の確立、保安教育及び防災訓練の実施等に関し指導・助言を与

え、その育成強化を図る。

ウ　中小企業の事業継続

震災等の危機管理対策の取組が遅れている中小企業者等を対象に、事業継続計画（ＢＣＰ）の策定について、普及啓発と取組の促進を図る。

また、中小企業者等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を図るため、商工会及び商工会議所が市町村と共同して作成する事業継続力強化支援計画の策定の促進を図る。

5　防災訓練の充実（全庁、市町村）

震災時における防災活動の迅速かつ円滑な実施を期するため、各防災機関相互及び地域の自主防災組織や住民との協力体制の確立に重点をおいた総合訓練や各個別訓練を次のとおり実施する。

実施に当たっては、地震及び被害の想定を明らかにするとともに通信や交通の途絶、停電、感染症が拡大している状況等様々な条件を設定し、参加者自身の判断が求められるなど実践的なものとなるよう工夫する。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにしてその改善に努める。

（1）県

大規模地震発生前の予知対応型訓練と応急復旧中心の発災対応型訓練を国、近隣都県市、市町村、及び防災関係機関並びに住民の協力の下に一体となって総合的、実践的に実施する。

また、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。

訓練内容等は次のとおりである。

ア　災害対策本部訓練

初動体制の早期確立を図るための県職員の非常参集訓練や、国、近隣自治体、防災関係機関の協力を得て、災害対策本部の設置運営、他機関との連携及び広域応援に係る図上訓練を実施する。

イ　九都県市合同防災訓練

（ア）実動訓練

国、地方自治体、防災関係機関、ライフライン事業者、地域住民等が参加し、被害情報の収集、救出救護、避難所運営、広域応援まで含めた総合的な実動訓練を九都県市合同で実施する。

（イ）図上訓練

国、地方自治体、防災関係機関等との合同で、災害対策本部の設置運営、他機関との連携及び広域応援に係る図上訓練を実施する。

ウ　各部個別訓練

災害時における対応能力の向上を図るため、各部局が独自に訓練を実施する。

エ　県庁舎における防災訓練

災害時における対応能力の向上を図るため、県庁災害防護団を中心として、具体的な震災被害に対応した防災訓練を実施する。

（2）市 町 村

災害時における地域の防災対応能力の向上を図るため、市町村が中心となり、消防機関、自主防災組織、ＮＰＯ・ボランティア組織、教育機関、福祉施設、その他関係機関と連携し、防災訓練を実施する。

特に、避難所の運営については、災害時に住民が主体となって運営できるよう、平時から運営体制を構築し、避難者、地域住民、市町村職員等の役割分担を明確化する。

また、震災時における消火活動や救急救助活動の能力向上を図るため、消防大学校や県消防学校において、消防職員及び消防団員等へ必要な教育訓練を行う。

（3）防災関係機関

主な機関は、それぞれが定めた防災業務計画に基づいて訓練を行う。

各機関の訓練内容は次のとおりである。

主　催	内　容
東日本 旅客鉄道㈱	1　関係箇所長は関係社員に対し災害応急対策及び災害復旧に必要な次の訓練を行うとともに、地方自治体及び防災機関が行う合同訓練に積極的に参加し必要な知識の習得に努めるものとする。 （1）非常参集訓練及び災害時の初動措置訓練 （2）消防（通報・消火・誘導）訓練及び救出、救護訓練 （3）旅客等の避難誘導訓練 2　防災訓練は、地方自治体その他防災機関と合同で行う。
東京地下鉄㈱	発災を想定し社員に対して平素から地震に関する基礎知識、震災時の初動措置要領、心構え等について計画的に教育訓練を次のとおり実施する。 1　対策本部訓練　　7　自衛消防訓練 2　減速運転訓練　　8　救護活動訓練 3　一旦停止訓練　　9　応急処置訓練 4　情報伝達訓練　　10　連絡通報訓練 5　非常招集訓練　　11　復旧訓練 6　避難誘導訓練　　12　その他の訓練（各地域の防災訓練の参加等）
首都高速道路㈱	震災時において災害応急対策措置等を迅速・的確に実施できるよう、総合的かつ実践的な訓練を関係機関と連携して実施する。 1　訓練項目 （1）非常参集訓練 （2）情報収集・伝達訓練 （3）災害対策本部設置運営訓練 （4）災害応急対策訓練 （5）その他訓練 2　実施回数 年1回以上
東日本 高速道路㈱	大規模地震等の災害を想定した防災訓練を実施する。 1　訓練内容 （1）非常参集訓練 （2）情報収集・伝達訓練 （3）災害対策本部設置運営訓練 （4）災害応急対策訓練 （5）その他訓練 2　実施回数 年1回以上

東京電力パワーグリッド㈱	地震災害を想定した情報連絡訓練、復旧訓練（机上）並びに非常呼集訓練を年１回、全社的に実施する。なお、復旧作業訓練、非常災害対策用物品の点検、整備については、風水害等の訓練時にあわせて実施する。 １　訓練項目 （１）情報連絡訓練 （２）復旧訓練（復旧対策の机上計画、復旧作業訓練等） （３）災害対策用物品の整備点検を主とする演習 ２　実施回数 年１回以上
主　催	内　容
ガス事業所	製造所及び各事業所は、災害対策を円滑に推進するため、非常災害対策本部規則及び非常時の各種措置要領に基づき防災訓練を実施する。 １　訓練項目 （１）地震時の出動訓練 （２）地震時の緊急措置及び通報連絡訓練 （３）自衛消防訓練 （４）各事業所間の応援体制訓練 （５）災害を想定した応急措置、復旧計画訓練 （６）その他国及び地方自治体等が実施する防災訓練への参加 ２　実施回数 年１回以上
東日本電信電話㈱	震災予防措置、災害応急対策措置等を、円滑、迅速に遂行し得るよう防災訓練等を実施する。 １　訓練項目 （１）災害予報又は警報等の情報伝達 （２）非常招集 （３）災害時における通信そ通確保 （４）各種災害対策用機器の操作 （５）電気通信設備等の災害応急復旧 （６）消防及び水防 （７）避難及び救護 （８）国・県・市町村主催の防災訓練等 ２　実施回数 年１回以上
㈱NTTドコモ	震災予防措置、災害応急対策措置等を円滑、迅速に遂行し得るよう防災訓練等を実施する。 １　訓練項目 （１）災害予報又は警報等の情報伝達 （２）各種災害対策用機器の操作 （３）国及び地方自治体等主催の防災訓練等への参加 ２　実施回数 年１回以上
ＫＤＤＩ㈱	地震防災応急対策に必要な情報等の伝達、社員の安否確認及び避難・救難、通信のそ通確保、通信設備の応急復旧、並びに関係する地方公共団体との連携に関する訓練を毎年１回以上実施し、必要な防災体制の見直しを行う。

ソフトバンク㈱	防災業務を円滑かつ迅速に実施するため、次の防災訓練を実施する。 （1）災害予報及び警報の伝達 （2）非常招集 （3）災害時における通信そ通確保 （4）各種災害対策用機器の操作 （5）電気通信設備等の災害応急復旧 （6）消防 （7）避難と救護

主　催	内　容
楽天モバイル㈱	防災業務を円滑かつ迅速に実施するため、次の防災訓練を実施する。 （1）災害予報及び警報の伝達 （2）非常招集 （3）災害時における通信そ通確保 （4）各種災害対策用機器の操作 （5）電気通信設備等の災害応急復旧 （6）消防 （7）避難と救護
日本赤十字社 千葉県支部	国又は県等と協力して大規模な地震又はそれに伴う津波の発生を想定した訓練を実施する。 1　訓練項目 （1）情報の収集・伝達 （2）職員参集 （3）救護資機材の取扱い （4）救護所の運営及び傷病者の後方搬送 （5）ボランティア及び関係機関との連携 2　実施回数 年１回以上

6　調査・研究（防災危機管理部、環境生活部）

地震防災対策の効率的、合理的な推進のためには、最新の学術的な知見を行政施策に適切に反映させることが必要となる。このため県では、国や各調査研究機関から発信される情報を収集するとともに、県域の大地に関する科学的な特性にあわせて、各種の調査・研究を積極的に実施していく。

地震動による被害の想定は、地震防災対策を進める上で各計画の基礎資料となり、出来る限り正確に地震の揺れの大きさを予測することが求められる。地震の揺れの大きさには、震源位置や規模などの他に、地震動の伝わる媒体となる地質の特徴が影響する。地質は不均質であるため、地域によって地震動特性が異なり、これを把握することが揺れの予測において重要となる。地震動特性はその場所の地質の種類や構造、層序、物理的特性などと密接に関わり、県では地震動の観測を行うとともに、地質構造等に関する調査研究を進め、地域の地震動特性の把握に努める。

また、千葉県を含めた南関東地域で懸念される長周期地震動への対策や液状化対策に必要な基礎資料を収集、提供する。

（1）地震に関する観測

県では、昭和６３年度から随時地震計を設置し、地震動を観測している。

なお、県が設置した地震計で観測した地震波形はＣＤで外部機関に提供している。

県内地震観測点数　　（令和3年4月1日現在）

	強震計	計測震度計	計
千葉県	12	(74) 74	(74) 86
国立研究開発法人防災科学技術研究所	(1) 42		(1) 42
気象庁		(2) 20	(2) 20
千葉市		(4) 4	(4) 4
松戸市		(1) 1	(1) 1
計	(1) 54	(81) 99	(82) 153

※上段（ ）書き：千葉県震度情報ネットワークシステムの観測点数

千葉県の設置している強震計１２観測点のうち、２観測点は広帯域速度型強震計

（2）地質構造・活断層に関する調査研究

ア　地質構造等に関する調査研究

地震防災対策に当たっては、人工地層、沖積層、下総層群最上部などの地表に近い浅部の地質構造・層序及びそれらを反映した微地形分類を詳細に把握することが重要となる。県の保有する地質に関する情報を集約・解析し（「地質環境インフォメーションバンク」のデータなど)、また必要に応じて各種の地質調査を実施し、県域の地質構造等に関する研究を進める。

イ　地域の地震動特性に関する調査研究

地震観測の成果や地質構造に関する調査研究から得られた知見に基づき、地域の地震動特性に関する調査研究を進める。把握した地域の地震動特性は、地震動計算のための地震波の伝播・増幅特性に関連する地質・地盤モデルとして整理し、地震被害想定の高度化を推進する。

ウ　活断層調査

国が、その活動により社会的・経済的に大きな影響を与えるとして選定した活断層のうち、県内に存在するとされていた断層について県で調査したところ、「東京湾北縁断層」については、推定されていた位置を含めた調査範囲に活断層の存在が確認されず、「鴨川低地断層帯」については、活断層である可能性が低いことが明らかとなった。

（3）地震に伴う地質環境への影響に関する調査研究

ア　地盤の沈下に関する調査研究

地震に伴って発生が予想される地盤の沈下に関して検討するとともに、災害時の非常用水源としても利用可能な地下水を保全するため、かん養域におけるかん養機能の維持を図る方策について研究する。

イ　液状化に関する調査研究

千葉県東方沖地震や東北地方太平洋沖地震に際しては､県内各地で液状化による被害が生じた。液状化メカニズムに関する研究を進め、県域の地質構造や地震動特性との関連を検討し、対策のための知見を提供する。

ウ　各地の地震災害に関する調査・資料収集

国の内外で発生する地震について、その資料収集を行うとともに地質環境面から地震被害の調査を実施し、当該地域の地質環境に関するデータの解析とその蓄積を基にして、本県の地震被害に関する地質環境の特性を把握する研究を進める。

（4）外部研究機関との連携

県が保有する地下地質に関するデータや、実施した調査研究の成果は積極的に公開し、県域の地質・地盤に関する学術研究の進展に寄与する。また、各調査研究機関との共同研究などの協働を推進し、学術的な知見を実効的に地震防災対策に活用することに努める。

第２節　津波災害予防対策

本県は、三方を海に囲まれ、総延長約５３３．５ｋｍに及ぶ長い海岸線を有していることから、津波発生時における被害を受けやすい地理的環境にある。２０１１年３月の東北地方太平洋沖地震（M9.0）では、東北地方の太平洋沿岸を中心に津波による甚大な被害が発生した。本県においても、旭市飯岡地区で痕跡から推定される最大津波高７．６m、銚子市からいすみ市で２３．７㎢が浸水し、多くの家屋が流され１４名の方が亡くなっている。過去にも、１６７７年１１月（延宝5年10月）の延宝地震（M8.0）、１７０３年１２月（元禄16年11月）の元禄地震（M8.2）や１９２３年９月（大正12年9月）の大正関東地震（M7.9）などにより、多くの津波被害を受けてきた。

元禄地震や大正関東地震などの相模トラフ沿いで発生するＭ８クラスの地震の発生間隔は１８０～５９０年、そのうち元禄地震相当またはそれ以上の大きな地震だけを取り出すと、その発生間隔は約２，３００年程度と推測されているが、房総沖で発生したと考えられている延宝地震の発生間隔は不明である。東北地方太平洋沖地震の発生以降、房総沖や南海トラフ沿いで発生する地震による津波被害が懸念されている中、国は南海トラフ巨大地震及び日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震に関する津波について被害の概要を公表しており、本県での最悪のケースとして、南海トラフ巨大地震での死者数が約１，６００人、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震での死者数が約２００人と想定されている。いつ、どこで、どのような地震・津波が発生するかはわからない状況であるため、県は、住民等に注意喚起を図るとともに総合的な津波対策を推進する。

＜資料編１－18　沿岸地域における津波警戒の徹底について＞

１　総合的な津波対策の基本的な考え方（全庁、市町村）

津波に対しては、減災や多重防御に重点を置き人命を最優先とした対策を講じる。

海岸保全施設等のハード対策に過度に依存するのではなく、住民の「自助」、住民組織等の「共助」、行政による「公助」の各主体における津波避難を軸としたソフト対策を講じた上で、海岸保全施設や、防波堤や土手、保安林などのハード対策を組み合わせ、ソフト・ハードを織り交ぜた総合的な津波対策を推進する。

津波対策の推進に当たっては、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、デジタル技術を活用するよう努めるものとする。

また、市町村は、地域防災計画、都市計画、立地適正化計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、防災、まちづくり、建築等を担当する各部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努めるものとする。

２　津波を伴う想定地震（防災危機管理部）

（１）想定地震

千葉県に大きな影響があり、かつ緊急性が高いと考えられる地震による津波について調査した。

No.	想定地震名	ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ	震源の深さ※	地震のタイプ	調査年度
1	房総半島東方沖日本海溝沿い地震	8.2	約25km	プレート境界	平成26・27年度

※震源の深さ：震源域における破壊開始点の深さ

（２）想定地震による被害の概要

東北地方太平洋沖地震（2011年）は、岩手県北部から茨城県南部までの日本海溝沿いを震源域とした地震である。しかしながら、その震源域の南側に隣接する千葉県東方沖の日本海溝沿いは今回割れ残ったことから、過去に千葉県で想定した延宝地震（1677年）の震源域のうち、東北地方太平洋沖地震で破壊されなかった領域を対象とした「房総半島東方沖日本海溝沿い地震」（M8.2）を想定し、津波による被害量を算出した。

なお、過去に発生した延宝地震（1677年）は地震動の弱い津波地震であったことから、津波の発

生のみを考慮し、堤防は揺れにより破壊されない条件（堤防あり）で検討を行った。詳細については、「平成２６・２７年度千葉県地震被害想定調査報告書」による。

ア　津波高と到達時間

津波の最大波高は銚子市で約８．８m、いすみ市で約８．３mと予測される。また、震源域に近い南房総市では、津波の影響開始時間が約６分と最も早く、最大波が海岸へ到達する時間も約１６分と最も早く予測される。

イ　建物被害

津波による建物の全壊は約２，９００棟、半壊は約６，７００棟と予測される。

ウ　人的被害

冬の朝５時に想定地震が発生する条件で、津波に対する避難行動の違いを反映させて人的被害を算出した結果、全員が発災後すぐに避難を開始した場合の死者数は約１０人、負傷者数はほとんど無しと予測される一方、早期避難を開始しない場合の死者数は約５，６００人、負傷者数は約１，１５０人と予測される。

エ　震災廃棄物

津波による建物の全壊による震災廃棄物と津波で陸上に堆積した土砂等の津波堆積物の発生量は、約９７．６～１１９．７万m^3と予測される。

オ　その他

津波は、地震の規模や発生地点、波長、海底や海岸の地形等の様々な要因により、津波高や到達時間等が大きく異なるとともに、街並みや生活形態等によって被害様相は大きく変わる。

津波シミュレーションの結果は、津波災害のシナリオの１つであり、その利用に当たってはシミュレーションの限界に認識しておく必要がある。

また、自然は大きな不確実性を伴うため、想定より大きな津波が押し寄せ、浸水範囲も広くなる可能性があることに留意する必要がある。

３　津波広報、教育、訓練計画（防災危機管理部、教育庁、市町村）

（１）津波に関する知識の啓発及び防災意識の醸成

ア　住民自らの取組み

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、津波で命を落とさないためには、一人ひとりが迅速かつ自主的に高いところに避難することが原則である。

そのため、住民は、日ごろから津波防災訓練への参加や津波ハザードマップ等により、避難場所、避難経路、避難方法及び家族との連絡方法を確認するとともに、町内会や自主防災組織等の自主的な避難体制や避難行動要支援者を支援する体制の構築に協力する。

また、津波警報等の発表や避難指示等が発令された際には、地域で避難を呼びかけ合い、迅速に安全な場所に避難するとともに、自己の判断で自宅や海岸付近に戻らず、津波警報等が解除されるまで避難を継続することを心掛けるよう努める。

イ　県・市町村等の取組み

県や市町村等は、沿岸地域に限らず全域的に「地震イコール津波、即避難」という意識を共通認識として定着させるため、また、津波発生時に刻々と変わる状況に的確な避難行動を住民等が取ることができるよう、以下の内容について、広報誌、パンフレット、報道機関及びインターネット等の多種多様な広報媒体を活用し、周知するとともに、防災教育や防災訓練、講演会等のあらゆる機会をとらえて、分かりやすい広報・啓発に取り組み、津波防災意識の向上を図る。

（ア）地震・津波に関する正確な知識

ａ　津波の発生メカニズムや伝わる速さ

ｂ　津波の第一波は引き波だけではなく押し波から始まる場合もあること

ｃ　津波は繰り返し襲ってくること

ｄ　第一波が最大とは限らないこと

ｅ　津波は地形に影響されるため、地域によって津波高や浸水域が変わってくること

ｆ　強い揺れを伴わず危険を体感しないままに津波が押し寄せる津波地震や遠地地震の発生が

あること

g　津波は河川や水路を遡上すること

（イ）津波シミュレーションの結果

県が行った津波シミュレーションの結果（津波到達時間、津波高、浸水域、陸域を遡上する時間等）や、地盤標高図及び津波高と被害の関係をわかりやすく情報発信する。

また、観光客等が津波浸水予測図や津波に関する情報を入手しやすくするため、携帯電話やスマートフォン等の活用を検討する。

なお、避難のための津波浸水予測図は、気象庁の津波警報区分に合わせて作成しているが、自然は大きな不確実性を伴うため、想定以上の津波が襲ってくる可能性があること等を周知する。

（ウ）津波警報等に関する情報及び知識

a　気象庁が発表する津波注意報、津波警報、大津波警報の内容と想定される被害及び取るべき行動

b　津波警報等は津波予報区内で一番高い津波の予測に基づいて発表されること

c　津波到達時間も同様に津波予報区内のどこかに一番早く津波が到達する時間の予測に基づいて発表されること

d　津波の複雑な特徴や予想技術の限界から、危険を回避するために安全サイドに立った警報が必要であること

e　気象庁の発表より津波が高くなることや早く津波が到達する場合もあること

（エ）津波避難行動に関する知識

a　強い揺れを感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること

b　過去の経験や想定にとらわれず各自が最善を尽くすこと

c　自ら迷わず率先して避難行動をとることが地域住民の避難を促すこと

d　一度避難したら、津波警報等が解除されるまで避難を継続すること

e　津波は河川を遡上するため河川から離れること

f　海水浴場等の海岸において、赤と白の格子模様による「津波フラッグ」が掲示された場合は、津波警報等が発表されたと判断して海岸から離れること

（オ）地震、津波への備え

いつ地震、津波が発生するかわからないため、家の耐震化や家具の固定、日ごろから３日分以上の食料、飲料水の備蓄や非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、モバイルバッテリー等）の準備、避難場所の確認、家族で避難方法や連絡方法の確認について広報・啓発する。

（２）防災教育の推進

学校教育はもとより、様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努める。

なお、過去の津波被害の教訓については、映像や体験談をまとめ、防災教育等に活用するなど、長期的視点にたって広く県民に伝承されていくよう努める。

（３）津波防災訓練の実施

市町村、住民、事業所等が一体となった実践的地域訓練、図上訓練を実施し、防災活動力の維持向上、情報伝達の精度向上と迅速化、住民等の適切な避難措置等、体制の確立に努める。

また、訓練は県、市町村単位又は市町村域を越えた単位の訓練や自治会等単位の地域訓練等があるが、特に海水浴場における、海水浴客等への参加依頼や夜間を想定した避難誘導の実施など、実践的な訓練を日常的に工夫して実施する。なお、実施に際しては、自主防災組織、近隣住民等や要配慮者本人とその家族にも訓練への積極的な参加を求める。

（4）防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

4　津波避難対策（防災危機管理部、県土整備部、市町村）

（1）津波浸水予測図の作成

ア　過去に大きな津波被害をもたらした地震を想定した津波浸水予測図

県は、平成１８年度に過去に大きな津波被害をもたらした元禄地震、延宝地震について、古文書等の資料や海底の状況、海岸地形、津波防災施設の設置状況、後背地表面の地質・高さ、河川の流入状況、過去の津波浸水地域等を考慮して実施した津波シミュレーションの結果を基に、津波浸水予測図を作成した。

なお、元禄地震については、新たな知見を反映した断層モデルが平成２３年度に発表されたことから、この新たな断層モデルを使って津波シミュレーションを実施し、その結果を基に津波浸水予測図を平成２３年度に作成した。

今後、本県で想定した津波被害を超えると考えられる地震について、国等により新たな知見が示された場合は、津波浸水予測図の作成・見直しを行う。

イ　避難のための津波浸水予測図

地震・津波が発生した場合、市町村の災害対応や住民等の避難行動を起こすための必要な情報は、気象庁が発表する津波警報以外にないのが現状である。さらに、津波警報は津波予報区ごとに予測される最大の津波高に基づいて発表されるため、津波予報区内のどの場所に発表された最大の津波が押し寄せてくるかわからないことから、とにかく津波で命を落とさないためには津波警報で発表された津波が実際に押し寄せてくると想定した避難が必要である。

これらのことから、県は銚子市から富津岬までの地域について、気象庁の津波警報レベルに合わせ、３ｍ（1～3m）、５ｍ（3～5m）、１０ｍ（5～10m）の津波が押し寄せてきた場合を想定した津波シミュレーションの結果を基に、津波浸水予測図を作成した。

また、富津岬から浦安市までの東京湾内湾については、東京湾内で大きな津波が発生する地震は考えられないことから、東京湾口（房総半島南端）で約１０ｍを想定した津波シミュレーションの結果を基に、津波浸水予測図を作成した。

ウ　想定地震による津波浸水予測図

平成26・27年度に県が実施した千葉県地震被害想定調査では、２０１１年に発生した東北地方太平洋沖地震の震源の南側が割れ残る形となったことから、過去に県で想定を行った延宝地震の震源のうち、東北地方太平洋沖地震で破壊されなかった領域を対象とした地震を「房総半島東方沖日本海溝沿い地震」と命名し、津波の浸水域等の予測を行った。

（2）津波ハザードマップの作成・周知

市町村は、県の津波浸水予測図や国の「津波・高潮ハザードマップ（平成16年3月）」などを活用し、地震防災対策特別措置法第１４条第２項に基づく津波ハザードマップの作成に努めるとともに、住民等への周知を図る。

なお、津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分に検討し、地域の防災教育や津波避難訓練に活用するなど効果的な周知に努めるとともに、ハザードマップは一つのモデルであって全部ではないことや、自然は不確実性を伴うため想定以上の津波が押し寄せる場合があることを住民に丁寧に広報する。

（3）市町村の津波避難体制の確立

市町村は、県が策定した「千葉県津波避難計画策定指針」及び国の「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」などをもとに、市町村の避難対策を明らかにし、いざ津波が発生した場合に行政と住民等が迅速かつ的確に行動することできるよう津波避難計画の早期作成に努め、津波避難訓練等を通して、より実践的な計画にするよう見直しを進める。

ア　避難指示

市町村は、避難指示の発令基準や手順、伝達方法等をあらかじめ定め、津波注意報等が発表された際に、直ちに避難指示ができる組織体制の整備を図る。

なお、避難指示に当たっては、次の事項に留意するとともに、あらかじめ住民等に避難指示の内容について周知を図るものとする。

（ア）気象庁より津波注意報等が発表されたときには、市町村長は避難対象地域にいる住民等に対して、直ちに高台等の安全な場所に避難するよう指示するものとする。

（イ）停電や通信途絶等により、気象庁の津波注意報等を適時に受け取ることができない状況においては、強い揺れ（震度4程度以上）を感じた場合、また、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、かつ市町村長が必要と認めるときは、直ちに安全な場所に避難するよう指示をするものとする。

（ウ）我が国から遠く離れた場所で発生した地震による津波のように到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波注意報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合がある。市町村は、この「遠地地震に関する情報」の後に津波注意報等が発表される可能性があることを認識し、高齢者等避難、避難指示の発令を検討するものとする。

イ　住民等の避難誘導体制

（ア）地震・津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、避難は徒歩を原則としつつ、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえ、自動車での安全かつ確実な避難方法をあらかじめ検討する。

（イ）避難する住民の安全確保はもちろんのこと、消防職団員、水防団員、警察官、市町村職員など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定める。避難誘導にあたる者は、この行動ルールに従い、安全が確保されることを前提として、避難誘導するものとする。

（ウ）避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、平常時より名簿を提供することに同意等が得られた避難行動要支援者について、避難支援等関係者に名簿を提供し、避難支援のための個別避難計画の作成に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、これらの者に係る避難誘導体制の整備を図る。

（エ）市町村は、避難場所の案内板や避難誘導標識等の整備に努める。

（オ）町内会、自治会、自主防災組織等による避難誘導や、海水浴場等の観光施設の管理者による自主的な避難誘導体制の確立など、安全の確保を前提に市町村の避難の呼びかけに応じた自主的な避難体制の構築に努める。

ウ　市町村間の連携による広域避難体制の構築

津波は市町村域を越えて広域的に被害をもたらすことから、地域によって市町村間で連携し、避難場所や避難所の提供など市町村域を越えた避難体制の構築を図る。

（4）市町村の津波避難体制確立への県の支援

県は、津波が発生した際に、市町村の津波対応や住民等の迅速な避難行動ができるよう、市町村に津波浸水予測図や津波高、浸水深など津波シミュレーションを実施した結果のデータを提供するとともに、避難困難地域の抽出方法や、避難方法及び避難場所、避難路等を指定する際の基本的な考え方や方向性を示した「千葉県津波避難計画策定指針」（平成28年10月改訂）を必要に応じて見直すなど、市町村の津波ハザードマップや津波避難計画の作成、見直し及び市町村区域を越えた避難体制の構築を支援する。

（5）県の津波情報受伝達体制の確立

ア　休日・夜間等における体制強化

休日・夜間等の勤務時間外においても職員の常駐化等により、迅速な情報伝達に努める。

イ　県防災行政無線による伝達

銚子地方気象台から気象情報伝送処理システム（アデス）によって県に伝達された津波情報については、県防災行政無線一斉通報装置による、市町村、消防本部、県出先機関及び県内防災関係機関等への伝達体制を引き続き維持する。

ウ　千葉県防災情報システム等による伝達

県は、職員参集メールにより津波情報を関係職員に自動配信する。また、市町村・消防本部などシステム端末を設置している機関には、ポップアップ通知により津波情報を伝達する。大津波警報の場合には、ポップアップ通知で注意喚起を行う。

なお、県、市町村においては、総務省消防庁から、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）を利用し、津波注意報等を受信している。

（6）市町村の津波情報受伝達体制の確立

ア　津波情報受伝達対策

市町村は、休日・夜間等の勤務時間外における迅速な情報伝達及び、関係職員の早期参集体制の確立に努める。

イ　地域住民等への情報伝達体制の確立

住民等には迅速に避難行動をとってもらう必要があることから、市町村はあらゆる広報伝達媒体（有線・無線電話、同報無線、広報車、サイレン等）や組織等を活用し、住民等への津波予警報の迅速かつ的確な伝達に努めるとともに、避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。

（ア）同報無線の整備活用

地域住民等に対する情報伝達や避難指示を迅速かつ、確実に実施するため、同報無線の整備拡充、更新に努める。

また、災害時の停電の影響やバッテリー切れ等のためにその機能が失われないよう、デジタル化等の高度化、避難所となる各種公共施設への通信機の配備、非常電源の容量確保、耐震性の向上や津波の影響を受けない場所への移設などを検討する。

（イ）多様な伝達手段の確保

Ｊ－ＡＬＥＲＴは、県内全市町村において整備済みであり、情報受信時には防災行政無線が自動起動される。また、エリアメールや緊急速報メール、衛星携帯電話やワンセグ、スマートフォンなどのあらゆる情報手段の活用を検討する。

（ウ）地域団体等の自主的情報伝達

地域住民等に対する情報伝達がなされた時に、これに敏速に呼応して消防団、自主防災組織等が自主的に情報伝達できる組織体制の指導育成に努める。

（エ）海岸線等への情報伝達

「津波フラッグ」等により海岸線付近の観光地、海水浴場等に対する迅速かつ、効果的な情報伝達体制の整備を図るとともに、各管理者等が自主的に観光客等へ情報伝達できる体制の確立に努める。

（オ）港湾、漁港、船舶等への情報伝達

港湾関係機関、漁港管理者、漁業協同組合等と相互協調のもと、迅速な情報伝達体制の確立に努める。

県、港湾又は漁港管理者は、行政機関と連動し津波発生時における船舶の状態（航行中又は係留中）別に、対処方法を具体的に明示し、個々の船舶管理者等に周知を図るとともに、有事における自主避難意識と体制を確立する。

（カ）市町村間の連携

市町村は、津波被害等により市町村機能が麻痺又は著しく低下した場合における地域住民への情報伝達の手段等を確保するため、平時から近隣市町村との連携や情報共有に努める。

5　津波防護施設等の整備（農林水産部、県土整備部、市町村）

（1）海岸保全施設及び河川堤防の整備

国の中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」の報告では、今後の津波対策を構築するに当たっては、基本的に以下の２つのレベルの津波対策を想定する必要があるとされている。

ア　住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で想定する津波であり、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

イ　防潮堤など構造物によって津波の内陸への浸入を防ぐ海岸保全施設等の建設を行う上で想定する津波であり、最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波で、数十年から百数十年に一度程度の頻度で到達すると想定される津波

海岸保全施設は、今まで、侵食、高波及び高潮に対する施設整備を進めており、その規模を超える津波に対してはソフト対策で対応することとしていたが、平成２３年３月１１日に発生した東北地方太平洋沖地震による津波により、九十九里浜を中心に甚大な被害が発生したことから、「千葉東沿岸海岸保全基本計画」、「東京湾沿岸海岸保全基本計画」を変更し、発生頻度の高い津波から防護するための海岸保全施設等の整備を海岸の利用形態や環境面に配慮しながら、地元の意見を踏まえて実施する。

河川堤防については、河川を津波が遡上し、被害の発生が想定されることから、海岸保全施設の整備と合わせて堤防の嵩上げ及び構造強化等を必要に応じて実施する。

（２）防災施設の点検、診断、改修及び補強

既存の防潮堤等の防災施設は、ほとんどが高潮を対象とした設計基準に基づき築造されている。このため、特に建設年次の古い施設については、老朽度、天端高の点検及び設置地盤の液状化を含む耐震性診断を実施し、必要に応じて改修、耐震補強及び液状化対策を実施する。

（３）防災施設等の運用

防潮堤等の防災施設の開口部に設置されている水門、陸閘等の閉鎖については、津波発生時において、現場操作員の安全を確保しつつ迅速・確実な操作が行えるよう水門等の規模や地域の状況に対応した「操作指針」を策定するとともに、必要に応じて水門等の自動化・遠隔操作化の促進を図ることで、津波発生時における背後地域の被害を低減させるなど、迅速・確実な防災施設等の運用を図る。

（４）護岸等の避難施設、避難口の設置

直立構造式の護岸や防潮堤等で避難階段の少ない施設については、地域の利用形態（例、海水浴場等）を考慮し、砂浜から後背地に通じる避難階段（斜路）、避難口等を設置する。

（５）防災林の設置

海岸線に所在する県有の保安林については、病虫害、台風や津波などの災害にも強い保安林となるよう整備・育成を図ることとし、松くい虫、湿地化、及び東日本大震災に伴う津波による被害地だけでなく、健全地についても、保安林の機能が十分に発揮できるようにするものとする。

整備手法については、盛土による地盤の嵩上げやこれまでクロマツの１種類で形成していた保安林を海側、中間部、後背地側の三重構造にし、減災効果が期待できる常緑広葉樹の高木と低木の混交林として整備するなど、砂丘や森林が持つ津波に対する被害軽減効果を重点に、従来の手法に対して、機能強化、海岸線に沿った連続性、多重防御、コスト縮減、関係機関との協働といった観点から再検討した結果をとりまとめた「千葉県海岸県有保安林整備指針」に基づくこととし、砂丘や森林の整備を行う。

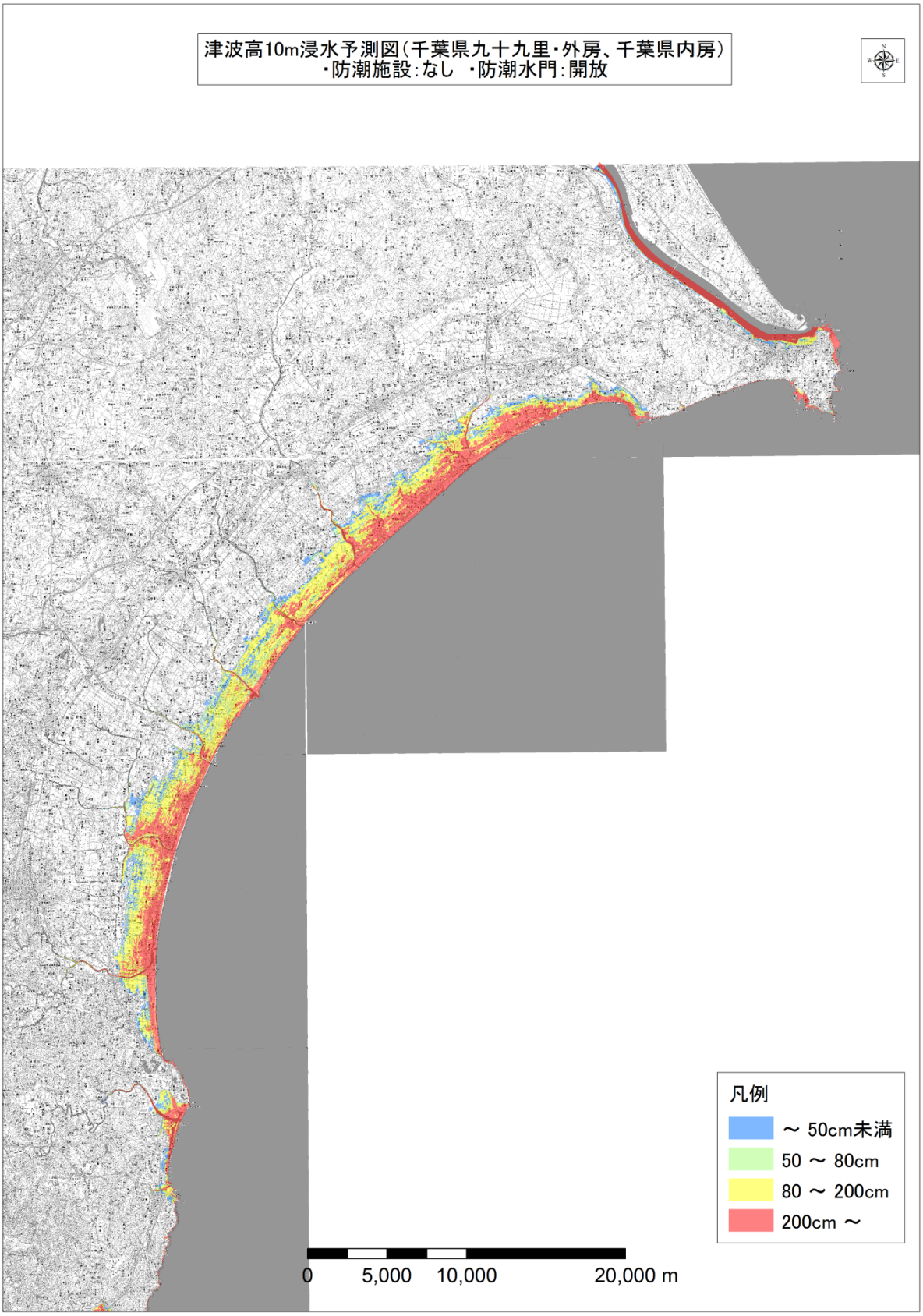
（６）避難場所及び避難路、津波避難ビル等の指定・整備

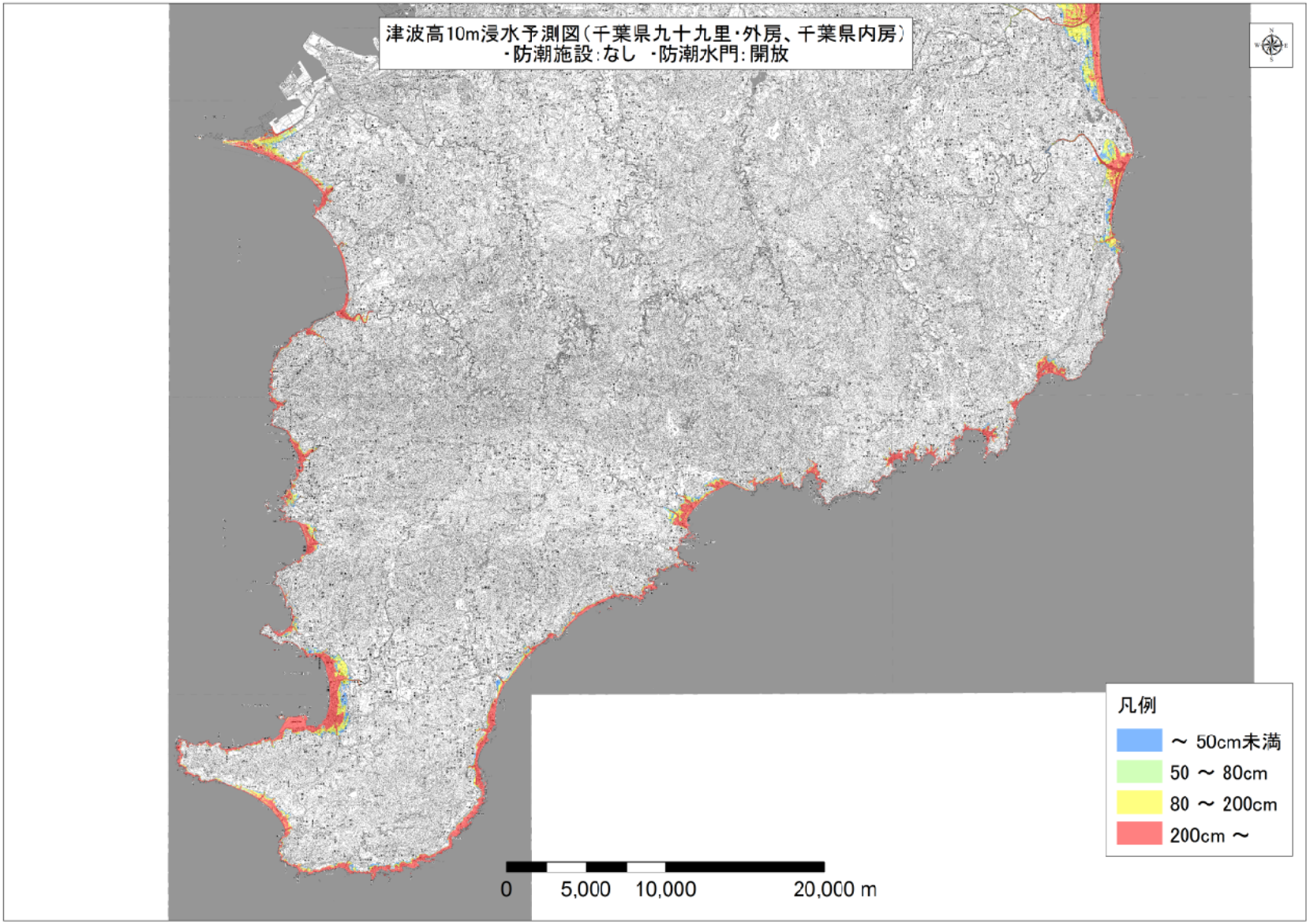
市町村は、「千葉県津波避難計画策定指針」や国の平成29年7月5日付「津波避難ビル等を活用した津波防災対策の推進について（技術的助言）」及び「東日本大震災における津波による建築物被害を踏まえた津波避難ビル等の構造上の要件に係る暫定指針（平成23年度）」などをもとに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間に避難が可能となるよう、避難場所及び避難路、津波避難ビル等の指定・整備に努める。

なお、専ら避難生活を送る場所として指定された避難所と、津波等からの緊急一時的に避難する避難場所を間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

<資料編８－６　海岸法　海岸保全区域一覧表>

津波浸水予測図（平成23年度）

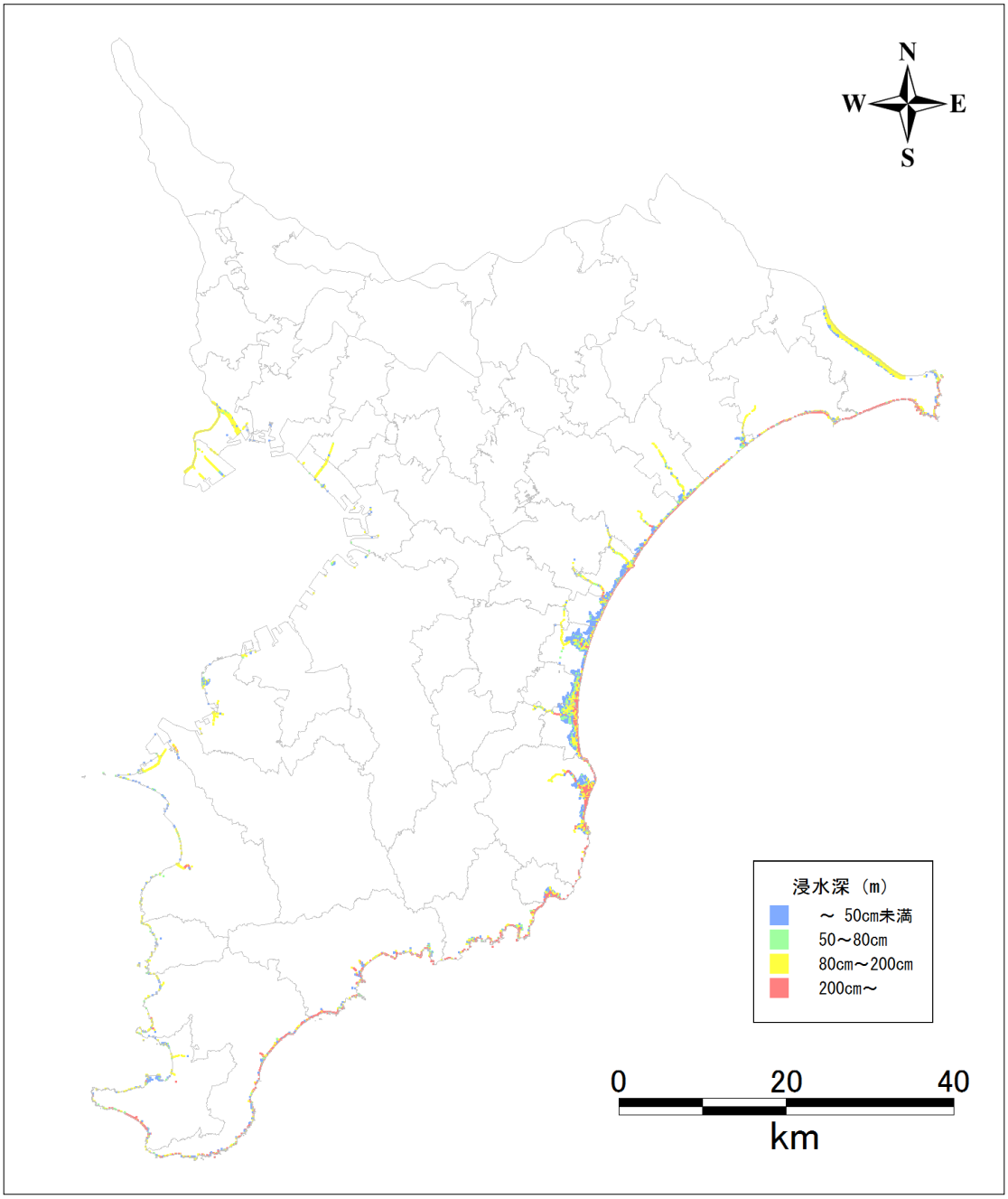



津波高10m浸水予測図（千葉県九十九里・外房、千葉県内房）
・防潮施設：なし　・防潮水門：開放
凡例
～ 50cm未満
50 ～ 80cm
80 ～ 200cm
200cm ～
0
5,000
10,000
20,000 m


湾口10m津波浸水予測図（東京湾内湾）
・防潮施設：なし　・防潮水門：開放
凡例
～ 50cm未満
50 ～ 80cm
80 ～ 200cm
200cm ～
0
5,000
10,000
20,000 m

津波浸水予測図（平成26・27年度）

房総半島東方沖日本海溝沿い地震（堤防あり）



第３節　火災等予防対策

大正関東地震による死亡者の９割弱が火災を原因とするものであり、現在も木造密集市街地で同時に多発する火災による二次災害の危険性は高い。また、都市化の進展した市街地では、可燃物の密集、ガソリン等各種危険物の貯蔵・取扱量の増大、木造密集市街地の拡大等、関東地震時以上に危険要因が増えている。

今後、起こりうる首都直下地震などの大地震には、何よりもまず、地震火災を最小限に抑えることが重要であり、一般家庭や危険物施設等への指導による出火防止や建築物の不燃化促進等を実施する。

１　地震火災の防止（防災危機管理部、県土整備部、市町村）

（１）出火の防止

ア　一般家庭に対する指導

一般家庭内における出火を防止するため市町村は、自治会、自主防災組織等各種団体を通じて一般家庭に対し、火気使用の適正化及び消火器具等の普及と取扱い方について指導を行うこととし、県西部防災センターにおいては、同様の啓発指導を行い、「身の安全を確保した後、火の始末、火が出たら消火」等の地震火災の心得の普及及び徹底を図る。

また、住宅火災による死者数の低減に有効な手段である住宅用火災警報器が県内全ての住宅に適正に設置されるよう努めるとともに、防炎製品の活用を推進する。

さらに、復電時等における電気に起因する火災を防止するため、関係機関と連携し、感震ブレーカー等の普及や自宅から避難する際にブレーカーを落として避難するよう啓発する等、出火防止対策を推進する。

イ　防火対象物の防火管理体制の確立

消防本部は、防火管理者等設置義務対象の防火対象物には、必ず防火管理者等の設置を期すとともに、小規模防火対象物についても、地震に対する事前対策と災害時の応急対策が効果的に行い得るよう行政指導を強化し、職場における防火管理体制の確立を図る。

ウ　火災予防に係る立入検査の強化指導

消防本部は、消防法第４条の規定による立入検査を強化し、防火対象物の用途、地域等に応じた計画的な立入検査等を実施し、常に当該区域内の防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め予防対策の万全を期する。

エ　危険物施設等の保安監督の指導

県及び消防本部は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安要員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、当該危険物施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに、消防法の規定に基づく立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行うものとする。また、市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。以下同じ。）火災予防条例の規定に基づく少量危険物及び指定可燃物の管理及び取扱いについても、所有者、管理者等に対して必要な助言又は指導を行う。

オ　危険物取扱者保安教育の徹底

県は、危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所において、取扱作業に従事する危険物取扱者に対して取扱作業の保安に関する講習を実施する。

カ　消防設備士に対する教育の徹底

県は、消防設備士資格取得者に対し、消防用設備等に関する技術の進歩に伴い、これらに対応し得るよう消防設備士の講習を実施する。

キ　化学薬品等の出火防止

県及び市町村は、化学薬品を取り扱う学校、病院、薬局、研究所等の立入検査を定期的に実施し、保管の適正化の指導を行う。

ク　消防同意制度の活用

消防本部は、建築物の新築、改築等の許可、認可、確認の同意時、防火の観点からその安全性を確保するため、消防法第７条に規定する消防同意制度の効果的な運用を図る。

（２）初期消火

ア　市町村及び消防本部は家庭及び職場での初期消火の徹底を図るため、各家庭や職場に対して消火器具の設置を奨励する。

イ　市町村、消防本部及び県は、地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図るとともに自主防災組織を指導する。

（３）延焼拡大の防止

ア　消防水利の整備

震災時においては、消火栓は水道施設の被害等により断水又は大幅な機能低下を被るおそれがあることから、市町村は、耐震性貯水槽等の整備や、自然水利の活用等の消防水利の計画的な整備を図る。

イ　市街地における空中消火の検討

市街地に同時多発火災が発生した場合に備え、市町村及び消防本部は「消防防災ヘリコプターの効果的な活用に関する検討会報告書（平成21年3月）」を基に、市街地における空中消火について検討する。

２　建築物不燃化の促進（県土整備部）

（１）建築物の防火規制

市街地における延焼防止を次により推進する。

ア　防火、準防火地域の指定

県及び市町村は、建築物が密集し、震災により多くの被害を生じるおそれがある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は準耐火建築物の建築を促進する。この防火地域は、容積率が５００％以上の地域について指定を行うほか、集団的地域としての「建物密集地域」、「公共施設等重要施設の集合地域」あるいは路線的な地域としての「幹線街路沿いの商業施設等の連たんする地域」、「避難路及び避難地周辺地区」等、都市防災上の観点から特に指定が必要と考えられる地域についても容積率の高い地域から順次指定を進める。

また、準防火地域は、防火地域以外の商業地域、近隣商業地域及び建物が密集し、また用途が混在し火災の危険が予想される地区等について指定を進める。

なお、これら防火地域及び準防火地域の指定に当たっては、県下の該当地域の選定を行った上で、地元住民の理解と協力が見込める等、実際の指定のための要件が整ったところから順次行うものとする。

イ　防火・準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法第２２条の規定によるいわゆる屋根不燃区域の指定を行い、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。

ウ　県が建設する県営住宅は、原則として耐火構造とする。

（２）都市防災不燃化促進事業

大規模な地震等に伴い発生する火災から住民の生命・財産を守るため、避難地・避難路・延焼遮断帯の周辺等の一定範囲の建築物の不燃化を促進する。

（3）防火地域・準防火地域内の建築規制（建築基準法）

<table>
<tr><td>地域</td><td>延べ面積
階数</td><td>S＞１００㎡</td><td colspan="2">S≦１００㎡</td><td>左記の制限より除かれるもの</td></tr>
<tr><td rowspan="2">防火地域</td><td>階数が３以上</td><td>耐火建築物等</td><td colspan="2">耐火建築物等</td><td rowspan="2">１．延べ面積が５０㎡以内の平家建ての附属建築物で外壁・軒裏が防火構造のほか、延焼のおそれのある部分に防火設備を設けた場合
２．卸売市場の上家・機械製作工場で、主要構造部を不燃材料等で造るほか、延焼のおそれのある部分に防火設備を設けた場合
３．高さ２ｍを超える門・塀で不燃材料で造り又はおおわれたもののほか、道に面する部分を厚さ２４ｍｍ以上の木材で造られたもの等
４．高さ２ｍ以下の門・塀</td></tr>
<tr><td>階数が２以下</td><td>耐火建築物等</td><td colspan="2">耐火建築物
又は
準耐火建築物等</td></tr>
<tr><td>地域</td><td>延べ面積
階数</td><td>S≦５００㎡</td><td>５００㎡＜S≦１，５００㎡</td><td>S＞１，５００㎡</td><td>左記の制限より除かれるもの</td></tr>
<tr><td rowspan="3">準防火地域</td><td>地上階数≧４</td><td>耐火建築物等</td><td>耐火建築物等</td><td>耐火建築物等</td><td rowspan="3">１．木造建築物等に附属する高さ２ｍを超える門・塀で延焼のおそれのある部分（建築物の１階にあるとする）を不燃材料で造り又はおおわれたもののほか、道に面する部分を厚さ２４ｍｍ以上の木材で造られたもの等
２．卸売市場の上家・機械製作工場で、主要構造部を不燃材料等で造るほか、延焼のおそれのある部分に防火設備を設けたもの</td></tr>
<tr><td>地上階数３</td><td>耐火建築物・準耐火建築物等又は防火上必要な技術基準に適合する建築物</td><td>耐火建築物
又は
準耐火建築物等</td><td>耐火建築物等</td></tr>
<tr><td>地上階数≦２</td><td>木造建築物等の場合、外壁・軒裏の延焼のおそれのある部分は防火構造</td><td>耐火建築物
又は
準耐火建築物等</td><td>耐火建築物等</td></tr>
<tr><td colspan="6">防火地域、準防火地域内にある建築物に対するその他の制限

１　屋　根……防火地域又は準防火地域においては、建築物の屋根で耐火構造又は準耐火構造でないものは、不燃材料で造り、又はふかなければならない。（建築基準法第62条）
２　開口部……防火地域又は準防火地域にある建築物は、その外壁の開口部で延焼のおそれがある部分に、防火戸その他政令で定める防火設備を設けなければならない。（建築基準法第61条）
３　外壁部……防火地域又は準防火地域にある建築物で、外壁が耐火構造のものについては、その外壁を隣地境界線に接して設けることができる。（建築基準法第63条）</td></tr>
</table>

（4）市町村別防火地域、準防火地域指定状況

（平成29年3月31日現在、単位ha）

市町村名	防火地域	準防火地域	市町村名	防火地域	準防火地域
千　葉　市	294	810	君　津　市		48
銚　子　市		185	富　津　市	9.1	29
市　川　市	58	133	浦　安　市	33	35
船　橋　市	32	379	四 街 道 市		20
館　山　市		38	袖 ケ 浦 市	12	9
木 更 津 市	4	75	八　街　市	5.6	12
松　戸　市	22	227	印　西　市	55	72
野　田　市	1.9	53	白　井　市		39
茂　原　市	3.1	37	匝　瑳　市		9
成　田　市	70	27	香　取　市		51
佐　倉　市	18	57	い す み 市		6.3
東　金　市		20	大網白里市	2.4	7.7
旭　　市		15	酒 々 井 町		7.6
習 志 野 市	55	35	栄　　町		2.5
柏　　市	37	196	芝　山　町		8
勝　浦　市		15	一　宮　町		7.6
市　原　市		158	白　子　町		13
流　山　市	18	70	御　宿　町		27
八 千 代 市	65	24			
我 孫 子 市	15	41			
鴨　川　市	3.1	51			
鎌 ケ 谷 市	16	33	合　　計	829.5	3,084.3

3　防災空間の整備・拡大（県土整備部）

（1）特別緑地保全地区の指定

都市緑地法に基づき、特別緑地保全地区を指定することで、良好な緑地を保全し、生活環境を整備するとともに、都市における火災の防止に役立てるものとする。

（2）都市公園の整備

都市公園は、住民のレクリエーション、スポーツ等の場としての機能のほかに、災害時における避難場所あるいは延焼を防止するオープンスペースとして防災上の役割も非常に高い。

このため、防災都市づくりの一環として計画的な公園整備を進めるとともに、関係機関との連携を密にして防災施設の整備促進を図り、あわせて火災に強い樹木の植栽を行い、防災効果の高い公園の整備に努めていく。

都市公園整備状況

区　　分	箇 所 数	面 積（ha）
県 立 都 市 公 園 （令和6年度当初現在）	15	479.1
市町村立都市公園等 （令和6年度当初現在）	7,651	3944.5

（3）幹線道路の整備

道路は、人や物を輸送する交通機能のみならず震災時においては、火災の延焼防止機能も有しているため、道路の新設・改良を進めていく。

（4）河川の整備

都市における河川空間は、火災の延焼遮断帯としての防災機能を有しているため、河道の拡幅等、河川の改修を進めていく。

第４節　消　防　計　画

大規模災害・特殊災害などの各種災害の発生に対処するため、高度な技術・資機材など消防体制及び消防施設の整備拡充に努めるほか、消防職員及び団員に対する教育訓練、消防思想の普及及び市町村相互間の応援体制等の推進を図る。

１　消防体制・施設の強化（防災危機管理部、市町村）

（１）常備消防の強化

市町村は、消防力を最大限有効に活用するため、訓練の徹底に努め体制の確立を図るとともに、緊急消防援助隊を含め、消防力の増強を図っていく。

また、県は、大規模災害の発生に対処するために市町村が整備する高度な技術・資機材など消防体制及び消防施設の整備を拡充するため財政支援を行っていくものとする。

（２）消防団の充実・強化

市町村は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした幅広い層への入団促進等、消防団の活性化を推進し、その育成を図るとともに、消防団の活動に関する普及・啓発活動を実施する。

県は、市町村と連携して消防団の活性化を推進し、消防団活動に関する普及・啓発活動を実施するとともに、消防団の施設・設備に対し、必要に応じ支援する。

２　消防職員、団員等の教育訓練（防災危機管理部）

消防大学校及び県消防学校において、おおむね次のとおり教育訓練を行う。

（１）消防大学校での教育訓練

幹部として必要な教育訓練を行う。

（２）県消防学校での教育訓練（「消防学校の教育訓練の基準」（総務省消防庁）に基づく教育訓練）

ア　消防職員

（ア）初任教育

（イ）専科教育

（ウ）幹部教育

（エ）特別教育（訓練指導科、はしご自動車等講習会、救急救命士処置範囲拡大２行為追加講習、水難救助科、高度救助科）

イ　消防団員

（ア）基礎教育（新任科）

（イ）専科教育（警防科）

（ウ）幹部教育（指揮幹部科現場指揮課程、指揮幹部科分団指揮課程）

（エ）特別教育（訓練指導科、女性消防団員科、小型無人航空機（ドローン）基礎研修、オフロードバイク研修、一日入校及び現地教育）

ウ　自衛消防隊

企業等の自衛消防隊員に対し、要請により教育訓練を実施する。

エ　災害救援ボランティア

災害時に災害救援活動を行うボランティアに必要な消防分野に係る知識・技能の習得について、講師の派遣等の協力を行う。

３　市町村相互の応援体制（防災危機管理部）

消防組織法第３９条の規定により、千葉県広域消防相互応援協定が締結されているので、運営の推進を図るとともに、市町村においては、相互の連絡調整を密にして各種災害に対応する。

また、平成８年度に策定した「千葉県消防広域応援基本計画」に基づいた迅速かつ的確な広域応援

が市町村間で実施できるよう情報受伝達訓練等の各種訓練及び、応援可能部隊や応援可能資機材リストの更新を行う。

併せて、県内の消防力の向上及び市町村間の相互応援能力の向上のため、千葉県消防広域相互応援協定に基づく災害対応に際し出動する消防車両等の整備に対し、市町村の財政事情その他必要に応じ支援を行う。

＜資料編１－12　千葉県広域消防相互応援協定書＞

4　広域航空消防応援体制（防災危機管理部）

大規模特殊災害時に、消防組織法第４４条の３の規定により、他の都道府県の市町村等のヘリコプターを用いた消防に関する応援を要請する場合は、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱及び同実施細目、並びに県及び当該市町村の事前計画に定める手続等により、当該応援が円滑かつ迅速に実施されるよう的確な対応を図る。

5　消防思想の普及（防災危機管理部）

（1）各種の行事を行い消防思想の普及徹底を図る。
（2）春秋２回の火災予防運動を実施する。（各1週間）
（3）県消防大会及び全国消防操法大会千葉県代表選考会を開催する。
（4）各種講習会等を開催する。
（5）下記関係団体と協力して、消防思想の普及及び火災予防の徹底を図る。
（公財）千葉県消防協会
（一社）千葉県危険物安全協会連合会
千葉県少年女性防火委員会
（一社）千葉県消防設備協会
なお、住宅火災の延焼防止のため、住宅用火災警報器の設置普及を図る。

6　市町村の消防計画及びその推進（防災危機管理部、市町村）

特に次の項目について推進を図る。

（1）消防組織の整備強化
家屋の密集度を十分検討の上、必要に応じ常備消防体制の強化を図る。
（2）消防施設整備計画
（3）火災等の予警報計画
（4）消防職員、団員招集計画
（5）出動計画
（6）応援部隊受入誘導計画
（7）特殊地域の消防計画
ア　特殊建物、施設の多い地域の計画
（ア）密集地域の計画
（イ）重要文化財の計画
（ウ）バラック建物等の地域の計画
（エ）重要建物、施設の計画
（オ）高層建物の計画
（カ）地下構造物及び施設の計画
（キ）その他
イ　危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所が多い地域の計画
ウ　港湾等沿岸地域の計画
エ　急傾斜地域の計画
オ　その他

（８）異常時の消防計画
　ア　強風時の計画
　イ　乾燥時の計画
　ウ　飛火警戒の計画
　エ　断水又は減水時の水利計画
（９）その他の消防計画
　ア　林野火災の計画
　イ　車両火災の計画
　ウ　船舶火災の計画
　エ　航空機火災の計画
(10) 消防訓練計画
　ア　機械器具操法訓練
　イ　機関運用及び放水演習
　ウ　自動車操縦訓練
　エ　非常招集訓練
　オ　飛火警戒訓練
　カ　通信連絡訓練
　キ　破壊消防訓練
　ク　林野火災防ぎょ訓練
　ケ　車両火災防ぎょ訓練
　コ　船舶火災防ぎょ訓練
　サ　航空機火災防ぎょ訓練
　シ　危険物火災等特殊火災防ぎょ訓練
　ス　災害応急対策訓練
　セ　自衛消防隊の指導
(11) 火災予防計画
　ア　防火思想普及計画
　イ　予防査察計画

第５節　建築物の耐震化等の推進

昭和３０年代以降の急激な都市への人口及び産業の集中により、都市の既成市街地のなかには、道路・公園などの都市基盤の整備が不足し、かつ、老朽建築物が多い木造密集市街地が相当数存在しており、建築物の倒壊等の集中的被害が生じるおそれがある。

また、建築基準法の耐震基準に適合しない既存建築物、ブロック塀や落下物など、地震に対する安全性の向上を図る必要がある。

なお、東日本大震災においても、水道、電気、ガスなどのライフライン等の一部が寸断したことから、各施設の耐震性について、さらに強化を図るものとする。

１　市街地の整備（県土整備部）

建築物の倒壊等の集中的被害を防ぐため、面的な都市基盤施設の整備とあわせて建物の更新などが図られる土地区画整理事業・市街地再開発事業等により防災上安全性の高い市街地形成の推進を図り、また、新たな地域拠点等の形成を必要とする地域においては、防災上安全で健全な市街地となるよう土地区画整理事業を推進する。

このため、これら事業の推進に向け千葉県市街地整備推進協議会等を通じ啓発活動等を行うとともに、市町村等が実施する土地区画整理事業などに必要な支援を行う。

（１）土地区画整理事業の実施状況（令和5年4月1日現在）

区　　分	地区数	面　　積
施　行　中	26	1,111.7ha
施　行　済	477	17,186.6ha
合　　計	503	18,298.3ha

（２）市街地再開発事業等の実施状況（令和5年4月1日現在）

区　　分	地区数	面　　積
市街地再開発事業	32	30.4ha
優良再開発建築物等整備事業	10	5.8ha
合　　計	42	36.2ha

2　建築物等の耐震対策（総務部、防災危機管理部、健康福祉部、農林水産部、県土整備部、教育庁）

（1）既存建築物の耐震診断・耐震性向上に向けた改修の促進

阪神・淡路大震災において、昭和５６年以前に建築された、比較的古い建築物に大きな被害が集中した。こうした事態に対処するため、現行の建築基準法に規定される耐震基準に適合しない既存建築物の地震に対する安全性の向上を図ることは、引き続き重要な課題である。

そのため、県は市町村と調整の上、計画的かつ総合的に県下全域の既存建築物の耐震診断及び耐震改修等の促進を図っていく必要がある。

一方で、建築物にかかわる防災対策は、建築物の所有者や管理者が自己の責任において自らの建築物の安全性を確保することが原則であることから、所有者等には、既存建築物の耐震性能の確保・向上のための耐震診断及び耐震改修等に積極的に努めるよう、指導を徹底していく必要がある。

そこで、県や市町村は、国の補助制度や耐震改修促進税制の活用を図り、耐震改修技術の普及・建築技術者の養成、耐震相談窓口の開設・所有者向けの啓発事業等、耐震診断及び耐震改修等の促進のための施策を推進する。

また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号）及び「千葉県耐震改修促進計画」に基づき、建築物の所有者等に対して、耐震改修等の実施に向けた指導に努める。

さらに、同法に基づき、耐震診断を行いその結果を報告することが義務付けられている大規模な建築物を重点的に耐震化すべき建築物と位置付ける。また、沿道建築物の耐震化を図ることが必要な道路として緊急輸送道路を位置付け、その１次路線のうち高規格幹線道路等を沿道建築物に耐震診断を義務付ける道路に指定する。それらの所有者に対しては、早期に耐震化を図るよう、その着実な実施のために必要な支援を行う。

（2）教育施設の耐震化

ア　県立学校・小中学校施設の耐震化の推進

学校施設は、児童生徒が１日の大半を過ごす学習、生活の場、かつ、災害時には地域住民の避難所としての役割を持つことから、県立学校について、千葉県耐震改修促進計画及び県有建築物の耐震化整備プログラムに基づき、耐震化を進めてきたところである。

今後は、近年の大規模地震の状況等を踏まえ、吊り天井等非構造部材の耐震対策を進める。

市町村が設置する小中学校施設等についても、吊り天井等非構造部材を含めた耐震対策を進めるよう市町村へ働きかける。

イ　私立学校施設の耐震化の促進

私立学校等に対して国及び県の補助制度や日本私立学校振興・共済事業団の融資制度を活用し、速やかに校舎等の耐震化を進めるよう指導する。

ウ　体育施設の耐震化

県は、地域住民の避難所になる県有体育施設について耐震性能の向上を推進する。

（3）文化財の防災対策

県及び市町村は、文化財保護のための防災対策に努めるものとする。

（4）災害拠点病院の耐震化

県は、震災時に応急活動の拠点となる災害拠点病院の耐震化について、助成制度の活用による耐震化の支援を行っていくものとする。

（5）高層建築物における対策

地震時におけるエレベーターの閉じ込め防止対策の推進及びエレベーター停止に対する復旧の推進等に努める。

ア　エレベーターの閉じ込め防止対策

地震時のエレベーターの閉じ込め被害を防止するため、地震時管制運転装置を設けていない既存エレベーターについて、定期報告等の機会を捉えて同装置の設置の啓発に努める。

イ　エレベーターの停止に対する復旧の推進

地震等の災害時に、揺れや停電によりエレベーターが停止し、閉じ込められた場合の復旧方策について、情報の共有化など関係団体等と連携し対策を進める。

ウ　共同備蓄

県は、対象となる高層集合住宅の調査、把握、検討を行い、管理組合による共同備蓄を促進する。

（6）ブロック塀等の安全対策

ア　ブロック塀等の倒壊・落下防止

（ア）県は、「千葉県コンクリートブロック塀等安全対策推進要綱」（昭和58年9月制定）に基づき、市町村と連携して、適正な築造方法の啓発・普及に努める。また、県や市町村は、既設のブロック塀等の倒壊防止や安全確保のための施策の推進に努める。

（イ）「千葉県屋外広告物条例」に基づき、倒壊や落下により公衆に危害を及ぼすことがないよう、屋外広告物の設置者・管理者に対し、補修等必要な管理を行い、良好な状態を保持するよう啓発に努める。

イ　自動販売機の転倒防止

県は、関係団体等と連携して、「自動販売機据付基準」の周知等を行い自動販売機の転倒防止を推進する。

（7）落下物防止対策

ア　「千葉県落下物防止対策指導指針」（平成2年11月制定）に基づき、建築物の窓ガラス、袖看板等の落下による歩行者等の被害を未然に防止するため、当該窓ガラス等の落下に関する専門知識及び技術の普及・建築物の所有者等への啓発等に努める。

イ　商業地域など人通りの多い道路や市町村が定める震災時の避難路に面する地上３階以上の既存建築物を対象に、窓ガラス、袖看板等の落下による危険性のあるものについては、建築物の所有者等に対して、適切な改修や補修の指導を行う。

（8）家具・大型家電の転倒防止

県及び市町村は、ホームページ、県民だより及び県民対象の各種イベントにおいて、家具・大型家電の転倒防止対策の重要性を啓発する。

（9）建築防災体制の整備と安全対策の啓発

地震による建築物等の損壊や損壊に起因した二次的な人や物への被害を未然に防止するための施策を、県下全域に的確かつ円滑に推進するとともに、地震に関する安全対策の啓発・普及に努める。

ア　連絡協議会の運用

県は、建築防災にかかる諸施策の推進のため、千葉県建築防災連絡協議会（県及び県下54市町村で構成、平成7年5月設立）の活動の充実を図り、既存建築物の耐震診断・改修の促進や応急危険度判定支援体制の確立に努める。

イ　安全対策の啓発

県及び市町村は、民間の建築関係団体との連携を図り、建築物の所有者や管理者向けの耐震相談窓口の開設、耐震相談会・講習会の開催、パンフレットの配布等により、地震に関する安全対策の啓発・普及に努める。

3　ライフライン等の耐震対策（総合企画部、防災危機管理部、県土整備部、企業局）

都市の地下には上下水道管やガス管が、また地上には電気施設等が、網の目のように整備されている。

震災時、これらの施設が被害を受けると都市生活機能をまひさせるばかりではなく、応急対策を実施する上での大きな障害になる要因となる。

阪神・淡路大震災では、水道、電気、ガス、電話等の各施設が大きな被害を受けた。さらに、平成２３年３月に発生した東日本大震災では、本県においても上下水道、電気、ガス等の各施設が大きな被害を受け、被災者の生活に多大な影響を及ぼした。

これらのことから、各施設の耐震性の強化を図り地震に強いライフラインづくりを行っていく。

また、南関東地域に大地震が発生した場合におけるライフライン機能の確保対策を推進するため「千葉県ライフライン対策連絡協議会」等においてライフライン対策の連携を強化する。

（1）水道施設

水道施設は、耐震設計、管路の改良及び配水池の増強等により、耐震性の強化が図られてきたところである。

しかしながら、既存施設の中にはまだ老朽化による更新又は補強が必要な施設等があり、次のとおり施設の耐震化を進め防災対策の一層の充実を図る。

ア　耐震化の指標作成

水道事業体に、水道施設の耐震化について、目標年度を定め耐震性、重要性等による優先度を加味した事業推進の計画作成を指導する。

イ　緊急を要する対策

耐震性の観点から石綿セメント管や老朽施設等について、緊急に補強又は更新の指導をする。

ウ　速やかに復旧できる水道づくり

被災しても速やかに復旧できる水道とするため、重要施設の耐震化、自家用発電設備など施設の整備補強、及び複数系統化などの水道システムとしての耐震性の向上を図るよう指導する。

エ　広域的バックアップ体制の整備等

広域的バックアップ体制の整備や緊急時給水能力の強化等により、被災した場合でも住民に水を供給できる機能を持つ水道の指導をする。

また水道事業者は、発災後の円滑な応急対応や復旧・復興のため、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制と、住民からの問い合わせ等に対応する体制の整備について、あらかじめ計画しておくものとする。

オ　県営水道の施設整備計画

５箇年毎に実施計画を作成し、施設の耐震強化対策を実施する。

（ア）浄・給水場施設の耐震強化

耐震調査結果に基づき、計画的に浄・給水場等の主要構造物や建築物の耐震強化対策を実施する。

施設の耐震化と併せて、浄水場及び給水場間のバックアップ体制を強化するため、北千葉広域水道企業団との水の相互融通体制の確保を図ることを計画している。

（イ）管路の耐震強化

管路の新設及び更新において、すべて耐震継手を導入し耐震化を図る。なお、震災被害を受けやすい石綿セメント管や公道部の鉛給水管については、ほぼ更新済みである。

管路の多系統化及びループ化を図り、漏水発生時における管路のバックアップ機能を強化するとともに、配水区域ブロック化の運用により、震災時の断水範囲の縮小及び復旧の迅速化を図る。

（2）下水道施設

緊急度の高い施設の耐震化を優先的に実施することとし、管路施設については、緊急輸送路下や河川横断箇所などに埋設されている管渠の耐震補強、処理場施設については、震災時に最低限必要となる処理場機能（揚水・沈殿）に係る施設の耐震補強、被災時に汚水が漏水することを防止する水槽への伸縮可とう継手の設置などを行う。

また、施設の維持、管理においては、日常の点検などによる危険箇所の早期発見と、これの改善を行い、施設の機能維持に努める。

（3）電気施設

ア　災害予防計画目標

建物については、建築基準法、土木工作物（機器基礎を含む）についてはダム設計基準、港湾工事設計要覧、道路橋設計示方書などの基準水平震度とする。

イ　防災施設の現況

（ア）変電設備

最近の標準設計では、機器の耐震設計は水平加速度０．３～０．５Ｇ、機器基礎の耐震設計は水平加速度０．２Ｇを下限値とし、地域別・地盤別・構造種別・重要度別の各系数により補正している。

建物については、建築基準法による耐震設計を行っている。

（イ）送電設備

架空送電設備に対する地震力の影響は風圧荷重によるものに比べ小さいため、地震時荷重についてはその検討を一般に省略している。ただし、軟弱地盤や活断層付近に支持物を布設する場合は、地盤の変動・破壊に起因する被害を受けるおそれがあるためその地盤に応じた適切な対策を実施している。

また、地中送電設備では１５４ＫＶ以上のケーブルヘッドについては水平加速度０．３Ｇ、共振正弦３波に耐えるよう耐震設計を行っている。

（ウ）配電設備

水平最大加速度０．３Ｇの地震に対し、おおむね送電可能の施設をしている。

（エ）通信設備

水平加速度０．５Ｇに耐えるよう機器を施設している。

ウ　保守・点検

電気工作物を常に法令で定める技術基準に適合するよう保持し、さらに事故の未然防止を図るために定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）並びに自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

（４）ガス施設

設備、施設の設計は、ガス事業法、消防法、建築基準法、道路法等の諸法規並びに建築学会、土木学会の諸基準及び日本ガス協会基準に基づいている。

各施設の安全化のための対策は、次のとおりである。

ア　製造施設

（ア）施設の重要度分類に基づき、それぞれのクラスに応じた設計法を適用し、耐震性の向上及び安全性を確保する。

（イ）緊急遮断弁、防消火設備、防液堤の設置、保安用電力の確保等の整備を行い、二次災害の防止を図る。

イ　供給施設

（ア）新設設備は、ガス事業法「ガス工作物の技術上の基準」等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は、必要に応じて補強等を行っている。

ａ　ガスホルダーやガス導管の設計は、地震力を考慮して設計しているほか、安全装置、遮断装置、離隔距離等を考慮して設置している。

ｂ　ガス導管材料は高・中・低圧別に区分し、それぞれの状態に応じた最適な材料・継手・構造等を採用し、耐震性の向上に努めている。

特に、低圧導管においては、地盤変位を吸収し、地震による損傷を最小限にくい止めるポリエチレン管（ＰＥ管）を採用している。

（イ）二次災害の発生を防止するため、ホルダーの緊急遮断装置による緊急遮断、導管網のブロック化、放散塔による中圧導管の緊急減圧措置を行う。

ａ　導管網のブロック化

震災時に被災地区への供給確保及び早期復旧を進めるため、供給区域をブロック化している。

（ウ）放散塔の設置

地震時のガスによる二次災害を防止するため、中圧導管の管内ガスを安全に空中放散する必要があることから、工場、整圧所、幹線ステーション等に放散塔を設置している。

ウ　通信施設

ループ化された固定無線回線の整備及び可搬型無線回線の整備を行っている。なお、固定局のアンテナ類は耐震設計がなされている。

エ　その他の安全設備

（ア）地震計の設置

地震発生時、各地の地震動が把握できるよう工場・整圧所・幹線ステーションに地震計を設置するとともに、地区ガバナには、ＳＩセンサーの設置を行っている。

（イ）安全装置付ガスメーターの設置

二次災害を防止するため、２００ガル以上の地震時にガスを遮断する安全システム（マイコンメーター）の普及促進に努めている。

（5）電話施設

ア　建物設備

建築基準法による、耐震設計を行っている。耐震設計目標は、震度6（弱・強）に対して軽微な損傷、震度7に対しては倒壊を回避する。

イ　局外設備

（ア）土木設備

a　マンホール・ハンドホール及び埋設管路から構成されており、管路の接続には、離脱防止継ぎ手等を使用して耐震性を高めている。

b　構造系の異なる接続部は、フレキシブルジョイント化により耐震性を強化する。

c　耐震性の高い、中口径管路の導入を促進する。

（イ）線路設備

a　中継ケーブル網設備の２ルート化及び地中化を推進する。

b　幹線系ルートは、プライオリティー付けを行い、高規格な中口径管路・とう洞に収容し、設備の耐震性強化を図る。

ウ　局内設備

（ア）交換機等は、キャビネット型設備（自立型）の導入を促進し、耐震性の強化を図る。

（イ）通信設備の周辺装置（パソコン等）については、転倒防止対策を実施する。

エ　その他

震度４以上の地震が発生した場合、設備点検を実施する。

（6）共同溝・電線共同溝等の整備

阪神・淡路大震災では、水道・電気・ガス・電話等のライフラインが壊滅的な被害を受け、ライフラインの耐震性の強化が求められた。

このことから、震災時の緊急輸送等に資する緊急輸送道路を中心にライフラインの共同収容施設である共同溝や無電柱化推進計画に基づき、電線共同溝等の整備を進める。

ア　共同溝について、国が管理する国道等において整備を進める。

イ　電線共同溝等については、震災時における電柱倒壊、電線切断の危険を回避するとともに、電力の安定供給、通信の信頼性の向上等、電線類の無電柱化を図るため整備を進める。

（7）工業用水道施設

工業用水道施設は、改築事業等により耐震性の強化を図っている。

しかしながら、既存施設には建設後半世紀以上が経過し、老朽化により耐震性に劣るものもあるため、「千葉県工業用水道事業施設更新・耐震化長期計画」（平成30年度～令和39年度）に基づき、計画的に整備を進めていく。

なお、実施に当たっては、長期計画を具体化した計画を５年毎に作成のうえ、施設の耐震強化を図る。

ア　管路の布設替

耐震適合性のない管路について、耐震性を有するダクタイル鋳鉄管及び鋼管に布設替を行い管路の強化を図る。

イ　施設等の更新

浄水場等施設の改築を図り耐震性の強い施設にする。

4　道路及び交通施設の安全化（総合企画部、県土整備部）

道路、鉄道等は、都市内はもとより、都市間相互を連絡し、生活や経済活動等あらゆる社会活動を支える重要な施設である。

（1）災害に強い道づくり

道路は､震災時において救援･救護活動や緊急物資の輸送等の重要な役割を担っていることから、耐震対策を実施し、安全確保に努めるとともに、リダンダンシー（多重化による代替性）を確保するための道路ネットワークの強化を図るなど、災害に強い道路の整備や、被災地域の復旧復興に資する幹線道路等の整備に努める。

緊急輸送道路に指定されている県管理道路の整備については、地震直後から発生する緊急輸送が円滑に行われるよう、後述の道路橋梁等防災計画の実施のほか、線形不良や隘路区間などを改善するため、必要に応じてバイパス及び拡幅整備等を推進し、災害に強い道づくりに努める。

（2）道路橋梁等防災計画

ア　橋梁については、平成８年以前に建設された橋梁は、国土交通省からの通知に基づき、緊急度の高い橋梁を選定し、順次耐震対策を実施していく。それ以降に建設または架換する橋梁については最新の道路橋示方書に基づき、整備を行う。

イ　道路については、特に崩落等の危険性のある法面について、安全対策を実施していく。

ウ　特に緊急輸送道路については、必要な輸送機能を確保できるよう、橋梁の耐震対策や法面の安全対策を最優先に実施していく。

（3）東日本高速道路㈱の道路施設の現況

ア　現　　況

名　　称	県内延長
常磐自動車道	8.6ｋｍ
東関東自動車道	72.3ｋｍ
新空港自動車道	3.9ｋｍ
館山自動車道	55.7ｋｍ
東京外環自動車道	12.2ｋｍ
首都圏中央連絡自動車道	76.8ｋｍ
京葉道路	32.7ｋｍ
千葉東金道路	16.1ｋｍ
富津館山道路	19.2ｋｍ
東京湾アクアライン	7.9ｋｍ
東京湾アクアライン連絡道	8.6ｋｍ
	計 314.0ｋｍ

イ　耐震性と施設の安全対策

（ア）高速道路等の設計に当たっては、耐震設計基準により、地質、構造等の状況に応じ十分な安全の見込み、その維持に当たっては高速道路等の周辺の環境及び交通実態の変化に対応した適切な措置を講じる。

（イ）高速道路等においては、日常点検、定期点検及び臨時点検を実施し、耐震性を確保するための必要な補修等の災害予防措置を講じる。

（ウ）橋梁等については、構造上の安全を付加するため、落橋防止装置等の対策の促進を図る。

（エ）地震発生時における道路利用者の安全及び高速道路の適正な利用を確保するため、道路利用者に対し、地震発生時の心構え、取るべき行動等の広報を行う。

（オ）地震による被害の拡大防止及び応急復旧活動に資するため、必要に応じ資機材、生活用品等の備蓄に努めるものとする。

（4）首都高速道路㈱の道路施設の現況

ア　現　　況

名　　称	県内延長	入　口	出　口	非常電話	非 常 口
高速湾岸線 （千葉県道高速湾岸線）	8.9km	［東行き］ 浦安 ［西行き］ 千鳥町 浦安 舞浜	［東行き］ 浦安 千鳥町 ［西行き］ 浦安	東行き 19箇所 西行き 21箇所	東行き 3箇所 西行き 3箇所

イ　耐震性と施設の安全対策

首都高速道路の構造物は、「橋、高架の道路等の新設及び補強に係る当面の措置について」（建設省（国土交通省）道路局：平成7年5月）やこれを踏まえて改定された「橋、高架の道路等の技術基準について」（建設省（国土交通省）道路局長、都市局長通達：平成8年11月）に従い、地質、構造などの状況に応じ、兵庫県南部地震級の地震においても落橋や倒壊を生じないよう高架橋の安全性を強化する対策を実施している。

また、トンネル、高架橋などには、非常口を整備し、災害時の緊急事態においても、自動車の運転者などは、これらの非常口からの安全に脱出できるよう安全性を確保している。

ウ　事業計画の概要

（ア）阪神・淡路大震災における高架橋等の被害状況を踏まえ、「橋、高架の道路等の技術基準について」等に基づき、兵庫県南部地震級の地震に対しても落橋や倒壊を生じないように、高架橋の安全性を強化する対策を実施していくほか、道路利用者の安全対策など、地震防災対策のより一層の強化充実を図ることとする。

（イ）災害に備え、道路構造物等について常時点検を行う。

エ　実施計画の内容

（ア）高架橋の安全対策の強化

「橋、高架の道路等の技術基準について」等に基づき落橋防止システム及び支承部構造の一層の強化を図る。

（イ）道路構造物、管理施設等の常時点検

（ウ）災害時おける情報収集・伝達等に必要な通信施設等の常時点検

（5）鉄道施設等

ア 現　況　　令和5年4月1日現在

No.	事業者名	路線名	県内営業 km	駅数
1	東日本旅客鉄道㈱	常磐線	23.9	10
		総武線	24.6	13
		武蔵野線	17.4	5
		京葉線	42.5	11
		総武本線	81.3	21
		外房線	93.3	26
		内房線	119.4	28
		成田線	119.1	24
		東金線	13.8	3
		久留里線	32.2	13
		鹿島線	4.9	1
JR合計			572.4	155
2	京成電鉄㈱	京成本線	53.1	30
		京成千葉線	12.9	9
		京成千原線	10.9	5
		京成東成田線	7.1	1
		成田空港線	49.4	5
	小計		133.4	50
3	東武鉄道㈱	東武野田線	40.6	23
4	小湊鉄道㈱	小湊鉄道線	39.1	18
5	いすみ鉄道㈱	いすみ線	26.8	14
6	新京成電鉄㈱	新京成線	26.5	24
7	北総鉄道㈱	北総線	30.3	13
8	東京地下鉄㈱	東西線	8.6	6
9	銚子電気鉄道㈱	銚子電気鉄道線	6.4	10
10	流鉄㈱	流山線	5.7	6
11	東京都交通局	都営新宿線	1.9	1
12	京葉臨海鉄道㈱	臨海本線	23.8	9
13	東葉高速鉄道㈱	東葉高速鉄道線	16.2	9
14	千葉都市モノレール㈱	千葉都市モノレール線	15.2	18
15	芝山鉄道㈱	芝山鉄道線	2.2	2
16	山万㈱	山万ユーカリが丘線	4.1	6
17	㈱舞浜リゾートライン	ディズニーリゾートライン	5.0	4
18	首都圏新都市鉄道㈱	つくばエクスプレス線	13.5	5
民鉄線等計			399.3	218
合計			971.7	372

※京成本線、北総線への乗り入れ部分を含む。

イ　施設の耐震性

鉄道施設の耐震補強については、「既存鉄道施設の耐震補強に関する指針」、「鉄道構造物等設計標準（耐震設計）」に基づき実施するものとする。

（ア）東日本旅客鉄道㈱

a　列車緊急停止対策の整備

地震時に運転中の列車を速やかに停止させるための、在来線早期地震警報システムを導入している。

b　構造物の耐震化

防災工事に耐震性を考慮した線区防災強化を推進している。

（イ）東京地下鉄㈱

a　構造物の耐震化

（ａ）既存の鉄道構造物は、「既存の鉄道構造物に係る耐震補強の緊急措置について」（平成7年7月運輸省通達）及び「既存鉄道構造物の耐震補強に関する指針」（平成13年6月国土交通省通達）により対応する。

（ｂ）新設の鉄道構造物は、「鉄道構造物等設計標準（耐震設計）」（平成10年12月運輸省通達）により対応する。

（ウ）首都圏新都市鉄道㈱

構造物は、「鉄道構造物等設計標準（耐震設計）」に基づき設計施工を行なっており、兵庫県南部地震および新潟県中越地震等の大規模地震に対し所定の耐震性を有している。

（エ）その他の民営鉄道

a　車両の耐震化

車両には、すべて車体下に二重のばね緩衝装置を設けて、耐震性を充分考慮している。

b　構築物の耐震化

在来の土木構築物については、建設当時に使用されていた地震荷重が考慮されている。

阪神・淡路大震災に伴い運輸省（国土交通省）は、当面の緊急措置として緊急性の高いものから優先的に耐震補強工事の実施を通達したところであり、鉄道事業者はこれを受けて各施設の耐震性を強化する。

さらに千葉都市モノレールについては、懸垂型モノレール構造物の特殊性から独自の対策について検討を行い、必要に応じて補強等の実施を進めていく。

c　電気設備の耐震化

電気設備は、鉄道に関する技術上の基準を定める省令、鉄道に関する技術上の基準を定める省令の解釈基準及び電気設備に関する技術基準に基づき設計し、耐震性を充分考慮している。

5　港湾施設等の安全化（農林水産部、県土整備部）

（1）港湾施設の整備

被災直後の緊急物資及び避難者の海上輸送に充てるため、耐震強化岸壁、港湾緑地の整備等により港湾機能の確保に努める。

耐震強化岸壁（供用中）

施　設　名	対象船舶※	水深(m)	バース数	延長(m)	備　　考
千葉港千葉中央地区 中央ふ頭Ⅰ岸壁	5000D/W	7.5	1	130	
千葉港千葉中央地区 出州ふ頭C岸壁	5000D/W	7.5	1	130	
千葉港葛南中央地区 中央ふ頭南E岸壁	30000D/W	12.0	1	240	
千葉港葛南東部地区 船橋東ふ頭A、B岸壁	5000D/W	7.5	2	260	
木更津港富津地区 富津ふ頭F岸壁	5000D/W	7.5	1	130	
館山港宮城地区 第1岸壁	2000D/W	5.5	1	90	

※　D/W：重量トン

耐震強化岸壁（今後の整備予定）

施　設　名	対象船舶※	水深(m)	バース数	延長(m)	備　　考
千葉港千葉中央地区 中央ふ頭E岸壁	60000GT	12.0	1	260	
千葉港葛南中央地区 中央ふ頭南D岸壁	12000D/W	10.0	1	170	
木更津港木更津南地区 木更津ふ頭F岸壁	30000D/W	12.0	1	240	

※　D/W：重量トン

※ GT：グロストン

港湾緑地

施　設　名	面　　積	備　　考
千葉中央地区緑地	22.6ha	
富津地区緑地	20.5ha	供用中　16.2ha

（2）漁港施設の整備

大規模な地震が発生した場合の応急対策のため、復旧資機材、緊急物資等の海上輸送の拠点として、港湾機能を補完すべく、特に太平洋沿岸地域の漁港において、耐震強化岸壁を整備した。

施設名	対象船舶 ※	水深(m)	バース数	延長(m)	備　　考
銚子漁港	5000D/W	7.5	1	130	供用中
大原漁港	1000D/W	5.0	1	96	供用中
勝浦漁港	1000D/W	6.0	1	98	供用中
鴨川漁港	600D/W	4.0	1	72	供用中

※　D/W：重量トン

6　高圧ガス施設及び危険物施設等の安全化（防災危機管理部、健康福祉部）

（1）高圧ガス関係

高圧ガスは、液化ガス又は圧縮ガスの状態において製造し、貯蔵、消費及び輸送されるが、設備の破損や不注意な取扱いによっては、周辺地域に影響を及ぼすことが予想されることから、県は高圧ガス施設の地震時の災害を防止するため、「高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示」に適合させるよう指導する。

（2）液化石油ガス関係

ア　消費者の保安対策

県は販売事業者等に対し、次の指導を行うことにより、消費設備の事故防止と震災時の二次災害を防ぎ、消費者の安全確保を図る。

（ア）消費先の容器設置状況が基準に適合しているか確認し、容器のチェーン止め等による転倒・転落防止措置の徹底を図るとともに、ガス放出防止機器の設置促進を図る。

（イ）マイコンメーター等の安全器具の普及を促進し、さらに感震機能を備えた安全装置の導入についても促進を図る。

（ウ）消費者に対し、周知パンフレット等により地震時の元栓、器具栓、容器バルブの閉止等の措置について啓発に努める。

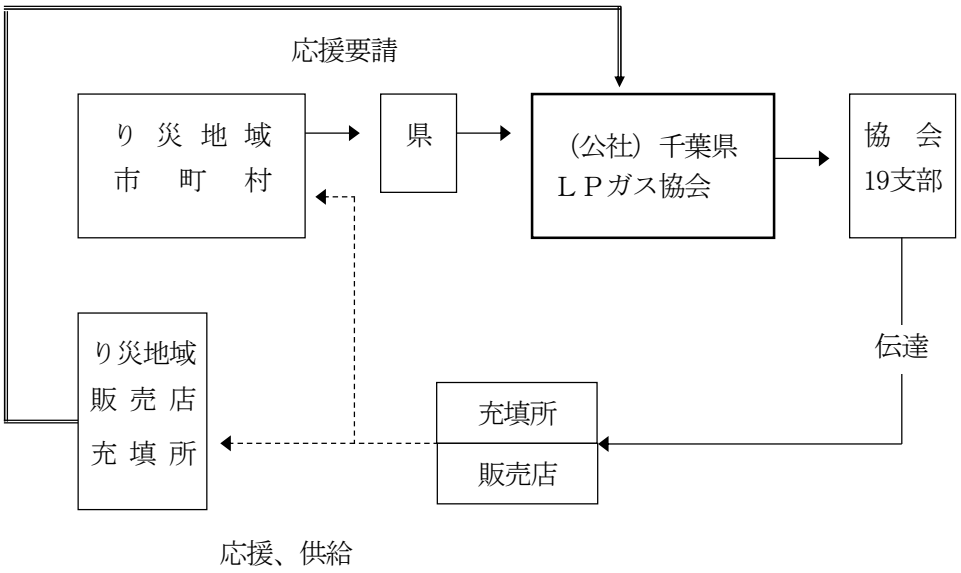
（エ）避難所に指定される可能性が高い公共的施設等への安全器具の設置を図る。

イ　情報収集、伝達体制、供給経路及び応援体制の整備

大地震に際して、被災地域において、販売施設、充填所等の被害によりガスの円滑な供給が不能となる事態が予想されるので、他地域からの供給経路、応援体制等を（公社）千葉県ＬＰガス協会を通じて整備し、供給の円滑と保安の確保を図る。

なお、被災地域の市町村から応急のガス供給の要請がある場合も同様に対応を図る。

（公社）千葉県ＬＰガス協会への応援要請・供給体制



（3）危険物施設関係

消防法第１１条の規定により許可された危険物施設等について、不測の事態に備える防災体制を整えるため、下記の対策を実施するよう指導し、地震時の災害を防止する。

ア　設備面の対策

（ア）地震による局所的な応力集中による配管やフランジ継手等の変形、破損、漏洩を防ぐため、変位を有効に吸収する構造とするほか、配置及び支持方法についても配慮する。

（イ）地震の振動等により損傷を受けるおそれがある散水配管、消火設備、ドレンピット等については、配置換え等を行う。

（ウ）防火塀等の倒壊防止のため配筋等を再検討し、必要に応じひかえ壁等を設置する。

（エ）停電等に際しても設備の安全が保持できるよう電源等の支援設備を備える。

（オ）設備を新設する場合は、消防法による耐震基準に基づき設計する。

イ　保安体制面の対策

（ア）作業標準等を整備し、非常停止等の作業が的確に措置されるよう保安教育、訓練を実施する。

（イ）点検基準を見直し、日常の点検及び地震後の異常の有無確認について的確化を図るとともに従業員への周知を徹底する。

（ウ）夜間、休日の応急体制、命令系統、通報体制について明確化を図る。

（4）少量危険物及び指定可燃物施設関係

市町村火災予防条例に規定されている少量危険物及び指定可燃物施設について、不測の事態に備える防災体制を整えるため、下記の対策を実施するよう消防本部を通して指導し、地震時の災害を防止する。

ア　設備面の対策

（ア）無届出施設の防止に努め、条例に定める貯蔵又は取扱いの技術上の基準の遵守を強力に指導する。

（イ）地震による局所的な応力集中を排除する配管の緩衝装置、地震動によるタンク本体の転倒、落下防止構造について配慮する。

イ　保安体制面の対策

（ア）タンクの元弁及び注入口の弁又はふたは、危険物又は指定可燃物を入れ、又は出すとき以外は閉鎖するように指導する。

（イ）地震後の異常の確認の実施及び応急措置について指導する。

（ウ）定期自主検査の完全実施を指導する。

（5）火薬類関係

火薬類取扱施設について、防災体制を整えるため、下記の対策を指導し地震時の災害を防止する。

ア　製造所への対策

（ア）従事者に対する保安教育の実施を指導する。

（イ）定期自主検査の完全実施を指導する。

イ　火薬庫への対策

（ア）地すべり防止区域や津波浸水予測区域に火薬庫を設置しないよう指導する。

（イ）火薬類取扱保安責任者の講習会へ講師を派遣する。

（ウ）定期自主検査の完全実施を指導する。

（エ）応急消火設備を設置するよう指導する。

（オ）延焼防止対策を施すよう指導する。

ウ　点検及び通報

火薬庫等は人家から離れた場所に設置される例が多いため、地震による影響が発生した場合も発見に時間を要することから、一定規模以上の地震が県内で観測された場合は、火薬庫、製造所等の占有者は速やかにその占有する施設の点検を実施し、被害の有無等を県へ通報するよう指導する。

（6）毒物劇物取扱施設

ア　毒物劇物取扱施設の現況

毒物及び劇物取締法に基づき登録又は届出を義務づけられている施設数は、別表のとおりであるが、これ以外の業務上取扱施設数の把握は極めて困難な現況にある。

イ　防災対策

現在、毒物及び劇物取締法、同施行令及び同規則において、毒物劇物の廃棄（法第15条の2、同施行令第40条）と事故の際の措置（法第16条の2）等の保安対策が規定されている。

また、設備については登録基準（法第5条、同規則第4条の4）の規制、運搬についても技術上の基準等（法第16条、同施行令第40条の2）が規定されている。

さらに、保健衛生上の危害を防止するため、上記登録又は届出を義務づけられている毒物劇物取扱施設には専任の毒物劇物取扱責任者の設置を義務づけている。

毒物劇物取扱施設に対しては立入検査を行い、法違反の是正を図っている。

（ア）立入検査体制の整備、強化を図る。

（イ）毒物劇物貯蔵タンク等の整備点検について充分留意させ、防災を考慮の上、耐震設備を講じるよう指導する。

（ウ）中和剤等の確保及び事故発生時の応急措置体制について指導する。

（エ）危害防止規定を作成し、管理責任体制を明確にするよう指導する。

（オ）毒物劇物関係業者に対して講習会を開催し、法の遵守の徹底を図る。

別　表　　（令和4年3月31日現在）

種　　別	件　　数
毒物劇物製造業	160　件
毒物劇物輸入業	52
毒物劇物販売業	1,317
毒物劇物業務上取扱者	52
特定毒物研究者	32
計	1,613

第６節　液状化災害予防対策

２０１１年３月に発生した東北地方太平洋沖地震では、東京湾岸の埋立地と利根川沿いの低地を中心として、非常に広域にわたって液状化現象が発生した。液状化現象による人的被害はほとんどなかったものの、各地で大量の噴砂や沈み込み、浮き上がり、抜け上がり、地波等により多くの建物や道路、上下水道等のライフラインに被害が生じ、１９８７年千葉県東方沖地震で液状化した場所の再液状化も確認されたことから、液状化対策を推進していく。

１　液状化対策の推進（総合企画部、防災危機管理部、環境生活部、県土整備部、企業局）

上下水道施設等のライフラインや、道路・橋梁等の公共施設については、その機能の維持や早期復旧が、県民の生活や地域全体の復旧にも大きく影響するものであり、地盤の改良や施設の耐震化の推進など、液状化しにくい、又は液状化に強い施設づくりを推進するとともに、県民に対する液状化に関する知識の普及に努める。

さらに、液状化現象により、水道管からの漏水などライフライン施設の被害が発生した際の迅速な応急復旧のための体制整備に努める。

２　ライフライン施設、公共施設の液状化対策（総合企画部、県土整備部、企業局）

（１）上水道施設

地盤改良等により、液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を適切に実施する。

県営水道では、地盤の液状化による鋳鉄管の抜け出し等の防止策として、管路の新設及び更新においては、すべて耐震継手を導入することとしている。

（２）下水道施設

地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を適切に実施する。

なお、市町村が管理する公共下水道施設に対しても地盤改良や耐震化の指導を行う。

（３）工業用水道

地盤改良等により、液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を適切に実施する。

また、液状化による鋳鉄管の抜け出し等の防止策として、管路の新設及び更新に当たっては、すべて耐震性能を有する管を導入することとしている。

（４）港湾施設

地震に強い港湾を目指し、大型岸壁については順次、液状化対策を進めており、今後も必要な岸壁については、液状化対策を実施する。

（５）港湾海岸

地震に強い港湾海岸を目指し、海岸保全施設の新設や老朽化及び機能の高質化に伴う改良等において液状化対策を進めており、引き続き施設の重要性を考慮し液状化対策を実施する。

（６）道路橋梁

橋台や橋脚周辺の地盤の液状化が予想される橋梁については、液状化が予想される地盤の改良や固い支持地盤まで支持杭を打ち込むなどの方法を講じて落橋や倒壊を防ぐ。

（７）河川・海岸

通常、河川では大地震と洪水が同時に発生する確率はかなり低いが、そのような地表面標高の低い地域では通常の水位（潮位）で浸水するおそれがあり、また海岸では地震発生とともに津波が予想されるため、堤防や護岸等の整備に当たっては液状化対策など耐震対策を考慮して実施する。

このため、国土交通省で作成した堤防、護岸、水門、樋管等の各種施設の耐震点検マニュアルに基づき点検を行い、危険度の高い箇所より順次液状化対策等を実施している。

3　液状化対策の広報・周知（総合企画部、防災危機管理部、県土整備部、企業局）

（1）液状化現象に関する知識及び液状化しやすさマップや揺れやすさマップの周知

東日本大震災を受け、県が平成２３年度に行った液状化調査により判明した液状化発生原因や発生メカニズム、液状化被害が発生した地域特性について、揺れ（震度）によって液状化しやすい地域を示した「液状化しやすさマップ」や「揺れやすさマップ（平成２６・２７年度改訂）」を用いて、県民にわかりやすく広報・周知する。

また、県民の液状化対策を推進するため、液状化の原因や対策を考えるのに重要な情報となる地盤情報を収集・公表し、県民に足元の地盤の成り立ちに関心を持ってもらうような施策を推進する。

（2）住宅の液状化対策工法の広報・周知

ひとたび液状化により住宅に被害が発生すれば、県民個人の生活や経済面に大きな負担がかかる。県民には、「液状化しやすさマップ」を参考に、液状化発生のリスクがある地域の住宅建築前においては、十分なボーリング等の地盤調査を実施し、液状化発生を抑止する基礎の強化や表層地盤改良などの液状化対策工法を選定して行うよう啓発する。

また、市町村に対して、液状化の危険性を周知するハザードマップを作成するよう指導する。

（3）建築物の液状化対策講習会の開催

建築技術者等を対象に液状化対策に関する知識・技術の向上を図るため、「建築物の液状化対策講習会」を開催する。

4　液状化被害における生活支援（防災危機管理部、健康福祉部、市町村）

液状化現象による直接的な人的被害は、ほとんどないものとされているが、ライフラインの寸断などにより、生活に支障をきたす状況となる。特に、高齢者や障害者等の要配慮者が、在宅での避難生活を送る中で、健康状態が悪化するなどの二次的な被害が発生することが考えられる。

これらの在宅の要配慮者に対する巡回健康相談や生活支援のため、共助の取組みや保健所（健康福祉センター）、社会福祉協議会などの福祉関係機関などの地域のネットワークによる取組みを促進する。

＜資料編８－１　揺れやすさマップ＞
＜資料編８－２　液状化しやすさマップ＞

第７節　土砂災害等予防対策

地震に伴う地盤災害による人的・物的被害の発生を未然に防止し、被害の軽減を図るため、県が平成２６・２７年度に実施した「地震被害想定調査」の結果を参考に、がけ崩れ・地盤の液状化現象等危険地域の実態を調査し、危険箇所における災害防止策を講じるとともに、地盤災害の危険性を助長するような造成工事の規制・指導、地下水の取水規制等の措置を講じるものとする。

１　土砂災害の防止・孤立集落対策（防災危機管理部、商工労働部、農林水産部、県土整備部、警察本部）

県、市町村及び防災関係機関は、土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため危険箇所の実態を調査し、危険な箇所における災害防止策を講じるとともに、警戒避難体制の整備等を行うものとする。

（１）土砂災害警戒区域等の指定

県は、土砂災害が発生した場合、建築物の損壊や住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を「土砂災害警戒区域」又は、「土砂災害特別警戒区域」として指定する。

また、土砂災害警戒区域等を県のホームページで公表し、広く周知する。

（２）警戒避難体制の整備

市町村は、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項、その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を地域防災計画に定めるとともに、要配慮者利用施設を利用している者の円滑な警戒避難に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。

また、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布やインターネットを利用するなどの必要な措置を講じるものとする。

（３）地震後の土砂災害警戒区域等の緊急点検

県は、震度５強以上の地震が発生した場合、平成１９年１２月に国土交通省が策定した「地震後の土砂災害危険箇所等緊急点検要領（案）」に基づき国土交通省と連携し、土砂災害警戒区域等の緊急点検を実施する。

また、緊急点検の実施に当たり住民などに不安を与えないように、緊急点検の実施目的、実施期間、実施範囲及び作業内容等について、住民・市町村役場・警察等関係機関に対して事前に周知する。

（４）土砂災害警戒情報における地震等発生後の暫定基準

地震等の発生後は、地盤条件等が変化し、通常時よりも少ない降雨で土砂災害が発生しやすくなる。

県は、平成２５年５月１５日付け国土交通省及び気象庁の事務連絡「土砂災害警戒情報における地震等発生後の暫定基準の設定と見直し」に基づき、地震等の発生後における土砂災害警戒情報の発表・解除に関する暫定的な運用基準を銚子地方気象台と協議した上で設定し、「千葉県土砂災害警戒情報に関する実施要領」に定め、地震等発生時における土砂災害警戒情報の的確な運用に努めるものとする。

（５）土地利用の適正化

県は、土砂災害防止に配慮した土地利用の適正化を図るため、各種法規制の徹底及び開発事業者等に対する啓発・指導の徹底等に努めるものとする。

（６）国土保全事業の推進

土砂災害は、地形、地質等を素因とし、地震や大雨等を誘因として発生するもので、その防止については科学的調査により地形、地質、気象、地下構造、地下水の状況等を十分把握し、地すべり等の発生のメカニズムを解明して効果的な防止工事を進める必要がある。

ア　地すべり対策

本県の地すべり防止区域は、房総半島南部の嶺岡山系を中心とした東南東から西北西の方向に連続する著しい破砕帯に沿ってみられる。

＜資料編８－８　地すべり防止区域等＞

（ア）地すべり防止区域の指定

県は、市町村と協議の上、地すべり等防止法第３条の規定により、地すべり防止区域の指定を主務大臣に申請する。指定を要する危険箇所は、今後の調査により、区域指定の促進を図るものとする。

＜資料編８－８　地すべり防止区域等、表２～５＞

（イ）行為の制限

県は、地すべりによる災害を防止するため地すべり等防止法第１８条の規定により地すべり防止区域内において、地すべりの防止を阻害し又は地すべりを助長し若しくは誘発する行為の制限を行う。

（ウ）防止工事の実施

県は、地すべり防止区域の指定を受けたときは関係市町村と協議し、地すべり防止工事に関する基本計画を作成し、これに基づき緊急度の高い区域から順次防止工事を実施する。

＜資料編８－21　地すべり防止事業等の概要、表１＞

イ　急傾斜地崩壊対策

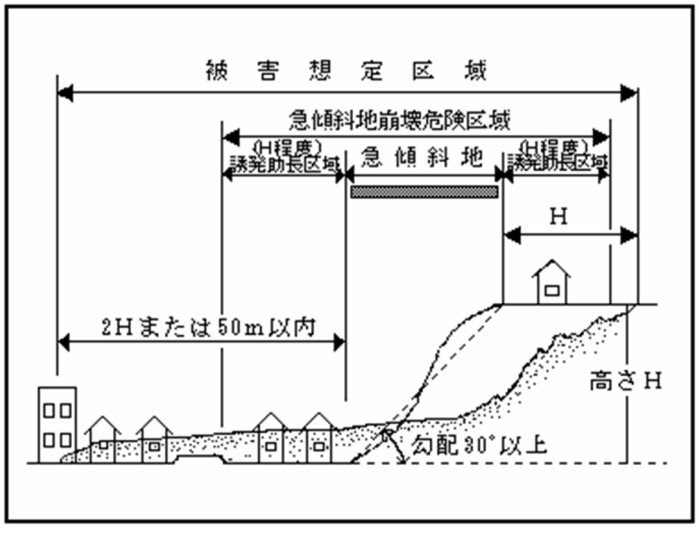
本県の土砂災害（がけ崩れ）が発生するおそれがある箇所は、県南部の丘陵地から県北部の下総台地まで県下全域に分布している。特に、近年都市部では、首都近郊の都市化現象によって「がけ地」周辺まで住宅地の進出がみられる。

（ア）急傾斜地崩壊危険区域の指定

県は、市町村と協議の上、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下「急傾斜地法」という。）第３条の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を指定するものとする。

＜資料編８－９　急傾斜地崩壊危険区域一覧表＞

この指定区域に含まれていない土砂災害が発生するおそれがある箇所についても、当該箇所及び周辺地域の状況に応じ、区域指定の促進を図るものとする。



「急傾斜地崩壊危険区域指定基準」

次の各号に該当するがけについて、知事が必要と認めるもの。

a　急傾斜地の勾配が３０度以上のがけ

b　急傾斜地の高さが５m以上のがけ

c　急傾斜地の崩壊により、危害が生ずるおそれがある人家が５戸以上あるもの、又は５戸未満であっても、官公署・学校・病院・旅館等に危害を生ずるおそれがあるもの

（イ）行為の制限

県は、急傾斜地における災害を防止するため、急傾斜地法に基づき崩壊を助長するような行為の制限、防災措置の勧告及び改善措置の命令等を行う。

また、急傾斜地崩壊危険区域内における居室を有する建築物については、建築基準法及び建築基準法施行条例に基づく災害危険区域の指定により、建築物の建築制限を行う。

現在、災害危険区域に指定されている区域は、急傾斜地崩壊危険区域として指定されている区域のとおりである。

（ウ）防止工事の実施

県は、急傾斜地崩壊危険区域内において、土地所有者、管理者及び被害を受けるおそれがある者等が防止工事を施行することが困難又は不適当と認められ、かつ、急傾斜地法に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度が高く、地域住民の協力が得られるものから順次法面防護工、排水工等の防止工事を実施する。

また、県単緊急急傾斜地崩壊対策事業及び市町村が行う防止工事に対し、県費助成を行い災害の未然防止に努めるものとする。

（エ）施設整備の向上

土砂災害（がけ崩れ）が発生するおそれがある箇所のうち、急傾斜地法第３条の規定により、特に施設整備の必要な箇所について急傾斜地崩壊危険区域に指定し、①要配慮者利用施設に係る危険箇所②避難所や避難路を有する危険箇所③崖の状態が悪く緊急性の高い危険箇所について重点的に施設整備を実施する。

＜資料編８－21　地すべり防止事業等の概要＞

ウ　土石流対策

土石流が発生するおそれがある区域について、砂防法第２条により土石流の発生を助長するような行為を制限するため砂防指定を促進し、土石流が発生するおそれの高い箇所や保全対象の多い箇所から防止工事を実施する。

＜資料編８－14　渓流又は山地等の砂防に関する事業計画表＞

エ　山地災害対策

山地災害危険地区とは、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出及び地すべりによる災害が現に発生し、又は発生する危険のある箇所で、人家又は公共施設に被害を及ぼすおそれがある地区をいう。

県においては、調査により、山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区と判定した箇所を公表するとともに、その危険度や保全対象など、地区の状況を考慮し、計画的に治山事業を実施する。

＜資料編８－11　山地災害危険地区市町村一覧表＞

＜資料編８－21　表２　治山事業概要　民有林＞

オ　宅地造成地災害対策

宅地造成工事の施工に当たっては、関係法令等の基準に基づき防災等の措置を講じることとするが、特に丘陵地、急傾斜地においては、地形、地質、気象、周辺構造物、地下水の地域の実情等を考慮し、安全性の一層の確保を図る。また、大規模盛土造成地の安全性の把握及び耐震化を実施できるように市町村に対し技術的支援をしていく。

（ア）規制区域の指定等

宅地開発事業等を行おうとする者は、都市計画法又は宅地開発事業の基準に関する条例の規定により県の許可又は確認を必要とする。

また、県は、宅地造成工事に伴う災害の未然防止を図るため、宅地造成等規制法に基づき宅地造成工事規制区域の指定を行い、同区域内において、宅地造成に関する工事を実施しようとする者は県の許可を必要とする。

＜資料編８－12　宅地造成工事規制区域一覧表＞

（イ）宅地造成工事の指導

県は、工事の許可又は確認に際し、次の事項に留意するものとする。

a　災害危険区域（建築基準法第39条）、地すべり防止区域（地すべり等防止法第3条）、土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法第9条）及び急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地法第3条）については、原則として宅地造成の工事区域から除外し、工事を規制する。

b　宅地造成により生ずる人工がけ面は、その高さ、勾配、土質に応じ擁壁の設置その他の保護措置を講ずる。

c　宅地造成工事区域内の地盤が軟弱である場合は、地盤改良の措置を講ずる。

カ　土・石・砂利採取場災害対策

県は、土・石・砂利採取場における災害の発生を未然に防止するため、土採取条例・採石法・砂利採取法に基づく認可に際しては、周辺地域の状況等に十分留意するものとする。

また、一旦廃止された採取場は、土・石・砂利の採取法令の適用外となることから、廃止に際しては各採取業者及び関係組合に対し、指導の徹底を図ることとする。

（7）孤立集落対策の推進

県は、孤立するおそれがある地区を把握し、予防措置等の市町村の孤立集落対策を支援する。

2　地盤沈下の防止（環境生活部）

（1）計画方針

海岸部や河川沿岸等の低地帯は、地震による浸水等の災害に対してぜい弱である。従来から行ってきた地盤沈下防止対策は、低地帯化の進行を停止させ、被害防止に資するものである。

昭和４０年代には、京葉臨海地域では船橋市を中心に年間２０ｃｍを超える地盤沈下が、また、九十九里地域においても１０ｃｍを超える沈下がみられた。

これに対し、法律・条例等により地下水及び天然ガスかん水汲上げ量の削減と涵養の促進を進めてきたところであり、近年は沈下が鎮静化の傾向を示しているところである。

なお、九十九里地域では、いまだ沈下がみられることや北総地域でも一部沈下がみられることから、今後も、これらの沈下の原因である地下水位変動の把握等の監視を行っていく。

（2）地盤沈下防止対策

地盤沈下の防止には、長期的に沈下状況を把握しながら適切な対策を行うことが肝要である。

地盤沈下の原因には、

①　地下水の過剰揚水による泥層の収縮によるもの

②　上載圧の増加による泥層の圧密収縮によるもの

③　地震時の砂層の液状化による砂層の収縮によるもの

④　深部の地殻運動によるもの等がある。

このため、次の対策を講じることとする。

ア　①の地下水の採取規制としては、法令（工業用水法、ビル用水法及び県環境保全条例）に基づく適切な指導を実施する。

各法令に基づく地下水汲上げ規制の内容は、表－１のとおりである。

なお、避難場所や医療機関等における緊急に必要な最小限の用水を地下水で確保できるよう、一定の条件を具備した非常用井戸について例外的に設置できるものとしている。

また、地下水盆の地下水位の変化を監視するため、地盤沈下・地下水位観測井による監視を続ける。

イ　①の天然ガスかん水汲上げ対策としては、地盤沈下防止協定及び細目協定に基づき「天然ガスかん水地上排水量の削減及び地下還元等の指導」を行うとともに、沈下の大きい地域については、さらにかん水汲上げの自主規制を指導する。

また、新たな天然ガス井戸開発計画に対しては「天然ガス井戸設置基準」に基づき指導を行っており、その内容は表－２のとおりである。

ウ　①の地下水揚水対策としては、臨海工業地帯においては、地下水の採水制限等を定めた環境の保全に係る細目協定を締結し、地下水の採取を可能な限り削減するよう指導する。

エ　②、③、④の対策として、一等水準点を設置し、一級水準測量を毎年行い、地盤沈下の監視と地盤沈下被害状況を把握する。

③の対策として、埋立層に地下水位観測井を設置し、地下水位の監視を行う。

また、千葉県東方沖地震及び東北地方太平洋沖地震時の液状化時点での現地での実態調査を行い、より詳細なメカニズムを解明し、液状化対策検討のための基礎資料を提供する。

表－1

法令名	指　定　地　域	許　可　基　準		規　制　対　象
		ストレーナの位置	吐出口断面積	
工業用水法	市川市、浦安市、船橋市、松戸市、習志野市、千葉市（国道14号及び16号以西）、市原市（国道16号以西）、袖ケ浦市（国道16号以西）の地域	650m 以 深	21㎠ 以 下	工　業　用　水 （工業とは製造業（物品の加工修理業を含む。）、電気供給業及びガス供給業及び熱供給業をいう。）
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	市川市、浦安市、船橋市、松戸市、習志野市、鎌ケ谷市、千葉市（県上水供給地域内）、市原市（県上水供給地域内）	650m 以 深	21㎠ 以 下	建築物用地下水 （冷房用水、暖房用水、自動車車庫に設けられた洗車設備用水、水洗便所用水、公衆浴場用水（浴室の床面積の合計が150㎡を超えるもの）
県環境保全条例	市川市、浦安市、船橋市、松戸市、習志野市、鎌ケ谷市、市原市、長柄町、袖ケ浦市	650m 以 深	21㎠ 以 下	工業用水法、ビル用水法に規定される用水、水道用水、農業用水、鉱業用水、ゴルフ場（10ha以上）での散水。 ただし、ビル用水法の指定地域にあっては、ビル用水を、また工業用水法の指定地域にあっては、工業用水をそれぞれ除く。
	木更津市、君津市、富津市、四街道市	350m 以 深	21㎠ 以 下	
	流山市、野田市、八千代市、柏市、我孫子市、佐倉市、成田市（旧大栄町を除く。）、白井市、印西市、栄町、酒々井町、富里市、八街市、山武市（旧山武町に限る。）、芝山町	250m 以 深	21㎠ 以 下	
千葉市環境保全条例	千葉市	650m 以 深	21㎠ 以 下	県環境保全条例と同じ。

○非常用井戸として認められる要件

①地震その他の災害により、上水道等が停止した場合の必要最小限の用水を確保する揚水施設で、国、県又は市町村の地域防災計画に位置づけられているもの。

②設置主体は、国、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び医療法人等

③設置場所は、避難場所、備蓄基地等の防災拠点と医療機関等

④災害時に設置場所周辺の住民に飲料水が供給できること。

⑤井戸ストレーナーの深さは、周辺井戸に影響を与えない深さ、耐震構造で自家発電施設が併設されていること。

⑥災害時以外に使用しないことが配管、水量測定器等で確認できる構造であること。（保守管理に必要な場合等を除く。）

表－２　天然ガス井戸設置基準

①　市街地（都市計画法第７条による市街化区域）を除く区域
②　海岸線からの距離が５００ｍの範囲を除く区域
③　標高５ｍ以上の区域
④　公共建造物からの距離が２５０ｍ以上の区域
⑤　年間地盤沈下量がおおむね２㎝以内の区域
⑥　上ガスにより農作物等に被害が発生しないと認められる区域

３　地籍調査の推進（県土整備部）

災害による土地形状の変化が起こった際の円滑な復旧に資するため、県は、第７次国土調査事業十箇年計画（令和2年度～）に基づき、市町村の行う地籍調査への支援を行うとともに、未実施市町に対し、早期着手を積極的に働きかけていくことにより地籍調査を推進する。

４　河川、ため池施設の安全化（農林水産部、県土整備部）

地震に伴う河川、ため池施設の被害を防止するため、耐震性の強化等の措置を講ずる。

（１）河川施設の整備

地震による河川護岸等の損壊を防止するため、耐震化対策を進める。

（２）ため池等災害対策

県は、老朽化、降雨、地震等によりため池が決壊した場合に影響が大きい農業用ため池を防災重点農業用ため池に指定し、「千葉県防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画」に基づき計画的に改修を行うものとする。

また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれがあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を促進する。

<資料編８－22　ため池等防災事業>

第８節　要配慮者等の安全確保のための体制整備

東日本大震災においては、死者の多くを高齢者が占め、また、障害者が一般の人に比べて高い割合で犠牲になったことが推察されるなど、高齢者や障害者など災害時に支援を要する人々の犠牲が多かったことや、避難生活において特別な配慮が必要としたこと等を踏まえ、県及び市町村等は、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者の安全確保体制の整備を図る。

国では、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（以下、この節において「取組指針」という。）」を策定し、県では「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き（以下、この節において「手引き」という。）」を作成している。

１　避難行動要支援者への対応（防災危機管理部、健康福祉部、市町村）

市町村は、災害対策基本法の規定により、取組指針や手引きを参考に、要配慮者のうち災害時に自ら避難することが困難で特に支援を要する「避難行動要支援者」の名簿及び避難行動要支援者ごとに避難支援等を実施するための計画である個別避難計画を作成し、これを活用した実効性のある避難支援を行い、県は、市町村の取組みを支援する。

（１）地域防災計画の策定

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成に当たり、市町村は地域における災害特性等を踏まえつつ、避難支援についての全体的な考え方を整理し、市町村地域防災計画に重要事項を定める。

（２）避難行動要支援者名簿の作成等

ア　要配慮者の把握

市町村は、避難行動要支援者名簿の作成に当たり、災害による犠牲者となりやすい高齢者や障害者、乳幼児その他のいわゆる「要配慮者」の把握に努め、災害時に迅速な対応がとれるよう備えるものとし、県は、これを支援する。

（ア）市町村は、日常業務の中で、住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、事前に要配慮者をリストアップし、どのような要配慮者（電源を必要とする医療機器の使用の有無を含む。）がどこに住んでいるのか取りまとめ、所在情報とする。また、平常時から要配慮者と接している市町村の福祉部局、社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者との連携に努める。

（イ）在宅の状態にない、病院や社会福祉施設等に入院・入所している要配慮者に関しても可能な限り把握しておく必要がある。

（ウ）所在把握には、自治会や町内会など、従来からある地域コミュニティを活用するなど、地域における共助による取組みも必要である。

（エ）県は、市町村から避難行動要支援者名簿の作成のための要配慮者に関する情報の提供を求められたときは、市町村への情報提供に努める。

イ　避難行動要支援者名簿の作成

市町村は、把握した要配慮者情報をもとに、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者名簿の作成にあたって、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

（ア）避難行動要支援者の範囲の設定

ａ　市町村は、市町村地域防災計画において、要配慮者のうち避難行動要支援者の範囲について要件を設定する。

ｂ　高齢者や障害者等の要配慮者の避難能力の有無は、次の点に着目し判断することが想定される。

①　警戒や避難指示等の災害関係情報の取得能力

②　避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力

③　避難行動を取る上で必要な身体能力

c　要件の設定に当たっては、要介護状態区分、障害支援区分等の要件に加え、地域において真に重点的・優先的支援が必要と認める者が支援対象から漏れないようにするため、きめ細かく要件を設ける。

（イ）避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿に記載する事項は次のとおりである。

a　氏名
b　生年月日
c　性別
d　住所又は居所
e　電話番号その他の連絡先
f　避難支援等を必要とする事由
g　前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

ウ　避難行動要支援者名簿情報の管理

市町村は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

（ア）避難行動要支援者名簿のバックアップ

市町村は、災害規模等によっては機能が著しく低下することを考え、県との連携などにより避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を築いておく。

また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管する。

（イ）情報セキュリティ対策

市町村は、避難行動要支援者名簿の適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策については、国が策定した『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底する。

エ　避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

市町村は、避難行動要支援者の同意等を得た上で（市町村の条例に特別の定めのある場合を除く）、市町村地域防災計画で定める避難支援等関係者（消防機関、警察署、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織等）に平常時から名簿情報を提供し共有する。

また、名簿情報の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、市町村において適切な措置を講ずるよう努める。

オ　避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

（ア）避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市町村は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。

また、避難行動要支援者名簿の更新にあたって、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

（イ）避難行動要支援者情報の共有

避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じた時は、その情報を市町村及び避難支援等関係者間で共有する。

また、転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを避難支援等関係者に周知する。

（３）個別避難計画の作成等

ア　個別避難計画の作成

（ア）作成に係る方針及び体制等

市町村は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、防災担当部局や福祉担当部局の連携の下、避難支援等関係者と連携し、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画の作成に努めるものとし、県は、市町村の個別避難計画に係る取組を支援する。

作成に当たっては、地域の実情や避難行動要支援者本人の状況を踏まえ、ハザードマップ上、危険な場所に居住する者等、特に優先して作成すべき避難行動要支援者から、市町村や避難支援等関係者と避難行動要支援者本人とが具体的に打合せを行いながら作成する。

また、上記の計画作成と並行して、早期に避難行動要支援者全体に計画が作成されるようにするため、本人や本人の状況によっては、家族や地域において防災活動を行う自主防災組織等が記入をする形態での個別避難計画の作成も進める。

併せて、個別避難計画の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

（イ）個別避難計画の記載事項

個別避難計画は、名簿情報に加え、次の事項を記載する。

ａ　避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先

ｂ　避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ｃ　前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項（自宅で想定されるハザードの状況、移動の際の持出品、移動時に必要な配慮の内容等）

（ウ）個別避難計画のバックアップ

市町村は、庁舎の被災等の事態等により、災害規模等によっては機能が著しく低下することを考え、県との連携などにより個別避難計画のバックアップ体制を築いておく。

また、個別避難計画情報の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、市町村において適切な措置を講ずるよう努める。

（エ）市町村における情報の適正管理

市町村は、個別避難計画の適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策については、国が策定した『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底する。

イ　避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

市町村は、避難行動要支援者の同意等を得た上で（市町村の条例に特別の定めのある場合を除く）、市町村地域防災計画で定める避難支援等関係者に平常時から個別避難計画を提供し共有する。

また、個別避難計画を提供された避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報の漏えい防止について必要な措置を講ずる。

ウ　個別避難計画の更新

市町村は、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて個別避難計画を更新する。

また、個別避難計画の更新にあたって、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

エ　市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など必要な配慮をする。

オ　市町村は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

カ　県は、市町村における個別避難計画等の作成状況を把握し、必要に応じて助言を行う。

2　要配慮者全般への対応（防災危機管理部、健康福祉部、市町村）

（1）支援体制の整備

県及び市町村は、自主防災組織の育成及び指導並びに社会福祉施設等への依頼により災害時における情報伝達や救助、避難誘導等、自治会や町内会などの地域社会全体で要配慮者を支援するための体制づくりを行う。

県は、災害時の福祉支援体制の整備のため、福祉関係団体等の参画を得て設置した「千葉県災害福祉支援ネットワーク協議会」を中心に、千葉県災害福祉支援チーム（ＤＷＡＴ）の整備に努めるものとする。

市町村は、取組指針や手引きを参考とし、要配慮者への各種支援体制の整備に努める。

なお、体制づくりに当たっては、女性の意見を取り入れ、救助体制の中に女性を位置付けるものとする。

（2）避難指示等の情報伝達

市町村は、避難行動要支援者について、その状態や特性に応じ、防災行政無線の戸別受信機や緊急速報メールを活用するなど多様な手段による情報伝達体制の確立に努めるとともに、災害時には、速やかに巡回等による避難指示等の周知を図る。

（3）防災設備等の整備

県及び市町村は、ひとり暮らしの高齢者や障害者、ねたきりの高齢者、視覚障害者等の安全を確保するための緊急通報システムや聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置の推進に努める。

また、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を努めるものとする。

なお、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

さらに、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（4）避難施設等の整備及び周知

市町村は、避難所内への要配慮者用スペースの確保について考慮するとともに、避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の整備及び社会福祉施設等を福祉避難所としての指定を実施するとともに、平時から要配慮者及びその支援者等に対し積極的な周知に努める。また、県及び市町村は、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の要配慮者や被災した施設の利用者等を市町村の域を越えて受け入れる拠点の整備に努める。

要配慮者が避難生活を送るために必要となるトイレ、車椅子、簡易ベッド等の高齢者用備品や障害特性に応じた障害者用備品、ミルク、ほ乳びん等の乳児用備品及び授乳に配慮するための設備、食物アレルギー対応食品などは、あらかじめ避難施設等への配備に努める。ただし、個別の事情による医薬品等については、要配慮者の家族等で備えることとする。

市町村は、手引きや関係団体の意見などを参考とし、要配慮者や女性に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努める。

（5）防災知識の普及、防災訓練の充実

県及び市町村は、要配慮者やその家族並びに社会福祉施設に対し、パンフレットの配布など、広報を充実し災害に対する基礎知識等の理解を高めるとともに、地域の防災訓練等やコミュニティへの積極的参加を呼び掛けるよう努める。

（6）在宅避難者等への支援

県及び市町村は、在宅避難又は応急仮設住宅での生活を送る要配慮者に対する健康相談や生活支

援のため、共助の取組みや保健所（健康福祉センター）、社会福祉協議会などの福祉関係機関などの地域のネットワークによる取組みを促進する。

また、電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者等に対し、災害に備えた補助電源の準備や停電時の入院受入れ等について、日頃から主治医や訪問看護ステーション等と相談するよう周知する。

（7）広域避難者への対応

県及び市町村は、広域的に避難した被災者が、受入先において継続的に福祉サービスを受けられるよう配慮する。

3　社会福祉施設等における防災対策（健康福祉部、教育庁、市町村）

県及び市町村は、社会福祉施設等において、次の防災対策が講じられるよう、災害等に対する指導に努める。

（1）施設の安全対策

社会福祉施設や老人保健施設の管理者及び特別支援学校の校長は、施設そのものの災害に対する安全性の確保に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、入所者及び児童生徒等が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧や施設入居者の酸素療法等の治療等に必要な非常用自家発電機等の防災設備の整備を行う。

（2）組織体制・計画の整備

社会福祉施設や老人保健施設の管理者及び特別支援学校の校長は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、施設関係者緊急連絡体制、県へのライフライン等の被害・復旧状況報告体制等を盛り込んだ非常災害に関する具体的計画を作成しておく。

また、市町村との連携のもとに、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及び自主防災組織等との日常の連携が密になるよう努め、入所者及び児童生徒等の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

（3）防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設や老人保健施設の管理者及び特別支援学校の校長は、施設の職員や入所者及び児童生徒等が災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるための防災学習を定期的に実施する。

また、施設職員や入所者及び児童生徒等が、災害時の切迫した状況下においても適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者及び児童生徒等の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。

4　外国人への対応（総合企画部、防災危機管理部、市町村）

（1）防災知識の普及・防災訓練の充実

県及び市町村は、言語、生活習慣、防災意識が異なり日本語の理解が十分でない外国人を「要配慮者」として位置付け、災害時に迅速かつ的確な対応ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策の周知に努める。

ア　多言語による広報の充実

イ　避難場所、避難路標識等の災害に関する表示板の多言語化

ウ　外国人を含めた防災訓練・防災教育

（2）外国人への対応

県は、災害時における日本語の理解が十分でない外国人向けの語学ボランティアの派遣制度について、各市町村からの迅速な派遣要請が可能となるよう、平時から各市町村に対し、派遣制度の周知を図るとともに、語学ボランティア及び災害時外国人サポーターの養成に努める。

また、日本語理解が十分でない外国人と、コミュニケーションをとるため、翻訳機器の配置やアプリの活用などを検討していく。

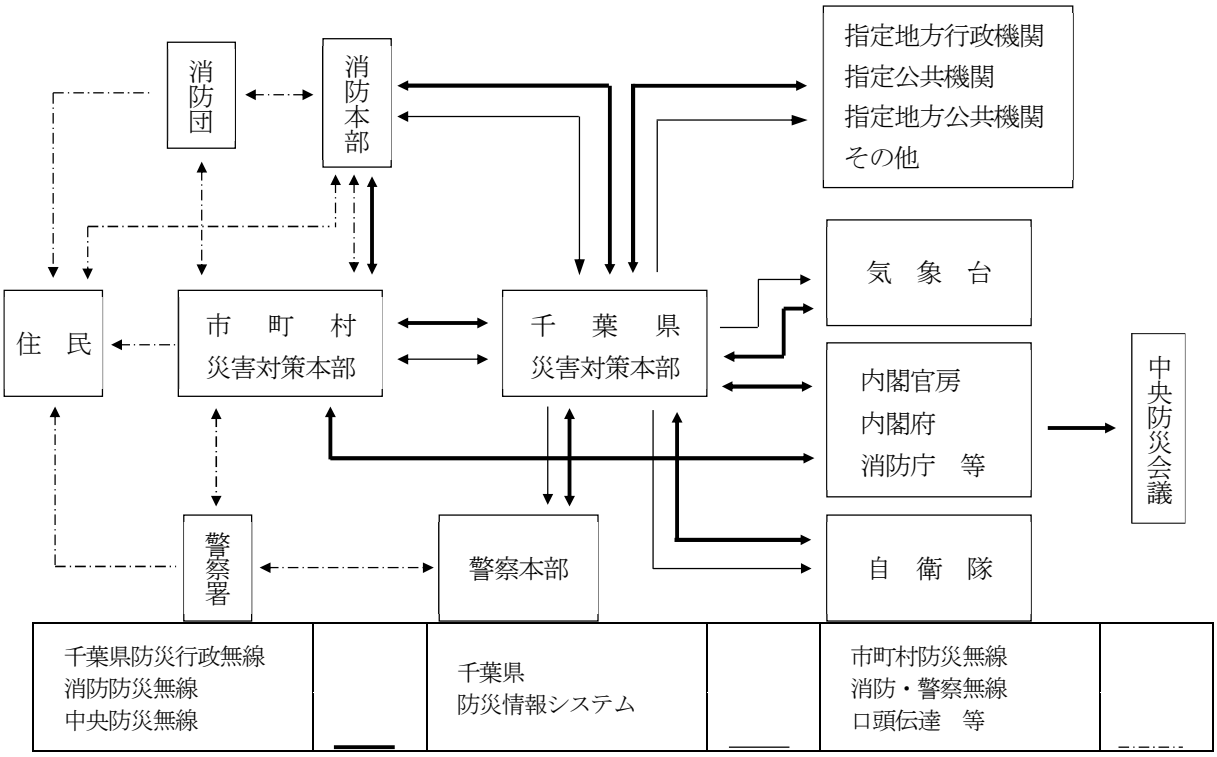
第９節　情報連絡体制の整備

大規模震災時には、通信の途絶や輻輳等が予想されるため、県、市町村及び防災関係機関は、情報収集伝達手段として、防災通信網の整備充実を図り、応急対策における情報伝達を迅速に進めるとともに、訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努める。

また、電気通信事業者にあっては、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組みを推進することに努めるものとし、特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。

なお、災害時の通信連絡系統は以下のとおりである。

通信連絡系統



１　県における災害情報通信施設の整備（防災危機管理部）

（１）県防災行政無線の整備

県は、防災情報の迅速・確実な受伝達と通信の高度化を図るため、防災行政無線を整備し、運用している。

ア　整備概要

（ア）無線設備設置機関

県庁と地域振興事務所、土木事務所、農業事務所、保健所（健康福祉センター）、教育事務所等の県出先機関及び市町村、消防本部、気象官署、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災関係機関２５８機関に無線設備を設置している。

（イ）通信回線

ａ　地上系通信回線

県庁、地域振興事務所、土木事務所等の県出先機関、市町村及び消防本部、銚子地方気象台の間を光専用線回線又は多重マイクロ無線で結んでいる。

ｂ　衛星系通信回線

県庁、地域振興事務所、土木事務所、農業事務所、保健所（健康福祉センター）、教育事務所等の県出先機関、市町村、消防本部、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災関係機関との間を衛星系通信回線で結んでいる。

c　移動系通信回線

県内に整備した９箇所の基地局を通じて、県庁と県内全エリア内の移動局との通信が可能な全県移動系回線を整備し運用している。

(ウ) 通信機能の概要

a　個別通信機能

防災無線設備設置機関は、相互に一般加入電話が輻輳した場合でも利用可能な専用回線による電話、ファクシミリ、データ伝送による通信が行える。また、消防庁や地域衛星通信ネットワークを整備した他都道府県等とも同様に、相互に通信が可能である。

b　一斉通報機能

一斉受令端末が設置されている機関には、県庁からファクシミリ、音声及びデータ伝送による一斉通報が行える。

c　映像伝送機能

県庁及び衛星通信車から衛星系通信回線を利用して、衛星系通信回線による無線設備を設置した県内の機関及び地域衛星通信ネットワークを整備した他都道府県に対し災害現場の映像等を伝送することができる。

(エ) 災害時等に対する設備対策

a　回線帯域制御機能

災害時等における通信の輻輳に対処するため、地上系光ファイバー回線に回線帯域制御機能を備えており、重要な通信を優先して伝送することができる。

b　機器監視制御

県庁防災行政無線統制室において、全局の運用状態を常時コンピュータで集中監視・制御している。

c　通信回線の２ルート化

県庁と地域振興事務所等の県出先機関、市町村及び消防本部等の間は、衛星系通信回線と地上系通信回線により通信回線を２ルート化しており、情報伝達の確実性を図っている。

d　予備電源の配備

停電に備えて、全局に予備電源装置（発動発電機、無停電電源装置、直流電源装置等）を配備している。

e　衛星通信車（ちば衛星号）の配備

衛星系通信回線を利用した映像送信機能のほか、電話、ファクシミリによる個別通信機能を有した衛星通信車を配備しており、災害現場における情報収集や通信機能が停止した機関の代替無線局として活用できる。

f　可搬型地球局の配備

災害現場や通信設備が停止した機関に搬送して、衛星系通信回線による電話及びファクシミリによる通信ができる可搬型地球局を県庁に配備している。

g　その他の設備の配備

災害時、既設通信回線が使用できなくなった場合の代替手段として、災害対策本部の支部となる地域振興事務所等に衛星携帯電話等を配備する。

h　通信訓練の実施

県防災行政無線が設置されている機関において、機器等の熟知及び災害時における円滑な操作を図るため、定期的に通信訓練を実施する。

(オ) 運用体制

a　県防災行政無線統制室は、災害時における迅速、的確な情報の受伝達と全局の機器の運用状態の監視・制御のため、職員等による２４時間体制をとっている。

b　県は通信機器等を、大雨等による水害に対処できるよう地域の状況を勘案のうえ設置し、また、災害時の通信確保を図るため通信運用マニュアル等を作成し、各局を指導している。

（カ）機器の保守体制

県は通信機器の定期的な保守点検を行い、性能の維持及び障害の未然防止を図っている。

なお、機器に障害が発生した場合は、速やかに復旧処理にあたる体制をとっている。

＜資料編３－５　千葉県防災行政無線通信施設＞

（２）国が整備する通信設備

ア　気象庁は、確実な緊急地震速報の発表のため、その体制及び施設、設備の充実を図るものとする。

イ　県は、国の関係機関との連絡のため、国が整備する下記の通信設備も利用する。

（ア）災害対策基本法、消防組織法及び水防法等に基づき、災害時等において県と総務省消防庁及び国土交通省との間における情報受伝達に必要な通信を確保するために整備された、国土交通省都道府県間水防連絡用多重無線電話（国土交通省）及び消防防災無線（総務省消防庁）。

（イ）内閣総理大臣官邸及び非常災害対策本部と県災害対策本部との間における情報伝達に必要な通信を確保するために整備された、中央防災無線網（緊急連絡用回線）。

（３）防災相互通信用無線の整備

災害現場等において、消防本部、警察及びその他防災関係機関と協力して円滑な防災活動を実施するため、これらの機関と相互に通信が可能な防災相互通信用の無線装置を県庁に整備している。

（４）防災情報システムの整備

県は、災害時における県庁と県出先機関、市町村等の間での被害情報、措置情報の収集、処理の迅速化･共有化を図るとともに､気象情報等の防災に関する各種情報を関係機関や県民に提供して、的確な防災対策に資するため､「千葉県防災情報システム」（以下「防災情報システム」という。）を整備し、運用している。

ア　防災情報システムの概要

防災情報システムは、災害に係わる情報の収集、処理、分析を迅速かつ的確に行い、災害時における防災関係機関との調整、意思決定等を支援するシステムである。

県庁、地域振興事務所、土木事務所等の県出先機関及び市町村等の防災関係１２９機関に情報の入力・検索・表示機能を備えた専用端末を設置し、電気通信事業者の光回線を利用してオンラインによる被害情報等報告及びこれらの情報の共有を行っている。併せて、防災ポータルサイトを通じて県民に対する防災に関する情報発信を行っている。

＜資料編３－14　千葉県防災情報システム端末装置設置機関＞

イ　防災情報システムの機能概要

（ア）被害情報処理機能

専用端末を設置した各機関で把握した被害情報等を、各機関の担当者が専用端末により直接データベースに登録することで、県災害対策本部への被害情報報告と専用端末を設置した各機関との情報共有を同時に行う。

（イ）実況監視処理機能

気象ＡＳＰサービスから提供される気象情報を専用端末装置等に表示する。

また、緊急を有する情報についてはポップアップにより通知を行う。

（ウ）地図情報

電子化された基本地図上に各防災関係機関が入力した災害危険箇所・区域、避難場所及び公共施設等の各種防災情報や被害情報等を表示し、それらの情報を共有する。

（エ）職員参集機能

気象情報の種類や規模等に応じてメールを自動配信し、関係職員の自動参集を支援する。

（オ）県民への情報発信機能

多言語に対応した防災ポータルサイトを通じて気象情報、被害情報、避難所に関する情報等を提供する。

また、「ちば防災メール」の登録者に対し、防災に関する各種情報を発信する。

（カ）報道機関への緊急情報発信機能

各防災機関が入力した避難情報、避難所情報、災害対策本部設置情報を「Ｌアラート（災害

情報共有システム)」を通じて各報道機関へ発信する。

＜資料編３－13　千葉県防災情報システム概念図＞

（5）震度情報ネットワークシステムの整備

県は、震災時に初動体制の迅速な確立を図るため、県内全市町村に設置した計測震度計と、国立研究開発法人防災科学技術研究所、気象庁、千葉市及び松戸市が設置した計測震度計の８１観測点の震度情報をオンラインで収集する「千葉県震度情報ネットワークシステム」を整備・運用している。

ア　震度情報観測網

震度観測点は、消防庁の指導により、平成の市町村合併前の各市町村の本庁舎内又はその敷地内を基本とし、すでに気象庁等が設置している震度計が利用可能と判断された場合は、既設の震度計より分岐して観測情報の提供を受けている。また、千葉市内の各区の震度情報については、千葉市地震災害対策支援システムと接続し、オンラインで提供を受け、県の震度情報ネットワークを経由して、全国に配信している。

震度情報観測点数　（令和6年4月1日現在）

設置者	千葉県	気象庁	千葉市	松戸市	計
観測点数	74	2	4	1	81

イ　観測情報の収集経路

地震が発生すると、各観測点で観測された震度情報は、県防災行政無線等の通信回線を利用して、自動で県庁にある震度情報ネットワークサーバに集められる。これらの情報は、同じく県庁に設置してある、震度情報収集端末にて表示され、県災害対策本部の応急対策における意思決定支援に活用される。

ウ　観測情報の伝達

観測された震度情報は気象庁へ自動伝送され、気象庁からの震度情報の公表に利用されている。また、震度４以上が観測された場合は、消防救急活動の広域応援のための参考情報として消防庁にも自動伝送される。

（6）地震被害予測システムの整備・運用

県は、県及び市町村の地震発生時の災害対応を効率的に実施するため、震度情報ネットワーク及び国立研究開発法人防災科学技術研究所が運用する全国強震観測網(K-NET)からの震度情報及び地盤や建物等の基礎データを基に、地震発生直後に震度分布や人的被害、建物被害等を推計する「地震被害予測システム」を整備・運用している。

（7）津波浸水予測システムの整備・運用

県は、避難後の住民の支援、救助等を迅速に行うため、国立研究開発法人防災科学技術研究所が整備した日本海溝海底地震津波観測網（ 通称 S-net ： Seafloor observation network for earthquakes and tsunamis along the Japan trench）で観測した水圧データ等に基づき詳細な津波予測を行う「千葉県津波浸水予測システム」(以下、「津波浸水予測システム」という。）を整備・運用している。

ア　津波浸水予測システムに配信される地震・津波観測網

津波浸水予測システムは、国立研究開発法人防災科学技術研究所が、整備した地震・津波計のうち、房総半島沖から宮城県沖の６２地点で観測され、リアルタイムで配信された地震動・水圧データに基づくものである。

イ　津波浸水予測システムによる津波予測情報

津波発生時に、S-netによる観測データに基づき、最大津波高、津波高の20cm超過時刻、津波浸水域及び浸水深を予測する。

ウ　予測対象地域

銚子市～南房総市の九十九里・外房地域を対象とする。

エ　予測情報の配信

気象庁の予報業務許可を取得した地域については、気象庁による津波警報又は大津波警報が発表された場合に予測情報を該当市町村に配信する。

（8）情報基盤の整備・充実

県は、災害時の応急対策における情報伝達手段を確保するため、職員全員に業務用として配付しているパソコン及び全庁情報ネットワーク等、情報基盤の整備・充実を図る。

2　市町村における災害通信施設の整備（防災危機管理部、市町村）

市町村は、民間企業、報道機関、住民、事業者等からの災害関連情報等の収集や住民等への情報発信を図るため、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、市町村防災行政無線等の多様な通信手段の整備拡充に努めるものとする。特に、災害時に孤立するおそれがある市町村で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と市町村との双方向の情報連絡体制を確保すること等に留意するものとする。

また、市町村は、上記通信施設や非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所への設置等を図るものとする。

【市町村防災行政無線等の整備状況】　（平成31年3月31日現在）

区分 / 種別		整備済	未整備	整備率(%)
防災行政無線	同報系	54	0	100
	移動系	46	8	85.2

3　警察における災害通信網の整備（警察本部）

（1）警察災害通信施設は、災害の発生に備え、又は災害時における、災害救助、災害復旧等に使用することを考慮して整備に努める。

（2）知事、市町村長及び指定（地方）行政機関の長は、災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定により警察通信施設を使用できる。

＜資料編３－７　警察通信施設＞

4　東京電力パワーグリッド㈱における被害情報伝達体制の整備

東京電力パワーグリッド㈱は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

5　東日本電信電話㈱千葉事業部における災害通信施設の整備

東日本電信電話㈱千葉事業部では、県内の防災関係機関等の通信確保のため、ポータブル衛星通信地球局（衛星系）等を整備している。

また、千葉事業部災害対策実施細則を制定し、日常の準備体制、災害発生が予想される場合の警戒体制及び非常災害時の措置を定めている。

6　㈱ＮＴＴドコモ千葉支店における災害通信施設の整備

㈱ＮＴＴドコモ千葉支店では、県内の防災関係機関等の通信確保のため、可搬型無線基地局装置、移動基地局車及び移動電源車を整備している。

また、千葉支店災害対策実施要領を制定し、日常の準備体制、災害発生が予想される場合の警戒体制及び非常災害時の措置を定めている。

7　ＫＤＤＩ㈱における電気通信サービス施設の整備

ＫＤＤＩ㈱では、災害時においても会社が提供する電気通信役務を確保できるよう通信設備の分散化、伝送路の多ルート化等を進め、通信局舎及び通信設備の防災設計を行っている。

なお、主要設備については予備電源を設置している。

8　ソフトバンク㈱における災害通信施設等の整備

ソフトバンク㈱では、災害時においても会社が提供する電気通信役務を確保できるよう、主要伝送路の多ルート化や主要電気通信設備の分散化及び予備電源の設置等を進め、通信局舎や通信設備の防災設計を行っている。

また、平時より関係機関との連携に努め、住民等からの問合せ等についても対応する体制を準備している。

9　楽天モバイル㈱における災害通信施設等の整備

楽天モバイル㈱では、電気通信サービスへの被害の防止・軽減を図るため、電気通信設備と建物を含む附帯設備については、耐震、耐火、耐水、耐雪等を備えた防災設計としており、それら設備は、複数拠点化され、設備間をつなぐ通信網についても冗長性を高める等、ネットワーク強靭化に継続的に取り組んでいる。

10　非常通信体制の充実強化（防災危機管理部、市町村）

県、市町村及び防災関係機関は、災害時等に自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法第５２条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとし、非常通信の伝送訓練等、関東地方非常通信協議会の活動等を通じて、非常通信体制の充実強化に努める。

11　アマチュア無線の活用（防災危機管理部）

アマチュア無線による通信は、災害時に一般加入電話等が使用できない場合の代替通信手段として効果があることから、県は、ボランティアによるものであることを配慮の上、必要に応じて、アマチュア無線関係団体に災害情報の収集伝達について協力を要請する。

このため、県とアマチュア無線関係団体は共同して非常通信訓練を行うなど、平常時から連携強化に努めるものとする。

＜資料編１－12　アマチュア無線による災害時応援協定書＞

12　その他通信網の整備（総務部、総合企画部、防災危機管理部、市町村）

ＣＡＴＶ、インターネット等多様な通信メディアの活用について検討し、災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。

第１０節　備蓄・物流計画

県及び市町村は、県民や自主防災組織、事業所等に対し、「自らの命は自らで守る。自らの地域はみんなで守る。」という自助・共助の考え方を基本に、平時から、災害時に必要な物資の備蓄を推進するよう働きかけるとともに、県民の生命や財産を守るため、災害発生直後から被災者に対して円滑に必要な物資等の供給が行えるよう、備蓄・調達並びに物流に係る体制の整備を図る。

併せて、大規模災害時における医療救護などの救援活動を実施するために必要な資機材・物資等の計画的な整備を図る。

１　食料・生活必需物資等の供給体制の整備（防災危機管理部、市町村）

平成24年8月に策定した「災害時の緊急物資等に係る備蓄・物流の基本指針」に基づき、自助・共助・公助による備蓄の取組みを推進する。

（１）備蓄意識の高揚

県及び市町村は、備蓄する食料や飲料水が「最低３日、推奨１週間」分であることなど、各家庭や事業所等において最低減備えるべき備蓄の品目・量や、普段使用しているものを災害時にそのまま使用するという備蓄に対する考え方など、備蓄に関するノウハウを普及・啓発するとともに、自主防災組織等への炊き出し用機材や救助用機材などの整備を促進する。

（２）市町村における備蓄・調達体制の整備

市町村における備蓄及び調達は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行われるものであるが、市町村は、基礎的な地方公共団体として一義的に被災者への食料・生活必需物資等の供給を行う責務を有していることから、様々な事態に的確に対応できるよう、物資の備蓄・調達体制の整備に努める。

ア　生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・簡易トイレ・携帯トイレ・常備薬・マスク・消毒液・段ボールベッド・パーティション・炊き出し用具・毛布・その他生活必需物資や感染症対策を含む避難所運営に必要な資機材、家庭動物の飼養に関する資材等を中心とした備蓄に努めるものとする。なお、備蓄物資の選定に際しては、過去の災害を踏まえ、地域特性や要配慮者、女性、子供（特に乳幼児）の避難生活や食物アレルギー等に配慮する。

イ　被災者に物資を迅速に提供するため、避難所への分散備蓄の推進や輸送体制の構築などに努める。

ウ　消費期限が短いなどの備蓄に適さない物資や、大量に必要となるもので全てを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保に努めるものとし、物資供給事業者等との協定締結の推進に努める。

エ　必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

（３）県における備蓄・調達体制の整備

県は、市町村が甚大な被害を受け、備蓄した物資の提供や調達が困難になった場合などに備え、広域地方公共団体として市町村を補完する立場から、「災害時の緊急物資等の備蓄に関する計画」により、物資の備蓄・調達体制の整備等に努める。

<資料編６－11　県の備蓄品目（防災危機管理部）>

ア　生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・その他生活必需物資・資機材を中心とした備蓄に努める。備蓄目標の設定に際しては、民間からの調達を組み合わせた上で、市町村を補完する立場から、備蓄量等を算定することにより、計画的な備蓄物資の整備を図るものとする。なお、備蓄物資の選定に際しては、過去の災害を踏まえ、要配慮者、女性、子供（特に乳幼児）の避難生活や食物アレルギー等に配慮する。

イ　備蓄品目の選定等に際しては、情報の寸断等により、ニーズの把握が困難な状況となる被災市町村に対して、要請を待たずに物資の供給を行う、いわゆる「プッシュ型」支援を想定し物資の

備蓄状況や集積拠点等について、県・市町村間の情報共有を図る。

ウ　被災地に物資を迅速に提供するため、平時からの備蓄物資に係る県・市町村間の情報共有や、県内13か所に備蓄拠点を分散し、相互補完による効果的な物資の支援体制を図るとともに、民間物流事業者との連携による輸送体制の構築に努める。

エ　消費期限が短いなどの備蓄に適さない物資や、大量に必要となるもので全てを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保に努めるものとし、関係事業者等との協定締結のさらなる推進に努める。

オ　必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

（4）帰宅困難者支援に係る備蓄

県及び市町村は、帰宅困難者等を一定期間受け入れるため、一時滞在施設を指定するとともに、受け入れた者に可能な範囲で食料や飲料水等を提供するための備蓄に努める。

（5）県及び市町村における災害時の物流体制の整備

民間からの調達や国や他都道府県からの支援により供給される大量の物資を迅速に目的地へ届けるためには、円滑な物流体制を構築することが重要であり、県及び市町村は、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

ア　県における物流体制

大規模災害時において、県は、市町村の要請等に基づき、又は災害の状況に応じ要請を待たずに、備蓄、民間からの調達又は国や他都道府県への要請等（国からの「プッシュ型」支援を含む）により必要な物資を確保し、市町村の指定する拠点まで物資を輸送する役割を果たす必要がある。

このため、「災害時における物流計画」に基づき、千葉県倉庫協会、千葉県トラック協会等民間物流事業者などと連携し、在庫管理及び払出し体制、輸送車両・機材・ノウハウの提供等、速やかに支援物資の管理供給体制を構築の上、「千葉県大規模災害時応援受援計画」により選定する広域物資拠点（一次物資拠点）において支援物資を円滑に受入れ、市町村物資拠点（二次物資拠点）へ迅速に輸送するものとする。

イ　市町村における物流体制

市町村は、指定した拠点へ搬入される物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給する役割を果たす必要がある。そのため、平時から物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、民間物流事業者、ＮＰＯ、住民団体等と連携して人員や資器材を確保する等の体制を整備するものとする。

また、市町村は、選定した集積拠点を県へ報告するものとする。

なお、物資の集積拠点を選定するに当たっては、公的な施設のみならず、民間物流事業者の管理する物流倉庫も検討する。

2　医薬品及び応急医療資機材等の整備（健康福祉部）

（1）災害用医薬品等の備蓄

災害時の医薬品及び衛生材料の供給を円滑に行うため、保健所（健康福祉センター）等に災害用医薬品等を備蓄し、迅速に対処できる体制を整備しているところである。

（令和5年1月1日現在）

備蓄数量	備蓄場所
３セット	習志野及び松戸の各保健所（健康福祉センター）
２セット	県庁薬務課、山武保健所（健康福祉センター）
１セット	市川、野田、印旛、香取、海匝、長生、夷隅、安房、君津及び市原の各保健所（健康福祉センター）八日市場及び鴨川の各地域保健センター

１セット：５００人分（県全体数量：22セット・11,000人分）

（2）応急医療資機材の備蓄

大規模災害時の円滑な医療救護活動の実施を図るため医療救護活動に必要な応急医療資機材を保健所（健康福祉センター）等に整備しているところである。

整　備　状　況	応急医療資機材の内容
県医療整備課(4セット)、習志野保健所(13セット)、市川保健所(16セット)、松戸保健所(23セット)、野田保健所(5セット)、印旛保健所(14セット)、印旛保健所成田支所(10セット)、香取保健所(5セット)、海匝保健所(5セット)、八日市場地域保健センター(5セット)、山武保健所(10セット)、長生保健所(5セット)、夷隅保健所(6セット)、安房保健所(10セット)、鴨川地域保健センター(5セット)、君津保健所(10セット)、市原保健所(10セット)	識別連絡表、蘇生・吸引・酸素吸入器、包帯、注射、輸液

＜資料編４－３　医薬品等＞

3　水防用資機材の整備（県土整備部）

洪水、溢水等の緊急事態に対処するため、次のように水防用資機材を整備している。これらの水防用資機材は、地震による堤防損壊、浸水対策をはじめ、道路復旧、がけ崩れ等にも対応できるよう整備に努める。

（1）水防用資機材

水防管理団体は、おおむね担当堤防延長２ｋｍについて１箇所の割合で、水防倉庫（木造33.3平方メートル程度)、その他資材そなえ付け場を設け（なるべく水防活動に便利な箇所を選ぶ)、資機材を備蓄するよう努める。

（参考）指定水防管理団体整備基準

品　　名	数　量	品　　名	数　量
土のう	3,000 俵	のこぎり	4 丁
な　わ	550 kg	か　ま	10 丁
シート	100 枚	お　の	5 丁
杉丸太　末口　3寸2.5間	10 本	ペンチ	3 丁
〃　2.0間	30 本	鉄　線（#8)	100 kg
〃　1.0間	200 本	〃　(#10)	100 kg
竹	15 本	かすがい	50 本
蛇　篭	20 本	大型照明灯	3 台
スコップ	30 丁	予備土砂	若干
掛　矢	10 丁		

（2）水防施設等

県（現地指導班）及び水防倉庫の数は次のとおり

ア　県倉庫３１か所（各土木事務所、その他）

イ　水防管理団体水防倉庫　１２２棟

第１１節　防災施設の整備

地震災害から県民の生命や財産を守るためには、災害応急対応を円滑に行うための防災センターや避難所等の各種防災施設等の整備が重要である。

そこで、県では、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に規定する「地震防災緊急事業五箇年計画」を策定し、その計画的な整備を進めている。

１　防災危機管理センターの整備（防災危機管理部）

県は、災害対策本部が迅速かつ円滑に機能するよう本部事務局室を常設し、最大約４日間の発電が可能な独自の自家発電設備を備えた防災危機管理センターを整備し、平成25年4月に運用を開始した。

２　防災センターの整備（防災危機管理部）

県は、平常時における県民の防災知識の普及啓発を図るとともに、大規模災害時における防災用資機材や食料の備蓄、搬送拠点として、西部防災センターの整備を図った。

なお、西部防災センターの概要は次のとおりである。

名　　称	西部防災センター
所　在　地	松戸市松戸558-3
敷地面積	10,000㎡
開館年度	平成10年度
延床面積等	鉄骨鉄筋コンクリート造２階建　　3,189㎡
展示施設等	地震体験装置、暴風雨体験装置、初期消火体験装置、 消防署への通報訓練装置、応急救護訓練装置、煙内避難体験装置、 総合シミュレーション、ダイヤルＱ＆Ａ、 災害（地震、風水害）、防災（火災）及び避難（煙災害）をテーマにした映像等
備蓄倉庫	260㎡

３　県消防学校における防災教育機能（防災危機管理部）

県は、地域防災力の中核を担う自主防災組織や企業の自衛防災組織などを対象に、実践的な訓練・研修を実施する防災研修センターを、新たな消防学校に整備し、平成31年4月に開設した。

なお、防災研修センターの概要は次のとおりである。

施　　設 （防災研修施設）	研修室（100 人用） 屋外研修場（約1,475 ㎡） 防災資料室（111.43 ㎡） 事務室、更衣室、託児スペース、駐車場 他
主な備品	消火訓練用資機材、がれき救助訓練用資機材、水防訓練用資機材、煙体験ハウス 他
主な研修対象者	県民、自主防災組織等、企業・自衛防災組織、市町村等

４　避難施設の整備（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、企業局、教育庁、市町村）

災害時における緊急の避難場所と、一定期間滞在して避難生活を送るための避難所とを区別して避難施設の整備を行う。

また、県及び市町村は、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

市町村は、災害対策基本法、政令及び府令、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（内閣府、令和４年４月改訂）、「災害時における避難所運営の手引き」により避難所等の選定を行い、県もその確保に協力することとする。

（１）指定緊急避難場所の指定等

ア　指定緊急避難場所の指定

市町村は、災害の種類ごとに、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所は、災害時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものとし、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周囲等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのない場所とする。

なお、津波が発生、又は発生するおそれがある場合に使用する施設については、想定される津波の水位以上の高さに避難スペースがあり、避難上有効な階段その他の避難経路を有するものを指定する。

また、市町村は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

市町村は、指定緊急避難場所を指定又は取消したときは、県に通知するとともに公示する。

指定緊急避難場所の指定を終えていない市町村については、速やかに指定を終えるよう努めるものとする。

イ　指定緊急避難場所の周知

県及び市町村は、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

ウ　誘導標識の設置

市町村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

県及び市町村は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

（２）指定避難所の指定等

ア　指定避難所の指定

市町村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れることが可能な構造又は設備を有し、災害による影響が比較的少なく、災害救助物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定避難所として指定し、住民への周知徹底を図る。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

市町村は、指定避難所を指定又は取消したときは、県に通知するとともに公示する。

県は、市町村から指定の通知を受けたときは、内閣総理大臣に報告する。

指定避難所の指定を終えていない市町村については、速やかに指定を終えるよう努めるものとする。

＜資料編５－７　各市町村における避難場所・施設の指定状況＞

イ　指定避難所の整備等

避難所等の整備等については、次の点に留意するものとする。

（ア）　施設の選定に当たっては、災害により重大な被害が及ばない耐震性、耐火性を確保し、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、対象地域の被災者を収容することが可能な構造又は設備を有するものの指定に努め、平常時から指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図る。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

（イ）　避難所に指定した建物については、必要に応じ、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、洋式トイレ、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器、空調、照明、テレビ・ラジオ等の避難生活の環境を良好に保ち、要配慮者にも配慮した設備の整備に努める。

なお、トイレ環境の整備に当たっては、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。

（ウ）　上記（イ）の設備を稼働させるために必要な電源や燃料の確保を図る。また、その際、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大や再生可能エネルギーの活用を含めたエネルギーの多様化に努める。

（エ）　避難所における救護所の施設整備に努める。

（オ）　避難所における公衆無線ＬＡＮ等の整備に努める。

（カ）　あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、避難所に要配慮者の入所できる福祉避難室用のスペースの確保について考慮するものとする。

（キ）　避難所に食料（アレルギー対応食品等を含む）、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、簡易ベッド、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、エルピーガスなどの非常用燃料の確保等に努める。

（ク）　避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、特別の配慮がなされた福祉避難所の指定に努め、要配慮者に配慮した資機材等の整備及び生活相談職員（おおむね１０人の要配慮者に１人）等の配置等に努める。

特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

また、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示し、平常時からその周知に努める。

（ケ）　福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

（コ）　間仕切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。

（サ）　市町村は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

（シ）　学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、事前に教育委員会等関係部局や地域住民等関係者との調整に努める。

（ス）　市町村は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

（セ）　感染症対策について、避難所で感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合は、ホテルや旅館の活用等を含めて検討し、可能な限り多くの避難所を確保するよう努める。

（ソ）　県及び市町村は、災害発生後に、避難所等において、被災者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

（タ）　市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、ＮＰＯ・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

（チ）　市町村は、保健師、福祉関係者、ＮＰＯ等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

（ツ）　市町村は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

（テ）市町村は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

（３）避難路の整備

市町村は、避難場所に安全に避難できるよう日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、避難路の安全性の点検及び避難誘導標識の設置等、適切な措置を講じておく。

（４）震災対策用貯水施設等の整備

市町村は、水道事業体等の協力を得て、本格的な応急給水が行えるまでの間の水を確保するため避難場所等に飲料水兼用型耐震性貯水槽、耐震性井戸付貯水装置又は防災用井戸の整備を行う。

なお、水道事業体は飲料水兼用型耐震性貯水槽の整備について、積極的に協力をするものとする。

（５）ヘリコプター臨時離発着場等の確保

情報収集や救助・救急活動、救援物資・人員搬送、高層建築物等における消防活動等、災害時に多岐にわたり大きな役割を果たすこととなるヘリコプターを有効に活用するためには、緊急時の離発着場の確保が重要であり、市町村は地域防災計画に位置付けその確保に努める。

特に、使用の際に混乱が予想される避難場所等の臨時離発着場については、避難住民の安全性等を考慮し避難場所等と臨時離発着場の区別等、所要の措置を講じる。

５　道の駅の防災機能強化（防災危機管理部、県土整備部、市町村）

県及び市町村は、災害時において地域住民や道路利用者、観光客へ安全・安心な場や災害情報の提供の場となり得る道の駅について、必要に応じて防災機能強化に努めるものとする。

第１２節　帰宅困難者等対策

平成２３年3月１１日に発生した東日本大震災では、県内で多くの帰宅困難者が発生し、帰宅しようと駅周辺に集まった人々が駅前に滞留した事例が多く見られ、行動の基本ルールが十分周知されていなかったことや、駅と市町村との情報連絡体制が不十分であったことにより、一部の駅周辺では混乱も生じた。

大規模震災により鉄道等の公共交通機関が運行に支障をきたした場合には、大量の帰宅困難者の発生が予想され、それらの人々が一斉に居住地に向けて帰宅行動を開始すると、火災や建物からの落下物により負傷するおそれや、救急・救助活動の妨げとなるなどの可能性がある。

このため、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会や九都県市首脳会議などにおける研究・検討を踏まえ、国や周辺都県、市町村等、関係機関との連携・協力体制を確立するとともに、千葉県防災基本条例に定めるところにより、県民、事業者がそれぞれの役割に応じた対策に努めるものとする。

１　帰宅困難者等

（１）帰宅困難者の定義

震災発生時の外出者のうち、地震の発生により交通機関の運行が停止した場合に、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人を「帰宅困難者」とする。

また、自宅までの距離が近く、徒歩による帰宅が可能な人を「徒歩帰宅者」とし、「帰宅困難者」及び「徒歩帰宅者」の両方を含めて「帰宅困難者等」とする。

（２）帰宅困難者の発生予想数

「平成２６・２７年度千葉県地震被害想定調査報告書」では、千葉県北西部直下地震の発生により、千葉県内での帰宅困難者（県民以外を含む）は最大約７３万６千人と、県外で帰宅困難者となる県民は約７４万１千人と予測される。また、県内の大規模集客施設では、１日当たりの平均来訪（利用）者を滞留者として設定すると、幕張メッセで約１万５千人、東京ディズニーリゾートで約８万６千人が帰宅困難者になると予測している。

２　一斉帰宅の抑制　（全庁、市町村）

（１）「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底

帰宅困難者対策においては、一斉帰宅行動の抑制が最も重要であるため、県及び市町村は、広報誌、ホームページ、ポスターなど様々な媒体を活用して「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図る。

また、千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会において、参加市町村、鉄道事業者、民間企業団体とも連携して定期的に一斉広報を実施する。

（２）安否確認手段の普及・啓発

一斉帰宅行動を抑制するためには、家族等との安否確認手段が確保され、かつ周知されていることが必要である。このため、県及び市町村は、災害用伝言ダイヤル１７１、災害用伝言板、災害用伝言板（ｗｅｂ１７１）、X（旧：ツイッター）・Facebook等のＳＮＳ、ＩＰ電話など、複数の安否確認手段について、平常時から体験・活用を通じて、災害時に利用してもらえるよう広報・啓発を行うとともに、企業や学校など関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。

（３）帰宅困難者等への情報提供

企業、学校など関係機関において従業員や児童生徒等を待機させる判断をすることや、個々人が望ましい行動を取るためには、地震情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を適切なタイミングで提供することが必要である。

このため、県及び市町村は、「むやみに移動を開始しない」ことの呼びかけ、地震に関する情報、被害情報、一時滞在施設の開設状況などについて、テレビ・ラジオ放送やホームページなどを活用して主体的に提供していく。

また、駅周辺ごとに市町村が事務局となり設立される駅周辺帰宅困難者等対策協議会においても、情報連絡体制及び提供方法を検討し、情報提供していく。

さらに、市町村や関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、防災ポータルサイト、ＳＮＳ、駅周辺の大型ビジョンやデジタルサイネージ※などを活用した情報提供についても検討・実施していく。

※　デジタルサイネージ：屋外、店頭、公共空間、交通機関、コンビニエンスストアなど、一般家庭以外の場所において、ネットワークに接続したディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するもの。

（4）企業、学校など関係機関における施設内待機のための対策

「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底するため、県及び市町村は、企業・学校など関係機関に対し、従業員等や児童生徒を安全に待機させるための耐震診断・改修、家具の転倒・落下・移動防止等の環境整備、従業員等との安否確認手段の確保・家族との安否確認手段の周知などの対策を要請する。

また、施設内待機方針や安否確認手段の従業者への周知、飲料水、食料、毛布などの備蓄について、企業は自らの準備に努めることとし、学校など関係機関については、家庭や地域と連携協力して準備に努めることとする。

3　帰宅困難者等の安全確保対策　（全庁、市町村）

（1）一時滞在施設の確保と周知

県及び市町村は、所管する施設から耐震性などの安全性を考慮したうえで、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者などを一時的に受け入れるための一時滞在施設を指定する。

民間施設については、市町村が当該事業者と協議を行い、事前に協定や覚書等を締結し指定する。

また、県及び市町村は、一時滞在施設の周知を図るとともに、施設における情報提供や物資の備蓄のあり方についても検討する。

（2）大規模集客施設や駅等における利用者保護の要請

大規模集客施設や駅等における利用者保護のため、県及び市町村は、あらかじめ駅周辺帰宅困難者等対策協議会などにおいて大規模集客施設や駅等の関係機関との情報連絡体制の整備を図る。また、震災の発生時に適切な待機や誘導が行われるよう要請する。

（3）企業、学校など関係機関における訓練実施の要請

県及び市町村は、企業・学校など関係機関に対し、従業員や顧客、児童生徒の混乱防止、誘導訓練、情報の収集伝達訓練、安否の確認及び情報発信訓練など、帰宅困難者等の発生を想定した訓練の実施を要請する。

4　帰宅支援対策　（防災危機管理部、市町村）

（1）帰宅支援対象道路の周知

県は、千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会において選定した帰宅支援対象道路について、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会における支援方策等の検討結果を踏まえ、周辺都県市と連携して周知を図る。

（2）災害時帰宅支援ステーションの確保と周知

県及び市町村は、九都県市首脳会議における協定締結事業者の確保と併せて、県内で店舗を経営する事業者との協定締結を進め、災害時帰宅支援ステーションを確保する。

また、災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、市町村や事業者と連携して、ホームページや広報誌などを活用した広報を実施する。

＜資料編１－12　災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書＞

＜資料編１－12　災害時における帰宅困難者支援に関する協定書＞

（3）搬送手段の確保

県は、障害者、高齢者、妊婦又は乳児連れの方など自力での徒歩が困難な特別搬送者について、関係機関と臨時バスやタクシーなどの確保に向けた検討を行い、搬送手段を確保するよう努める。

5　関係機関と連携した取組み　（防災危機管理部、市町村）

（1）千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会

市町村や交通事業者、大規模集客施設事業者や経済団体など関係機関の参画を得て設立した「千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会」を中心に、個人で準備・行動できることの普及・啓発を図るとともに、関係機関との連携を図りながら対策を検討・実施する。

（2）首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議

首都直下地震帰宅困難者等対策協議会で策定された帰宅困難者等対策ガイドラインの更新、帰宅困難者等搬送マニュアル（仮称）の作成、国、都県、市町村、関係機関、事業者等各構成員の対策の進捗状況の共有など、各機関における帰宅困難者等対策に係る調整や情報交換を行う。

（3）九都県市首脳会議（地震防災・危機管理対策部会）

ア　平常時から一人ひとりが行える対策として、災害用伝言ダイヤル・災害用伝言板サービスの啓発リーフレットの配布、ポスターの掲示、ホームページ等による普及・啓発活動を実施する。

イ　また、救急・救助活動が落ち着いた後にやむを得ず徒歩で帰宅する人々を支援するため、飲料水、トイレ、情報の提供などを内容とした協定を関係事業者等と締結し、「災害時帰宅支援ステーション」の確保を進める。

（4）駅周辺帰宅困難者等対策協議会

大量の帰宅困難者等の発生が予想される駅周辺においては、各駅周辺の地域事情等に鑑みた、実効性の高い対策を検討・実施していくことが必要である。

このため、市町村が事務局となり、県も参画する駅周辺帰宅困難者等対策協議会の設立を促進し、情報連絡体制の確立、一時滞在施設の確保、帰宅困難者等の安全確保、安全確保後の徒歩帰宅支援などのテーマを中心に対策を検討・実施していく。

6　大規模集客施設を管理する事業者及び鉄道事業者の取組み

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、平常時から利用者の保護に係る方針を定めておくとともに、震災発生時の施設内待機に係る案内や安全な場所への誘導手順についてもあらかじめ検討しておくよう努める。

第１３節　防災体制の整備

県は、大規模災害の発生時における迅速な初動体制や、国・他県等からの広域応援体制を構築するため、平時から県内市町村、国、他都道府県や県内外の防災関係機関、事業者等との連携を密にするとともに、災害対応業務のデジタル化や災害対策本部事務局機能の強化など、体制整備を行う。

また、大規模地震等の発生時には、県民の生命・財産を守り、生活の早期復旧を図ると同時に、行政サービスの提供を維持する必要があることから、業務継続計画に基づく行政機能の確保など体制整備に努めるものとする。

１　県の防災体制の整備（全庁）

（１）日ごろからの危機管理意識の醸成

県は、災害時にプロアクティブの原則（「疑わしいときは行動せよ」「最悪事態を想定して行動せよ」「空振りは許されるが見逃しは許されない」）に則り迅速に災害対応ができるよう、職員向けの訓練や研修について見直しを行うとともに、日ごろから、国や防災関係機関の研修を活用し、危機管理に係る知識、危機管理意識の醸成に取り組むものとする。

（２）県、市町村及び防災関係機関の連携の強化

県、市町村及び防災関係機関は、日ごろから、情報連絡員の役割について理解の共有を図るなど、情報共有や連携の強化を行う。

（３）災害対策本部の活動体制の整備

県は、大規模災害に迅速かつ円滑に対応した体制を整備するため、災害対策本部事務局体制を整備し、災害対策本部訓練等を行うことにより、習熟に努めるとともに、検証の結果、必要となる場合には、適宜体制の見直し等を図るものとする。

（４）情報連絡員やシステムを活用した活動体制の整備

県は、震度５弱の地震の発生や津波注意報又は津波警報が発表されるなど、大きな被害の発生が予想される段階から、あらかじめ対象市町村ごとに選定し派遣する情報連絡員や、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの技術を活用し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集するための体制を講じておくものとする。

また、災害対策本部支部や現地災害対策本部の円滑かつ効果的な運用方法等について、検討しておくものとする。

（５）災害対応経験者の活用

県は、災害対応が長期化した場合の災害対策本部事務局職員の交代要員や、被災市町村への応援派遣職員を確保するため、防災に関する知識・経験を有する職員をあらかじめ掲載した「県内被災市町村応援要員等名簿」を整備する。

（６）応援受援計画の策定

大規模災害が発生した場合には、自衛隊、消防、警察の救援部隊や医療救護活動、救援物資、ボランティアが全国から支援に入ってくることから、これらの支援を円滑に受け入れるための広域防災拠点をあらかじめ確保し、災害時に速やかに運用できる体制を整えておくために、県は「千葉県大規模災害時応援受援計画」を策定した。

県は、関係機関に対し、計画の周知を図るとともに、防災訓練等により検証を行い、実効性の確保に努めるものとする。

（７）ヘリコプターを活用した情報収集体制の整備

県は、情報収集の強化を図るため、県警や千葉市消防局など、関係機関と協議を行い、災害時の映像提供等の依頼手順などについて迅速な運用ができるようルールを明確化する。

（８）都道府県をまたがる広域応援体制の整備

県では、全国知事会による全都道府県を対象とした災害時の広域応援協定や、関東地方知事会による関東１都９県を対象とした協定、九都県市首脳会議による九都県市を対象とした協定、九都県

市首脳会議と関西広域連合との協定を締結しているが、これらの協定が大規模災害時に有効に機能するよう、運用方法の改善等をはたらきかけるとともに、平時からの連携を緊密にするよう努めるものとする。

また、県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度の活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

（9）広域避難者の受入体制の整備

県は、市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域支援要請又は受入れを円滑に行うための体制整備に努める。

(10) 事業者との連携

県は、円滑な応急対策の実施、災害復旧・復興のため、事業者との協定の締結等連携強化に努めるとともに、訓練等を通じて災害時の連絡先、要請手続等の確保を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

また、県は、地域社会の迅速な復旧を図るため、県内のライフライン事業者と県とで構成する千葉県ライフライン対策連絡協議会において、災害時の連携体制の確認等を行うものとする。

(11) 非常用電源の設置状況等の収集・整理

県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行う。

(12) 燃料の供給体制の整備

県及び市町村は、あらかじめ、石油販売業者と燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

(13) 男女共同参画の視点を踏まえた活動体制の整備

県及び市町村は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化するよう努める。

2　県の業務継続計画〔震災編（ＢＣＰ）〕（防災危機管理部）

県は、大規模地震等が発生した場合においても、県民の生命・財産を守り、生活の早期復旧を図るとともに、行政機能を維持する必要がある。このため、平成２２年５月に千葉県業務継続計画〔震災編（ＢＣＰ）〕を策定しており、その後も全国で発生している大規模災害の知見等を踏まえた計画の見直しを実施している。今後も、さらに実効性を高めるため、必要に応じ計画の見直しを適宜行っていく。

（1）業務継続計画の基本的な考え方

業務継続計画は、災害時に、職員等の資源に制約がある状況で、応急・復旧業務の迅速な遂行や重要な通常業務の継続により、県民の生命や生活を守り、被害の拡大や社会的混乱を最小限度に抑えるための計画である。

県の業務継続計画では、災害時における応急対策業務、継続性の高い通常業務及び優先度の高い復旧業務（以下、「災害時優先業務」という。）を特定するとともに、災害時優先業務の継続に必要な資源の確保・配分等を定めている。

（2）前提とする地震と被害想定

現計画では、千葉県での被害が最も大きいと予想される千葉県北西部直下地震を想定している。

（3）災害時優先業務

災害時優先業務は、本庁部局の業務について、県民生活や社会経済活動等への影響を評価して選定している。

（4）職員の参集予測

災害時優先業務の継続に必要な職員の確保・配分等を定めるため、勤務時間外に大地震が発生した場合、本庁部局に参集可能な職員数を、徒歩参集を前提として算出している。

3　市町村の業務継続計画（防災危機管理部、市町村）

（1）業務継続計画の策定

市町村は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

（2）策定に係る重要６要素

市町村は、業務継続計画の策定等に当たっては、特に以下の重要６要素（１１項目）について定めておくものとする。

ア　首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制

○首長不在時の代行順位を定めておく

○休日･夜間等における災害発生を想定し、災害応急対策の遂行に必要な職員を確保するための参集基準や参集範囲を定めておく

イ　本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

○災害対策本部を設置する庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎を特定しておく

ウ　電気・水・食料等の確保

○災害対策本部を設置し、応急対策を実施する庁舎用の非常用発電機の台数を具体的に定めておく

○非常時の電源確保について、代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低３日間）の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。（停電の長期化に備え、燃料販売事業者等との優先供給に関する協定の締結等も検討する）

○職員のために必要な水･食料等の備蓄量を具体的に定めておく

エ　災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

○災害時に必要な通信機器の種類を具体的に定めておく

オ　重要な行政データのバックアップ

○業務の遂行に必要となる重要な行政データを特定し、同時被災しないよう保管しておく

カ　非常時優先業務の整理

○大規模災害時に優先して実施すべき業務（非常時優先業務）を特定しておく

○非常時優先業務ごとの遂行体制（全庁的な役割分担、人員配置）を定めておく

○非常時優先業務の遂行が職員のみでは困難となる場合に備えるための、他の地方公共団体からの応援職員受け入れに関する規定（受援を調整する担当組織、派遣要請の手順、支援を要請する他団体の連絡先、応援職員を受け入れて実施する業務 など）を定めておく

（3）県の市町村業務継続計画策定支援

県は、市町村が業務継続計画を策定するに当たり、策定支援を行う。

第３章　災害応急対策計画

第１節　災害対策本部活動
１　県の活動体制　（地－３－４）
２　市町村の活動体制　（地－３－14）
３　指定行政機関等の活動体制　（地－３－14）
４　県災害対策本部等と国、市町村及び防災関係機関との連携　（地－３－15）
５　市町村支援　（地－３－15）
６　災害救助法の適用手続等　（地－３－16）
第２節　情報収集・伝達体制
１　通信体制　（地－３－20）
２　県における地震・津波に関する情報の収集と伝達　（地－３－23）
３　気象官署の地震・津波に関する警報及び情報　（地－３－24）
４　関係機関における措置　（地－３－29）
５　被害情報等収集・報告　（地－３－30）
６　災害時の広報　（地－３－35）
第３節　地震・火災避難計画
１　計画内容　（地－３－37）
２　実施機関　（地－３－37）
３　避難の指示等　（地－３－37）
４　避難誘導等　（地－３－38）
５　避難所の開設・運営　（地－３－39）
６　安否情報の提供　（地－３－41）
第４節　津波避難計画
１　津波警報等の伝達　（地－３－42）
２　住民等の避難行動　（地－３－42）
３　住民等の避難誘導　（地－３－43）
第５節　要配慮者等の安全確保対策
１　避難誘導等　（地－３－44）
２　避難所の開設、要配慮者への対応　（地－３－44）
３　福祉避難所の設置　（地－３－45）
４　避難所から福祉避難所への移送　（地－３－45）
５　被災した要配慮者等の生活の確保　（地－３－45）
第６節　消防・救助救急・医療救護活動
１　消防活動　（地－３－46）
２　救助・救急　（地－３－47）
３　水防活動　（地－３－49）
４　危険物等の対策　（地－３－49）
５　医療救護　（地－３－52）
６　航空機の運用調整等　（地－３－60）
第７節　警備・交通の確保・緊急輸送対策
１　千葉県警察災害警備実施計画　（地－３－61）
２　交通規制計画　（地－３－61）
３　交通規制の指針　（地－３－62）
４　緊急輸送　（地－３－63）
５　緊急通行車両の確認等　（地－３－64）
６　規制除外車両の確認等　（地－３－64）
７　交通情報の収集及び提供　（地－３－64）
８　震災発生時における運転者のとるべき措置　（地－３－65）
９　道路管理者の通行の禁止又は制限　（地－３－65）
10　道路啓開　（地－３－66）
11　交通マネジメント　（地－３―66）
12　航路等の障害物除去等　（地－３－66）
13　在港船舶対策計画　（地－３－67）

第８節　救援物資供給活動
1　応急給水　(地－３－68)
2　食料・生活必需物資等の供給体制　(地－３－70)
3　燃料の調達　(地－３－73)
4　電源車の配備　(地－３－73)
第９節　広域応援の要請及び県外支援
1　国等に対する応援要請　(地－３－74)
2　他都道府県等に対する応援要請　(地－３－74)
3　千葉県大規模災害時応援受援計画　(地－３－75)
4　県の市町村への応援　(地－３－78)
5　県による応急措置の代行　(地－３－78)
6　市町村間の相互応援　(地－３－78)
7　市町村の受援体制の整備　(地－３－79)
8　消防機関の応援　(地－３－79)
9　国土交通省所管の公共施設に係る相互応援　(地－３－79)
10　水道事業体等の相互応援　(地－３－79)
11　下水道施設に係る災害時支援　(地－３－80)
12　資料の提供及び交換　(地－３－80)
13　経費の負担　(地－３－80)
14　民間団体等との協定等の締結　(地－３－80)
15　海外からの支援受入れ　(地－３－80)
16　県外被災県等への支援　(地－３－80)
17　広域避難　(地－３－81)
18　広域一時滞在　(地－３－82)
第10節　自衛隊への災害派遣要請
1　災害派遣の要請　(地－３－83)
2　災害派遣の方法　(地－３－83)
3　災害派遣要請の手続等　(地－３－84)
4　知事への災害派遣の要請の要求　(地－３－85)
5　自衛隊との連絡　(地－３－85)
6　災害派遣部隊の受入体制　(地－３－86)
7　災害派遣部隊の撤収要請　(地－３－87)
8　経費負担区分　(地－３－87)
9　自衛隊の即応態勢　(地－３－87)
第11節　学校等の安全対策・文化財の保護
1　防災体制の確立　(地－３－88)
2　学用品の調達及び支給　(地－３－89)
3　授業料等の減免・育英補助の措置　(地－３－90)
4　学校給食の実施　(地－３－90)
5　文化財の応急対策　(地－３－90)
第12節　帰宅困難者等対策
1　一斉帰宅抑制の呼びかけ　(地－３－91)
2　企業、学校など関係機関における施設内待機　(地－３－91)
3　大規模集客施設や駅等における利用者保護　(地－３－91)
4　帰宅困難者等の把握と情報提供　(地－３－91)
5　一時滞在施設の開設及び施設への誘導　(地－３－91)
6　徒歩帰宅支援　(地－３－92)
7　帰宅困難者（特別搬送者）の搬送　(地－３－92)
第13節　保健衛生、防疫、廃棄物等対策
1　保健活動　(地－３－93)
2　飲料水の安全確保　(地－３－93)
3　防疫　(地－３－93)
4　死体の捜索処理等　(地－３－95)
5　動物対策　(地－３－97)
6　清掃及び障害物の除去　(地－３－97)

第14節　応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理
1　応急仮設住宅の供与等　(地－３－100)
2　被災建築物の応急危険度判定支援体制の整備　(地－３－101)
3　被災宅地危険度判定支援体制の整備　(地－３－101)
4　罹災証明書の交付体制の確立　(地－３－102)
第15節　液状化等によるライフライン関連施設等の応急復旧
1　水道施設　(地－３－103)
2　下水道施設　(地－３－104)
3　電気施設　(地－３－105)
4　ガス施設　(地－３－106)
5　通信施設　(地－３－108)
6　放送機関　(地－３－110)
7　工業用水道　(地－３－110)
8　道路・橋梁　(地－３－111)
9　交通施設　(地－３－112)
10　その他公共施設　(地－３－117)
第16節　ボランティアの協力
1　災害ボランティアセンターの設置　(地－３－118)
2　ボランティアの活動分野　(地－３－119)
3　ボランティアとして協力を求める個人、団体　(地－３－119)
4　ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ　(地－３－120)
5　災害時におけるボランティアの登録、派遣　(地－３－120)
6　ボランティア受入体制　(地－３－121)
7　災害ボランティアセンター運営スタッフ等の養成等　(地－３－122)
8　日本赤十字社千葉県支部防災ボランティア養成・研修計画　(地－３－122)

第１節　災害対策本部活動

大地震や大津波が発生した場合、人命損傷にとどまらず、家屋の倒壊や流失、火災、がけ崩れの発生、道路・橋梁の損壊、生活関連施設の機能障害など、県内の広い範囲にわたり大きな被害の発生が予想される。

このような被害の拡大を防止し、被災者の救援救護に全力を挙げて対処するため、県、市町村及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、迅速かつ的確な活動体制のもと災害応急対策に万全を期すことを目的とする。

１　県の活動体制（防災危機管理部）

県は、地震による災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、法令又は本計画の定めるところにより、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他防災関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する災害応急対策の実施を助け、かつ、総合調整を行う。

その際、全職員は、以下のプロアクティブ原則を基本理念とし、危機意識を共有して、行動するものとする。

・疑わしいときは行動せよ
・最悪事態を想定して行動せよ
・空振りは許されるが見逃しは許されない

上記の責務を遂行するため必要がある場合は、千葉県災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

また、国において緊急災害対策本部等を設置したときは、これと十分な連携を図りながら応急対策を進めるものとする。

県本部の組織及び運営は、「災害対策基本法」、「千葉県災害対策本部条例」及び「千葉県災害対策本部要綱」の定めるところによる。

なお、災害に対して迅速かつ円滑な対応を図ることができるよう作成した「千葉県災害発生時の応急対応マニュアル」により各職員がその内容を熟知するとともに、訓練等により検証し改善を行っていくこととする。

（１）災害対策本部設置前の初動対応

ア　情報収集体制

気象庁が県内の震度観測点で震度４を観測し、防災危機管理部長が必要と認めたとき、又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）若しくは同（巨大地震注意）及び北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき又は県内で長周期地震動の階級３以上が観測されたときは、防災対策課、関係部局及び関係出先機関は、次の措置を講ずる。

（ア）地震及び津波並びに気象に関する情報の収集及び伝達

（イ）被害状況の把握及び報告

イ　災害即応体制

（ア）気象庁が県内の震度観測点で震度５弱を観測したと発表したとき、又は気象庁が津波予報区の千葉県九十九里・外房、千葉県内房若しくは東京湾内湾に津波注意報若しくは津波警報を発表したとき、又は東海地震注意情報が発表されたとき、その他、被害が発生し、防災危機管理部長が必要と認めたときは、関係部局及び関係出先機関は、情報収集体制を強化する。

（イ）あらかじめ選定した職員を、対象市町村に情報連絡員として派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集する。

（ウ）防災対策課長は、被害状況の把握のため、防災関係機関から連絡員の派遣を得て、ヘリコプターによる上空からの確認等について調整する。

ウ　防災対策課長は、被害状況をとりまとめ、速やかに防災危機管理部長を経由して知事に報告す

る。

また、必要に応じ、国の機関、その他関係防災機関に同様の報告又は通報を行う。

エ　上記アからウについては、夜間、休日等の勤務時間外においても同様とする。

（2）県災害対策本部

千葉県災害対策本部の組織及び編成は「千葉県災害対策本部条例」及び「千葉県災害対策本部要綱」の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

ア　組織編成

【本　　部】

本部会議	本　部　長	知事
	副 本 部 長	副知事
	本　部　員	防災危機管理部長 （統括本部員） 総務部長 総合企画部長 地域防災担当部長 健康福祉部長 保健医療担当部長 環境生活部長 商工労働部長 農林水産部長 県土整備部長 会計管理者 企業局長 病院局長 教育長 警察本部長の指定する者
本部派遣職員		自衛隊、防災関係機関から本部長が派遣を求める者

本部事務局	事 務 局 長	防災危機管理部次長
	事務局次長	危機管理政策課長 防災対策課長 危機管理室長 災害・危機対策監 総務課長 人事課長 財政課長 市町村課長
	事務局職員	統制班 庶務班 情報班 応急対策班 応援受援班 被災者支援班 住家被害対応班 物資支援班 通信・システム班 広報班 現地派遣班 放射能事故対応班
本部連絡員		本部各部長の指名する者

部（12）　支部（12）　現地災害対策本部

【部及び支部の構成】

部	支部
総務部	千葉支部
総合企画部	東京支部
健康福祉部	葛南支部
環境生活部	東葛飾支部
商工労働部	印旛支部
農林水産部	香取支部
県土整備部	海匝支部
出納部	山武支部
企業部	長生支部
病院部	夷隅支部
教育部	安房支部
警察部	君津支部

＜資料編１－８　千葉県災害対策本部条例＞
＜資料編１－９　千葉県災害対策本部要綱＞

（ア）本部会議

a　本部長は、県の災害対策を推進するため、本部室において、本部長、副本部長、本部員で構成する本部会議を開催し、災害予防及び災害応急対策等に関する重要事項について審議決定する。

b　本部長は、上記ａの審議決定にあたり、必要に応じて防災関係機関に対して本部派遣職員の派遣を要請し、意見等を求めるものとする。

（イ）本部事務局

a　事務局長は、防災危機管理部次長をもって充てる。

b　事務局次長は、危機管理政策課長、防災対策課長、危機管理室長、災害・危機対策監、総務課長、人事課長、財政課長及び市町村課長をもって充てる。

c　本部連絡員及び事務局職員は、各部長が指名し、本部事務局に勤務する。

d　事務局の事務分掌等

事務局の事務を統制班、庶務班、情報班、応急対策班、応援受援班、被災者支援班、住家被害対策班、物資支援班、通信・システム班、広報班、現地派遣班、放射能事故対応班の１２班に分け、各班の班長は、事務局長が指名する。班員は、石油コンビナート災害などの複合災害に対応するため、石油コンビナート等防災本部事務局等との兼務をできるだけ避け、いかなる災害が同時多発的に発生した場合でも、迅速かつ機動的な応急対応が実行できるよう体制の強化を図る。

本部事務局の分掌事務は、「千葉県災害対策本部要綱」の別表第四のとおりとする。

なお、災害対策本部事務局の運営に当たっては、「千葉県災害発生時の応急対応マニュアル」によるものとする。

（ウ）本部派遣職員

本部派遣職員は、本部会議及び本部事務局との連絡調整にあたる。

（エ）部

a　部は、部長、副部長、班長及び班員をもって構成し、部が所掌する分掌事務を遂行する。

b　部及び班の分掌事務は、「千葉県災害対策本部要綱」の別表第三のとおりとする。

（オ）災害対策本部支部

a　支部は、支部長、副支部長、班長、支部連絡員、情報連絡員、各班連絡員及び班員をもって構成し、支部が所掌する分掌事務を遂行する。

b　支部長は、地域振興事務所長及び東京事務所長をもって充てる。

c　支部の分掌事務は、「千葉県災害対策本部要綱」の別表第六を基準とし、また運営については本部の運営方法を基準とし、かつ地域の実情等を勘案してあらかじめ支部長が定めておくものとする。

イ　現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めたときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

現地本部は、災害の現地を所管する県災害対策本部支部と連携し、災害の状況に応じた応急対策を迅速・機動的に実施する。

現地本部の組織編成、所掌事務及び設置場所は次のとおりとする。

（ア）組織編成

a　現地本部長は、県災害対策本部の副本部長、本部員、支部長又はその他の職員のうちから県災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

b　現地本部員は、県災害対策本部員の本部員、支部長又はその他の職員のうちから県災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

（イ）所掌事務

a　被害状況、応急対策実施状況の情報収集及び分析

b　市町村、関係機関との連絡調整

c　自衛隊の災害派遣について意見具申

d　本部長の指示による応急対策の推進

e　その他緊急を要する応急対策の実施

（ウ）設置場所

現地本部の設置場所は、災害現地又は市町村庁舎等とする。

ウ　県災害対策本部の設置又は廃止とその基準

知事は、災害応急対策を推進するため、次の基準により災害対策本部を設置する。

また、県災害対策本部を設置した後において、県の地域について災害の発生するおそれが解消し、又は災害応急対策が概ね完了したため、県災害対策本部を設置しておく必要がないと認めたときは、県災害対策本部を廃止する。

（ア）気象庁において県内震度を５強以上と発表したとき（自動設置）

（イ）気象庁が、津波予報区の千葉県九十九里・外房、千葉県内房、又は東京湾内湾に津波に関する特別警報（大津波警報）を発表したとき（自動設置）

（ウ）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき（自動設置）

（エ）内閣総理大臣が東海地震に係る警戒宣言を発表したとき（自動設置）

（オ）以下のa又はbに該当する場合で、総合的な対策を講ずるため、本部長が必要と認めたとき

a 特に大きな被害が発生したとき

b 大規模な停電・断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき

エ　県災害対策本部設置又は廃止の通報及び発表

知事は、県災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を国（総務省消防庁長官）及び市町村長に通報するほか、次に掲げる者のうち必要と認める者に通報する。

また、知事は、県災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を報道機関に発表する。

（ア）指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者

（イ）防災担当大臣（防災担当大臣がおかれていない場合にあっては内閣官房長官）、厚生労働大臣及び国土交通大臣

（ウ）隣接都県知事等

（エ）「九都県市災害時相互応援等に関する協定」に基づく「応援調整都県市」等

（オ）「震災時等の相互応援に関する協定」に基づく「応援拠点都県」及び「関東地方知事会」等
（カ）「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づく「幹事都県・副幹事都県」及び「全国知事会」等

オ　各組織の連絡方法

（ア）本部長の命令あるいは本部会議で決定した事項は、本部事務局長が本部連絡員を通じて各部及び各班に連絡するものとする。

（イ）各部及び各班で収集した情報又は、実施した対策等のうち、本部長あるいは他の各部及び各班が承知しておく必要がある事項は、本部連絡員を通じて速やかに本部事務局長に報告するものとする。

（ウ）上記（イ）により報告を受けた本部事務局長は、速やかにこれを本部長に報告するとともに、本部連絡員を通じて各部及び各班に伝達するものとする。

（エ）上記（ア）～（ウ）の規定は支部において準用する。

カ　関係機関に対する要請等

本部長は、災害の状況に応じ、関係機関に対して必要な措置を講ずるよう協力を要請し、又は本部と当該機関との連絡のための職員の派遣を要請するものとする。

キ　県本部の設置場所

県本部は、原則として県中庁舎６階防災危機管理センターに、被災状況によりその機能が維持できない場合は本庁舎５階大会議室に設置する。

また、政府現地対策本部等が設置される場合、本庁舎５階大会議室に設置する。

なお、県庁舎及び周辺地域の被災状況によりその機能が維持できない場合は、次に掲げる順位により地域振興事務所を設置場所として選定するが、知事の判断により、状況に応じて、その他の県有施設等に変更することができる。

第１位　　印旛地域振興事務所
第２位　　長生地域振興事務所
第３位　　東葛飾地域振興事務所

（３）県応急対策本部

ア　設置又は廃止とその基準

防災危機管理部長は、災害対策本部設置基準を満たさない場合で、応急対策を実施する上で必要と認めるときは、応急対策本部を設置する。

なお、応急対策本部設置後、災害対策本部設置基準を満たす場合には、「災害対策本部（本部長知事：災害対策本部第１配備から第３配備）」に移行する。

また、防災危機管理部長は、応急対策本部を設置した後において、県内において災害の発生するおそれが解消し、又は災害応急対策が概ね完了したため、応急対策本部を設置する必要がないと認めたときは廃止する。

イ　組織及び編成は、「千葉県応急対策本部設置要綱」の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

＜資料編１－10　千葉県応急対策本部設置要綱＞

【千葉県応急対策本部組織（地震・津波等）】



（4）職員の配備

ア　防災担当職員の待機体制

発災直後の災害情報収集や災害対策の調整を行うため、県庁及びその周辺に常時防災担当職員が待機し、迅速な初動体制の確立に努める。

イ　災害対策本部設置前の配備

地震災害に対処する県本部設置前の配備は、災害の状況等により次のとおりとする。

配備種別	配 備 基 準	配 備 内 容	配 備 を 要 す る 課 等
情報収集体制	1　県内で震度4を観測し、防災危機管理部長が必要と認めたとき。 2 南海トラフ地震臨時情報（ 調査中）又は、同（ 巨大地震注意）が発表されたとき（自動配備） 3　北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき（自動配備） 4　県内で長周期地震動の階級３以上が観測されたとき（自動配備）	災害関係課等の職員で情報収集連絡活動が円滑に行える体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。	【本庁】 防災対策課（※４） 【出先機関】 地域振興事務所（配備基準２，３が該当）（※３）
災害即応体制	1　県内で震度5弱（自動配備）。 2　県内で津波注意報又は津波警報（自動配備）。 3　東海地震注意情報（自動配備） 4　その他、被害が発生し、防災危機管理部長が必要と認めたとき。	情報収集体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。 なお、部局間の情報交換を行うため、「災害即応連絡会議」を開催する。 この場合、地域振興事務所等から対象市町村に対して情報連絡員を派遣する。 この際、必要に応じ本庁から情報連絡員を追加派遣する。	【本庁】（※３） 防災対策課　危機管理政策課　消防課　産業保安課 秘書課　総務課　管財課　学事課　政策企画課 報道広報課　水政課　交通計画課　健康福祉政策課　健康福祉指導課 児童家庭課 高齢者福祉課 障害福祉事業課　疾病対策課　医療整備課　環境政策課 水質保全課　経済政策課　農林水産政策課 団体指導課　担い手支援課　耕地課　森林課 水産課　漁港課　県土整備政策課　道路整備課 道路環境課　河川整備課　河川環境課 港湾課　都市計画課　市街地整備課　公園緑地課 下水道課　建築指導課　住宅課 企業局のうち局長が指定する課 病院局経営管理課 教育庁のうち教育長が指定する課 【出先機関】（※３） 地域振興事務所　保健所（健康福祉センター） 農業事務所　林業事務所　水産事務所 水産情報通信センター　漁港事務所 土木事務所　港湾事務所　北千葉道路事務所　一宮川改修事務所　ダム管理事務所　区画整理事務所　下水道事務所 企業局のうち局長が指定する出先機関 病院局のうち局長が指定する出先機関 教育庁のうち教育長が指定する出先機関 そのほかの機関は、地域の実情に応じて地域振興事務所長が定める。

※配備の特例措置 1　配備体制を強化する必要があると知事が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。 2　知事は、災害の発生が局地的である場合で、かつ、一部の地域において出先機関の活動の必要が認められないとき、又は活動の必要がなくなったと認められるときは、出先機関の長の意見を聴いて当該出先機関の配備を指令しないこと、又は配備を解くことができる。 3　本庁の一部の課及び出先機関においては、管轄する市町村が基準に達した場合に配備につく。 4　その他、各部局の基準と判断で必要な災害対応業務を実施するものとし、その詳細は資料編『震度4、気象警報等における災害対応機関一覧』に掲げるとおりである。
※議会事務局には、連絡のみ行う。

注）1　企業局、病院局、教育庁の配備を要する課等の把握は、それぞれ次の主務課において行う。
企業局：管理部総務企画課、病院局：経営管理課、教育庁：教育振興部保健体育課

2　各出先機関について、知事は被害状況に応じて近接の地域振興事務所管内に応援のための配備を求めることができる。

3　津波注意報又は警報が発表された場合については、沿岸地域を所掌する出先機関のみ配備につくものとし、当該津波予報区に属する出先機関の区分は次のとおりとする。

津波予報区に属する出先機関の区分

津波予報区	配備を要する出先機関
千葉県九十九里・外房	海匝、山武、長生、夷隅、安房地域振興事務所管内市町村を所管する各出先機関
千 葉 県 内 房	安房、君津地域振興事務所管内市町村を所管する各出先機関
東 京 湾 内 湾	葛南、君津地域振興事務所管内市町村及び千葉市、市原市を所管する各出先機関

※　津波予報区の千葉県九十九里外房は、千葉県の野島崎南端以東の太平洋沿岸をいい、千葉県内房は、千葉県の野島崎南端以西の太平洋沿岸及び富津岬西端以南の沿岸区域をいい、東京湾内湾は、千葉県の富津岬西端以北の東京湾沿岸、東京都、神奈川県の観音崎東端以北の東京湾沿岸をいう。

<資料編１－21　震度4、気象警報等における災害対応機関一覧>

ウ　災害対策本部設置後の配備

地震災害に対処する県本部設置後の配備は、災害の状況により次のとおりとする。

配備種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等
災害対策本部第１配備	1　県内で震度5強（自動配備） 2　県内で津波に関する特別警報（大津波警報）（自動配備） 3　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）（自動配備） 4　内閣総理大臣の警戒宣言（自動配備） 5　以下の（1）又は（2）に該当する場合で、総合的な対策を講ずるため、本部長が必要と認めたとき。 （1）特に大きな被害が発生したとき （2）大規模な停電・断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき	情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行える体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各部長又は支部長が定める。 この場合、支部等から対象市町村に対して情報連絡員を派遣する。	本部及び支部を構成するすべての県の機関
災害対策本部第２配備	1　県内で震度6弱（自動配備） 2　以下の（1）又は（2）に該当する場合で、本部長が必要と認めたとき。 （1）県下広範囲にわたる被害が発生したとき （2）局地的であっても被害が甚大であるとき	本部第１配備体制を強化し対処する体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各部長又は支部長が定める。 この場合、支部等から対象市町村に対して情報連絡員を派遣する。	本部及び支部を構成するすべての県の機関
災害対策本部第３配備	1　県内で震度6強（自動配備） 2　以下の（1）又は（2）に該当する場合で、本部長が、県の全組織を挙げて災害対応が必要と認めたとき。 （1）県下広範囲にわたる被害が発生したとき （2）局地的であっても被害が特に甚大であるとき	県の組織及び機能のすべてをあげて対処する体制とし、その所要人員は各所属職員全員とする。 この場合、支部等から対象市町村に対して情報連絡員を派遣する。	本部及び支部を構成するすべての県の機関

※配備の特例措置

1　配備体制を強化する必要があると知事が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。

2　知事は、災害の発生が局地的である場合で、かつ、一部の地域において出先機関の活動の必要が認められないとき、又は活動の必要がなくなったと認められるときは、出先機関の長の意見を聴いて当該出先機関の配備を指令しないこと、又は配備を解くことができる。

3　部長又は支部長は、災害の態様等により、その所掌する災害応急対策を講ずる上で支障がないと認められるときは、本部事務局長と協議の上、本部長の承認を得て、当該部又は支部の配備内容を変更し、又は配備を解くことができる。

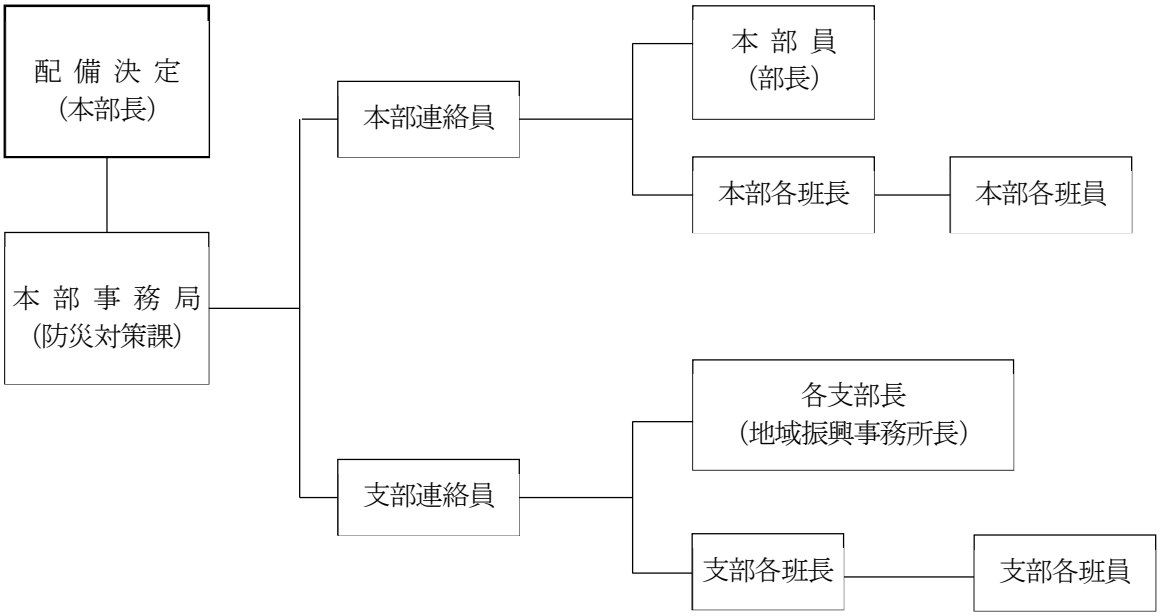
（５）職員の動員

ア　動員体制の確立

部長及び支部長は、それぞれの部又は支部内各班の動員系統、連絡の方法等をあらかじめ実状に即した方法により具体的に定めておくものとする。

イ　動員系統

職員の動員は、次の系統で伝達する。



ウ　動員の伝達方法

知事（本部長）の配備決定に基づく本部事務局（防災対策課）からの職員の配備指令の伝達は、原則として次の方法によるものとする。

（ア）勤務時間内

庁内放送、防災行政無線電話、職員参集メール

（イ）勤務時間外

電話又は職員参集メール

（ウ）配備指令の伝達結果の報告

配備に係る職員への連絡を担当する職員は、配備体制連絡の結果を防災対策課長に、災害対策本部設置後は、事務局長に行うこととする。

エ　職員参集等

（ア）初動対応職員

休日夜間等勤務時間外において災害対策本部を設置するような災害時に初動体制等を早期に確立するため、所属長は年度当初に勤務地又は指定された所属に必ず登庁する職員を指定するものとする。

初動対応職員は以下のとおりとする。

災害対策本部：本部員、部長、副部長、本部連絡員

災害対策本部支部：支部長、副支部長、班長又は所属長、支部連絡員、情報連絡員、各班連絡員

災害対策本部事務局：災害対策本部事務局職員

その他：災害即応体制に指定されている職員

注１）本部事務局職員、本部連絡員は本部の活動体制を早期に確立するため、原則として県庁から４ｋｍ圏内､特に事情がある場合には８ｋｍ圏内に居住する職員をもって充てる。

注２）支部連絡員及び情報連絡員は、支部の活動体制を早期に確立するため、可能な限り勤務地から４ｋｍ圏内に居住する職員をもって充てるよう配慮する。

（イ）臨時参集職員

原則として勤務地へ登庁するものとするが、道路の損壊や交通手段の途絶により、勤務地に速やかに登庁することが困難である場合は、県庁又は最寄りの地域振興事務所に参集するものとし、年度当初において所属長へ当該参集機関を申告する。

なお、勤務地以外に参集した職員は、本庁においては本部事務局長、出先機関においては参集先の機関の長の指揮命令のもとで災害対応を行う。

（ウ）自主登庁又は自主参集

本部及び支部を構成するすべての機関の職員は、災害の発生により電話等による伝達が不可能な場合、テレビ、ラジオ等による情報や周囲の状況から被害が著しく本部設置（災害対策本部第１配備以上）の参集基準に該当すると判断される場合は、自主登庁及び自主参集するものとする。

（エ）各部局の措置

県各部局は、震災時の活動体制の充実を図るため特に必要がある場合は、独自の参集方法を別途定めることができる。

オ　対応長期化に備えた体制

災害対応の長期化に備えて、災害対応従事者の健康を確保するため、ローテーション管理や物資・資機材の確保に努める。

２　市町村の活動体制（市町村）

市町村は、地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第１次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民の協力を得て、災害応急対策を実施する。

（１）責務

市町村は、災害時において、第１次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、市町村地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民の協力を得て、災害応急対策を実施する。

（２）活動体制

ア　組織、配備体制

市町村は、災害応急対策を遂行するため、あらかじめ地震災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定めておく。

その際、県、市町村一体となった体制がとれるよう、県地域防災計画に定める配備基準、配備内容等と十分整合を図る。

イ　災害救助法が適用された場合の体制

災害救助法が適用された場合は、救助実施市（その防災体制、財政状況その他の事情を勘案し、災害に際し円滑かつ迅速に救助を行うことができるものとして内閣総理大臣が指定する市をいう。以下同じ。）は、災害救助法に基づく救助事務を実施し、救助実施市以外の市町村は、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を実施又は知事が行う救助を補助する。

ウ　市町村間での応援体制

県下全市町村間で締結した「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、迅速・円滑に応援が行えるよう、体制を整備する。

＜資料編１－12　災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定＞

３　指定行政機関等の活動体制

（１）責務

ア　指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関

地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画及び県地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、

県、市町村及び他の防災関係機関の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な施策を講じる。

イ　防災上重要な施設の管理者

県の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者及びその他法令の規定による防災に関する責任を有する者は、地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画及び県地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、県及び市町村の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じる。

（2）活動体制

ア　組織等の整備

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者等はそれぞれの責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備及び服務の基準を定めておく。

イ　職員派遣

県災害対策本部長は、災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要があると認めるときは、指定地方公共機関等の長に対して、その所属職員を必要な場所に派遣するよう要請する。

4　県災害対策本部等と国、市町村及び防災関係機関との連携（防災危機管理部）

（1）政府現地対策本部

県は国が本県に現地対策本部を設置することを決定した場合は、県庁に受け入れる。その際、受入場所は本庁舎５階大会議室とする。

（2）内閣府等リエゾン

県は、（1）によらず、内閣府等からリエゾンが派遣された場合は県庁に受け入れる。その際、受入場所は中庁舎６階防災危機管理センターとする。

（3）災害対策本部会議等における情報共有

県は、災害の状況に応じ、県災害対策本部会議に指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び関係市町村の職員の出席を求め、災害状況、災害対策実施状況等情報の交換を行う。

また、実務者レベルでの関係機関連絡会議等を開催し、情報共有や対応方針の調整等を行う。

（4）現地関係機関に係る連絡調整

県又は市町村は、災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、合同調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。

（5）その他

国において緊急災害対策本部等を設置したときは、これと十分な連携を図りながら応急対策を進めるものとする。

5　市町村支援（防災危機管理部）

（1）情報連絡員の派遣について

県は、災害即応体制時から、あらかじめ選定した職員を、対象市町村に情報連絡員として派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集する。

その他、必要な事項については、千葉県情報連絡員運用要綱の定めによるものとする。

＜資料編１－22　千葉県情報連絡員運用要綱＞

（2）人的支援について

県は、市町村から職員派遣の要請があった場合、又は、情報連絡員が、市町村と協議し、その支援ニーズを把握した場合において、県職員等の迅速な派遣に努めるものとする。

（3）物的支援について

県は、市町村が甚大な被害を受け、物資の提供や調達が困難になった場合には、市町村からの要請や情報連絡員が把握した支援ニーズに基づき、食料及び燃料等の生活必需物資を確保し、迅速な

供給に努めることを原則とするが、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下したと推測される市町村に対しては、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需物資等を送り込む「プッシュ型」による物資の供給を行う。

6　災害救助法の適用手続等（防災危機管理部）

（1）災害救助法の目的

災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）は災害時において、応急的に必要な救助を行い、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とする。

（2）適用基準・条件等

ア　災害が発生した場合の適用基準

災害が発生した場合の適用基準は、災害救助法施行令第１条に定めるところによるが、県における具体的適用基準は次のとおりである。

（ア）住家が滅失した世帯の数が、当該市町村の区域内の人口に応じ、別表の基準１号以上であること。（法施行令第1条第1項第1号）

（イ）住家が滅失した世帯の数が、県内市町村の合計で２，５００世帯以上であって、当該市町村の区域内の人口に応じ、別表の基準第２号以上であること。（法施行令第1条第1項第2号）

（ウ）住家が滅失した世帯の数が、県内市町村の合計で１２，０００世帯以上であること、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、かつ多数の世帯の住家が滅失したものであること。（法施行令第1条第1項第3号）

（エ）多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたものであり、次の基準に該当すること。（法施行令第1条第1項第4号）

ａ　災害が発生し、又は発生するおそれがある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

ｂ　災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

イ　災害が発生するおそれがある場合の適用条件等

災害が発生するおそれがある場合の適用条件等は、災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、その所管区域になった場合で、現に救助を必要とするときに、市町村の区域（千葉市については、市又は区のいずれの地域も単位とすることができる。）を単位に行うものである。

＜資料編１－13　災害救助法の適用基準＞

（別表）市町村別災害救助法適用基準表（令和2年10月1日）

市町村名			人　口	被害世帯数		市町村名		人　口	被害世帯数	
				1号	2号				1号	2号
市部	千葉市	中央区	211,736	100	50	印旛郡	酒々井町	20,745	50	25
		花見川区	177,328	100	50		栄町	20,127	50	25
		稲毛区	160,582	100	50					
		若葉区	146,940	100	50					
		緑区	129,421	100	50	香取郡	神崎町	5,816	40	20
		美浜区	148,944	100	50		多古町	13,735	40	20
		計	974,951	150	75		東庄町	13,228	40	20
	銚子市		58,431	80	40	山武郡	九十九里町	14,639	40	20
	市川市		496,676	150	75		芝山町	7,033	40	20
	船橋市		642,907	150	75		横芝光町	22,075	50	25
	館山市		45,153	60	30					
	木更津市		136,166	100	50	長生郡	一宮町	11,897	40	20
	松戸市		498,232	150	75		睦沢町	6,760	40	20
	野田市		152,638	100	50		長生村	13,803	40	20
	茂原市		86,782	80	40		白子町	10,305	40	20
	成田市		132,906	100	50		長柄町	6,721	40	20
	佐倉市		168,743	100	50		長南町	7,198	40	20
	東金市		58,219	80	40					
	旭市		63,745	80	40	夷隅郡	大多喜町	8,885	40	20
	習志野市		176,197	100	50		御宿町	6,874	40	20
	柏市		426,468	150	75					
	勝浦市		16,927	50	25					
	市原市		269,524	100	50	安房郡	鋸南町	6,993	40	20
	流山市		199,849	100	50					
	八千代市		199,498	100	50					
	我孫子市		130,510	100	50					
	鴨川市		32,116	60	30					
	鎌ケ谷市		109,932	100	50					
	君津市		82,206	80	40					
	富津市		42,465	60	30					
	浦安市		171,362	100	50					
	四街道市		93,576	80	40					
	袖ケ浦市		63,883	80	40					
	八街市		67,455	80	40					
	印西市		102,609	100	50					
	白井市		62,441	80	40					
	富里市		49,735	60	30					
	南房総市		35,831	60	30					
	匝瑳市		35,040	60	30					
	香取市		72,356	80	40					
	山武市		48,444	60	30					
	いすみ市		35,544	60	30		合　計	6,284,480		
	大網白里市		48,129	60	30					

注）１　１号とは災害救助法施行令第１条第１項第１号の災害（当該市町村の被災世帯数のみで判断）をいい、２号とは同令同条同項第２号の災害（都道府県－本県は2,500世帯－と市町村の被災世帯数で判断）をいう。

２　被害世帯数は全壊世帯数をいい、半壊（焼）世帯、床上浸水世帯は、それぞれ２世帯、３世帯をもって、全壊世帯１世帯と換算する。

３　人口は令和２年国勢調査（総務省）による。

（３）救助の実施機関

ア　知事は、災害時において、県内（救助実施市を除く）に災害救助法を適用する場合は、国からの法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会秩序の保全を図る。

イ　知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を市町村長（救助実施市の長を除く。）が行うこととすることができる。

ウ　市町村長（救助実施市の長を除く。）は、上記イにより行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助するものとする。

エ　救助実施市（千葉市）は、その区域内に災害救助法を適用する場合は、救助の実施主体としてアの事務を行い、救助実施市を含む複数の県内市町村に災害救助法が適用された場合、知事は救助において必要となる物資の供給又は役務の提供が適正かつ円滑に行われるよう、救助実施市の長その他の関係者との連絡調整を行う。

（４）救助の種類

災害救助法に基づく救助は、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助を行う。

ア　災害が発生した場合の救助

（ア）避難所及び応急仮設住宅の供与

（イ）炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

（ウ）被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

（エ）医療及び助産

（オ）被災者の救出

（カ）被災した住宅の応急修理

（キ）学用品の給与

（ク）埋葬

（ケ）死体の捜索及び処理

（コ）災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

イ　災害が発生するおそれがある場合の救助

（ア）　避難所の供与

（５）被災世帯の算定基準

ア　被災世帯の算定

住家の滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半焼する等著しく損傷した世帯は２世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は３世帯をもって、それぞれ住家の滅失した１世帯とみなす。

イ　住家の滅失等の認定

（ア）住家が滅失したもの

居住のための基本的機能を喪失したもので、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延面積の７０％以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が、住家全体の５０％以上に達した程度のもの

（イ）住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの

住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延面積の２０％以上７０％未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が住家全体の２０％以上５０％未満のもの

（ウ）住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもので、（ア）、（イ）に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

ウ　世帯及び住家の単位

（ア）世帯

生計を一にしている実際の生活の単位をいう。

（イ）住家

現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって１住家として取り扱う。

（６）災害救助法の適用手続

ア　市町村（救助実施市を除く）

（ア）災害に対し、市町村における災害が、（２）アの災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、当該市町村長は、直ちにその旨を知事（本部事務局）に報告する。

（イ）災害状況の把握及び報告については、「災害救助の手引き」に基づき行うこととする。

（ウ）災害救助法施行細則（昭和23年千葉県規則第19号）第５条の規定により、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないとき、市町村長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。

イ　県

（ア）知事は、市町村長からの報告又は要請、国からの連絡、その他県が把握した被害状況等に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに適用を決定し、災害救助法に基づく救助の実施について、当該市町村長及び県各部局に指示するとともに、内閣総理大臣に通知又は報告するものとする。

（イ）災害救助法を適用及び適用を終了したときは、速やかに告示するとともに、県ホームページ等により広報を行うものとする。

（７）救助の程度、方法及び期間等

災害救助法が適用された場合の応急救助の程度、方法及び期間等については、災害救助法施行細則別表第一によるものとする。

なお、災害救助法施行細則別表第一により救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

＜資料編１－14　災害救助法による救助の程度、方法及び期間一覧表＞

第２節　情報収集・伝達体制

地震や津波の被害を最小限にとどめるためには、地震の規模や予想される津波高等の情報を一刻も早く地域住民や海水浴客等に伝達することが必要である。特に避難行動要支援者への伝達に万全を期する必要がある。また、円滑な応急対策活動を実施するため各防災機関は、緊密な連携のもと、災害に関する情報を的確かつ迅速に把握する体制を整える必要がある。

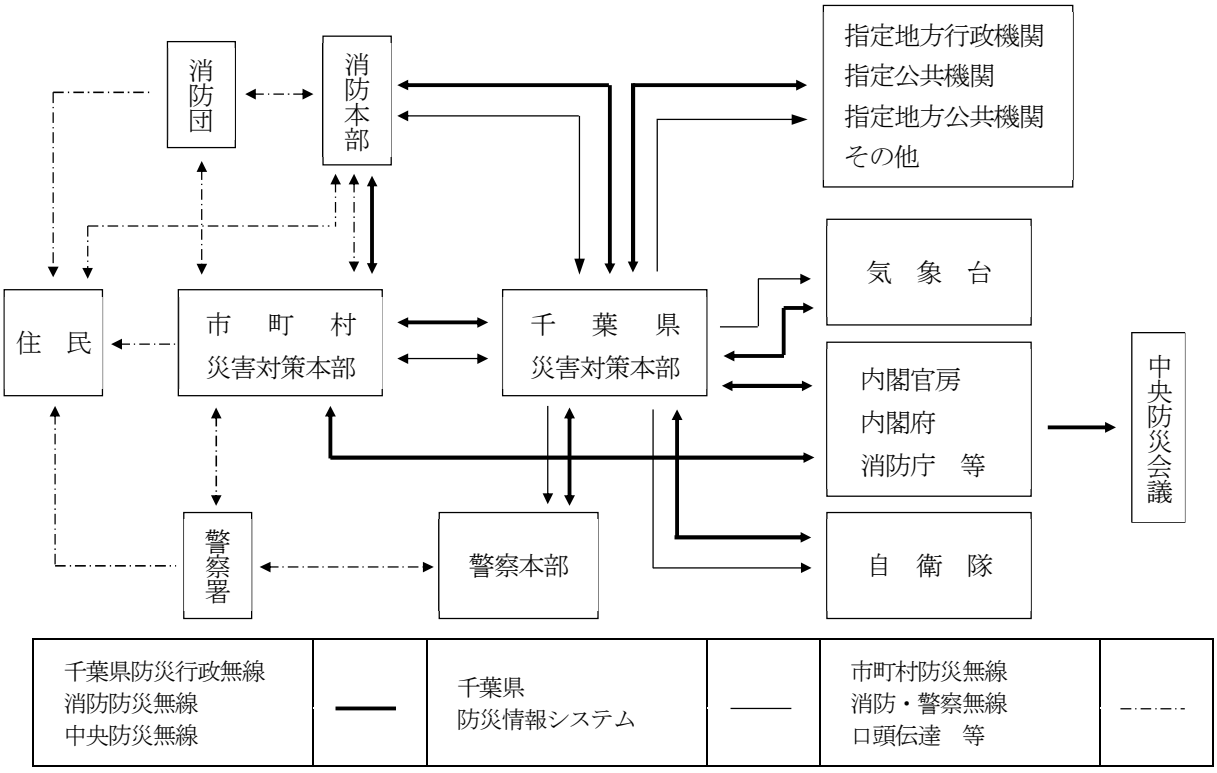
１　通信体制（全庁）

災害時における地震情報等防災情報の伝達、及び被害状況等の収集その他災害応急措置等についての通信は、次により行うものとする。

（１）通信連絡系統図

震災時の情報連絡の流れは次のとおりである。

通信連絡系統



＜資料編３－５　千葉県防災行政無線通信施設＞

＜資料編３－14　千葉県防災情報システム端末装置設置機関＞

（2）通信連絡手段

区　分	方　　法
県	1　千葉県防災行政無線及び千葉県防災情報システムを主体に、東日本電信電話㈱の加入電話（災害時優先電話の利用を含む。）、衛星携帯電話をはじめ、各電気通信事業者の携帯電話・携帯メールや全県移動系無線、防災相互通信用無線のほか、各種機関が保有する通信施設の活用（非常通信）により、市町村、県出先機関、警察、消防本部及び防災関係機関と情報連絡を行う。 2　千葉県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）及び消防庁消防防災無線等により、消防庁へ報告等を行う。なお、内閣総理大臣官邸及び非常災害対策本部と県災害対策本部との間に中央防災無線網（緊急連絡用回線）を確保している。
市町村	1　千葉県防災行政無線又は千葉県防災情報システム等により県本部と直接情報連絡を行う。 2　千葉県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）等により、総務省消防庁へ緊急時の報告を行う。 3　保有する同報無線等を中心に、市町村の各機関、県及び指定地方行政機関等の出先機関、管内の公共的団体等との間に通信連絡系統を整備し、災害時の通信を確保する。 4　緊急を要する通信を確保し、又は有線通信の途絶に対処するため、非常（緊急）通話若しくは非常（緊急）電報及び非常通信を活用するよう東日本電信電話㈱及び各施設管理者の協力を確保しておく。
県警察	警察無線、警察電話及び各種通信連絡手段を活用して、県内各警察署及び各防災関係機関と情報連絡を行う。
消防本部	1　消防無線等を活用して消防署、消防団等各消防関係機関と情報連絡を行う。 2　千葉県防災行政無線等により、県本部と直接情報連絡を行う。
その他の防災機関	1　それぞれの通信連絡系統のもと、無線通信及び各種の連絡手段により通信連絡を行う。 2　千葉県防災行政無線等により、県本部と直接情報連絡を行う。

（3）災害時における千葉県防災行政無線の取扱い及び利用の調整

ア　通信回線の監視

県庁統制室では、通信回線の使用状況を常に監視し、輻輳状況を把握するものとする。

イ　通信の統制

通信が輻輳し、情報及び指示指令の受伝達に支障を及ぼすと判断された場合は、千葉県防災行政無線運用規程の定めるところにより、統制管理者は通信の統制を行うものとする。

ウ　災害用通信の優先

統制中の通信は、災害用通信を最優先するものとし、その他の通信は、これを阻害しない範囲内で取扱うものとする。

エ　災害現地等との通信

災害現地等との通信が困難な場合は、状況に応じ、衛星通信車、可搬型地球局及び全県移動局等を現地に搬入し、通信確保に努めるものとする。

（4）ＮＴＴ「災害時優先電話」及び「非常・緊急電報」

ア　災害時優先電話

災害時における迅速な通信連絡を確保するため、県及び市町村等は、あらかじめ東日本電信電話㈱に対し、電話番号を指定し届出て災害時優先電話としての承認を受けておくものとする。

イ　非常・緊急電報

非常電報又は緊急電報を発信するときは、東日本電信電話㈱に依頼することとし、非常扱い電報（緊急扱い電報）である旨を告げるものとする。

（5）災害時における一般加入電話の調整

災害時における一般加入電話の円滑な運用を期するため、災害対策本部長は、出先機関の長と協議して通信系統の調整を図るものとする。

（6）通信施設が使用不能の場合における他の通信施設の利用

非常災害時において各防災関係機関は、それぞれの通信系が被災により不通となった場合、又は著しく通信が困難となった場合は、次に掲げる機関所属の無線局を利用し災害に関する通信の確保を図る（災害対策基本法第57条、災害救助法第11条、水防法第27条、電波法第52条）。

ア　県の無線通信施設（千葉県防災行政無線を除く）

＜資料編３－６　千葉県の無線通信施設(防災行政無線を除く）＞

イ　関東地方非常通信協議会の構成機関である次の機関の通信施設

（ア）警察通信施設　＜資料編３－７　警察通信施設＞

（イ）国土交通省関係通信施設　＜資料編３－８　国土交通省関係通信施設＞

（ウ）海上保安部通信施設　＜資料編３－９　海上保安部通信施設＞

（エ）日本赤十字社通信施設　＜資料編３－10　日本赤十字社通信施設＞

（オ）東日本電信電話（株）通信施設

（カ）東京電力グループ通信施設　＜資料編３－11　東京電力グループ通信施設＞

（キ）日本放送協会千葉放送局通信施設

（ク）東京ガス（株）／東京ガスネットワーク（株）通信施設

＜資料編３－12　ＮＨＫ千葉放送局・東京ガス（株）／東京ガスネットワーク（株）通信施設＞

ウ　上記以外の機関又は個人の無線通信施設

（7）すべての通信施設が途絶した場合における措置

すべての通信施設が途絶した場合は、当該施設が直ちに復旧できる見込みである場合を除き、使者をもって連絡するものとする。

（8）被災通信施設の応急対策

ア　通信施設の所有者又は管理者は、通信施設の応急対策について計画を立てておくものとする。

イ　通信施設に被害を受けたときは、速やかに復旧に努めるとともに、他の通信施設の所有者又は管理者は、当該被災通信施設の機関の業務の通信について積極的に協力するよう努めるものとする。

（9）非常通信の利用方法

ア　取扱対象用件

（ア）人命の救助に関するもの。

（イ）天災の予報（主要河川の水位を含む）及び天災その他の災害の状況に関するもの。

（ウ）緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関するもの。

（エ）電波法第７４条第１項の規定に基づく実施の指令に関するもの。

（オ）非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限、その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの。

（カ）暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの。

（キ）非常災害時における緊急措置に関するもの。

（ク）遭難者救護に関するもの。

（ケ）非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの。

（コ）鉄道路線、道路、電力設備、電信電話回路の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの。

（サ）中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に受発する災害救援その他緊急措置に関すること。

（シ）災害救助法第７条及び災害対策基本法第７１条第１項の規定に基づき知事から医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。

イ　非常通報の発信資格

非常通報は無線局の免許人が自ら発受するほか、次に掲げる者からの依頼に応じて発受するものとし、この場合は「非常」の旨を表示して差し出すものとする。

（ア）官公庁（公共企業体を含む）

（イ）中央防災会議及び同事務局並びに非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部

（ウ）日本赤十字社

（エ）消防長会及び消防協会

（オ）電力会社

（カ）地方鉄道会社

ウ　取扱費用

非常通報はなるべく無料として取扱う。

エ　非常通信文

電報頼信紙その他適宜の用紙に、下記の順序で電報形式又は文書形式（通常の文書体で記載するもの）で書き、次の事項を記載すること。

（ア）あて先の住所氏名（又は名称、職名）及び電話番号

（イ）種類（文書形式のものは「非常」電報形式のものは「ヒゼウ」と記載すること。）

（ウ）本文

一通の本文の字数は、２００字以内、通常の文書体の場合は、カタカナに換算してなるべく２００字以内であること。ただし、通数には制限はないものとする。

（エ）通報文の余白に発信者の住所、氏名及び電話番号を記載すること。

オ　依頼方法

最寄りの無線局（国、県、警察及び民間等の無線局）に非常通報を持参して依頼すること。

ただし、急を要する場合は電話で依頼することもできる。なお、非常災害発生のおそれがある場合はあらかじめ無線局と緊密な連絡をとっておくこと。

(10) 関東地方非常通信協議会

非常災害時の有線電話途絶時等において、災害情報の収集・伝達等に係る非常通信の円滑な運営を期することを目的として、県内の無線施設を有する県内の官公民機関及びこれを利用する地方公共団体等で組織されている。（事務局：関東総合通信局無線通信部陸上第二課）

協議会においては平素から、非常通信の運用の計画及び実施、非常通信の訓練の計画及び実施、また非常通信に関する研究等に努めており、災害時の通信確保に万全を期している。

２　県における地震・津波に関する情報の収集と伝達

（１）震度情報の収集

地震発生時の初動体制を迅速に確立するため、震度計から震度情報を自動で収集する、千葉県震度情報ネットワークシステムを運用している。

本システムでは、県内全市町村の８１観測点で観測された震度情報が、防災行政無線等の回線を経由して、県庁に設置されている震度情報ネットワークサーバに自動的に収集される。

収集された震度情報は、県災害対策本部の応急対策における意思決定支援に活用される。

（２）震度情報の伝達

本システムで観測される震度情報については、自動的に気象庁に伝達され、気象庁が発表する震度速報等に利用される。

また、震度４以上が観測された場合は、消防救急活動の広域応援のための参考情報として、消防庁にも自動伝送される。

（３）地震被害予測システムによる被害予測

震度情報ネットワークシステムで収集した震度情報等を基に、地震発生直後に震度分布や人的被害、建物被害等を推計し、県災害対策本部において活用するほか、県内市町村へ配信する。

（４）津波浸水予測システムによる予測

国立研究開発法人防災科学技術研究所が整備したS-netで観測した水圧データ等を基に、九十九里・外房地域を対象に津波浸水域等を予測し、県災害対策本部において活用するほか、気象庁の予報業務許可を取得した地域の市町村へ配信する。

３　気象官署の地震・津波に関する警報及び情報

（１）情報等の発表

ア　地震情報

（ア）緊急地震速報（警報）

ある地域で最大震度５弱又は長周期地震動階級３以上を予想した時に発表する。発表対象地域は、震度４又は長周期地震動階級３以上を予想した地域となる。千葉県の地域名は、北西部、北東部、南部で発表する。

（イ）震度速報

地震発生約１分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの検知時刻を速報する。
千葉県の地域名は、北西部、北東部、南部で発表する。

（ウ）震源に関する情報

震度３以上で発表する（津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない。）。

地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加する。

（エ）震源・震度情報

以下のいずれかを満たした場合に発表する。

・震度１以上。
・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される時
・緊急地震速報（警報）発表時

地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度１以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度３以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。

震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。

（オ）その他の情報

顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表する。

（カ）推計震度分布図

震度５弱以上の地震を観測したときに発表する。

観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表する。

（キ）長周期地震動に関する観測情報

長周期地震動階級1以上を観測したときに、１０分程度で発表する。

（ク）遠地地震に関する情報

国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等に発表する。

・マグニチュード7.0以上。

・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合。（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。）。

地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表する。（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から１時間半～２時間程度で発表している。）

日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表する。

（ケ）各情報に用いる震度について

各情報の作成に用いる千葉県内の震度は、千葉県（74ヶ所）、気象庁（20ヶ所）、防災科学技術研究所（13ヶ所）、千葉市（4ヶ所）、松戸市（1ヶ所）により設置された震度計のデータを用いている（令和４年１１月２４日現在）。

イ　津波関係

（ア）警報・注意報

津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約３分を目標に、予想される津波の高さに応じて、大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表する。

千葉県は、津波予報区の千葉県九十九里・外房、千葉県内房、及び東京湾内湾に属している。

＜津波警報等の種類と発表される津波の高さ等＞

<table>
<tr><th rowspan="2">種類</th><th rowspan="2">発表基準</th><th colspan="2">発表される津波の高さ</th><th rowspan="2">想定される被害と
取るべき行動</th></tr>
<tr><th>数値での発表
（津波の高さ予想の区分）</th><th>巨大地震の
場合の発表</th></tr>
<tr><td rowspan="3">大津波警報＊</td><td rowspan="3">予想される津波の最大波の高さが高いところで３ｍを超える場合</td><td>１０m超
（10m＜予想される津波の最大波の高さ）</td><td rowspan="3">巨大</td><td rowspan="3">木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。
沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
警報が解除されるまでは安全な場所から離れない。</td></tr>
<tr><td>１０m
（5m＜予想される津波の最大波の高さ≦10m）</td></tr>
<tr><td>５m
（3m＜予想される津波の最大波の高さ≦5m）</td></tr>
<tr><td>津波警報</td><td>予想される津波の最大波の高さが高いところで１mを超え、３m以下の場合</td><td>３m
（1m＜予想される津波の最大波の高さ≦3m）</td><td>高い</td><td>標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。
沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
警報が解除されるまでは安全な場所から離れない。</td></tr>
</table>

津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで０．２m以上、１m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	１m (0.2m≦予想される津波の最大波の高さ≦1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまでは海に入ったり海岸に近づいたりしない。

＊　大津波警報は特別警報に位置づけられている。

（イ）津波情報

津波警報等を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを併せて発表する。

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表。 ［発表される津波の高さの値は、地-3-26「津波警報等の種類と発表される津波の高さ」を参照］
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表する。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表する。（※１）
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表する。（※２）

（※１）津波観測に関する情報の発表内容について

・沿岸で観測された津波の第一波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。

・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	観測された津波の高さ	内容
大津波警報	1m超	数値で発表
	1m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

（※２）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

・沖合で観測された津波の第一波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。

・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）及び「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

・沿岸からの距離が100㎞を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	内容
大津波警報	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	（すべての場合）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

・津波情報の留意事項等

① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。

・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③ 津波観測に関する情報

・津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④ 沖合の津波観測に関する情報

・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。

・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

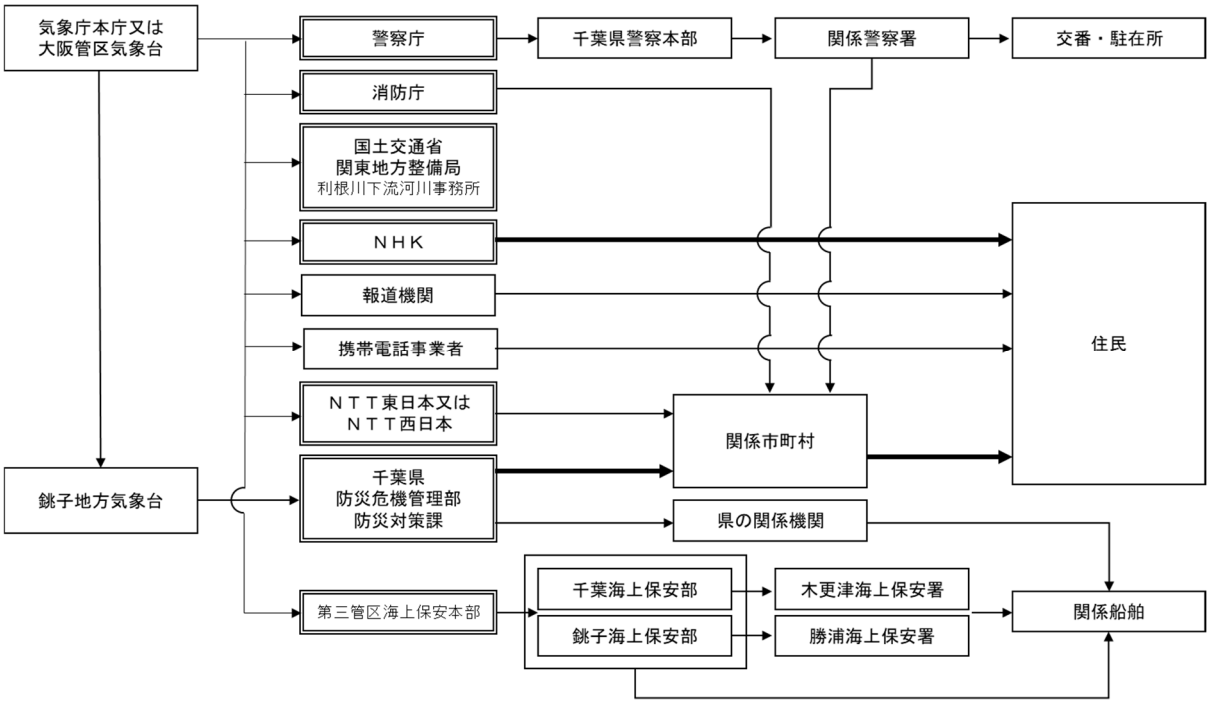
（ウ）津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

発表基準	内　　容
津波が予想されないとき （地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を地震情報に含め発表する。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する。

（2）受伝達系統等

津波警報等伝達系統図



1　二重枠で囲まれている機関は気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。

2　太線矢印の経路は、気象業務法第15 条の２によって、特別警報通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

3　銚子地方気象台から千葉県庁への伝達は、「気象情報伝送処理システム（アデス）」等により行う。

4　障害等により上記３の通信経路が途絶した場合には、代替経路として、千葉県防災行政無線及びNTT公衆回線等で行う。

※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者から関係するエリアに配信される。

4　関係機関における措置（防災危機管理部、警察本部、市町村）

区　分	内　　容
県	防災危機管理部は、災害原因に関する重要な情報及び注意報・警報について、気象庁、各部局、市町村、その他関係機関から通知または通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに関係のある県各部局、市町村、防災関係機関等に通報する。
市町村	市町村は、災害原因に関する情報及び重要な注意報・警報について県、警察署又は東日本電信電話㈱から通知または通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに警察、消防等の協力を得て、住民に周知させるとともに、管内の公共的団体等や自主防災組織等に周知する。住民もしくは警察官又は海上保安官から異常現象の通報を受けた場合は気象庁（銚子地方気象台）その他関係機関に通報する。
県警察	1　津波を始めとした気象警報等の通報を受けた警察本部長は、知事から要請があった場合、警察署長を通じて市町村長に伝達する。 2　警察署長は、異常現象を認知したとき、又は異常現象を発見した者から通報を受けたときは、直ちに関係市町村に通報する。
消防本部	各消防本部は、気象庁からの津波警報等及び地震に起因する水防情報を収集した場合、直ちに消防署・消防団に通報、住民に周知する。
関東地方測量部	関東地方測量部は、災害時に被災状況等を把握するため、地理空間情報及び地殻変動情報を提供する。
銚子地方気象台	銚子地方気象台は、気象業務法に基づき、津波警報等を県、県警、ＮＨＫ千葉放送局、関係機関に通報する。
海上保安庁	気象業務法に基づいて気象台から伝達された各種警報を航海中及び入港中の船舶に通報する。
東日本電信電話㈱	気象業務法に基づいて気象台から伝達された各種警報を市町村及び関係機関に通報する。
放送機関	気象台から情報等の通知を受けたときは、速やかに放送を行うよう努めるものとする。
その他防災機関	県、気象台その他関係機関から通報を受けた重要な情報、注意報、警報については直ちに所属機関に通報する。

＜資料編３－１　気象庁観測所一覧表＞
＜資料編３－２　ＪＲ東日本千葉支社雨量観測箇所＞
＜資料編３－３　千葉県水防テレメータ観測所一覧表＞
＜資料編３－４　海象観測所一覧表＞
＜資料編３－16　災害時に国土地理院が提供する地理空間情報＞

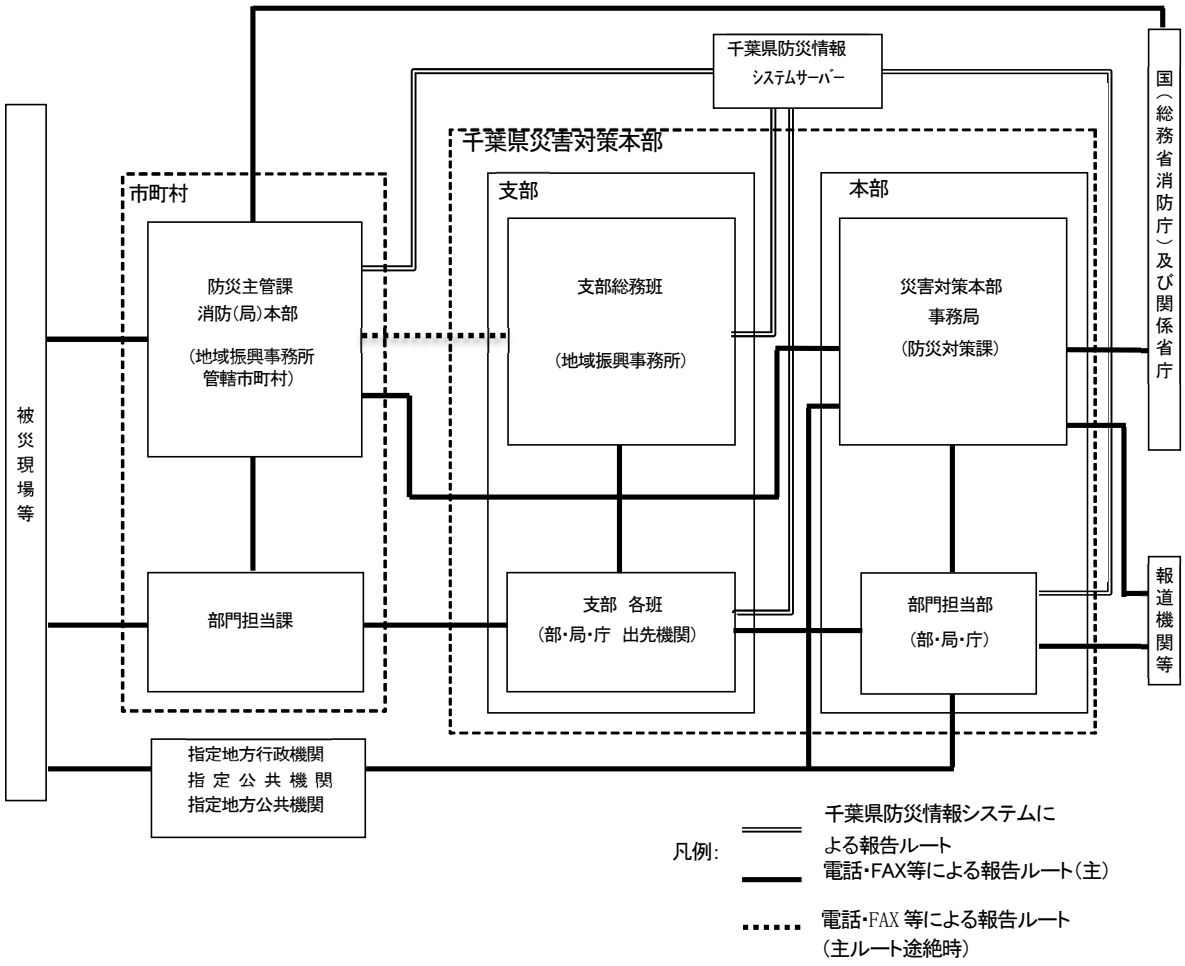
5　被害情報等収集・報告（防災危機管理部、警察本部、市町村）

被害情報等の迅速・的確な把握は、あらゆる応急対策活動の基本となるものである。

このため、県、市町村及び防災関係機関は、災害が発生した場合又は発生が予想される場合は、相互に緊密に連携して迅速かつ的確な情報収集・報告活動を行う。

（1）被害情報等の収集報告系統

被害情報等の収集報告の流れは、次のとおりである。



＜用語の定義＞

本部事務局　：　災害対策本部事務局（災害対策本部未設置の場合は、防災対策課）

本部各部　：　災害対策本部の部（災害対策本部未設置の場合は、部・局・庁）

支部総務班　：　災害対策本部支部総務班（災害対策本部未設置の場合は、地域振興事務所地域防災課）

（2）報告手続

ア　報告基準

以下の（ア）から（キ）の基準に該当する災害の場合、本部事務局（防災対策課）へ報告する。

（ア）県内で震度5弱以上の地震が発生した場合。

（イ）県内で気象警報（波浪を除く）が発表された場合。

（ウ）県内で津波に関する注意報、警報が発表された場合。

（エ）市町村に災害対策本部が設置された場合。

（オ）災害等の発生が予想され、あらかじめ必要であると本部事務局が認めた場合。

（カ）上記以外であって、災害等による被害を覚知した場合。

（キ）上記以外であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる事案が発生した場合。

イ　報告の種別等

本部事務局（防災対策課）への報告の種別、時期及び方法は、「千葉県危機管理情報共有要綱」に定める。

ウ　市町村が報告すべき事項は、下記のとおりとする。

（ア）災害の原因

（イ）災害が発生した日時

（ウ）災害が発生した場所又は地域

（エ）被害の状況（被害の程度は「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき判定する。）

（オ）災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置

ａ　災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況

ｂ　主な応急措置の実施状況

ｃ　その他必要事項

（カ）災害による住民等の避難の状況

（キ）災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類

（ク）その他必要な事項

（3）各機関が実施する情報収集・報告

ア　市 町 村

当該市町村の地域に災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、速やかに被害情報を収集し、千葉県防災情報システム及び電話・ファクシミリ又は防災行政無線により県本部事務局（防災対策課）に報告する。ただし、県に報告できない場合にあっては、国（総務省消防庁）に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。「震度５強」以上を記録した地震にあっては「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）」により被害の有無を問わず、第１報等について県と併せて国（総務省消防庁）に報告する。

また、大規模な災害により消防機関へ通報が殺到したときは、その通報件数を国（総務省消防庁）及び県に報告する。

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、市町村は、道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県に連絡するものとする。また、市町村は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

<資料編１－15　火災・災害等即報要領>

イ　県

（ア）本庁

ａ　本部事務局

（ａ）全般的な被害情報及び措置情報等を市町村単位で取りまとめる。

（ｂ）本部各部、県警察本部及び防災関係機関から報告又は通報のあった情報について、項目別に取りまとめる。

（ｃ）把握した被害状況等を「火災・災害等即報要領」及び「災害報告取扱要領」に基づき速やかに総務省消防庁に報告するとともに、防災情報システム等を利用して関係機関に提供することにより情報の共有化を図る。

（ｄ）特に、人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに総務省消防庁へ報告するものとする。

（ｅ）避難所の開設状況等、市町村等から収集した情報は、必要に応じて内閣府等に共有し、関係機関等による支援が円滑に行われるよう努める。

（ｆ）把握した被害状況等を別に定めるところにより報道機関に発表する。

ｂ　本部各部

所管業務に関する被害状況及び措置状況等を、原則として市町村単位に取りまとめ、本部事務局及び関係行政機関（省庁）に報告するとともに、関係課及びその他関係機関に通報する。

ｃ　災害対策本部

（ａ）本部は支部（地域振興事務所）と協力し、あらかじめ選定した職員を、対象市町村に情報連絡員として、派遣する。

（ｂ）大規模な災害が発生し、被災地全般の被害状況や孤立地区等の状況を緊急に把握する必要がある場合には、次の機関の所有する航空機による情報収集活動を行う。

①　陸上自衛隊
②　海上自衛隊
③　千葉県警察本部
④　千葉市消防局（緊急消防援助隊活動時は消防応援活動調整本部）
⑤　海上保安庁
⑥　その他

ヘリテレ搭載回転翼

・県警察本部　　かとり１号、２号、３号
・千　葉　市　　おおとり１号、２号

＜資料編１－12　千葉市消防局防災映像情報システムによる映像情報の提供に関する覚書＞

・陸上自衛隊東部方面総監部

＜資料編１－12 災害時映像共有に関する協定＞

（ｃ）被災地の被害状況や孤立地区等の状況を把握する上で、航空機では、情報収集活動が困難な状況下においては、必要に応じ、本部及び関係機関が連携し、無人航空機も活用した情報収集活動を行う。

（イ）出先機関

ａ　支部総務班

（ａ）災害の発生を覚知したときは、支部の被害状況（庁舎等）及び周囲の状況について、本部事務局に報告する。

（ｂ）災害即応体制時から、情報連絡員を対象市町村へ派遣して、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズ等の情報収集活動を行う。

また、市町村に防災情報システム入力の余力がない場合には、代行入力を行う。

（ｃ）管内の被害状況について、防災情報システムに報告される報告内容や、本部から送られてくる情報等をもとに、逐一把握する。

（ｄ）管内の職員参集状況を調査する。

（ｅ）現地災害対策本部設置時には、被害情報等の収集を本部事務局員とともに行う。

b　各部出先機関

その管理に属する施設の被害状況や住民の健康情報等について、必要に応じ市町村から情報聴取し取りまとめの上、本部各部に報告する。また、随時支部総務班及び関係機関に通報する。

（ウ）県警察の情報収集・報告要領

a　警察本部長及び警察署長は、前記（3）イ（ア）c（b）に規定する場合のほか、知事又は市町村長その他関係機関と緊密に連絡して、震災警備活動上必要な災害情報を収集する。

警察の情報収集は、おおむね次の事項について行う。

（a）震災発生の日時、場所

（b）被害概要（火災、人命、建物、道路、交通機関）

（c）避難者の状況

（d）交通規制及び緊急交通路の要否

（e）ライフラインの状況

（f）治安状況及び警察関係被害

（g）その他震災警備活動上必要な事項

b　警察本部長及び警察署長は、必要に応じて知事、市町村長その他関係機関に通報する。

c　警察本部長及び警察署長は、災害情報の収集及び通報を迅速に行うため、体制を確立する。

ウ　防災関係機関

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより被害状況等を収集し、随時、県、関係市町村及び防災関係機関に報告又は通報する。

また、各種情報の収集に当たっては、関係機関と十分連絡調整を行い、又は相互に情報を交換して応急対策活動が円滑に実施されるよう努める。

（4）収集報告に当たって留意すべき事項

ア　発災初期の情報収集に当たっては、「千葉県震度情報ネットワークシステム」等により得られた各地の震度情報を利用して、効果的な被害状況等の収集活動にあたるとともに、１１９番通報の殺到状況、被災地の映像情報など被害規模を推定するための概括的な情報の収集伝達に特に配慮すること。

イ　人的被害、住家被害、住民避難、火災の発生・延焼の状況等、災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告すること。

ウ　被害等の調査・報告に当たっては、関係機関及び内部の連絡を密にし、調査漏れや重複等のないよう十分留意するとともに、被害数値等の調整を図ること。

エ　市町村は、情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図っておくこと。

特に発災初期の情報は、住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておくこと。

オ　市町村は、被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施すること。

カ　市町村は、り災世帯・り災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等と照合し、正確を期すること。

キ　市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても積極的に情報収集し、都道府県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めること。

（5）報告責任部局の選定

県、市町村及び防災関係機関は、被害情報等の報告に係る担当部局を定めておく。

（6）千葉県危機管理情報共有要綱

この計画に定めるほか、被害情報等の収集報告活動に関する具体的な運用は、別に定める「千葉県危機管理情報共有要綱」による。

（７）勤務時間内における国及び県への連絡方法

ア　総務省消防庁

（ア）消防防災無線（県防災行政無線を使用。地上系は県庁のみ使用可能。）

電話　120-90-49013（地上系）　048-500-90-49013（衛星系）（消防庁応急対策室）

FAX　120-90-49033（地上系）　048-500-90-49033（衛星系）（　　〃　　）

（イ）一般加入電話

電話　03-5253-7527（消防庁応急対策室）

FAX　03-5253-7537（　　〃　　）

イ　千葉県

（ア）　県防災行政無線

電話　500-7320（地上系）　012-500-7320（衛星系）（防災対策課）

FAX　500-7298（地上系）　012-500-7298（衛星系）（　　〃　　）

（イ）　一般加入電話

電話　043-223-2175（防災対策課）

FAX　043-222-1127（　　〃　　）

（８）勤務時間外における国及び県への連絡方法

休日・夜間等の勤務時間外において、国（総務省消防庁）又は県（防災対策課）へ災害緊急報告を行う場合は、次の通信手段及び連絡先により行う。

ア　総務省消防庁

（ア）消防防災無線（県防災行政無線を使用。地上系は県庁のみ使用可能。）

電話　120-90-49102（地上系）　048-500-90-49102（衛星系）（消防庁宿直室）

FAX　120-90-49036（地上系）　048-500-90-49036（衛星系）（　　〃　　）

（イ）　一般加入電話

電話　03-5253-7777（消防庁宿直室）

FAX　03-5253-7553（　　〃　　）

イ　千葉県

（ア）県防災行政無線

電話　500-7225（地上系）　012-500-7225（衛星系）（県防災行政無線統制室）

FAX　500-7110（地上系）　012-500-7110（衛星系）（　　〃　　）

（イ）一般加入電話

電話　043-223-2178（県防災行政無線統制室）

FAX　043-222-5219（　　〃　　）

6　災害時の広報（総合企画部、防災危機管理部、市町村）

（1）広報活動要領

県、市町村、防災関係機関は相互に連携して、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、正確な情報を迅速に提供することに努める。

なお、県提供のテレビ・ラジオの広報番組、千葉県ホームページ（連動する各種インターネットサービスを含む）、県公式SNS、県民だより等を活用して県民へ広報する場合は、総合企画部報道広報課を窓口として行う。

（2）広報内容

ア　避難方法等に関する情報

イ　交通規制等に関する情報

ウ　被害に関する情報

（ア）人及び家屋関係

（イ）公益事業関係

（ウ）交通施設関係

（エ）土木港湾施設関係

（オ）農林水産関係

（カ）商工業関係

（キ）教育関係

（ク）その他

エ　応急対策活動に関する情報

（ア）水防、警備、救助及び防疫活動

（イ）通信、交通、土木港湾等施設の応急対策活動

（ウ）その他一般県民及び被災者に対する必要な広報事項

オ　県外で発生した震災に係る支援に関する情報

カ　流言飛語の防止に関する情報

（3）広報方法

ア　一般広報活動

（ア）市町村防災行政無線、広報車、ヘリコプター等を活用した広報

（イ）広報紙、チラシ、ポスター、掲示板等を活用した広報

（ウ）県提供のテレビ、ラジオの広報番組を活用した広報

（エ）インターネット（千葉県ホームページ、県公式SNSなど）を活用した広報

（オ）千葉県防災ポータルサイトを活用した広報

イ　報道機関への発表

テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を提供する。

また、報道機関が迅速かつ正確に広報できるようにするため、情報の提供方法について、インターネットやメール等の活用についても検討する。

ウ　放送事業者及びインターネット事業者への要請

県及び市町村が、災害等のため、電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線通信設備により通信ができない場合又は通信が著しく困難な場合において、災害対策基本法第57条の規定による通知、要請、伝達又は警告のため、放送機関に放送を要請する場合は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき要請する。

また、同条の規定によりインターネットを利用した情報提供について、インターネット事業者との連携を検討するものとする。

放送要請協定機関及び窓口

機関名・窓口	県防災行政無線		一般加入電話	
	電　話	ＦＡＸ	電　話	ＦＡＸ
日本放送協会千葉放送局 （放送）	500-7393	500-7394	043-203-0507	043-203-0396
千葉テレビ放送㈱ 報道局報道部	500-7303	500-9702	043-231-3111	043-231-4999
㈱ベイエフエム 総務部	500-9711	500-9712	043-351-7878	043-351-7827
㈱ニッポン放送 編成局報道部	－	－	03-3287-1111	03-3287-7696

＜資料編１－12　災害時における放送要請に関する協定　日本放送協会千葉放送局＞
＜資料編１－12　災害時における放送要請に関する協定締結に関する覚書　〃　＞
＜資料編１－12　緊急警報放送の実施に伴う災害時における放送要請について　〃　＞
＜資料編１－12　災害時における放送要請に関する協定
㈱ニッポン放送、千葉テレビ放送㈱、㈱ベイエフエム＞

エ　報道機関への報道要請

県が地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合において、県が行う災害応急対策又は地震防災応急対策についての報道要請は、「災害時における報道要請に関する協定」に基づき行う。

報道要請協定機関

千葉日報社、朝日新聞社、毎日新聞社、読売新聞社、産経新聞社、東京新聞、
日本経済新聞社、日刊工業新聞社、日本工業新聞社、時事通信社、共同通信社、
日本テレビ放送網㈱、㈱東京放送、㈱フジテレビジョン、全国朝日放送㈱

＜資料編１－12　災害時における報道要請に関する協定　㈱千葉日報社　他14社＞
＜資料編１－12　災害時等における外国人県民等への報道要請に関する協定
㈱インターエフエム897＞

第３節　地震・火災避難計画

地震時には延焼火災の拡大等の発生が考えられ、住民の避難を要する地域が数多く出る可能性がある。

このため、安全な場所への避難に必要な可能な限りの措置をとり、被災者の生命、身体の安全の確保に努める。中でも避難行動要支援者の安全避難については特に留意する。

１　計画内容（防災危機管理部、市町村）

災害に際し、危険地域の住民を安全な場所に避難させ、人的被害の軽減を図るとともに、これらの者と現に被害を受けて避難しなければならない者を、一時的に学校、集会所、公民館等の既存建物又は野外に仮設したテント等に収容し、保護するための計画とする。

市町村にあっては、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び「災害時における避難所運営の手引き」に基づき、適切な避難誘導体制を整えるものとする。

２　実施機関（防災危機管理部、県土整備部、警察本部、市町村）

（１）避難の指示等

避難の指示等を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって、次のように定められているが、災害応急対策の第１次的な実施責任者である市町村長を中心として、相互に連携をとり実施する。

ア　市町村長等（災害対策基本法第60条）

イ　警察官又は海上保安官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

ウ　水防管理者（市町村長、市町村水防事務組合管理者、水害予防組合管理者〔水防法第29条〕）

エ　知事又はその命を受けた県職員（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

オ　災害のため派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（その場に警察官がいない場合に限る。〔自衛隊法第94条〕）

（２）避難所の設置

災害により現に被害を受け、または受けるおそれがある住民を収容するため、学校や公民館等の避難所を設置する。

ア　避難所の設置は、市町村長が行うものとし、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は救助実施市の長が行い、市町村長（救助実施市の長を除く。）は知事を補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長（救助実施市の長を除く。）が行うこととすることができる。

イ　当該市町村限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

３　避難の指示等（防災危機管理部、県土整備部、警察本部、市町村）

（１）地震の発生に伴う災害による住民等の生命又は身体の保護のため、又は災害の拡大防止のために特に必要があると認められるときは、本節２（１）に掲げる者は、関係法令の規定に基づき、次により避難の指示等を行うものとする。

ア　市町村長等の措置

市町村長は、火災、崖崩れ、津波等の事態が発生し、又はその拡大のおそれがあり、住民等の生命身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、速やかに立退きの指示等を行い、指示等を行ったときは知事へ報告する。

知事は、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町村長が実施すべき立退きの指示等に関する措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施する。

イ　警察官等の措置

警察官及び海上保安官は、地震に伴う災害の発生により住民等の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある事態が発生し、市町村長が措置をとることができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったときは、直ちに当該地域住民に避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示することができる。

警察官は、住民等の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に立退きを指示する。

ウ　自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、危険な場所にいる住民に避難の指示をする。

エ　知事等の措置（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

知事等は地震に伴う津波の襲来及び地すべりにより、著しく危険が切迫していると認めるときは、危険な区域の住民に対し立退きを指示する。

（2）避難の指示等の内容

市町村長等が避難の指示等を行う場合は、状況の許す限り次の各号に掲げる事項を明らかにして、これを行う。

ア　避難対象地域

イ　避難先

ウ　避難経路

エ　避難の指示等の理由

オ　その他必要な事項

（3）避難の措置と周知

避難の措置を実施した者又は機関は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。

ア　住民等への周知

避難の措置を実施したときは、当該実施者は、報道機関の協力を得るほか、以下の方法などにより、周知徹底を図る。なお、周知に当たっては、可能な限り多様な伝達手段を組み合わせるよう努めるものとする。

市町村防災行政無線（戸別受信機を含む）
有 線 放 送
広 報 車
サイレン又は警鐘
X（旧：ツイッター）等のＳＮＳ
電話、ＦＡＸ、登録制のメール
ラジオ放送（コミュニティＦＭを含む）
その他速やかに住民に周知できる方法

イ　関係機関の相互連絡

県、警察本部、市町村、自衛隊及び海上保安部は、避難の措置を行った場合においては、その内容について相互に通報連絡する。

4　避難誘導等（防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、警察本部、市町村）

避難誘導は、市町村地域防災計画に定めるところによるが、市町村職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難場所等への誘導に努める。誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織等ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。

（1）市町村は、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、あらかじめ避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成するとともに、定期的な更新に努める。作成した名簿及び個別避難計画は、本人の同意を得た上で（市町村の条例に特別の定めのある場合を除く）、消防、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の市町村地域防災計画で定める関係者へ提供し、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難支援体制の整備に努める。

（2）市町村は、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努めるものとする。

また、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難情報の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

（3）県及び市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順を定めるよう努めるものとする。

5　避難所等の開設・運営（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、教育庁、市町村）

避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失する等引き続き救助を要する者及びそのおそれがある者に対して、避難所を開設し受入れ保護する。なお、被災者のプライバシー及び安全の確保並びに衛生管理に努めるとともに、高齢者や障害者をはじめとする要配慮者、女性への配慮、家庭動物対策、感染症対策及び性暴力・ＤＶの発生防止などについても適切に対応するよう努めるものとする。

また、市町村は、避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

（1）市町村は、避難所を設置する必要があるときは、学校、集会所、公民館その他の公共建物等を避難所として開設するが、これらの施設のみをもっては収容能力に不足が生ずるときは、野外にテント又は応急仮設住宅を設置し、対応する。さらに、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者に配慮し、被災地以外にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。なお、避難所の開設が予定される施設については、耐震性を確保するとともに、対象地域の被災住民を収容できる規模をもって適切に配置するよう努める。特に東日本大震災では、指定されていた避難所が被害にあった例があることから、耐震性や耐災害性（洪水・津波・土砂災害）には、特に注意が必要である。

また、学校等の避難所については、学校施設の応急復旧マニュアル等の周知を図り、学校職員等が被災時の施設の状況を速やかに把握できるよう努める。

（2）市町村は、本来の施設管理者の監督のもとで住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して避難所の効率的な管理運営がなされるよう、県が策定した「災害時における避難所運営の手引き」を参考とし避難所ごとの運営マニュアルの策定を促進する。

また、その作成に当たっては、施設管理者と協議するものとする。

学校にあっては、教育活動の早期再開のため、「災害時における実働計画（実働マニュアル）」によって行うものとする。

（3）大規模な災害が発生し、多くの住民が長期にわたり避難生活を送る際には、住民の自主防災組織などの避難住民自らが中心となって運営する方法が、混乱回避のためには最も現実的な運営方法であると考えられるが、この方法であっても、当然、市町村職員や施設管理者、ボランティアの支援は必要である。

（4）市町村は、避難所を管理運営する場合、男女双方の要望や意見を反映するため、男性ばかりでなく女性を管理運営する者に入れるものとする。

また、避難所における女性への配慮としては、更衣室やトイレなど施設の利用上の配慮、女性

相談窓口や女性専用の物資配付など運営上の配慮などが必要である。

なお、女性相談窓口の開設・運営に当たっては、男女共同参画センターなどを積極的に活用する。

（５）市町村は、被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理に努めるとともに、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握や摂食嚥下機能のアセスメントの実施、食物アレルギーや食形態、栄養バランス等に配慮した食料の確保、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施等に努めるものとする。

（６）市町村は、在宅避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援の実施に努める。特に車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。

（７）市町村は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

（８）市町村は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

（９）市町村は、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。また、家庭動物の収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようルールの作成及び家庭動物との同行避難訓練の実施に努める。

(10) 市町村は、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、状況により避難生活が長期化するような場合に備え、基本的な生活に対応できる環境を整えるために必要な資機材の備蓄や、速やかに調達できる体制の整備に努める。主なものとしては、炊き出しのための調理設備や器具、燃料、洗濯機等、畳、仮設風呂・シャワーなどである。

また、季節対策として、寒さ対策や暑さ対策など、季節の移り変わりにも柔軟に対応できる環境づくりに努める。

(11) 市町村は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

(12) 市町村は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、感染症により自宅療養中の住民が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

(13) 市町村は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

(14) 市町村は、避難所等における女性や子供等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

(15) 市町村は、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のためのスペース確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

6　安否情報の提供（防災危機管理部、市町村）

県及び市町村は、消防、警察等と協力して被災者の安否に関する情報を収集し、親族等関係者へ提供する体制の整備に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう個人情報の管理の徹底に努める。

第４節　津波避難計画

津波からの避難については、住民自らが津波の規模や津波警報等の情報を把握し、迅速かつ自主的に避難することが重要である。住民等への津波に関する情報伝達や避難誘導等については、第一義的に住民等に最も身近な市町村が実施し、住民等が円滑かつ安全な避難行動が行えるよう対応するものとする。

なお、避難所の開設等については、前節によるものとする。

１　津波警報等の伝達（防災危機管理部、市町村）

（１）県は、銚子地方気象台から送られた大津波警報・津波警報・津波注意報・地震及び津波に関する情報等を県防災情報システムにより県の防災関係者に伝達するとともに、速やかに県防災行政無線により各市町村及び各消防機関へ伝達する。

（２）県防災行政無線一斉通報装置により津波情報等を受けた市町村は、気象庁の津波警報等を覚知した場合若しくは強い揺れ又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合など、あらかじめ定めてある避難指示の発令基準に基づき、住民等に対して直ちに避難を指示するなど、迅速かつ的確な伝達を行うものとする。

また、住民等への津波警報等の発表・伝達に当たっては、以下に留意して行うものとする。

ア　住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模及び避難指示を対象となる地域に伝達する。その際、災害を具体的にイメージできるような表現を用いるなど住民等が即座に避難行動に取り掛かることができるよう工夫するものとする。

イ　住民等が即座に避難行動に取り掛かるため、市町村はあらゆる広報伝達媒体（有線・無線電話、同報無線、広報車、サイレン、半鐘等）や組織等を活用し、住民等への津波警報等を迅速かつ的確に伝達するものとする。

ウ　気象庁等が発表する津波警報等に更新があった場合等に限らず、津波は、第一波よりも第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性があるなどの津波の特性や、津波警報等が発表されている間は災害の危険性が継続していることなど、住民等に対し継続的に情報伝達を行うものとする。

エ　走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、テレビ、ラジオ、携帯電話、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図り、県及び放送事業者と連携し、避難指示の伝達に努めるものとする。

（３）県及び県が気象庁の予報業務許可を取得した地域の市町村は、県津波浸水予測システムにより得た情報を活用し、迅速な津波災害対応に努める。

（４）河川・海岸地域では、市町村、防災関係機関、海水浴場の管理者等が、相互に協調を図り、強い揺れ（震度４程度以上）を感じたとき、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時には、直ちに安全な場所で津波の河川遡上の監視及び海面監視を実施し、潮位等の異常な変動の発見と情報連絡に努める。

（５）海岸線付近の観光地、海水浴場等の管理者等は、海面監視やラジオ聴取などによって、積極的に情報収集し、観光客等に対し、行政機関と強調して自主的に迅速かつ効果的な情報伝達を行う。

（６）港湾関係機関、漁港管理者、漁業協同組合等は、相互に協調を図り、港湾、漁港、船舶等への迅速な情報伝達を行う。

２　住民等の避難行動

住民等は、津波で命を落とさないために、「自らの命は自ら守る」（自助）の基本理念により、気象庁の津波警報等の発表や市町村からの避難指示の発令を待たずに、迅速かつ自主的に高台等の安全な場所へ避難する。

また、避難の際には、「自分たちの地域は地域のみんなで守る」（共助）の基本理念により地域で避

難の呼びかけを行うものとする

なお、津波警報等が解除されるまで避難を継続することとし、自己の判断で自宅や河川・海岸付近に近寄らないこととする。

3　住民等の避難誘導（市町村）

（1）市町村は、県が策定した「千葉県津波避難計画策定指針」及び国の「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」などを参考に作成した「津波避難計画」等に基づき、住民等が円滑に安全な場所へ避難できるよう誘導することとする。また、住民等の避難誘導に当たっては、避難行動要支援者の支援も考慮し行うものとする。

（2）地震・津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波避難は徒歩や自転車を原則とするが、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市町村は、自動車で安全かつ確実に避難ができる方策をあらかじめ検討するものとする。

（3）住民等の避難誘導にあたる消防職団員、水防団員、警察官、市町村職員などは、あらかじめ定めてある行動ルールに従い、予想される津波の規模や到達時間等を考慮し、安全が確保されることを前提とした上で、行うものとする。

また、町内会、自治会、自主防災組織等による避難誘導や、海水浴場等の観光施設の管理者による自主的な避難誘導など、市町村の避難の呼びかけに応じた自主的な避難誘導についても、安全の確保を前提とする。

第５節　要配慮者等の安全確保対策

地震時には津波、延焼火災の拡大等の発生が考えられ、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。

このため、安全な場所への避難に必要な可能な限りの措置をとり、被災者の生命、身体の安全の確保に努める。

要配慮者のうち、自ら避難することが困難で避難に特に支援を要する避難行動要支援者については、市町村が策定した避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別避難計画等に基づき、災害時の避難誘導をはじめ、避難生活についても考慮し、安全確保に努める。

１　避難誘導等（防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、警察本部、市町村）

避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別避難計画等により避難支援者による避難誘導、支援を行う。

（１）避難誘導

避難誘導は、次の事項に留意して行うものとする。

ア　避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれがある場所を避け、安全な経路を選定すること。なお、この場合、避難者の誘導措置を講ずること。

イ　危険な場所には、表示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置すること。

ウ　状況により、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、病弱者又は歩行困難者は適当な場所に集合させ、車両又はボート等による輸送を行うこと。この場合、ロープ等の資材を利用して輸送途中の安全を期すること。

エ　避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、できれば町内会等の単位で行うこと。

オ　高齢者、障害者等の避難行動要支援者については、その状態や特性に応じた適切な避難誘導を行うとともに、市町村職員及び自主防災組織の隊員等による避難確認を行うこと。

（２）避難順位

避難誘導は移動もしくは歩行困難な者を優先して行うものとするが、その優先順位等については、避難行動要支援者の全体計画等に基づき、市町村が定めるものとする。

（３）緊急入所等

市町村は、在宅での生活の継続が困難な要配慮者や指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行うものとする。

２　避難所の開設、要配慮者への対応（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、市町村）

（１）避難所の開設は、第３節の地震・火災避難計画による。

県及び市町村は、要配慮者の避難状況を速やかに確認し、避難所内において要配慮者スペースを確保するとともに、健康状態や特性等を把握し、要配慮者に配慮した運営に努めることとする。

また、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めることとする。

さらに、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者に配慮した福祉避難所を設置する。

避難所における支援として、具体的には、以下の３点が考えられる。

ア　避難所における要配慮者用相談窓口の設置

イ　避難所からの迅速・具体的な支援要請

ウ　避難所における要配慮者支援への理解促進

また、県は避難所の高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者の生活機能の低下の防止等のため、市町村から派遣要請があった場合等、必要に応じて、協定に基づき、千葉県災害福祉支援チーム（ＤＷＡＴ）や災害支援ナースを避難所へ派遣する。

（2）外国人への対応

県は、災害の状況に応じ、（公財）ちば国際コンベンションビューローに災害時多言語支援センターを設置し、同財団と連携して多言語での情報提供、外国人相談対応、市町村への翻訳・通訳支援、語学ボランティアの派遣等を行う。

市町村は、多言語による広報に努めるとともに、県の作成した「災害時における避難所運営の手引き」を活用し外国人に配慮した避難所運営に努める。避難所等で支援活動を行う語学ボランティアが不足する場合は、県災害時多言語支援センターへ派遣を要請する。

県災害時多言語支援センターは、市町村から要請があったときは、（公財）ちば国際コンベンションビューローに登録されている語学ボランティアを派遣する。

3　福祉避難所の設置（防災危機管理部、健康福祉部、市町村）

避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者を収容するため、福祉避難所に指定されている施設を福祉避難所として設置する。

（1）福祉避難所の設置は、市町村長が発災後に福祉避難所に指定されている施設の管理者と連絡をとり、行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は救助実施市の長が行い、市町村長（救助実施市の長を除く。）は知事を補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長（救助実施市の長を除く。）が行うこととすることができる。

（2）当該市町村限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

（3）福祉避難所開設後は、関係機関及び各避難所に開設済の福祉避難所を周知する。

4　避難所から福祉避難所への移送（防災危機管理部、健康福祉部、市町村）

市町村は、避難所における要配慮者の健康状態や特性等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送を行う。

なお、健康状態や特性等に関係なく、その障害などにより通常の避難所生活が困難な場合も福祉避難所への移送を検討する。

市町村は、福祉避難所に指定された施設や関連団体、または県等と協力して要配慮者の移送に利用可能な車両等、移送手段の確保に努める。市町村や関係機関等が保有する車両等のリストを作成するほか、個々の要配慮者の移動手段の有無等を調査し、自力での移動可否状況を把握する。

また、社会福祉協議会と協力して、地域住民に対し、要配慮者の避難所までの移動支援や避難所から福祉避難所への移送支援について働きかける。

5　被災した要配慮者等の生活の確保（防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、市町村）

応急仮設住宅への入居については、高齢者・障害者等の要配慮者を優先して行うよう努めるとともに、高齢者・障害者に配慮した応急仮設住宅（以下「福祉仮設住宅」という。）の設置等について検討していくものとする。

また、被災した要配慮者等の生活の確保として、県及び市町村は、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門家による相談等の事業を行う。

（1）要介護者等への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施

（2）被災児童及びその保護者への相談事業の実施

第６節　消防・救助救急・医療救護活動

地震の発生とともに、地震火災、地震水害、危険物の漏洩等による被害の可能性が非常に危惧される。

消防機関、水防機関及び危険物施設管理機関及び救助救急のための関係機関は、これらの災害から住民の生命・財産を守り、被害を最小限にするために、全力を尽くす。

また、災害により多数の傷病者が生じ、医療機関が被害を受け混乱する等、住民生活に著しい影響があるとき、県は関係機関と緊密に連携をとりながら、有する医療資源を最大限に活用し、必要とされる医療を迅速かつ的確に提供できるよう努める。

１　消防活動（防災危機管理部、市町村）

（１）活動体制

震災時には、人命に対する多様な危険現象が複合的に発生することが予想されることから、災害事象に対応した防御活動を常備消防、消防団の全機能をあげて展開し、地域住民の生命、身体及び財産の保護に努めるものとする。

大地震の発生により、津波や火災等の災害発生が予測された場合は「消防地震対策本部」等を設置し、消防長が本部長となり、消防が行う災害応急活動の全般を指揮統括するものとする。

（２）活動方針

震災時には、住民の生命、身体の安全確保を基本とし、出火防止と地震により発生した火災の早期鎮圧、人命の救出、救助及び避難路の安全確保を原則とした活動を実施するものとする。

なお、消防団を含め消防機関においては、消防活動の実施に当たり、常に安全に対する配慮と確認を行いながら任務を遂行しなければならない。

（３）活動の基本

ア　常備消防

（ア）避難場所、避難路確保の優先

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所、避難路確保の消防活動を行うものとする。

（イ）重要地域の優先

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ延焼拡大危険要素が高い地域を優先に消防活動を行うものとする。

（ウ）消火の可能性の高い火災の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火の可能性の高い火災を優先して消火活動を行うものとする。

（エ）市街地火災の優先

大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して活動に当たるものとする。

（オ）重要対象物の優先

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消防活動を優先するものとする。

イ　消 防 団

（ア）出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し出火防止を広報するとともに、出火した場合は、住民と協力して初期消火を図るものとする。

（イ）消火活動

常備消防の出動不能若しくは困難な地域における消火活動、又は主要避難路確保のための消火活動については、単独又は常備消防と協力して行うものとする。

（ウ）救急救助

要救助者の救助救出、負傷者に対する応急措置及び安全な場所への搬送を行うものとする。

（エ）避難誘導

避難の指示等がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させるものとする。

ウ　海上保安部（署）

（ア）船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに人命救助及び消火活動を実施する。

（イ）火災船舶を安全な海域に沖出し、曳航等の措置を講ずる。

（4）県内消防機関相互の応援

県内消防機関による広域的な応援を実施する必要が生じた場合、市町村長（消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合を含む。）は、既に締結されている「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」に定めるところにより、迅速な消防相互応援を実施するものとする。

また、これらの応援活動が円滑に行われるよう、各種会議の開催や合同訓練の実施を通じ、県内消防機関相互の連携の強化に努めるものとする。

＜資料編１－12　千葉県広域消防相互応援協定書＞

（5）国に対する応援要請

地震による同時火災等が発生し、県内の現有消防力を結集しても消防力に不足の生ずることが見込まれる場合、知事は消防庁長官に緊急消防援助隊をはじめとする他都道府県の消防機関の派遣を要請し、その応援を得て、消防の任務を遂行するものとする。応援受入れに際しては、相互の連絡を密にし、緊急消防援助隊受援計画により消防応援活動調整本部を設置し、災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図るものとする。

＜資料編１－16　緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱＞

＜資料編１－16　緊急消防援助隊の運用に関する要綱＞

2　救助・救急（防災危機管理部、警察本部）

（1）活動体制

消防本部及び県警本部は、それぞれの消防活動、警備活動方針によるほか、県、県医師会、地区医師会、日赤県支部、自衛隊などの関係機関と密接な連携を図り、傷病者の救助活動から搬送業務完了まで一貫した救助・救急体制をとる。

（2）救助・救急活動

機関名	項　目	対　応　措　置
消 防 本 部	救助・救急活動	1　活動の原則 救助・救急活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。 2　出動の原則 救助・救急を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助の伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。 （1）延焼火災が多発し、多数の救助・救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。 （2）延焼火災は少ないが、多数の救助・救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。 （3）同時に小規模な救助・救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。 （4）傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。
	救急搬送	1　傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先とする。なお、搬送に際しては、所轄消防本部、医療チーム等の車両のほか、必要に応じ日本医科大学千葉北総病院ドクターヘリ、国保直営総合病院君津中央病院ドクターヘリ、千葉市消防局、自衛隊等のヘリコプターにより行う。 2　救護所等から後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。
	傷病者多数発生時の活動	1　災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療チームと密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。 2　救護能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。
県警察		1　救出・救護活動は、倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校、興行場、地下街等多人数の集合する場所等を重点に行う。 2　救出した負傷者は、応急処置を施したのち、救護班等に引き継ぐ等、速やかに医療機関へ搬送するために必要な活動を行う。
海上保安部（署）		1　海難船舶が発生した場合は、その捜索・救助を行う。 2　負傷者、医師、その他救助活動に必要な人員及び物資の海上輸送を行う。 3　避難者の海上輸送及び誘導に協力し、避難を援助する。

（3）救助・救急資機材の調達

ア　初期における装備資機材の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ保有するものを活用する。

イ　装備資機材等に不足を生じた場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者から借入れ等を図り、救助・救急に万全を期する。

3　水防活動（県土整備部）

地震水害等の発生に対する水防活動については、「千葉県水防計画」に基づき実施する。

4　危険物等の対策（防災危機管理部、健康福祉部、教育庁、市町村、警察本部）

（1）高圧ガス等の保管施設の応急措置

機関別対応措置

機関名	対応措置
県及び千葉市	1　高圧ガス保管施設の破損に伴う被害の拡大を防止するため、関係機関と連絡を密にし、高圧ガス製造事業者等に必要な指示を行う。 2　関係機関と連絡の上、必要に応じて高圧ガス取扱いの制限等の緊急措置を行う。 3　連絡通報体制の早期確立を図る。
消防本部	1　必要に応じて保安措置等についての指導を行う。 2　関係機関との情報連絡を行う。
関東東北産業保安監督部	1　正確な情報把握のため、千葉県及び関係機関と密接な情報連絡を行う。 2　災害発生に伴い千葉県及び関係機関と連絡の上、高圧ガス製造事業者等に対して施設等の緊急保安措置を講じ、被害の拡大防止を図るよう指導する。
ガス事業所	1　ガスホルダーの受入れ、送出の停止又は調整を行う。 2　地区整圧器の作動停止又は調整を行う。 3　ホルダー、中圧ラインのガス空中放散を行う。

（2）石油類等危険物保管施設の応急措置

県及び消防本部は、危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

ア　危険物の流出並びに爆発等のおそれがある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置

イ　混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策

ウ　危険物による災害時の自主防災組織活動と活動要領の制定

エ　災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置並びに防災機関との連携活動

（3）火薬類保管施設の応急措置

機関別対応措置

機 関 名	対　　応　　措　　置
県及び千葉市	延焼等により被害が拡大するおそれがある施設を対象に、緊急時における管理上の措置命令を発する。 1　関係機関には状況に応じた緊急措置を連絡する。 2　事業所には十分な水を確保できるよう指導し、消火施設等の強化を指示する。
関東東北産業保安監督部	火薬類製造事業所等の施設等が災害の発生により危険な状態となった場合又は危険が予想される場合は、その保安責任者が法令の定めるところにより、危険防止措置を講じるよう十分な監督又は指導を行うものとし、必要があると認めるときは法令の定めるところにより緊急措置命令等を行うものとする。

（4）毒物、劇物保管施設の応急措置

機関別対応措置

機 関 名	対　　応　　措　　置
県	次の各項の実施について指導する。 1　毒物劇物の飛散、漏洩、浸透、火災等による有毒ガスの発生の防止に関する応急措置 2　中和剤等による除毒方法と周辺住民の安全措置 3　災害時における保健所（健康福祉センター）、警察署又は消防本部に対しての連絡通報
県教育委員会	災害時の活動について、次の対策を樹立しておき、それに基づき行動するよう指導する。 1　災害時の任務分担 2　出火防止及び初期消火活動 3　危険物等の漏洩、流出等による危険防止 4　実験中における薬品容器、実験用容器の転倒、転落防止並びに転倒、転落等による火災等の防止 5　児童生徒等に対する、災害時における緊急措置に関する安全教育の徹底 6　被害状況の把握、情報収集及び伝達等 7　避難場所及び避難方法

（5）危険物等輸送車両等の応急対策

機 関 名	対　　応　　措　　置
消防本部	1　事故通報等に基づきその状況を把握の上、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。 2　必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。 3　危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止又は使用制限の緊急措置命令を発する。
県警察	輸送中の車両については、周囲の状況により、あらかじめ安全な場所へ移動させる。
関東東北産業保安監督部	1　正確な情報把握のため千葉県及び関係機関と密接な情報連絡を行う。 2　高圧ガス輸送者に対して、必要に応じ一般高圧ガス及び液化石油ガスの移動の制限又は一時禁止等の緊急措置命令を発する。 3　災害が拡大するおそれがあるときは、必要に応じ県内又は隣接都県に所在する各都県の高圧ガス地域防災協議会等が指定した防災事業所に対し応援出動を指導する。
関東運輸局	危険物輸送の実態に応じ、次に掲げる対策を推進する。 1　災害時の緊急連絡設備を整備する。 2　災害時の危険物輸送列車の停止箇所は、できるだけ橋梁、ずい道等の危険箇所を避けるよう対策を講じる。 3　輸送担当者に災害時の連絡、通報、応急措置等に関し指導を行うとともに、訓練を実施する。
海上保安部（署）	関係事業所の管理者及び船主、代理店等に対して、災害の実態に応じて、次の措置を講じるよう指導する。 1　危険物専用岸壁における荷役の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置 2　危険物の海上への流出防止措置と応急対策 必要に応じ、危険物積載船舶等の在港船舶に対する移動命令、航行の制限又は禁止
日本貨物鉄道（株）	危険物積載タンク車等が、火災、漏洩等の事故を発生した場合は、事故の拡大、併発事故を防止するため、ＪＲ貨物における応急措置要領（危険品貨物異常時応急処理ハンドブック）に従い、消火、火気厳禁、立入禁止等の措置を講じるとともに、消防、警察等の関係機関へ通報する。

5　医療救護（防災危機管理部、健康福祉部、病院局、市町村）

（1）関係者とその役割

ア　県民

（ア）災害に対する危機意識を常に持ち、自らの生命と健康を守るための対策を自発的かつ積極的に行うよう努める。

（イ）災害時に支援を求める必要が生じる場合に備え、自らの健康情報を適確に提供できるよう、日頃より準備に努める。また、自ら健康情報を提供することが困難な者については、その者の保護に責任を有する者が準備に努める。

（ウ）自らの安全を確保した上で、医療救護を必要としている者に対して、応急処置や搬送等の支援を可能な範囲で行うよう努める。

イ　市町村

（ア）災害時から地域医療の復旧に至るまで、医療救護所の設置をはじめとした住民等に対する医療救護活動を行う。

（イ）地域防災計画に基づいて医療救護に関する計画等を定め、災害時の医療救護体制の整備を図る。

（ウ）災害時においては救護本部を設置し、県の災害医療本部及び合同救護本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。

（エ）千葉市・習志野市・八千代市・鎌ケ谷市・船橋市・市川市・浦安市・松戸市・流山市・我孫子市・柏市・野田市・市原市は、市内の医療救護活動について助言及び調整を行う地域災害医療コーディネーターを配置する。

（オ）印旛・香取・海匝・山武・長生・夷隅・安房・君津の各保健所（健康福祉センター）所管区域の市町村は、前記（ア）（イ）（ウ）の他、県が合同救護本部を設置した場合は、その活動に参加して合同救護本部業務を担うとともに近隣市町村と連携した医療救護活動を実施する。

ウ　県

（ア）市町村による医療救護活動だけでは対応が困難な場合又は活動の強化が必要な場合は、市町村に対し、医療救護活動の応援を行う。

（イ）県内外の関係機関等と適切な医療救護活動の実施のために必要な調整を行う。

（ウ）地域防災計画に基づく医療救護に関する計画を作成し、災害時の医療救護体制（災害派遣精神医療チーム（以下「ＤＰＡＴ」という。）の編成、派遣の検討に関することを含む）の整備を図る。

（エ）災害時においては、県庁に災害医療本部を設置し、別に設置する合同救護本部、市町村の救護本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。

（オ）印旛・香取・海匝・山武・長生・夷隅・安房・君津の各保健所（健康福祉センター）所管区域ごとに、必要に応じ合同救護本部を設置し、地域内の災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。

（カ）災害医療本部に県内全域の医療救護活動について助言及び調整を行う災害医療コーディネーターを、合同救護本部に地域内の医療救護活動について助言及び調整を行う地域災害医療コーディネーターを、それぞれ配置する。

エ　医療機関

（ア）災害時における患者及び職員の安全確保等を定めた災害対策マニュアルを作成するとともに業務継続計画の作成に努める。

（イ）独自に訓練を実施するとともに、地域の訓練等に積極的に参加するよう努める。

（ウ）災害時においては、（ア）に記載するマニュアル及び計画に基づき活動し、また、県、市町村、関係機関等と連携して活動する。

（エ）災害拠点病院は、災害時に重症患者の受入れや広域搬送への対応、災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）の受入れ及び派遣を行うなど、災害医療に関して中心的な役割を果たす。

また、災害時の対応をより速やかなものとするため、平常時から地域の災害医療体制の整備についても積極的に関与する。

（オ）災害拠点病院となっていない県立病院においても、これに準じた機能を整備するとともに、職員の動員配備体制を確立し、後方収容機能を果たすものとする。また、全ての県立病院は後方受け入れとともに被災地への救護班の応援派遣を行うなど災害時医療の中核として活動する。

オ　関係団体

（ア）県及び地域における医療救護に関する計画等の作成に参加する等、医療救護体制の整備に協力する。

（イ）各団体の災害対策マニュアルを作成するとともに業務継続計画の作成に努める。

また、下部機関等を有する場合には、各機関に災害対策マニュアル及び業務継続計画の作成を促す。

（ウ）独自に訓練を実施するとともに、地域の訓練等に積極的に参加するよう努める。

（エ）災害時においては、（イ）に記載する計画に基づき活動し、また、県、市町村、関係機関等と連携して活動する。

（２）災害時の活動

ア　指揮と調整

（ア）県においては災害医療本部を、市町村においては救護本部を設置し、医療救護活動の総合的な指揮と調整を行う。また、県は、印旛・香取・海匝・山武・長生・夷隅・安房・君津の各保健所（健康福祉センター）の所管区域ごとに、必要に応じて合同救護本部を設置し、管内の医療救護活動の指揮と調整を行う。

（イ）災害医療本部長は、災害医療コーディネーターの助言を得て、また、必要に応じ専門調整員から専門分野に係る助言を得て、災害医療本部の活動を統括する。

（ウ）合同救護本部長は、地域災害医療コーディネーターの助言を得て、また、必要に応じ地域専門調整員から専門分野に係る助言を得て、合同救護本部の活動を統括する。

（エ）災害医療本部内にＤＭＡＴ調整本部を置く。ＤＭＡＴ調整本部長は、千葉県内で活動するＤＭＡＴの指揮及び調整を行うとともに、必要に応じて災害拠点病院等にＤＭＡＴ活動拠点本部等を設置してＤＭＡＴを配置し、指揮及び調整を行わせる。

（オ）災害医療本部内にＤＰＡＴ調整本部を置く。ＤＰＡＴ調整本部長は、千葉県内で活動するＤＰＡＴの指揮及び調整を行うとともに、必要に応じて、保健所（健康福祉センター）等にＤＰＡＴ活動拠点本部等を設置してＤＰＡＴを配置し、指揮及び調整を行わせる。また、必要に応じてＤＰＡＴや他の医療救護班との調整を図る。

（カ）県が対応するＤＭＡＴ以外の医療救護班については、災害医療本部内の派遣救護部及び合同救護本部で活動の指揮と調整を行う。

（キ）千葉市・習志野市・八千代市・鎌ケ谷市・船橋市・市川市・浦安市・松戸市・流山市・我孫子市・柏市・野田市・市原市の救護本部の長は、地域災害医療コーディネーターの助言を得て、救護本部の活動を統括する。

（ク）印旛・香取・海匝・山武・長生・夷隅・安房・君津の各保健所（健康福祉センター）所管区域の市町村の救護本部の長は、必要に応じて、合同救護本部に支援や調整を求めることができる。

イ　医療救護の対象者

本節における医療救護の対象者（以下「傷病者等」という。）は次のとおりとする。

（ア）災害に起因する負傷者

（イ）災害又は災害により変化した環境等に起因し、発症または悪化した疾患（精神疾患を含む）を有する者

（ウ）災害により地域の医療機能が喪失又は低下したことに伴い、適切な医療の提供を受けられなくなった者

（エ）災害により在宅において医療の提供を受けることが困難となった者

ウ　情報の収集と提供

市町村及び県は、医療機関、医師会等の関係団体、消防、警察、その他の関係機関との連携し、以下について情報収集を行い、相互に提供するとともに、関係機関へも提供する。

（ア）傷病者等の発生状況

（イ）医療施設の被害状況、診療機能の確保状況

（ウ）避難所及び医療救護所の設置状況

（エ）医薬品及び医療資器材の需給状況

（オ）医療施設、医療救護所等への交通状況

（カ）その他医療救護活動に資する事項

エ　医療救護活動の実施

（ア）市町村及び県は、緊密な連携のもとに協力して医療救護活動を行う。

（イ）市町村長は、当該市町村の医療救護に関する計画に基づき、医療救護所の設置等、医療救護活動を行う。市町村による医療救護活動だけでは対応が困難な場合は、県、近隣市町村、その他関係機関の応援を得て実施する。

（ウ）知事は、市町村長からの応援要請がない場合であっても、必要と認める場合は当該市町村の傷病者等に対する医療救護活動を行う。

（エ）知事は、医療救護に関する計画に基づき、次のとおり医療救護活動を行う。

ａ　災害時の医療救護活動の総合調整に関すること。

ｂ　医療機関等の被害状況及び医療ニーズ等の収集、分析に関すること。

ｃ　医療チームの編成、派遣に関すること。

ｄ　患者の搬送及び受入れの調整に関すること。

ｅ　医療機関、医療チームへの支援に関すること。

ｆ　関係機関、他都道府県等に対する支援要請及び連絡調整に関すること。

ｇ　その他の傷病者等の医療救護に関すること。

オ　医療機関の役割分担と患者受け入れ先の確保

（ア）傷病者等の受け入れについては、重症度と緊急性、所在する医療機関の機能に応じた受け入れ先をあらかじめ各地域で検討し、災害時の速やかな受け入れに努める。

（イ）災害拠点病院は、他医療機関の機能維持状況等が不明な場合は、被災地からのとりあえずの搬送先として、重症傷病者を受け入れる。

（ウ）医療機関は、転院搬送の必要がある場合に、医療機関での搬送調整が困難な場合は、市町村の救護本部又は合同救護本部に搬送先の確保を要請し、要請を受けた市町村の救護本部又は合同救護本部は搬送先の確保に努める。

（エ）搬送先の確保を要請された市町村の救護本部又は合同救護本部において搬送先の確保が困難な場合は、災害医療本部に搬送先の確保を要請し、要請を受けた災害医療本部は搬送先の確保に努める。

カ　傷病者等の搬送

大規模災害時には、多数の傷病者等が短時間に集中して発生するとともに、交通の途絶等が予想されることから、平常時と同様の搬送は極めて困難になることを踏まえ、傷病者等の搬送の原則を次のとおりとする。

（ア）市町村は、傷病者等を医療救護所又は医療機関へ搬送することに努める。

（イ）緊急車両等による搬送は重症者を優先する。

（ウ）医療チーム等は、応急処置を実施した上で、さらに医療機関で医療の提供を受ける必要がある者で、自ら移動することが困難な者の搬送を市町村長又は知事に要請する。

（エ）自ら移動することが困難な者の搬送は、被災現場から医療救護所へは市町村が、医療救護所から医療機関へは市町村及び県がそれぞれ防災関係機関との連携のもとに実施する。

（オ）県民は、自らの安全を確保した上で、救護所等への搬送が必要と思われる傷病者等について、自ら搬送手段を確保して搬送し、又は、搬送できる者を探して搬送を依頼する等可能な範囲で協力する。

キ　応援要請

（ア）市町村長は、必要に応じて、市町村立病院の医療救護班に出動を命じ、地区医師会等の関係団体の長に医療救護班の出動を要請するほか、知事及び他の市町村長等に医療救護班の派遣その他の応援を要請する等、必要な措置を講ずる。

（イ）知事は、必要に応じて、ＤＭＡＴ及びＤＰＡＴの派遣を要請し、県医療救護班の出動を命じ、県医師会等の関係団体の長及び日本赤十字社千葉県支部長に医療救護班やこころのケア班等の出動を要請する。また、国立病院機構等その他の関係機関に応援を要請するほか、連絡調整その他必要な措置を講ずる。

（ウ）知事は、県内の関係機関のみでは被災地における十分な医療救護活動が困難と認めた場合は、「九都県市災害時相互応援等に関する協定」等に基づき、近隣都県市に、医療救護班の派遣や県内からの患者の受け入れ等を要請する。

（エ）知事は、前記に定める要請のほか、必要があると認めるときは、災害対策基本法に基づき、他の道府県の道府県知事等に対し、応援を求める。

ク　応援の受け入れと活動の指揮及び調整

（ア）県は、他の都道府県等からの医療救護班や医療ボランティア（以下「救援者」という。）を受け付け、全県的な活動の調整を行う。

（イ）県は、受け付けた救援者に活動の指揮と調整を受ける部署を示し、当該部署の責任者の下で活動するよう要請する。

（ウ）（イ）の部署は、千葉市・習志野市・八千代市・鎌ケ谷市・船橋市・市川市・浦安市・松戸市・流山市・我孫子市・柏市・野田市・市原市の救護本部、印旛・香取・海匝・山武・長生・夷隅・安房・君津の合同救護本部及び医療機関とする。

（エ）（ウ）の市救護本部、合同救護本部及び医療機関の長は、救援者を受け入れ、その活動の指揮と調整を行う。

ケ　医薬品及び医療資機材（以下「医薬品等」とする。）の確保

災害時における医薬品等の確保については、原則として以下の通りとする。

（ア）市町村は、医薬品等を備蓄し、必要に応じて医療救護所等に提供する。医療救護所等で使用する医薬品等が不足した場合、千葉市・習志野市・八千代市・鎌ケ谷市・船橋市・市川市・浦安市・松戸市・流山市・我孫子市・柏市・野田市・市原市においては直接、その他の市町村においては合同救護本部を通じて、災害医療本部に提供を要請する。

（イ）医療機関はあらかじめ医薬品等を備蓄する。使用する医薬品等が不足した場合は卸業者を通じて確保に努める。卸業者からの確保が困難な場合は、千葉市・習志野市・八千代市・鎌ケ谷市・船橋市・市川市・浦安市・松戸市・流山市・我孫子市・柏市・野田市・市原市に存する医療機関にあっては災害医療本部に、その他の市町村に存する医療機関にあっては合同救護本部を通じて、災害医療本部に供給を要請する。

（ウ）県は、医薬品等を備蓄し、市町村等の求めに応じて提供する。医療救護所等で使用する医薬品等が不足した場合、卸業者への供給の要請、国・他都道府県への提供の要請等を行う。

（エ）卸業者は、業務継続計画を実施し、医薬品等の供給に努める。

コ　血液製剤の確保

（ア）血液製剤が不足した医療機関は千葉県赤十字血液センターに供給を要請する。

（イ）県内での血液製剤の供給が不足する場合、千葉県赤十字血液センターは、日本赤十字社関東甲信越ブロック血液センターに供給を要請する。また、県も厚生労働省を通じて、日本赤十字社本社に供給を要請する。

サ　地域医療体制への支援

市町村又は県は、地域における診療機能の復旧状況に応じて、市救護本部又は合同救護本部の調整のもとに、巡回診療等を行い、地域の医療体制の復旧を支援する。

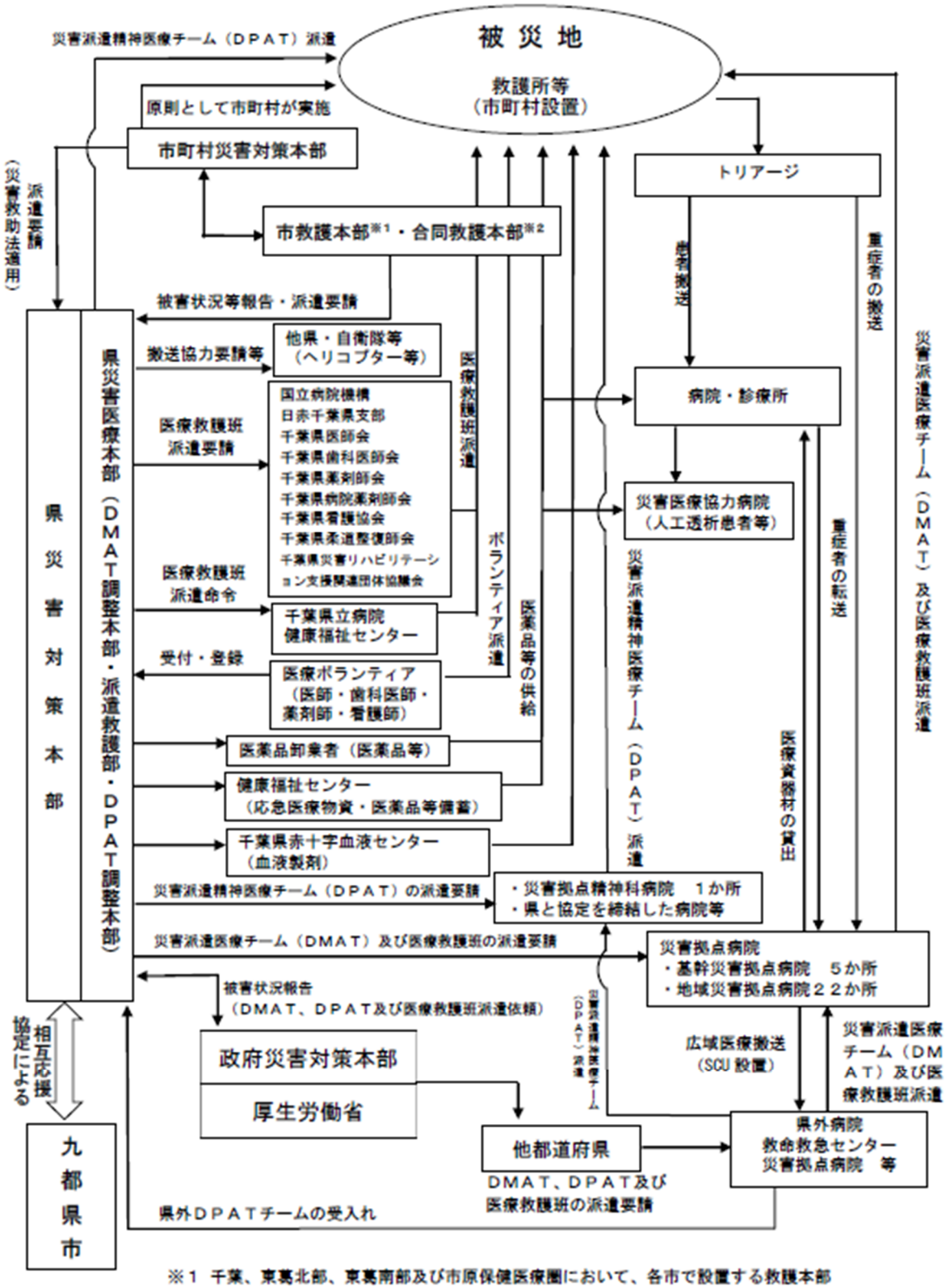
（3）災害救助法による医療及び助産

災害救助法が適用された場合には、災害救助法に基づく医療及び助産については知事又は救助実施市の長が行い、市町村長（救助実施市の長を除く。）は知事を補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長（救助実施市の長を除く。）が行うこととすることができる。

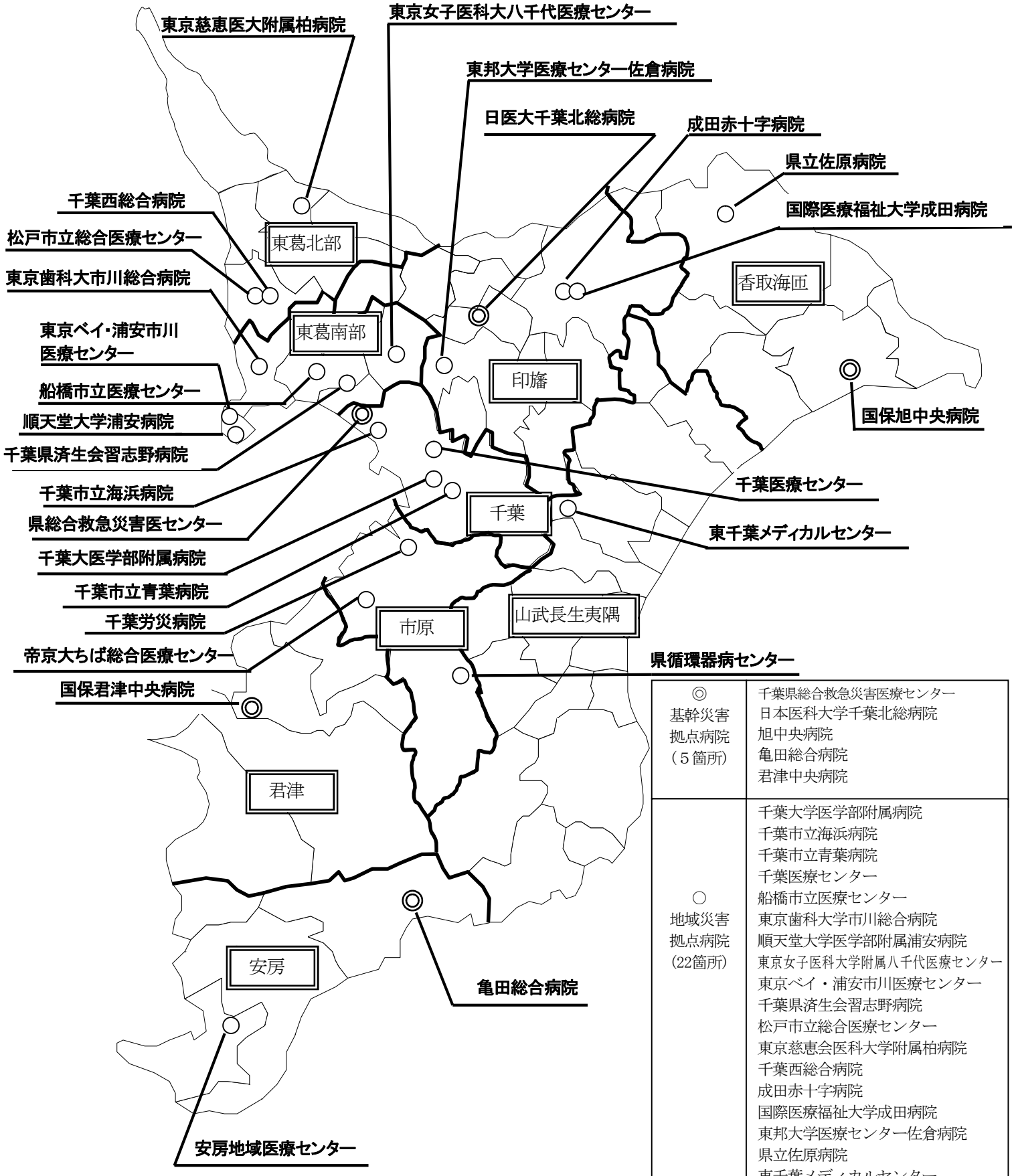
また、知事又は救助実施市の長は、日本赤十字社千葉県支部長と締結した委託契約に基づき、救助又はその応援を実施させることができる。

医療救護活動の体系図



※１　千葉、東葛北部、東葛南部及び市原保健医療圏において、各市で設置する救護本部
※２　印旛・香取・海匝・山武・長生・夷隅・安房・君津の各健康福祉センター（保健所）所管区域単位で設置する合同救護本部

災害拠点病院一覧図



◎ 基幹災害 拠点病院 （５箇所）	千葉県総合救急災害医療センター 日本医科大学千葉北総病院 旭中央病院 亀田総合病院 君津中央病院
○ 地域災害 拠点病院 (22箇所)	千葉大学医学部附属病院 千葉市立海浜病院 千葉市立青葉病院 千葉医療センター 船橋市立医療センター 東京歯科大学市川総合病院 順天堂大学医学部附属浦安病院 東京女子医科大学附属八千代医療センター 東京ベイ・浦安市川医療センター 千葉県済生会習志野病院 松戸市立総合医療センター 東京慈恵会医科大学附属柏病院 千葉西総合病院 成田赤十字病院 国際医療福祉大学成田病院 東邦大学医療センター佐倉病院 県立佐原病院 東千葉メディカルセンター 安房地域医療センター 帝京大学ちば総合医療センター 千葉県循環器病センター 千葉労災病院

医療機関隣接ヘリコプター離着陸場一覧

地　域	医　療　機　関	隣接ヘリコプター離着陸場
千葉市中央区	千葉大学医学部附属病院	千葉大学医学部附属病院 専用ヘリポート
千葉市中央区	国立病院機構千葉医療センター	千葉市立椿森中学校
千葉市中央区	千葉市立青葉病院	千葉市青葉看護専門学校
千葉市美浜区	千葉県総合救急災害医療センター	千葉県総合救急災害医療センター 専用ヘリポート
千葉市美浜区	千葉市立海浜病院	印旛沼下水道事務所
習志野市	千葉県済生会習志野病院	屋敷近隣公園
船橋市	船橋市立医療センター	船橋市立運動公園陸上競技場
市川市	東京歯科大学市川総合病院	東京歯科大学市川総合病院 専用ヘリポート
浦安市	東京ベイ・浦安市川医療センター	広尾防災公園（市川市）
浦安市	順天堂大学医学部附属浦安病院	エクセル航空（株）ヘリポート
八千代市	東京女子医科大学附属 八千代医療センター	東京女子医科大学附属 八千代医療センター専用ヘリポート
松戸市	松戸市立総合医療センター	松戸市立総合医療センター 専用ヘリポート
松戸市	千葉西総合病院	千葉西総合病院 専用ヘリポート
柏市	東京慈恵会医科大学附属柏病院	柏市大堀川防災レクリエーション公園
佐倉市	東邦大学医療センター佐倉病院	佐倉市王子台小学校
成田市	成田赤十字病院	成田赤十字病院 専用ヘリポート
成田市	国際医療福祉大学成田病院	国際医療福祉大学成田病院 専用ヘリポート
印西市	日本医科大学千葉北総病院	日本医科大学千葉北総病院 専用ヘリポート

東金市	東千葉メディカルセンター	東千葉メディカルセンター 専用ヘリポート
旭市	総合病院国保旭中央病院	総合病院国保旭中央病院 専用ヘリポート
香取市	千葉県立佐原病院	香取市利根河川敷緑地
鴨川市	亀田総合病院	亀田総合病院 専用ヘリポート
館山市	安房地域医療センター	安房地域医療センター 専用ヘリポート
木更津市	国保直営総合病院君津中央病院	国保直営総合病院君津中央病院 専用ヘリポート
市原市	千葉県循環器病センター	千葉県循環器病センター 専用ヘリポート
市原市	帝京大学ちば総合医療センター	帝京大学ちば総合医療センター 専用ヘリポート
市原市	千葉労災病院	市原市立辰巳台中学校

6　航空機の運用調整等（防災危機管理部、健康福祉部、警察本部）

県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機及び無人航空機の運用に関し、災害対策本部事務局に航空機の運用を調整する応急対策班を設置し、国の現地対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。

応急対策班は、警察、消防、国土交通省、海上保安庁、自衛隊、ＤＭＡＴ調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行うものとする。また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものとする。

応急対策班は、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土　　交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとする。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。

第７節　警備・交通の確保・緊急輸送対策

災害時には、さまざまな社会的混乱及び交通の混乱が予想されるところである。このため県民の生命、身体、財産の保護を図り、各種犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持等について万全を期するものとする。

また、災害時に予想される渋滞等を考慮して、被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対応するための緊急輸送ネットワークの整備に努める。

１　千葉県警察災害警備実施計画（警察本部）

（１）基本方針

警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における公共の安全と秩序の維持に当たるため、平素から管内の実態を把握するとともに、防災関係機関と緊密な連絡協調を図り、積極的な関係情報の収集と的確な情勢判断により、早期に警備態勢を確立して、災害情報の収集、共有、避難誘導、交通の確保、犯罪の予防検挙、人命の救助、財産の保護等の諸活動を行うことを基本とする。

（２）警備体制

ア　災害警備連絡室
　県内に震度４の地震が発生した場合、津波注意報が発表された場合等

イ　災害警備対策室
　県内に震度５弱の地震が発生した場合、津波警報が発表された場合等

ウ　災害警備本部
　県内に震度５強以上の地震が発生した場合、大津波警報が発表された場合等

（３）災害警備活動要領

ア　要員の招集及び参集
イ　地震、津波その他災害情報の収集及び伝達
ウ　装備資機材の運用
エ　通信の確保
オ　負傷者の救出及び救護
カ　避難誘導及び避難地区の警戒
キ　警戒区域の設定及び被害の拡大防止措置
ク　災害の拡大防止と二次災害の防止
ケ　報道発表
コ　行方不明者の捜索及び迷子等の保護
サ　死傷者の身元確認、遺体の収容
シ　交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）
ス　地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）
セ　協定に基づく関係機関への協力要請
ソ　その他必要な応急措置

２　交通規制計画（警察本部）

大震災が発生した場合は、交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、並びに緊急交通路を確保するため、次により交通規制を実施する。

また、交通規制を実施したときは、公安委員会等は、直ちに交通規制にかかる区域又は区間等の内容を交通情報板等の活用や日本道路交通情報センター及び報道機関の協力を得て広く周知に努める。

（1）公安委員会の交通規制

ア　公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第４条の規定に基づき、道路における交通の規制を行う。

イ　公安委員会は、県内又は隣接・近接都県の地域に係る災害が発生又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第７６条の規定により、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。

ウ　公安委員会は、緊急交通路の指定を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

（2）警察署長の交通規制

警察署長（高速道路交通警察隊長を含む。）は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法第５条又は第１１４条の３の規定により、道路における交通の規制を行う。

（3）警察官の交通規制等

ア　警察官は、道路の損壊、交通事故の発生、その他の事情により、道路において交通の危険又は交通の混雑が生じるおそれがあり、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、必要な限度で道路交通法第６条又は第７５条の３の規定により、交通の規制を行うものとする。この場合、信号機の表示する信号にかかわらず、これと異なる意味を表示する手信号等をすることができる。

イ　警察官は、通行禁止区域等（前記（1）イにより通行を禁止又は制限されている道路の区間又は区域をいう。以下同じ。）において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。この場合、警察官の命令に従わなかったり、運転者等が現場にいないために命ずることができないときは、警察官が、自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。(災害対策基本法第76条の3)

（4）自衛官及び消防吏員の措置命令・措置等

ア　自衛官及び消防吏員（以下「自衛官等」という。）は、災害対策基本法第７６条の３第３項及び第４項に基づき、警察官がその場にいない場合に限り、前記（3）イの職務の執行について行うことができる。

イ　自衛官等は、前項の命令をし又は措置をとったときは、直ちにその旨を警察署長に通知する。

<資料編５－３　自衛官及び消防吏員の作成する措置命令・措置通知書>

3　交通規制の指針（警察本部）

（1）被災地域における交通の混乱の防止及び円滑な災害対応対策活動を図るため、原則として被災地方向への通行の禁止又は制限を行う。

（2）交通規制の対象となる道路は、主として後述の緊急輸送に定める「千葉県緊急輸送道路１次路線（交通規制対象道路）」の中から選定する。

（3）前記２（1）イの緊急交通路の確保は、高速自動車国道、自動車専用道路その他の幹線道路を優先して行う。

（4）緊急交通路を確保するため、高速自動車国道及び自動車専用道路においてはインターチェンジ等からの流入を禁止するとともに、幹線道路においては必要により交通検問所を設置する。

（5）交通規制を実施するときは、道路交通法若しくは災害対策基本法に基づく道路標識等を設置し、又は現場の警察官の指示により行う。

（6）直下の地震に対する交通規制計画

京葉東葛地域及び南房総地域における直下の地震が発生した場合の交通規制は、次により行う。

ア　京葉東葛地域直下型地震発生時の交通規制計画

イ　南房総地域直下型地震発生時の交通規制計画

＜資料編５－９　京葉・東葛地域直下型地震発生時の交通規制計画＞

＜資料編５－10　南房総地域直下型地震発生時の交通規制計画＞

4　緊急輸送（防災危機管理部、農林水産部、県土整備部）

災害時の被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、道路（緊急輸送道路）、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設を指定し、これら陸海空を連携する緊急輸送ネットワークを定めた。

（1）緊急輸送道路

機能別に１次、２次及び３次路線に分類し、１次路線は、県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路、２次路線は、第１次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡する道路、３次路線は、その他の防災や輸送のための拠点との連絡する道路である。

（2）港　　湾

千葉港（千葉中央地区、葛南東部地区、葛南中央地区）

木更津港（富津地区）

館山港（宮城地区）

（3）漁　　港

銚子漁港、大原漁港、勝浦漁港、鴨川漁港

（4）飛行場等

ア　空　　港

成田国際空港

イ　自衛隊駐屯地及び基地

陸上自衛隊……習志野駐屯地、下志津駐屯地、木更津駐屯地、松戸駐屯地

海上自衛隊……下総航空基地、館山航空基地

航空自衛隊……第４補給処木更津支処

ウ　臨時離発着場

千葉県西部防災センター、千葉市消防ヘリポート、千葉県総合スポーツセンター、幕張海浜公園、青葉の森公園、行田公園、柏の葉公園、印旛沼公園、蓮沼海浜公園、館山運動公園、富津公園

（5）江戸川緊急用船着場

市川緊急用船着場、松戸緊急用船着場

※　緊急用船着場とは、大規模災害時に河川管理施設災害の復旧資機材や救援物資等を江戸川等の河川を通じて搬入、荷揚げするための施設であり、緊急用河川敷道路と連携して機能する。緊急用河川敷道路については完成には至ってないが、一部通行可能である。

＜資料編５－８　緊急用船着場位置図及び緊急用河川敷道路計画図＞

5　緊急通行車両の確認等（防災危機管理部、警察本部）

（1）緊急通行車両の確認

ア　車両の使用者は、知事又は公安委員会に対し、当該車両が緊急通行車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両）であることの確認を求めることができる。

イ　前記アにより確認したときは、知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、災害対策基本法施行規則第６条に定める標章及び確認証明書を交付する。

ウ　前記イにより交付を受けた標章は、当該車両内の見やすい箇所に掲出する。また、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

エ　届出に関する手続は、別に定める。

（2）緊急通行車両の災害発生前の確認

ア　公安委員会は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有する車両等で、災害対策基本法第５０条第１項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行う。

イ　公安委員会は、前記アにより緊急通行車両に該当すると認められるものについては、標章及び確認証明書を交付する。

ウ　標章の交付を受けた車両については、交通検問所で緊急交通路の通行を求めるときは、標章及び確認証明書を提示し、現に災害応急対策を実施するための運転中の車両であることの確認を受ける。

エ　災害発生前の確認に関する手続は、別に定める。

＜資料編５－１　緊急通行車両等及び規制除外車両の確認及び事前届出事務手続き等＞

6　規制除外車両の確認等（警察本部）

（1）規制除外車両

緊急通行車両以外の社会生活の維持に不可欠な車両又は公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両を、交通規制の対象から除外する車両（以下「規制除外車両」という。）とし、公安委員会の意思決定に基づき通行禁止の対象から除外することとする。

（2）規制除外車両の確認

規制除外車両の確認は、前記５（1）を準用する。

（3）規制除外車両の事前届出・確認

緊急通行車両とならない車両であって

- 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

については、規制除外車両の事前届出制度の対象とする。事前届出・確認は、前記５（2）を準用する。

7　交通情報の収集及び提供（警察本部）

（1）交通情報の収集は、航空機、オートバイその他の機動力を活用し、専従の収集班を編成して行う。

なお、警察本部においては、隣接都県警察及び警察庁（管区警察局を含む。）と連携を密にし、交通情報の収集を行う。

（2）交通情報の提供は、交通情報提供装置を活用し、日本道路交通情報センター及び報道機関の協力を得て行う。

8　震災発生時における運転者のとるべき措置（警察本部）

震災発生時における運転者のとるべき措置については、次の事項の周知を図る。

（1）車両運転中の場合

ア　できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。

イ　停止後は、カーラジオやＳＮＳ等により災害情報及び交通情報を収集し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

ウ　引き続き車両を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意すること。

エ　車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に駐車しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

（2）車両運転中以外の場合

ア　やむを得ない場合を除き、津波から避難するために車両を使用しないこと。

イ　津波から避難するためやむを得ず車両を使用するときは、避難者、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に注意しながら運転すること。

（3）災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、通行禁止区域等内の一般車両については次に掲げる措置を講ずること。

ア　速やかに、車両を次の場所に移動させること。

・道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

・区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

イ　速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

ウ　通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること（その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置を執ることができないときは、警察官が自らその措置を執ることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。）。

9　道路管理者の通行の禁止又は制限（県土整備部）

道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握するとともに、道路法第４６条の規定により、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認める場合は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて通行を禁止し、又は制限するものとする。

10　道路啓開（農林水産部、県土整備部、市町村）

道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）は、被害を受けた道路について、被災者の救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、特に「緊急輸送道路一次路線」など交通上重要と認められる路線を最優先に（一社）千葉県建設業協会と密接な連携を図りながら路上の障害物除去や応急復旧などの道路啓開活動を行う。

また、管理する道路に放置車両や立ち往生車両が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、次の事項に留意し、必要な措置を講じるものとする。

なお、道路管理者等は、あらかじめ住民等に対し、災害時において、災害対策基本法第７６条の６に基づき、車両の移動等を命じる道路区間の指定が行われた場合は、車両の移動等が行われることがあることを周知するものとする。

（１）緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者等は区間を指定して以下を実施する。

・緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令

・運転者の不在時等は、道路管理者等が自ら車両を移動（その際は、やむを得ない限度での破損を容認）

（２）土地の一時使用

（１）の措置のため、やむを得ない場合、道路管理者等は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分ができる。（沿道での車両保管場所の確保）

（３）関係機関、道路管理者間の連携・調整

知事は、道路管理者である市町村（指定都市を除く）に対し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると判断されるときは、必要な措置をとることを指示することができる。

11　交通マネジメント（県土整備部、警察本部、市町村）

関東地方整備局は、応急復旧時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、交通システムマネジメント※1及び交通需要マネジメント※2からなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「災害時交通マネジメント検討会（以下、「検討会」という。）」を組織するものとする。

県は、市町村の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、国土交通省関東地方整備局に検討会の開催を要請することができるものとする。

検討会において協議・調整を図った交通マネジメント施策の実施にあたり、検討会の構成員は、自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行うものとする。

検討会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議・訓練等を行うものとする。

※１ 交通システムマネジメント：道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組

※２ 交通需要マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組

12　航路等の障害物除去等（県土整備部、農林水産部）

港湾管理者及び漁港管理者は、地震に伴う津波等の災害発生により、航路や泊地に浮遊・漂流・沈没して安全な船舶航行の障害となっている物件を、安全に船舶航行が可能となるよう、協定者と連携を図りながら、航路啓開活動を行う。

・緊急物資輸送船の航行ルートに沿って必要最小限の障害物調査を実施。

・緊急物資輸送船の入港には迅速性が求められるため、船舶の航行の安全を阻害しない程度の航路啓開を目指す。

13　在港船舶対策計画（県土整備部）

（１）曳船の隻数及び性能

曳船の状況は、＜資料編６－６　曳船の状況＞のとおりである。

（２）災害の防止方法

ア　一般対策（主として千葉港、木更津港）

（ア）気象通報組織を通じて予警報の周知徹底を図る。

（イ）巡視船艇及び海上保安部署による情報周知、保船等の指導

（ウ）関係機関との情報交換

イ　津波等対策（千葉港、木更津港）

（ア）津波等が千葉港及び木更津港に襲来するおそれがあって、千葉港長及び木更津港長から、各警戒体制が勧告された場合、船舶は「津波等に対する船舶対応措置表」による措置をとるものとする。

ａ　津波第一警戒体制

気象庁から、東京湾内湾に津波注意報が発表された場合

ｂ　津波第二警戒体制

（ａ）気象庁から、東京湾内湾に津波・大津波警報が発表された場合

（ｂ）東海地震に対する警戒宣言が発表された場合

ｃ　巨大地震警戒

気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

ｄ　巨大地震注意

気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

（イ）在港船舶に対する勧告の周知

ａ「台風等対策情報連絡系統等による通報」

……千葉港長、木更津港長は、電話、FAX等により関係機関へ連絡する。

ｂ「第三管区海上保安本部警備救難部救難課運用司令センターからの放送」

……超短波無線電話（国際VHF　CH16　呼出名称　よこはまほあん）により在港船舶に対し放送（CH12）する。

ｃ「巡視船艇による現場周知」

……拡声器等により在港船舶等に周知する。

（ウ）流出油対策

石油コンビナート等特別防災区域内の係留施設にある船舶によるものについては「千葉県石油コンビナート等防災計画」により、それ以外については第５編第４章「油等海上流出災害対策」を適用する。

（３）その他の対策

ア　港長権限に基づく港内整理

港則法により特定港（千葉港、木更津港）における船舶交通の安全及び港内の整頓を図る。

イ　貯木対策

貯木場管理者に対し、状況により貯木場の網場（あば）の監視の強化又は緊急水切り等を行わせる。

ウ　物件等に対する応急措置

五井及び姉ヶ崎地区に大工場、製油所、油槽所が建設され、高潮、波浪が大きく護岸施設を乗り越えて海水が流れ込み、重要施設の浸水による被害が考えられるので、この保安についてその対策を立てる。　＜資料編５－11　津波等に対する船舶対応表＞

第８節　救援物資供給活動

震災時に被災者の人心の安定を図るため、迅速かつ円滑な飲料水・食料・生活必需物資の供給活動並びに救護物資・要員等の輸送を行うための輸送車輌、緊急輸送道路等の確保を行うものとする。

なお、県からの救援物資の供給支援は、市町村からの要請や情報連絡員が把握した支援ニーズに基づいて行うことを原則とするが、通信の途絶や市町村機能の低下等により、要請活動が困難になる場合も想定し、要請を待たずに物資供給を行う、いわゆる「プッシュ型」支援などの積極的な支援も視野に入れた活動体制をとるものとする。

また、県及び市町村は、大規模災害時において国からの「プッシュ型」支援等により必要な物資を確保することも視野に入れた活動体制をとるものとする。

１　応急給水（総合企画部、防災危機管理部、企業局、市町村）

災害により飲料水や炊事のための水の供給を受けることができない住民（ポンプの停止により、水の利用ができなくなった集合住宅の住民や、井戸水利用者なども含む）に対して、浄・給水場等での拠点給水や給水車等による運搬給水を実施する。

（１）実施機関

ア　飲料水の供給は、市町村長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は救助実施市の長が行い、市町村長（救助実施市の長を除く。）は知事を補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長（救助実施市の長を除く。）が行うこととすることができる。

イ　市町村長は、当該市町村限りで処理不可能な場合、近接市町村、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。

ウ　県、企業団及び市町村圏組合の水道事業体は、市町村が行う応急給水に対し、積極的に協力する。

エ　水道事業体等間の応援活動については、「千葉県水道災害相互応援協定」等により実施する。

＜資料編１－12　千葉県水道災害相互応援協定＞

オ　水道業者への応援要請については「災害時等における水道復旧活動に関する協定」等により実施する。

＜資料編１－12 災害時等における水道復旧活動に関する協定＞

（２）給水基準

飲料水の供給については、基本水量を最少一人１日３リットルとし、水道施設の復旧の進捗により順次増量する。

また、病院等の救援・救護活動に必要な用水は別途確保する。

（３）水道事業体（県営水道を除く）による飲料水の供給

ア　飲料水供給方法

応急給水は、拠点給水を原則とし、震災の状況に応じて運搬給水及び仮設給水を実施するものとする。

イ　広報

震災時における応急給水方法、給水拠点場所、飲料水調達方法及び水質について、適切な広報活動を実施する。

なお、情報提供を充実させるため、千葉県ホームページ等から各事業体ホームページへ適宜リンクを設定する。

（４）県営水道の応急給水

震災により飲料水の確保が困難な給水区域の住民に対し、給水区域内市と密接に連携して応急給水を実施することとし、必要な対策を定める。

なお、平常時から給水区域内市と連絡調整会議等による意見交換や、合同防災訓練を行いながら連携強化を図る。

ア　飲料水の確保

一人１日の最低水量を３リットルとし、以後復旧工事の進捗により順次増量する。

応急給水用の用水は、１９箇所の浄・給水場の配水池容量７９万㎥のうち緊急遮断弁の作動により確保する最大４６万㎥の貯留水を充てるほか、予備水源である県企業局の井戸を活用する。

＜資料編７－４　県営水道配水池一覧表＞

イ　給水方法

（ア）浄・給水場等での拠点給水

１９箇所の浄・給水場の応急給水設備及び仮設給水栓により給水車等への注水及び住民への応急給水を行う。

（イ）給水車、給水タンク、ポリ容器等での運搬給水

a　給水区域市との連携

発災後直ちに給水区域内市と連絡を取り、被災状況の把握に努めるとともに、市の災害対策本部に局職員を派遣し、情報の収集と共有化を図りながら、給水場所及び給水方法について市と綿密に協議する。

b　給水車等による給水

市の開設する避難所、病院等の重要施設、その他被害状況に応じて市が要請する地点・地域において、災害時の応援協定を締結している千葉県水道管工事協同組合の応援を得て、給水車及び給水タンクにより応急給水を行う。

また、県営水道による応急給水は市からの要請や各市対策本部に派遣した連絡調整員が把握した支援ニーズを踏まえ、市災害対策本部の指揮の下、行う。

なお、通信の途絶や市機能の低下等により、要請活動が困難になる場合は、「プッシュ型」の応急給水支援を視野にいれた活動体制をとるものとする。

県営水道のみで対応できない場合は「千葉県水道災害相互応援協定」及び東京都水道局等との「災害相互応援に関する協定」等に基づき応援を要請するとともに、退職者から成る「災害時支援協力員制度」を活用し、人員の増強を図る。

c　市町村の要請によるボトル水及び非常用飲料水袋による給水

乳幼児や高齢者等を対象としたボトル水の配布や容器を持参しない住民への非常用飲料水袋による給水を行う。

（ウ）仮配管、仮設給水栓等を設置しての応急給水

a　消火栓等を活用した給水（可搬型）

配水管の通水状況を調査し、使用可能な消火栓等あるいは応急復旧により使用可能となった消火栓等に仮設給水栓を接続して応急給水を行う。

b　仮配管による給水（固定型）

復旧に長時間を要する断水地域に対しては、状況に応じて仮配管を行い、仮設給水栓を設置して応急給水を行う。

ウ　広報

震災時の応急給水時間、場所及び給水方法、断水地域と復旧の見込み、停電時に活用できる直結給水栓等のお知らせ等について、県企業局ホームページ等に掲載するとともに、必要に応じ広報車の巡回により情報を提供する。

エ　水質の安全対策

応急給水用資機材の清掃・消毒等により飲料水の安全確保を図る。住民の備蓄水については、容器の取扱い等、安全対策を指導する。

（５）補給水利及び応急給水用資機材の現況

ア　補給水利の現況

県営水道　　＜資料編７－２　県営水道の補給水利の現況＞

市町村水道　＜資料編７－３　市町村水道等の補給水利の現況＞

イ　応急給水用資機材の保有状況

県営水道　　＜資料編６－７　県営水道の応急給水・復旧用機材の保有状況＞

市町村水道　＜資料編６－８　市町村(組合､企業団)営水道給水車両及び機材等の保有状況＞

2　食料・生活必需物資等の供給体制（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、商工労働部、農林水産部、市町村）

県は、市町村が甚大な被害を受け、物資の提供や調達が困難になった場合には、市町村からの要請や情報連絡員が把握した支援ニーズに基づき、食料及び燃料等の生活必需物資を確保し、迅速な供給に努めるものとする。

県及び市町村は、備蓄物資の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。

なお、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、物資の支援要請を行う余力がないと推測される市町村に対しては、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需物資等を送り込む「プッシュ型」による供給を行う。

（1）救援物資の確保

ア　備蓄品の活用

必要に応じ、備蓄倉庫の保有物資の活用を図る。

＜資料編６－11　県の備蓄（防災危機管理部）＞

イ　協定企業等からの調達

災害時の物資等の供給等に関する企業・団体との協定に基づき、関係部局と連携して必要な物資を調達する。

＜資料編１－12　応援協定等一覧表＞

ウ　国・他都道府県からの調達

災害時の九都県市、関東地方知事会との相互応援協定等に基づき、他都道府県等から支援物資を調達する。

備蓄物資の状況等を踏まえ､供給すべき物資が不足し､自ら調達することが困難であるときは､国に対し、物資の調達を要請する。

＜資料編１－12　九都県市災害時相互応援等に関する協定＞

＜資料編１－12　震災時等の相互応援に関する協定＞

＜資料編１－12　全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定＞

エ　義援物資の受付

必要に応じて、企業等からの義援物資を受け付ける。

ただし、過去の災害において、個人等の小口義援物資については、被災地の需要に対応した形で供給することが困難であり、不要物資の滞留等の原因となることが示されたことから受入れを制限する。

（2）政府所有米の供給計画

政府所有米の調達を要するときは、知事は、農林水産省農産局長に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行うものとし、当該米穀を買い受ける場合には、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）の規定に基づき、知事は、農産局長と売買契約を締結したうえで、農産局長と販売等業務委託契約を締結している受託事業体から当該米穀の引き渡しを受ける。ただし、当該米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により売買契約を締結するいとまがないと農産局長が認めるときは、売買契約の締結前であっても、受託事業体から引き渡しを受けることができる。

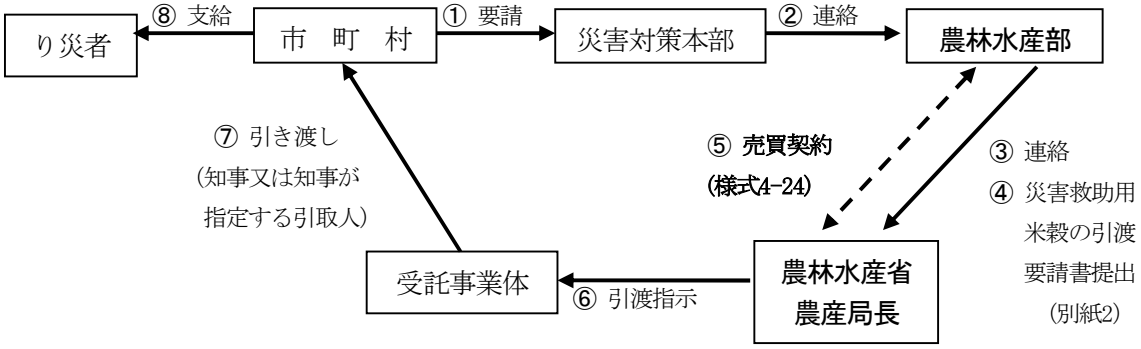
なお、米穀販売事業者から調達する米穀は精米で引渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する場合は、玄米引渡しであるから、精米による供給を受けられるよう、受託事業体へとう精を依頼する。

＜資料編６－９　災害救助用米穀の引渡要請書等の様式＞

図１　政府所有米穀の受渡し系統図

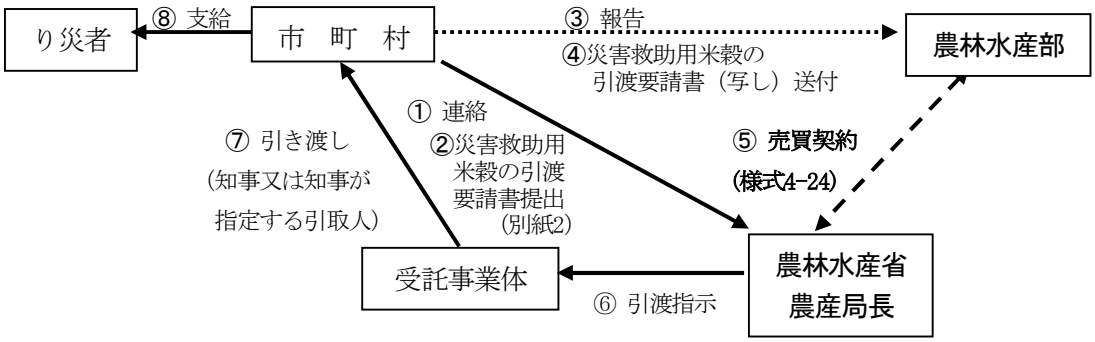
被災市町村から米穀の供給要請を受けた場合は、県から農林水産省農産局長に要請し、売買契約（様式4-24）を締結する。

Ⅰ　市町村からの要請を受け、県が要請する場合



Ⅱ　市町村が直接、要請した場合

市町村が直接、農林水産省農産局長に連絡した場合は、必ず県に報告することとし、県はこれを受けて農林水産省農産局長に連絡する。



（３）救援物資の供給体制の確保

県は、「千葉県大規模災害時応援受援計画」に基づき、大量の支援物資等を被災地へ迅速に供給するため、物流倉庫、在庫管理等の物流ノウハウ、資機材などを有する民間物流事業者と連携し、円滑な「支援物資の管理供給体制」を構築する。

なお、「災害発生時等の物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定」に基づき、物流倉庫の確保等については千葉県倉庫協会、車両による輸送関係等については一般社団法人千葉県トラック協会と連携して行う。

ア　県災害対策本部における民間物流事業者の活用

災害時においては、県災害対策本部内に支援物資物流に関する専門的な組織として「物資支援班」を編成し、支援物資物流に関する情報の一元的な管理を行う。

また、民間の物流事業者のノウハウを早期に活用できるようにするため、県の災害対策本部及び物資集積拠点における業務に物流専門家（民間物流事業者）が参画する体制とする。

イ　拠点等の確保

県物資集積拠点の設定については、「千葉県大規模災害時応援受援計画」に基づき、原則として、民間物流倉庫を拠点として選定し、施設・荷役機械、資器材・人材の全てにおいて民間物流事業者を主力とした体制を構築し、入庫から出庫までの一元管理を行う。

ただし、災害の状況等により、物流倉庫を物資集積拠点として使用することが困難となった

場合には、日本コンベンションセンター国際展示場（幕張メッセ）を、日本コンベンションセンター国際展示場が使用できない場合には県総合スポーツセンターを県物資集積拠点とするなど、状況に応じて、実現可能な協力体制を構築する。

ウ　県備蓄倉庫への職員の派遣

県は、「プッシュ型」支援を実施する場合、県備蓄倉庫における支援物資積載要員を地域振興事務所等から派遣する。

エ　輸送車両等の確保

民間物流事業者との連携により、車両の確保、配車計画の策定を行い、迅速、かつ円滑な輸送体制を構築する。

オ　その他の輸送手段の選定

道路の被害状況等により通常の手段では陸上輸送が困難な場合等には、自衛隊に応援要請を行う等により、海上輸送・航空機輸送を含めた最も適切な輸送手段を選定する。

また、物資の輸送のみならず、災害時における被災者の避難及び応急対策の実施に必要な人員、資材の迅速かつ円滑な輸送を図る。

（ア）海上輸送

a　応急海上輸送

関東運輸局は、災害時に陸上交通機関が途絶し、被災者、救援物資等の海上輸送を必要とする場合において、本部長の要請に基づき、応急海上輸送に従事する船舶の調達及び緊急修理造船所（工場）のあっせん等について協力するものとする。

b　配備計画

応急海上輸送体制を確保するための配備計画は、下記によるものとする。

（a）船舶

関東運輸局防災業務計画の定めるところによる。

（b）造船所

平時から関係事業者と連携を保ち、修理能力等の現況を把握しておくものとする。

（c）海上保安部（署）の協力

海上保安部（署）は、陸路による緊急輸送が困難な場合において、県から救護班、応急対策要員又は緊急物資の輸送の要請を受けた場合には、可能な限り所属巡視船艇をもって、緊急輸送に協力するものとする。

（イ）航空機輸送

道路の被害状況等により、陸路による救援物資等の緊急輸送が困難であり、かつ、緊急を要する場合は、自衛隊等に対して航空機による輸送を要請する。

カ　災害ボランティアの活用

県有施設を拠点として物資輸送を行う場合、必要に応じて、荷役作業等についての協力を県災害ボランティアセンターに要請する。

3　燃料の調達（防災危機管理部、健康福祉部）

（1）県は、災害時の応急対策が燃料不足による支障を避けるため、災害時における全庁の自家発電設備や公用車等の燃料について、千葉県石油商業組合及び千葉県石油協同組合と締結した石油類燃料の供給に係る協定に基づき、迅速な調達を行う。

＜資料編１－12　災害時における石油類燃料の供給に関する協定書＞

（2）県は、発災後、重要施設の燃料確保が困難な場合、県内の個々の要請案件について「緊急要請対応システム」または「燃料調整シート」により、国に対して優先供給を要請する。

＜資料編６－12　燃料調整シート＞

（3）県は、優先供給を要請し、石油元売会社から直接供給を行う必要が生じた場合の燃料供給を円滑に実施するために、重要な公共施設等に関する設備や搬入経路等の情報を石油連盟と共有し、有効に運用すべく、覚書を締結している。

＜資料編１－12　大規模災害時における重要施設への燃料の直接供給を行うための情報共有に係る覚書＞

（4）県は、被災市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努める。

（5）県は、所管する社会福祉施設等からの支援要請があった場合、必要に応じ、当該施設等への燃料の供給に係る調整に努める。

（6）県は、以上に係る措置に必要な体制や手続等をあらかじめ定めるものとする。

4 電源車の配備（防災危機管理部）

県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。

また、県は、作成した電源車等の配備先の候補案を電気事業者等に提供し、電気事業者は電力復旧計画等を考慮のうえ、電源車等の配備先を決定する。なお、複数の都道府県に大規模停電が発生した場合には、国や電気事業者等の調整によるものとする。

第９節　広域応援の要請及び県外支援

大規模地震時には、被害が拡大し各防災関係機関が単独でこれに対処することが困難な事態が想定される。

このため、各機関は、あらかじめ関係機関と十分に協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、災害時においては相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施する。

また、海外からの支援の受け入れについては、国の指導のもと体制整備に努めるものとする。

１　国等に対する応援要請（防災危機管理部、警察本部、市町村）

（１）職員の派遣要請又はあっ旋

ア　市町村長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は県知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあっ旋を求める。

イ　知事は、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあっ旋を求める。

（２）応急措置の実施要請及び応援の要求

ア　知事は、応急措置を実施するため必要があるときは、災害対策基本法第７０条第３項により、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、応急措置の実施を要請する。

イ　知事は、災害の規模等から都道府県間の応援要請のみでは不十分なときは、災害対策基本法第第７４条の３第１項により、内閣総理大臣に対し、他都道府県の応援を求める。

また、災害応急対策を実施するため必要があるときは、災害対策基本法第第７４条の４により、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、応援の求め又は災害応急対策の実施を要請する。

なお、具体的な要請の内容及び体制について検討するものとする。

（３）知事は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは緊急消防援助隊の応援及び自衛隊の派遣を要請する。

千葉県公安委員会は、広域緊急援助隊の派遣の要求に関し、他の都道府県警察に対して援助の要求をすることができる。

２　他都道府県等に対する応援要請（防災危機管理部）

知事は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、次に掲げる協定に基づき他の都道府県市に応援要請を行う。

（１）九都県市災害時相互応援等に関する協定

九都県市域において災害等が発生し、被災都県市独自では十分な応急措置ができない場合に、相互応援が行われる。本協定の下、「九都県市広域防災プラン」を具体的行動基準とし、「域内応援マニュアル」により広域応援を行う。

（２）関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定

カウンターパート方式により、職員の派遣、食料・飲料水及び生活必需品の提供、資機材の提供、避難者及び傷病者の受入れ、車両等の輸送手段の提供、医療支援等の応援を実施する。

（３）震災時等の相互応援に関する協定

関東地方１都９県間の迅速な災害対応を図るため「１都９県震災時等相互応援協定活動マニュアル」を策定し、災害時における連携を図っている。

（４）全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

上記協定では対策が十分に実施できない場合に、全国知事会の調整の下広域応援が行われる。

＜資料編１－12　九都県市災害時相互応援等に関する協定＞

＜資料編１－12　関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定＞
＜資料編１－12　震災時等の相互応援に関する協定＞
＜資料編１－12　全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定＞

3　千葉県大規模災害時応援受援計画（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、警察本部、市町村）

大規模な自然災害時における県外からの救援部隊（自衛隊等）、医療救護活動（ＤＭＡＴ等）、救援物資、ボランティアの受入れに当たっては、平成２８年３月に策定した千葉県大規模災害時応援受援計画に基づき、円滑に受入れ、柔軟かつ迅速に広域応援体制を確立する。

（1）救援部隊

被災状況等に応じて、広域防災拠点に指定している施設から、救援部隊の受入れ施設を選定する。

広域防災拠点（広域活動拠点等）　３４施設

支援ゾーン	施設名	備考（用途）
東葛・葛南ゾーン	陸上自衛隊松戸駐屯地	自衛隊
	海上自衛隊下総航空基地	自衛隊
	市営陸上競技場	消防、警察
	大堀川防災レクリエーション公園	消防
	県立柏の葉公園	警察
千葉中央ゾーン	陸上自衛隊習志野駐屯地及び演習場	自衛隊
	陸上自衛隊下志津駐屯地	自衛隊
	岩名運動公園	自衛隊
	県総合スポーツセンター	消防
	四街道運動公園	消防、警察
	道の駅やちよ	警察
市原・木更津ゾーン	陸上自衛隊木更津駐屯地	自衛隊
	航空自衛隊木更津基地	自衛隊
	海上自衛隊木更津基地	自衛隊
	市原文化の森	消防、警察
	かずさアカデミアパーク	消防、警察
海匝・山武ゾーン	県総合スポーツセンター東総運動場	自衛隊
	昭和の森	自衛隊
	旭文化の杜公園	消防、警察
	松尾運動公園	消防、警察
長生・夷隅ゾーン	いすみ市文化とスポーツの森公園	自衛隊、消防、警察
	県立長生の森公園	自衛隊、消防、警察
	大多喜町Ｂ＆Ｇ海洋センター	自衛隊
	睦沢町総合運動公園	自衛隊
	長南町陸上競技場	自衛隊
	道の駅たけゆらの里おおたき	警察
	尼ケ台総合公園	消防、警察
館山・鴨川・勝浦ゾーン	海上自衛隊館山航空基地	自衛隊
	航空自衛隊峯岡山分屯基地	自衛隊
	鴨川市総合運動施設	自衛隊、消防、警察
	道の駅ふれあいパークきみつ	自衛隊
	県立館山運動公園	自衛隊、消防、警察
成田・印西ゾーン	牧の原公園	消防、警察

	北羽鳥多目的広場	消防、警察

（2）医療救護

被災状況に応じて、災害医療本部が中心となり、広域防災拠点（災害拠点病院等）と連携し、県外からのＤＭＡＴの受入れや重症傷病者の航空搬送等について調整する。

広域防災拠点（災害拠点病院等）　２８施設

支援ゾーン	施設名	備考（用途等）
東葛・葛南ゾーン	船橋市立医療センター 東京歯科大学市川総合病院 順天堂大学医学部附属浦安病院 松戸市立総合医療センター 東京慈恵会医科大学附属柏病院 東京女子医科大学附属八千代医療センター 東京ベイ・浦安市川医療センター 千葉県済生会習志野病院 千葉西総合病院 海上自衛隊下総航空基地	航空搬送拠点
千葉中央ゾーン	千葉県総合救急災害医療センター 千葉大学医学部附属病院 千葉市立海浜病院 国立病院機構千葉医療センター 千葉市立青葉病院	
市原・木更津ゾーン	県循環器病センター 帝京大学ちば総合医療センター 千葉労災病院 君津中央病院	
長生・夷隅ゾーン	近隣の災害拠点病院が対応	
海匝・山武ゾーン	総合病院国保旭中央病院 東千葉メディカルセンター	
館山・鴨川・勝浦ゾーン	安房地域医療センター 亀田総合病院	
成田・印西ゾーン	成田赤十字病院 日本医科大学千葉北総病院 県立佐原病院 東邦大学医療センター佐倉病院 国際医療福祉大学成田病院	広域災害医療拠点

（3）救援物資

平成２５年１月に締結した「災害発生時等の物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定」に基づき、民間物流事業者と連携のうえ、被災状況に応じて救援物資の受入れ先を選定し、物資の管理、市町村物資拠点への輸送を行う。

広域防災拠点（広域物資拠点）　民間営業倉庫及び２施設

支援ゾーン	施設名	備考（用途等）
東葛・葛南ゾーン	民間営業倉庫	
千葉中央ゾーン	民間営業倉庫 幕張メッセ 県総合スポーツセンター	予備 予備
市原・木更津ゾーン	民間営業倉庫	
長生・夷隅ゾーン	民間営業倉庫	
海匝・山武ゾーン	民間営業倉庫	
館山・鴨川・勝浦ゾーン	近隣の民間営業倉庫を活用	
成田・印西ゾーン	民間営業倉庫	

※　民間営業倉庫については、「災害発生時等の物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定書実施細目」に基づき、毎年４月に情報を更新する。

（4）災害ボランティア

被害状況に応じて、県は広域災害ボランティアセンターを被災地域の近隣に設置する。当センターの運営は千葉県災害ボランティアセンター連絡会が行う。

広域防災拠点（広域災害ボランティアセンター）　５施設

支援対象地域 （おもな支援対象）	名称	備考（施設名）
東葛・葛南地域 （浦安市～船橋市）	東葛飾広域災害ボランティアセンター	西部防災センター
千葉地域 （習志野市～市原市）	千葉広域災害ボランティアセンター	県総合スポーツセンター
君津地域 （袖ケ浦市～富津市）	かずさ広域災害ボランティアセンター	かずさアカデミアパーク
安房地域 （館山市、南房総市、鴨川市）		
海匝・山武・長生地域 （銚子市～一宮町）	九十九里広域災害ボランティアセンター	さんぶの森公園
夷隅地域 （勝浦市、いすみ市、御宿町）	いすみ広域災害ボランティアセンター	大多喜町Ｂ＆Ｇ海洋センター

（5）運用

県は、広域防災拠点の選定手順、広域防災拠点の運営、関係機関との調整等災害応急対策を実行するための具体的な手続については、千葉県大規模災害時応援受援計画に基づき、広域防災拠点の運用を図る。

広域防災拠点の施設管理者である市町は、「千葉県広域防災拠点施設の利用に関する協定」に基づき、施設の開錠等、拠点施設の利用に必要な協力を行うものとする。

（6）人的応援・受援

県は、市町村から職員派遣の要請がある場合、又は、情報連絡員が市町村の支援ニーズを把握した場合、災害対策本部の運営支援、物資の仕分け等の支援、避難所運営支援及び罹災証明書の交付支援等について、以下のとおり調整等を行い、人的支援措置を速やかに講ずるものとする。

ア 県応援職員の派遣調整

イ 「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づく、市町村応援職員の派遣調整

ウ ア及びイでは、十分な対応ができないと見込まれる場合には、総務省の「応急対策職員派遣制度に関する要綱」に基づく、国への応援要請

4　県の市町村への応援（防災危機管理部）

（1）情報連絡員の派遣について

県は、災害即応体制時から、あらかじめ選定した職員を、対象市町村に情報連絡員として派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集する。

その他、必要な事項については、リエゾンハンドブックの定めによるものとする。

（2）物的支援について

県は、市町村が甚大な被害を受け、物資の提供や調達が困難になった場合には、市町村からの要請や情報連絡員が把握した支援ニーズに基づき、食料及び燃料等の生活必需物資を確保し、迅速な供給に努めることを原則とするが、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下したと推測される市町村に対しては、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需物資等を送り込む「プッシュ型」による物資の供給を行う。

5　県による応急措置の代行（防災危機管理部）

県は、県内で災害が発生した場合において、被災により市町村がその全部または大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、災害対策基本法第７３条により、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、または土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市町村に代わって行うものとする。

6　市町村間の相互応援（防災危機管理部）

（1）被災市町村長は、応急措置を実施するため必要と認めるときは、県内市町村間で締結した「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、他の市町村長に応援要請を行う。

（2）知事は、上記（1）の応援が迅速かつ的確に行われるよう、その総合調整を行うとともに、特に必要があると認めるときは、他の市町村長に対し被災市町村を応援するよう指示する。

この場合において知事は、応援を指示した市町村長に対し、次のことを示さなければならない。

ア　応援をすべき市町村名

イ　応援の範囲又は区域

ウ　担当業務

エ　応援の方法

（3）市町村長は、被災市町村からの応援要請又は知事からの応援要請がない場合においても、被害の状況等に応じ、自主的に応援を行う。

＜資料編１－12　災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定＞

7　市町村の受援体制の整備（防災危機管理部、市町村）

市町村は、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に救援部隊や他の地方公共団体及び防災関係機関からの応援を受けることができるよう、市町村地域防災計画等に受援計画を位置付けるよう努めるものとし、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。

特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

8　消防機関の応援（防災危機管理部）

（1）被災市町村長（消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合を含む。）は、県内消防機関による広域的な応援を必要と認めるときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき、他市町村に消防機関による応援を要請する。

＜資料編１－12　千葉県広域消防相互応援協定書＞

（2）知事は、緊急の必要があると判断したときは、「消防組織法第４３条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき、千葉県消防広域応援隊の出動を被災市町村以外の市町村長及び消防機関の長に指示するとともに、県内の消防力を結集しても消防力に不足が生じると認められるときは、消防組織法第４４条の３の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊や他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣等を要請し、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱に基づき策定された受援計画により、応援活動を受け入れる。

＜資料編１－17　消防組織法第４３条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱＞

＜資料編１－16　緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱＞

＜　〃　緊急消防援助隊の運用に関する要綱＞

（3）被災市町村以外の市町村は、被災市町村からの応援要請を受けたとき及び千葉県消防広域応援隊の出動に関して知事の指示があったときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」並びに「消防組織法第４３条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

9　国土交通省所管の公共施設に係る相互応援（県土整備部）

県土整備部長は、県及び市町村の管理する公共施設に係わる応急措置を実施するため必要があると認めるときには、関東地方整備局及び１都８県５政令市の間で締結した「災害時相互協力に関する申合せ」に基づき、応援要請を行う。

＜資料編１－12　災害時相互協力に関する申し合わせ＞

10　水道事業体等の相互応援（総合企画部、企業局）

水道事業体等の管理者は、応急措置を実施するため他の事業体等の応援を求めようとするときは、県内水道事業体等の間で締結した「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき、県に必要な措置を要請する。

県は水道事業体等の要請に基づいて応援の調整を行い、他の事業体等に応援要請を行うとともに、水道業者への応援要請の必要があるときは一般社団法人千葉県上下水道インフラ整備協会と県が締結した「災害時等における水道復旧活動に関する協定」等に基づき復旧活動の要請を行う。

＜資料編１－12　千葉県水道災害相互応援協定＞

＜資料編１－12　災害時等における水道復旧活動に関する協定＞

11　下水道施設に係る災害時支援（県土整備部）

下水道管理者は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、公益社団法人日本下水道管路管理業協会関東支部長と下水道課長が締結した「災害時等における応急対策の協力に関する協定書」及び千葉県環境整備協同組合と締結した「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務基本協定」により応急対策を行うとともに、県単独で対応できない下水道被害が発生した場合には、東京都など１都７県等との「関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき、応急措置の支援を要請する。

＜資料編１－12 災害時等における応急対策の協力に関する協定書＞
＜資料編１－12 地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務基本協定＞
＜資料編１－12 関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール＞

12　資料の提供及び交換（総務部、防災危機管理部、企業局）

（１）防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査の成果を相互に交換する。

（２）知事及び指定地方行政機関の長は、災害応急対策に必要な職員の派遣措置が講じられるよう、あらかじめ関係資料を整備しておく。

13　経費の負担（総務部、総合企画部、防災危機管理部、企業局）

（１）国又は他都県、市町村から県又は市町村に職員派遣を受けた場合

国から県又は市町村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法、並びに他都県、他市町村から県又は市町村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による。（災害対策基本法施行令第18条）

（２）指定公共機関等から協力を受けた場合

指定公共機関等が県に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほか、その都度、又は事前に相互に協議して定めた方法による。

14　民間団体等との協定等の活用（全庁）

県は、大規模災害時における迅速な応急・復旧体制を図るため、必要と認めるときは、すでに協定等を締結している各民間団体等に対し協力を要請する。

＜資料編１－12　応援協定等一覧表＞

15　海外からの支援受入れ（防災危機管理部）

（１）知事は、国の緊急災害対策本部等が海外からの支援の受入れを決定した場合、市町村及び消防機関との調整を行い、その受入れと活動の支援に努める。

（２）知事は、海外のＮＧＯ（非政府組織）団体等から直接支援の申し出があった場合、次のことを確認したうえで、受入れを判断する。

ア　協力の内容、期間、人員
イ　入国上の問題点
ウ　市町村、消防機関の意向

16　県外被災県等への支援（総務部、総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、企業局、教育庁）

東日本大震災及び熊本地震で被災地に以下の支援を行った経験を踏まえ、県外被災地への支援の枠組みを整備し、今後、大規模な災害が県外で発生した場合についても、県として体制を整備し、被災地における円滑な支援を行う。

（1）人材支援

ア　医療チームの派遣（DMAT、医療救護班、ＪDAT、DPAT等）

イ　保健師チームの派遣

ウ　福祉チームの派遣（DWAT）

エ 災害時健康危機管理支援チームの派遣（DHEAT）

オ　スクールカウンセラー等の派遣

カ　被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣

キ　上水道に関する応急給水隊、応急復旧隊等

企業局は「社団法人日本水道協会千葉県支部災害時相互応援に関する協定（平成10年5月18日締結)」に基づき応援隊を派遣する。

ク　職員の派遣

上記のほか、既存の応援調整の仕組みによるもの以外の職員の派遣については、「千葉県大規模災害時応援受援計画」によるものとする。

（2）　物資支援

ア　医薬品等

イ　救援・義援物資

（3）その他

ア　被災者の移送

イ　震災に係る広域的な火葬受入

ウ　県所有入浴システムによる入浴支援

17　広域避難（総務部、防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、市町村）

県は、市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域避難に関する支援要請又は受入れに係る手続を円滑に行うものとする。

（1）広域避難の調整手続等

ア　市町村は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

イ　県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。

ウ　県は、国に対し、受入先の候補となる地方公共団体及びその地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等)、広域避難について助言を求めるものとする。

県は、市町村から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。

エ　市町村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

オ　県、市町村及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

カ　県、市町村、指定行政機関、公共機関及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

（2）広域避難者への支援

県は、東日本大震災での県外避難者の受入れの経験等をもとに、支援を行うものとする。

ア　避難者情報の提供

住所地（避難前住所地）の市町村や都道府県では、避難者の所在地等の情報把握が重要となっている。

避難者を受け入れた県及び市町村は、避難者から、避難先の市町村へ避難先等に関する情報を任意にいただき、その情報を避難前の都道府県や市町村へ提供し、避難者への支援を円滑かつ効果的に行う。

イ　住宅等の滞在施設の提供

受入れ先市町村における公共施設等の受入体制を補完するため、県及び市町村は、広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

ウ　被災者への情報提供等

市町村は、被災者台帳の活用等により、被災者の居所の把握等情報収集を行うとともに、地域外避難者に対し広報紙の送付やインターネット等による情報提供に努める。

所在が確認できる広域避難者については、受入先都道府県、市町村と連絡を密にし、情報、サービスの提供に支障が生じないよう配慮する。

18　広域一時滞在

（1）広域一時滞在の調整手続等

ア　市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し他の都道府県との協議を求めることができる。

イ　県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行うものとする。

ウ　県は、国に対し、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を求めるものとする。

また、都道府県は、市町村から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。

エ　市町村は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

第１０節　自衛隊への災害派遣要請

大規模な地震等の災害が発生し、住民の生命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、知事は、災害派遣の要請を行う。

１　災害派遣の要請（防災危機管理部）

知事は、地震災害が発生し、人命又は財産の保護のために必要があると認めた場合、もしくは市町村長から災害派遣の要請の要求があった場合は、自衛隊に対し災害派遣を要請する。また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。

２　災害派遣の方法（防災危機管理部、市町村）

災害派遣については、災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

（１）知事の要請による災害派遣

ア　災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、自衛隊に災害派遣を要請し、必要と判断される場合に実施される。

この際、県内に震度６強以上を観測した場合は、当該地域に陸上自衛隊の災害派遣を速やかに要請する。

イ　災害に際して被害がまさに発生しようとしている場合、知事が予防のため自衛隊に災害派遣を要請し、事情やむを得ないと認められるときに実施される。

ウ　災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、市町村長が応急措置を実施するため必要があると認め、知事に対し災害派遣を要請するように求めた場合、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣を要請し、必要と判断される場合に実施される。

市町村長は、知事に対して自衛隊に災害派遣の要請の要求を行った旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができるものとし、自衛隊に通知したときは、速やかにその旨を知事に通知する。

（２）知事が要請するいとまがない場合等における災害派遣

ア　災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能で、市町村長から自衛隊が通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要が認められる場合、災害派遣が実施される。市町村長が自衛隊に通知したときは、速やかにその旨を知事に通知する。

イ　災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能で、自衛隊自ら収集した情報及びその他の情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。

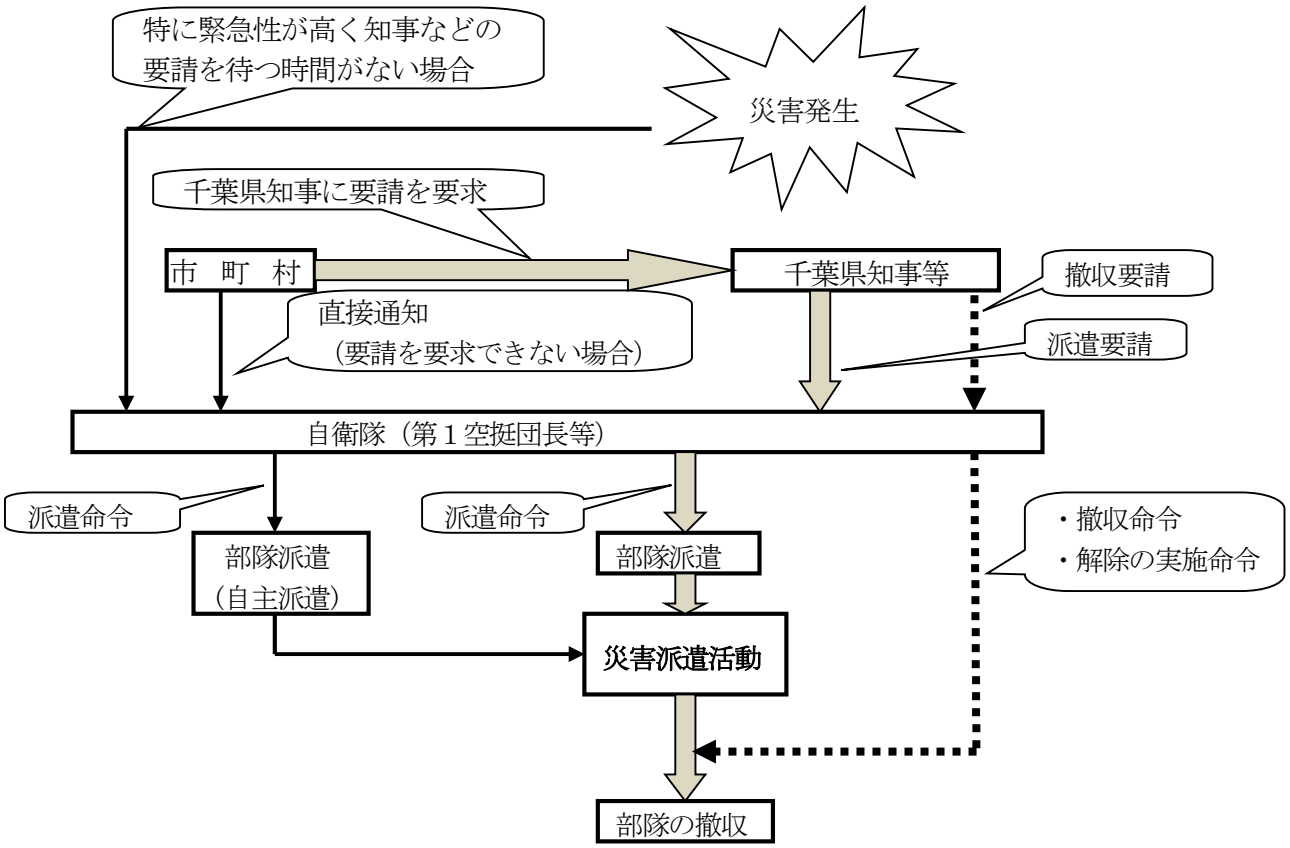
ウ　災害に際し、関係機関に対して当該災害に関する情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。

エ　災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確で、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。

オ　庁舎・営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生した場合、自衛隊が自主的に派遣する。

カ　大規模な災害が発生した際には、自衛隊は、その活動が円滑に進むよう「提案型」の支援を行い、支援ニーズを早期に把握・整理する。

（3）要請から派遣、撤収までの流れ



＜資料編５－２　自衛隊の災害派遣要請の様式＞

3　災害派遣要請の手続等（防災危機管理部）

（1）要請者

千葉県知事

（2）要請手続

ア　知事が自衛隊の派遣を要請するときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請する。

ただし、緊急を要する場合にあっては、口頭、電信又は電話で要請し、事後速やかに文書を送達する。

（ア）災害の情況及び派遣を要請する事由

（イ）派遣を希望する期間

（ウ）派遣を希望する区域及び活動内容

（エ）その他参考となるべき事項

イ　災害派遣の要請は、原則として陸上自衛隊は千葉隊区担当部隊長である第１空挺団長を、海上自衛隊は横須賀地方総監を、航空自衛隊は中部航空方面隊司令官を、それぞれ窓口として実施する。

ただし、突発災害等において、時間的余裕がなく緊急に自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊等の長に対し要請する。この場合、事後速やかに通常窓口となる部隊長に通知する。

ウ　要請文書のあて先

区　分	あ　て　先	所　在
陸上自衛隊に対するもの	第１空挺団長	〒274-8577　船橋市薬円台3-20-1
	高射学校長	〒264-8501　千葉市若葉区若松町902
	第１ヘリコプター団長	〒292-8510　木更津市吾妻地先
	需品学校長	〒270-2288　松戸市五香六実17
海上自衛隊に対するもの	横須賀地方総監	〒238-0046　横須賀市西逸見町１
	下総教育航空群司令	〒277-8661　柏市藤ヶ谷1614-1
	第２１航空群司令	〒294-8501　館山市宮城無番地
航空自衛隊に対するもの	中部航空方面隊司令官	〒350-1394　狭山市稲荷山2-3

（３）自衛隊が災害派遣する場合の知事への通知

知事の派遣の要請又は自衛隊自らの判断により、部隊を派遣した場合は、速やかに知事に派遣部隊の指揮官の官職・氏名その他必要事項を通知する。

４　知事への災害派遣の要請の要求（防災危機管理部、市町村）

（１）知事に対する自衛隊災害派遣の要請の要求は、原則として市町村長が行う。

（２）市町村長が知事に対して災害派遣要請を要求するときは、次の事項を明記した文書をもって行う。

ただし、緊急を要する場合において、電話等で依頼し、事後速やかに文書を送達する。

ア　提出（連絡）先　　防災危機管理部防災対策課

イ　提出部数　　１部

ウ　記載事項

（ア）災害の情況及び派遣を要請する事由

（イ）派遣を希望する期間

（ウ）派遣を希望する区域、活動内容

（エ）連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等参考となるべき事項

５　自衛隊との連絡（防災危機管理部）

（１）情報の交換

県防災危機管理部及び自衛隊は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、各種情報を迅速、的確に把握し、相互に情報を交換する。

（２）連絡班の派遣

知事は、災害発生し、また発生のおそれがある場合は、関係部隊に連絡班の派遣を依頼する。

（３）連絡所の設置

県防災危機管理部は、災害派遣業務を調整し、その迅速化を図るため、通常は県庁内中庁舎１０階に、状況等により指揮連絡上最も適切なところに、自衛隊連絡班による連絡所を設置する。

（４） 連絡所における調整組織の構築

県防災危機管理部は、自衛隊に対する市町村からの支援要望について、その態勢、要領及び他の機関等との役割区分を明確にするため、必要に応じ、県、市町村、自衛隊等による調整組織を構築する。

この際、各市町村は、自らの消防力等の活用、自衛隊による教育支援を含めた対応要領の普及等、共助体制の早期確立に努める。

６　災害派遣部隊の受入体制（防災危機管理部、市町村）

（１）他の災害救助・復旧機関との競合又は重複の排除

知事及び市町村長は、自衛隊の活動が他の災害救助・復旧機関等と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に活動を分担するよう配慮する。

（２）作業計画及び資材等の準備

知事及び市町村長は、自衛隊に対する救援活動の要請に当たっては、どのような分野（捜索、救助、救急、緊急輸送等）についてどの程度要請するのか、具体的に実効性のある計画を作成するとともに、必要な資材等を準備する。また、施設土地等の使用に関して管理者の了解を得るとともに、活動間を含め住民との連絡調整を実施する。

（３）活動拠点及びヘリポート等使用の通知

知事及び市町村長は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動が実施できるように自衛隊の活動拠点、ヘリポート及び宿舎等必要な設備について、関係機関等と協議のうえ、使用調整を実施し部隊に通知する。

（４）自衛隊装備品の主要性能等

＜資料編５－４　ヘリコプター臨時離発着場適地一覧表＞

＜資料編５－５　県有施設ヘリサイン設置場所一覧表＞

＜資料編６－５　自衛隊の航空機、施設機材等主要性能一覧表＞

（５）災害派遣時に実施する自衛隊の救援活動内容

ア　被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。

イ　避難の援助

避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。また、地方公共団体等から避難者等の駐屯地等へ の受入れを求められた場合、駐屯地司令等は、受入可能な範囲で避難者等を受け入れ、避難者等に対して、所要の支援を実施するものとする。なお、避難者等については、原則として地方公共団体等からの要請に基づき受け入れるものとし、避難者等を受け入れる場合、駐屯地司令等は、地方公共団体と同職員の駐屯地等への配置、避難所等への早期移管を調整する。

ウ　遭難者等の捜索救助

行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、捜索救助を行う。

エ　水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

オ　消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常県又は市町村等が提供するものを使用する。

カ　道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。

キ　応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常県又は市町村等の提供するものを使用するものとする。

ク　人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

ケ　給食、給水及び入浴支援

被災者に対し、給食、給水及び入浴支援を実施する。

コ　物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。

サ　危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

シ　その他

その他の臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

7　災害派遣部隊の撤収要請（防災危機管理部）

知事は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定及び民生の復興に支障がないよう、当該市町村長及び派遣部隊の長と協議を行う。

8　経費負担区分（市町村）

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市町村が負担するものとし、２以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村が協議して定める。

（1）派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備品を除く。）等の購入費、借上料及び修繕費

（2）派遣部隊の宿営に必要な土地、建物、岸壁、曳船等の使用及び借上料

（3）派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等

（4）天幕等の管理換に伴う修理費

（5）その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市町村が協議する。

9　自衛隊の即応態勢

（1）情報収集

震度５強以上の地震が発生した場合は、速やかに航空機などで情報収集する。

（2）初動対処態勢

ア　陸上自衛隊

各駐（分）屯地は、一部の勢力により、命令受領後、１時間を基準に出動できる態勢を維持している。

イ　緊急時の人命救助

救難用航空機として中型ヘリコプター各１機が待機している。

（ア）陸上自衛隊 第１師団第１飛行隊（東京都立川市）

（イ）海上自衛隊 第２１航空群（千葉県館山市）

第１１節　学校等の安全対策・文化財の保護

災害時は学校等における児童生徒の安全の確保に努めるとともに、学校等が被災した場合でも早期授業再開を目指す。

また、学用品がなくなり就学に支障をきたした児童生徒に対しての支援を行う。

文化財が被災した場合は、早急に被害状況を確認の上、保護し、文化的価値を損なわないよう被害の拡大を防ぐ。

１　防災体制の確立（総務部、教育庁、市町村）

（１）公立学校

ア　防災教育の一層の充実

学校は、東日本大震災の教訓を生かし、学校と地域が連携した防災訓練などの体験活動を通じて、自ら安全な行動がとれること（自助）や、他者や地域の防災に貢献できること（共助）など、発達段階に応じた防災意識の高揚に努めるものとする。

イ　事前準備

（ア）校長は、学校の立地条件などを考慮した上、学校安全計画を策定し、実施するとともに、危険等発生時対処要領を作成し、周知する。

（イ）校長は、災害の発生に備えて次のような対策及び措置を講じなければならない。

ａ　計画的に防災にかかわる施設、設備の点検整備を図る。

ｂ　児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置、保護者との連絡方法を検討する。

ｃ　当該教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡体制を確立する。

ｄ　勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知させておく。

ｅ　通学が広範囲となる県立学校等においては、交通網の遮断により帰宅できなくなる場合を想定し、学校・地域の実情に応じて、必要な防災備蓄を推進するよう努める。

ウ　災害時の体制

県は、東日本大震災の経験と教訓を活かし、今後発生が予想される首都直下地震などの揺れの大きな地震に備え、授業中や保護者への引渡しなど状況に応じた教職員の対応、また、特別な支援を必要とする児童生徒への対応などを示した「学校における地震防災マニュアル」（平成24年3月）を作成した。

各学校は、このマニュアルを活用し、児童生徒の安全確保を第一とした防災体制を確立させる。

（ア）校長は、状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。

（イ）校長は、災害の規模並びに児童生徒、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、当該教育委員会へ報告しなければならない。

（ウ）校長は、状況に応じ、臨時休校等適切な措置をとり、当該教育委員会に報告する。

（エ）校長は、避難所の開設等災害対策に協力するため、学校の管理業務の一環として、職員の配備、役割分担計画を策定するなど、避難所運営等に必要な職員を確保して万全の体制を確立する。

（オ）校長は、準備した学校安全計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど災害状況と合致するよう速やかに調整する。

（カ）応急復旧計画については、当該教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童生徒等に周知徹底を図る。

エ　災害復旧時の体制

（ア）校長は、教職員を掌握するとともに校舎の準備を行い、児童生徒等に対しては被災状況を調査し、当該教育委員会と連絡し、教科書及び教材の給与に協力する体制に努める。

（イ）被災地区の市町村教育委員会は、被災学校の校長に対し、情報及び指令の伝達に万全を期する。

（ウ）校長は、学校が災害により校舎等の一部損壊や、避難所等に学校を提供することなどにより、児童生徒の一部又は全部が学校を使用できなくなる場合には、応急復旧計画に基づき、当該教育委員会と緊密に連絡の上、出来る限り早い段階での授業再開に努める。

（エ）当該教育委員会は、被災学校に対して、授業再開に向けての必要な指導をするとともに、学校が使用できない場合には、他の公共施設等の使用を確保することなど、早期の授業再開を支援する。

（2）私立学校（総務部）

ア　防災教育の一層の充実

県は、東日本大震災の教訓を生かし、学校と地域が連携した防災訓練などの体験活動を通じて、自ら安全な行動がとれること（自助）や、他者や地域の防災に貢献できること（共助）など、発達段階に応じた防災意識の向上に努めるものとする。

イ　事前準備

校長は、公立学校に準じて災害時の学校安全計画を策定し、保護者及び児童生徒等に周知徹底を図るなど、災害の発生に備えて適切な対策及び措置を講じる。

また、避難所に指定されている学校は、市町村と運営方法について、あらかじめ協議しておく。

県は、私立学校に学校安全計画の策定を指導する。

ウ　災害時の体制

校長は、学校安全計画を基に、災害の状況に応じた適切な対策及び措置をとるとともに、被害状況等を市町村及び県総務部学事課に報告する。

エ　災害復旧時の体制

校長は、施設・設備並びに教職員及び児童生徒の状況を把握し、早期の授業再開及び平常授業への復帰に努める。

2　学用品の調達及び支給（総務部、防災危機管理部、教育庁、市町村）

災害により、学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対して、教科書、文房具や通学用品等の学用品を給与する。

（1）実施機関

教材・学用品の給与は、市町村長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は救助実施市の長が行い、市町村長（救助実施市の長を除く。）は知事を補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長（救助実施市の長を除く。）が行うこととすることができる。

（2）学用品の給与

ア　学用品の給与を受ける者

（ア）災害によって住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水の被害を受けた児童生徒等であること。

（イ）小学校児童（義務教育学校及び特別支援学校の小学部児童を含む。）、中学校生徒（義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒）

（ウ）学用品を喪失又は損傷し、就学に支障を生じている者であること。

イ　学用品給与の方法

（ア）学校及び教育委員会の協力を受けて行う。

（イ）被害別、学年別の学用品購入（配分）計画を立てて行う。

（ウ）実際に必要なものに限り支給する。

（エ）文房具、通学用品はできるだけ同一規格、同一価格のもので行う。

ウ　学用品の品目

（ア）教科書及び教材

小学校児童及び中学校生徒が「教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）」第２条第１項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出、又はその承認を受けて使用している教材であること。高等学校等生徒が正規の授業で使用する教材であること。

（イ）文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等

（ウ）通学用品

運動靴、傘、カバン、長靴等

3　授業料等の減免・育英補助の措置（総務部、教育庁、市町村）

（1）県

ア　授業料の減免

生徒の保護者等の住家等に災害を受けた場合は、その被災の程度に応じて、千葉県立高等学校授業料の減免に関する規程の措置をとり減免することができる。

また、私立高等学校が定めるところにより、被災した生徒の授業料の減免措置を行った学校法人に対し、千葉県私立高等学校授業料減免事業補助金交付要綱に基づき助成する。

イ　育英補助の措置

被災したことにより千葉県奨学金貸付条例の奨学生の資格を有するようになった場合は、予算の範囲内で貸付をし、また、現に奨学生であった者で、被災したことにより返還が著しく困難になった場合は、返還猶予をすることができる。

（2）市町村

市町村は、被災した児童生徒等に対する学校納付金等の減免について必要な計画を樹立しておく。

4　学校給食の実施（教育庁）

県は、学校の再開後、学校給食を再開するに当たっては、市町村等の要請に応じ、指導、助言を行う。

また、市町村等からの物資等の調達に関する要請を受けた場合に（公財）千葉県学校給食会等に応援を要請する。

5　文化財の応急対策（教育庁、市町村）

（1）災害時の状況把握及び報告

ア　県は、市町村及び文化財所有者等からの報告・連絡により文化財の被害状況把握に努める。また、国指定等文化財については、状況を把握した後、速やかに文化庁に報告する。

イ　市町村は、文化財の被害状況を把握し、速やかに県に報告する。

ウ　文化財所有者等は、安全を確保した上で、文化財の被害状況を確認し、市町村を経由し県に報告する。

（2）災害時の応急措置

ア　県は、必要に応じて文化財担当職員を現地に派遣して状況を確認し、応急措置等の指導・助言を行うとともに、その復旧計画の策定に際して必要な指導・助言及び支援を行う。

イ　市町村は、文化財所有者等や地域住民等と協力し、必要に応じて、応急的修理等の救済措置を講ずる。

ウ　文化財所有者等は、危険のない範囲で、応急的措置や災害の拡大防止に努める。

建造物については、市町村等の協力を得て、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値が失われないよう措置をとる。

有形文化財について、収蔵・展示施設が被災した場合は、県・市町村及び地域住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護を図る。

記念物については、市町村等の協力を得て、二次的倒壊・崩落を極力防止するため応急的措置を講ずる。

第１２節　帰宅困難者等対策

震災発生直後に、人々が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、路上や鉄道駅周辺で大混雑が発生し、集団転倒に巻き込まれたり、経路上の延焼火災、沿道建物の倒壊や落下物等により負傷するおそれがある。

また、大量の人々が路上にあふれた場合には、救急・救助活動の妨げとなる可能性もある。

このため、早期に「むやみに移動を開始しない」という基本原則を呼びかけるとともに、帰宅困難者等への速やかな情報提供、帰宅困難者等の安全確保、救急・救助活動が落ち着いた後の帰宅支援を実施する。

１　一斉帰宅抑制の呼びかけ（防災危機管理部）

震災発生直後の一斉帰宅行動を抑制するため、県は、県民、企業、学校など関係機関に対し、国、周辺都県、市町村と連携して、テレビやラジオ放送などを通じてむやみに移動を開始せずに職場や学校などの施設内に留まるよう呼びかけを行う。

また、呼びかけの効果を高めるため、エリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、ＳＮＳなどの媒体を活用した一斉帰宅抑制の呼びかけについても検討・実施していく。

２　企業、学校など関係機関における施設内待機（総務部、教育庁）

企業及び学校など関係機関は、従業員、顧客、児童生徒及び施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客、児童生徒を施設内又は安全な場所へ待機させるよう努める。

３　大規模集客施設や駅等における利用者保護

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、管理する施設の安全及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で利用者を施設内の安全な場所へ保護する。

４　帰宅困難者等の把握と情報提供（防災危機管理部、警察本部、市町村）

（１）帰宅困難者等の把握と混乱防止

県は、大規模集客施設や駅等の周辺における混乱を防止し、付近で発生した滞留者や都内から幹線道路などを通って徒歩により県内に移動してくる帰宅困難者等について把握するとともに、関係機関へ情報提供を行う。

（２）帰宅困難者等への情報提供

県及び市町村は、地震に関する情報、広域的な被害情報、家族等との安否確認方法などについて、テレビ・ラジオ放送やホームページなどを活用し、情報提供を行う。

また、駅周辺ごとに設立される駅周辺帰宅困難者等対策協議会においても、あらかじめ確立された情報連絡体制及び提供方法に基づいた情報提供を行う。

さらに、市町村や関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、防災ポータルサイト、ＳＮＳ、駅周辺の大型ビジョンやデジタルサイネージなどを活用した情報提供についても検討・実施していく。

５　一時滞在施設の開設及び施設への誘導（全庁、市町村）

（１）一時滞在施設の開設

県及び市町村は、交通機関が一定期間停止することが見込まれ、大量の帰宅困難者の発生が予想される場合には、あらかじめ一時滞在施設として指定した所管の施設について、被災状況や安全性を確認した後、一時滞在施設として開設する。

また、市町村は区域内の民間施設管理者に対して、一時滞在施設開設の要請を行う。

市町村は、一時滞在施設の開設状況を集約し、県へ報告するとともに、駅、大規模集客施設、

帰宅困難者、企業等へ情報提供を行う。

併せて、県からも県内の一時滞在施設の開設状況をホームページなどに掲載するなどして提供する。

（2）一時滞在施設への案内又は誘導

大規模集客施設や駅等で保護された利用客については、原則、各事業者が市町村や警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ案内又は誘導する。

（3）一時滞在施設の運営

施設管理者は、あらかじめ定めた手順により帰宅困難者等を受け入れることとし、運営に当たっては、必要に応じて帰宅困難者に協力を求めることとする。その際、県や市町村は関係機関と連携し、施設管理者に対して、災害関連情報や公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を提供する。

6　徒歩帰宅支援（防災危機管理部、市町村）

（1）災害時帰宅支援ステーション協定締結企業等に対する支援要請

県及び市町村は、震災発生後コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンドなど、災害時帰宅支援ステーション協定を締結している事業者に対し、九都県市と連携して支援の要請を行う。

＜資料編１－12　災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書＞

＜資料編１－12　災害時における帰宅困難者支援に関する協定書＞

（2）徒歩帰宅支援

職場や一時滞在施設に留まった帰宅困難者等は、救急・救助活動が落ち着いた後、帰宅を開始することになる。

その際、県及び市町村は、徒歩で帰宅する帰宅困難者等に対し、帰宅支援対象道路沿いの道路状況、沿道の被害、混雑状況、災害時帰宅支援ステーションの開設情報などをテレビ・ラジオ放送やホームページなどを活用し提供する。

また、市町村や関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、防災ポータルサイト、ＳＮＳ、駅周辺の大型ビジョンやデジタルサイネージなどを活用した情報提供についても検討・実施していく。

7　帰宅困難者（特別搬送者）の搬送（防災危機管理部）

障害者、高齢者、妊婦又は乳児連れの方など自力での徒歩が困難な特別搬送者については、臨時バスやタクシーなどによる搬送が必要となるため、県は、関係機関と連携し搬送手段の確保に努める。

第１３節　保健衛生、防疫、廃棄物等対策

地震により多数の傷病者が発生し、また、医療機関が被害を受け混乱する等、住民生活に著しい影響があるとき又は感染症等が流行するおそれがある場合、関係機関と連携をとりながら、被災者に対して保健衛生及び防疫活動を行う。

また、震災により、家屋の倒壊や多量のごみ等が排出されるなど、生活上いろいろな面で不都合が生じてくるため、被災地の住民の生活に支障がないよう環境の保全を図る。

１　保健活動（健康福祉部、市町村）

（１）要配慮者の健康状態等の把握

保健所（健康福祉センター）及び市町村は、災害時、把握している要配慮者の安否・健康状態を把握し、要配慮者等に関する情報の共有・交換を行う。

（２）避難所等巡回による被災者の健康管理

市町村は、避難所及び避難所以外の被災地において、巡回や健康相談等により被災者の健康状態や、保健医療福祉のニーズを把握し、保健医療活動チーム、介護・福祉の関係機関と連携し要配慮者に対する支援及び調整を行う。

保健所（健康福祉センター）は、保健活動チームを編成し、市町村が行う避難所等における健康状態の把握、保健指導、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理を支援する。

（３）二次健康被害の予防

保健所（健康福祉センター）及び市町村は、災害発生後早い時期から、避難所における特異的な健康課題となる環境整備と併せ、食中毒や感染症の発生予防、熱中症予防、深部静脈血栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、こころのケア等について、積極的な予防活動を継続的に行う。

特に高齢者は、生活不活発病になりやすいため、適度に体を動かせる場の提供や他者等とコミュニケーションが図れるよう配慮し、心身機能の低下を予防する。

（４）活動体制の整備

保健所（健康福祉センター）及び市町村は、平常時から、要配慮者等の把握、避難所等における予防活動や保健活動の連携等について協議を行う。

発災後、市町村は上記（１）から（３）を実施する保健師・栄養士の応援派遣の必要性について検討し保健活動計画を立て、必要な支援を保健所（健康福祉センター）に報告する。

保健所（健康福祉センター）は、積極的に市町村の保健活動を把握・支援し、保健活動計画を立て保健師・栄養士を派遣するとともに、市町村の要請を健康福祉部に報告する。

健康福祉部は保健活動計画を立て、必要に応じて段階的に、管轄外保健所等の応援調整、県内市町村への応援要請、厚生労働省への県外派遣の調整を依頼し、受援調整を行う。

２　飲料水の安全確保（健康福祉部）

保健所（健康福祉センター）は、地震の影響等により飲料水の汚染等のおそれがある場合は、飲料水健康危機管理対策活動要領に基づき対応するとともに、市町村と協力して被災者に対し適切な広報及び指導を行う。

３　防疫（健康福祉部、市町村）

災害時における感染症の発生と流行を未然に防止するため、迅速かつ的確に防疫措置を推進する。

（１）防疫体制の確立

県及び市町村は、発生した災害に即応した対策を樹立するとともに、体制の確立を図り、適切な措置を講ずるものとする。

（２）実施主体

地震の際の防疫活動は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）」（平成10年10月2日法律第114号）に基づき、市町村及び県が実施する。

（３）災害防疫の実施方法

ア　県の業務

（ア）予防及びまん延防止

保健所（健康福祉センター）は、避難所等における感染症の発生予防を啓発するとともに、感染症の流行の兆候を早期に把握するため、サーベイランス情報の収集に努める。また、感染症発生時には、積極的疫学調査を速やかに行う他、必要に応じて市町村や関係機関等に対し感染拡大防止の指導をする。市町村や関係機関等が感染拡大防止策を講じることが困難と判断される場合には、保健所等、県が実施する。

（イ）市町村に対する指示及び命令

県は、感染症予防上特に必要と認めるときは、感染症法に基づき必要な指示、命令を行うものとする。

（ウ）広報の徹底

（エ）防疫活動に必要な資材の供給

人員・資材（主に薬剤、ワクチン）の輸送は、必要に応じ、全保健所（健康福祉センター）、県等の車輌を動員するものとする。

（オ）感染症法第３１条による給水制限

（カ）被害状況の国への報告

（キ）消毒の実施

感染症の発生及びまん延を防止するために必要があると認めたときは、感染症法第２７条の規定により、市町村に対し、消毒指示をする。市町村が消毒することが困難と判断される場合には、保健所等、県が実施する。

（ク）新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む）に関する情報共有

保健所（健康福祉センター）は、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む）の感染者や濃厚接触者等が在宅中である場合、その者の避難場所が確保されるよう、市町村等と連携し情報共有を図る。

（ケ）専門家の派遣要請

避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ災害時感染制御支援チーム（ＤＩＣＴ）等の派遣要請を検討する。

イ　市町村の業務

（ア）防疫措置の強化

災害の規模に応じた防疫組織を設け、対策の推進を図る。

（イ）広報活動の実施

地区住民の社会不安の防止を図るため、広報活動の強化に努める。

（ウ）消毒の実施

感染症法第２７条の規定により消毒を行うものとし、使用する薬剤及び器具等については、速やかに整備拡充を図る。

（エ）県への支援の要請

避難所等で感染症等の発生が危惧される場合において、防疫用薬剤の不足が見込まれる場合は、速やかに、県に対して、薬剤の供給の支援を要請する。

（オ）専門家の派遣要請

避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ災害時感染制御支援チーム（ＤＩＣＴ）等の派遣要請を検討する。

（４）防疫用薬剤の確保

市町村からの要請に応じて直ちに供給できるよう、保健所（健康福祉センター）等を利用して整備する地域保健医療救護拠点に初期防疫に必要な医薬品を備蓄し、防疫活動の円滑化を図るものと

する。

（5）報告

市町村は、患者の発生状況や防疫活動の状況等を随時保健所（健康福祉センター）に報告する。

4　死体の捜索処理等（防災危機管理部、健康福祉部、病院局、警察本部、市町村）

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して速やかに捜索を実施し、災害の際に死亡した者を一時的に収容するための収容場所、搬送手段及びドライアイス等死体の処理に必要な物資を確保し、死体識別等のための処理を行い、かつ死体の応急的な埋葬等を実施する。

（1）実施機関

ア　死体の捜索、収容、処理及び埋葬等は、市町村長が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は救助実施市の長が行い、市町村長（救助実施市の長を除く。）は知事を補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長（救助実施市の長を除く。）が行うこととすることができる。

イ　遺体保存用の資機材の確保及び埋葬等について、当該市町村限りで対応不可能な場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づき、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

また、県は、「千葉県広域火葬計画」に基づく遺体の火葬実施体制を構築するために、市町村、火葬場及び応援協定締結団体との間で、ファクシミリ等による応援要請、協力依頼等の連絡調整訓練を随時実施する。

ウ　知事が行う死体の処理は、日赤県支部の長と締結した委託契約に基づき、日赤県支部が組織する救護班、県並びに県医師会が派遣する検案医師及び県歯科医師会が派遣する身元確認のための歯科医師等（以下「検案医師等」という。）により実施する。

エ　警察が行う災害死者の処理に伴う死体処理施設（遺体収容所、検視場所、死体安置所）の確保は、県・市町村が場所の選定を行う。

（2）検案医師等の出動要請

県警察における計画を除き、

ア　市町村長は、検案医師等について、必要に応じて市町村立病院に出動を命じ、地区医師会長、地区歯科医師会長、日赤県支部地区・分区長にそれぞれ出動を要請し、知事、他の市町村長等に応援を求めるほか、必要な措置を講ずるものとする。

イ　知事は、検案医師等について、必要に応じて県立病院に出動を命じ、日赤県支部長、県医師会長及び県歯科医師会長に出動を要請し、その他の関係機関に応援を要請するほか連絡調整その他必要な措置を講ずるものとする。

ウ　具体的な現場指揮は、災害の様態、現場の状況等に応じて関係各機関で協議の上、統一を図るものとする。

（3）災害救助法による救助の基準等

ア　死体の捜索

行方不明の状態にある者で、各般の事情により既に死亡していると推定される者を捜索するもの。なお、捜索を受ける者の死亡した原因、居住地等については問わない。

イ　死体の処理

災害の際死亡した者について、その遺族等が混乱期のため処理ができない場合等に死体の処理を実施するもの。

（ア）死体を処理する場合

ａ　災害による社会混乱のため死体の処理を行うことができない場合

ｂ　居住する市町村以外の市町村に漂着した場合

漂着した死体が当該災害によるものであると推定できる場合、漂着した地域の市町村長は、直ちに被災者の居住していた市町村の長に連絡して、遺族等の関係者に遺体を引き取らせる

こと。

ただし、引き取る暇のない場合においては市町村を統括する都道府県知事に遺体の漂着の日時、場所等を報告するとともに、必要に応じてその指揮を受けて、漂着した地域の市町村長が死体の処理を行う。

c　警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律、死体取扱規則（平成25年号外国家公安委員会規則第４号、全文改正）、刑事訴訟法第２２９条（検視）、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）に基づき、警察官の死体の調査又は検視終了後、警察当局から遺族又は市町村等の関係者に引渡された後の必要な死体の処理をする場合

（イ）死体の処理内容

a　死体の洗浄、縫合及び消毒等の処理

b　死体の一時保存

c　検案

ウ　埋葬等

災害の際死亡した者に対して、資力の有無にかかわらず、遺族が埋葬等を行う事が困難な場合又は、死亡した者の遺族がない場合に応急的に埋葬等を行うもの。

（ア）埋葬等を行う場合

災害時の混乱の際に死亡した者であって、災害のため埋葬等を行うことが困難な場合（死因及び場所の如何を問わない）

（イ）埋葬等の方法

a　埋葬等は、原則として死体を火葬に付すことにより実施する。

b　埋葬等は、原則として棺、骨つぼ等の現物給付及び火葬、納骨等の役務の提供による。

＜資料編６－２　火葬場一覧表＞

（4）その他

ア　県警察における計画

（ア）検視・身元確認体制の確立

警察本部長は、県、市町村その他の団体の協力を得て、死体安置場所を確保するとともに、死体の身元を明らかにするための措置を行う医師等の確保に努めるものとする。また、他の都道府県警察の応援を得て、検視及び死体発見時の調査等を行う職員の確保に努めるものとする。

（イ）死体の調査

警察本部長は、死体を発見し、又は死体発見の届出を受けたときは、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律等により死体の調査を行い、身元が判明したものについては、所定の手続を経て遺族に引渡す。

（ウ）身元を明らかにするための措置

警察本部長は、身元不明死体について、警察署長から報告される身元確認に資する資料又は情報を収集及び整理し、必要に応じ、当該身元不明死体の人相、着衣、所持品、特徴等の資料を関係方面に手配し、又は当該身元不明死体に関する資料を掲示することにより、市町村が行う身元不明死体の身元確認に協力するものとする。

(エ) 死体の捜索及び収容に対する協力

警察本部長は、災害時において救出活動とあわせて関係機関の行う死体及び行方不明者の捜索及び収容等に対し、必要な協力を行う。

イ　海上保安部（署）における計画

（ア）災害により千葉港、木更津港、銚子漁港、勝浦漁港その他千葉県周辺海域に行方不明者が漂流する事態が発生した場合は、実施機関と協力し、所属巡視船艇により捜索を実施する。

（イ）必要に応じて他の海上保安部から巡視船艇又は航空機の応援派遣を得て、捜索に当たる。

（ウ）収容した死体は、知事又は市町村長と連絡を密にし、身元が判明したものについては、所定の手続を経て遺族に引渡し、身元不明者については、警察とともにその身元確認に努め、知事又は市町村長の行う措置に協力する。

5　動物対策（健康福祉部）

保健所（健康福祉センター）及び動物愛護センターは、飼い主の被災等により家庭動物が遺棄されたり逃げ出した場合には、(公社) 千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これら動物を保護収容する。

また、特定動物（「動物の愛護及び管理に関する法律」で人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物）が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関の連携の下に状況を把握し、必要な措置を講じる。

県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、獣医師会等関係団体と協同で千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応等動物救護活動を実施する。

6　清掃及び障害物の除去（防災危機管理部、環境生活部、農林水産部、県土整備部、市町村）

災害時には、家屋の倒壊、火災、水害等により多量の障害物やごみが排出される等、生活上いろいろな面で不都合が生じてくるため、被災地の住民が当分の間の生活に支障のないよう、生活環境の保全を図る。

（1）災害廃棄物処理

県は、平時には災害廃棄物対策指針（環境省）（以下「対策指針」という。）、千葉県災害廃棄物処理計画（以下「県計画」という。）に基づき、市町村災害廃棄物処理計画策定モデル（千葉県内用）等を活用し、市町村における災害廃棄物処理計画の適宜見直しを促し、迅速かつ適正な処理体制の確立を図る。

災害時には、県内の市町村、近接する都県、国及び関係団体との間で支援及び協力体制を整えるなど、災害廃棄物処理に関する一連の業務についての連絡調整を行うとともに、市町村や関係機関と連携し、県内における処理全体の進捗管理を行う。

ア　実施機関

（ア）災害時における被害地帯の清掃は、市町村長が実施するものとする。

（イ）市町村は、災害等による大量の廃棄物が発生し、当該市町村等で処理が困難な場合は「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき相互に援助協力を行う。

また、建築物の解体に伴うがれき等の大量発生が予想されることから、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき、県を通じて民間事業者の協力を求める。

＜資料編１－12　地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定＞
＜資料編１－12　地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定＞

（ウ）県は、市町村災害廃棄物処理計画策定に関する助言、災害廃棄物処理に関する技術的な助言、情報提供を行う。なお、甚大な被害を受けた市町村が、自ら災害廃棄物の処理を行うことが困難な場合や、県が一括して処理を行ったほうが円滑かつ迅速に災害廃棄物の処理が行えると判断される場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14の規定に基づき、被災市町村が県に災害廃棄物の処理に関する事務の全部または一部を委託し、県が被災市町村に代わって災害廃棄物の処理を行う。

イ　廃棄物の収集、処理

（ア）市町村における組織体制

災害廃棄物対策組織として、必要に応じ総務、し尿処理、ごみ処理及びがれき処理に関する各担当を置き、被害状況を把握する。また、国、県、他の市町村、関係団体等と連携を図りながら、必要に応じ広域処理を行う等により災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に当たる。

（イ）災害廃棄物の処理方針

a　がれき

がれきは、膨大な量が発生することから、いったん仮置場に保管し、可能な限り効率的な分別・選別、性状に応じた中間処理、再生利用等により減量化し、最終処分量を低減したのち、各市町村において適正に処分することとする。

b　片付けごみ

住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみが多量に発生することから、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。

c　生活ごみ

生活ごみ（避難所のものを含む）は、衛生、防疫に十分配慮するとともに、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。

d　適正処理が困難な廃棄物に関する処理方針

産業廃棄物に該当するものは、平常時と同様に事業者の責任において処理するものとする。一般家庭から排出されるものは、適正な処理方法を住民に広報するとともに相談窓口を設置するものとする。

e　し尿に関する処理方針

災害により水洗便所が使用できなくなる可能性があること等から、発生量を適正に予測するとともに、衛生、防疫に十分配慮して処理する。

また、必要に応じ、「大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定」に基づき、県を通じて民間業者の協力を求める。

＜資料編１－12　大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定＞

（ウ）発生量の推計方法

各市町村において、対策指針又は県計画で定めた推計方法等によって発生量を推計し、処理体制の確立を図る。

（エ）仮置場の確保

膨大な量が発生する災害廃棄物を適正に処理するためには仮置場を使用することが有効であることから、各市町村において対策指針又は県計画で定めた推計方法等によって必要面積を推計し、設置場所について調整を行う。

（オ）仮設トイレの確保

断水や下水道施設の損壊等により、水洗トイレが使用できなくなるほか、避難所の開設等により、大量の仮設トイレの設置が必要となることから、県では、あらかじめその備蓄状況を把握するとともに、広域での相互応援体制のあり方も検討しておくこととする。

（カ）災害廃棄物に関する啓発・広報

各市町村において、住民やＮＰＯ・ボランティア等に対して、災害廃棄物の分別や収集、仮置場の利用方法等を効果的な広報手段により周知する。

ウ　環境大臣による廃棄物の処理の代行

市町村長は、環境大臣に廃棄物処理特例地域として指定された場合には、災害廃棄物の処理の代行を国に要請することができる。

（２）障害物の除去

ア　道路関係障害物の除去計画

道路上の障害物の除去は自動車・死体等の特殊なものを除き、道路法第３章第１節「道路管理者」に規定する道路管理者が行う。この場合において、災害の規模・障害の内容等により、関係者及び関係機関と密接な連絡を取り、協力して交通の確保を図るものとする。

特に「緊急輸送道路一次路線」については最優先に実施する。

イ　河川・海岸・港湾・漁港関係障害物除去計画

（ア）河川・海岸

河川・海岸の機能を確保するため、河川・海岸における障害物を除去、しゅんせつする。

（イ）港湾・漁港

a　港湾区域内に流入してきた塵芥、流木については、千葉清港会等に運営を委託している清掃船（千葉港３隻、木更津港１隻）等により除去する。

b　臨港道路上の塵芥等については、千葉清港会等が必要な機械・器具を用いて除去し、海塵

と同様に焼却する。

c　漁港区域内に流入してきた塵芥、流木及び臨港道路上の塵芥等の除去は、漁港管理者が行う。

d　海上保安部は、海難船舶又は漂流物・沈没物等により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、所有者等に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じることを命じ、又は勧告する。

ウ　住宅関連障害物除去計画

災害により障害物が住居又はその周辺に運びこまれ、日常生活が営み得ない状態にあり、かつ自らの資力により障害物を除去できない住民に対し、応急的な障害物の除去を実施する。

（ア）実施機関

住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、その除去は、市町村長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は救助実施市の長が行い、市町村長（救助実施市の長を除く。）は知事を補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長（救助実施市の長を除く。）が行うこととすることができる。

当該市町村限りで処理不可能な場合は、隣接市町村、県、国、その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

（イ）障害物の除去の対象となる者

a　当面の日常生活が営み得ない状態にある者であること

b　住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者であること

c　自らの資力をもってしては、障害の除去ができない者であること

（ウ）障害物の除去の方法

a　救助の実施機関が、作業員あるいは技術者を動員して、障害物の除去を実施

b　日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物の除去に限ること（応急的救助に限ること）

（3）環境汚染の防止対策

倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考に環境汚染防止体制の強化を図る。

ア　県は、被災した建築物に吹付けアスベスト等が使用されている場合、解体・撤去に伴うアスベストの飛散を防止するため、必要に応じ事業者に対し大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

イ　市町村は、必要に応じて、アスベスト飛散の危険性について住民やボランティアに対し注意喚起や被害防止のための指導を行う。

（4）健康被害の防止対策（千葉労働局）

平時において、建築物の解体作業における作業員の健康被害を防止するため、アスベストばく露防止措置の徹底を図るよう事業者に指導している。震災後においても、平時に準じた対応を行うよう事業者への指導に努めることとする。

第１４節　応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理

震災による住宅の全壊等により、住家を滅失し又は自己資力では住宅の確保や修理ができない被災者に対し、応急仮設住宅の供与や日常生活に欠くことのできない部分の修理を行う。

また、被災住宅の倒壊による二次災害を防止するため、建築物の応急危険度判定や被災宅地危険度判定を実施するとともに、日頃から応急危険度判定士等の養成を行う。

１　応急仮設住宅の供与等（防災危機管理部、農林水産部、県土整備部、市町村）

災害により住家に被害を受けた被災者の居住の安定を図るため、応急仮設住宅や公営住宅の空き家の活用を図るとともに、民間の賃貸住宅を借上げる。

（１）応急仮設住宅の供与

地震災害により、住家を滅失し、自己の資力では住家を確保できない者を収容するため、応急仮設住宅を供与する。

ア　実施機関

（ア）応急仮設住宅の供与は、市町村長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は救助実施市の長が行い、市町村長（救助実施市の長を除く。）は知事を補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長（救助実施市の長を除く。）が行うこととすることができる。

（イ）当該市町村限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

イ　供与の方法

（ア）民間賃貸住宅の借り上げ

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、被災規模や被害状況及び民間賃貸住宅の空き戸数の状況等を勘案した上で、関係団体と協力し賃貸型応急住宅を提供する。

（イ）建設

地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、あらかじめ検討している建設適地の選定や建設体制、必要資材の確保方法等に基づき建設型応急住宅を建設する。

＜資料編１－12　災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定＞

（２）被災した住宅の応急修理計画

災害のため、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない被災者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した被災者に対し、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分を応急的に修理する。

ア　実施機関

（ア）被災した住宅の応急修理は、市町村長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は救助実施市の長が行い、市町村長（救助実施市の長を除く。）は知事を補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長（救助実施市の長を除く。）が行うこととすることができる。

（イ）当該市町村限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

イ　住宅事業者の団体との連携

住宅の応急修理の実施に当たっては、協定に基づき、一般社団法人全国木造建設事業協会等と連携して実施する。

（３）建設資材の確保

ア　県が行う応急仮設住宅の建設資材及び建設工事労務は、協定に基づき、①一般社団法人プレハブ建築協会②一般社団法人千葉県建設業協会③一般社団法人全国木造建設事業協会④一般社団法人日本ログハウス協会⑤一般社団法人日本ムービングハウス協会のあっせんする業者を通じて確保する。

＜資料編１－12　災害時の応急仮設住宅の建設に関する協定＞

イ　災害応急復旧用材（国有林材）の供給及び県有林材の使用

（ア）国有林材の供給

ａ　農林水産省（林野庁）は、被災者の救助、災害の復旧及び木材需給の安定のため、国有林材の供給を行うこととしている。

関東森林管理局では、上記により国有林材の供給を行うこととしている。

ｂ　災害復旧用材の供給は、知事、市町村長等からの要請に基づいて行う。

（イ）県有林材の使用

災害時に木材の供給販売等が困難となり、応急的に木材を必要とする場合は、県有林材を提供する。

＜資料編６－10　災害復旧用材供給の特例措置＞

２　被災建築物応急危険度判定支援体制の整備（県土整備部、市町村）

大規模な地震により被災した建築物について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、使用者・利用者等の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定の迅速かつ的確な実施が極めて重要である。

（１）応急危険度判定の実施

ア　被災建築物応急危険度判定は、市町村長が行う。

イ　知事は、判定に必要な支援を行う。

（２）応急危険度判定体制の整備

県は、全国被災建築物応急危険度判定協議会の定める要綱等に基づき、県内における応急危険度判定に関する実施体制の整備を図り、１０都県被災建築物応急危険度判定協議会（「震災時等の相互応援に関する協定」平成8年6月締結）の規約に基づき、広域的な相互支援体制の整備に努める。

震災時においては、１０都県被災建築物応急危険度判定協議会の協力のもと迅速かつ的確な災害対応を図る。

（３）応急危険度判定士の養成・登録

県は、千葉県被災建築物応急危険度判定士認定要綱（平成7年10月制定）に基づき、建築士等の建築技術者に対し、応急危険度判定に必要な建築技術を習得させるため講習会を開催し、応急危険度判定士（以下「判定士」という。）の養成に努めるとともに、判定士名簿の管理に当たる。

震災時においては、判定を実施する市町村に対して、迅速かつ円滑な支援活動を行う。

３　被災宅地危険度判定支援体制の整備（県土整備部、市町村）

大規模な地震により、宅地が大規模又は広範囲に被災した場合、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することによって、適切な応急対策を講じて二次災害の軽減及び防止並びに被災宅地の円滑な復旧に資するため、以下の施策を推進する。

（１）被災宅地危険度判定体制の整備

県は、被災宅地危険度判定連絡協議会（全国協議会）の定める「被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき、国、都道府県等との広域的な支援体制の整備に努めるとともに、千葉県被災宅地危険度判定地域連絡協議会（地域協議会）の定める「千葉県被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき、県内における被災宅地危険度判定に関する実施体制の整備に努める。

震災時においては、全国協議会及び地域協議会の協力体制のもと、迅速かつ的確な災害対応を図る。

（2）被災宅地危険度判定士の養成・登録

県は、千葉県被災宅地危険度判定士認定登録要綱（平成15年3月6日決定）に基づき、土木・建築又は宅地開発の技術に関する経験を有する者を対象に、被災宅地危険度判定に必要な技術を習得させるため講習会を開催し、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）の養成に努めるとともに、宅地判定士名簿の管理に当たる。

震災時においては、県は、判定を実施する市町村の要請に基づき、速やかに宅地判定士に協力を依頼する等の派遣措置を行う。

4　罹災証明書の交付体制の確立（防災危機管理部、市町村）

市町村は、遅滞なく被災者に罹災証明書を交付できるよう、住家等被害調査の担当者の育成、住家被害の調査や罹災証明書の交付担当部局と応急危険度判定担当部局との非常時の情報共有体制の確立、他の市町村等や民間団体との協定の締結など罹災証明書の交付に必要な実施体制の整備に努める。

県は、市町村の被害認定担当者のための研修会を開催するなど、市町村における実施体制の整備に必要な支援を行う。

また、被災時には、市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。

市町村は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムやＷＥＢ会議等を活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をする。また、被害の規模や被災市町村からの要請に応じ、職員の派遣による人的支援や他自治体からの応援調整を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じないよう、被災市町村間の調整を図る。

第１５節　液状化等によるライフライン関連施設等の応急復旧

上下水道・電気・ガス・通信・工業用水道・交通等のライフライン施設が大震災により液状化などの被害を受けた場合、都市生活機能は著しく低下し、まひ状態が長期化するおそれの強いことは阪神・淡路大震災及び東日本大震災などでさらに明らかになったところである。したがって、これらの施設の応急復旧体制を確立し、防災関係機関及びライフライン事業者が相互に緊密な連携を図りながら迅速な活動を行うこととする。

県及び市町村は、情報収集で得た航空写真、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。

１　水道施設（総合企画部、企業局）

震災時において、水道事業体は、飲料水及び生活用水の確保を図るとともに、二次災害の防止に努める。このため、事前に被害を想定し、応急復旧計画を定め、迅速な応急復旧を行う。

なお、被災事業体等のみで対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき県内水道事業体等の応援を得て、復旧を行うとともに、水道業者への応援要請については「災害時等における水道復旧活動に関する協定」等に基づき実施する。

（１）震災時の活動体制

震災時においては、応急活動体制を速やかに確立する。

（２）応急復旧

応急復旧に当たっては、的確に被害状況を把握し、速やかに応急復旧対策を確立する。

ア　復旧の優先順位

（ア）取水、導水、浄水施設の復旧を優先する。

（イ）主要な送・配水管及び応急給水拠点に至るまでの管路の復旧を優先する。

イ　資機材の確保

応急復旧に必要な管類等の資機材を備蓄するとともに、資機材の供給団体に速やかに必要な材料を要請する。

ウ　人員の確保

応急復旧に必要な人員の確保及び配置を行う。

エ　被害発生の把握及び緊急措置

浄・給水場施設や管路の点検により、被害情報を迅速に把握するとともに、火災の発生状況を確認のうえ、漏水箇所の切り離し等の緊急措置を講じて、被害の拡大及び二次災害の防止を図る。

（３）県営水道の応急復旧

施設の被害状況を的確に把握して、早期復旧を図り、発災から最大４週間以内を目途に平常給水が行えるよう、応急復旧体制を確立する。

なお、県営水道のみで対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」及び東京都水道局等との「災害相互応援に関する協定」等に基づき応援を得て、復旧を行う。

＜資料編１－12　千葉県水道災害相互応援協定＞

ア　被害発生の把握及び緊急措置

（ア）地震の規模により、千葉県地域防災計画に合わせた応急体制を確立する。

（イ）浄・給水場施設や管路の点検により、被害情報を迅速に把握するとともに、火災の発生状況を確認のうえ、漏水箇所の切り離し等の緊急措置を講じて、被害の拡大及び二次災害の防止を図る。

なお、管路パトロールについては、災害時の応援協定を締結している千葉県水道管工事協同組合と協力して実施する。

イ　応急復旧

復旧期間の目標をたて、次の方針に基づく復旧計画を立案し実施する。

（ア）被害状況に基づき、速やかに応急復旧体制を確立するとともに、住民への広報、保安対策に万全を期する。

（イ）復旧に当たっては、道路管理者等及び関係するライフライン事業者と工程調整のうえ作業を行う。

（ウ）液状化等により漏水箇所の特定が困難な場合は、速やかに漏水調査機器等を使用し、漏水箇所を把握する。

（エ）応急復旧は、県企業局職員と千葉県水道管工事協同組合等による復旧作業班を編制し実施する。

組合の施工業者に的確に復旧を指示するとともに、復旧資機材の迅速な手配を行う。

（オ）施工に当たっては、浄・給水場の配水池を起点として上流側から進める。なお、給水装置の応急復旧も並行して進め、作業の難易、能力及び復旧資材の有無等を検討し、最も早期復旧の可能な方法を選定する。

（カ）施設の機能に重大な影響を及ぼす被害の復旧を優先して行い、通水に支障のない軽微な被害は二次的に扱う。

（キ）復旧完了後、直ちに充水・洗浄を行い、水質確認のうえ速やかに通水する。

ウ　応急復旧資機材の確保

県企業局の保有資機材で対処する。

なお、不足する場合は、製造会社、水道用資機材供給会社及び他の水道事業体から調達する。

県企業局で備蓄する配管材料は、浄水場等へ分散して備蓄する。

（4）広報対策

水道施設の被害及び復旧の状況等について、地域住民への適切な広報に努める。

2　下水道施設（県土整備部、市町村）

（1）応急活動体制

管轄する下水道施設に地震災害の発生するおそれのある場合には、即時に応急対策活動を実施する。また、応急対策活動が円滑に遂行できるように、流域下水道業務継続計画の維持改善等に努める。

（2）緊急活動

地震災害が発生した場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、下水道機能の支障及び二次災害のおそれがあるものについては緊急防止活動を行い、必要があるときは、公益社団法人日本下水道管路管理業協会関東支部長と下水道課長が締結した「災害時等における応急対策の協力に関する協定書」により応急対策を行う。

なお、活動体制の確立並びに関係機関等の連携による応援体制の確立を図る。

＜資料編１－12　災害時等における応急対策の協力に関する協定書＞

（3）応急復旧対策

施設の重要度、危険度を考慮し、被害調査の優先順位を定め、点検マニュアルに基づき調査を行うとともに、応急復旧対応の内容を決定（専門技術を持つ人材の活用等）し、復旧工事を実施する。

復旧に当たっては、道路管理者等及び関係するライフライン事業者と工程調整のうえ作業を行う。

なお、県のみで対応できない場合は、東京都など１都７県等との「関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき、応援を得て復旧を行う。

＜資料編１－12　関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール＞

（4）防災用資機材の整備、備蓄対策

地震災害時において、下水道施設の処理機能を保持するため、応急防災用資機材について可能な限り備蓄する。また、民間業者との協力協定の締結等により連携を密にし、必要な資機材の種類と数量を確保するよう努める。

（5）広報対策

下水道施設の被害及び復旧の状況等について、地域住民への適切な広報に努める。

3　電気施設

（1）震災時の活動体制

地震災害が発生したとき、東京電力パワーグリッド㈱は、非常災害対策本部を千葉総支社に設置する。

また、支部を各支社に設置する。

なお、夜間休日等の緊急呼集並びに交通、通信機関の途絶に対応できるよう要員の選抜、呼集方法、出動方法等につき検討し、適切な要員構成を行っておく。

さらに、請負会社については、あらかじめ出動可能要員を把握しておくとともに、震災時における応援出動体制を確立しておく。

（2）災害発生直前の措置

東京電力パワーグリッド㈱は、大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認のうえリスト化するよう努めるものとする。

（3）震災時の応急措置

ア　資機材の調達

第一線機関等においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

（ア）第一線機関等相互の流用

（イ）現地調達

（ウ）総支社非常災害対策本部に対する応急資機材の請求

なお、災害地及び当該機関との連絡が全く途絶し、しかも相当の被害が予想される場合は、総支社非常災害対策本部において復旧資機材所要数を想定し、当該支部あてに緊急出荷し、復旧工事の迅速化に努める。

イ　人員の動員、連絡の徹底

（ア）災害時における動員体制を確立すると同時に連絡方法も明確にしておく。

（イ）社外者に応援を求める場合の連絡体制を確立する。

ウ　震災時における危険予防措置

電力需要の実態にかんがみ、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

なお、建物倒壊により運転することがかえって危険であり、事故を誘発するおそれがある場合、又は運転不能の予想される場合は、運転を停止し、各関係機関に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

（4）応急復旧対策

ア　被害状況の早期把握

全般的な災害状況把握の遅速は、復旧計画樹立に大いに影響するので、あらゆる方法をもって被害状況の早期把握に努める。

イ　復旧の順位

各設備の復旧順位は原則として下記によるものとするが、災害状況、各設備の被害復旧の難易等を勘案し、供給上復旧効果の大きいものより行う。

（ア）送電設備

a　全回線送電不能の主要線路

b　全回線送電不能のその他の線路

c　一部回線送電不能の主要線路

d　一部回線送電不能のその他の線路

（イ）変電設備

a　主要幹線の復旧に関する送電用変電所

b　都心部に送電する系統の送電用変電所

c　重要施設に供給する配電用変電所

（ウ）通信設備

ａ　給電指令用回線並びに制御、保護及び監視回線
ｂ　保守用回線
ｃ　業務用回線

（エ）配電設備

病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線を優先的に送電する。

ウ　感電事故並びに漏電による出火を防止するため、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関及び防災行政無線を通じて需要家に対し、次の諸点を十分ＰＲするほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

（ア）無断昇柱、無断工事をしないこと。

（イ）電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかにカスタマーセンターへ通報すること。

（ウ）断線垂下している電線には絶対に触らないこと。

（エ）建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと。使用する場合は、絶縁検査を受けてから使用すること。

（オ）屋外へ避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。

（カ）地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントは直ちに抜くこと。

（キ）その他事故防止のための留意すべき事項。

エ　災害時における住民の不安を鎮静させるため、電力施設の被害状況、復旧予定についての的確な広報を行うものとする。

オ　需要家からの再点検申込み等を迅速適切に処理するため、能率的な受付処理体制を確立しておくものとする。

4　ガス施設

災害によりガス施設に被害が生じた場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急措置を行い、ライフライン施設としての機能を維持することが必要である。

このため、災害対策の迅速かつ適切な実施を図り、公共の安全と便益を図るため、以下の防災対策を実施する。

（1）非常災害体制の確立

ア　地震発生時の出動

（ア）勤務時間内の場合は、社内連絡により所属事務所に出動する。

（イ）勤務時間外の場合は、地震の大きさをテレビ・ラジオ等の情報により判断し、あらかじめ指定された箇所に、自動発令で出動する。

イ　気象庁発表の大津波警報が発表された場合の出動

（ア）勤務時間内の場合は、社内連絡により所属事務所に出動する。ただし、津波からの避難を優先とする。

（イ）勤務時間外は、津波の高さ・到達時間をテレビ・ラジオ等の情報より判断し、あらかじめ指定された箇所に出動する。ただし、津波からの避難を優先とする。

ウ　非常災害対策本部、支部の設置

地震等の非常災害が発生した場合、または、大津波警報が発令された場合、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、本社に非常災害対策本部を設置するとともに、各事業所に支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成する。

（2）応急対策

ア　震災時の初動措置

（ア）官公庁、報道機関及び社内事業所等から、被害情報等の情報収集を行う。

（イ）事業所設備等の点検を行う。

（ウ）製造所、整圧所における送出入量の調整又は停止を行う。

（エ）ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧措置を講じる。

（オ）その他、状況に応じた措置を行う。

イ　応急措置

（ア）非常災害対策本部の指示に基づき、各事業所は有機的な連携を保ちつつ施設の応急措置に当たる。

（イ）施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。

（ウ）供給停止地域については、供給可能な範囲で供給系統の切り替え等を行い、速やかなガス供給再開に努める。

（エ）その他、現場の状況により適切な措置を講じる。

ウ　資機材等の調達

復旧用資機材を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により確保する。

（ア）取引先、メーカー等からの調達

（イ）各支部間の流用

（ウ）他ガス事業者からの融通

エ　車両の確保

本社地区に工作車、広報車を保有しており常時稼働可能な体制にある。

また、主要な車輌には、無線を搭載している。

（3）災害時の広報

災害時には、供給区域全域の供給停止をすることなく、被害の程度に応じてブロック毎に供給を停止するが、ガスによる二次災害の防止等のため、テレビ、ラジオ等の報道機関に対し、広報内容の報道を要請するほか、市町村等へ広報を要請するなど、あらゆる手段をつくして、被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止地区の復旧の見通しについて広報する。

ア　地震発生時には

（ア）ガス栓を全部閉めること。

（イ）ガスメータのそばにあるメータコックを閉めること。

（ウ）ガスの臭いがする場合、火気使用は厳禁であること。

この場合には、ガス栓・メータコックを閉め、直ちにガス会社に連絡すること。

（エ）換気扇の使用は、スイッチの火花によって爆発の原因となるので避けること。

イ　マイコンメータが作動してガスが出ない場合

（ア）グレーのメータの場合は、マイナスドライバーで左上の蓋を開け、内部の軸をドライバーで反時計回りにしっかりと回し、ランプの点灯を確認する。

（イ）クリームのメータの場合は、左上の丸い蓋を外し（蓋がないタイプもある）、中のボタンをしっかり押し、ランプの　　点灯を確認する。

（ウ）操作終了後３分間マイコンによる漏洩検査のためガスの使用はしないこと。

ウ　供給を停止した場合

（ア）ガス栓を開いてもガスがでない場合は、供給を停止しているので、ガス栓、メータコックを閉め、ガス会社から連絡があるまで待つこと。

（イ）ガスの供給が再開される時には、必ず、あらかじめガス会社が各家庭のガス設備を点検し、安全を確認するので、それまでガスを使用しないこと。

（4）復旧活動拠点の確保

復旧要員の集合場所、宿泊場所、車輌の駐車スペース、資機材置場等の候補地のリストアップ、連絡先の確認等をあらかじめ実施し、これらを確保しておく。また、残土、廃材、資機材等の仮置きについて、県、市町村等が指定する臨時場所がある場合、その使用についてあらかじめ協議し、用地等の確保に努める。

（5）事業継続計画の策定・発動（東京ガス㈱、東京ガスネットワーク㈱）

事故・災害について、必要によりあらかじめ事業継続計画を策定する。また、策定に当たっては、関係者の生命・身体の安全及び被害拡大の防止を前提とした上で、最低限維持しなければならない以下の業務を最優先する。

ア　ガスの製造・供給の維持、保安の確保に関する業務

イ　ガスの供給が停止した場合には、その復旧作業に関する業務
ウ　供給制限が必要となった場合の需要家対応に関する業務
エ　その他企業として事業を継続する上で最低限必要な通常業務
事業継続計画の発動が必要な場合は、事務局が本部長に具申し、発動は本部長が命ずる。

5　通信施設
（1）東日本電信電話㈱千葉事業部
ア　震災時の活動体制
（ア）災害対策本部の設置
震災が発生した場合は、その状況により、千葉事業部に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。
この場合、県、市町村及び各防災機関と緊密な連絡を図る。
（イ）情報連絡体制
震災の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たる。
イ　災害時の応急措置
（ア）設備、資機材の点検及び発動準備
災害時には、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。
a　電源の確保
b　災害対策用無線機装置類の発動準備
c　非常用電話局装置等の発動準備
d　予備電源設備、移動電源車等の発動準備
e　局舎建築物の防災設備の点検
f　工事用車両、工具等の点検
g　保有資材、物資の点検
h　局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握
（イ）応急措置
震災により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。
a　通信の利用制限
b　災害時優先電話、警察・消防緊急通報回線の確保
c　無線設備の使用
d　特設公衆電話の設置
e　非常用可搬型電話局装置の設置
f　臨時電報、電話受付所の開設
g　回線の応急復旧
h　災害用伝言ダイヤル「１７１」、災害用伝言版「ｗｅｂ１７１」の運用
（ウ）震災時の広報
震災のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。
a　通信途絶、利用制限の理由と内容
b　災害復旧措置と復旧見込時期
c　通信利用者に協力を要請する事項
d　災害用伝言ダイヤル、災害用伝言版「ｗｅｂ１７１」の提供開始
ウ　応急復旧対策
震災により被災した通信回線の復旧に当たっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。災害復旧工事については、次により工事を実施する。
（ア）電気通信設備等を応急的に復旧する工事

（イ）原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

（2）㈱ＮＴＴドコモ

ア　震災時の活動体制

（ア）災害対策本部の設置

震災が発生した場合はその状況により千葉支店に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、県、市町村及び各防災機関と緊密な連絡を図る。

（イ）情報連絡体制

震災の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たる。

イ　災害時の応急措置

（ア）設備、資機材の点検及び発動準備

災害時には、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

ａ　可搬型無線基地局装置、移動基地局車等の発動準備

ｂ　移動電源車、発動発電機等の発動準備

ｃ　局舎建築物の防災設備等の点検

ｄ　工事用車両、工具等の点検

ｅ　保有資材、物資の点検

ｆ　局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

（イ）応急措置

震災により通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

ａ　通信の利用制限

ｂ　非常通話、緊急通話の優先、確保

ｃ　可搬型無線基地局装置、移動基地局車等の設置

ｄ　携帯電話、衛星携帯電話による臨時電話の運用

ｅ　回線の応急復旧

（ウ）災害時の広報

震災のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ、インターネット等によって次の事項を利用者に周知する。

ａ　通信途絶、利用制限の理由と内容

ｂ　災害復旧措置と復旧見込時期

ｃ　通信利用者に協力を要請する事項

ｄ　「災害用伝言板」及び「音声お届けサービス」の提供開始

ウ　応急復旧対策

震災により被災した通信設備の復旧に当たっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。災害復旧工事については、次により工事を実施する。

（ア）電気通信設備等を応急的に復旧する工事

（イ）復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

（3）ＫＤＤＩ㈱

ＫＤＤＩ㈱では、災害時には、東京本社に災害対策本部及び現地対策室等を設置し、現地と緊密に連絡を取りながら各組織の機能を最大限に発揮して通信の疎通確保と施設の早期復旧に努める。

また、局舎の点検を実施するとともに、基地局の停電対策のため、移動電源車の出動準備をする。

通信に輻輳が発生した場合は輻輳制御を行い、必要な通信を確保するとともに、一般県民を対象に災害用伝言板サービスによる安否情報の伝達に協力する。

（4）ソフトバンク㈱

ソフトバンク㈱では、災害時には、その状況に応じた対策組織を設置し、各対策組織が緊密に連絡を取りながら機能を最大限に発揮して通信の確保と設備の早期復旧に努める。

また、通信設備の点検をするとともに、通信の確保と早期復旧に必要となる緊急保全車両の出動準備を行い、通信に輻輳が発生した場合には通信の利用制限を行い必要な通信を確保するとともに、一般県民を対象に災害用伝言板による安否情報の伝達に努める。

（５）楽天モバイル㈱

楽天モバイル㈱では、災害が発生した場合は、防災業務計画に基づく対策組織を設置して被災の回復措置を講じ、基地局の損傷等が生じた場合は、移動基地局車や可搬型基地局を出動させ、被災地域での携帯電話やメールなどの通信手段を確保する。

また、携帯電話の通信・通話が集中し、輻輳が発生した場合は、電気通信サービスを一時的に規制することで一定の電気通信サービスを維持・確保するとともに、一般県民を対象に災害用伝言板による安否情報の伝達に努める。

（６）日本郵便㈱

被災地における郵便の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時輸送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずる。

被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局についての仮局舎急設による窓口業務の迅速な業務の再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

また、災害特別事務取扱いを実施するほか、㈱ゆうちょ銀行の非常払及び㈱かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合、取扱う。

6　放送機関

地震が発生した場合は、放送機関は放送機能を確保した後、地震情報、災害の状況、防災活動等を迅速・正確・適切に伝え、被災者の不安と混乱の防止、防災対策の促進等に努める。

また、法律に基づいて、県及び市町村の要請による防災情報の伝達に当たる。

7　工業用水道（企業局）

工業用水は、市民生活に欠かすことのできない食料品、生活関連物資等の生産を行う工場にとっても必要不可欠なものであることから、早期復旧が求められる。

また、工水管は比較的大口径であることから、鉄道、幹線道路等への二次災害の防止にも重点を置くこととし、迅速なパトロール体制を構築し、被害状況把握のうえ、応急復旧計画を定め的確に対応する。

（１）震災時の初動体制

職員、巡視点検委託事業者によりパトロールを実施し、被害状況の把握に努める。

（２）応急復旧対策

応急復旧に当たっては、「千葉県工業用水道事業 業務継続計画（Ver.2）」に基づき、迅速かつ円滑な応急復旧対応を図る。

ア　施設の被害状況を的確に把握して早期復旧を図り、発災から概ね１か月以内を目途に受水企業への給水を行えるよう、応急復旧体制を確立する。

イ　被害箇所は必要に応じ、被害の拡大や二次災害防止の措置を講じるとともに、機能維持に努める。

ウ　被害状況を把握し、応急復旧計画を作成し、速やかに施工業者や資機材を手配し、早期に応急復旧を行い、施設の機能回復に努める。

エ　迅速かつ円滑に応急復旧を進めるため、あらかじめ補修用資機材の備蓄や他事業体との協力体制を構築するとともに、応急復旧を依頼する施工業者との連絡体制を確立する。

オ　応急復旧に携わる人員が不足する場合は、「関東地域における工業用水道災害相互応援に関する協定書」に基づき、他の工業用水道事業体へ応援を要請する。

（3）情報伝達

工業用水道施設の被害及び復旧状況等について、必要に応じ受水企業への適切な情報提供に努める。

8　道路・橋梁（県土整備部、市町村）

地震が発生した場合、緊急輸送道路を最優先に各道路管理者等は、所管の道路、橋梁について被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、迂回路の選定あるいは通行の禁止又は制限等の措置など利用者の安全策を講じるとともに、パトロール等による広報を行うほか、被災道路、橋梁については、応急及び復旧措置を行う。

（1）災害時の応急措置

<table>
<tr><th>機 関 名</th><th>応　　急　　措　　置</th></tr>
<tr><td>県</td><td>道路・橋梁の被災状況を速やかに把握するため、震災時における県土整備部の対応計画、県土整備部震災実働マニュアルの定めるところにより、ライフライン関係占用者、（一社）千葉県建設業協会及び市町村等からの道路情報の収集に努めるとともに、各土木事務所はパトロールを実施する。これらの情報により（一社）千葉県建設業協会などの関係機関と密接な連携を図りながら応急措置を講じるとともに、必要に応じて迂回路の選定を行う。
ライフライン施設の復旧における道路法の事務手続については、「災害時等における道路法の許可等に関する事務取扱いについて」に基づき、迅速な対応を図る。
＜資料編１－19　災害時等における道路法の許可等に関する事務取扱いについて＞</td></tr>
<tr><td>関東地方
整備局</td><td>被害状況を速やかに把握するため、事務所、出張所においてはパトロールカーによる巡視を実施する。また、道路情報モニター等からの情報の収集に努める。これらの情報を基に、必要に応じて迂回道路の選定、その誘導等の応急措置を行い交通路の確保に努める。</td></tr>
<tr><td>東日本
高速道路㈱</td><td>1　地震発生後、次の基準に従って警察当局と協力して通行規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板及びパトロールカー等により情報を提供するなどして、通行車の安全確保に努める。
<table>
<tr><th>計　測　震　度　値</th><th>通行規制内容</th><th>対象区間</th></tr>
<tr><td>計測震度値4.0以上又は特別巡回の結果必要と認められる場合</td><td>速度規制</td><td>全路線</td></tr>
<tr><td>計測震度値4.5以上</td><td>通行止</td><td>・首都圏中央連絡自動車道
神崎IC～下総IC
東金JCT～木更津JCT
・館山自動車道
君津IC～富津竹岡IC
・富津館山道路
富津竹岡IC～富浦IC</td></tr>
<tr><td>計測震度値5.0以上</td><td>通行止</td><td>上記以外の路線</td></tr>
</table>
2　通行車及び道路の被害状況等を早期に把握し、迅速かつ安全な道路交通の確保を行うため、震災点検を行う。
3　災害が発生した場合、道路交通の確保及び被害の拡大防止を図るため、速やかに応急復旧を行う。通行止を実施しているときは、上下車線が分離されている道路に当たっては、少なくとも上下線各1車線又は片側2車線を、分離されていない道路に当たっては、1車線を走行可能な状態に速やかに復旧させる</td></tr>
</table>

首都 高速道路㈱	地震による災害が発生したときは、利用者の安全を確保しつつ、二次災害の防止と緊急輸送機能の確保を最優先に、次の応急対策を実施し、首都高速道路の機能回復を図る。 1　震度5強以上の大地震が発生したときは、首都高速道路は一般車両の通行が禁止され、消防その他の緊急車両の通行に利用されるため、都県公安委員会の交通規制に協力し、かつ、規制状況等を利用者に広報する 2　利用者の被災の状況を緊急に把握し、消防等関係機関への迅速な情報伝達、出動・協力要請により、被災者の救出救護その他安全確保に努める。 3　道路構造物、管理施設等について、その被害の状況を緊急点検し、必要に応じ応急復旧に努める。 4　工事の箇所については、その被災の状況に応じて必要な措置を講じるものとする。

（2）応急復旧対策

機 関 名	応　急　復　旧　対　策
県	被害を受けた道路は、速やかに復旧し、交通の確保に努めるものとする。特に、「緊急輸送道路1次路線」など交通上重要と認められるものについて最優先に（一社）千葉県建設業協会などの関係機関と密接な連携を図りながら応急復旧作業を実施し、道路の機能確保に努める。
関東地方 整備局	パトロール等による調査結果等を基に、被害状況を把握し、速やかに応急復旧工事を行い、道路の機能確保に努める。

9　交通施設（総合企画部、県土整備部）

（1）災害時の活動体制

ア　災害対策本部等の設置

震災が発生した場合、各交通機関は全機能をあげて、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置する。

イ　通信連絡体制

災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに必要に応じて無線車等も利用する。

（2）災害時の初動措置

各機関の初動措置は次のとおり。

ア　運転規制

機 関 名	運　転　規　制　の　内　容
東日本 旅客鉄道㈱	地震が発生した場合の列車の運転取扱いは次による。 1　地震発生時の運転規制は、地震計のスペクトル強度ＳＩ値（カイン）による。 2　運転規制区間は、一般区間と落石区間に分ける。 3　ＳＩ値が一般区間で12以上、落石区間で6以上の場合、全列車を停止させ、規制区間全線を保守係員の点検後解除する。 4　ＳＩ値が一般区間で6以上12未満、落石区間で3以上6未満の場合、35㎞／ｈ以下の速度規制を実施し、乗務員からの異常動揺等の有無を確認後、速度規制を解除する。

機関名	運転規制の内容
京成電鉄㈱	強い地震を感知した場合の運転の取扱いは次による。 1　自社の震度計が震度4（40～99ガル）の場合、直ちに列車停止手配をとる。指定点検箇所の異常の有無を確認の上、25km/h以下の注意運転を行う。安全を確認した区間から規制解除し、通常運転に復する。 2　地震計が震度5弱以上（100ガル以上）の場合は、直ちに列車停止手配をとり当該区間内の鉄道施設の点検を実施する。安全を確認した区間から運転を再開する。
東京地下鉄㈱	強い地震が発生し、地震警報装置又は早期地震警報装置に震度４以上の表示があった場合は、全列車を緊急停止させた後、次の取扱いを行う。 1　第２地震警報（震度４以下） 先発列車のあった駅までは、注意運転とする。(震度４の場合は25km/h以下とする。) 運転士の報告に基づき運転規制を解除する。 2　第１地震警報（震度５弱以上） 運転見合せとする。工務及び電気関係区長の歩行点検の報告に基づき注意運転とし、運転士の報告に基づき運転規制を解除する。
千葉都市モノレール㈱	地震が発生し、警報の表示があった場合は、次の取扱いを行う。 1　震度4の場合 直ちに無線により全列車を一旦停止させたのち、速度を30km/h以下の注意運転を指示するとともに駅及び関係箇所に通報するものとする。 解除は、運転士から異常がない旨の報告を受けた時。 「注」注意運転は、当該区間を運転する最初の列車による安全確認とする。 2　震度5弱以上の場合 直ちに無線により全列車に停止を指示し、関係箇所に通報するものとする。 解除は、保守担当課長から点検結果の報告を受け安全の確認がなされた時。
首都圏新都市鉄道㈱	災害時の初動措置 予測震度4以上で警報を受信した場合、全列車は一旦停止後、沿線地震計の震度により以下の取扱いとする。 1　震度4以下の場合　　通常運転を再開する 2　震度5弱の場合　　時速35 km以下の徐行運転 3　震度5強以上の場合　運転を中止して鉄道施設の点検
その他民鉄各社	強い地震を感知した場合の運転の取扱いは次による。 1　震度５弱以上の場合、列車の運転を中止することとし、その後の運転については、保線区・電気関係区の巡回員からの報告に基づいて逐次運転規制を解除する。 2　震度4の場合、列車は速やかに安全な所で一時停止し、時速25km/h以下の速度で注意運転することとし、保線区・電気関係区の巡回員からの報告に基づいて逐次運転規制を解除する。

イ　乗務員の対応

機関名	乗務員の対応
東日本 旅客鉄道㈱	1　運転中に地震を感知して、列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。 2　列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切取り、橋梁上あるいは陸橋下のような場合は進路の安全を確認の上、安全と認められる場所に列車を移動させる。 3　列車を停止させた場合、最寄りの停車場の駅長等と連絡を取り、その指示を受ける。
東京地下鉄㈱	1　列車運転中、強い地震を感知し危険と認めた場合又は総合指令所長から緊急停止の指示があった場合は、直ちに列車を停止させた後、総合指令所長に状況を報告し、列車の進退について指示を受ける。 2　停止した箇所が、橋梁又は築堤上等であって危険のおそれがあると認めたときは、進路の安全を確かめたうえ移動する。 3　運転士は、列車を停止したのち、規制により運転を開始するときは、架線、橋梁、築堤上等について特に注意する。
首都圏 新都市鉄道㈱	1　列車の運転 列車進行中地震を感知し、列車の運転が危険と判断した場合および総合指令所長から停止手配の指令があったとき又は早期地震警報システムにより警報を受信した場合は、速やかに列車を安全な箇所に停止させる。また、列車停止後、列車および周囲の状況を確認して総合指令所長に報告し、その後の指示を受ける。 2　乗客への対応 災害の規模、被害状況および運行の見通し等を総合指令所長からの指示等により、適切な旅客案内を行なう。
その他 民鉄各社	1　運転中に地震を認知して、列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。 2　列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切取り、橋梁上あるいは陸橋下のような場合は進路の安全を確認の上、安全と認められる箇所に列車を移動させる。 3　列車を停車させた場合は、指令所又は最寄りの駅に連絡をとり、その指示を受ける。

ウ　その他の措置

東日本 旅客鉄道㈱ 東京地下鉄㈱ その他 民鉄各社	1　旅客誘導のための案内放送 2　駅員の配置手配 3　救出、救護手配	4　出火防止 5　防災機器の操作 6　情報の収集

（3）乗客の避難誘導

機 関 名	避　　難　　誘　　導　　方　　法
東日本 旅客鉄道㈱ 民鉄各社 （下記以外）	1　駅における避難誘導 （1）駅長は、係員を指揮してあらかじめ定めた臨時避難場所に混乱の生じないよう誘導し避難させる。 （2）旅客を臨時避難場所に誘導した後、さらに市町村又は県があらかじめ定めた一時滞在施設の位置、災害に関する情報等を旅客に伝達し、秩序維持に協力する。 2　列車乗務員が行う旅客の避難誘導 （1）列車が駅に停止している場合は、駅長の指示による。 （2）列車が駅間の途中に停止した場合は、原則として乗客は降車させない。 ただし、火災その他によりやむを得ず旅客を降車させる場合は次による。 ア　地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い旅客を降車させる。 イ　特に高齢者や子供、妊婦等については、他の旅客に協力を要請して安全に降車させる。 ウ　隣接線路を歩行することは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。
東京地下鉄㈱	1　駅における避難誘導 駅務管区長は、市町村又は県があらかじめ定めた一時滞在施設を旅客に周知し、その方向の出入口に誘導する。 2　列車における旅客の避難誘導 （1）列車が駅に停止している場合は、駅務管区長の指示による。 （2）列車が駅間に停止した場合は、原則として乗客は降車させない。 ただし、火災その他によりやむを得ず旅客を降車させる場合は次による。 ア　駅務管区長は、列車が駅間に長時間停止し、乗客の誘導が必要になったときは、救援隊を組織し乗客を安全な方向の隣接駅へ誘導する。 イ　交通弱者の介添え等について、旅客の協力を求め降車させる。 ウ　車内放送等により避難誘導等について説明し、危険防止を図りながら整然とした避難誘導をする。
首都圏 新都市鉄道㈱	1　駅務管理所長は、係員を指揮してあらかじめ定めた臨時避難場所へ旅客を誘導し、避難させる。 2　旅客を臨時避難場所へ誘導した後、さらに避難させる必要が生じた場合は、地元市町村と連携しながら、市町村又は県があらかじめ定めた一時滞在施設を案内する。

（4）事故発生時の救護活動

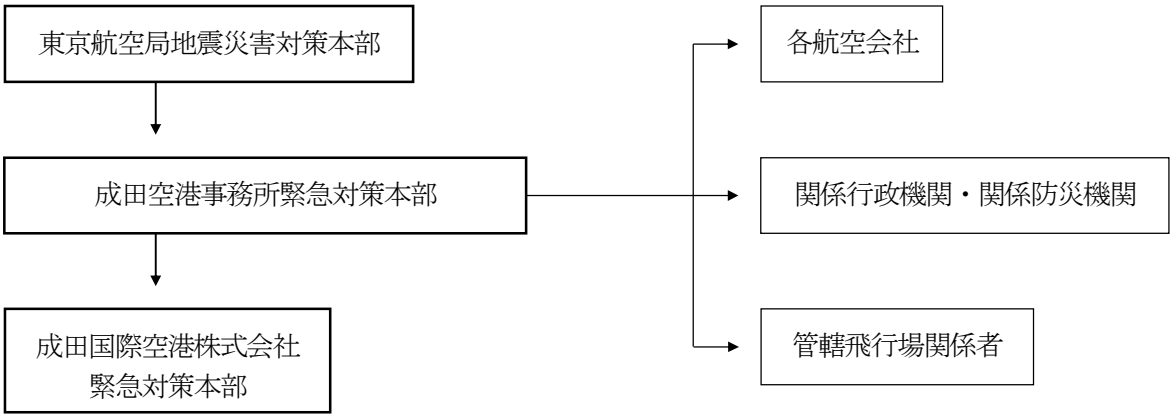
機 関 名	救　　護　　活　　動
東日本 旅客鉄道㈱ 民鉄各社 （下記以外）	災害時には、駅従業員、乗務員が救急救護活動に当たるとともに、非常災害対策規則に基づき、対策本部、復旧対策部に救護班を編成し、救護活動に当たる。
東京地下鉄㈱	駅係員、乗務員等は、負傷者の救出・救護を最優先とし、二次災害及び被害拡大の防止に努め、旅客の安全を図る。
首都圏 新都市鉄道㈱	1　状況により、旅客（医師、看護師等）の協力を求める。また、救急法による手当てができる場合は、これを行なうとともに救急車を要請して病院に収容する。 2　付近に病院がある場合は、その医師に依頼する。 3　死傷者が多数のときは、病院に収容するまでの間、列車等を使用して死傷者の隔離を図る。

（5）飛行場施設

ア　東京航空局成田空港事務所

東京航空局成田空港事務所は、大規模地震が発生したときは、緊急対策本部（本部長＝空港長）を設置し、航空機の運航等に関し、次の対策を講じる。

（ア）地震発生時の伝達は、次のルートで行う。



（イ）地震発生時において次の業務を行う。

a　情報の収集・伝達

b　関係機関との連絡調整

c　応急救護及び災害防止に必要な措置

d　航空機の運航に関する調整

e　通信業務の確保

f　管制業務の確保

イ　成田国際空港㈱

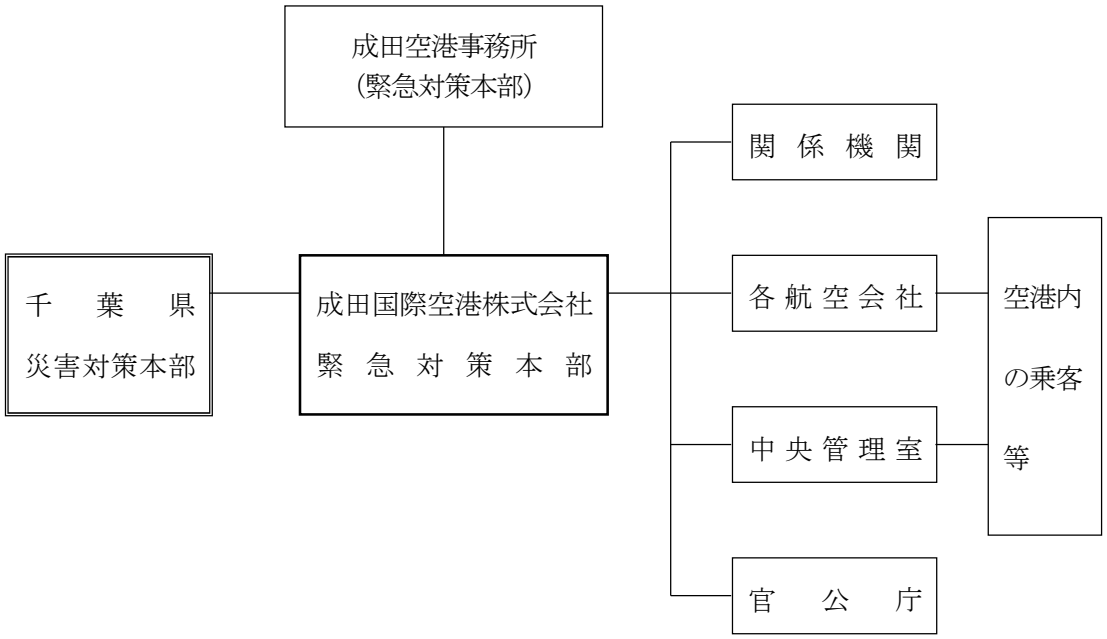
（ア）情報伝達

a　東京航空局成田空港事務所（以下「空港事務所」という。）と成田国際空港株式会社（以下「空港会社」という。）は、地震情報等を相互に伝達調整する。

b　空港内官公庁、関係機関及び各航空会社に対して、地震情報等を伝達する。

c　空港内の乗客等に対しては、旅客ターミナル内中央管理室及び各航空会社を通じて伝達する。

d　伝達ルートは次のとおりとする。



（イ）運航対策

大規模地震が発生した場合、航空機の運航の確保と安全を図るため、次の措置をとる。

a　航空会社に対して乗降客の安全誘導、航空機自体の保安対策を要請する。

b　滑走路、誘導路、エプロン等の点検を実施する。

c　空港事務所の航空交通管制機関との調整を図る。

（ウ）空港の混乱防止対策

大規模地震発生時、空港内の混乱を防止するため、次の措置をとる。

a　必要と認めるときは、空港関係者、災害対策関係者及び空港会社が入場を認めた者以外の者の空港への入場を制限するものとする。

b　各航空会社に規制対策を要請する。

c　東日本旅客鉄道㈱、京成電鉄㈱等の交通機関に対して、駅への入場、乗車等の制限等措置を要請する。

d　空港警察署に警備を要請する。

（エ）空港施設の保安対策及び応急復旧

航空保安施設及びその他現有施設の機能の維持を図るため、点検を強化し、また、機能上に障害を生じたものがあるときは、速やかに機能の復旧に努めるとともに適切な運用を行うものとする。

10　その他公共施設（農林水産部、県土整備部）

地震が発生した場合、河川、海岸、港湾、都市公園、漁港、砂防、地すべり防止及び急傾斜地崩壊防止施設の被害状況を速やかに把握し、各施設の機能確保を図るため、各機関は災害活動を実施するとともに応急措置を行うものとする。

（1）海岸保全施設

海岸保全施設が、地震、津波により被害を受けた時、又はそのおそれがある時は関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

（2）河川管理施設

地震、津波等により堤防、護岸等の河川管理施設が被害を受けた時、又はそのおそれのある時は関係機関と協議して施設の応急措置を行う。

（3）港湾施設

地震、津波により水域施設、外郭施設、けい留施設等の港湾施設が被害を受けた時、又はそのおそれがある時は関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

（4）漁港施設

地震・津波により漁港の基本施設等が被害を受けた時、又はそのおそれがある時は関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

（5）砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

地震により砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けた時、又はそのおそれのある時は関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

（6）都市公園施設

地震、津波により園路・広場、管理施設等が被害を受けた時、又はそのおそれがある時は関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

第１６節　ボランティアの協力

県及び市町村は、大規模震災時において、災害応急対策の実施には多くの人員を必要とするため、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策を実施するものとする。県災害ボランティアセンターは千葉県災害ボランティアセンター連絡会が運営することとする。

また、県及び市町村は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているＮＰＯ等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、復旧・復興期も含めた多様な被災者ニーズを踏まえ、各団体の多様性と継続性を活かしたボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域で活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努めるとともに、災害中間支援組織や千葉県災害ボランティアセンターとの役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

その際、県及び市町村は、行政、ＮＰＯ、ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う体制を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

１　災害ボランティアセンターの設置（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、市町村）

県及び市町村は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握、ボランティアの受付、調整等の受入体制を確保するよう努めるとともに、必要に応じて、ボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターを設置する。

なお、県又は県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

（１）市町村災害ボランティアセンター

災害が起こった場合、ボランティアの受入登録・派遣等を行うため、市町村は被災の状況を踏まえ、必要に応じて市町村災害ボランティアセンターを設置する。

なお、当センターの運営は、市町村社会福祉協議会が行うことができる。

（２）県災害ボランティアセンター

大規模災害時に、県は県災害ボランティアセンターを設置する。当該センターは、先遣隊・支援隊の被災地への派遣、県内全体の情報収集及び提供、被災地ニーズに合わせたボランティア派遣の全体調整、ボランティア活動希望者への電話相談等を実施するとともに、被災地に設置される市町村災害ボランティアセンターの活動が円滑に行われるよう後方支援を行う。

また、当該センターは千葉県災害ボランティアセンター連絡会が運営し、原則、千葉県社会福祉センター内に設置することとし、設置できない場合は、千葉県庁内に設置するものとする。

（県災害ボランティアセンター連絡会）

構成団体は、千葉県社会福祉協議会［事務局］、日本赤十字社千葉県支部［事務局］、千葉県共同募金会など１６団体

（３）広域災害ボランティアセンター

複数の市町村が、市町村災害ボランティアセンターを設置できない等の場合に、それを代替するために、県は広域災害ボランティアセンターを被災地域の近隣に設置する。

なお、当センターの運営は、千葉県災害ボランティアセンター連絡会が行う。

当該センターの設置場所は、次の表とする。

○広域災害ボランティアセンター（ＶＣ）の設置場所

名　　称	支援対象地域	設置場所
東葛飾広域災害ＶＣ	東葛・葛南	西部防災センター（松戸市）
千葉広域災害ＶＣ	千葉	県総合スポーツセンター（千葉市）
かずさ広域災害ＶＣ	木更津・安房	かずさアカデミアパーク（木更津市）
九十九里広域災害ＶＣ	海匝・山武・長生	さんぶの森公園（山武市）
いすみ広域災害ＶＣ	夷隅	大多喜町Ｂ＆Ｇ海洋センター（大多喜町）

※印旛、香取地域については、千葉広域災害ボランティアセンター又は近隣市ボランティアセンター等を拠点に支援する。

2　ボランティアの活動分野（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、県土整備部、市町村）

ボランティアの協力を得て実施する活動内容は次のとおりとする。

（1）専門分野

ア　救護所での医療救護活動
イ　被災建築物応急危険度判定
ウ　被災宅地危険度判定
エ　外国語の通訳、情報提供
オ　災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報
カ　被災者への心理治療
キ　高齢者や障害者等要配慮者の看護、情報提供
ク　その他専門的知識、技能を要する活動等

（2）一般分野

ア　避難所の運営補助
イ　炊き出し、食料等の配布
ウ　救援物資や義援品の仕分け、輸送
エ　高齢者や障害者等要配慮者の支援
オ　被災地の清掃、がれきの片づけなど
カ　避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む。）
キ　その他被災地における軽作業等

3　ボランティアとして協力を求める個人、団体（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、県土整備部、市町村）

災害時にボランティアとして活動が期待される個人、団体は次のとおりとし、これらに積極的に協力を求めることとする。

（1）個人

ア　被災地周辺の住民
イ　被災建築物応急危険度判定士
ウ　被災宅地危険度判定士
エ　ボランティア活動の一般分野を担う個人
オ　その他

（2）団体

ア　日本赤十字社千葉県支部
イ　千葉県社会福祉協議会及び各市町村社会福祉協議会
ウ　（公財）ちば国際コンベンションビューロー
エ　（一社）日本アマチュア無線連盟千葉県支部
オ　その他ボランティア団体・ＮＰＯ法人等

4　ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、市町村）

常に災害時におけるボランティア活動の重要性を明らかにし、ボランティア活動の主体となる意識の保持を訴えるとともに、災害時には積極的な参加を呼びかけるものとする。

（1）平時におけるボランティア意識の啓発

毎年１月１７日の「防災とボランティアの日」及び1月１５日から２１日までの「防災とボランティア週間」を中心に実施する講演会やシンポジウムなどの諸行事を通じ、県民にボランティア意識の醸成を図る。

また、毎年９月１日の「防災の日」及び８月３０日から９月５日までの「防災週間」を中心に実施する防災訓練や各種啓発行事に積極的にボランティア団体等の参加を求めることにより、その重要性を広報する。あわせて、住民やボランティア団体等の参加を得た実践的な防災訓練を実施し、災害時におけるボランティアの協力が円滑に得られるよう日ごろから連携の強化を図る。

「千葉県県民活動推進計画」に基づき、「ちば県民活動ＰＲ月間」等様々な機会を通じて、防災分野を含め「共助」の精神に基づく住民相互の助け合いや地域におけるボランティア活動の重要性についての県民の理解と活動への参加の促進を図る。

（2）災害時における参加の呼びかけ

大規模な災害が発生した際には、インターネットやテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や県及び県内市町村に加え、社会福祉協議会ボランティアセンターや市町村市民活動支援センター、ボランティア団体やＮＰＯ法人並びに近隣都県の社会福祉協議会、日本赤十字社各支部等の関係団体を通じて、広くボランティアの参加を呼びかける。

なお、東日本大震災においては、特にホームページやブログなどのネットでの情報公開により電話などによる問合せを少なくできたことから、インターネットを利用した参加の呼びかけを推進する。

5　災害時におけるボランティアの登録、派遣（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、県土整備部、市町村）

災害の状況に応じた、より実際的なボランティア活動体制を立ち上げるため、ボランティアの受付、登録は原則として発災後に実施することとし、県、市町村及び関係機関が十分な連携を図りながら迅速に対応するものとする。

（1）県担当部局による登録

専門分野での活動を希望する個人及び団体については、県の各活動担当部局が中心となって対応する。

県の担当部局は、被災地におけるボランティアの需要状況を基に、派遣先や派遣人員等を被災市町村等と調整の上、派遣する。

活動分野	個人・団体	県受付窓口
医療救護、地域保健	医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、栄養士、歯科衛生士等	健康福祉部健康づくり支援課 健康福祉部医療整備課 健康福祉部薬務課
被災建築物応急危険度判定※ 被災宅地危険度判定※	被災建築物応急危険度判定士 被災宅地危険度判定士	県土整備部建築指導課 県土整備部都市計画課
高齢者支援	支援団体	健康福祉部高齢者福祉課
障害者支援	支援団体	健康福祉部障害者福祉推進課

外国語通訳、翻訳、情報提供	(公財)ちば国際コンベンションビューロー語学ボランティア、災害時外国人サポーター	総合企画部国際課
通信、情報連絡	(一社)日本アマチュア無線連盟千葉県支部	防災危機管理部防災対策課

※平時に登録を行っている。

（2）災害ボランティアセンターによる登録・派遣

県災害ボランティアセンターでは､県内全体のボランティアに関する情報の収集や提供等を行い、市町村災害ボランティアセンター又は広域災害ボランティアセンターでは、一般分野での活動を希望する個人及び団体について受入、登録する。

市町村災害ボランティアセンターで受け入れたボランティアについては、市町村内のボランティアの需要状況をもとに派遣する。また、広域災害ボランティアセンターで受け入れたボランティアについては、被災地におけるボランティアの需要状況をもとに、派遣先や派遣人員等を被災市町村と調整のうえ、派遣する。

さらに、活動希望者が全国規模で予想される場合には、近隣都県の社会福祉協議会等の協力を得て受付、登録事務を進めるものとする。

（3）ボランティアニーズの把握

被災市町村は被災現地における体制を整備し、被災地市町村災害ボランティアセンターと連携のうえ、ボランティアの需要状況の的確な把握に努める。

県災害ボランティアセンターは、被災市町村災害ボランティアセンターとの連絡を密にし情報収集するとともに、各種ボランティア団体との情報交換等により、県全域のボランティアの需要状況の把握に努める。

（4）各種ボランティア団体との連携

県災害ボランティアセンターは、市町村社会福祉協議会、独自に活動するボランティア団体・ＮＰＯ法人等と十分な情報交換を行うとともに必要な支援策を実施し、密接な連携の下に災害支援活動を進める。

（5）感染症対策について

市町村災害ボランティアセンターは、感染症が懸念される状況においては、ボランティアの募集範囲は市町村域を基本とし、募集範囲を拡大する場合は被災地域の住民のニーズや意見などを踏まえ、関係団体と協議する。

6　ボランティア受入体制（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、市町村）

（1）食事、宿泊場所の提供

ボランティアについての食事や宿泊場所については、自己調達を基本とする。

（2）市町村災害ボランティアセンターの活動拠点の提供

市町村災害ボランティアセンターの活動拠点については、市町村が用意する。

また、広域災害ボランティアセンターの活動拠点については、県が用意する。

（3）活動費用の負担

ボランティアの活動に伴う経費は、その必要性に応じてボランティアを受け入れる市町村が負担する。ボランティアが活動に必要とする資機材については、県社会福祉協議会や市町村社会福祉協議会においても、あらかじめ用意を行うことが望ましい。

（4）保険の付与

ボランティア活動に伴う事故の発生に対処するため、県災害ボランティアセンターは県内で活動するボランティアの把握に努め、被災地市町村災害ボランティアセンターにおいては、ボランティア保険の加入を活動の条件とする。

7　災害ボランティアセンター運営スタッフ等の養成等（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、教育庁、市町村）

一般分野でのボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その活動を支援する災害ボランティアセンターの運営スタッフ等には、調整能力など高い専門性が必要である。

そこで、各種研修会や講習会を通じて、普段から災害ボランティアセンターの運営スタッフ等の養成を進める。

また、災害時に迅速な受入ができるよう災害ボランティアセンターの開設・受入・調整についてのマニュアル作成や訓練の実施等により体制を整備するとともに、被災者の多様なニーズに応えられるよう、多様な立場の者の能力が活用され、意見が反映されるよう、常日頃から連携体制の強化に努める。

8　日本赤十字社千葉県支部防災ボランティア養成・研修計画

日本赤十字社千葉県支部は、災害時の救援活動に参加・協力するボランティアを養成するため、次の計画に基づき研修・訓練を実施する。

また、大規模災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティアの受付、連絡調整等を行う防災ボランティアリーダー（コーディネーター）の養成を進める。

項　　目	対　　象	実　施　内　容
防災ボランティア登録説明会	新規登録者	防災ボランティアの概要等
防災ボランティア研修会	登録者全員	グループワーク、講演等
防災ボランティアリーダー養成講習会（本社）	候補者	ボランティアセンターの運営方法等
防災ボランティア地区リーダー養成講習会	候補者	地区におけるボランティアセンターの運営方法等
防災ボランティアリーダー研修会	リーダー	グループワーク、研修会の運営等
防災ボランティアリーダー・地区リーダーフォローアップ研修会	リーダー・地区リーダー	グループワーク、地区研修会の運営等

その他に次の９奉仕団が個別に研修・訓練を実施する。

奉　仕　団　名	災害時における活動（役割）
千葉県赤十字地域奉仕団	非常食の炊き出し、給食、義援金の募集、避難所の運営補助（受付、清掃、案内等）、献血の呼びかけ・受付等
千葉県青年赤十字奉仕団	避難所の運営補助（清掃・案内・乳幼児の世話、障害を持つ人の介助等）、救援物資の収納管理・配布等
千葉県赤十字安全奉仕団	災害現場又は傷病者の救護所での搬送補助・応急手当、救援物資の搬送及び配布等
千葉県赤十字看護奉仕団	災害現場又は救護所での医療スタッフの補助・応急手当、巡回診療補助、避難所での運営補助（健康相談・血圧測定等）
千葉県赤十字語学奉仕団	通訳（診療の補助、各種案内等）、外国人被災者の安否調査等
成田赤十字病院ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ会	外来患者の補助、入院患者の生活介助、院内の案内、清掃等

千葉県赤十字特殊救護奉仕団	災害現場又は救護所での傷病者の搬送補助・応急手当、無線通信による情報収集、広報、救援物資の搬送及び配布等
千葉県赤十字安全水泳奉仕団	避難所での運営補助（救援物資の搬送及び配布等）
千葉県青少年赤十字賛助奉仕団	避難所の子どもたちに対する遊びや学習の支援等

第４章　災害復旧計画

第１節　被災者生活安定のための支援

1	被災者に関する支援の情報の提供等	（地－４－２）
2	被災者生活再建支援金	（地－４－２）
3	公営住宅の建設等	（地－４－３）
4	災害援護資金	（地－４－３）
5	生活福祉資金	（地－４－４）
6	県税の減免等	（地－４－５）
7	生活相談	（地－４－６）
8	雇用の維持に向けた事業主への支援	（地－４－６）
9	義援金	（地－４－７）
10	その他の生活確保	（地－４－９）
11	中小企業への融資	（地－４－９）
12	農林漁業者への融資	（地－４－11）

第２節　津波災害復旧対策

1	河川、海岸、港湾施設	（地－４－13）
2	林地荒廃防止施設	（地－４－13）
3	漁港施設	（地－４－13）
4	津波災害廃棄物処理	（地－４－14）

第３節　液状化等によるライフライン関連施設等の復旧対策

1	水道施設	（地－４－15）
2	下水道施設	（地－４－16）
3	電気施設	（地－４－16）
4	ガス施設	（地－４－17）
5	通信施設	（地－４－18）
6	工業用水道施設	（地－４－18）
7	農林・水産業施設	（地－４－18）
8	公共土木施設	（地－４－19）

第４節　激甚災害の指定

1	激甚災害に関する調査	（地－４－21）
2	特別財政援助額の交付手続等	（地－４－21）

第５節　災害復興

1	体制の整備	（地－４－22）
2	災害からの復興に関する基本的な考え方	（地－４－22）
3	想定される復興準備計画	（地－４－22）
4	復興対策の研究、検討	（地－４－23）

第１節　被災者生活安定のための支援

震災により被害を受けた県民が、安心した生活を取り戻せるように、経済的支援をはじめ、医療や雇用面における支援、さらに心のケア等を行うことによって、県民に自力復興心をもたせ、もって生活安定の早期回復を図る。

１　被災者に関する支援の情報の提供等（全庁、市町村）

市町村は、各種の支援措置が早期に実施されるよう、発災後遅滞なく被災者に罹災証明書を交付するとともに、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成等被災者支援の総合的かつ効率的な実施に努める。

県及び市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムやＷＥＢ会議等を活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるとともに、被災者台帳を作成する市町村からの要請により、被災者に対して実施した支援に関する情報を提供する。

併せて、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

また、県は国及び市町村と連携し、被災者に対してブルーシートの設置や住宅修理を行う事業者を迅速に紹介するよう努める。

２　被災者生活再建支援金（防災危機管理部、市町村）

（１）目的

自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活再建することが困難な被災者に対し、その生活の再建を支援し、もって県民生活の安定と被災地の速やかな復興に資すること。

（２）対象となる自然災害

ア　災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号に該当する被害が発生した市町村における自然災害

イ　１０世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

ウ　１００世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

エ　上記ア又はイに規定する被害が発生した市町村を含む都道府県内で、５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口１０万人未満）における自然災害

オ　上記ウ又はエに規定する都道府県に隣接する都道府県内の市町村（人口１０万人未満）で、ア～ウに規定する被害が発生した市町村に隣接し、かつ、５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

カ　上記ウ又はエに規定する都道府県が２以上ある場合において、その自然災害により５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口１０万人未満。ただし、人口５万人未満の市町村にあっては２世帯以上）における自然災害

（３）対象となる被災世帯

対象世帯は次のいずれかに該当する世帯とする。

ア　住宅が「全壊」した世帯

イ　住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ　災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が継続している世帯

エ　住宅が半壊し、大規模な補修をしなければ居住が困難な世帯（大規模半壊世帯）

オ　住宅が半壊し、相当規模の補修をしなければ居住が困難な世帯（中規模半壊世帯）

（4）支援金の支給額

支給額は、住宅の被害程度と再建方法に応じた渡し切りとし、以下の２つの支援金の合計額となる。ただし、世帯人数が１人の場合は各該当欄の金額の３／４の額となる。

ア　住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

イ　住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額（全壊・解体・長期避難・大規模半壊）	200万円	100万円	50万円
支給額（中規模半壊）	100万円	50万円	25万円

（5）支援金支給手続

支給申請は市町村に行い、提出を受けた市町村は申請書等の確認を行いとりまとめの上、県へ提出する。

県は当該書類を委託先である（公財）都道府県センターへ提出し、申請書を受理した（公財）都道府県センターは支給決定等を行う。

（被災者生活支援法人として、（公財）都道府県センターが指定されている。）

（6）千葉県被災者生活再建支援事業

ア　県は、自然災害により住宅が全壊するなどの被害を受けたにも関わらず、上記（２）の対象とならない世帯に、一定の要件のもと支援金を支給する。

イ　本事業の実施主体は、市町村とする。（県から市への補助方式：補助率8/10）

ウ　支援金の支給額は上記（４）と同等とする。

3　公営住宅の建設等（県土整備部、市町村）

災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設又は公営住宅の空き家の活用を図る。

（1）公営住宅の建設等

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設若しくは買取又は被災者へ転貸するために借上げる。

知事は、災害公営住宅の建設等を行う市町村に対し、適切に指導・支援を実施する。

（2）公営住宅の空き家の活用

公営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）に対しては、既存公営住宅等の空き家を活用し、優先的に入居できる措置等を講じる。

県は、関係機関や市町村と協議し、円滑な入居に努める。

4　災害援護資金（防災危機管理部、市町村）

地震により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため災害資金の貸付けを行う。

（1）貸付対象

ア　貸付の対象となる被害

（ア）世帯主が療養に要する期間がおおむね１月以上である負傷を負った場合

（イ）住居又は家財の被害金額が当該住居又は家財の価格のおおむね３分の１以上の損害であると認められる場合

イ　世帯の所得制限

上記アに掲げる被害を受けた世帯であって、当該世帯に属する者（以下「同一世帯員」という。）の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が、同一世帯員が１人であるときは２２０万円、２人であるときは４３０万円、３人であるときは６２０万円、４人であるときは７３０万円、５人以上であるときは７３０万円にその世帯に属する者のうち４人を除いた者１人につき３０万円を加えた額に満たないものの世帯主

ただし、当該世帯の住居が滅失した場合にあっては、同一世帯員の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が１，２７０万円に満たない世帯の世帯主

（２）貸付限度額

ア 世帯主の１ヶ月以上の負傷のある場合

（ア）家財等の損害がない場合	１５０万円
（イ）家財の１／３以上の損害	２５０万円
（ウ）住居の半壊	２７０万円
ただし、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合	３５０万円
（エ）住居の全壊	３５０万円

イ　世帯主の１ヶ月以上の負傷のない場合

（ア）家財の１／３以上の損害	１５０万円
（イ）住居の半壊	１７０万円
ただし、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合	２５０万円
（ウ）住居の全壊（（エ）を除く）	２５０万円
ただし、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合	３５０万円
（エ）住居の全体が滅失若しくは流失	３５０万円

（３）貸付条件

ア　貸付期間　１０年（据置期間を含む）

イ　据置期間　３年（特別な場合５年）

ウ　利子　年３％以内で市町村等が条例で定める率（据置期間中は無利子）

（４）償還方法　年賦償還、半年賦償還又は月賦償還

（５）申込方法　各市町村

５　生活福祉資金（健康福祉部）

（１）貸付対象

低所得世帯のうち、他から融資を受けることができない者で、この資金（災害援護費）の貸付けを受けることによって災害による困窮から自立更生のできる世帯

（２）貸付金額　一世帯１５０万円以内

（３）貸付条件

ア　据置期間　６月以内

イ　償還期間　据置期間経過後７年以内

ウ　利子

保証人あり　無利子

保証人なし　年１．５％

エ　保 証 人

（ア）連帯保証人となること

（イ）原則として借受人と同一都道府県に居住し、その生活の安定に熱意を有する者

（ウ）生活福祉資金の借受人又は借入申込者となっていない者

（４）償還方法　年賦、半年賦又は月賦

（5）申込方法　官公署が発行する被災証明書を添付し、民生委員を通じ市町村社会福祉協議会へ申し込む。

6　県税の減免等（総務部）

被災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）に対し、地方税法又は千葉県県税条例の規定により、県税の申請等の期限の延長、徴収猶予及び減免等個々の事態に対応した適時・適切な措置を講じるものとする。

（1）申告等の期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告、その他の書類の提出又は県税を納付若しくは納入することができないと認めるときは、次により当該期限を延長するものとする。

ア　災害が広範囲にわたる場合

知事が職権により適用の地域及び期日を指定するものとする。

イ　その他の場合

納税義務者等の申請により、県税事務所長が、災害のやんだ日から２月以内において期日を指定するものとする。

（2）徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が県税を一時に納付し又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき１年以内において徴収を猶予するものとする。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに１年以内の延長を行うものとする。

（3）減免及び納入義務の免除等

被災した納税義務者等に対し、次により減免及び納入義務の免除等を行うものとする。

ア　個人の県民税

個人の県民税については、市町村民税と同じ取扱いで減免するものとする。

イ　個人の事業税

納期未到来分については、被災の状況に応じ減免するものとする。

ウ　不動産取得税

災害により滅失若しくは損壊した不動産に代わるものとしての不動産の取得、又は取得した不動産がその取得直後に災害により滅失若しくは損壊した場合における当該不動産の取得については、不動産取得税を減免するものとする。

エ　自動車税

災害により自動車に損害を受けた場合、運行の用に供することができない期間に応じ減免するものとする。

オ　軽油引取税

災害により、軽油の代金及び軽油引取税の全部又は一部を受けとることができなくなったことについて正当な理由があると認められる場合、又は徴収した軽油引取税を失った場合、特別徴収義務者の申請により、その軽油引取税が既に納入されているときは還付し、納入されていないときは納入義務を免除するものとする。

カ　固定資産税

災害により被害を受けた大規模償却資産について、その被害の程度に応じ、減免するものとする。

7　生活相談（全庁、市町村）

機関名	相　談　の　取　扱　い
県	1　県庁内に被災者総合相談窓口を設置するとともに、税務、福祉・医療、商工・労働、農林・水産、土木・都市、教育、女性のための相談等の個別相談窓口を設置する。 2　被災者への相談事業等の展開 　災害によるショック及び避難生活の長期化へ対応するため被災地及び避難所において専門家等による相談等の事業を行う。 （1）要介護者への巡回相談事業の実施 （2）被災児童生徒及び親への相談事業の実施 3　住宅被災者に対する相談等の実施 　被災した住宅の復興を支援するため、住宅相談窓口を開設し、住宅金融支援機構職員による住宅再建に関する相談を行う。 ＜資料編１－12　災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書＞ 4　被災者への迅速かつ適切な相談業務を行うため、市町村と緊密な連携を図る。
市町村	市町村においては、被災者のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取しその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、広聴活動を実施する。
県警察	1　警察署又は交番その他必要な場所に臨時相談所を設置する。 2　相談活動を通じて把握した問題については、組織的対応により迅速な処理をするとともに、必要により関係機関へ連絡して、その活動を促す。

8　雇用の維持に向けた事業主への支援（商工労働部）

（1）雇用の維持と失業の予防を図るため、事業主に対して各種雇用関係の助成金制度の周知・啓発に努める。

（2）雇用調整助成金等の特例的な運用について、厚生労働省への要請を行う。

9　義援金（防災危機管理部、出納局、市町村）

県は、大規模な地震災害や風水害等による被災者に対し、県が募集する義援金及び義援金募集団体（日本赤十字社千葉県支部等）に寄託された義援金を、災害義援金配分委員会での決定に基づき、義援金募集団体、市町村と連携しながら、確実・迅速に配分する。

また、市町村は、必要に応じ自ら募集し被災者に配分するため、義援金の募集、受付、配分等についての計画を策定する。

なお、義援物資については「第３章　災害応急対策計画　第８節　救援物資供給活動　２　食料・生活必需物資等の供給体制」による。

（１）募集の決定及び周知並びに受付

ア　県が募集する義援金

機 関 名	内　　容
県	１　募集の決定及び周知 災害救助法の適用状況等を勘案し義援金の募集を決定し、義援金募集団体等と連携を図りながら、次の事項をホームページ及び報道機関等を通じ公表し、広報を行う。 （１）振込金融機関口座（金融機関名、口座番号、口座名等） （２）受付窓口 （３）募集期間 （４）振込手数料の取扱い （５）税制上の取扱い （６）配分方法 ２　受付 義援金は出納局で受け付ける。 （※寄附金（見舞金）は防災危機管理部で受け付ける。）

イ　義援金募集団体が募集する義援金

機 関 名	内　　容
義援金募集団体	１　募集の決定及び周知 県や市町村等と連携を図りながら、募集を決定し周知を行う。 ２　受付 関係団体（市町村、社会福祉協議会等）と連携を図りながら、受け付ける。 寄託された義援金は、災害義援金配分委員会の指定する口座に速やかに送金することとする。

（2）配分

<table>
<tr><th>機 関 名</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>県</td><td>県及び義援金募集団体に寄託された義援金の配分に必要な事項（対象・基準・時期・方法等）については、義援金募集団体、被災市町村、報道機関、福祉団体、県等で構成する災害義援金配分委員会を開催し、決定する。
配分基準は、原則として下表のとおりとするが、義援金配分委員会が特に必要と認めた場合は、この基準によらないことができる。
（表） 配分基準
<table>
<tr><th colspan="2">配　分　対　象</th><th>配　分　比</th></tr>
<tr><td rowspan="3">人的被害（配分対象：者）</td><td>死者</td><td>１０</td></tr>
<tr><td>行方不明者（死亡と推定される者）</td><td>１０</td></tr>
<tr><td>重傷者</td><td>5</td></tr>
<tr><td rowspan="3">住家被害（配分対象：世帯）</td><td>全壊　（半壊解体、敷地被害解体を含む。）</td><td>１０</td></tr>
<tr><td>半壊</td><td>5</td></tr>
<tr><td>床上浸水</td><td>1</td></tr>
</table>
（※ 床上浸水世帯を１とする）</td></tr>
<tr><td>市　町　村</td><td>県又は義援金募集団体から送付された義援金を、被災者に配分する。</td></tr>
</table>

（3）　義援金の処理に関する監査及び配分状況の公表

機 関 名	内　　容
県	義援金が公正かつ適正に配分されたことを示すため、義援金配分委員会の監事は義援金の処理に関する監査を行い、配分状況を公表する。

10　その他の生活確保

機関名	生　活　確　保　の　取　扱　い
日本郵便㈱	災害救助法が発動された場合、日本郵便㈱は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策等を迅速かつ的確に実施する。 1　郵便関係 （1）被災者に対する郵便葉書等の無償交付 災害時には、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。 （2）被災者が差し出す郵便物の料金免除 災害時には、被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除を実施するものとする。 2　災害時における窓口業務の維持 3　㈱ゆうちょ銀行の非常払及び㈱かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い
労　働　局	1　震災による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、市町村の被災状況等を勘案の上、県内各公共職業安定所及び隣接都県の公共職業安定機関等との緊密な連携をとり、公共職業安定所を通じ速やかにそのあっせんを図る。 2　震災により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、被災地域を管轄する公共職業安定所長を通じ、次の措置を講じる。 （1）被災者のための臨時職業相談窓口の設置 （2）巡回職業相談の実施 3　雇用保険の失業給付に関する特例措置 震災により失業の認定日に出向いて行くことのできない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。
Ｎ　Ｈ　Ｋ	災害救助法に基づく被災者の受信料免除について検討し、総務大臣の承認を得て実施する。

11　中小企業への融資（商工労働部）

経営安定資金の融資対策を講じる。

（1）市町村認定枠

ア　融資対象者

・激甚災害により被害を受けた者

・中小企業信用保険法第２条第５項第４号の規定による認定を受けた者

イ　融資使途

設備資金、運転資金

ウ　融資限度額

１中小企業者　８，０００万円以内

エ　融資期間

設備資金　１０年以内、運転資金　７年以内

オ　融資利率

年１．０％～１．４％（融資期間により異なる。）

（2）一般枠

ア　融資対象者

知事が指定する災害により被害を受けた者

イ　融資使途

設備資金、運転資金

ウ　融資限度額

１中小企業者　８，０００万円以内

エ　融資期間

設備資金　１０年以内、運転資金　７年以内

オ　融資利率

年１．１％～１．７％（融資期間により異なる。）

（3）激甚災害枠

ア 融資対象者

激甚災害法の対象地域において直接被害を受けた方

イ 融資使途

設備資金、運転資金

ウ 融資限度額

１中小企業者 ８，０００万円以内

エ 融資期間

設備資金 １０年以内、運転資金 ７年以内

オ 融資利率

年１．０％～１．４％（融資期間により異なる。）

（4）高度化融資（災害復旧貸付）

既往の高度化事業の貸付を受けた事業用施設が災害による被害を受けた場合、または、災害による被害を受けた施設を復旧するに当たって新たに高度化事業を実施する場合に、優遇された貸付条件を適用

ア 貸付期間

最長２０年（うち据置期間３年以内）

イ 貸付金利

無利子

ウ 貸付割合

貸付対象事業費の９０％以内

12　農林漁業者への融資（農林水産部）

令和6年8月1日現在

貸付金の種類		貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間
天災資金	3.0%以内資金	種苗、肥料、飼料、労賃、水利費、薬剤、農機具、家畜又は家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油の購入、漁船の建造又は取得、共済掛金（農業共済又は漁業共済）の支払い等	〈個人〉 ・果樹栽培、家畜・家きんの購入等 500万円 (600万円) ・漁具の購入 5,000万円 ・上記以外 200万円 (250万円) 〈法人〉 ・農事組合法人 2,000万円 ・上記法人等の果樹栽培、家畜・家きんの購入等 2,500万円 ・漁業を営む法人 2,000万円 ・漁具の購入 5,000万円 ※カッコ内は、激甚災害法による特例措置	3.0%以内 （平成10年の適用例0.6%）	原則6年以内 （果樹栽培、家畜・家きんの購入等原則5年以内）
	5.5%以内資金	〃	〃	5.5%以内 （平成10年の適用例0.6%）	原則5年以内
	6.5%以内資金	〃	〃	6.5%以内 （平成10年の適用例0.6%）	原則3年以内 （果樹栽培、家畜・家きんの購入等原則5年以内）
県単農業災害対策資金	経営安定資金	種苗、肥料、飼料、労賃、水利費、薬剤、農機具、家畜又は家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、菌床、農業共済掛金、簡易施設復旧資材等	災害の都度決定（標準的な例：被害認定額の80%以内で300万円以下）	災害の都度決定 （令和4年の適用例0%）	災害の都度決定（標準的な例：5年以内）
	施設復旧資金	農業用施設の復旧に要する経費	災害の都度決定（標準的な例：被害認定額の80%以内で500万円以下）	災害の都度決定 （令和4年の適用例0%）	災害の都度決定（標準的な例：6年以内（据置2年以内））

貸付金の種類		貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間
県単漁業災害対策資金	経営安定資金	漁具、稚魚、稚貝、飼料、燃料、労賃、漁業共済掛金、簡易施設復旧資材等	災害の都度決定（標準的な例：被害認定額の80%以内で300万円以下）	災害の都度決定（令和元年の適用例0%）	災害の都度決定（標準的な例：5年以内）
	施設復旧資金	漁船、漁業用施設の復旧に要する経費	災害の都度決定（標準的な例：被害認定額の80%以内で500万円以下）	災害の都度決定（令和元年の適用例0%）	災害の都度決定（標準的な例：6年以内（据置2年以内））
㈱日本政策金融公庫資金	農業基盤整備資金	農地又は牧野の保全又は利用上必要な施設の復旧	当該年度に負担する額	固定金利（適用される融資時の金利は毎月見直し）	25年（据置10年以内）
	農林漁業セーフティネット資金	災害により必要とする経営再建費、収入減補填費等	600万円（特認年間経営費等の6/12以内）		15年（据置3年以内）
	林業基盤整備資金	災害による造林地の復旧 災害による林道の復旧 災害による樹苗養成施設の復旧	80～90%以内 80%以内 80%以内		30年（据置20年以内） 20年（据置3年以内） 15年（据置5年以内）
	漁業基盤整備資金	漁港に係る防波堤岸壁等施設、漁場、水産種苗生産施設の復旧	80%以内		20年（据置3年以内）
	農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）	農業施設、林業施設、水産施設の復旧、果樹の改植又は補植	1施設当たり300万円（特認600万円、漁船1,000万円～11億円）又は負担する額の80%のいずれか低い額	変動（毎月見直し）	15年（据置3年以内） 果樹の改植補償は25年（据置10年）
	（共同利用施設）	農業施設、林業施設、水産施設、等共同利用施設の復旧	80%以内		20年（据置3年以内）

第２節　津波災害復旧対策

津波は、堤防、防波堤、係留施設等の防護施設やそれらが決壊した場合の沿岸付近の家屋等を破壊するなど、甚大な被害を及ぼす。

被災した防護施設については、次に来襲する津波に備え、速やかに復旧を行う必要があり、また、損壊家屋をはじめとする大量の災害廃棄物は、復旧作業に支障が生じる。

１　河川、海岸、港湾施設（県土整備部）

河川、海岸、港湾施設管理者は、管理する施設が津波により、被害を受けた場合は、関係機関と連携を図りながら被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要がある対象は、次のとおりである。

（１）河川管理施設

ア　堤防の破壊、護岸、天然河岸の決壊で、住民の日常生活に重大な影響を与えているもの

イ　堤防護岸等の決壊又はそのおそれのあるもの

ウ　河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの

エ　河川の埋そくで、流水の疎通を著しく阻害するもの

オ　護岸、床上、水門、ひ門、ひ管又は天然の河岸の全壊等で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

（２）海岸保全施設

ア　堤防の決壊又はそのおそれのあるもの

イ　堤防の前面の砂浜における土砂の流出で、根固めをする必要があるもの

ウ　護岸、水門及び排水機場等の全壊等で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

（３）港湾施設

ア　係留施設の破壊で船舶の係留又は荷役に重大な支障を与えているもの

イ　臨港交通施設の破壊で、これによって当該臨港施設による輸送が不可能又は著しく困難であるもの（他の施設による輸送が著しく困難でない場合を除く。）

ウ　港湾の埋そくで、船舶の航行又は停泊に重大な支障を与えているもの

エ　外かくの施設の決壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

２　林地荒廃防止施設（治山施設）（農林水産部）

林地荒廃防止施設管理者は、海岸部に設置した施設（砂丘を含む。）が津波により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。

特に、防潮堤、護岸の全壊等で、これを放置すると人家、公共施設等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるものについては、緊急に復旧を行う必要がある。

３　漁港施設（農林水産部）

漁港施設管理者は、管理する施設が津波により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。特に漁港施設は、公共性があり漁業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要がある。

（１）海岸保全施設

ア　堤防の決壊又はそのおそれがあるもの

イ　堤防の前面の砂浜における土砂の流出で、根固めをする必要があるもの

ウ　護岸の全壊等で、これを放置すると著しい被害が生じるおそれのあるもの

（２）漁港施設

ア　係留施設の破壊で、漁船の係留又は水揚げに重大な支障を与えているもの

イ　臨港交通施設の破壊で、これによって当該臨港交通施設による輸送不可能又は著しく困難であるもの（他の施設による輸送が著しく困難でない場合を除く。）

ウ　漁港の埋そくで、漁船の航行又は停泊に重大な支障を与えているもの

エ　外かく施設の破壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

4　津波災害廃棄物処理（環境生活部）

津波災害廃棄物処理については、災害廃棄物処理計画に基づき実施するものであるが、津波被害の被災地においては、損壊家屋を始めとする大量の災害廃棄物が発生することから、広域的な処理など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処理方法を検討する。

市町村は、災害廃棄物の広域処理を含めた処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行うものとする。なお、県は、迅速な災害廃棄物処理について必要な支援を行うものとする。

災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限り減量・減容・リサイクルに努めるとともに、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

第３節　液状化等によるライフライン関連施設等の復旧対策

上下水道・電気・ガス・通信等の都市施設、工業用水道及び農林業用施設また道路・河川・港湾等の公共土木施設は、それぞれ都市生活及び生産の基盤であり、社会経済活動の基幹となるものである。

これらの施設については、震災直後の応急復旧の後、社会全般が落ち着いた段階で将来計画も踏まえた施設等の復旧を行うものとする。

１　水道施設（総合企画部、企業局）

応急復旧が一段落し給水が確保された段階で、水道事業の正常化を図るため総合的に施設の復旧を行う。

（１）復旧対策

復旧工事は、特に次の点に留意して進めるものとする。

ア　取水・導水・浄水施設及び管路等の重要施設について最優先で復旧を行う。

イ　施設の耐震化を図る。

ウ　管路は多系統化、ブロック化及びループ化を基本とする。

エ　市町村の計画的復興に伴う施設の整備を図る。

（２）漏水防止対策

震災後の管路は、漏水の多発が予想されるので、配水の正常化を図るため、早急に漏水防止対策を行う。

ア　漏水調査を実施する。

イ　調査に基づき、漏水修理計画を作成し実施する。

この場合は次の点に留意する。

（ア）漏水の多発している管路は布設替えを行う。

（イ）修理体制を整備し、断水時間の短縮、住民への広報、保安対策に万全を期する。

（３）県営水道の復旧対策

ア　震災復旧の基本方針

被害を的確に把握して早期に復旧を図り、必要に応じ緊急措置を講じて、被害の拡大及び二次災害の防止や施設の機能維持に努める。

イ　水道施設の復旧

取水場、浄水場、給水場及び管路などの重要施設の復旧を優先的に行い、速やかな通水を図る。

（ア）取水場・浄水場・給水場の復旧

地震発生後、停電が発生した場合は、取水場、浄水場及び給水場の自家発電設備を稼働させ電力供給を確保したうえ、場内の連絡管のパトロール、電気・機械・薬注設備等の点検や作動確認を速やかに行い、通水するものとする。

被害が大きい場合は、長期間を要する修理となるため、他浄水場及び給水場系からのバックアップによる対応を迅速に検討する。

なお、浄水場及び給水場間のバックアップ体制を強化するため、北千葉広域水道企業団との水の相互融通体制の確保を計画する。

（イ）管路の復旧

地震発生後、速やかに管路パトロールを行い、漏水が多発している場合は、上流側の本管から順次復旧を行うが、大口径管で復旧に時間を要する場合は、他系統管からのバックアップを検討し緊急対応する。

ウ　復旧後の地震対策

復旧後の水道における地震対策として、長期的に対応すべき施設の耐震化、管路のバックアップ対策及び漏水防止対策等を計画的に実施する。

（ア）施設の耐震化

施設の新設や更新に併せて施設の耐震化を図る。

（イ）管路のバックアップ対策

管路の多系統化及びループ化を図り、漏水発生時における管路のバックアップ機能を強化する。また、配水区域ブロック化の運用により、震災時の断水範囲を極力縮小するとともに、復旧の迅速化を図るものとする。

エ　漏水防止対策

全管路を対象とした漏水調査を計画的に実施し、漏水箇所の発見修理と漏水多発地帯の把握に努め、震災対策を含めた管路更新計画策定のためのデータを収集する。

2　下水道施設（県土整備部）

災害後の震災復旧の進め方については、下水道の地震対策マニュアルに基づき行うものとする。

（1）震災復旧の基本方針

下水道施設の被害は、震災後における社会全体の復旧活動、住民生活の安定などに与える影響が大きいため、被災状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関との調整を図り、施設の速やかな復旧を行う。

（2）下水道施設の復旧

下水道施設に被害が発生したときは、余震や二次災害等に配慮し、他のライフラインの復旧状況等を勘案し復旧順序を定める。また、効率的な復旧を行うため、二次災害の発生や避難の長期化などを想定し、優先度の高い施設から復旧する。

ア　管路施設（優先度の高い順）

（ア）重要な幹線等

（イ）その他の幹線管渠

（ウ）枝線管渠

（エ）取付管渠

イ　処理場、ポンプ場（優先度の高い順）

（ア）非常用電力、水源の確保

（イ）下水排除（揚水等）

（ウ）汚水の沈殿放流（最初沈殿池）、感染症予防（消毒）

（エ）汚水処理

3　電気施設

原則として復旧の順位は、人命にかかわる施設、対策の中枢である官公署、県民生活の安定のために重要な報道機関、避難場所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、震災状況、施設復旧の難易度を勘案し、電力供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

（1）火力発電設備

ア　系統に影響の大きい発電所

イ　局配負荷供給上必要な発電所

（2）送電設備

送電線路の復旧順位は次のとおりである。

ア　全回線送電不能の主要線路

イ　〃　のその他の線路

ウ　一部回線送電不能の重要線路

エ　〃　のその他の線路

（3）変電設備

ア　主要幹線の復旧に関する送電用変電所

イ　都市部に送電する系統の送電用変電所

ウ　重要施設に供給する配電用変電所

（4）通信設備

ア　給電指令回線並びに制御・保護及び監視回線

イ　保守用回線

ウ　業務用回線

（5）配電設備

病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設への供給回線を優先的に送電する。

4　ガス施設

ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、二次災害を防止するため、下記の手順により慎重に進める。

なお、復旧の順位として、人命にかかわる施設、対策の中枢である官公庁、避難場所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、震災状況、施設復旧の難易度を勘案し、ガスの供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

（1）被害状況の調査と復旧計画の作成

復旧計画の作成のため、次の設備について被害調査を行う。

ア　ガス製造設備

イ　供給設備

ウ　通信設備

エ　需要家のガス施設

これらの調査結果に基づき、被災した製造・供給設備の修理復旧順位及び供給再開地区の優先順位を定め、復旧計画を作成する。

（2）復旧措置に関する広報

復旧措置に関して安全確保のため、付近住民及び関係機関等への広報に努める。

（3）復旧作業

ア　製造所における復旧作業

ガスの製造、供給を一時若しくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、各種施設の点検を実施し、必要に応じ補修を行い各設備の安全性を確認した後、標準作業に基づいて、ガスの製造、供給を再開する。

イ　整圧所における復旧作業

ガスの受入、送出を一時若しくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、施設の点検、補修を行い、各設備の安全確認の後、標準作業に基づいて供給を再開する。

ウ　高・中圧導管の復旧作業

（ア）区間遮断

（イ）気密試験（漏えい箇所の発見）

（ウ）漏えい箇所の修理

エ　低圧導管と需要家設備の復旧作業

（ア）閉栓確認作業

（イ）被災地域の復旧ブロック化

（ウ）復旧ブロック内巡回点検作業

（エ）復旧ブロック内の漏えい検査

（オ）本支管・供内管漏えい箇所の修理

（カ）本支管混入空気除去

（キ）内管検査及び内管の修理

（ク）点火・燃焼試験

（ケ）開栓

（4）再供給時事故防止措置

ア　製造施設

ガスの製造、供給を一時若しくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、各種施設の点検を実施し、必要に応じ補修を行い各設備の安全性を確認した後、標準作業に基づいて、ガスの製造、供給を再開する。

イ　供給施設

ガス再供給時のガス漏えい等による二次災害を防止するため点検措置を行う。

ウ　需要家のガス施設

各需要家の内管検査及びガスメーターの個別点検試験を実施し、ガスの燃焼状態が正常であることを確認した後、使用再開する。

5　通信施設

（1）東日本電信電話㈱における復旧の順位

震災により被災した通信回線の復旧については、あらかじめ定められた順位にしたがって実施する。

重要通信を確保する機関の順位

順　位	確保する機関（各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる）
第 1 順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第 2 順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第１順位以外の国又は地方公共団体
第 3 順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

＊上記機関において、復旧を優先する電気通信サービスは、各１回線以上とする。

電気通信サービスとは：電話サービス、総合ディジタル通信サービス、専用サービス、パケット交換サービス（インターネット接続サービスを含む）　等

6　工業用水道施設（企業局）

工業用水を常時、安定的に供給するという役割を担う工業用水道の重要性から次の点に留意し復旧を行う。

（1）復旧工程

復旧工事期間中においても受水企業の操業に支障が生じないよう、平常時と同様の給水量を確保することを前提として実施する。

（2）浄水場等の単独施設

施設の被災状況を詳細に調査し、緊急度の高いものから更新、修繕を行う。

（3）管路等施設

管路は道路占用等により布設されており、道路管理者の復旧計画、他占用事業者の復旧計画との調整、整合を図り実施する。

7　農林・水産業施設（農林水産部）

（1）農業用施設

農業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に公共性を含めた農業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア　用水施設

（ア）取水施設、用水路等の破壊、決壊で、これを放置すると農業生産基盤に重大な影響を与えるもの

（イ）用水路護岸の破壊で、決壊のおそれのあるもの

イ　貯水施設

（ア）ため池、ダム等の堤体の決壊又はそのおそれがあり、ため池、ダム等の下流の地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの

（イ）決壊したため池、ダム等を放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの

ウ　道路施設

道路、橋梁等が被害を受けた場合、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの

エ　排水施設

（ア）堤防の破壊、護岸の決壊で、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの

（イ）護岸等の決壊で、破壊のおそれのあるもの

（ウ）被害を受けた排水施設について、放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの

オ　地すべり防止施設

地すべり防止施設の被災、これを放置すると、人家、公共用及び農業用施設に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの

（2）林業用施設

林業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に緊急に復旧を行う必要のあるものは次のとおりである。

ア　林道施設

林道施設の被災で、これを放置すると、林業生産基盤及び地域住民の生活用道路としての役割に重大な影響を与えるもの

イ　林地荒廃防止施設、地すべり防止施設（治山施設）

林地荒廃防止施設、地すべり防止施設（治山施設）の被災で、これを放置すると、人家、公共用施設、道路等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの

（3）漁港施設

漁港施設管理者は、管理する施設が地震等により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。特に公共性があり漁業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア　海岸保全施設

（ア）堤防の決壊又はそのおそれがあるもの

（イ）堤防の前面の砂浜における土砂の流出で、根固めをする必要があるもの

（ウ）護岸の全壊等で、これを放置すると著しい被害が生じるおそれのあるもの

イ　漁港施設

（ア）係留施設の破壊で、漁船の係留又は水揚げに重大な支障を与えているもの

（イ）臨港交通施設の破壊で、これによって当該臨港交通施設による輸送不可能又は著しく困難であるもの（他の施設による輸送が著しく困難でない場合を除く。）

（ウ）漁港の埋そくで、漁船の航行又は停泊に重大な支障を与えているもの

（エ）外かく施設の破壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

8　公共土木施設（県土整備部）

（1）道路施設

道路管理者は、道路、橋梁及び道路付属物が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うこととする。

復旧に当たっては、被害者の救命・救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、「緊急輸送道路

一次路線」を最優先に実施し、公益占用物件等の復旧計画と調整の上、行うものとする。

県は、指定市以外の市町村が管理する指定区間外の国道、都道府県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

（2）河川、海岸、港湾、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設

河川、海岸、港湾、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。

特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア　河川管理施設

（ア）堤防の決壊、護岸又は天然河岸の破壊で、住民の日常生活に重大な影響を与えているもの

（イ）堤防の決壊又はそのおそれのあるもの

（ウ）河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの

（エ）河川の埋そくで、流水の疎通を著しく阻害するもの

（オ）護岸、床止、水門、ひ門、ひ管、排水機場又は天然の河岸の全壊等で、これを放置すると著しい被害が生じるおそれがあるもの

イ　海岸保全施設

（ア）堤防の決壊又はそのおそれがあるもの

（イ）堤防の前面の砂浜における土砂の流出で、根固めをする必要があるもの

（ウ）護岸、水門及び排水機場等の全壊等で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

ウ　港湾施設

（ア）係留施設の破壊で船舶の係留又は荷役に重大な支障を与えているもの

（イ）臨港交通施設の破壊で、これによって当該臨港施設による輸送が不可能又は著しく困難であるもの（他の施設による輸送が著しく困難でない場合を除く。）

（ウ）港湾の埋そくで、船舶の航行又は停泊に重大な支障を与えているもの

（エ）外かくの施設の決壊で、これを放置すると被害を生じるおそれがあるもの

エ　砂防設備

（ア）砂防堰堤、床固工等の決壊又はそのおそれがあるもの

（イ）砂防堰堤、床固工、護岸工等の脚部の深掘れで、根固をする必要があるもの

（ウ）護岸の破壊、天然河岸の著しい決壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの

（エ）天然河道の埋没で砂防堰堤等の築造を必要とするもので、放置すれば下流の埋そく土砂が流下し、新たな被害の生じるおそれのあるもの

オ　地すべり防止施設

地すべり防止施設の被災で、これを放置すると人家、公共施設等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの

カ　急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地崩壊危険区域内の急傾斜地崩壊防止施設の被災で、これを放置すると人家、公共施設等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの

第４節　激甚災害の指定

県及び市町村は、大規模な災害が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年9月6日法律第150号。以下「激甚法」という。）の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業及び復興計画に基づく復興事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

１　激甚災害に関する調査（総務部、防災危機管理部、健康福祉部、商工労働部、農林水産部、県土整備部、教育庁）

（１）県

ア　県内に大規模な災害が発生した場合、知事は市町村の被害状況を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係部局に必要な調査を行わせるものとする。

イ　前記アの各部局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額そのほか激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、防災危機管理部に提出するものとする。

ウ　防災危機管理部長は、前記各部局の調査を取りまとめる。

エ　関係部局は、激甚法に定められた事業を実施する。

（２）市町村

市町村長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

２　特別財政援助額の交付手続等（総務部、農林水産部、県土整備部）

（１）県

激甚災害の指定を受けたときは、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、関係部局は負担金を受けるための手続その他を実施するものとする。

（２）市町村

市町村長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出しなければならない。

第５節　災害復興

１　体制の整備(全庁)

県は、県民の生活や地域（都市）の機能、文化・産業の再建を計る災害復興事業を速やか、かつ、計画的に実施するための臨時組織として、災害復旧・復興本部を設置する。

＜資料編１－11　東日本大震災千葉県災害復旧・復興本部設置要綱＞

２　災害からの復興に関する基本的な考え方（全庁)

国、県、市町村などの行政の施策（公助）や自分の身は自ら守る（自助）も重要であるが、大規模災害が発生し地域の復興を目指すためには、人と人との支え合い、地域の全ての主体が復興に向けて連携する（共助）ことなど、地域住民・企業・団体等の相互の連携、「絆」が重要である。

平成２３年３月に発生した東日本大震災は、被害が甚大であったことから、単なる原状回復である「復旧」にとどまらず、将来に向けて地域を活性化させる「復興」までを視野に取り組むこととし、復興に係る基本的な考え方や今後の施策の方向性を取りまとめた「千葉県震災復旧及び復興に係る指針」を作成した。

県は、今後起こりうる首都直下地震などの大規模災害に対応するため、この指針を参考に、災害復興の理念、事業内容に関する研究に努めることとする。

また、大規模災害からの復興に関する法律が適用される大規模災害が発生したときは、国、県、市町村は、それぞれの役割分担の下、必要に応じて同法を活用し、被災者の生活再建、地域経済の復興及び将来にわたって安全な地域づくりを一体的に進め、迅速な復興を図るものとする。

３　想定される復興準備計画（全庁)

以下の復興計画を実効ある内容と住民の立場に立ったより効果的なものにするためには、被災後の各方面からの復興調査が重要になってくる。

平成２３年３月に発生した東日本大震災では、津波により太平洋岸の地域が、液状化により東京湾岸の埋立地や河川沿いの低地が大きな被害を受けるなど、地域の特性や被害の状況に応じた復興対策が重要となったことを踏まえ、事前に各方面からの復興に関する調査、研究、検討を行い、実災害に対応できるよう備えておく。

（１）くらしの復興

被災者の自立を尊重し、当面の生活資金の支援から生業支援、雇用対策などの被災者の生活再建支援を中心とした施策を盛り込む。

また、被災者の心身の健康の回復は、全ての基礎となることから医師・保健師等の巡回診断、心的外傷やＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害（PostTraumatic Stress Disorder））等、被災者、被害者に対する心のケアの重要性の認識など健康・福祉面でのきめ細かい支援を向上させる。

（２）都市の復興

壊滅的な被害を受けた都市の復興については、生活の基礎地盤となる都市(地域)社会の継続の必要性と都市(地域)機能の回復の観点から、より質的向上を念頭に入れた、まちづくりを進める。

そのためには、迅速で将来を見越した被災地の建築制限、行政と県民とが協働した都市計画の策定を目指す。

都市(地域)の特性、それぞれの歴史、文化を途絶えることなく継承するとともに、さらに、その特性を考慮した対策をとり、より発展できるよう心がける。

（３）住宅の復興

被災者が、生活の拠点となる住まいを確保すること、宅地及び住宅の復旧は、被災者の自立を促すこととなり、復興の礎となる。被災者が自力での住宅再建を支援することを中心に、民間住宅の斡旋・補助、公的住宅の建設など多岐にわたり検討し、被災者の将来設計に合致した住まいの復興を支援する。

（4）産業の復興

地域の産業は、基幹産業のみならず、すべてにおいて地域の中心であり、地域の活力の源である。その産業(事業者)が被災し、操業(営業)の停止を余儀なくされた場合、融資制度の活用などによる財政的な支援とともに、賃貸工場・店舗の提供などの措置を検討する。また、産業間を結ぶ流通、通信の復興については、できるだけ迅速な復旧・復興を支援する。

県の重要な産業である観光、農業、漁業などにおいても復興を支援する観点からの積極的な情報の発信、マイナスイメージを払拭するイベントの開催や宣伝など産業の復興を側面から支援する。

4　復興対策の研究、検討（全庁）

今後起こりうる大規模災害に対して、着実かつ円滑な復旧対策を実施するため、以下の東日本大震災に係る政策課題ごとの復興施策の方向性を参考にし、震災後の対策や活動内容について事前に検討し、定めておくものとする。また、その際、民間事業者等、関係機関の意見を聴取するよう、努める。

（1）防災・危機管理体制の強化
- ア　防災対策の充実・強化
- イ　関係機関との連携強化
- ウ　地域コミュニティの活性化

（2）災害に備えた保健医療福祉分野の体制の強化・充実
- ア　医療提供体制の整備
- イ　福祉サービス提供体制の整備
- ウ　健康の維持・増進、心のケア・地域支え合い体制の整備
- エ　子育て支援サービスの提供体制の整備

（3）教育分野における防災体制の充実
- ア　教育施設の早期耐震化推進
- イ　防災教育の一層の充実
- ウ　学校における災害時の児童生徒等に対する支援の充実

（4）農林水産業の再生と発展
- ア　農林水産業の生産力の強化と担い手づくりの推進
- イ　千葉県産農林水産物の魅力発信
- ウ　緑豊かで活力ある農山漁村づくりの推進
- エ　自然災害対策の推進

（5）商工業・観光業等の再生と発展
- ア　商工業の再生及び成長支援
- イ　観光業の再生
- ウ　就労支援及び雇用創出の推進

（6）地震・津波・液状化等の災害に強いまちづくり
- ア　安全なまちづくりの推進
- イ　公共土木施設の防災機能の強化
- ウ　交通ネットワークの機能強化
- エ　上下水道施設等ライフラインの機能強化

第５章　南海トラフ地震防災対策推進計画

第１節　総則
　　１　推進計画の目的　（地－５－２）
　　２　定義　（地－５－２）
第２節　推進地域及び特別強化地域　（地－５－２）
第３節　防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱　（地－５－３）
第４節　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画　（地－５－３）
第５節　津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
　　１　津波からの防護　（地－５－４）
　　２　津波に関する情報の伝達　（地－５－４）
　　３　避難対策等　（地－５－４）
　　４　消防機関等の活動　（地－５－４）
　　５　ライフライン、通信、放送関係　（地－５－５）
　　６　交通　（地－５－５）
　　７　県が管理又は運営する施設に関する対策　（地－５－５）
　　８　県が自ら管理又は運営する南海トラフ地震防災対策計画の対象となる施設又は事業に相当する施設又は事業に関する対策　（地－５－６）
　　９　迅速な救助　（地－５－７）
第６節　関係者との連携協力の確保
　　１　物資等の調達手配　（地－５－７）
　　２　広域応援の要請　（地－５－７）
　　３　帰宅困難者への対応　（地－５－７）
第７節　時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項
　　１　南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項　（地－５－７）
　　２　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項　（地－５－７）
　　３　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項　（地－５－12）
第８節　防災訓練に関する事項　（地－５－13）
第９節　地震防災上必要な教育及び広報に関する計画
　　１　県、市町村及び防災関係機関の職員に対する教育　（地－５－14）
　　２　地域住民等に対する教育及び広報　（地－５－14）
第１０節　南海トラフ地震防災対策計画
　　１　津波からの円滑な避難の確保に関する事項　（地－５－14）
　　２　時間差発生等における円滑な避難の確保に関する事項　（地－５－15）
　　３　防災訓練に関する事項　（地－５－17）
　　４　地震防災上必要な教育及び広報　（地－５－17）

第１節　総則

１　推進計画の目的

本章は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成１４年法律第９２号。以下この章において「法」という。）第５条第２項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進計画として、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助並びに時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項等を定め、地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

なお、この章に記載のない事項は、第１編総則及び第２編地震・津波編によるものとする。

２　定義

この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）後発地震

南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたＭ６．８以上の地震が発生又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等の現象が発生した後に、発生する可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震をいう。

（２）南海トラフ地震臨時情報（調査中）

南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたＭ６．８程度以上の地震が発生又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合に気象庁から発表される情報をいう。

（３）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でＭｗ８．０以上の地震が発生したと評価が出された場合に、気象庁から発表される、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報をいう。

（４）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でＭｗ７．０以上Ｍｗ８．０未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側５０㎞程度までの範囲でＭｗ７．０以上の地震（太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震を除く。）が発生若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価された場合に、気象庁から発表される、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報をいう。

（５）時間差発生等

先に発生した地震で大きな被害が発生した後、時間差を置いて再び大きな揺れ・津波が生じる場合その他の後発地震の発生をいう。

第２節　推進地域及び特別強化地域

法第３条第１項の規定により、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下、「推進地域」という。）として内閣総理大臣が指定する。

本県における推進地域は次のとおりである。

銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、山武市、いすみ市、大網白里市、九十九里町、横芝光町、一宮町、長生村、白子町、御宿町及び鋸南町（１８市町村（平成２６年３月３１日内閣府告示第２１号））

なお、法第１０条第１項の規定により、推進地域のうち、南海トラフ地震に伴い発生する津波に対し、津波避難対策を特別に強化すべき地域を南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域（以下、「特別強化地

域」という。）として内閣総理大臣が指定しており、本県における特別強化地域は、館山市、南房総市及び鋸南町（３市町（平成２６年３月３１日内閣府告示第２２号））である。

第３節　防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

県、市町村ほか防災関係機関及び防災上重要な施設の管理者、県民、事業者等の処理すべき事務又は大綱については、第１編第３章「防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」によるものとする。

第４節　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

県、市町村及び防災関係機関は、南海トラフ地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、次の地震防災上緊急に整備すべき施設等について、計画的な整備を推進する。

（１）避難場所・避難施設、避難経路等の整備

避難所等に指定される公共・公用施設の耐震化を図るとともに、津波に対しては、最大クラスの津波にも対応できるよう整備に努める。

（２）避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

市町村は、避難誘導や救助活動のための拠点施設、資機材、車両等の整備に努める。

県は、補助金の交付等消防防災施設の整備強化に努める。

（３）消防活動が困難である区域の解消に資する道路

市街地において幅員６メートル以上の道路からホースが到達しない区域において、幅員６メートル以上の道路の整備に努める。

（４）延焼防止上必要な道路、公園、緑地等の整備

住宅密集地における延焼防止上必要な道路、公園、緑地、広場その他公共空地等の整備に努める。

（５）道路、緊急輸送道路、ヘリポート、港湾施設、漁港施設等

緊急輸送道路、ヘリポート、港湾施設、漁港施設等の輸送機能を確保するため必要な施設の整備に努める。

緊急輸送道路に指定されている県管理道路については、線形不良や隘路区間などの改善のため、必要に応じてバイパス及び拡幅整備等を推進する。港湾施設、漁港施設については、耐震強化岸壁の整備を推進する。

（６）共同溝、電線共同溝等

災害時のライフライン機能の維持を図るため、電線類の無電柱化やガス管、水管、下水道管等公益物件を地下に埋設する共同溝等の整備に努める。

（７）海岸保全施設等

津波被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設等の整備に努める。

（８）砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等

避難経路、緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上必要な砂防設備、地すべり防止施設等の整備に努める。

（９）医療機関、社会福祉施設、学校等

県立病院その他の公的医療機関、休日・夜間診療病院等、社会福祉施設、公立学校、その他不特定多数の利用者がある施設の耐震化の促進に努める。

(10) ため池

老朽化、降雨、地震等によりため池が決壊した場合に影響が大きい農業用ため池について、「ため池データベース」を整備し、改修を必要とするものから計画的に改修を行うものとする。

また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を促進する。

(11) 地域防災拠点施設

災害時の応急対策活動の拠点となる庁舎等の耐震化、防災機能の強化等整備に努める。

(12) 防災行政無線施設

災害時に迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民への情報伝達を行うため必要な防災行政無線等の整備に努める。

(13) 備蓄施設等

飲料水、食料等を確保するため必要な備蓄倉庫、自家発電設備等の整備に努める。

(14) 救助用資機材等の備蓄倉庫、救護設備等の整備

災害時の応急措置に必要な救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫の整備に努める。また、負傷者を一時的に収容、保護するための救護設備、その他応急措置に必要な設備等の整備に努める。

第５節　津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

1　津波からの防護

県は、津波による被害を防止、軽減するための施設の整備、運用体制の確立に努めるものとする。津波防護施設等の整備については、第２編第２章第２節「津波災害予防対策」によるものとする。

また、津波により孤立が懸念される地域にあっては、ヘリコプターの役割が重要であることから、運用体制については第２編第３章第６節「消防救急・医療活動」６「航空機の運用調整等」によるものとする。

2　津波に関する情報の伝達

津波警報等の伝達については、第２編第３章第４節「津波避難計画」によるものとする。

また、被害情報等の収集・報告の方法、防災行政無線の整備計画については、第２編第３章第２節「情報収集・伝達体制」によるものとする。

3　避難対策等

住民等の自主的な避難行動及び市町村（推進地域に指定された市町村に限る。以下この章において同じ。）等が行う避難誘導については、第２編第２章第２節「津波災害予防対策」及び同編第３章第４節「津波避難計画」、避難所の運営・安全確保については、第２編第３章第３節「地震・火災避難計画」による。特に要配慮者については、第２編第３章第５節「要配慮者の安全確保対策」によるものとする。

また、津波広報、教育、訓練については、第２編第２章第２節「津波災害予防対策」によるものとする。

4　消防機関等の活動

（1）市町村は、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定める。

ア　津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

イ　津波からの避難誘導

ウ　自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援

エ　津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

（2）県は、市町村の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、次の措置をとるものとする。

ア　津波警報・注意報・地震及び津波に関する情報等を、速やかに県防災行政無線により各市町村及び各消防機関へ伝達する。

イ　緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整並びに消火薬剤、水防資機材等、県が保有する物資、資機材の点検、配備及び流通在庫の把握。

（3）水防管理団体等は、地震が発生した場合、次の措置をとるものとする。

ア　所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡

イ　水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置

ウ　水防資機材の点検、配備

5　ライフライン、通信、放送関係

（1）水道施設

各水道事業体は、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管等の破損等による二次災害を軽減するための措置をとるものとする。

なお、県営水道については、第２編第３章第１５節「液状化等によるライフライン関連施設等の応急復旧」によるものとする。

（2）電気、ガス、通信

電気､ガス､通信事業者が行う二次災害防止のための広報の実施及び応急措置の内容については、第２編第３章第１５節「液状化等によるライフライン関連施設等の応急復旧」によるものとする。

（3）放送

放送事業者は、津波に対する避難が必要な地域の住民等に対して、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。

また、県及び市町村と連携、協力して被害情報、交通情報、ライフライン関連情報、津波情報等、防災関係機関や地域住民等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるものとする。

放送事業者は、発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他被災防止措置を講じる。

6　交通

（1）道路

警察本部及び道路管理者は、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難経路として使用されることが想定される区間についての交通規制の内容を、広域的な整合性に配慮しつつ、あらかじめ計画し周知するものとする。

（2）船舶

在港船舶対策計画については、第２編第３章第７節「警備・交通の確保・緊急輸送対策」によるものとする。

（3）鉄道

鉄道事業者は、津波の襲来により危険度が高いと予想される区間における運行の停止等の運行上の措置を講じるものとする。

（4）乗客等の避難誘導

鉄道事業者等は、船舶、列車等の乗客や駅、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画をあらかじめ定めるものとする。

7　県が管理又は運営する施設に関する対策

（1）不特定多数の者が出入りする施設

県が管理する庁舎、ホール、社会教育施設、社会福祉施設、病院、学校等の管理上の措置は次のとおりとする。

この場合において、安全確保対策に従事する者の避難に要する時間を十分確保した上で、必要な対策を実施するものとする。

ア　各施設に共通する事項

① 津波警報等の来場者等への伝達

情報伝達に当たっては、市町村の作成する津波避難計画マップ等を確認するとともに、次の事項に留意する。

a 来場者等が極めて多数の場合には、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討する。

b 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通規制状況等その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討する。

なお、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、または弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対し伝達する方法を明示する。

② 来場者等の安全確保のための退避等の措置

③ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

④ 出火防止措置

⑤ 水、食料等の備蓄

⑥ 消火用設備の点検、整備

⑦ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、インターネットなどの情報を入手するための機器の整備

イ　個別事項

① 病院等

重症患者、新生児等の移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

② 学校、職業訓練校、研修所等

学校等が市町村の定める津波避難対象地域にあるときは避難の安全に関する措置

学校等に保護が必要な生徒等がいる場合は、これらの者に対する保護の措置

③ 社会福祉施設

重度障害者、高齢者等の移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

（2）災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部等がおかれる庁舎等の管理者は、（1）アに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

ア　自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

イ　無線通信機等通信手段の確保

ウ　災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

（3）工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事を中断するものとし、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮するものとする。

8　県が自ら管理又は運営する南海トラフ地震防災対策計画の対象となる施設又は事業に相当する施設又は事業に関する対策

第2節に定める推進地域に指定された地域で、南海トラフ地震に伴い発生する津波により30cm以上の浸水が想定される区域において、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令」（平成１５年政令第３２４号）第３条各号に掲げる県が管理又は運営する施設については、施設ごとに第１０節「南海トラフ地震防災対策計画」に準じた計画を策定するものとする。

9　迅速な救助

被災者の救助、救急活動等については、第２編第３章第６節「消防・救助救急・医療救護活動」によるものとする。

第６節 関係者との連携協力の確保

1　物資等の調達手配

物資等の供給体制については、第２編第３章第８節「救援物資供給活動」によるものとする。

2　広域応援の要請

県は、市町村から応急措置実施のための応援要請があった場合には、職員の派遣や必要物資の提供等の応援を実施する。また、県で対処することが困難な場合には、国や他都道府県等関係機関に応援要請を行う。応援要請に関する事項は、第２編第３章第９節「広域応援の要請及び県外支援」によるものとする。

また、自衛隊への災害派遣要請に関する事項は、第２編第３章第１０節「自衛隊への災害派遣要請」によるものとする。

なお、南海トラフ地震では被害が超広域に及び、従来の応援システムが機能しなくなることも考慮し、人的・物的資源の絶対的不足、発災直後の情報不足等を前提に、優先順位を付けて対処する。

3　帰宅困難者への対応

県は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の呼びかけや、帰宅困難者等への速やかな情報提供、帰宅支援等を実施する。帰宅困難者対策に関する事項は、第２編第３章第１２節「帰宅困難者等対策」によるものとする。

第７節　時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項

1　南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

（1）南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

ア　県は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合、情報収集体制をとるものとする。ただし、南海トラフ地震臨時情報（調査中）の発表前に発生した地震に関し、既に情報収集体制又は災害即応体制の配備若しくは災害対策本部の設置がされている場合は、この限りでない。

また、情報収集体制の配備、運営方法その他の事項については、第２編第３章第１節「災害対策本部活動」によるものとする。

イ　市町村は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合、必要に応じて担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する周知、その他必要な措置を行うものとし、その情報伝達の経路、体制及び方法について推進計画に明示するものとする。

2　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

（1）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置等

ア　県は、災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等」という。）については、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意するものとする。この場合における情報伝達の経路、体制及び方法については、第２編第３章第２節「情報収集・伝達体制」によるものとする。

イ　県が行う住民等及び防災関係機関に対する南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達については、第２編第３章第２節「情報収集・伝達体制」及び同章第４節「津波避難計画」によるものとする。

ウ　県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、災害対策本部を設置するものとする。ただし、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表前に発生した地震に関し、既に災害対策本部を設置している場合は、この限りでない。

　また、災害対策本部の設置、運営方法その他の事項については、第２編第３章第１節「災害対策本部活動」によるものとする。

エ　市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等については、その機関相互間及び機関内部において､確実に情報が伝達されるようその経路及び方法を推進計画に明示するものとする。この場合において、市町村は、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意するものとする。

オ　市町村は、管轄区域内の地域住民等及び防災関係機関に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が正確かつ広範に伝達されるようその経路及び方法を推進計画に明示するものとする。この場合において、防災行政無線、緊急速報メール等の活用による伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行いうるものとするよう留意するものとする。なお、地域住民等に対する南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮するものとする。

カ　市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の災害対策本部等の設置、運営方法その他の事項について、推進計画に明示するものとする。

キ　県及び市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等について、状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努めるものとする。

（２）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

ア　県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとする。この場合における周知については、第２編第３章第２節「情報収集・伝達体制」及び同章第４節「津波避難計画」によるものとする。

イ　県は、外国人等特に配慮を要する者に対する情報伝達については、第２編第２章第８節「要配慮者等の安全確保のための体制整備」及び同編第３章第５節「要配慮者等の安全確保対策」に定めるところにより行うものとする。

ウ　県は、推進地域外の住民等に対しても、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通対策の実施状況等について的確な周知を行い、これらの者に冷静かつ適切な対応を促すよう努めるものとする。

エ　県は、地域住民等からの問い合わせに対応する窓口等については、「千葉県災害対策本部要綱」及び「千葉県災害発生時の応急対応マニュアル」に定めるところによるものとする。

オ　市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法について推進計画に明示するものとする。

カ　市町村が行う周知については、テレビ及びラジオ等を活用するほか、同報無線による情報伝達を実施するものとする。この場合において、地域の自主消防組織やその他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用いるものとする。

なお、外国人等特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用するよう努めるものとする。

キ　市町村は、地域住民等からの問い合わせに対応できるよう、窓口等の体制を整備するものとし、その体制について推進計画に明示するものとする。

ク　市町村は、管轄区域内において、住民以外の者等に対しても南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通対策の実施状況等について的確な周知を行い、これらの者に冷静かつ適切な対応を促すよう努めるものとする。

ケ　港長等は在泊船舶等に対して、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、津波の発生に備えた南海トラフ地震警戒強化について的確に周知を行い、適切な対応を促すものとする。

（3）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

ア　県は、災害応急対策の実施状況及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集、伝達及び報告等については、第２編第３章第２節「情報収集・伝達体制」により行うものとする。

イ　市町村は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するため、末端からの各種の情報の収集体制を整備し、その収集体制を推進計画に明示するものとする。この場合において、これらの情報が正確かつ迅速に災害対策本部等に集約するために必要な措置をとるものとする。

ウ　市町村は、災害対策本部等からの指示事項等の伝達が正確かつ迅速に行われるよう、その経路及び方法について推進計画に明示するものとする。

エ　市町村は、避難状況等の災害応急対策に係る措置の実施状況の報告等については、それぞれ報告等の送受を行う部局、報告等の対象となる事項等を推進計画に具体的に明示するものとする。

（4）災害応急対策をとるべき期間等

ア　県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるＭ８．０以上の地震の発生から１週間（対象地震発生から１６８時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、本節中２「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項」に定めるところにより、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後１週間、本節中３「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項」に定めるところにより、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

イ　市町村は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるＭ８．０以上の地震の発生から１週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後１週間（対象地震発生から３３６時間経過した以降の正時までの期間。）、後発地震に対して注意する措置をとるものとし、それらの内容を推進計画に明示するものとする。

（5）避難対策等

ア 地域住民等の避難行動等

（ア）市町村は、国からの指示が発せられた場合において、地域住民等が後発地震が発生してからの避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域として、市町村があらかじめ定めた地域（以下「事前避難対象地域」という。）並びに事前避難対象地域のうち全ての地域住民等が後発地震の発生に備え１週間避難を継続すべき地域として、市町村があらかじめ定めた地域（以下「住民事前避難対象地域」という。）及び事前避難対象地域のうち要配慮者等に限り後発地震の発生に備え１週間避難を継続すべき地域（以下「高齢者等事前避難対象地域」という。）を推進計画に明示するとともに、後発地震に備えて一定期間避難生活をする避難所、避難経路、避難実施責任者等具体的な避難実施に係る津波等災害の特性に応じた避難計画について、推進計画に明示するものとする。なお、各種防災施設の整備等の状況や被害想定の実施等による検証を通じて、当該避難計画を見直していくものとする。

（イ）国からの指示が発せられた場合において、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等は、大津波警報又は津波警報から津波注意報へ切り替わっ

た後、市町村の避難情報に従い、避難場所等から知人宅や指定された指定避難所へ避難するものとし、市町村はその方針、避難所の場所、その経路及び方法について、推進計画に明示するものとする。

（ウ）県は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するように努めるよう周知するものとする。この場合における周知については、第２編第２章第２節「津波災害予防対策」によるものとする。

（エ）県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、高齢者等事前避難対象地域内の地域住民等（要配慮者等を除く。）及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。この場合における周知については、第２編第３章第２節「情報収集・伝達体制」及び同章第４節「津波避難計画」によるものとする。

（オ）市町村は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知するものとし、その方針を推進計画に明示するものとする。

（カ）市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、高齢者等事前避難対象地域内の地域住民等（要配慮者等除く。）及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとし、その方針を推進計画に明示するものとする。

（キ）住民等の自主的な避難行動及び市町村等が行う避難誘導については、第２編第２章第２節「津波災害予防対策」及び同編第３章第４節「津波避難計画」によるものとする。

イ　避難所の運営

避難所の運営・安全確保については、第２編第３章第３節「地震・火災避難計画」による。特に要配慮者については、同章第５節「要配慮者の安全確保対策」によるものとする。

（６）関係機関のとるべき措置

ア　消防機関等の活動

市町村等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等に関して講ずる措置につき、次の事項を重点としてその対策を推進計画に明示するものとする。

（ア）津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

（イ）事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難路の確保

イ　警備対策

警察本部は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、第２編第３章第７節「警備・交通の確保・緊急輸送対策」に定めるところにより、犯罪及び混乱の防止等に関して必要な措置を講ずる。

ウ　水道

県及び市町村は、飲料水の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、第２編第３章第８節「救援物資供給活動」に定めるところにより、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

エ　交通

（ア）道路

a　警察本部は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知するものとする。なお、住民事前避難対象地域内における車両の走行の自粛については、日頃から地域住民等に対する広報等に努めるものとする。

b　県は、道路管理者等と、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に

提供する交通対策等の情報及びその提供方法について、調整を行うものとする。

c　県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するようにするものとする。この場合における周知については、第２編第３章第２節「情報収集・伝達体制」及び同章第４節「津波避難計画」によるものとする。

d　市町村は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとし、その方法について推進計画に明示するものとする。

e　市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するようにするものとし、周知方法の内容を定め、推進計画に明示するものとする。

（イ）船舶及び港湾

a　県は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意するとともに、後発地震の発生に備えた海上輸送路の確保についても考慮し、地域別に検討するものとする。

b　市町村は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意するものとし、地域別に推進計画に明示するものとする。この場合においては、後発地震の発生に備えた海上輸送路の確保についても考慮するものとする。

c　港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意し、検討するものとする。

d　港長等は在泊船舶に対し津波の発生に備えた警戒行動を実施するよう促す。

オ　県及び市町村が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

（ア）県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において講ずる道路管理上の必要な措置について検討するものとする。この場合において、県は、橋梁、トンネル及び法面のうち、危険度が特に高いと予想されるものに留意するものとする。

（イ）県は、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、それらの情報に応じた水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等の津波の発生に備えて講じるべき措置について検討するものとする。この場合において、県は、内水排除施設等については、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他所要の措置について検討するものとする。

（ウ）県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、庁舎等公共施設のうち、後発地震の発生後における災害応急対策の実施上大きな役割を果たすことが期待できるものについて、その機能を果たすために講ずる措置について検討するものとする。この場合において、県は、非常用発電装置の準備、水や食料等の備蓄、コンピューター・システム等重要資機材の点検その他所要の措置を実施するための体制について検討するものとする。

（エ）市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において講ずる道路管理上の措置について、推進計画に明示するものとする。この場合において、市町村は、橋梁、トンネル及び法面のうち、危険度が特に高いと予想されるものに留意するものとする。

（オ）市町村は、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、それらの情報に応じた水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置について推進計画に明示するものとする。この場合において、市町村は、内水排除施設等については、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他所要の措置を講ずるものとする。

（カ）市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、庁舎等公共施設のうち、後発地震の発生後における災害応急対策の実施上大きな役割を果たすことが期待できるものについて、その機能を果たすため、必要な措置を講ずるものとする。この場合において、市町村は、非常用発電装置の準備、水や食料等の備蓄、コンピューター・システム等重要資機材の点検その他所要の措置を実施するための体制について、推進計画に明示するものとする。

（７）関係者との連携協力の確保

滞留旅客等に対する措置

ア　市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講じるものとし、その内容について推進計画に明示するものとする。

イ　市町村以外の計画主体で南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の避難誘導及び保護を実施すべき機関が行う、対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市町村が実施する活動との連携体制等の措置については、本章第１０節２（２）に準ずるものとする。

3　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

（1）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、活動体制等

ア　県は、災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等」という。）については、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意するものとする。この場合における情報伝達の経路、体制及び方法については、第２編第３章第２節「情報収集・伝達体制」によるものとする。

イ　県が行う住民等及び防災関係機関に対する南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達については、第２編第３章第２節「情報収集・伝達体制」及び同章第４節「津波避難計画」によるものとする。

ウ　県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、情報収集体制をとるものとする。ただし、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表前に発生した地震に関し、既に情報収集体制又は災害即応体制の配備若しくは災害対策本部の設置がされている場合は、この限りでない。

　また、情報収集体制の配備、運営方法その他の事項については、第２編第３章第１節「災害対策本部活動」によるものとする。

エ　市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等については、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法を推進計画に明示するものとする。この場合において、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意するものとする。

オ　市町村は、管轄区域内の地域住民等及び防災関係機関に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が正確かつ広範に伝達されるようその経路及び方法を推進計画に明示するものとする。この場合において、防災行政無線、緊急速報メール等の活用による伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行いうるものとするよう留意するものとする。なお、地域住民等に対する南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮するものとする。

カ　市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の災害対策本部等の設置、運営方法その他の事項について、推進計画に明示するものとする。

キ　県及び市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等について、状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努めるものとする。

（2）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

ア　県は、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項について、周知するものとする。この場合における周知については、第２編第３章第２節「情報収集・伝達体制」及び同章第４節「津波避難計画」によるものとする。

イ　市町村は、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項について、周知するものとし、その体制及び周知方法について推進計画

に明示するものとする。

（3）災害応急対策をとるべき期間等

県及び市町村は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてＭ７．０以上Ｍ８．０未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側５０㎞程度までの範囲でＭ７．０以上の地震（太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生するケースの場合は１週間（対象地震発生から１６８時間経過した以降の正時までの期間。）、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、本節中３「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項」に定めるところにより、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

（4）県及び市町村のとるべき措置

ア　県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、市町村等と協力し、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認や円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。この場合における周知については、第２編第３章第２節「情報収集・伝達体制」及び同章第４節「津波避難計画」によるものとする。

イ　県は、日頃からの地震への備えを再確認するとともに、施設・設備等の点検等により円滑かつ迅速な避難を確保するよう備えるものとする。

ウ　市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認や円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとし、その方針を推進計画に明示するものとする。

エ　市町村は、日頃からの地震への備えを再確認するとともに、施設・設備等の点検等により円滑かつ迅速な避難を確保するよう備えるものとし、その内容を推進計画に明示するものとする。

（後発地震に対して注意する具体的措置は、以下のとおり）

（ア）家庭等における備蓄の確認等日頃からの地震の備えの再確認

（イ）避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、非常持出品の常時携帯等、円滑かつ迅速に避難するための備え

（ウ）施設内の避難経路の周知徹底、情報収集・連絡体制の確認、機械・設備等の転倒防止対策・点検等、施設利用者や職員の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え

（エ）個々の病気・障害等に応じた薬、装具及び非常持出品の準備、避難行動を支援する体制の再確認・徹底等、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え

第８節　防災訓練に関する事項

県、市町村及び防災関係機関は、関係機関及び自主防災組織等と連携強化を目的として、大規模な地震・津波を想定した防災訓練を年１回以上実施するものとする。

防災訓練の実施については、第２編第２章第１節「防災意識の向上」及び同第２節「津波災害予防対策」によるものとする。

第９節　地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

県、市町村及び防災関係機関は、地震防災上の必要な教育及び広報の充実に努める。防災教育及び広報の実施については、第２編第２章第１節「防災意識の向上」及び同第２節「津波災害予防対策」によるものとする。

なお、南海トラフ地震臨時情報についての防災教育及び広報は、次に掲げる事項によるものとする。

1　県、市町村及び防災関係機関の職員に対する教育
（1）南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容並びにこれらに基づきとられる措置の内容
（2）南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
（3）南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合に具体的にとるべき行動に関する知識
（4）南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合に職員等が果たすべき役割
（5）南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
（6）南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

2　地域住民等に対する教育及び広報
（1）南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容並びにこれらに基づきとられる措置の内容
（2）南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
（3）南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識

第１０節　南海トラフ地震防災対策計画

第２節に定める推進地域に指定された地域内で、南海トラフ地震に伴い発生する津波により３０ｃｍ以上の浸水が想定される区域において、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令」（平成１５年政令第３２４号）第３条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者は、法第７条第１項の規定により次の事項を定めた対策計画を作成するものとする。
なお、作成義務が生じていない事業者についても、自主的に対策計画に準じた計画の作成に努める。
また、この節に記載のない事項については、南海トラフ地震防災対策推進基本計画によるものとする。

1　津波からの円滑な避難の確保に関する事項
（1）各計画において共通して定める事項
ア　津波に関する情報の伝達等
イ　避難対策
ウ　応急対策の実施要員の確保等
（2）個別の計画において定める事項
ア　病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定多数の者が出入りする施設を管理・運営する者
（ア）　津波警報等の顧客等への伝達
（イ）　顧客等の避難のための措置
（ウ）　施設の安全性を踏まえた措置
イ　石油類、火薬類、高圧ガス等製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設を管理・運営する者
津波が襲来したときに発生する可能性のある火災、流出、爆発、漏洩その他周辺の地域に対し影響を与える現象の発生を防止するため、必要な緊急点検及び巡視の実施、充填作業及び移替え作業等の停止その他当該施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置の実施
ウ　鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業を運営する者
（ア）　津波警報等の旅客等への伝達

（イ） 運行等に関する措置

エ　学校、社会福祉施設を管理する者

避難場所、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

オ　水道、電気、ガス、通信及び放送事業関係

第５節５に準ずるものとする。

2 時間差発生等における円滑な避難の確保に関する事項

（1）南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

ア 各計画において共通して定める事項南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

（2）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

ア 各計画において共通して定める事項

（ア）災害応急対策をとるべき期間等

（イ）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達等

（ウ）工事中建築物等における安全確保上講ずべき措置

イ 個別の計画において定める事項

（ア）病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入りする施設を管理・運営する者

a　病院や百貨店等については、原則として営業を継続するものとする。その際、個々の施設が耐震性・耐浪性を有する等安全性に配慮するものとする。南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、顧客等に対し、当該南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を伝達する方法を対策計画に明示するものとする。

b　当該施設が住民事前避難対象地域内にあるときは、退避後の顧客等に対する避難誘導の方法及び避難誘導実施責任者又は安全確保のための措置を対策計画に明示するものとする。

c　病院においては、患者等の保護等の方法については、個々の施設の耐震性・耐浪性を十分考慮して、その内容を対策計画に明示するものとする。

（イ）石油類、火薬類、高圧ガス等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設を管理・運営する者

a　津波が襲来したときに発生する可能性のある火災、流出、爆発、漏洩その他周辺の地域に対し影響を与える現象の発生を防止するため、必要な緊急点検及び巡視の実施、充填作業及び移し替え作業等の停止その他施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置の実施等に関する事項について、その内容を定め、対策計画に明示するものとする。

b　この場合、定めるべき内容は、当該施設の内外の状況を十分に勘案し、関係法令等に基づき社会的に妥当性があるものであるとともに技術的に妥当といえるものとする。また、実際に動員できる要員体制を踏まえるとともに、作業員の安全確保を考慮した十分な実行可能性を有するものとする。

c　後発地震による津波の発生に備えて、施設内部における自衛消防等の体制として準備すべき措置の内容、救急要員、救急資機材の確保等救急体制として準備すべき措置の内容を対策計画に明示するとともに、必要がある場合には施設周辺地域の地域住民等に対して適切な避難等の行動をとる上で必要な情報を併せて伝達するよう事前に十分検討するものとする。

（ウ）鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業を運営する者

a　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の旅客等への伝達

b　運行等に関する措置

c　ｂの結果生ずる滞留旅客等に対する措置

（エ）学校、社会福祉施設を管理・運営する者

a　幼稚園、小・中学校等にあっては、児童生徒等に対する保護の方法について、対策計画に明示するものとする。この場合において、学校の置かれている状況等に応じ、児童生徒等の保護者の意見を聴取する等、実態に即した保護の方法を定めるよう留意するものとする。

b　社会福祉施設においては、情報の伝達や避難等に当たって特に配慮を必要とする者が入所

又は利用している場合が多いことから、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法については、施設の種類や性格及び個々の施設の耐震性・耐浪性を十分考慮してその内容を定め、対策計画に具体的に明示するものとする。

c　学校、社会福祉施設が事前避難対象地域内にあるときは、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等を対策計画に具体的に明示するものとする。この場合において、要配慮者等の避難誘導について配慮するものとする。

(オ) 水道、電気、ガス、通信、放送事業関係

a　水道

水道事業については、本章第６節２（６）ウに準ずるものとする。

b　電気

電力事業者は、電気の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、必要な電力を供給する体制を確保することについて、対策計画に明示するものとする。

c　ガス

（a）ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、ガスの供給を継続するものとする。このため、ガス事業者は、必要なガスを供給する体制を確保することについて、対策計画に明示するものとする。

（b）ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を対策計画に明示するとともに、後発地震の発生に備えて、緊急に供給を停止する等の措置を講ずる必要がある場合には、これを実施すべきこと及びその実施体制を明示するものとする。

d　通信

電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保を行うことが不可欠であることから、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等の措置の内容を対策計画に明示するものとする。

e　放送

（a）放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。この場合において、放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図るものとし、その内容を対策計画に明示するものとする。

（b）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、放送事業者は、各計画主体と協力して、推進地域内の地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等、後発地震に備えた被害軽減のための取組等、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。また、推進地域外の地域住民等に対しても、交通に関する情報、後発地震の発生に備えた準備等、冷静かつ適切な対応を促すための情報の提供に努めるよう留意するものとする。

なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用に努めるものとする。

（３）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

ア　各計画において共通して定める事項

（ア）災害応急対策をとるべき期間等

（イ）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の周知等

（ウ）関係機関のとるべき措置

3　防災訓練に関する事項

4　地震防災上必要な教育及び広報

第６章　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第１節　総則
　　１　推進計画の目的　（地－６－２）
　　２　定義　（地－６－２）
第２節　推進地域及び特別強化地域　（地－６－２）
第３節　防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱　（地－６－２）
第４節　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画　（地－６－３）
第５節　津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項　（地－６－３）
第６節　関係者との連携協力の確保　（地－６－３）
第７節　後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項
　　１　北海道・三陸沖後発地震注意情報の伝達、活動体制等　（地－６－３）
　　２　後発地震への注意を促す情報等が発表された後の周知　（地－６－４）
　　３　災害応急対策をとるべき地域及び期間等　（地－６－４）
　　４　県及び市町村のとるべき措置　（地－６－４）
第８節　防災訓練に関する事項　（地－６－４）
第９節　地震防災上必要な教育及び広報に関する計画
　　１　県、市町村及び防災関係機関の職員に対する教育　（地－６－５）
　　２　地域住民等に対する教育及び広報　（地－６－５）
第１０節　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画
　　１　津波からの円滑な避難の確保に関する事項　（地－６－５）
　　２　北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合にとるべき防災対応に関する事項　（地－６－５）
　　３　防災訓練に関する事項　（地－６－５）
　　４　地震防災上必要な教育及び広報　（地－６－５）

第１節　総則

１　推進計画の目的

本章は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成１６年法律第２７号。以下この章において「法」という。）第５条第２項の規定に基づく日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画として、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

なお、この章に記載のない事項は、第１編総則及び第２編地震・津波編によるものとする。

２　定義

この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）後発地震

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の想定震源域周辺でＭｗ７以上の地震が発生した後に発生する、大きな規模の後発の地震をいう。

（２）北海道・三陸沖後発地震注意情報

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の想定震源域（「三陸・日高沖」や「十勝・根室沖」の海域）及び想定震源域に影響を与える外側のエリアで、Mw7.0以上の地震が発生した場合に気象庁から発表される情報をいう。

第２節　推進地域及び特別強化地域

法第３条第１項の規定により、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）として内閣総理大臣が指定する。

本県における推進地域は次のとおりである。

千葉市、銚子市、館山市、成田市、佐倉市、旭市、勝浦市、八千代市、我孫子市、四街道市、印西市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、栄町、神崎町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、長生村、白子町及び御宿町（２７市町村（令和４年１０月３日内閣府告示第９９号））

なお、法第９条第１項の規定により、推進地域のうち、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波に対し、津波避難対策を特別に強化すべき地域を日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域（以下「特別強化地域」という。）として内閣総理大臣が指定しており、本県における特別強化地域は、銚子市（１市（令和４年１０月３日内閣府告示第１００号））である。

第３節　防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

県、市町村ほか防災関係機関及び防災上重要な施設の管理者、県民、事業者等の処理すべき事務又は大綱については、第１編第３章「防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」によるものとする。

第４節　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

県、市町村及び防災関係機関は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、第５章第４節に基づき地震防災上緊急に整備すべき施設等について、計画的な整備を推進する。

第５節　津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第５章第５節に準ずる。

第６節 関係者との連携協力の確保

第５章第６節に準ずる。

第７節　後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項

１　北海道・三陸沖後発地震注意情報の伝達、活動体制等

（１）県は、北海道・三陸沖後発地震注意情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等（以下「後発地震への注意を促す情報等」という。）については、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意するものとする。この場合における情報伝達の経路、体制及び方法については、第２編第３章第２節「情報収集・伝達体制」によるものとする。

（２）県が行う住民等及び防災関係機関に対する後発地震への注意を促す情報等の伝達については、第２編第３章第２節「情報収集・伝達体制」及び同章第４節「津波避難計画」によるものとする。

（３）県は、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合は、情報収集体制をとるものとする。ただし、北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表前に発生した地震に関し、既に情報収集体制又は災害即応体制の配備若しくは災害対策本部の設置がされている場合は、この限りでない。

また、情報収集体制の配備、運営方法その他の事項については、第２編第３章第１節「災害対策本部活動」によるものとする。

（４）市町村は、後発地震への注意を促す情報等については、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法を推進計画に明示するものとする。この場合において、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意するものとする。

（５）市町村は、管轄区域内の地域住民等及び防災関係機関に対し、後発地震への注意を促す情報等が正確かつ広範に伝達されるようその経路及び方法を推進計画に明示するものとする。この場合において、防災行政無線、緊急速報メール等の活用による伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行いうるものとするよう留意するものとする。なお、地域住民等に対する後発地震への注意を促す情報等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮するものとする。

（６）市町村は、後発地震への注意を促す情報等が発表された場合の活動体制、運営方法その他の事項について、推進計画に明示するものとする。

（７）県及び市町村は、後発地震への注意を促す情報等について、状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努めるものとする。

２　後発地震への注意を促す情報等が発表された後の周知

（１）県は、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震への注意を促す情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等、地域住民等に密接に関係のある事項について、周知するものとする。この場合における周知については、第２編第３章第２節「情報収集・伝達体制」及び同章第４節「津波避難計画」によるものとする。

（２）市町村は、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震への注意を促す情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項について、周知するものとし、その体制及び周知方法について推進計画に明示するものとする。

３　災害応急対策をとるべき地域及び期間等

北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表に伴い、防災対応をとるべき地域は、内閣府の「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」で推計された震度分布及び津波高において、震度６弱以上の揺れ又は津波高３ｍ以上の津波が想定される地域とされ、本県では次のとおりである。

銚子市、館山市、旭市、勝浦市、匝瑳市、山武市、いすみ市、大網白里市、九十九里町、横芝光町、一宮町、長生村、白子町、御宿町（１４市町村）

県及び市町村は、北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表に至った地震の発生から１週間（対象地震発生から１６８時間経過した以降の正時までの期間。）、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

４　県及び市町村のとるべき措置

県及び市町村が、後発地震への注意を促す情報等が発表された場合において、とるべき措置は、第５章第７節３（４）に準ずる。

第８節　防災訓練に関する事項

第５章第８節に準ずる。

第９節　地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

県、市町村及び防災関係機関は、地震防災上の必要な教育及び広報の充実に努める。防災教育及び広報の実施については、第２編第２章第１節「防災意識の向上」及び同章第２節「津波災害予防対策」によるものとする。

なお、北海道・三陸沖後発地震注意情報についての防災教育及び広報は、次に掲げる事項によるものとする。

１　県、市町村及び防災関係機関の職員に対する教育

（１）日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

（２）日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

（３）北海道・三陸沖後発地震注意情報の内容及びこれらに基づきとられる措置の内容

（４）北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

（５）北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割

（６）日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題

２　地域住民等に対する教育及び広報

（１）日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

（２）北海道・三陸沖後発地震注意情報の内容及びこれらに基づきとられる措置の内容

（３）北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合の防災上とるべき行動に関する知識

第１０節　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画

第２節に定める推進地域に指定された地域内で、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波により３０ｃｍ以上の浸水が想定される区域において、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令」（平成１７年政令第２８２号）第３条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者は、法第７条第１項の規定により次の事項を定めた対策計画を作成するものとする。

なお、作成義務が生じていない事業者についても、自主的に対策計画に準じた計画の作成に努める。

また、この節に記載のない事項については、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画によるものとする。

１　津波からの円滑な避難の確保に関する事項

第５章第１０節１に準ずる。

２　北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合にとるべき防災対応に関する事項

（１）後発地震への注意を促す情報等の伝達等

（２）災害応急対策をとるべき期間等

（３）関係機関のとるべき措置

３　防災訓練に関する事項

４　地震防災上必要な教育及び広報

千 葉 県 地 域 防 災 計 画

地震・津波編附編

東海地震に係る周辺地域としての対応計画

第１章　総　　論

本附編は、第１編総則で示された目的や基本的な考え方、並びに地震・津波編の附編としての位置付けとして、以下に示すとおり、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づいて指定された地震防災対策強化地域の周辺地域に位置する本県として、東海地震に係る警戒宣言が発令された場合における社会的混乱の発生を防止すること等を目的として定めたものである。

第１節　地震・津波編の附編としての位置付け

１　計画の内容

計画内容は、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として平常時の社会経済活動を維持しながら、

（１）警戒宣言の発令等に伴う社会的混乱の発生を防止するために必要な措置

（２）地震発生にあたっても被害を最小限にとどめるために必要な措置

等を定めることによって、県民の生命、身体、財産を保護することを目的とした。

なお、本計画は、各機関が具体的に実施することとなる対応措置を掲げることを基本としたが、各市町村、団体等、個別に対応が異なる計画事項については、その基本的考え方を示した。

２　計画の範囲

計画の範囲は、警戒宣言が発令された時点から地震発生（又は発生のおそれがなくなる）までの間においてとるべき措置等を定めるが、東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの間における防災対策上とるべき必要な措置についても可能な限り含める。

なお、地震発生後の応急、復旧対策は、地震・津波編で対処する。

３　前提条件

計画策定にあたっての前提条件は、原則として次のとおりである。

（１）東海地震が発生した場合の千葉県の震度は、ほぼ全域で震度５強程度とする。

（２）警戒宣言発令時刻は、原則として最も混乱の発生が予想される平日の昼間（おおむね午前10時から午後2時）とする。

なお、対策別に特に考慮すべき時間帯及び翌日以降の対応が異なる事項については、個別に措置することとした。

４　計画の実施

千葉県は強化地域外であり、大規模地震対策特別措置法が適用されないことから、本計画の実施にあたっては、行政指導、協力要請によって対処する。

５　計画の位置付け

本計画は、地震・津波編の附編として位置付ける。

第２章　防災機関の業務

県、市町村及び指定地方行政機関、指定（地方）公共機関等が実施する業務の大綱は、次のとおりである。

１　県

機　関　名	業　務　大　綱
総　務　部	1　庁舎等の施設防災対策に関すること 2　私立学校の指導に関すること
総　合　企　画　部	1　報道機関との連絡調整に関すること 2　県民等に対する協力、広報活動に関すること 3　飲料水の供給指導に関すること
防災危機管理部	1　県防災会議及び県災害対策本部の設置、運営に関すること 2　東海地震予知情報等の収集伝達に関すること 3　市町村の東海地震対策事務の指導及び連絡調整に関すること 4　通信その他施設整備に関すること 5　高圧ガスの保安対策及び火薬類の取締りに関すること
健　康　福　祉　部	1　被災者の医療の確保に関すること 2　被災者の健康の維持に関すること 3　被災者の生活衛生の確保に関すること 4　被災者の福祉の確保に関すること
環　境　生　活　部	1　汚染物質等の発生源に対する監視、指導に関すること 2　環境大気及び公共用水域の監視に関すること 3　地質環境保全及び監視に関すること 4　博物館等の施設の保全に関すること
商　工　労　働　部	1　物資の確保及び調達に関すること 2　商工業者、商工団体に対する指導に関すること 3　金融機関の業務確保に関すること 4　職業訓練施設の保全に関すること
農　林　水　産　部	1　農業施設の保全に関すること 2　農業金融の指導に関すること 3　非常食糧の確保に関すること 4　農林業団体に対する指導に関すること 5　林地、治山施設の保全に関すること 6　漁業金融の指導に関すること 7　漁業団体に対する指導に関すること 8　農林水産部所属船舶の保全に関すること 9　農林水産部所属船舶による漁船漁業の指導に関すること 10　漁業無線による通信手段の確保に関すること 11　漁業漁港施設の保全に関すること

機　関　名	業　務　大　綱
県土整備部	1　道路及び橋梁の保全に関すること 2　水防に関すること 3　河川管理施設、海岸保全施設、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の保全に関すること 4　港湾施設の保全に関すること 5　土木資材の確保に関すること 6　県営住宅の保全に関すること 7　建築物の防災に関すること 8　宅地の防災に関すること 9　下水道施設の保全に関すること
出納局	災害経費に関すること
企業局	1　県営水道施設の保全に関すること 2　県営水道区域の水道水の供給、確保に関すること 3　工業用水道施設の保全に関すること 4　工業用水の供給、確保に関すること 5　造成土地管理事業施設の保全に関すること
病院局	1　県立病院の保全に関すること 2　医療救護に関すること
教育庁	1　文教施設の保全に関すること 2　公立学校の児童生徒等の保護安全に関すること 3　図書館等社会教育施設の保全に関すること 4　文化財の保護に関すること
警察本部	1　警備本部の設置、運営に関すること 2　各種情報の収集、伝達に関すること 3　犯罪の予防その他社会秩序の維持に関すること 4　交通の混乱等の防止に関すること

2　市町村

機　関　名	業　務　大　綱
市町村	1　市町村の防災会議及び災害対策本部の設置、運営に関すること 2　東海地震対策の連絡調整に関すること 3　東海地震に係る予防、応急対策に関すること 4　東海地震予知情報等の受理、伝達に関すること 5　広報、教育、防災訓練に関すること 6　消防、水防対策に関すること 7　市町村が管理又は運営する施設対策に関すること 8　例外措置としての住民避難に関すること

3　指定地方行政機関

機　関　名	業　務　大　綱
関東管区警察局	1　管区内各県警察の災害警備活動の指導・調整に関すること 2　管区内各県警察の相互援助の調整に関すること 3　他管区内警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関すること 4　警察通信の確保及び警察通信統制に関すること
関東財務局 千葉財務事務所	1　災害時における国有財産の提供及び活用に関すること 2　金融機関における業務の円滑な遂行を確保するための指揮、要請に関すること
関東農政局	1　食料及び飼料・資材等の安定供給対策に関すること 2　営農指導、家畜の移動・衛生対策に関すること 3　農地・農業用施設等、公共土木施設に関すること
関東森林管理局	1　国有林野の保全に関すること 2　災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること
関東経済産業局	1　生活必需品等防災関係物資の安定的供給の確保に関すること 2　商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保に関すること 3　被災中小企業の振興に関すること
関東東北産業保安監督部	1　火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関すること 2　鉱山に関する災害の防止及び、災害時の応急対策に関すること
関東運輸局	1　船舶による安全輸送の指導に関すること 2　鉄道による安全輸送の指導に関すること 3　自動車（バス、タクシー、トラック）による安全輸送の指導に関すること
関東地方整備局	1　港湾施設、海岸保全施設等の保全の指導に関すること 2　河川施設、道路施設の保全に関すること 3　緊急輸送の確保助言に関すること
成田空港事務所	1　空港内各航空会社に対する情報の伝達に関すること 2　航空機の運航の安全と確保に関すること 3　航空保安施設、通信施設等の点検及び整備に関すること
第三管区 海上保安本部	1　警戒宣言等の伝達、通信体制の強化に関すること 2　船艇及び航空機等の出動、派遣等に関すること 3　情報の収集、海上交通安全の確保に関すること 4　治安の維持、緊急輸送に関すること 5　海難救助、流出油等の防除措置に関すること
関東地方測量部	1　災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること 2　復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること 3　地殻変動の監視に関すること
東京管区気象台 銚子地方気象台	1　東海地震注意情報及び東海地震予知情報の県知事への連絡に関すること 2　観測施設の整備並びに観測機器の保守及び観測に関すること 3　地震予知及び地震津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力に関すること

機　　関　　名	業　　務　　大　　綱
関東総合通信局	1　非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること 2　災害時テレコム支援チーム（MIC－TEAM）による災害対応支援に関すること 3　災害対策用移動通信機器、臨時災害放送局用設備及び災害対策用移動電源車の貸出しに関すること 4　非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること 5　電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること
千葉労働局	産業安全（鉱山保安関係は除く。）に関すること
関東地方環境事務所	1　有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること 2　廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること 3　放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関すること 4　行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること
北関東防衛局	1　災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること 2　災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること

4　自衛隊

機　　関　　名	業　　務　　大　　綱
陸上自衛隊第１空挺団	1　県との連絡・調整に関すること 2　東海地震関連情報の収集、伝達等に関すること 3　災害時における救援活動の実施に関すること

5　指定公共機関

機　　関　　名	業　　務　　大　　綱
東日本旅客鉄道株式会社 千葉支社 首都圏本部	1　鉄道施設の保全に関すること 2　鉄道輸送の確保に関すること 3　鉄道旅客の混乱防止に関すること
東日本電信電話株式会社	電報、電話等の通信の確保に関すること
株式会社ＮＴＴドコモ千葉支店	携帯電話等の通信の確保に関すること
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	電話等の通信の確保に関すること

機　関　名	業　　務　　大　　綱
ＫＤＤＩ株式会社	電話、携帯電話等の通信の疎通に関すること
ソフトバンク株式会社	電話、携帯電話等の通信の確保に関すること
楽天モバイル株式会社	電話、携帯電話等の通信の確保に関すること
日本赤十字社 千葉県支部	1　医療救護に関すること 2　こころのケアに関すること 3　救援物資の備蓄及び配分に関すること 4　血液製剤の供給に関すること 5　義援金の受付及び配分に関すること 6　その他応急対応に必要な業務に関すること
日本放送協会 千葉放送局	1　東海地震予知情報等の放送に関すること 2　放送施設の保全に関すること
東日本高速道路 株式会社関東支社	1　東日本高速道路の保全に関すること 2　災害時における緊急交通路の確保に関すること
首都高速道路 株式会社	1　首都高速道路の保全に関すること 2　緊急交通路の確保に関すること
成田国際空港 株式会社	1　空港内各航空会社及び旅客に対する情報の伝達に関すること 2　空港施設の保全に関すること 3　空港内の混乱防止に関すること
日本通運株式会社 千葉支店	貨物自動車（トラック）による救助物資の輸送に関すること
東京電力パワーグリッド株式会社	1　電力の需給に関すること 2　電力施設等の保全に関すること
東京ガスネットワーク株式会社	1　ガスの供給に関すること 2　ガス施設、装置、設備の保全に関すること
日本貨物鉄道 株式会社	鉄道車両等による救助物資輸送の協力に関すること
独立行政法人 水資源機構	水資源開発施設（導水路を含む）の保全に関すること

6　指定地方公共機関

機　関　名	業　務　大　綱
京葉瓦斯株式会社 大多喜ガス株式会社 公益社団法人 千葉県ＬＰガス協会 房州瓦斯株式会社 京和ガス株式会社 銚子瓦斯株式会社 野田ガス株式会社 角栄瓦斯株式会社 総武ガス株式会社 株式会社エナジー宇宙	1　ガスの供給に関すること 2　ガス施設、装置、設備の保全に関すること
東武鉄道株式会社 京成電鉄株式会社 新京成電鉄株式会社 小湊鉄道株式会社 東京地下鉄株式会社 北総鉄道株式会社 京葉臨海鉄道株式会社 流鉄株式会社 銚子電気鉄道株式会社 いすみ鉄道株式会社 千葉都市モノレール株式会社 東葉高速鉄道株式会社 山万株式会社 株式会社舞浜リゾートライン 芝山鉄道株式会社 首都圏新都市鉄道株式会社	1　鉄道施設の保全に関すること 2　鉄道輸送の確保に関すること 3　鉄道旅客の混乱防止に関すること
千葉県手賀沼土地改良区 両総土地改良区 印旛沼土地改良区	土地改良施設の保全に関すること
印旛利根川水防事務組合 千葉県長沼水害予防組合	水防施設の保全に関すること
日本航空株式会社 全日本空輸株式会社	1　航空機の運航の安全と確保に関すること 2　旅客の安全確保に関すること
公益社団法人 千葉県医師会	1　医療及び助産活動に関すること 2　医師会医療機関との連絡調整に関すること
一般社団法人 千葉県歯科医師会	1　歯科医療活動に関すること 2　歯科医師会と医療機関及び歯科関係団体との連絡調整に関すること

機　関　名	業　務　大　綱
一般社団法人 千葉県薬剤師会	1　調剤業務及び医薬品の管理に関すること 2　医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること 3　地区薬剤師会との連絡調整に関すること
一般社団法人 千葉県バス協会	1　旅客輸送の確保に関すること 2　人員の緊急輸送の確保に関すること
一般社団法人 千葉県トラック協会	物資の緊急輸送の確保に関すること
株式会社ニッポン放送 千葉テレビ放送株式会社 株式会社ベイエフエム	1　東海地震予知情報等の放送に関すること 2　放送施設の保全に関すること

第３章　事前の措置

第１節　東海地震に備え事前に促進すべき事項

地震災害を未然に防止し、また被害を最小限にとどめるには、平常時から不断の準備を進めることが必要である。このため、地震・津波編においても各防災機関の予防計画を定めているが、東海地震については、予知できる可能性があり、その発生が懸念されていることから、本節においては特に緊急に促進すべき事項について定めるものとする。

区分	機　関　名	内　　容
情報伝達手段の整備	県防災危機管理部	（１）県防災行政無線網の拡充整備 ネットワークに未加入の防災関係機関への無線局設置によりネットワークの増強を図る。 （２）市町村防災行政無線の整備 県は、市町村が住民等に対し、地震情報等を迅速に伝達するために設置する市町村防災行政無線の整備事業について、必要な指導及び助成を行う。 （３）他の通信施設の利用 防災関係機関は、非常時において、通信の輻輳あるいは被災等による通常通信施設の使用不能事態を考慮し、最寄り機関等の通信施設の円滑な利用（非常通信等による。）が図れるよう平素から協力体制の確立を推進する。
建築物・構造物の地震対策及び道路・河川・地すべり等の対策	県県土整備部	（１）建築物の耐震診断・改修の実施 ア　県有の庁舎、学校、病院等は耐震診断実施結果に基づき、耐震改修の実施を促進する。 イ　建築物の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修等の実施を指導・助言する。 （２）ブロック塀等の安全対策 通学路に面したブロック塀等の点検結果に基づき、補強・改修の実施を指導する。 （３）外壁等の落下物防止対策 繁華街の道路に面した外壁、窓ガラス、屋外突出物等の点検結果に基づき補強・改修の実施を指導する。 （４）施設等の点検整備 ア　河川管理施設、海岸保全施設、港湾施設、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路・橋梁施設について、定期又は随時に点検整備を行う。 イ　水防資機材は水防倉庫に備えておき、定期的に点検整備を行う。

区分	機　関　名	内　　容
道路・河川・地すべり等の対策	県農林水産部	（1）施設等の点検整備 ア　海岸保全施設、漁港施設について、定期又は随時に点検整備を行う。 イ　備蓄資機材は備蓄倉庫に備えておき、定期的に点検整備を行う。 （2）地すべり等危険地域の把握 県及び市町村は、地すべりの危険地域を把握し、定期又は随時に点検整備を行う。
	関東地方整備局	施設の優先整備 震災対策を必要とする管轄内の河川、道路施設については、緊急を要するものから逐次整備を進める。
	東日本高速道路株式会社関東支社	道路交通確保に必要な資機材の備蓄及び速やかに調達できるよう調達体制の整備・把握に努める。
	首都高速道路株式会社	（1）首都高速道路湾岸線の利用者に対して、警戒宣言が発せられた場合の行動等を周知し、その理解と協力を得るため、平素から必要な広報活動を行う。 （2）地震発生に備え、資機材の確保及び点検整備に努める。
鉄道対策の強化	東日本旅客鉄道株式会社 千葉支社 首都圏本部	（1）地震防災体制の整備 現業機関の防火管理者は、消防計画の再検討を行い、警戒宣言発令時の地震防災応急計画担当事項を定めるとともに、昼夜間別の防災体制の確立を図る。 （2）旅客の避難対策 駅長は、県その他市町村が指定する広域避難場所の確認、被害状況に応じた一時避難場所の選定及び避難用資機材の整備を図るとともに、自駅に適した避難誘導方法を決定し、あらかじめ放送文案を作成する等避難誘導体制を確立する。 （3）沿線医療機関の調査 駅長は、駅周辺の嘱託医等の医療機関に連絡し、災害時等の医療について協力を要請する。 （4）食料、飲料水の調査 ア　駅長は、発災に備え、構内食堂等の関係業者と食事のあっせんについて打ち合わせを行うとともに、非常食料等の確認をする。 イ　現業機関の長は、非常災害に利用できる貯水槽の位置、水利の状況及び飲料水の確認をする。 （5）復旧資機材の調査及び整備 ア　関係現業機関の長は、災害時の復旧に備え、必要資機材（予備品を含む）の格納場所、員数等を調査し、定期的に整備を行い、機能保持に努める。 イ　応急復旧機材の借受契約業者及び請負業者に対して、災害発生時に人員、機材等の要請に応じられるよう協力体制を確立する。

区分	機　関　名	内　　容
鉄道対策の強化	東京地下鉄株式会社	（1）施設・設備等の応急処置 被害を最小限にとどめ、かつ、旅客の避難誘導を容易に行うため、施設・設備等の点検整備を実施する。 （2）防災措置に係わる資機材等の整備 警戒宣言時の混乱防止及び発災後の災害復旧のために、資機材を整備配置する。 （3）広報活動 警戒宣言時に対処するため、広報活動を実施する。 （4）教育・訓練 社員が警戒宣言の概要を正しく理解し、これに対する的確な行動がとれるよう、日頃から教育訓練を行い、地震及び防災に関する知識を啓蒙し、指導する。
	その他民鉄 東武鉄道株式会社 京成電鉄株式会社 新京成電鉄株式会社 小湊鉄道株式会社 北総鉄道株式会社 京葉臨海鉄道株式会社 流鉄株式会社 銚子電気鉄道株式会社 いすみ鉄道株式会社 千葉都市モノレール株式会社 東葉高速鉄道株式会社 山万株式会社 株式会社舞浜リゾートライン 芝山鉄道株式会社 首都圏新都市鉄道株式会社	（1）要注意箇所の把握 路線及び諸設備の点検を行い、要注意箇所を把握する。 （2）ＰＲ方法の確立 県から通知を受けるための窓口を定め、社内及び旅客公衆に対するＰＲ方法を確立する。

区分	機　関　名	内　　容
被害想定調査の実施	県防災危機管理部	被害想定調査の実施 東海地震対策計画（修正）の基礎となる前提条件の確度の向上及び地域別影響度等を把握するため、震度分布、被害予想等に係る調査を実施する。
食糧確保の計画化	県農林水産部	政府所有米の供給計画 政府所有米の調達を要するときは、知事は、農林水産省農産局長に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行うものとし、当該米穀を買い受ける場合には、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）の規定に基づき、知事は、農産局長と売買契約を締結したうえで、農産局長と販売等業務委託契約を締結している受託事業体から当該米穀の引き渡しを受ける。なお、米穀販売事業者から調達する米穀は精米で引渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する場合は、玄米渡しであるから、精米による供給を受けられるよう、受託事業体へとう精を依頼する。
学校・病院・社会福祉施設の耐震性の強化	県総務部	私立学校等に対して国及び県の補助制度や日本私立学校振興・共済事業団の融資制度を活用し、速やかに校舎等の耐震化を進めるよう指導する。
	県教育委員会	（公立学校に対する指導事項） （１）防災上必要な設備器具及び用具の配置図を要所に掲示し、全員が点検確認すると同時にその取扱いを熟知しておく。 （２）戸棚、本棚、ロッカー、下駄箱等は、倒壊しないように固定する。 （３）避難経路となる廊下・階段・出入口には避難障害となる戸棚・本箱等を置かない。 （４）屋内の額縁、掛時計、植木鉢等、落下し易い物品の設置場所、設置方法等に留意する。 （５）万年塀、バックネット、国旗掲揚塔、体育遊戯施設等の倒壊方向を可能な限り把握する。 （６）薬品の収納室や火気物の使用室は、特に落下・倒壊防止及び出火防止に留意する。
	県健康福祉部	（一般病院、診療所、助産所等に対する指導事項） （１）医療器具の転倒及び落下物の安全対策 （２）医薬品及び危険物等の安全対策 （３）飲料水、薬品等の備蓄 （４）発災後72時間の事業継続が可能な非常用電源の整備 （５）防火及び避難誘導計画の作成と訓練の実施 （精神障害者社会復帰施設及び老人保健施設に対する指導事項） （１）転倒、落下物等の防止対策及び備品の固定化等の安全措置 （２）可燃性危険物の安全管理及び出火防止対策 （３）施設内における緊急避難用の安全スペースの確保 （社会福祉施設に対する指導事項） （１）転倒、落下物等の防止対策及び備品の固定化等の安全措置 （２）可燃性危険物の安全管理及び出火防止対策 （３）施設内における緊急避難用の安全スペースの確保

第２節　事業所に対する指導、要請

警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱の防止及び災害要因の事前抑止等については、関係事業所の果たす役割が非常に大きくその協力は不可欠である。

このため、本節においては、関係各事業所に対する指導事項及び協力要請事項について定めるものとする。

１　防災対策上、重要な事業所に対する指導、要請

機　関　名	指　導　事　項
県防災危機管理部	（１）県は、各消防機関に対し、管内事業所が警戒宣言発令時等においてとるべき対応措置を消防計画、予防規程に定めるよう指導をする。 ア　対象事業所 消防法第８条第１項若しくは第８条の２第１項に規定する消防計画を作成すべき事業所及び同法第１４条の２第１項に規定する予防規程を作成すべき事業所 イ　計画策定上の指導事項 〔消防計画〕 （ア）火気の取扱い （イ）自衛消防組織 （ウ）防火対象物の建築設備、消防用設備等の点検取扱い （エ）教育訓練 （オ）顧客、従業員等の安全確保 （カ）情報収集、伝達、広報 （キ）薬品等地震により出火危険のある物品の安全措置 （ク）営業方針、従業員の時差退社 （ケ）その他必要な事項 〔予防規程〕 （ア）施設の安全確保のための緊急措置 （イ）火気の取扱い （ウ）教育訓練 （エ）安全設備、消防用設備等の点検、取扱い （オ）危険物輸送の安全対策 （カ）情報収集、伝達、広報 （キ）必要資機材の点検整備 （ク）操業方針、従業員の時差退社 （ケ）その他必要な事項 ウ　指導方法 （ア）講習会、研修会 （イ）印刷物 （ウ）各種業界の集会 （エ）消防行政執行時、その他

機　関　名	指　導　事　項
県防災危機管理部	（２）高圧ガス施設（高圧ガス保安法第５条第１項の許可に係る事業所）に対する指導（不活性ガス又は圧縮空気の製造に係る事業所を除く。） ア　警戒宣言時等においてとるべき事項を危害予防規程等の中に定めるよう指導する。 イ　（公社）千葉県ＬＰガス協会、（一社）千葉県高圧ガス保安協会及び（一社）千葉県冷凍設備保安協会等の関係保安団体との連携を密にし、危害予防思想の徹底を図る。 （３）火薬類取扱施設（火薬類取締法第３条の許可に係る事業所）に対する指導 ア　警戒宣言時等においてとるべき事項を危害予防規程等の中に定めるよう指導する。 イ　千葉県火薬類保安協会等の関係保安団体、及び警察、消防機関と連携を密にし、危害予防思想の徹底を図る。
県健康福祉部	警戒宣言時においては、毒物、劇物製造所、営業所等に対して次により指導を行う。 ア　施設等の緊急点検、巡回 イ　充填作業、移し換え作業等の自粛 ウ　施設の損壊防止措置
関東東北産業保安監督部	火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気及びガス等の危険物等の生産集荷、販売、貯蔵等を行う管内の事業所のうち、地震防災上必要な措置を講じる必要があると認められる事業所の名簿を作成し、警戒宣言が発せられた場合における情報連絡体制の確立、監督及び指導の内容などについて事前に検討する。

２　生活関連事業所に対する指導、要請

（１）食料、生活物資等を扱う事業所

機　関　名	指　導　事　項
県防災危機管理部	熱源の確保として、緊急時における液化石油ガスの供給について、（公社）千葉県ＬＰガス協会に要請する。
県農林水産部	生鮮食料品の安定維持を確保するため、県内卸売市場開設者及び卸売業者に対し、警戒宣言が発せられた場合における平常業務の維持、集荷対策等について、事前に指導、要請を行う。
県商工労働部	食料及び生活必需品を取扱う百貨店、スーパーマーケット、小売店、県内卸売業者等に対し、売り惜しみの防止、営業継続等、物資確保についての指導を市町村、商工会議所、商工会、千葉県中小企業団体中央会及び千葉県商店街連合会を通じて要請する。

機　関　名	指　導　事　項
関東経済産業局	（1）生活必需品等、防災関係物資の適正な価格による円滑な供給を図る観点から、これらを取扱う卸、小売業者に対して、警戒宣言発令時に極力営業活動に努めるよう指導するとともに、売り惜しみ、買いだめの防止等について要請する。 （2）生産者に対しても、同様に指導及び要請する。

（2）金融機関

機　関　名	指　導　事　項
県農林水産部 県商工労働部 関東財務局 千葉財務事務所	左の各機関は、警戒宣言が発せられた場合、金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、農漁業協同組合等）の業務の円滑な遂行を確保するため、各機関の所掌事務に応じ、次に掲げる事項について金融機関を指導する。 （1）金融機関の業務確保 ア　警戒宣言が発令された場合においても、原則として平常どおり営業を継続する。 イ　強化地域内に所在する金融機関向けの国内為替、手形取立等の手形交換、為替業務については、その取扱いを停止する。 （2）金融機関の防災体制の確立 ア　各金融機関は、店頭の顧客及び従業員の安全確保のため必要な措置を講じる。 イ　発災後における被害の軽減、及び発災後の業務の円滑な遂行を確保するため、各金融機関は危険箇所の点検補強、重要書類、物品等の安全確保及び要員の配置等について、適切な応急措置を講じる。 （3）顧客への周知徹底 ア　店頭の顧客に対しては、警戒宣言の発令を直ちに伝達するとともに、その後の来店客に備え、店頭にその旨掲示する。 イ　上記（1）のイの措置についても、ポスターの店頭掲示等により告示する。

第３節　広報及び教育

東海地震対策は、当該地震の発生の予知を前提として指導することから、これに対して防災対策上適切に対応するためには、防災機関の職員はもとより、県民、事業所等が東海地震に対する正しい認識を持つとともに、法律及び運用上のシステム、事業所等がとるべき行動等について、十分理解していることが必要である。

このため、各防災機関は、警戒宣言が発せられた場合等において、県民等がこれを冷静に受けとめ、的確な行動をとることによって、地域一体的な防災対応措置が迅速に講じられるよう、平常時から広報、教育活動の徹底を期するものとする。

１　広報

警戒宣言発令時において予想される社会的混乱の発生を未然に防止し、また地震が発生した場合においても被害を最小限にとどめるためには、各防災機関、住民、事業所等の一体的な協力及び的確な行動が不可欠である。

このため、各防災機関は、平常時からこれらに必要な事項について積極的な広報活動を展開し、東海地震対策に関する正しい知識の普及啓発に努めるものとする。

なお、東海地震に関する情報体系が見直され、平成２３年３月より気象庁は新しい情報体系に基づく発表を行うこととなったため、各情報の内容とそれらに基づいて行うべき防災対応について適切な理解が得られるようその周知に努める必要がある。

（１）県における広報

ア　広報計画、広報例文の作成等

広報活動の実施にあたっては、広報の効果的展開を目指した広報計画を作成するとともに、広報内容の正確性、統一性を確保するため、あらかじめ広報例文等を作成しておく。

なお、広報例文等は県民、事業所等が理解し易い簡潔平易な表現を用いるとともに、必要に応じて、①平常時、②東海地震に関連する調査情報発表時、③東海地震注意情報発表時、④警戒宣言発令時等の区分を明示し、情報の混乱防止を図る。

イ　広報の内容

広報すべき事項は、おおむね次のとおりである。なお、広報の実施にあたっては、特に県民生活、社会活動等に密接に関連を有する事項に重点を置く。

（ア）東海地震に関する一般的知識

ａ　大規模地震対策特別措置法の概要及び運用上のシステム等

ｂ　警戒宣言、判定会、東海地震注意情報等の用語の意味、警戒宣言の予想例文及びその意味等

ｃ　地震が発生した場合の本県域への影響度等

（イ）警戒宣言時に主要防災機関のとる措置

（ウ）県民、事業所等が具体的にとるべき行動基準

（エ）その他必要な事項

ウ　広報の方法

広報の方法は、広報すべき事項により、千葉県西部防災センターの展示品や防災研修会、「ちば県民だより」等の印刷物によるほか、テレビ、ラジオによる県提供番組や千葉県ホームページ（連動する各種インターネットサービスを含む）を通じて実施する。

（２）市町村等における広報

市町村は、県に準じて地域の実情に即した広報活動を実施する。また各防災機関はそれぞれ所管する業務に係る事項を中心に、広域的、現場的広報を実施する。（各防災機関の広報内容及び手段等については本計画に定めるとおり。）

2　教育

（1）県職員に対する教育

県は、県災害対策本部要員及び地震防災業務に従事する職員等を重点に、警戒宣言が発令された場合等において、地震防災応急対策が円滑かつ迅速に遂行されるよう必要な事前の防災教育を実施する。

ア　教育事項

防災教育の内容には、次の事項を定める。

（ア）大規模地震対策特別措置法の内容及び法律運用上のシステム
（イ）東海地震に関する知識及びこれに基づきとられる措置
（ウ）警戒宣言、東海地震注意情報等の内容及びこれに基づきとられる措置
（エ）本計画に定める内容及び現在講じられている対策
（オ）県職員の果たすべき役割及び具体的にとるべき行動
（カ）今後取り組むべき課題
（キ）その他必要な事項

イ　教育の方法、手段等

防災教育は、原則として一般的事項については防災危機管理部が実施するほか、必要に応じ各部、局等において各所掌業務について実施する。

教育の方法は、研修会、講演会等によるほか、手引書、パンフレット等の配布により必要な事項の周知徹底を図る。

（2）市町村職員等に対する教育

市町村、各防災機関は、警戒宣言が発せられた場合等において、それぞれ所管する災害応急対策が、迅速かつ的確に遂行されるよう関係職員等に対し必要な事前の防災教育を実施する。

ア　教育事項

市町村、各防災機関の実施する防災対策の内容周知を重点とするほか、県に準じて実施する。

イ　教育の方法、手段等

各機関の特性及び実情に即し、効果的な方法、手段を選定する。

（3）児童生徒等に対する教育

県教育委員会は、公立学校の児童生徒等に対し、東海地震を含む自然災害と防災への取組について正しく認識させるとともに、地震災害から身体の安全等を確保するために必要な知識、技能、態度の育成を図るため、地震防災教育を次のとおり実施する。

また、県総務部は私立学校の児童生徒等に対する防災教育を公立学校に準じて実施するよう指導する。

ア　教育内容

（ア）地震・津波発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
（イ）地震・津波に関する情報の活用
（ウ）地震・津波に対する備えについての理解

イ　教育の方法、手段等

防災教育の実施に当たっては、学級活動（ホームルーム活動）を中心に様々な教育活動を通じて指導し、防災訓練は、学級活動の検証場面としてとらえ、主に学校行事の中で取り扱う。

（ア）内容の選択及び指導に当たって、地域、学校の立地条件を十分考慮する。
（イ）指導内容を精選し、その指導を通して他の災害にも応用できる態度、能力の養成を図る。
（ウ）日常における継続的な指導を通して、東海地震を含む自然災害と防災への取組に対する知識や対処行動の指導と実践化を図り、自衛行動力の育成に努める。
（エ）防災訓練の実施に当たっては、学級活動（ホームルーム活動）、学校行事等を効果的に関連付け、指導方法を工夫し、児童生徒が臨場感をもって参加するよう配慮する。

第４節　地震防災訓練

１　総合防災訓練

県は、市町村、各防災機関の協力を得て、例年実施する総合防災訓練において、警戒宣言時における防災体制の円滑、迅速な確立及び的確な防災措置の習熟、住民、事業所等の協調体制の確立等を目的として、地震予知対応型の訓練を併せて実施する。

訓練には、できる限り住民、事業所等の参画を得ることにより、広く防災思想の普及と意識の高揚を図る。

２　市町村、各防災機関の訓練

市町村、各防災機関は、上記１の総合防災訓練に参加するほか、それぞれ所掌する業務について、防災計画の習熟、技能の向上等を目的として個別に訓練の実施に努める。

訓練の実施に当たっては、必要に応じ他の機関の協力を得るほか、県民、事業所等と密接に関連を有する事項については、これらの積極的な参画を図る。

３　住民、事業所が実施する訓練

県、市町村、各防災機関は、自主防災組織、事業所等が独自に実施する防災訓練に関して、必要な助言、指導に努める。この場合、訓練実施主体の特性及び地域の実情等を勘案して、効果的な訓練が実施されるよう配慮する。

第４章　東海地震注意情報から警戒宣言発令までの対応措置

警戒宣言に伴う対応措置の実施については、原則として警戒宣言が発せられた後に行うことになるが、本章では東海地震注意情報に伴う社会的混乱を防止する観点から必要に応じ実施すべき措置について定める。

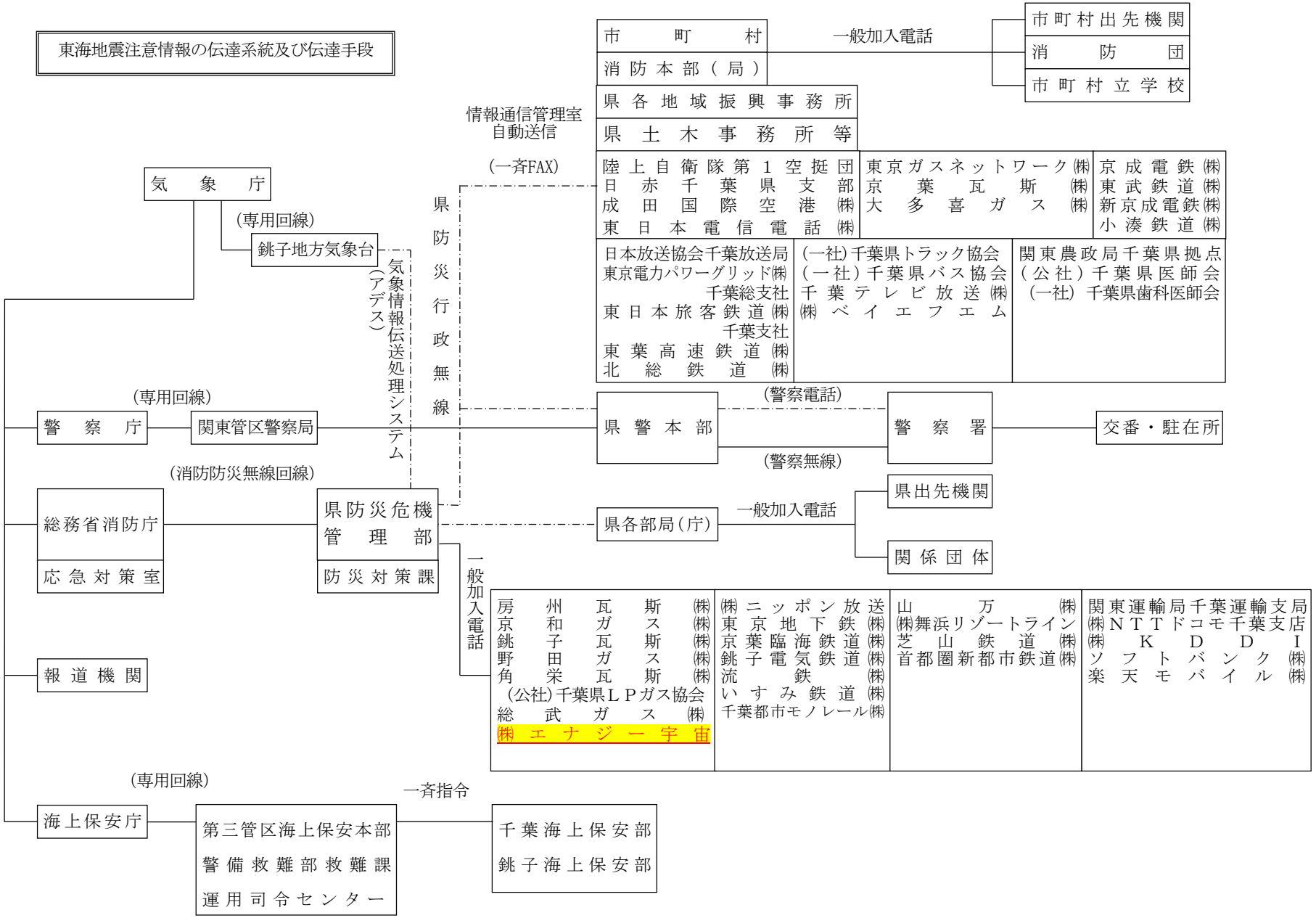
第１節　東海地震注意情報の伝達

１　伝達系統及び伝達手段

東海地震注意情報の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりとする。

また、各防災機関は県等から東海地震注意情報を受けた場合又は報道機関の報道に接した場合の機関内部及び出先機関等に対する伝達系統及び伝達手段をあらかじめ定めておくものとする。

東海地震注意情報の伝達系統及び伝達手段



2　伝達体制

機　　関	内　　容
県	県は、総務省消防庁から東海地震注意情報を受けたときは、直ちにその旨を庁内各部局等に伝達するとともに、県防災行政無線、有線電話等により、県出先機関、市町村、各防災機関へ伝達する。
市　町　村	市町村は、県から東海地震注意情報の通報を受けたときは、防災対策上重要な機関、団体及び住民等に対し、直ちにその旨を伝達する。
県　警　察	警察本部は、東海地震注意情報の通報を受理したときは、直ちにその旨を各警察署に伝達する。
その他各防災機関	各防災機関は、県から東海地震注意情報の通報を受けたとき、又は報道機関による報道に接したときは、直ちに機関内部及び出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関、団体等に伝達する。

3　伝達事項

（1）県及び各防災機関は、東海地震注意情報を伝達するほか、警戒宣言の発令に備えて必要な活動体制及び緊急措置をとることを合わせて伝達する。

（2）その他必要と認める事項

第２節　活動体制の準備等

県、市町村、各防災機関は、東海地震注意情報を受けた場合は、直ちに災害対策本部等の設置準備及び警備本部を設置する等必要な措置を講じるとともに、社会的混乱の発生に備える必要な体制をとるものとする。

機　　関	内　　容
県	（１）災害対策本部設置準備 緊急連絡体制をとるとともに、県災害対策本部設置準備に入る。 （２）職員の参集 職員の参集は、災害即応体制とする。 なお、夜間、休日等勤務時間外における職員の参集方法等については、別に定めるものとする。 （３）東海地震注意情報時の所掌事務 災害対策本部が設置されるまでの間、防災危機管理部防災対策課が関係各防災機関の協力を得ながら、次の事項について所掌する。 ア　東海地震注意情報、その他防災上必要な情報の収集伝達 イ　社会的混乱防止のため必要な措置 ウ　市町村、各防災機関との連絡調整
市　町　村	東海地震注意情報を受けた場合、直ちに県に準じた防災体制をとるものとする。
県　警　察	（１）災害警備本部の設置 （２）関係機関との連絡調整 （３）情報の受理伝達等
第三管区海上保安本部	職員の非常招集及び巡視船艇等の待機の措置をとる。
陸上自衛隊第１空挺団	（１）　第１空挺団に指揮所を開設し、情報、指揮、通信等の整備に着手し、警戒体制を強化する。 （２）　県災害対策本部に連絡班を派遣し連絡・調整を実施する。
東日本電信電話株式会社	防災関係機関等の重要通信を確保するため、次の初動措置を実施する体制をとる。 （１）通信量、通信疎通状況の監視 （２）設備運転状況の監視 （３）輻輳発生時の重要通信確保のための規制措置 （４）電話利用の自粛等の広報活動
㈱ＮＴＴドコモ千葉支店 ＫＤＤＩ㈱ ソフトバンク㈱ 楽天モバイル㈱	東海地震注意情報を受けた場合、次の初動措置を実施する体制をとる。 （１）　通信量、通信疎通状況の監視 （２）　設備運転状況の監視 （３）　輻輳発生時の規制措置

機　　関	内　　容
東日本旅客鉄道株式会社 千葉支社 首都圏本部	（1）地震防災対策本部の設置 東海地震注意情報を受けたときは、支社及び、関係現業機関に各地震防災対策本部を設置し、警戒宣言が発令された場合の地震防災応急対策等が円滑に実施できるよう準備体制に入る。 （2）夜間、休日等において地震対策の関係者は、東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、地震防災対策本部等あらかじめ定められた箇所に非常参集する。
東京地下鉄株式会社	東海地震注意情報を受けた場合、直ちに社員へ伝達し、社員に対して周知徹底を図るとともに非常招集要員を収集し、速やかに災害対策本部を本社内に設置する。
その他民鉄 東武鉄道株式会社 京成電鉄株式会社 新京成電鉄株式会社 小湊鉄道株式会社 北総鉄道株式会社 京葉臨海鉄道株式会社 流鉄株式会社 銚子電気鉄道株式会社 いすみ鉄道株式会社 千葉都市モノレール株式会社 東葉高速鉄道株式会社 山万株式会社 株式会社舞浜リゾートライン 芝山鉄道株式会社 首都圏新都市鉄道株式会社	東海地震注意情報を受けたときは、直ちに関係部門及び応急対策要員に連絡し、警戒宣言発令に備える体制に入る。
東日本高速道路株式会社 関東支社	東海地震注意情報を受けたときは、非常参集の要員連絡・参集を行い、東海地震警戒本部を設置する。
首都高速道路株式会社	東海地震注意情報に受けたときは、緊急体制をとり、あらかじめ指定された職員の参集を行い、災害対策本部の設置準備に入る。
その他各防災機関	東海地震注意情報を受けた場合、要員を確保し、待機体制をとる。

第３節　東海地震注意情報から警戒宣言発令までの広報

東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発せられるまでの間においては、原則としてテレビ、ラジオ等により住民に対して冷静な対応を呼びかける広報を行う。

なお、各現場において、混乱発生のおそれが予測される場合は、各防災機関において必要な対応及び広報を行うとともに、関係機関（県防災危機管理部防災対策課、県警察本部等）へ緊急連絡を行う。

連絡を受けた関係機関は、必要な情報を速やかに県民等へ広報する。

機　　関	内　　容
日本放送協会千葉放送局	1　放送体制 （1）東海地震注意情報が発表された時点で、職員を緊急動員し、非常配備体制の準備に入る。 （2）東海地震注意情報発表時から通常番組を中断して、地震関係の報道を行う。 なお、千葉ＦＭ放送では、県内向けとして県民生活に必要な情報を放送する。千葉ＦＭ放送の周波数は次のとおり。 千葉周辺　80.7MHz 館山地区　79.0MHz 白浜地区　82.9MHz 勝浦地区　83.7MHz 銚子地区　83.9MHz 2　放送内容 放送内容は、次の事項を重点とする。 （1）東海地震注意情報の内容 （2）強化地域、観測データの解説 （3）混乱防止の呼びかけ （4）防災知識の紹介
株式会社ニッポン放送	広報計画 （1）気象庁から、東海地震注意情報を受けた報道部デスク（休日は当直管理職）は、あらかじめ定められた社内の連絡系統に従って、この旨を伝達するとともに、放送準備体制をとる。 （2）連絡を受けた社長又は社長代行者は、直ちに特別放送本部を設置し、特別放送本部の各チーム責任者の招集を命じる。 （3）地震パーソナリティは特別放送本部スタジオ、地震レポーターは第一次取材拠点（気象庁、首相官邸、都庁等）に待機する。 （4）東海地震注意情報のニュース速報を放送し、その後は随時、判定会の動静を中心に放送する。
千葉テレビ放送株式会社	広報計画 東海地震注意情報発表後、報道デスクは、あらかじめ定められた社内の連絡系統に従って、この旨を伝達するとともに、放送準備体制をとる。 報道制作担当局長は、非常事態体制の各責任者の集合を命じ、取材部門の配置をするとともに警戒宣言発令まで、東海地震注意情報及び広報を放送する。

機　　関	内　　容
株式会社ベイエフエム	1　放送体制 （1）東海地震注意情報を受けた場合、職員を緊急動員し、非常配備体制の準備に入る。 （2）東海地震注意情報発表時から通常番組を中断して、地震関係の報道を行う。 　なお、ベイエフエムでは、県内向けとして県民生活に必要な情報を放送する。ベイエフエムの周波数は次のとおり。 千葉周辺　78.0MHz 館山地区　77.7MHz 白浜地区　79.7MHz 勝浦地区　87.4MHz 銚子地区　79.3MHz 2　放送内容 放送内容は、次の事項を重点とする。 （1）東海地震注意情報の機能の解説 （2）強化地域、観測データの解説 （3）混乱防止の呼びかけ （4）防災知識の紹介

第４節　混乱防止の措置

東海地震注意情報に伴う社会的混乱を防止するため、各防災機関は次により対応策を講じる。

機　　関	内　　容
県	防災危機管理部（防災対策課）は、各部、各防災機関の協力を得て次により対応する。 （１）混乱防止に必要な情報を報道機関へ発表する。 （２）各防災機関が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施その推進を図る。 （３）その他必要な事項
県　警　察	民心の安定を図り、混乱を防止するため、次の措置をとる。 （１）警戒警備等、必要な措置をとる。 （２）住民及び自動車運転者のとるべき措置等について広報を実施する。
東日本旅客鉄道株式会社 千葉支社 首都圏本部	東海地震注意情報を受けた場合、警戒宣言の発令に備えて次により対応する。 （１）管内全般の列車の運行、旅客の状況、地震防災対策等を的確に把握し、適時報道機関に発表しうる体制を整備するものとする。 ア　東海地震注意情報を受けたときは、強化地域に侵入する予定の旅客列車（同回送列車を含む）以外の列車は、原則として抑止等を行う。 イ　当該地域内を運転する旅客列車（同回送列車を含む）以外の列車は、原則として抑止等を行う。 ウ　東海地震注意情報が報道されたときは、強化地域内を目的としない旅客を主として輸送する列車については、原則として強化地域内への入り込みを規制する。 エ　強化地域内へ進入する予定の団体臨時列車は、原則として抑止等の手配を行う。 オ　石油類等の化成品を輸送する貨物列車の出発又は通過を知ったときは、必要により出発の見合せ又は抑止等の手配をとる。 （２）支社社員を派遣するなど、客扱要員の増強を図る。 （３）状況に応じ適切な放送を実施し、旅客の鎮静化に努める。 （４）階段止め等の入場制限等の実施と併せ、状況判断を早めに行い、旅客の迂回誘導、一方通行を実施する。 （５）状況により警察官の応援要請をする。

機　　関	内　　容
その他民鉄 東武鉄道株式会社 京成電鉄株式会社 新京成電鉄株式会社 小湊鉄道株式会社 北総鉄道株式会社 東京地下鉄株式会社 京葉臨海鉄道株式会社 流鉄株式会社 銚子電気鉄道株式会社 いすみ鉄道株式会社 千葉都市モノレール株式会社 東葉高速鉄道株式会社 山万株式会社 株式会社舞浜リゾートライン 芝山鉄道株式会社 首都圏新都市鉄道株式会社	警戒宣言発令に備えて、報道機関及び駅放送、掲示板、車内放送等により運行状況の提供に努めるとともに、旅客の冷静な対応を要請する。 また、必要に応じて警察官の派遣を要請し、旅客の混乱防止に努める。 なお、京葉臨海鉄道は、貨物列車のみの運行であり、貨物荷主へ情報提供を行い混乱防止に努める。
東日本電信電話株式会社	東海地震注意情報の報道に伴い、県民及び事業所等による通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが想定されるので、次の措置をとる。 （１）防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。 （２）一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようトラヒック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話（緑・グレー）からの通話は可能な限り疎通を確保する。
株式会社 NTTドコモ千葉支店	東海地震注意情報の報道に伴い、県民及び事業所等による通話が集中的に発生し、携帯電話が著しくかかりにくくなることが想定されるので、次の措置をとる。 （１）防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。 （２）一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようトラヒック状況に応じた利用制限を行う。
KDDI株式会社	東海地震注意情報が発せられた場合であっても、原則として平常時と同様に通信に係る業務を行うものとする。 ただし、通信の疎通状況等を監視し、著しい輻輳等が予想される場合は、重要な通信を確保するため、電気通信事業法第８条第２項及び電気通信事業法施行規則第５６条の定めるところにより、利用制限等、臨機の措置をとるものとする。
ソフトバンク株式会社	東海地震注意情報が発せられた場合であっても、原則として平常時と同様に通信に係る業務を行うものとする。警戒宣言の発令により、通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、「電気通信事業法」第８条第２項および「電気通信事業法施行規則」第56条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとる。
楽天モバイル株式会社	東海地震注意情報が発せられた場合は、報道による情報の拡散に伴い通信・通話が集中することも予想されるため、重要な通信の疎通を確保するため向け速やかに社内に情報を連絡または伝達し、必要な対応を講じる。

第５章　警戒宣言発令に伴う対応措置

本章では、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱を防止するとともに、地震の発生に備え、被害の未然防止及び軽減を図るため、各防災機関が警戒宣言の発令から地震発生までの間又は地震発生のおそれがなくなるまでの間において、とるべき措置を定める。

第１節　活 動 体 制

１　県の活動体制

（１）県は警戒宣言が発せられ、災害の発生するおそれがある場合は、直ちに県災害対策本部を設置する。

（２）本部の設置場所

県災害対策本部は、原則として県中庁舎６階防災危機管理センターほかに設置する。

（３）本部の組織運営、所掌事務

本部の組織は、災害対策基本法、千葉県災害対策本部条例、千葉県災害対策本部要綱及びこの計画に定めるところによる。

ア　災害対策本部の組織は、次のとおりである。

〔本部の組織〕

本部会議	本　部　長	知事
	副本部長	副知事
	本　部　員	防災危機管理部長 （統括本部員） 総務部長 総合企画部長 地域防災担当部長 健康福祉部長 保健医療担当部長 環境生活部長 商工労働部長 農林水産部長 県土整備部長 会計管理者 企業局長 病院局長 教育長 警察本部長の指定する者
本部派遣職員		自衛隊、防災関係機関から本部長が派遣を求める者

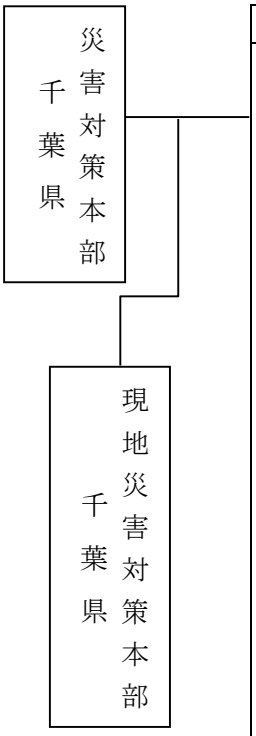
本部事務局	事　務　局　長	防災危機管理部次長
	事務局次長	危機管理政策課長 防災対策課長 危機管理室長 災害・危機対策監 総務課長 人事課長 財政課長 市町村課長
	事務局職員	統制班 庶務班 情報班 応急対策班 応援受援班 被災者支援班 住家被害対応班 物資支援班 通信・システム班 広報班 現地派遣班 放射能事故対応班
本部連絡員		本部各部長の指名する者

部（12）　支部（12）　現地災害対策本部

〔部及び支部の構成〕

部	支部
総務部	千葉支部
総合企画部	東京支部
健康福祉部	葛南支部
環境生活部	東葛飾支部
商工労働部	印旛支部
農林水産部	香取支部
県土整備部	海匝支部
出納部	山武支部
企業部	長生支部
病院部	夷隅支部
教育部	安房支部
警察部	君津支部

（県庁内）　　（支　　部）



名　　称		位　　置	区　　域
災害対策本部支部	千葉支部	危機管理政策課内	千葉市・市原市
	東京支部	東京事務所内	
	葛南支部	葛南地域振興事務所内	習志野市・八千代市・船橋市・市川市・浦安市
	東葛飾支部	東葛飾地域振興事務所内	松戸市・柏市・流山市・野田市・我孫子市・鎌ケ谷市
	印旛支部	印旛地域振興事務所内	成田市・佐倉市・四街道市・八街市・印西市・白井市・富里市・印旛郡
	香取支部	香取地域振興事務所内	香取市・香取郡
	海匝支部	海匝地域振興事務所内	銚子市・匝瑳市・旭市
	山武支部	山武地域振興事務所内	東金市・山武市・大網白里市・山武郡
	長生支部	長生地域振興事務所内	茂原市・長生郡
	夷隅支部	夷隅地域振興事務所内	勝浦市・いすみ市・夷隅郡
	安房支部	安房地域振興事務所内	館山市・鴨川市・南房総市・安房郡
	君津支部	君津地域振興事務所内	木更津市・君津市・富津市・袖ケ浦市

イ　本部の所掌事務

（ア）警戒宣言、東海地震予知情報等各種情報の収集伝達

（イ）各防災機関の業務に係る連絡調整

（ウ）社会的混乱の防止に係る施策の決定、実施

（エ）報道機関等への情報提供

（オ）その他必要な事項

（４）配備体制

災害対策本部の配備体制は、地震・津波編第３章第１節「災害対策本部活動」に定める災害対策本部第１配備体制とする。

2　市町村・各防災機関の活動体制

機　関　名	内　容
市　町　村	市町村は、警戒宣言が発せられた場合、県の活動体制に準じた体制をとるものとする。
県　警　察	（1）災害警備本部の設置 （2）警備要員の招集 （3）関係機関との連絡調整 （4）情報の受理伝達等
千葉海上保安部 銚子海上保安部	（1）地震災害対策本部の設置 第三管区地震災害対策本部規則により、第三管区本部に地震災害対策本部が設置される。 （2）地震災害対策本部の組織及び運営 管区地震災害対策本部の組織及び運営は、第三管区地震災害対策本部規則に定めるところによる。 （3）所掌業務 ア　救援、救助、災害の防除及び維持に関すること。 イ　対策本部船舶の運用に関すること。 ウ　関係機関との連絡、協議及び協力に関すること。
陸上自衛隊第1空挺団	計画に基づき災害派遣準備を実施
東日本電信電話株式会社	（1）情報連絡室の設置 東日本電信電話（株）千葉事業部に情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。 （2）要員の確保 ア　就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。 イ　休日、夜間等においては、非常呼び出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。
株式会社NTTドコモ 千葉支店	（1）情報連絡室の設置 ㈱ＮＴＴドコモ千葉支店に情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。 （2）要員の確保 ア　就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。 イ　休日、夜間等においては、非常呼び出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。
ＫＤＤＩ株式会社	（1）対策本部の設置 ＫＤＤＩ（株）は、警戒宣言が発令された場合には、本社に災害対策本部を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。また、被災地の周辺事業所においてもこれと同様の措置をとる。 （2）要員の参集 ＫＤＤＩ（株）は、会社で定める大規模自然災害全社版事業継続計画及び各本部版事業継続計画に則り、警戒宣言が発令された場合は、速やかに災害対策本部若しくは事前に定める拠点に参集する。

機　関　名	内　　容
ソフトバンク株式会社	（1）防災体制の確立 ソフトバンク㈱は、警戒宣言が発せられた場合には、緊急対策本部を設置し、地震防災応急対策を効果的に講じられるよう、国、地方公共団体および社外関係機関と密接な連携を保ち相互協力に努める。 （2）動員 ソフトバンク㈱は、災害対策本部等に必要な要員については、交通機関の運行状況等を勘案し、別に定める参集体制に基づき、可能な限り必要要員を確保するものとする。
楽天モバイル株式会社	（1）防災体制の確立 楽天モバイル㈱は、警戒宣言が発令された場合は、対策組織を設置するとともに、国、地方公共団体および 社外関係機関と密接な連携を保ち相互協力に努める。 （2）動員 対策組織に必要な要員については、参集体制に基づき、可能な限り必要要員を確保するものとする。
東日本旅客鉄道株式会社 千葉支社 首都圏本部	（1）地震災害警戒本部の設置 支社長は、直ちに地震災害警戒本部を設置し、管内の地震災害警戒本部に必要な指示を行い、対策の円滑な推進を図る。 （2）地区地震災害警戒本部の設置 エリア長は、直ちに地区地震災害警戒本部を設置し、地区における業務を統括し、応急対策の円滑な推進を図る。 （3）駅、区等地震災害警戒本部の設置 現業機関の長は、駅、区等地震災害警戒本部を設置し、箇所における業務を統括し、応急対策の円滑な推進を図る。
その他民鉄 東武鉄道株式会社 京成電鉄株式会社 新京成電鉄株式会社 小湊鉄道株式会社 北総鉄道株式会社 東京地下鉄株式会社 京葉臨海鉄道株式会社 流鉄株式会社 銚子電気鉄道株式会社 いすみ鉄道株式会社 千葉都市モノレール株式会社 東葉高速鉄道株式会社 山万株式会社 株式会社舞浜リゾートライン 芝山鉄道株式会社 首都圏新都市鉄道株式会社	災害対策本部等を設置し、必要な措置をとり得る体制に入る。

機　　関　　名	内　　容
東日本高速道路株式会社 関東支社	東海地震警戒本部を設置。情報収集・連絡、道路交通状況把握、道路応急班等を組織し、災害情報連絡活動・災害応急対策を実施する。
首都高速道路株式会社	警戒宣言が発令されたときは、非常体制をとり、速やかな役職員の参集、災害対策本部の設置をはじめ、緊急点検体制の確認、災害応急復旧用資機材等の確保等の必要な措置を講じ、災害発生に備える。
その他の防災機関	（1）各防災機関は、所管業務に係る必要な防災体制をとる。 また、県及び市町村が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その所管業務について適切な指導をとるものとする。 （2）各防災機関は、所管業務を遂行するために必要な組織及び防災対策に従事する職員の配備等を定めておくものとする。

第２節　警戒宣言の伝達及び広報

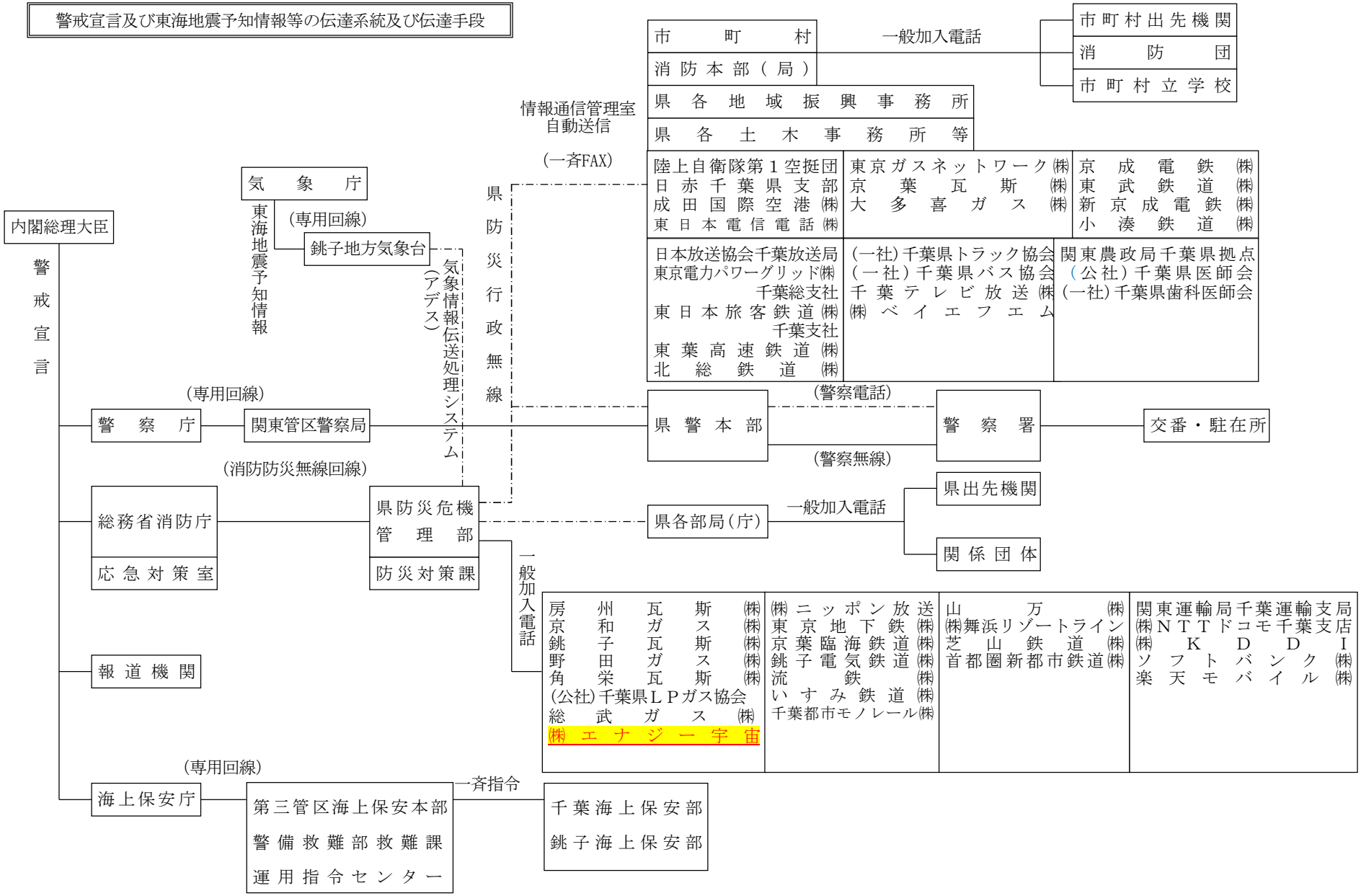
各防災機関は、警戒宣言が発せられた場合の対応措置を円滑に実施するため、警戒宣言の発令に関する情報等を迅速、的確に伝達するとともに、住民に対する広報を実施する。

１　警戒宣言の伝達

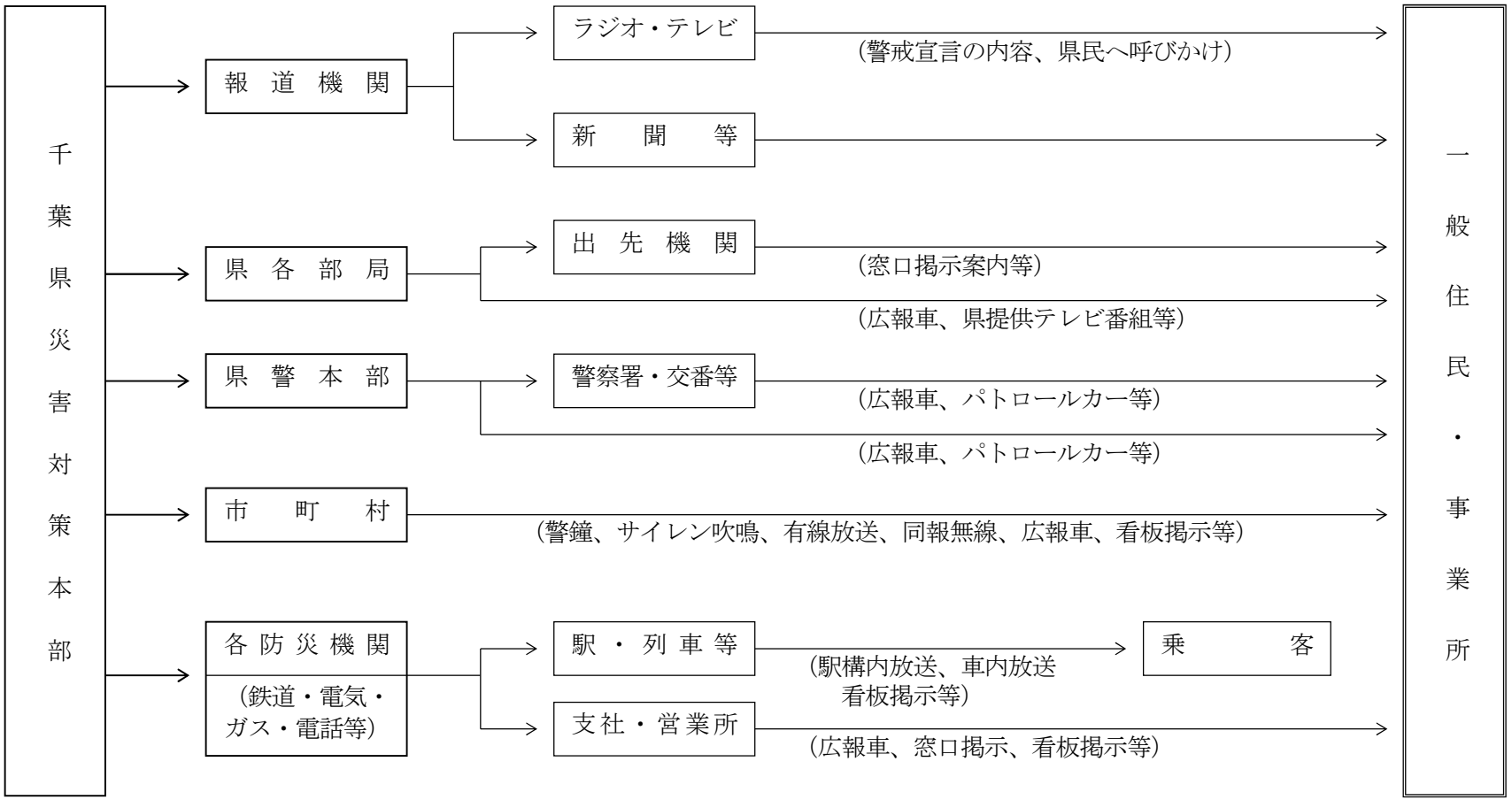
（１）伝達系統及び伝達手段

警戒宣言及び東海地震予知情報等の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりとする。

警戒宣言及び東海地震予知情報等の伝達系統及び伝達手段



一般住民、事業所に対する警戒宣言等の情報伝達系統及び伝達手段



（2）伝達体制

<table>
<tr><th>機　関　名</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>県</td><td>（1）県は、警戒宣言及び東海地震予知情報等について、総務省消防庁から通報を受けたときは、直ちに庁内放送、防災行政無線、一般加入電話等によりその旨を庁内、各部、局、出先機関、市町村、各防災機関等へ伝達する。
（2）県各部局等は、警戒宣言及び東海地震予知情報等の通報を受けたときは、出先機関に伝達するとともに、所管業務上必要な関係機関等に対し伝達する。</td></tr>
<tr><td>市　町　村</td><td>（1）市町村は、県から警戒宣言及び東海地震予知情報等を受けたときは、防災対策の遂行上重要な機関、団体に関して、直ちにその旨を伝達する。
（2）一般住民に対しては、各消防署（団）の協力を得て、サイレン吹鳴、警鐘による防災信号、広報無線等により、警戒宣言が発せられたことを伝達する。
<table>
<tr><td>警鐘</td><td>（５点）
●－●－●－●－●　　●－●－●－●－●</td></tr>
<tr><td>サイレン</td><td>（約45秒）　　（約45秒）
●――――　　●――――
（間隔約15秒）</td></tr>
<tr><td>備考</td><td>１　警鐘又はサイレンは、適宜継続すること。
２　必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>県　警　察</td><td>警戒宣言の通報を受理したときは、直ちにその旨を各警察署に伝達するとともに、住民に対し、航空機及び警察車両の活用等により、警戒宣言が発令された旨の広報を行う。</td></tr>
<tr><td>その他の防災機関</td><td>県から情報を受けたときは、直ちに機関内部、出先機関に伝達するとともに、所管業務上必要な関係機関、団体、事業所等に周知する。</td></tr>
</table>

（3）伝達事項

警戒宣言が発せられた際、伝達する事項は次のとおりとする。

ア　警戒宣言等の内容　　イ　本県への影響予想　　ウ　各機関がとるべき体制

エ　その他の必要事項

2　警戒宣言時の広報

警戒宣言が発せられた場合、駅、道路における混乱、電話の輻輳等が予想されるので、これらに対処するため、テレビ、ラジオ等による広報のほか、県、市町村、各防災機関は所管業務を中心に広報活動を積極的に行うものとする。

なお、各現場において、混乱発生のおそれが予想される場合は、各防災機関において必要な対応及び広報を行うとともに、県災害対策本部及び必要な機関へ緊急連絡を行う。

緊急連絡を受けた県災害対策本部は、必要な情報を速やかに県民等へ広報する。

なお、県提供のテレビ・ラジオの広報番組、千葉県ホームページ（連動する各種インターネットサービスを含む。）、県公式SNS、県民だより等を活用して県民へ広報する場合は、総合企画部報道広報課を窓口として行う。

（1）県における広報

警戒宣言が発せられたときは、各防災機関と密接な連絡のもとに、次の事項を中心に広報活動を行う。

なお、特に重要な広報は、広報例文等をあらかじめ定めておくものとする。

ア　広報の項目

（ア）県民及び事業所のとるべき防災措置

a　火の注意　　b　水のくみおき　　c　家具類の転倒防止等　　d　情報収集

（イ）　混乱防止のための対応措置

a　駅等の混乱防止のための広報

（時差退社及び近距離通勤者の徒歩帰宅の呼びかけ、駅等の混乱状況等）

b　道路交通の混乱防止のための広報

（走行中の車両の減速走行の呼びかけ、自動車利用の自粛及び中止要請等）

c　電話の輻輳による混乱防止のための広報

（電話利用の自粛要請等）

d　買い出しなどによる混乱防止のための広報

（買い急ぎをする必要のないこと等）

e　金融機関等の混乱防止のための広報

（急いで引き出しをする必要のないこと等）

イ　広報の実施方法

テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関の協力を得て、情報の提供や呼びかけを適宜実施、千葉県ホームページ（連動する各種インターネットサービスを含む。）、県公式SNSを活用するなど、広報活動を行う。

（2）市町村における広報

住民に対して行う広報は県に準じて行うこととし、特に重要な広報は広報例文等をあらかじめ定めておくものとする。

ア　広報の項目

（ア）警戒宣言の内容の周知徹底

（イ）それぞれの地域に密着した各種情報の提供と冷静な対応の呼びかけ

（ウ）防災措置の呼びかけ

（エ）避難が必要な地域住民に対する避難の呼びかけ

イ　広報の実施方法

広報無線、有線放送、広報車等によるほか、自主防災組織等を通じて広報活動を行う。

（3）各防災機関の広報

住民及び施設利用者等に対する広報は県に準じて行う。

ア　広報の項目

（ア）警戒宣言の内容の周知徹底

（イ）各防災機関の対応状況及び施設利用者等に対する協力体制

（ウ）その他必要と認める事項

イ　広報の実施方法

各防災機関の広報責任者は、あらかじめ定められた広報計画により職員、外来客、県民等に対する情報伝達を各機関の実態にあわせて積極的に行う。

（4）報道機関への発表

県災害対策本部は、警戒宣言が発せられた場合、住民、事業所等が社会的混乱の防止と地震に備えてとるべき措置が円滑に実施できるよう、報道機関に対して各種情報の提供を行う。

第３節　警 備 対 策

県警察は、警戒宣言が発せられた場合は、警戒体制を発令し、災害警備本部を設置する。
なお、警戒体制下活動として、次の活動を行う。

１　基本的な活動

（１）要員の招集及び参集
（２）避難の指示、警告又は誘導
（３）警備部隊の編成及び事前配置
（４）通信機材・装備資機材の重点配備
（５）補給の準備
（６）通信の統制
（７）管内状況の把握
（８）交通の規制
（９）広報

２　東海地震に係る周辺地域としての特別な活動

（１）警備部隊の事前配置

ア　主要駅等人の集中が予想される場所
イ　交通規制・う回誘導箇所及び主要交差点等の交通要点
ウ　京葉臨海石油コンビナート地域における要点
エ　災害危険場所
オ　その他必要と認める場所

（２）広報

広報内容	ア　警戒宣言の内容及び関連する情報 イ　住民及び自動車運転者のとるべき措置 ウ　公共交通機関、道路交通及び交通規制の状況 エ　その他民心の安定を図るため必要な情報
広報手段	ア　パトロールカー、広報車等の警察車両による広報 イ　警察用航空機及び警察用船舶による広報 ウ　警察署、交番等の備付け拡声器による広報 エ　報道機関、防災関係機関への情報提供

第４節　水防・消防等対策

１　県

県は、警戒宣言が発せられた場合、津波、高潮、がけ崩れ等の危険に備え、次の措置を講じる。

部 名	内　　容
県　土整備部	(河川整備課・河川環境課) （１）河川、海岸の水門、排水機場等の施設の操作に備え、水防団及び消防機関と協力して要員の配置を行うとともに、施設の点検整備を行う。 （２）急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域の点検を行う。なお、各点検整備・準備作業中に地震が発生することも考え、作業中の安全に配慮するものとする。 （３）河川管理施設（ダムを除く。）、海岸保全施設、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設について、地震発生後の緊急点検に備え、直ちに出勤できる体制をとるものとする。 （４）ダムについては、堤体、ゲート予備電源、警報設備、周辺地山等の臨時点検を行う。 なお、河川法に基づく許可工作物であるダムについても同様の措置をとるよう工作物の管理者を指導する。 （５）水防資機材の点検整備を行う。
	(港湾課) （１）水門等の施設の点検 水門、樋門、陸閘、逆流防止扉、排水機等の施設の操作に備え、委託先である市等と連絡を取り、施設の点検整備を行う。 （２）水防資機材の点検整備 水防資機材は、各港湾事務所、土木事務所等に備えておき、点検整備を行う。 （３）海岸保全施設、港湾施設の巡回 ア　海岸保全施設 護岸、胸壁、水門等を巡回し、施設の点検整備を行う。 イ　港湾施設 岸壁、物揚場、荷捌地、上屋等を巡回し、使用者に適切な指示をするとともに、必要に応じて保安措置を講じる。
農　林水産部	(耕地課・森林課) （１）地すべり防止施設について、地震発生後の緊急点検に備え、直ちに出勤できる体制をとるものとする。 （２）上記の工事中の箇所について、工事の中断を指示するとともに、工事箇所への立入禁止等の措置をとる。
	(漁港課) （１）漁港施設、海岸保全施設の巡回 各施設を巡回し、使用者に適切な指示をするとともに必要に応じた保安措置を講じる。 （２）工事個所における安全対策 工事関係者に対し、工事の中止を勧告し必要に応じて安全対策を講じるよう指導する。 （３）水防資機材の点検整備 漁港事務所や保管場所の在庫状況を把握し、点検整備を行う。

2　市 町 村

市町村、消防機関は、警戒宣言が発せられた場合、出火及び混乱防止等に関して次の事項を基本として対応措置を講じる。

（1）正確な情報の収集及び伝達
（2）火災・水害等防除のための警戒
（3）津波浸水想定地域、土砂災害警戒区域等における避難地域の把握及び警戒避難体制の整備
（4）火災発生の防止、初期消火等に関する住民、事業所への広報
（5）自主防災組織等の防災活動に対する指導
（6）資機材の点検整備の実施

3　水防管理団体

水防管理団体は、次の対応措置を講じる。

（1）要員確保については消防機関と協議し、水防要員を確保する。
（2）管轄区域に係る水害を未然に防御し、又は軽減するため、重要水防箇所の点検及び各機関より管理委託されている水門、閘門及び内水排除施設等の点検を実施する。

4　国（河川管理者）

国土交通省関東地方整備局は、次の対応措置を講じる。

（1）水防対策

警戒宣言が発表され、津波の発生が予想される場合は津波により水防上危険が予想される箇所及び水防活動に必要な資機材の把握に努め、必要に応じ関係地方公共団体が行う水防活動が十分行われるよう努めるものとする。

（2）河川管理施設に関する対策

ア　警戒宣言等が発令された場合は、その内容を考慮し、被災が予想される地域にあっては、緊急点検及び巡視を行なうよう努める。

なお、河川法に基づく許可工作物についても同様の措置をとるよう工作物の管理者を指導するものとする。

イ　水門、閘門及び内水排除施設等については、東海地震予知情報等において津波の発生が予想される場合、操作規則等に定めるところに準じて操作に必要な準備を行うとともに、必要に応じた操作を行うよう努めるものとする。

ウ　工事中の所管施設に関する対策

地震発生の危険に鑑み、工事中の箇所については原則として工事中断の措置をとるものとし、この措置を行うことに伴い必要となる補強、落下防止等の保全措置に努めるものとする。

（3）発災後に備えた資機材人員等の輸送体制

警戒宣言等が発せられた場合においては、発災後の緊急輸送に備えて、資機材、人員等の輸送体制の確保を行うものとする。

第５節　公共輸送対策

警戒宣言が発せられた場合、多数の人間の移動行動等に起因し、公共輸送に係る主要駅ターミナル等においては大きな混乱の発生が懸念される。

このため、公共輸送機能を極力維持するとともに、これらの混乱の発生を防止し、乗客等の安全を確保するため、次のとおり対応措置を講じる。

１　東日本旅客鉄道株式会社の措置

（１）警戒宣言の伝達

ア　機関内部においては指令専用電話及び緊急連絡用電話を使用し、別に定める経路により伝達する。

イ　運転中の列車等の乗務員に対しては､最寄りの駅長等が列車の停車を待って速やかに伝達する。

ウ　旅客等への伝達は次による。

（ア）駅においては警戒宣言、東海地震予知情報の内容及び列車の運転状況等を放送し、旅客の協力が得られるよう努める。

（イ）運転中の列車の車掌は、車内旅客に対し、警戒宣言、東海地震予知情報等の内容及び列車の運転状況を放送し、旅客の動揺や混乱防止に努める。

（２）混乱防止対策

帰宅ラッシュに伴う混乱防止のため、次の措置をとる。

ア　東日本旅客鉄道㈱の運転計画の概要周知、旅行の自粛、時差退社及び近距離通勤者の徒歩帰宅等の呼びかけを行うため、東日本旅客鉄道㈱本社を通じてテレビ、ラジオ等の放送機関及び新聞社等に対して、報道を依頼する。

イ　各駅においては、駅頭掲示及び放送等により利用客に対して運転状況の周知と時差退社、近距離通勤者の徒歩帰宅の呼びかけを行って、理解と協力を要請する。

（３）列車の運転規制

ア　警戒宣言が発令された時の千葉県内の線区の列車の運転規制は次による。

規制速度	線　名	区　　間	距　離
45km/h	総武緩行	千葉～御茶ノ水	38.7km
	総武快速	東　京　～　千　葉	39.2km
	常磐快速	上　野　～　取　手	39.6km
	常磐緩行	綾　瀬　～　取　手	29.7km
	武 蔵 野	府中本町～新松戸	57.5km
	京　　葉	西船橋～南船橋 東　京　～　蘇　我 西船橋～市川塩浜	5.4km 42.9km 5.9km

規制速度	線　名	区　　間	距　離
45km/h	総　　武	千 葉 ～ 佐 倉	16.1km
	内　　房	蘇 我 ～ 館 山 千倉～安房鴨川	85.9km 22.8km
	外　　房	御宿～安房鴨川	27.9km
	久 留 里	木更津～上総亀山	32.2km
65km/h	武 蔵 野	新松戸～西船橋	14.3km
	成　　田	我 孫 子 ～ 成 田 佐 倉 ～ 佐 原 成田～成田空港	32.9km 40.0km 10.8km
	総　　武	佐倉～八日市場	38.4km
	東　　金	大 網 ～ 成 東	13.8km
	外　　房	千 葉 ～ 御 宿	65.4km
25km/h	内　　房	館 山 ～ 千 倉	10.7km

イ　駅構内又は専用線内に留置されている化成品（危険品）積載車両で荷役作業を行っている場合は、直ちに安全な箇所を選んで留置する。

（4）主要駅の対応措置

ア　帰宅ラッシュ時に伴う駅構内における混乱防止のため、千葉支社社員等を派遣するなどして客扱い要員を増強して重点的に配置するとともに、状況により警察機関の協力を得て警備体制を確立する。

イ　旅客の安全を図るため、次の措置を講じる。

（ア）旅客の混雑の状況により、適切な放送を実施して、旅客の沈静化に努める。

（イ）混雑により危険が予想される場合には、階段止め、改札止め等の入場制限を実施するとともに、旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行う。

（ウ）旅客の混乱により危険となった場合は、直ちに列車の運転を中止する。

（5）乗車券の取扱い

ア　強化地域内着、通過となる乗車券類の発売は停止する。

イ　状況により警戒本部長の指示又は承認を受けて、すべての乗車券類の発売を停止する。

ウ　強化地域を通行する特急列車等各列車は運転を中止するので、発駅まで無賃送還の取扱いをする。

（6）現業機関の長のとるべき措置

ア　出火防止措置

（ア）出火防止のため、直ちに必要とする火気以外は使用を中止し、止むを得ず使用する火気は、地震発生と同時に使用停止できる措置を講じる。

（イ）危険物等施設の応急措置の実施については、周辺地域の特性、施設の位置、構造、設備及び取扱作業等の実態から発災時に予想される危険性に応じて取扱の停止、制限等具体的措置をとる。

イ　建築物設備の点検措置

建築物その他の施設等の倒壊、落下等のおそれのある箇所の確認及び消防設備の点検を行い、必要な措置を講じる。

ウ　食料及び飲料水の確保

（ア）あらかじめ協力を依頼してある構内食堂等の関係業者と食料のあっせん及び非常用食料の確認をする。

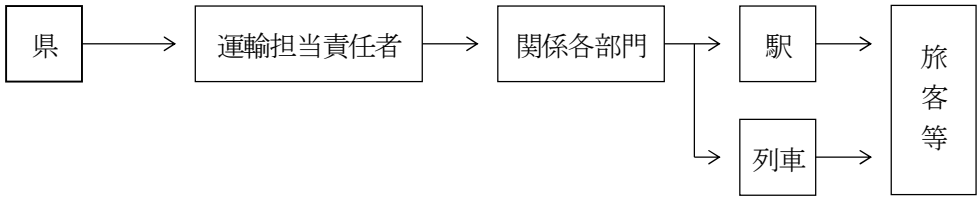
（イ）区域内の業務用貯水地域を点検するとともに、飲料水、消防用水を貯水する。

2　民営鉄道の措置

（東京地下鉄㈱　東武鉄道㈱　京成電鉄㈱　新京成電鉄㈱　小湊鉄道㈱　北総鉄道㈱
京葉臨海鉄道㈱　流鉄㈱　銚子電気鉄道㈱　いすみ鉄道㈱　千葉都市モノレール㈱
東葉高速鉄道㈱　山万㈱　㈱舞浜リゾートライン　芝山鉄道㈱　首都圏新都市鉄道㈱）

（1）警戒宣言の伝達

ア　伝達ルートは次のとおりとする。



イ　駅、車内等において警戒宣言、東海地震予知情報等の放送を行い、旅客及び貨物荷主の協力を要請し、混乱防止と円滑な輸送の確保を図るとともに、テレビ・ラジオ等の報道機関に情報を提供する。

（2）混乱防止対策

駅、車内での混乱を防止するため、次の措置をとる。

ア　平常時から、運転計画の概要、旅行見合わせ、時差退社の協力について広報を行う。

イ　警戒宣言時に報道機関を通じて、正確な運転状況を報道するとともに、時差退社等の呼びかけを行う。

ウ　駅において、放送、掲示等により運転状況を旅客に周知させるとともに、時差退社等を呼びかけ協力を要請する。

（3）運行方針

各防災関係機関、報道機関及び東日本旅客鉄道㈱との協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運転を行う。

なお、警戒宣言発令時の列車運行についての社別基本方針は、次のとおりである。

輸送機関名	発令当日	翌日以降
その他民鉄 東武鉄道株式会社 京成電鉄株式会社 新京成電鉄株式会社 小湊鉄道株式会社 北総鉄道株式会社 東京地下鉄株式会社 京葉臨海鉄道株式会社 流鉄株式会社 銚子電気鉄道株式会社 いすみ鉄道株式会社 千葉都市モノレール株式会社 東葉高速鉄道株式会社 山万株式会社 株式会社舞浜リゾートライン 芝山鉄道株式会社 首都圏新都市鉄道株式会社	警戒宣言　が発せられたときは、現行ダイヤを使用し、減速運転を行う。 なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため一部列車の間引運転等を生じるので、輸送力は平常ダイヤより減少する。	震災時のダイヤとして、一部列車の運転中止・優等列車の各駅停車化を、乗り入れ各社と調整の上実施する。 なお、輸送力は平常ダイヤよりかなり減少する。

(注) 京葉臨海鉄道㈱は、貨物列車のみの運行であり、東日本旅客鉄道㈱の運行方針と密接に関連を有する。

（4）主要駅における対応

ア　旅客の安全を図るための措置

（ア）適切な放送を実施し、旅客の沈静化に努める。

（イ）状況により、改札止めの入場制限等を行う。

（ウ）状況により、警察官の応援を要請する。

イ　その他の措置

（ア）状況を運輸担当現業責任者に通報し、早めに要請する。

（イ）状況により、乗車券の発売を制限又は中止する。

（5）列車の運転中止措置

列車の運行確保に当たっては、県、警察、消防機関と一致協力して上記の措置をとるものであるが、万一県民及び事業所の協力が得られず駅等で混乱が発生し、人命に危険をおよぼすおそれが生じた場合、又は踏切支障等が発生した場合には、やむを得ず列車の運転を中止する場合がある。

（6）その他の措置

工事箇所については、危険防止措置を講じ、あるいは工事を中止するほか、必要に応じて要注意箇所の点検、監視を行う。

3　バス、タクシー等対策

(一社) 千葉県バス協会、(一社) 千葉県タクシー協会は、関東運輸局千葉運輸支局の指導のもとに、地域の実状に応じた可能な限りの運行を確保する。

第６節　交通対策

１　道路交通対策

（１）県警察のとる交通対策

ア　警戒宣言が発せられたときは、一般車両の強化地域への流入抑制及び緊急交通路の確保のため、別表１の広域交通規制対象道路及び広域交通検問所の中から、必要な路線及び検問所を選定し、次の措置を行う。

（ア）緊急交通路確保のための誘導及び交通規制

（イ）緊急通行車両（避難の円滑な実施又は地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を必要とする車両）の確認事務

イ　前記アの交通対策の実施等によって生じる県内における交通の混乱及び交通事故の発生を防止するため、必要な交通規制を行う。

別表１　緊急交通路指定予定路線一覧

高　速　道　路　等	
１	東京外環自動車道
２	首都高速湾岸線
３	常磐自動車道
４	首都圏中央連絡自動車道
５	東関東自動車道
６	新空港自動車道
７	京葉道路
８	館山自動車道
９	富津館山道路
１０	東京湾アクアライン
１１	東京湾アクアライン連絡道
１２	千葉東金道路
１３	銚子連絡道路

一　　般　　道　　路	
1	国　道　1　4　号
2	国　道　3　5　7　号
3	国　道　1　6　号
4	国　道　5　1　号
5	国　道　1　2　6　号
6	国　道　6　号
7	国　道　2　9　7　号
8	国　道　1　2　7　号
9	国　道　1　2　8　号
１０	九十九里道路・東金九十九里有料道路
１１	君津鴨川線（房総スカイライン）

道路交通対策

１　警戒宣言が発せられたときは、一般車両の強化地域への流入抑制及び緊急交通路の確保のため、別表の広域交通規制道路及び広域検問所の中から、必要な路線及び検問所を選定し、次の措置を行う。

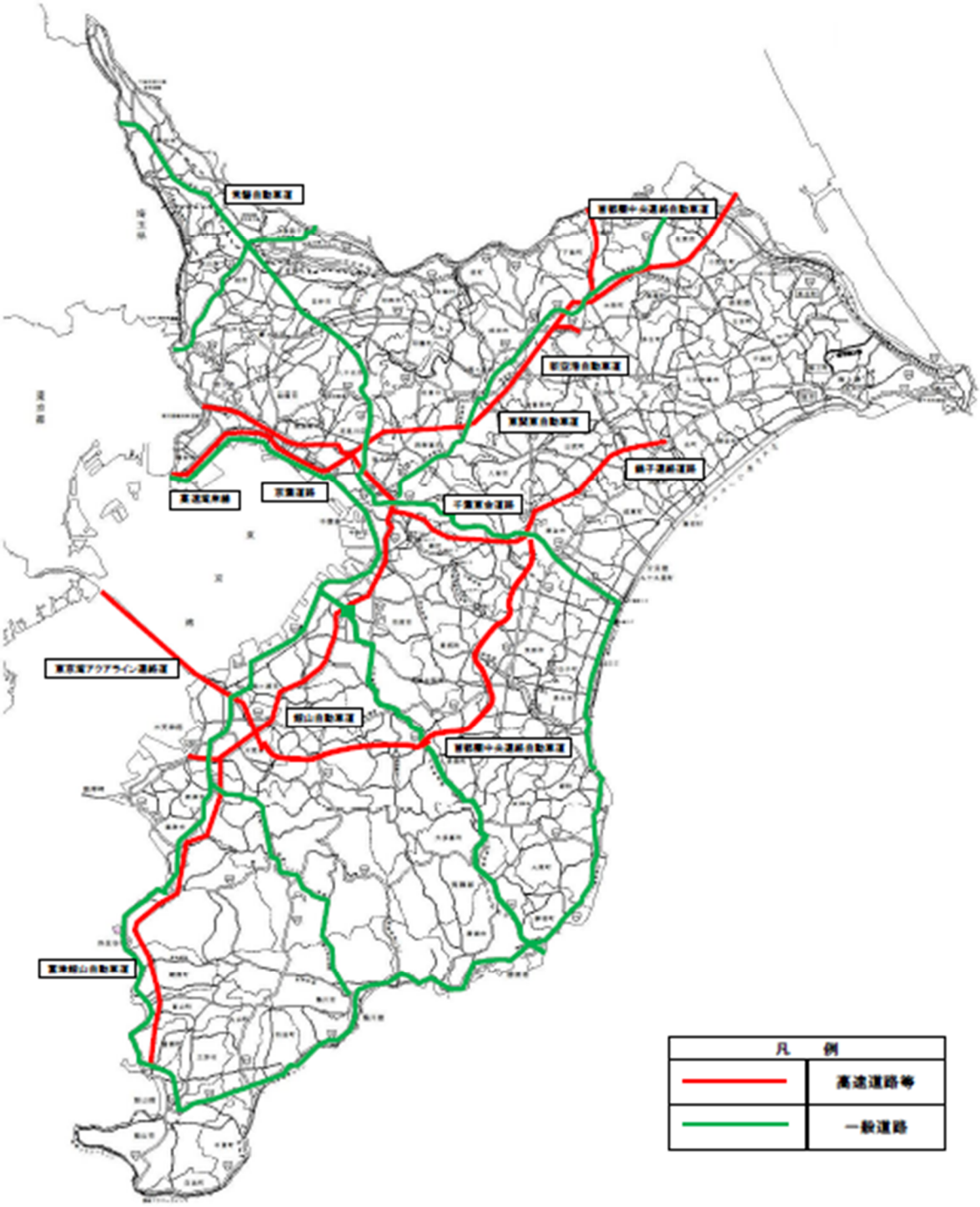
ア　強化地域への一般車両流入抑制広報

イ　緊急交通路確保のための誘導及び交通規制

ウ　緊急通行車両（避難の円滑な実施又は地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送路を確保するのに必要な車両）の確認事務

２　前記１の交通対策の実施等によって生じる県内における交通の混乱及び交通事故の発生を防止するため、必要な交通規制を行う。

緊急交通路指定予定路線



（2）道路管理者のとる措置

(国土交通省関東地方整備局)

ア　道路施設に関する対策

（ア）警戒宣言等が発令された場合、その内容を考慮し、被災が予想される地域にあっては、パトロールカーを適切な位置に配置し、重点箇所等の道路状況の把握に努める。

（イ）地震発生の危険に鑑み、工事中の箇所については原則として工事中断の措置をとるものとし、この措置を行うことに伴い必要な補強、落下防止等の保全処置に努めるものとする。

イ　道路交通対策

（ア）警戒宣言等が発令された場合においては、パトロール等により道路状況の把握に努めるとともに、発災後の対策についてあらかじめ措置を検討するものとする。

（イ）公安委員会が実施する交通規制（特に緊急輸送路の確保のために実施する場合等）に対する協力等に努める。

警戒宣言が発令された場合、強化地域及びその近くの地域では情報の周知徹底及び車両走行自粛の呼びかけを行うものとする。

ウ　発災後に備えた資機材、人員等の輸送体制

警戒宣言時においては、発災後の緊急輸送路確保に備えて資機材、人員等の輸送体制の確認を行うものとする。

(東日本高速道路㈱関東支社)

ア　警戒宣言時においては、道路利用者に対し、必要な緊急広報の実施に努める。

イ　警戒宣言が発せられた場合は、道路巡回等により交通状況の把握に努め、次の交通対策を実施する。

（ア）東日本高速道路㈱の管理する高速自動車国道及び一般有料道路

県公安委員会が行う車両の強化地域方面への流出の制限等に係る措置に協力する。

（イ）他道路管理者の管理する道路

関係機関が行う車両の走行抑制に係る措置に協力する。

ウ　警戒宣言時において、道路管理上、次の対策を実施する。

（ア）道路

道路巡回等により、道路状況の把握に努める。

（イ）電気通信設備

地震発生に備え、自家発電装置、予備電源及び道路管理用通信施設の点検等に努める。

（ウ）工事中箇所

工事中の箇所については原則として工事中断の措置をとるものとし、必要に応じて補強、落下防止等の保全措置を講じる。

(首都高速道路㈱)

警戒宣言が発せられたときは、次の対策を行う。

ア　道路パトロール等により道路状況及び道路施設の点検を行うとともに、必要に応じ、占用許可を与えた者に対し、占用物件の整備等の必要な要請を行う。

イ　県公安委員会が実施する交通規制に協力するとともに、規制状況等について必要な広報を利用者に対して行う。

ウ　無線設備、路面排水設備、非常用電源設備及びトンネル防災設備等の点検を行う。

エ　工事中の構造物、建築物等については、安全管理を徹底し、工事中の箇所については、工事中断の措置を取り、必要となる補強その他の保全措置に努める。また、隣接施設等に対し被害が波及することのないよう安全上必要な措置を講ずる。

（千葉県道路公社）

ア　警戒宣言が発せられた場合、道路利用者に対して必要な緊急広報の実施に努める。

イ　警戒宣言が発せられた場合、緊急点検を行い、次の対策を実施する。

（ア）　県公安委員会が実施する交通規制に協力する。

（イ）　関係機関が行う車両の走行抑制に係る措置に協力する。

（ウ）　道路状況の把握に努め、必要に応じ事前策を講じる。

（エ）　工事中の箇所においては、原則として工事を中断し、安全対策を講じた上で、緊急車両等の円滑な通行の確保を図る。

（県土整備部）

警戒宣言が発せられた場合、緊急点検巡視を行い、道路状況の把握に努め、必要に応じ事前策を講じるとともに、関係機関との情報の交換を行い、対策の一本化に努める。

ア　危険箇所の点検

警戒宣言が発せられた場合、その内容を検討し、災害時に交通の障害となるおそれのある道路、橋梁、トンネルの重点的な緊急点検巡視を実施する。

イ　工事中の道路の安全対策

緊急時の支障とならないよう、原則として工事を中止し、安全対策を確立した上で、緊急車等の円滑な通行の確保を図る。

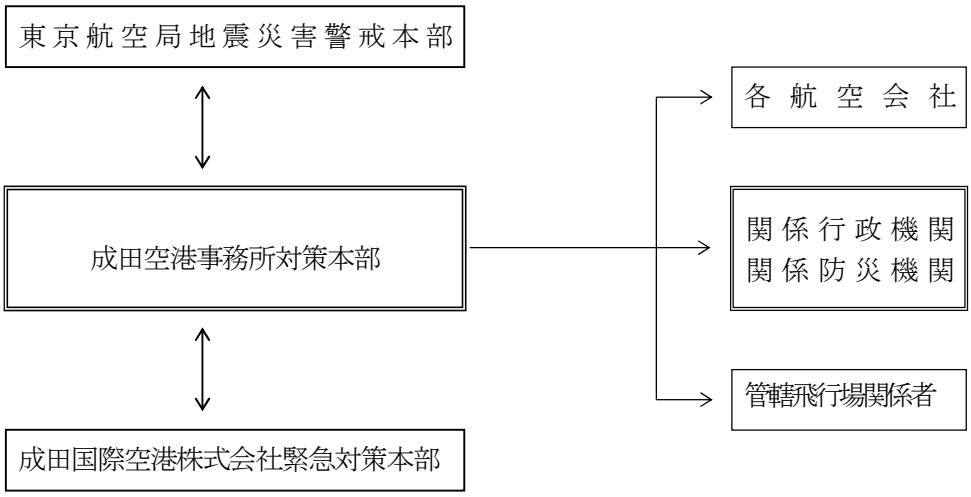
2　飛行場対策

東京航空局成田空港事務所及び成田国際空港株式会社は、航空機の運航、空港内の混乱防止等に関し、次の対策を講じる。

（1）東京航空局成田空港事務所の対策

東京航空局成田空港事務所は、大規模地震発生の警戒宣言が発せられたときは、対策本部（本部長＝空港長）を設置し、航空機の運航等に関し、次の対策を講じる（東海地震に係る成田空港事務所地震防災措置実施要領抜粋）。

ア　警戒宣言時の伝達は次のルートで行う。



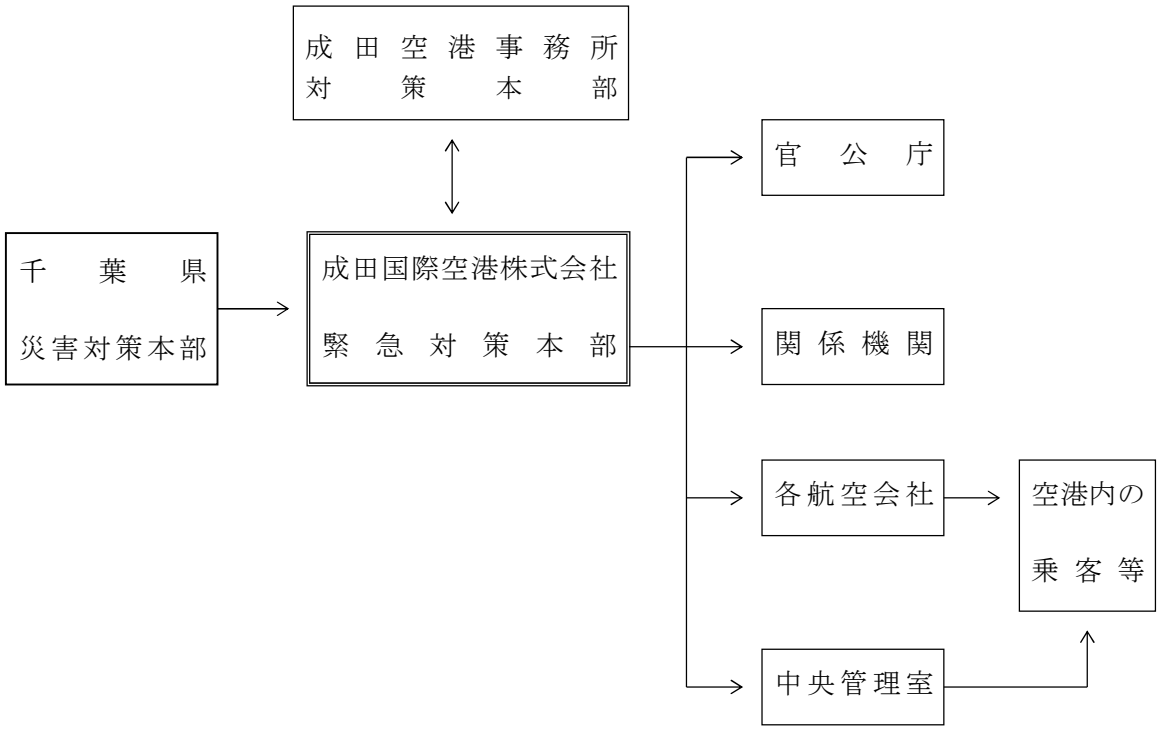
イ　警戒宣言時において次の業務を行う。

（ア）情報の収集・伝達
（イ）関係機関との連絡調整
（ウ）応急救護及び災害防止に必要な措置
（エ）航空機の運航に関する調整
（オ）通信業務の確保
（カ）管制業務の確保

（2）成田国際空港株式会社の対策

ア　情報伝達

（ア）東京航空局成田空港事務所（以下「空港事務所」という。）と成田国際空港株式会社（以下「空港会社」という。）は警戒宣言及び東海地震予知情報等を相互に伝達調整する。
（イ）空港内官公庁、関係機関及び各航空会社に対して、警戒宣言及び東海地震予知情報等を伝達する。
（ウ）空港内の乗客等に対しては、旅客ターミナル内中央管理室及び各航空会社を通じて伝達する。
（エ）伝達ルートは次のとおりとする。



イ　運航対策

警戒宣言が発せられた場合、航空機の運航の確保と安全を図るため、次の措置をとる。

（ア）航空会社に対して、乗降客の安全誘導、航空機自体の保安対策を要請する。

（イ）滑走路、誘導路、エプロン等の点検を実施する。

（ウ）空港事務所の航空交通管制機関との調整を図る。

ウ　空港の混乱防止対策

警戒宣言時、空港内の混乱を防止するため、次の措置をとる。

（ア）必要と認めるときは、空港関係者、災害対策関係者及び空港会社が入場を認めた者以外の空港への入場を制限するものとする。

（イ）各航空会社に規制対策を要請する。

（ウ）東日本旅客鉄道㈱、京成電鉄㈱等の交通機関に対して、駅への入場、乗車等の制限等措置を要請する。

（エ）空港警察署に警備を要請する。

エ　空港施設の保安対策

空港保安施設及びその他現有施設の機能の維持を図るため、点検を強化する。

3　海上交通対策

東海地震の発生に伴う津波は、房総半島南端部では３ｍを超えることが想定されるため、海上、港湾関係各機関は、海上交通の安全を確保し、港湾内の混乱を防止するため、警戒宣言が発せられた場合は、次の対策を講じる。

（1）海上保安対策等

海上保安部（署）は、次の対策を講じる。

ア　海上保安庁を通じて警戒宣言及び東海地震予知情報等の伝達を受けた時は、直ちに港湾関係団体に伝達する。

イ　港内及びその付近における船舶に対しては、巡視艇等により適宜周辺海域を巡回し、拡声機、横断幕等により周知する。

ウ　東京湾における船舶に対しては、東京湾海上交通センターの機能を併用し、周知する。

エ　航行船舶に対しては、第三管区海上保安本部警備救難部救難課運用司令センターを通じ、航行警報の他、海の安全情報等によって周知する。

オ　船舶交通の輻輳が予想される海域における船舶交通の整理、指導を行う。

カ　海難事故の発生、その他の事情により船舶交通の危険が予想される場合は、船舶の交通を制限又は禁止する。

キ　荷役中の船舶に対し、荷役の中止を勧告し、事故防止のため必要な指導を行う。

ク　着桟中の船舶に対し、離桟避難又は係留強化等の勧告等を行う。

ケ　危険物取扱事業所等に対し、海上への危険物流出防止措置を講じるよう指導するとともに、排出油防除資機材の準備を行うよう指導する。

コ　工事作業等は、中止するよう指導する。

サ　工事資機材、木材、定置網、小型船舶等の流出防止を指導する。

（2）漁船対策

県農林水産部は、次の対策を講じる。

ア　農林水産部所属船舶による漁船漁業の指導内容は、次のとおりである。

（ア）操業安全指導及び海域内における操業指導

イ　漁業無線局は、警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとる。

（ア）非常用発電機の点検と始動待機

（イ）情報の収集と出漁漁船及び近隣漁協に対し無線等による救急周知

（ウ）空中線の点検、補強と切断対策の実施

（エ）送受信機の震動落下物対策（補充部品の防護を含む。）

（オ）非常用周波数及び他の周波数による緊急呼び出し聴取

第７節　上下水道、電気、ガス、通信等対策

１　上水道対策

県企業局は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講じる。

（１）基本方針

警戒宣言が発せられた場合、原則として平常どおりの供給を継続する。

また、住民、事業所等が緊急貯水を実施することによって増大する需要に対し、円滑な供給を確保するとともに、発災に備え、緊急給水活動等が迅速に遂行できるよう必要な措置をとる。

（２）人員の確保、資機材の点検整備等

ア　要員の確保等

警戒宣言の発令と同時に応急対策要員を確保するとともに、緊急広報、施設設備の保全、応急給水、施設復旧等に必要な活動体制の確立を図る。また、災害協定締結団体等との連絡協力体制について確認する。

イ　資機材の点検整備等

発災に備え、応急対策の実施に必要な資機材、車両等の点検整備及び補完強化を図る。

（３）施設の保安措置等

ア　警戒宣言時における施設設備等の保安点検要領をあらかじめ定めておくものとし、警戒宣言が発せられた場合は、これに基づき直ちに点検確認を実施する。

イ　浄水場においては、薬品類の安全貯蔵に留意し、発災後においても薬品在庫の確保に努める。

ウ　配水池の水位はできるだけ高水位を維持し、住民、事業所等の緊急貯水に対応できるよう送配水圧の調整を行う。

エ　工事中の現場においては適宜工事を中止し、必要な安全措置を講じる。

（４）広報

警戒宣言が発せられた場合、住民等に対する緊急貯水の呼びかけを重点として次のとおり広報活動を実施する。

広報内容	（１）警戒宣言時においても、通常の供給が維持されていること （２）発災に備え、飲料水、生活用水を貯水すること ア　飲料水の汲み置き ポリタンク、フタのできる容器を利用して、３日毎に新しい水に汲み替え、水質保持に留意する。 イ　生活用水の汲み置き 浴槽等を利用し、貯水する。 （３）発災後、断水が起こった場合の連絡先及び応急給水体制
広報手段	（１）報道機関（テレビ、ラジオ等）への放送依頼 （２）広報車による広報 （３）水道工事店の店頭掲示 （４）ホームページによる広報等

2　下水道対策

県県土整備部は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講じる。

（1）施設等の保安措置

ア　危険物を取扱う処理場、ポンプ場の運転管理については県職員、委託職員の連携の上、保安の徹底に努めるとともに、施設の被害を最小限にとどめ、排水能力の確保に万全を期するため、巡視、点検の強化及び整備を実施する。

イ　工事現場については工事を中止し、現場の保安措置を講じるとともに、応急資機材の点検、整備を行う。

（2）危険物等に対する措置

ア　石油類等については貯蔵タンク、サービスタンク等の元バルブの閉鎖、タンクローリーの貯蔵タンクへの移送中止、火気の使用制限等のほか、付近住民の安全確保のため必要な措置をとる。

イ　苛性ソーダ等については、残量の確認等のほか、外部への漏洩防止策等、状況に応じ必要な措置をとる。

3　電気対策

東京電力パワーグリッド株式会社は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講じる。

（1）電気の供給

警戒宣言が発せられた場合においても、原則として電力の供給は継続する。

（2）人員の確保、資機材の点検整備等

ア　要員の確保

非常災害対策本（支）部構成員は、サービス区域内で震度６弱以上の地震発生、東海地震注意情報あるいは警戒宣言が発せられた場合などの情報を知ったときは、速やかに所属する事業所に参集する。

イ　資機材の確保

警戒宣言が発せられた場合、各本（支）部は、工具、車輌、舟艇、航空機、発電機車及び変圧器車等を整備、確保して応急出動に備えるとともに、手持資機材の数量確認及び緊急確保に努める。

（3）施設の予防措置

警戒宣言が発せられたときは、東海地震予知情報等に基づき、電力施設に関する次に掲げる各号の予防措置を講じる。この場合において地震発生の危険性に鑑み、作業上の安全に十分配慮した判断を行うものとする。

ア　特別巡視及び特別点検等

東海地震予知情報等に基づき電力施設に対する特別巡視､特別点検及び機器調整等を実施する。

イ　通信網の確保

保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制の確立を行う。

また、東日本電信電話㈱、鉄道、警察、消防及び関係機関と連携を密にし、通信網の確保に努める。

ウ　応急安全措置

仕掛り工事及び作業中の各電力施設については、状況に応じた設備保全及び人身安全上の応急措置を実施する。

エ　広報

感電事故、漏電による出火を防止するため、次のとおり広報活動を実施する。

広報内容	（1）無断昇柱、無断工事をしないこと （2）電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下等、設備の異常を発見した場合には、速やかにカスタマーセンターへ通報すること （3）断線垂下している電線には絶対に触らないこと。 （4）建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと。使用する場合は、絶縁検査を受けてから使用すること。 （5）屋外へ避難する場合は、安全器又はブレーカーを切ること （6）地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜くこと （7）その他事故防止のための留意すべき事項
広報手段	（1）報道機関（テレビ、ラジオ等）による広報 （2）広報車等による広報

4　ガス対策

東京ガス株式会社・東京ガスネットワーク株式会社は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講じる。

（1）基本方針

警戒宣言が発令された場合に対処するための非常体制として、地震災害警戒体制をとる。

また、東海地震注意情報が発表された場合は、臨時体制をとる。

（2）人員の確保、資機材の点検整備等

ア　人員の確保

非常事態が発生した場合、又は発生が予測される場合、あらかじめ指定された箇所に、自動発令で出勤する。

イ　資機材、工具の確認等

警戒宣言発令時において、次の事項を実施する。

（ア）災害対策用資機材等の確保

（イ）代替熱源の確保

（ウ）生活必需品の確保

（エ）前進基地の確保

（3）　施設の保安措置等

ア　ガス工作物等の巡視・点検及び検査

警戒宣言が発せられた場合、地震防災上巡視・点検及び検査が必要なガス工作物等についてあらかじめ定める要領に従い巡視点検及び検査を行う。

イ　工事等の中断

警戒宣言が発せられた場合、工事中又は作業中のガス工作物等については状況に応じ応急保安措置の上、工事又は作業を中断する。

ウ　その他の保安措置

警戒宣言が発せられた場合、本社及び事業所等の見学者、訪問者等に対しては警戒宣言が発せられた旨を伝達し、避難、帰宅等を要請する。

（4）広報

お客さまに対し、不使用中のガス栓が閉止されていることの確認、地震が発生したときにおける使用中のガス栓の即時閉止等を要請する。

また、テレビ、ラジオ等の報道機関に対し前述の広報内容を報道するよう要請する。さらに千葉県とも必要に応じて連携を図る。

広報内容	一般需要家に対して （1）緊急時におけるガス栓の閉止 （2）警戒宣言時のガス供給の継続 （3）強震時におけるガスの供給停止 （4）ガス施設及びガス器具の取り扱い上の注意事項等 ①不使用ガス栓の閉止の確認 ②地震発生時のガス栓・メーターコックの閉止 ③供給停止後のガス使用の禁止 ④供給継続地区におけるマイコンメーターの復帰操作 特定需要家に対して （1）ガス機器の使用抑制依頼 （2）地震発生時のしゃ断バルブによる、ガス供給しゃ断の要請
広報手段	テレビ、ラジオ等の報道機関に対し、広報内容の報道を要請する。

京葉ガス株式会社は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講じる。

（1）基本方針

地震発生時の二次災害の防止、又は軽減を図るための応急措置を迅速かつ的確に講じ得る体制を確立する。

（2）人員の確保、資機材の点検整備等

ア　人員の確保

勤務時間内	全社員に警戒体制の発令を伝達し、あらかじめ定めた要員は本部の指示に従う。
勤務時間外	要員に電話等により出動を指示する。 なお、要員がテレビ・ラジオ等で警戒宣言の発令を覚知した場合、動員は自動発令されたものとする。
工事会社の動員	当社の指示により、必要に応じて動員を行い、警戒体制に入る。

イ　緊急用工具・資機材及び車両の準備

警戒宣言発令時において、次の事項を実施する。

（ア）初動措置に必要な車両を確保し、配置するとともに、緊急用工具、資機材の点検を行う。

（イ）非常用の食料、飲料、医薬品等を手配、準備する。

（3）　施設の保安措置等

ア　ガス工作物等の巡視・点検の準備

あらかじめ定めたガス工作物等の巡視・点検を行うための体制を準備する。

イ　工事等の中止

工事中又は作業中の工事等は中止し、必要な安全措置を講じる。

ウ　連絡網の確認

無線及び電話等の連絡網を確認し、必要に応じ、通信設備の機能確認を行う。

エ　その他の保安措置

本社、事業所等の見学者、来訪者等に対して警戒宣言が発令された旨を伝達し、避難、帰宅させる。

オ　工事等の作業の中止及び制限

工事現場では直ちに作業を中止し、安全措置を講じて警戒体制に入る。

その他の者は日常生活を制限し、地震が極度に切迫した場合、直ちに安全な状態で作業を中止できるようにする。

（4）広報

警戒宣言が発せられた場合、速やかに需要家に対する広報活動を実施するとともに、需要家からの問合わせに対応できる受付体制を整える。また、大口需要家及び地下街、地下室等に係る需要家には個別に連絡をとり、ガス使用上の注意及び地震発生時の対応（使用制限、供給停止等）について確認する。

広報内容	（1）引き続きガスを供給していること （2）避難する際のガス栓及びメーターガス栓の処理方法 （3）地震が発生し、ガスの供給を停止した場合についての注意
広報手段	（1）広報車により、直接需要家に呼びかける。 （2）関係防災機関に対し、ラジオ・テレビ等の報道機関による広報について協力を要請する。

大多喜ガス株式会社、京和ガス株式会社、銚子瓦斯株式会社、野田ガス株式会社、角栄瓦斯株式会社、総武ガス株式会社、株式会社エナジー宇宙は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講じる。

（1）基本方針

地震発生時の二次災害の防止、又は軽減を図るための応急措置を迅速かつ的確に講じ得る体制を確立する。

（2）人員の確保、資機材の点検整備等

ア　人員の確保

（ア）勤務時間内

社内放送等により社員に伝達するとともに、社屋外の社員は無線、ラジオ、テレビ等で警戒宣言を覚知した時点で帰社し、地震災害警戒本部に従う。

（イ）勤務時間外

伝達経路に従い、電話等で情報を受けた場合は、所属課所又はあらかじめ指示された箇所に出動し、地震災害警戒本部の指示に従う。なお、ラジオ、テレビ等で警戒宣言の発令を覚知した場合、動員は自動発令されたものとする。

（ウ）工事会社関係

当社の指示により動員を行い、警戒体制に入る。

供給所、主要バルブ及び主要整圧器の巡視点検を行うとともに、要員を配置する。

イ　緊急用工具・資機材及び車両の点検準備

警戒宣言発令時において、次の事項を実施する。

（ア）初動措置に必要な車両を確保し、配置するとともに、緊急用工具・資機材の点検準備をする。

（イ）非常用の食料、飲料水、医薬品等を手配、準備する。

（3）施設の保安装置

ア　連絡網の確認及び統制

無線、電話等の連絡網を確認し、日常作業の交信を制限する。

イ　施設の巡視、点検

（ア）ガス供給施設（あらかじめ緊急指定したもの）の巡視、点検を行う。

（イ）主要バルブ、主要整圧器の巡視、点検を行う。

ウ　工事等の作業の中止と安全装置

警戒宣言発令後、社員、工事会社作業員、サービス店作業員は、需要家又は地先における作業を中止し、工事による事故防止措置をとる。

（4）広報

警戒宣言が発せられた場合、速やかに需要家に対する広報活動を実施するとともに、需要家からの問合わせに対応できる受付体制を整える。

また、特定地下室等及び第一種保安物件に係る需要家には個別に連絡をとり、ガス使用上の注意及び地震発生時の対応について確認する。

広報内容	（1）引き続きガスを供給していること。 （2）ガス器具の使用方法及びガス栓の取扱い方法 （3）例外的に避難する際のガス栓及びメーターガス栓の処理方法 （4）地震が発生し、ガスの供給を停止した場合のガスについての注意 （5）沿岸地区では津波のおそれがあること。
広報手段	（1）広報車により、直接需要家に呼びかける。 （2）関係防災機関に対し、ラジオ・テレビ等の報道機関による広報について協力を要請する。

（5）その他

ア　関係省庁、自治体、消防及び警察等との連絡について対策を協議し、協力体制をつくる。

イ　緊急を要するもの以外の電話使用は控えさせる。

ウ　社員等の退社時刻を集中させずに分散させる。

5　通信対策

東日本電信電話（株）千葉事業部は、警戒宣言の発令に当たっては、情報が正確かつ迅速に伝達された防災対策上有効に機能されるよう、防災機関等の重要通信を確保するとともに、一般市民に大きな支障をきたさないことを基本として、次のとおり対処する。

（1）要員の確保

応急対策等の業務を実施するために必要な要員の確保は、次による。

ア　就労中の職員は、原則として応急対策等所定の業務に従事する。

イ　休日、夜間等においては非常呼び出しを行い、必要な要員を確保する。

（2）情報連絡室の設置

警戒宣言の受報後、千葉事業部は速やかに情報連絡室を設置し、情報の収集及び伝達を行う。

（3）資機材の点検、確認等

警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとる。

ア　局用予備電源設備、移動電源車、携帯用発動発電機、可搬無線機、移動無線機等の点検、確認

イ　応急ケーブル等災害復旧用資材、車両の確認

ウ　工事中施設等の安全装置

（4）応急対策

ア　電話の輻輳対策

警戒宣言の発令により、防災機関等による重要な情報連絡及び一般市民による家族間の連絡等の急増による電話輻輳が懸念されることから、次の考え方で対処する。

（ア）防災機関等の重要な通話は最優先で疎通を確保する。
（イ）一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようトラヒック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話（緑、グレー）からの通話は可能な限り疎通を確保する。

（５）電話の輻輳時の広報

電話が輻輳した場合には、利用者の電話利用の自粛の協力を得るため、報道機関に対して次の広報文により広報を依頼する。

「○○地方の電話はただ今混み合ってかかりにくくなっております。防災機関、災害救助機関などの緊急の通信を確保するため、○○地方への電話のご利用はできるだけ控えていただくようお願いします。」

株式会社ＮＴＴドコモ千葉支店は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講ずる。

（１）基本方針・要員の確保・情報連絡室の設置

東日本電信電話株式会社千葉支店に準じる。

（２）資機材の点検、確認等

ア　可搬型無線基地局装置、移動電源車等の点検、確認
イ　災害復旧用資機材、車両の確認
ウ　工事中施設等の安全対策

（３）応急対策

警戒宣言の発令により、防災機関等による重要な情報連絡及び一般市民による家族間の連絡等の急増による携帯電話の輻輳が懸念されることから、次の考え方で対処する。

ア　防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。
イ　一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようトラフィック状況に応じた利用制限を行う。

ＫＤＤＩ株式会社は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講ずる。

（１）災害対策本部の設置

警戒宣言が発令された場合は、速やかに災害対策本部および現地対策室を設置する。

（２）要員の参集

第三次非常参集要員は、会社で定める大規模自然災害全社版事業継続計画及び各本部版事業継続計画に定める要員計画に基づき、災害対策本部若しくは参集拠点に参集する。

（３）資機材の点検、確認等

設備運用保守部門は、車載型移動基地局車、可搬型基地局装置、移動電源車等通信設備の被災に備え、復旧用車両の点検確認を行う。

また、局舎、災害復旧用資機材および緊急通行車両の点検確認を行う。

なお、警戒宣言が発せられた際に工事中の施設等がある場合は速やかに安全対策を執るものとする。

（４）応急対策

警戒宣言の発令により、通信の輻輳が懸念されることから、重要な通信を確保するため、電気通信事業法第８条第２項及び電気通信事業法施行規則第５６条の定めるところにより、利用制限等、臨機の措置をとるものとする。

ソフトバンク株式会社は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講ずる。

（１）防災体制の確立・動員

必要に応じて、防災業務計画に基づく対策組織を設置する。

必要な要員については、別に定める参集体制に基づき、可能な限り必要要員を確保するものとする。

（２）災害対策用資機材の配備および確保

重要通信を確保し、また災害を迅速に復旧するため、非常用無線装置、非常用電源装置等の災害対策用機器を事前に配備し、災害対策用資機材、車両等の所在および数量等を確認し、必要な手配等を実施する。

（3）重要通信のそ通確保

警戒宣言の発令により、通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、「電気通信事業法」第８条第２項および「電気通信事業法施行規則」第56条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとる。

楽天モバイル株式会社は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講ずる。

（1）防災体制の確立

防災業務計画に基づく対策組織を設置する。

（2）動員

参集体制に基づき、可能な限り必要要員を確保するものとする。

（3）災害対策用資機材の確保

災害対策用資機材、車両等の所在および数量等を確認し、必要な手配等を実施する。なお、人員、資機材の緊急輸送、もしくは災害発生後における電気通信設備等の迅速な復旧に必要な車両については、緊急輸送用としての事前届出を実施する。

（4）通信の利用制限等の措置

地震防災応急対策の実施上重要な通信を確保するため、利用制限等臨機の措置を取る。

6　工業用水道対策

県企業局は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講じる。

（1）基本方針

警戒宣言が発令された場合、原則として取水量、配水量を制限する。

なお、この場合はその旨を受水企業へ連絡するものとする。

（2）人員の確保、資機材の点検整備

ア　警戒宣言が発令された場合、要員の確保等直ちに工業用水班を設置するとともに、施設及び工事現場等の保安点検及び応急活動のできる非常配備態勢とする。

イ　地震発生に備え、復旧作業に必要な資材、機械器具等の点検整備に努める。

（3）情報連絡

警戒宣言の発令に係る情報連絡は、「時間内・外の情報連絡体制」に基づき行うものとする。

第８節　学校・病院・社会福祉施設等対策

１　学校対策

県教育委員会は、警戒宣言が発せられた場合には、児童生徒等の安全を確保するとともに、学校施設の保全を図るため、公立学校については次のとおり対処する。

また、県総務部は私立学校に対し、公立学校に準じた対応措置を講じるよう指導する。

（１）警戒宣言発令後は、校長は、直ちに授業を中止し、地域防災計画により児童生徒の下校（避難場所への移動を含む。以下「下校」という。）の措置をとる。

（２）児童生徒等の下校方法等については、実態に応じて次のように定める。

ア　通学（園）路の安全を確認し、集団で下校させるか、又は連絡網を通じ保護者の来校を求めて下校させる。

イ　交通機関を利用している児童生徒等については、その運行と安全を確かめて下校させる。

（３）学校に残留し、保護する児童生徒等については、氏名等を把握し、職員は、職務内容に従って対処する。

（４）保護者への連絡は通信不能の事態も想定の上、迅速かつ正確にできるようその手段を定め、関係者に徹底しておく。

（５）警戒宣言が解除されるまで、臨時休校とする。

（６）校長は、校舎内外の施設・設備（理科室、調理室、工作室、戸棚類、下駄箱、がけ下、万年塀、校舎間等）の安全を確認し、防災上改善が必要な部分について早急に必要な措置をとる。

（７）実践的な防災計画により、職員一人ひとりが迅速適切な行動をとる。

（８）地域の関係機関・団体との連携を密にし、対応する。

２　病院対策

県健康福祉部の警戒宣言が発せられた場合の医療体制は、次の事項を基本方針とし、民間医療機関に対しては県医師会等を通じて県立病院に準じた対応を要請する。

（１）外来診療は、可能な限り平常どおり行う。

（２）手術及び検査は、可能な限り延期する。

（３）警戒宣言の発令を外来及び入院患者に伝達するとともに、過剰な不安を与えないよう必要な措置をとる。

（４）入院患者の安全確保に万全を期す。

（５）建物及び設備の安全点検を行い、薬品、危険物等の安全対策を図る。

（６）水及び食料の確保を図る。

なお、県立病院の具体的対応は、次のとおりである。

ア　診療方針
（ア）外来患者については、状況に応じ可能な限り平常どおり診療を行う。このための職員の確保は、あらかじめ定められた方法により行う。
（イ）入院患者のうち退院及び一時帰宅を希望する者には、担当医師の判断により許可を与える。
（ウ）手術、検査については、医師が状況に応じて適切に対処する。
（エ）救急患者の受入れ体制を講じる。
（オ）手術中の場合は、医師の判断により安全措置を講じる。
（カ）手術予定者については、緊急やむを得ない場合を除き、延期するなどの措置を講じる。

イ　来院者、入院患者等に対する情報の伝達、取るべき行動に関する指示
（ア）収集された情報は、入院患者等に不安を与えないよう、必要に応じ適宜連絡、伝達する。
（イ）外来患者のうち特に急を要する患者以外に対しては、受診の自粛を事前に呼びかける。

ウ　入院患者の安全確保、施設の保安措置等
（ア）建物、設備の内外部の点検を強化し、危険物及び可燃物については、発災による被害の防止又は軽減を図るため、あらかじめ定められた点検責任者が直ちに必要な措置を講じる。また、火気使用設備については、防火管理者の指示により使用を制限する。
（イ）非常用設備の試運転、非常用備品の確保を講じる。
（ウ）貯水槽へ可能な限り貯水を行うほか、ポリ容器等に水を確保する。

3　社会福祉施設等対策

県健康福祉部は、警戒宣言が発せられた場合において、所管する各社会福祉施設等で迅速かつ的確な防災措置を講じることにより、施設及び要保護者等の安全を確保するため、次の事項を基本として、あらかじめ対応計画を定めておくものとする。

なお、計画は通所（園）施設、入所施設の別及び通所（園）者、入所者の特性等を考慮し、各施設の実態に即した具体的措置について定める。

（1）情報の受伝達
　職員間及び保護者との連絡方法、代替手段等
（2）施設の防災点検
　応急補修、設備備品等の転倒・落下の防止措置等
（3）出火防止
　消火器等の点検、緊急貯水等
（4）通所（園）者、入所者等の安全確保
　応急救護体制、避難スペースの確保、食料、飲料水、医薬品、衛生材料、生活物資の確保、救護運搬用具等の確保
（5）要保護者の引き取り方法及び引き取りがない場合の措置
（6）保護者に対する当該施設の対応計画の事前周知措置
（7）その他必要な事項

第９節　避 難 対 策

警戒宣言発令時においても、原則として避難する必要はないが、地震の発生により土砂災害の危険性が特に高い地区にあっては、市町村長は住民の生命及び身体を保護するため、あらかじめ避難対象地区を選定しておくものとする。

なお、警戒宣言が発せられた場合には、避難対象地区に対して避難指示を行い、住民を安全な場所へ避難させるため、次により対応措置を講じるものとする。

１　警戒宣言時の措置

（１）避難指示

市町村長は、消防署等関係機関と協力して、広報無線、広報車等により速やかに避難指示を行う。

（２）避難所の確認

ア　落下物、転倒物の予防措置を確認する。

イ　防災設備等を確認する。

ウ　給食、給水用資機材を確認する。

エ　衣料品等生活必需物資を確認する。

（３）情報伝達体制の確認

避難所におけるラジオ、無線機等による情報伝達体制を確認する。

（４）関係機関に対する通知

避難所を開設した場合は、速やかに、県、消防署等関係機関に通知する。

（５）職員の派遣

避難所を開設した場合は、管理運営に必要な職員を派遣する。

（６）要配慮者に対する支援

幼児、児童、高齢者、病弱者等、特に配慮を要する者に対して必要な支援を行う。

（７）給食、給水措置

給水活動を行うとともに、食事が確保できない者に対して必要な援護を行う。

（８）生活必需物資の給与

（９）その他

避難終了後、消防署等と協力の上、避難対象地区の防火、防犯パトロールを行う。

２　事前の措置

市町村長は、警戒宣言発令時に避難活動が円滑に遂行できるよう、あらかじめ次により対応措置を講じておくものとする。

（１）避難対象地区の選定

関係機関とあらかじめ連絡調整を図ったうえ、土砂災害発生の危険性が特に高い地区を把握しておく。

（２）避難所の指定

避難者を一時的に収容、保護するため、学校、公民館等を避難所として指定する。

（３）避難指示体制の確立

広報無線、広報車等による避難指示体制を確立しておく。

（４）情報伝達体制の確立

避難所におけるラジオ、無線機等による情報伝達体制を確立しておく。

（５）要配慮者に対する介護体制の確立

幼児、児童、高齢者、病弱者等、特に配慮を要する者の把握に努めるとともに、警戒宣言時における支援体制を確立しておく。

（6）住民に対する周知

避難対象地区の住民に対し、避難対策措置に係る必要事項について周知徹底させておく。

第１０節　救護救援・防疫対策・保健活動

１　救護救援対策

（１）医療関係機関の対応

医療関係機関がとる措置は次のとおりである。

病院局	（救急医療センター、循環器病センター、佐原病院、こども病院、がんセンター） ア　警戒宣言が発せられた場合、病院内に災害対策本部を設置し、県本部等関係機関との情報交換を密にする。 イ　医師、看護師等、医療技術職員及び事務職員を配置待機させる。 ウ　医薬品、医療機器等の確保配置及び点検を行う。 エ　病院内の施設を再点検し、余剰スペース等を利用するなど被災者多数の受入れ体制を整える。 オ　病院内の施設、設備、危険物等の点検と保安対策を行う。
日本赤十字社千葉県支部	ア　警戒宣言が発せられた場合は、日本赤十字社千葉県支部の東海地震対応計画に基づき災害警戒本部を設置し、情報収集に努め、救護活動の即応態勢を整える。 イ　第１次救護班については、前進拠点（地震防災対策強化地域外で、その周辺地域に所在する日赤施設）に移動し、待機する。 ウ　第２次救護班、第1 次日赤DMAT、第1 次被災地支部災対本部支援要員、第1 次被災地日赤病院支援要員、第1 次こころのケア班については、派遣準備を完了し、日本赤十字社千葉県支部や成田赤十字病院等にて待機する。
千葉県医師会	ア　地区医師会に対して、発災に備え連絡体制を確保するよう指示する。 イ　会員、医療機関に対して、発災後の負傷者への対応を要請する。
千葉県歯科医師会	ア　地区歯科医師会に対して、発災に備え連絡体制を確保するよう指示する。 イ　会員、医療機関に対して、発災後の負傷者への対応を要請する。

（２）自衛隊の救援対策

陸上自衛隊第１空挺団は、警戒宣言発令後、速やかに県災害対策本部へ連絡班を派遣するとともに、第１空挺団と県災害対策本部との間に、無線及び多重無線通信組織を構成する。

また、必要に応じ、その他の関係防災機関に連絡班を派遣する。

２　防疫対策

県健康福祉部は、災害時における感染症の発生と流行を未然に防止するため、防疫対策を次のとおり推進する。

（１）県の行う業務

ア　保健所（健康福祉センター）は、避難所等における感染症の発生予防を啓発するとともに、感染症の流行の兆候を早期に把握するため、サーベイランス情報の収集に努める。

また、感染症発生時には、積極的疫学調査を速やかに行う他、必要に応じて市町村や関係機関等に対し感染拡大防止の指導をする。市町村や関係機関等が感染拡大防止策を講じることが困難と判断される場合には、保健所等、県が実施する。

イ　災害発生後の防疫情報及び防疫活動について、各保健所（健康福祉センター）は、管轄市町村に周知徹底を図る。

ウ　防疫活動に必要な人員、資材（主に薬剤、ワクチン等）の輸送は、必要に応じ、全保健所（健

康福祉センター）及び県の車両を動員するので、配車等の指示を各機関に行う。

エ　保健所（健康福祉センター）は、管轄町村が被災地で供給する飲料水について、水質検査を含めた水の安全確保対策について指導する。

（2）市町村に対する指導及び指示事項

ア　防疫作業員の雇上げ及びその組織化等の準備に関すること

イ　災害発生後、必要と思われる防疫用の器具、器材の整備及び薬剤備蓄量の確認に関すること

3　保健活動

県健康福祉部は、災害による健康被害を最小限にとどめ、早期回復を図るため、保健活動を次のとおり推進する。

（1）避難者等の健康管理、二次健康被害の予防

保健所（健康福祉センター）と市町村は連携し、要配慮者の健康状態等の把握、避難所等巡回による被災者の健康管理、二次健康被害の予防の保健活動を行う。

（2）体制整備

保健所（健康福祉センター）と市町村は、平常時から要配慮者等の把握、避難所等における予防活動や保健活動の連携、応援派遣要請の対応等について協議を行う。

健康福祉部は保健活動計画を立て、必要に応じて段階的に、管轄外保健所等の応援調整、県内市町村への応援要請、厚生労働省への県外派遣の調整を依頼し、受援調整を行う。

第１１節　その他の対策

１　食料、医薬品等の確保

県は、警戒宣言が発せられた場合、発災後の被災者の応急救護に必要な食料、医薬品を確保するため、次の措置を講じる。

（１）食料の確保

農林水産部は、次の措置を講じる。

ア　市町村長から災害応急食料割当申請があった場合の準備体制をとる。

イ　農林水産省農産局長に対して出庫準備要請をする。

ウ　市町村に対して、食料供給体制をとるよう指示する。

（２）医薬品の確保

健康福祉部は、千葉県薬剤師会等に対し、備蓄医薬品等の供給準備体制をとるよう指示する。

２　緊急輸送の実施準備

県及び各防災機関は、警戒宣言が発せられた場合、応急対策を実施するため緊急輸送が必要となる事態に備えて、必要な措置を講じる。

（１）緊急輸送車両の確保

各機関は、緊急輸送に必要な車両、人員等を確保し、運行計画の調整等必要な措置をとる。

（２）緊急輸送車両の確認

地震・津波編第３章第７節「警備・交通の確保・緊急輸送対策」によるものとする。

（３）関係団体による協力

（一社）千葉県トラック協会は、県災害対策本部から緊急輸送の要請を受けた場合に備え、「災害警戒千葉県本部」を設置し、協力準備体制をとる。

３　県が管理、運営する施設対策

県が管理、運営するさわやかちば県民プラザ、社会教育施設、社会体育施設、都市公園等については、原則として開館、開催、供用を自粛するものとする。

（１）教育委員会

警戒宣言が発せられた場合、各施設管理者は、原則として開館を自粛する。この場合図書館等の個人使用形態をとる施設においては個人施設利用者に、青少年自然の家等団体利用形態をとる施設においては主催責任者に、それぞれ協力を呼びかける。

なお、各施設においては、職員の役割分担の確認を行い、防災用施設、設備の作動準備、危険箇所の応急点検、危険物の保安措置を講じる。

該 当 施 設

さわやかちば県民プラザ　千葉県立中央図書館　千葉県立西部図書館　千葉県立東部図書館　千葉県立手賀の丘青少年自然の家　千葉県立水郷小見川青少年自然の家　千葉県立君津亀山青少年自然の家　千葉県立東金青少年自然の家　千葉県立鴨川青少年自然の家

（2）環境生活部

警戒宣言が発せられた場合、各施設管理者は、原則として使用を自粛する。

各施設において利用者に協力をよびかける。

該当施設

千葉県総合スポーツセンター　千葉県総合スポーツセンター東総運動場　千葉県国際総合水泳場　千葉県立房総のむら　千葉県立美術館　千葉県立中央博物館　千葉県立中央博物館大利根分館　千葉県立中央博物館大多喜城分館　千葉県立中央博物館分館海の博物館　千葉県立現代産業科学館　千葉県立関宿城博物館

（3）県土整備部

警戒宣言が発せられた場合、各施設管理者は、原則として供用を自粛する。

各施設においては利用者に協力を呼びかける。

該当施設

青葉の森公園、幕張海浜公園、柏の葉公園、行田公園、印旛沼公園、北総花の丘公園、蓮沼海浜公園、長生の森公園、富津公園、羽衣公園、館山運動公園、手賀沼自然ふれあい緑道、八千代広域公園、市野谷の森公園

4　県税の申告、納付等に関する措置

警戒宣言発令時等における県税の取扱いについては、次のとおりとする。

（1）警戒宣言発令による社会的混乱の発生に伴い、県税の申告や納付等が困難な場合には、その期限の延長等について、状況に応じ適切に対処する。

（2）警戒宣言発令に引き続き、県の一部又は全部の地域に災害が発生した場合には、県税の減免及び申告、納付等の期限の延長等について適切な措置を講じる。

5　その他（特定動物の逸走防止）

県健康福祉部は、警戒宣言発令時において特定動物の飼育者等に対し、二重施錠の確認補修等逸走防止対策の強化を指示する。

なお、飼育者等が警戒宣言発令時においてとるべき措置は、次のとおりである。

（1）「第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令」等により、あらかじめ定めた緊急時の措置をとる。

（2）動物が施設から逸走した場合には、千葉県動物の愛護及び管理に関する条例第１６条及び第１７条により、関係機関への通報、捕獲、その他必要な措置を講じる。

第６章　県民等のとるべき措置

東海地震が発生した場合、千葉県は震度５強程度になると予想されているところから、ところによっては、（1）壁に割れ目が入る（2）墓石・石どうろうが倒れる（3）煙突・石垣などが破損する（4）軟弱な地盤では、割れたり崩れたりする（5）ブロック塀が倒壊する等の被害の発生が予想される。

千葉県は、千葉地区、東葛飾地区に人口が集中し、都市化現象が著しく、東京湾岸沿いに東葛飾地区から千葉地区、君津地区にかけて大規模なコンビナート地帯を抱えている一方、交通の発達により都市化現象は次第に県東部、県南部へ拡大しつつある。

このため、都県境からこれらの地域にかけて、東海地震注意情報の発表及び警戒宣言の発令等に伴い、社会的混乱が発生することも予想される。

県、市町村を始め、各防災機関は、一体となって社会的混乱の防止を図るものであるが、これらの機関がすべての防災活動を行うことは不可能であり、県民、自主防災組織、事業所がそれぞれの立場で防災活動を行うことが重要な役割を果たすものと思われる。

本章では、県民、自主防災組織、事業所が平常時、東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時にそれぞれとるべき措置基準を示すものとする。

第１節　県民のとるべき措置

区　　分	と　　る　　べ　　き　　措　　置
平　　常　　時	（1）家や塀の耐震化を促進する。 ア　わが家の耐震診断を行い、弱いところは補強する。 イ　ブロック塀、石塀、門柱を点検し、不適格なものは改築、補強する。 （2）家具類の転倒・落下防止措置をとる。 ア　タンス、食器棚、ピアノ等の重い家具、倒れやすい家具は壁に固定などする。 イ　家具類の上に重いものやガラス類を置かない。 ウ　窓ガラスのパテ等を点検し、弱い部分は補強する。 （3）火気使用器具の点検整備及び火気管理を励行する。 ア　ガスコンロ、ガスストーブ等の定期点検を行う。 イ　プロパンガスボンベ等は固定し、設備の定期点検を行う。 ウ　火気使用場所の不燃化を図り、整理整とんする。 エ　火気使用場所周辺に易・可燃性物品（灯油、ベンジン、アルコール、スプレー、食用油、塗料等）を置かない。 （4）消火器、消火用水の準備をする。 ア　出火に備えて、消火器、バケツ等を準備しておく。 イ　出火に備えて、風呂の水を常にためておく。

区　　分	と　　る　　べ　　き　　措　　置
平　　常　　時	（５）非常用飲料水、食料の準備をする。 ア　飲料水は、市販のミネラルウォーターか水筒、水袋、ポリタンク等に入れて「最低３日、推奨１週間」分程度準備しておく（１人１日分の飲料水　約２～３リットル)。 イ　食料は、長期保存ができる食品（米、クラッカー、乾メン、インスタント食料、漬物、梅干、缶づめ、みそ、しょう油、塩など。）と日頃の買い置きなどを合わせて「最低３日、推奨１週間」分程度準備しておく。 （６）救急医薬品の準備をする。 傷薬、胃腸薬、目薬、脱脂綿、包帯、ばんそうこう、三角布などを救急箱等にいれて準備しておく。 なお、常用している医薬品がある場合は、「最低３日、推奨１週間」分程度準備しておく。 また、処方箋のコピーやおくすり手帳を用意しておく。 （７）生活必需品の準備をする。 簡易トイレ、カセットコンロ、多めの生活用品（トイレットペーパー、食品用ラップ、ゴミ袋など）を準備しておく。 （８）防災用品の準備をする。 ラジオ、懐中電灯、ヘルメット、ビニールシート、かなづち、バール、のこぎり、スコップ、なた、ロープ等を準備しておく。 （９）非常持出品の準備をする。 非常の際、すぐに持ち出せるように、必要なものをリュックサックなどにまとめておく。 例　飲食物、懐中電灯、携帯ラジオ、予備電池、救急セット、常備薬など (10) 防災講習会、訓練へ参加する。 市町村、消防署、自主防災組織が行う防災講習会、訓練に積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。 (11) 家族で対応措置の話し合いをする。 ア　東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担を話し合っておく。 イ　警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので、各自の行動予定を話し合っておく。 ウ　発災した場合の避難場所、避難経路、安否の確認方法を話し合っておく。 (12) 自主防災組織に積極的に参加する。
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	（１）テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手し、冷静な行動をとる。 （２）電話の利用を自粛する。 （３）自家用車の使用を自粛する。 （４）不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。 （５）不要な預貯金の引き出しを自粛する。

区　　分	と　る　べ　き　措　置
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	（1）警戒宣言情報を入手する。 ア　市町村等の防災信号（サイレン、半鐘）等に接したときは、直ちにテレビ、ラジオで正しい警戒宣言情報を入手する。 イ　県、市町村、警察署、消防署等防災機関の関連情報に注意する。 （2）家具類の転倒・落下防止措置を確認する。 ア　家具、棚等の上の重いものをおろす。 イ　窓ガラスにガムテープ、ビニールテープ等をはる。 ウ　ベランダの置物を片付ける。 （3）火気使用器具の安全確認と火気管理を確認する。 ア　火器の使用は最小限にし、いつでも消火できるようにする。 イ　ガス器具等の安全設備を確認する。 ウ　プロパンガスボンベの固定措置を確認する。 エ　火気使用場所及び周辺の整理整頓を確認する。 （4）消火器、消火用水の置き場所を確認する。 （5）ブロック塀、石塀、門柱を点検する。 危険箇所には安全措置をとり、付近に近寄らせないようにする。 （6）非常用飲料水、食料を確認する。 （7）救急医薬品を確認する。 （8）生活必需品を確認する。 （9）防災用品を確認する。 (10) 電話の使用を自粛する。 県、市町村、放送局等防災機関に対する電話による問い合わせは控える。 (11) 自家用車の利用を自粛する。 ア　路上に駐車中の車両は、空地、駐車場に移動する。 イ　走行中の車両は、減速走行し、目的地まで到達した後は車を使わない。 (12) 児童生徒や要配慮者の安全を確認する。 ア　児童生徒や要配慮者が安全な場所にいるか確認する。 イ　幼児、児童、生徒が登園、登校している場合は、定められた園、学校との打ち合せ事項により対応措置をとる。 (13) エレベーターの使用をさける。 (14) 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。 (15) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。

第２節　自主防災組織のとるべき措置

区　　分	と　　る　　べ　　き　　措　　置
平　　常　　時	（１）組織の編成と、各班の役割を明確にする。 （２）防災知識の普及活動を行う。 ア　各戸に対して出火防止、倒壊物予防措置を呼びかける。 イ　地域内の危険物集積地区、延焼拡大危険地区、山崩れ、がけ崩れ等災害危険箇所を把握する。 ウ　地域内の消防水利を把握する。 エ　地域内のブロック塀、石塀、門柱、擁壁等の安全点検を行う。 オ　防災知識に関するチラシ、パンフレット等を作成し、各戸に配布する。 （３）防災訓練を行う。 災害時に備えて情報連絡訓練、消火訓練、給食給水訓練、救出救護訓練、避難所運営訓練等を行う。 （４）火気使用器具の点検及び火気管理の励行を指導する。 ア　各戸に対して火気使用器具、使用場所の点検を指導する。 イ　各戸に対して易・可燃性物品の点検を指導する。 ウ　プロパンガスボンベの点検を指導する。 （５）防災資機材等を整備する。 地域の実情に応じて情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水資機材等を整備しておく。 （６）情報の収集、伝達体制を確立する。 ア　市町村、消防署等防災機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に地域住民に対して伝達する体制を確立しておく。 イ　地区ごとに収集伝達すべき情報を定めておく。
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	（１）テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手する。 （２）地域住民に対して、冷静な行動をとるよう呼びかける。
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	（１）自主防災組織の活動体制を確立する。 ア　自主防災組織の編成を確認する。 イ　自主防災組織本部を設置する。 ウ　自主防災組織の役割分担を確認する。 （２）市町村、消防署等防災機関から伝達された警戒宣言情報を、正確かつ迅速に地域住民に対して周知する。 （３）地域住民に対して住民のとるべき措置を呼びかける。 （４）防災資機材等を確認する。 （５）児童生徒や要配慮者の安全確保を呼びかける。 （６）食料、飲料水の確保及び調達方法を確認する。

（注）自主防災組織が結成されていない地域にあっては、町内会、自治会、部落会組織等が、この基準に準拠して対応措置をとるものとする。

第３節　事業所のとるべき措置

区　　分	と　　る　　べ　　き　　措　　置
平　　常　　時	消防法により消防計画、予防規程を定めなければならない事業所はもとより、その他の事業所においても、あらかじめ防災責任者（消防法で言う防火管理者に当たるもの）を定め、防災計画を作成するものとする。 防災計画作成上の留意事項は次による。 （１）自衛防災体制の確立 ア　防災責任者の選定及び自衛防災組織の結成 イ　組織の役割分担の明確化 （２）教育及び広報活動 ア　従業員の防災知識の高揚 イ　従業員の安否確認方法 ウ　従業員の顧客に対する安全対策措置に係る教育研修 エ　従業員の帰宅対策 （３）防災訓練 災害時に備えた、情報連絡訓練、消火訓練、救出救護訓練、顧客の誘導訓練 （４）危険防止対策 ア　施設、設備の定期点検 イ　商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒・落下防止措置 （５）出火防止対策 ア　火気使用器具、設備及び火気使用場所の定期点検 イ　消防水利、機材の整備点検 ウ　商品の整備点検 エ　易・可燃性物品の管理点検 （６）消防資機材等の整備 情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を整備する。 （７）情報の収集、伝達体制の確立 ア　市町村、消防署等防災機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に顧客従業員に対して伝達する体制を確立する。 イ　事業所の実状に応じた、収集伝達すべき情報を選定する。
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	（１）テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手する。 （２）自衛防災体制を準備、確認する。 （３）消防計画等により警戒宣言時にとるべき措置を準備、確認する。 （４）その他、顧客、従業員に対する安全対策措置等、必要に応じて防災措置をとる。
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	（１）自衛防災組織の活動体制を確認する。 ア　自衛防災組織の編成を確認する。 イ　自衛防災本部を設置する。 ウ　自衛防災本部の役割分担を確認する。 （２）情報の収集、伝達体制をとる。 市町村、消防署等防災機関及びテレビ、ラジオ等により入手した情報を、正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する。

区　　分	と　　る　　べ　　き　　措　　置
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	（3）危険防止措置を確認する。 ア　施設、設備を確認する。 イ　商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒・落下防止措置を確認する。 （4）出火防止措置を確認する。 ア　火気器具等の使用は原則として自粛するものとし、やむを得ず使用する場合は最小限とし、いつでも消火できる体制をとる。 イ　火気使用場所及び周辺を確認する。 ウ　消防水利、機材を確認する。 エ　易・可燃性物品を確認する。 （5）防災資機材等を確認する。 情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を確認する。 （6）食料品等生活必需物資を販売（取扱い）する事業所においては、県民生活の確保と混乱防止のため、原則として営業を継続する。 （7）不特定かつ多数の者が出入する劇場、映画館、百貨店、旅館及び地下街の店舗等においては、混乱防止のため、原則として営業を自粛する。 （8）石油類、火薬類、高圧ガス等、出火、爆発等周辺地域に対して危険な影響を与える可能性のある事業所においては、原則として営業を自粛する。 （9）バス、タクシー及び生活必需物資を輸送する車両以外の車両の使用は、原則として自粛する。 (10) 一般事業所においては、原則として平常営業とするが、特に従業員を退社させる必要のある事業所においては、駅、停留所、道路の混雑状況及び警戒宣言情報の内容等を考慮して、時差退社させる。 なお、近距離通勤者については、徒歩等によるものとし、原則として交通機関を利用しない。 (11) 電話の使用を自粛する。 県、市町村、放送局等防災機関に対する電話による問合せは控える。 (12) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。

千 葉 県 地 域 防 災 計 画

第３編　　風 水 害 等 編

第１章　　総　　則

第１節　県土の保全

１　治水　（風－１－３）

２　治山　（風－１－５）

３　海岸　（風－１－５）

本編は、第１編総則で示された目的や基本的な考え方に基づき、集中豪雨や台風、竜巻などに起因する風水害等による被害を軽減し、県民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、災害時における災害応急対策及びその後の復旧・復興対策の基本について定め、防災対策に万全を期するものとする。

第１節　県土の保全

本県の位置する房総半島は、四方を海と河川に囲まれ、南部には山間部が広がっており、降雨・暴風等により被害を受けやすい地形的条件にはあるが、治水事業、治山事業等が計画的に推進されてきたため、近年は、風水害による被害は最小限にとどめられているところである。

しかしながら、都市化の進展、県民の生活様式の変化による上下水道、電気、ガス等ライフラインへの生活の依存度の高まり、高齢化の進展などによる要配慮者の増加や、住民の相互扶助意識の低下など、防災面に関する様々な課題が指摘されている。

台風や集中豪雨、竜巻などの発生を防ぐことはできないが、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本とし、「命を守る」ことを最優先とした対策を講じていくものとする。

1　治　水

河川の流水が人類に与える利益には、計り知れないものがある反面、豪雨の際には、市街地の宅地の浸水被害や、耕地を押し流し、農作物に被害を与えるなど大災害を発生する原因となっている。

特に狭い国土に多数の人口を擁しているわが国では、高度の土地利用が要求され、河川流域の利用度が著しく高いため、ひとたび河川が氾濫すると、被害は多大なものとなる。そこで災害発生の可能性を軽減し、又は発生した災害を最小限度にするために、築堤や河道掘削等の河川改修を推進するとともに、これらの河川管理者等が主体となって行う治水対策に加え、流域のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」の推進が重要である。

県の境界線を流れる江戸川、利根川は、直轄河川として国が直接改修工事を行っており、この改修は、本県にとって治水上大きな影響があることから、これらの推進も重要である。

<資料編８－３　河川法一・二級河川一覧表>

県下各河川の特徴（利根川・江戸川を除く）

河川の地域区分	主 要 河 川 名	特　　徴
利根川・江戸川支川	坂川、座生川、亀成川、長門川、根木名川、小野川、黒部川、清水川　　等	1　北部は利根川、西部は江戸川に接した軟弱地盤の低地を形成しているが、流域の大部分は下総台地からなる。 2　下総台地を水源とした河川は、北部又は西部の低地に流れ利根川・江戸川に注ぐ内水河川となっており、出水時には本川の水位上昇が長期におよぶため排水に苦しむ地域である。 3　利根川沿川地域を中心に農地の面的整備が進んでおり、台地部では西から都市化が進行してきている。 4　台地部の都市化の進展により流出増を招き、下流河川への負担を大きくしている。 5　洪水時には、水防活動が重要な地域である。
東京湾沿岸河川	真間川、海老川、都川、村田川、養老川、小櫃川、小糸川　　等	1　北部は下総台地、南部は東京湾沿岸平野の低地を形成している。 2　下総台地を水源とする河川は東京湾沿岸平野を流れ、東京湾に注いでおり、下流部は潮位の影響を受けやすい。 3　都市化が最も進んでいる地域であり、河川の水環境は悪化し、緑地等も減少している。 4　河口部は干潟を形成していたが、現在ではそのほとんどが埋め立て地になっている。 5　全域において都市化が進み、水害の発生頻度が高い状況にある。

河川の地域区分	主 要 河 川 名	特　　徴
九十九里河川	新川、栗山川、木戸川、作田川、真亀川、南白亀川、一宮川　　等	1　西部は下総台地、東部は太平洋に面した九十九里平野を形成している。 2　河川は下総台地を水源とし、低平地である九十九里平野を緩やかに流れ、太平洋に注いでおり、河口部付近では河口閉塞がみられる。 3　中・上流部の水田の排水路整備により流出形態が変化し下流部に影響を与えている。 4　中流部の市街地では、河川の流下能力不足による浸水被害が度々発生している。 5　氾濫原であった河川沿いの低地部が市街化されたことにより浸水被害が拡大した。
上総丘陵河川	養老川、小櫃川、小糸川、湊川、夷隅川　　等	1　豊かな自然環境に恵まれた水源かん養地域で流域の大きな河川が多く、県下で最大の多雨地帯となっている。 2　上流部は谷が深く急峻で中流部にかけて蛇行が激しく、一部河川では河口閉塞が発生している。 3　上流部は砂防河川に指定されている区域が多い。 4　洪水調節や農業、水道用の水源となるダムが数多く建設されている。
安 房 河 川	佐久間川、岩井川、平久里川、長尾川、加茂川、丸山川、大風沢川　　等	1　急峻な地形が大部分を占め、平地が少なく、地すべり地帯を形成している。 2　小河川が多く、丘陵部の上流は砂防河川として改修を行っている。 3　急流河川のため局部的な河床変動が生じている。 4　観光開発に伴う流出増が懸念される。
湖　　沼	印旛沼、手賀沼	1　排水が不良の低湿地地帯にあり、出水時には機械排水を行っている。

２　治　　山

本県の山岳地帯は、安房郡市一帯と君津地域の一部に限られるが、地形が錯そうし、急流が多く、地質が軟弱なため崩壊、崩落及び侵食が激しく、洪水氾濫、土砂流出等が見られるのみならず、小規模の地すべりも各所に起きて、道路、護岸等の公共施設や農宅地被害をしばしばもたらしている。

このため、治山事業等の推進により森林を維持・造成し、山地からの土砂流出等を防ぎ、災害の軽減・防止を図ることが重要である。

３　海　　岸

本県の海岸線の総延長は河川の河口部を含め約５３４㎞で、このうち海岸保全施設を整備する必要のあるものは、約３０２㎞である。

本県の海岸の特性として、被害の様相は、内湾地域はおもに高潮による被害、外洋いわゆる外房一帯は、波浪による侵食とに分けられる。従って、保全施設の構造についてもこの特性に応じて、内湾地帯は緩傾斜護岸、外房地帯には緩傾斜護岸とヘッドランド（人工岬）、養浜との組合せ等を行って、高潮による災害防止と波浪による海岸侵食防止を図っている。

昭和２５年度から海岸事業に国庫補助の途がひらかれて以来、本県の海岸保全施設事業も着々とその成果をあげているが、海岸保全施設の公共的重要性が増大してきている。

また、幕張新都心、京葉臨海工業地帯などの後背地保全のためにも、高潮対策が特に重要視されている。

<資料編８－６ 海岸法 海岸保全区域一覧表>

第２章　災害予防計画

第１節　防災意識の向上

１　防災教育　（風－２－３）
２　過去の災害教訓の伝承　（風－２－３）
３　防災広報の充実　（風－２－３）
４　自主防災体制の強化　（風－２－５）
５　防災訓練の充実　（風－２－６）

第２節　水害予防対策

１　水害予防計画　（風－２－８）
２　高潮予防計画　（風－２－12）

第３節　土砂災害予防対策

１　土砂災害防止法に基づく対策の推進　（風－２－15）
２　土砂災害に対する警戒避難体制の整備　（風－２－16）
３　防災知識の普及啓発　（風－２－17）
４　県土保全事業の推進　（風－２－17）
５　孤立集落対策　（風－２－19）
６　災害に強いまちづくりの推進　（風－２－20）

第４節　風害予防対策

１　台風・竜巻等に関する知識の普及啓発　（風－２－21）
２　農作物等の風害防止対策　（風－２－22）
３　電力施設風害防止対策　（風－２－22）
４　通信施設風害防止対策　（風－２－23）
５　水道施設の風害による停電対策　（風－２－24）
６　共同溝・電線共同溝等の整備　（風－２－24）

第５節　雪害予防対策

１　道路雪害防止対策　（風－２－25）
２　農作物等の雪害防止対策　（風－２－25）
３　電力施設雪害防止対策　（風－２－27）
４　通信施設雪害防止対策　（風－２－27）

第６節　火災予防対策

１　火災予防に係る立入検査　（風－２－28）
２　住宅防火対策　（風－２－28）
３　火災予防についての啓発　（風－２－28）

第７節　消防計画

１　消防体制・施設の強化　（風－２－30）
２　消防職員、団員等の教育訓練　（風－２－30）
３　市町村相互の応援体制　（風－２－30）
４　広域航空消防応援体制　（風－２－31）
５　消防思想の普及　（風－２－31）
６　市町村の消防計画及びその推進　（風－２－31）

第８節　要配慮者等の安全確保のための体制整備
１　避難行動要支援者への対応　（風－２－33）
２　要配慮者全般への対応　（風－２－35）
３　社会福祉施設等における防災対策　（風－２－37）
４　外国人への対応　（風－２－37）
第９節　情報連絡体制の整備
１　県における災害情報通信施設の整備　（風－２－38）
２　市町村における災害通信施設の整備　（風－２－41）
３　警察における災害通信網の整備　（風－２－41）
４　東京電力パワーグリッド㈱における被害情報伝達体制の整備　（風－２－41）
５　東日本電信電話㈱千葉事業部における災害通信施設の整備　（風－２－41）
６　㈱ＮＴＴドコモ千葉支店における災害通信施設の整備　（風－２－42）
７　ＫＤＤＩ㈱における電気通信サービス施設の整備　（風－２－42）
８　ソフトバンク㈱における災害通信施設等の整備　（風－２－42）
９　楽天モバイル㈱における災害通信施設等の整備　（風－２－42）
10　非常通信体制の充実強化　（風－２－42）
11　アマチュア無線の活用　（風－２－42）
12　その他通信網の整備　（風－２－42）
第10節　備蓄・物流計画
１　食料・生活必需物資等の供給体制の整備　（風－２－43）
２　医薬品及び応急医療資機材等の整備　（風－２－44）
３　水防用資機材の整備　（風－２－45）
第11節　防災施設の整備
１　防災危機管理センターの整備　（風－２－46）
２　防災センターの整備　（風－２－46）
３　県消防学校における防災教育機能　（風－２－46）
４　避難施設の整備　（風－２－46）
５　道の駅の防災機能強化　（風－２－49）
第12節　帰宅困難者等対策
１　一斉帰宅の抑制　（風－２－50）
２　情報連絡体制の整備　（風－２－50）
３　帰宅困難者等への情報提供　（風－２－50）
４　大規模集客施設を管理する事業者及び鉄道事業者の取組み　（風－２－50）
第13節　防災体制の整備
１　県の防災体制の整備　（風－２－51）

第１節　防災意識の向上

災害による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、県民の生命、身体、財産を守るためには、防災関係機関の防災対策の推進にあわせて、県民一人ひとりが「自らの身の安全は、自らが守る（自助）」ことを基本認識としながら、災害についての正しい認識をもち、日頃から災害時に冷静に行動できる力を身につけることが最も重要なことである。

このため、県、市町村、防災関係機関は、防災教育の推進に努めるとともに、特に台風シーズン到来前などの時期をねらい、可能な限り多様な媒体を用いて防災及び減災思想の普及、啓発活動を行い、県民の防災及び減災意識の向上を図るとともに、各地域の自主防災組織、各事業所の防災体制の充実を図る。

さらに、これら組織が災害時に円滑かつ的確に活動できるよう、実践的な防災訓練を積極的に実施する。

なお、防災知識の普及に当たっては、気候変動の影響も踏まえつつ、高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他の要配慮者への広報にも十分配慮するとともに、男女双方の視点を盛り込んだわかりやすい広報資料の作成に努める。

１　防災教育（全庁、市町村）

県、市町村、防災関係機関は、地域コミュニティにおける社会活動等を促進し、多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図り、地域住民を含めた社会全体の防災力の向上を図る。

特に幼少期からの防災教育が有効であることから、児童生徒等が災害や防災についての基礎的・基本的な事項を理解し、災害時には自らの判断の元に適切に対応し避難する力を養うため、教育機関においては、家庭や地域の消防団員等と連携し、防災に関する教育の充実に努める。

また、防災教育の推進に当たっては、各学校において、児童生徒等の発達段階に応じた指導を行うとともに、自らの安全確保はもとより、他者や地域の防災に貢献しようとする態度を身につけるなど、防災意識の向上を図り、より具体的で継続的な指導を展開するものとする。

２　過去の災害教訓の伝承（全庁、市町村）

県及び市町村は、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、県民に閲覧できるよう公開に努めるものとする。

また、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

県民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自ら災害に備える手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。

３　防災広報の充実（全庁、市町村）

平時から正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身につけるなど、自助・共助の取組みを強化するため、県、市町村をはじめとする様々な防災関係機関が、あらゆる広報媒体や気象防災アドバイザー等の専門家の知見を活用し防災広報の充実に努める。

（１）広報すべき内容

防災知識の普及に当っては、特に、県民及び災害関係職員に対して周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及するものとする。なお、普及すべき事項は、おおむね次のとおりである。

ア　災害時の心得

災害が発生し、又は発生のおそれがあるときにおいて、あらかじめ各世帯が承知しておくべき次の事項の周知に努めるものとする。

（ア）避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報や５段階の警戒レベル等の関係性の意味と内容及び地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動についての説明

（イ）食料、飲料水等の備蓄、救急用品等非常持出品の準備
（ウ）避難所での感染症対策として、マスク、消毒液、体温計等の携行
（エ）医薬品、福祉器具、紙おむつ、液体ミルク、粉ミルク、哺乳びん、食物アレルギーに対応した食料など、要配慮者に特に必要な物資の備蓄
（オ）「災害・避難カード」を活用した避難路、避難地、避難方法及び避難時の心得
（カ）指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
（キ）通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
（ク）自動車へのこまめな満タン給油
（ケ）被災世帯の心得ておくべき事項
（コ）防災学習（自助・共助・公助についての考え方を含む）
（サ）保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
（シ）飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
（ス）家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

イ　災害危険箇所等

水害、土砂災害等の災害危険箇所の公表を行うとともに、市町村によるハザードマップの作成を促進する。

また、水防活動や避難行動の参考情報として県内の雨量や河川水位情報等を逐次公表する。

ウ　災害予防の概要

災害による被害が、各世帯における防災知識の徹底によって防止される事項、例えば台風時における家屋の保全方法等については、それぞれ予想される災害シーズン前に各世帯へ周知徹底するよう努めるものとする。

エ　県地域防災計画の概要

災害対策基本法第４０条第４項に基づく「千葉県地域防災計画」の要旨の公表は、千葉県防災会議が千葉県地域防災計画を作成し、または修正した時に、その概要について行う。

（２）実施方法

ア　新聞の利用

各新聞社の協力を得て防災知識の普及を図る。

イ　ラジオ、テレビの利用

防災知識の普及啓発は常時行うことが必要である。なお、季節的に発生が予想される災害については、その季節の到来前に重点的に行う。

ウ　防災行政無線、有線放送の利用

防災行政無線、市町村有線放送を利用して、防災知識、災害に関する資料放送、録音テープ又は放送台本等の放送を随時行う。

エ　広報紙

防災に関しての知識を深めるため、ちば県民だより、電話帳（ＮＴＴハローページ）及び市町村等の広報紙に、防災知識に関する事項を掲載する。

オ　防災に関する講演会、説明会、座談会等の開催

地震、台風、洪水、火災等に関する講演会、説明会、座談会を開催して防災意識の向上を図るとともに、災害の予防対策に役立たせるため、随時県民及び市町村職員その他関係者を対象として実施する。

カ　学校教育

児童生徒等の防災知識の普及と防災意識の向上を図るため、教材となる資料を提供する。

学校においては、地域の災害リスクやとるべき避難行動等を含めた、児童生徒への防災教育の充実を図る。

キ　西部防災センターの活用

センターのＶＲなどの体験施設等を通じて、地震、台風、洪水、火災等の災害に関する知識の啓発を図る。

ク　消防学校

県民や自主防災組織、企業などを対象に実践的な訓練・研修を行い、防災力の向上を図る。

ケ　インターネットの活用

ホームページ等に防災意識高揚のための動画を掲載するなど、防災知識の普及啓発を図る。

（3）報道機関との協力

報道機関から防災に関する報道に当たり、資料の提供等の依頼を受けた場合は、積極的に協力する。

災害広報を行うに当たり、必要と認める場合は、報道機関に対し協力を依頼する。

4　自主防災体制の強化（防災危機管理部、商工労働部、市町村）

発災直後の自助の取組みに加え、地域のつながりにより、自発的に救助活動や消防活動を行う自主防災組織などの共助や事業所防災体制を強化するなど、地域コミュニティにおける防災体制を充実させることも重要である。

（1）自主防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援

災害による被害の防止又は軽減を図るためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助として、住民の自主的な救助活動や防災活動、具体的には、住民自ら予防対策の推進、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導、避難所運営等を行うことが必要であり、特に高齢者、障害者等の所在を把握し、救出救護体制を整備することが必要である。

このため、市町村は地域住民による自主防災組織の設置促進と活性化を図ることとし、日頃から大災害が発生した場合を想定した訓練の実施などを推進する。また、市町村は、避難行動要支援者の救出救護体制の整備として、避難支援等関係者と連携して避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別避難計画の作成を進めることとする。

県は、自主防災組織の機能強化を図るため、市町村及び気象防災アドバイザー等の専門家との連携のもと、大規模災害時において各組織を取りまとめ、行政との連絡調整役を担う災害対策コーディネーターの養成や、消防学校において、地域防災力の中核を担う自主防災組織や企業の自衛防災組織などを対象に実践的な訓練・研修を実施するなど、共助の中核となる人材育成を促進する。

自主防災組織は、日頃地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験や能力を活用するとともに、十分な活動ができるよう各種資機材の整備の充実に努める。

また、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るためには、継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員、小中学校、地域のボランティア等の地域コミュニティによる防災ネットワークづくりが重要であり、県と市町村は協力してこれを促進する。

なお、自主防災組織の活動形態は次のとおりである。

自主防災組織の活動形態

平常時	1　防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） 2　災害危険度の把握（土砂災害警戒区域、地域の災害履歴、ハザードマップ） 3　防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） 4　家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検） 5　防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備） 6　要配慮者対策（要配慮者の把握、支援方法の整理など） 7　他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との避難所運営訓練）

災害時	1　情報の収集及び伝達（被害の状況、気象警報及び注意報、ライフラインの状況、避難指示など） 2　出火防止、初期消火 3　救出・救護（救出活動・救護活動） 4　避難（避難誘導、避難所の運営等） 5　給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出しなど）

（2）事業所防災体制の強化

ア　防災・防火管理体制の強化

学校、病院、百貨店等多数の人が出入りする施設について、管理権原者は防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備を行うので、消防機関は出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

高層建築物、雑居ビル、地下街等で管理権原の分かれているものについて、その管理権原者は、統括防火管理者を協議して選任し、当該建築物全体の消防計画の作成、各種訓練の実施、廊下、階段等避難上必要な施設の管理を行うので、消防機関は、出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

また、百貨店・ホテル・オフィスビル等多数の人が利用する大規模・高層の建築物等について、管理権原者は、自衛消防組織の設置とともに、防災対策として、防災管理者を選任し、防災に係る消防計画の作成、避難訓練の実施を行うので、消防機関は事業所における消防防災体制を強化し、自衛消防力を確保するよう指導する。

なお、管理権原の分かれているものについて、その管理権原者は、統括防災管理者を協議して選任し、防災に係る当該建築物全体の消防計画の作成、避難訓練の実施を行うので、消防機関は事業所における消防防災体制を強化し、自衛消防力を確保するよう指導する。

イ　危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織

危険物施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、地震によって高圧ガス施設等に被害が生じた場合には防災機関のみでは十分な対応を図ることができないことが考えられる。

このため、消防本部は危険物施設等管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。

また、高圧ガス関係業界が地域的な防災組織を設立し、相互に効果的な応援活動を行うことができる体制の確立を図る必要があることから、県及び千葉市は高圧ガス関係保安団体に対し防災活動に関する技術の向上、連携体制の確立、保安教育及び防災訓練の実施等に関し指導・助言を与え、その育成強化を図る。

ウ　中小企業の事業継続

震災等の危機管理対策の取組が遅れている中小企業者等を対象に、事業継続計画（ＢＣＰ）の策定について、普及啓発と取組の促進を図る。

また、中小企業者等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を図るため、商工会及び商工会議所が市町村と共同して作成する事業継続力強化支援計画の策定の促進を図る。

5　防災訓練の充実（防災危機管理部、県土整備部、市町村）

災害時における防災活動の迅速かつ円滑な実施を期するため、各防災関係機関相互及び地域の自主防災組織や住民との協力体制の確立に重点を置いた総合訓練や各個別訓練を次のとおり実施する。

実施に当たっては、風水害及び被害の想定を明らかにするとともに通信や交通の途絶、停電、感染症が拡大している状況等、様々な条件を設定し、参加者自身の判断が求められるなど実践的なものとなるよう工夫する。

また、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。

訓練後には評価を行い、課題等を明らかにしてその改善に努める。

（1）水防訓練

水防管理団体は、その地域の水防に関する計画に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、次の方法により水防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ広域洪水等を予想して水防管理団体が連合し、又は県が近県と連合する等、関係団体が合同して実施するものとする。

ア　実施の時期

洪水が予想される時期前の最も訓練効果の上がる時期を選んで実施する。

イ　実施地域

河川危険箇所等、洪水のおそれがある地域において実施する。

ウ　方法

実施に当たり、関係機関が緊密な連絡をとり、必要に応じ他の関連する訓練と併せて実施する。

（2）消防訓練

市町村は、市町村の消防に関する計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を実施する。

（3）避難等救助訓練

市町村その他関係機関は、関係の計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動と併せ、又は単独で訓練を実施するものとする。なお、学校、病院、鉄道、社会福祉施設、工場、事業所、百貨店等にあっては、収容者等の人命保護のため、特に避難についての施設を整備し、訓練を実施するものとする。また、地域の自主防災組織や住民の参加を得て、地域の実情に即した避難訓練を行うことも必要である。

（4）災害対策本部訓練

県は、大規模地震と同様に、台風や大雨等の風水害を想定した災害対策本部運営に係る図上訓練を実施し、災害対策本部設置前の活動や災害対策本部の設置（及び災害即応体制からの移行）運営、国・近隣自治体・防災関係機関等との連携及び広域応援等に係る図上訓練を実施する。

（5）総合防災訓練

県、市町村及び関係機関は合同して、各種の総合防災訓練を実施する。

第２節　水害予防対策

台風や集中豪雨などに起因して発生する水害から、県民の生命、身体、財産を守るため、河川改修等の治水事業を実施し防災対策の推進を図るほか、高潮対策を推進する。

１　水害予防計画（環境生活部、農林水産部、県土整備部）

（１）森林の水源かん養機能等による流出抑制対策

県下の森林は、一部海岸沿いを除いては、中央部に集中している。

森林は、緑のダム、天然のダムといわれるほど多量の雨水を貯溜し、流量を調節するとともに、山崩れを防止する機能をもっている。

このため、森林を保安林に指定し、立木の伐採制限、植栽義務を課する等により、水源かん養機能を高め、洪水等を未然に防止するほか、治山事業の実施により、山地崩壊の防止及び復旧、森林の造成等を行い、水源かん養のほか土砂流出防止等の機能を高めるよう努めることとしている。

また、地下水かん養機能の低下が一因とされる都市型水害予防のため、都市化地域の地下水かん養機能を高める対策を進める。

（２）渓流・山林等の治山・砂防に関する事業

森林は、山崩れ、表面侵食、土砂の下流部への流出の防止機能を持っている。

治山事業は、森林の維持造成を通じて、山地に起因する災害から県民の生命・財産を保全するとともに、水源のかん養等を図る重要な国土政策のひとつであり、水害の予防にも貢献するものである。

本県の治山・砂防事業は、地質が脆弱で、崩壊や崩落が各所に見られる県南部地区で実施されており、えん堤工、渓流保全工、山腹工等が主要な事業内容となっている。

（３）農作物等の水害予防対策

水害とは、地表水の過剰によって受ける直接又は間接の被害をいうが、大雨によって河川が氾濫して田畑を浸したり、洪水によって田畑を流失したり、山崩れによって田畑を埋没したりする農地に対する被害もあれば、冠水によって農作物が腐敗したり、病害虫を発生するなど間接のものもある。

また、被害を与える水の方から考えると、大別して二つとなる。第１は流水による直接破壊、第２は流水の運搬性である。

ア　水害の気象的条件

雨による災害の発生は総雨量もさることながら、どれだけの時間内に降ったかが大きな要因となる。同じ５０㎜の雨でも、１日を通して降った場合は災害に結びつくことは少ないが、それが１時間で降った場合は大きな被害を引き起こすことが多い。

大雨の降り方と水害の規模には次の３つのタイプがある。

（ア）短時間強雨

雷雨など、短時間に降る強い雨によって、低地の浸水、中小河川や水路の急な増水などが発生する。

（イ）短時間強雨を含む大雨（集中豪雨）

台風、低気圧、前線活動による大雨（強雨を伴う）で、低地の浸水、土石流、山・がけ崩れ、河川の洪水・氾濫など大きな災害に結びつくことが多い。

（ウ）一様な降り方の大雨

前線活動などによる大雨が持続することにより河川が次第に増水し、低地の浸水や洪水などの災害に結びつく。また、土石流、山・がけ崩れが発生することもある。ただし、雨が降り始めてから災害発生までには時間的余裕がある。

イ　水害に対する恒久的な防ぎ方

（ア）農林業経営の立場からの対策

豪雨や長雨の時期をはずして栽培することや、水害に対して抵抗力のある作物を栽培するなど、農業経営（価格差等）及び水害に対する危険度を考えに入れたうえで、利益の期待値を大きくするなどの方法がとられている。農業の多角経営もこの部類に入れることができる。要するに、時間と空間と対象を考慮して、水害による被害を最小限にしようとするものである。

（イ）農林土木からの対策

農産物の被害や農地、農林用施設の被害を未然に防止するため、防災事業を行う。

ウ　水害に対する応急的な防ぎ方

水害に対する応急的な対策は、大別して二つとすることができる。第１は、水害直前の対策、第２は、水害発生中ないし直後の対策である。

（ア）水害直前の対策

水害が予想されるときは、河川堤防の補強、土俵の配置、あるいは臨時の堤防を築くなどするほか、ポンプ排水やダムの放流などを行ない、洪水の調節に努める。また、被災物を外に移動することも行われる。しかし、農林災害の対象となるものの多くは移動が不可能である。

水害の予想されるときは、溝を補修して水はけをよくしておくこと、排水のための準備、避難の準備をしておくことなども重要である。

（イ）水害直後の対策

水害をうけた農作物に対する応急処置は、作物によっても異なるが、一般的なものとしては、水路の阻害物を除去したり、排水ポンプ等により、耕地の停滞水をなるべく早く除去すること、浸水のため根元が現れたときは、他から土をもってきて株元を固定すること、収穫期にある農作物は水が引いたならば、なるべく早く収穫してよく乾燥させること、病害虫防除の対策をとること、回復の見込みのないものは取りかたづける、弱っている作物に生育を促す肥料をやる、といったことが必要である。また逆に窒素肥料は、水稲の水害を大きくするから、控えるといった注意も必要である。

エ　水害等に対する事前対策

基幹的な排水施設を事前に運転するなど、気象条件等から必要な対策を的確に実施する。

（４）河川改修等の治水事業

千葉県の河川は、県管理の一級河川として根木名川ほか８８河川、二級河川として養老川ほか１３６河川があり、国の交付金を受けて広域河川改修事業、住宅市街地基盤整備事業、総合治水対策特定河川事業、都市基盤河川改修事業等を実施してきた。

これまでの河川改修によって、治水安全度は着実に向上しているが、局所的集中豪雨や都市化の進展などに起因する水害の発生がいまだ多く見られ、最近は、河川から越水する外水氾濫よりは、雨水が河川に十分排水されないことに起因する内水氾濫が多くなっている。これは、河川流下断面の不足により河川の水位が高くなってしまうことや主として市町村が行う都市下水等の内水排除施設の能力不足に起因しており、引き続き治水安全度を高めるための施策の実施が必要である。

ア　河川の整備

時間雨量５０㎜（年超過確率おおむね1/10の降雨）に対して安全な河川整備を進める。

河川法により、河川管理者は水系ごとに河川整備基本方針を定め、また、計画的に河川の整備を実施すべき区間について河川整備計画を定めることとなっている。

イ　雨水排水の流出抑制

県では、宅地開発による雨水の流出量の増大に対処するため、従来、調整池を設置し流出量の増加を抑制してきたが、地下水のかん養、平常時における河川流量の保全、ヒートアイランド現象の緩和等、水循環の保全・再生を目的に貯留浸透施設の導入を考慮した「千葉県における宅地開発等に伴う雨水排水・貯留浸透計画策定の手引」を平成１５年に策定した。同手引に基づき、雨水排水の流出抑制対策を推進する。

（５）浸水想定区域等の作成及び公表

ア　浸水想定区域の調査

県及び市町村は河川周辺地域での外水及び内水の氾濫の影響により、家屋の浸水が予想される浸水想定区域をあらかじめ調査し、水害による被害の軽減に努めるものとする。

（ア）洪水浸水想定区域等の作成及び公表

県は水害リスク情報を住民に分かりやすく伝え、住民の適切な避難行動を促すため、県管理の一・二級河川、湖沼のうち、水防法の規定により作成が必要な河川において、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図を作成・公表し、水災による被害の軽減に努めるものとする。

＜資料編８－５　洪水浸水想定区域一覧表＞

（イ）浸水想定区域等に基づいた洪水ハザードマップ作成

洪水ハザードマップは、水害時の人的被害の防止、啓発活動などを目的として各市町村が作成、公表し、地域住民への周知を図るものである。

県は、洪水ハザードマップ作成の基礎資料となる浸水想定区域図等を市町村に情報提供するとともに、インターネット等を通じて浸水想定区域図等の公表に努めるものとする。

（ウ）要配慮者利用施設の避難確保計画等について

市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な訓練、その他の措置に関する計画の作成が義務付けられる。その際、県は計画作成を指導する市町村に対し、技術的助言を行うものとする。

（エ）地盤沈下の調査

著しい地盤沈下が進行すると、海岸の近くでは高潮、津波に対し、河川沿いの土地では洪水の危険度が高まると同時に、自然排水機能が低下し、標高が満潮水位以下の土地ではわずかの降雨に対しても、日常的な排水に支障をきたすこととなる。

高潮、津波、洪水等の危険は、これらに対する施設設備の状況によって評価されるべきであるから、この項では、内水による危険区域という面で評価する。

もちろんこの危険は、外的条件との相対的関連によって決定されるべきであるが、ここでは累積沈下量２００㎜若しくは平均満潮面以下の区域として決定し、毎年の水準測量調査結果により見直す。

ａ　葛南地区（市川市、船橋市、習志野市の一部、浦安市）

ｂ　千葉、市原地区（千葉市、市原市の一部）

ｃ　九十九里地区（一宮町、長生村、白子町、大網白里市、茂原市、睦沢町の一部）

イ　浸水想定区域等の周知

市町村は、水害の危険性を正しく認識してもらうために、各種ハザードマップや広報紙等により、一般住民に対し浸水想定区域や避難所等の周知に必要な措置を講ずるものとする。

また、県は、市町村が各種ハザードマップを作成するにあたり必要に応じ、浸水実績図や浸水想定区域図等を提供し、支援するものとする。

ウ　災害危険区域の指定

県及び市町村は、洪水等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。

なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や浸水想定区域等を踏まえて、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。

（６）道路災害による事故防止

ア　道路防災施設等の整備

台風や集中豪雨等により落石、法面崩落、道路冠水等のおそれがある箇所について防災施設等の整備を進めることにより、災害に強い道路づくりに努める。

イ　パトロールの実施

道路交通の危険防止と交通安全の確保のため、「千葉県道路パトロール実施要領」により、パトロールの実施の徹底を図る。

ウ　異常気象時における交通規制

異常気象時において、道路災害による事故を未然に防止するため、降雨出水等により道路状態が悪く、がけ崩れ、道路損壊等が予想され、交通の安全が確保できない場合は、道路法第４６条の規定による通行の禁止又は制限を行う。また、雨量が規制基準値に達したときは、「異常気象時における道路通行規制要領」に基づく交通止めの措置をとる。なお、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。

（7）気象（降水量）、河川水位等の観測

ア　利根川（国管理）

利根川は、国土交通大臣と気象庁長官が共同で行う洪水予報及び国土交通大臣が行う水防警報の指定河川となっており、関東地方整備局がその基準観測地点に水位計を設置している。本県関係の主なものは、千葉県水防計画本編第３章第３節及び千葉県水防計画資料編第１章第２節を参照のこと。

イ　県管理河川

（ア）雨量観測所

千葉県水防テレメータ雨量観測所は、県庁局ほか９９か所に設置している。

千葉県水防計画資料編第２章「観測通報」を参照のこと。

（イ）水位観測所

千葉県水防テレメータ水位観測所は矢作局ほか１０８か所に設置している。

千葉県水防計画資料編第２章「観測通報」、第７章第３節「防災行政無線系統」、４節「水位及び雨量観測所(水防テレメータ一覧表)」を参照のこと。

このほか、既存の水位計の補完と、よりきめ細かな河川の監視体制の構築のため、危機管理型水位計を７８箇所設置している。また、市町村の避難判断の指標とされている水位計近傍において増水の切迫性を確認できるよう、河川監視カメラを４１箇所設置している。

（ウ）気象官署の観測

第３章災害応急対策計画「情報収集・伝達体制」に基づき、気象情報の観測を行う。

＜資料編３－３　千葉県水防テレメータ観測所一覧表＞

（8）電力施設洪水対策

洪水対策は次のとおりであるが、これは洪水によりひきおこされる浸水に対するもので、堤防決壊などによる水の流勢については、特に配慮されていない。

ア　災害予防計画目標

各河川の流域を特定区域とし、浸水災害を想定する。特定区域外も四囲の状況から浸水災害を想定する。

イ　防災施設の現況

（ア）送電設備

高潮対策に準じる。

（イ）変電設備

既往の浸水実績を考慮して浸水に対処する。

（ウ）配電設備

高潮対策に準じる。

（エ）通信設備

既往の浸水実績を考慮して浸水に対処する。

ウ　防災事業計画

全般計画、実施計画とも上記イに準じ実施するよう努める。

（9）通信施設水害防止対策

ア　局外設備

過去の発生地域の調査検討により、重複災害の発生を防ぐため設備の２ルート化及び地下化を推進する。

イ　局舎設備

洪水による局舎及び局内通信設備の浸水被害予防のため、局舎浸水防止措置を計画的に実施する。

ウ　無線設備

鉄塔、パンザマスト等の基礎を流水の洗掘から防護する措置を講ずるとともに、通信機の設置場所もできるだけ２階以上にするよう配慮する。

また、停電に対処するため、予備電源装置の設置及び整備を図る。

＜資料編３－３　千葉県水防テレメータ観測所一覧表＞
＜資料編８－４　県管理河川等重要水防区域一覧表＞
＜資料編８－13　国有林内事業計画＞
＜資料編８－14　渓流又は山林等の砂防に関する事業計画表＞
＜資料編８－15　河川改修に関する治水事業計画表＞
＜資料編８－16　道路、橋梁等の維持管理及び道路災害の事故防止関係表＞

2　高潮予防計画（環境生活部、農林水産部、県土整備部）

（1）海岸高潮対策

本県海岸総延長約５３４kmのうち、浦安から洲崎までの東京湾沿岸については、伊勢湾台風規模の台風を計画気象としてこれによる計算潮位を計画高潮位とし、洲崎から銚子市の利根川河口部までは既往最高潮位により計画高潮位を算出し、さらに、波浪の影響がある箇所については、波の打ちあげ高を考慮して防潮堤の天端高を決定している。

（2）地盤沈下対策

本県の地盤沈下は、産業の発展や人口の増加とともに昭和３０年頃から発生している。その後、昭和４０年代中頃には、年間２０cmを超える沈下が千葉市、市川市、船橋市及び浦安市にみられたが、地下水及び天然ガスかん水の汲上げ規制を行った結果、昭和４８年以降は沈静化の傾向にある。

地盤沈下が生じると、回復はほとんど不可能であり、地盤沈下により低くなった地域においては、高潮対策並びに洪水対策及び常時排水不良対策のため、海岸高潮対策事業や地盤沈下対策事業により排水機場を設置している。

（3）海岸侵食対策

国土交通省、農林水産省の侵食対策事業は、＜資料編８－19　侵食対策事業関係表＞のとおりである。

（4）避難港

ア　県内漁港のうち、避難港（第4種漁港）は乙浜漁港、片貝漁港である。

イ　県内港湾において、名洗港、興津港は避難港の指定を受けている。

（5）干拓堤防等の改修事業

長浦海岸のうち、国営干拓建設事業で実施した干拓堤防は次のとおりであり、県は、国から施設の管理委託を受け維持管理を行っている。

なお、印旛沼については、昭和３８年度から水資源開発公団（現：独立行政法人水資源機構）により総合開発が実施され、干拓部分を含め全体で堤防３８，９７８mが施工された。

（T．P：東京湾平均海面）

地　区　名	堤　防　延　長	堤　防　高	堤　防　構　造
長浦干拓第３工区	2,593　m	T．P＋4.5　m	コンクリート被覆式
〃　第４工区	3,532　m	T．P＋4.5　m	〃

（6）保安林整備事業（海岸防災林造成工事、保安林緊急改良工事）

森林によって潮風害を防止するとともに、高潮、津波等の被害を防止するため、保安林整備事業

（海岸防災林造成工事、保安林緊急改良工事）を実施する。

なお、実施に当たっては、直接波浪による侵食を防止するために設置した防潮堤の後方に森林を造成して、それぞれのもつ防災機能効果の促進を期する。

（7）高潮の防止対策

昭和３１年の海岸法制定以来、海岸保全区域を指定し、高潮等について防止対策を実施することになったが、その概要は次表のとおりである。

ア　海岸保全区域　（令和3年7月1日現在）

区　　域	延　長（m）
保　全　区　域　指　定　済　延　長	303,784
内　水管理・国土保全局（国土交通省）所管	182,326
〃　港湾局（国土交通省）所管	76,652
〃　農村振興局所管	13,048
〃　水産庁所管	32,668

イ　海岸保全区域の指定を要する区域　（令和3年7月1日現在）

区　　域	延　長（m）
保　全　区　域　要　指　定　延　長	6,091
内　水管理・国土保全局（国土交通省）所管	0
〃　港湾局（国土交通省）所管	1,325
〃　農村振興局所管	0
〃　水産庁所管	4,766

ウ　高潮等により被害をうける危険のある区域

水管理・国土保全局（国土交通省）所管海岸、港湾局（国土交通省）所管海岸及び農林水産省所管海岸の危険区域は＜資料編８－６　海岸法　海岸保全区域一覧表＞のとおりである。

（8）電力施設高潮対策

高潮対策は次のとおりであるが、これは高潮によりひきおこされる浸水に対するもので、堤防決壊等による水の流勢については特に配慮されていない。

ア　災害予防計画目標　（A．P：荒川工事基準面）

（ア）火力発電設備　A．P＋4.0m（参考、護岸の高さA．P＋4.0m）

（イ）送電設備　A．P＋4.7m

（ウ）変電設備　A．P＋4.7m

（エ）配電設備　A．P＋4.0m

イ　防災施設の現況

（ア）火力発電設備

護岸の築造

a　千葉火力発電所　A．P＋5.0m（護岸）

b　五井火力発電所　A．P＋5.5m（護岸）

c　姉崎火力発電所　(a) A．P＋5.5m（護岸）(b) A．P＋4.5m（護岸）

d　袖ヶ浦火力発電所　A．P＋5.0m（護岸）

e　袖ヶ浦火力発電所隣接地区　(a) A．P＋3.6m（護岸）(b) A．P＋4.6m（護岸）

f　富津火力発電所　A．P＋4.3m（護岸）

（イ）送電設備

最高潮位A．P＋５．０ｍを目途として重要性及び有効度等を考慮して、重点的に諸対策を

実施している。

（ウ）配電設備

Ａ．Ｐ＋４．０ｍ以上の高潮に対して重要負荷に送電する架空配電線は、水面上の高さが充分とれるよう考慮して実施している。

ウ　防災事業計画

（ア）火力発電設備

新設火力発電所については、基準高潮位に対し、十分な地盤高又は床高を考慮する。既設火力発電所については、本館への海水侵入を防止することを第一の目的とし、特に必要のある発電所については、防潮堤の築造も考慮する。

（イ）送電設備

低地区に新設する架空送電線については、地表上の高さを十分確保するよう努める。

（ウ）変電設備

原則として計画高水位以上に設置し、やむをえない場合は浸水しても影響のない構造とするか、防護施設を設ける。あわせて、排水設備を設ける等の対策を行う。

（エ）配電設備

Ａ．Ｐ＋４．０ｍ以上の高潮に対して重要負荷に送電する架空配電線は、水面上の高さが充分とれるよう電柱の高さを定めて建柱する。

（オ）通信設備

既往の浸水実績を考慮して浸水に対処する。

（9）通信設備高潮災害予防対策

水害、風害、雪害防止対策に準じて、局外設備、局内設備、局舎設備等の対策を実施するとともに、移動無線の強化を図り、非常災害時における連絡、情報収集、復旧に対処する。

＜資料編３－４　海象観測所一覧表＞
＜資料編８－６　海岸法　海岸保全区域一覧表＞
＜資料編８－13　国有林内事業計画＞
＜資料編８－17　高潮対策事業表＞
＜資料編８－18　地盤沈下対策事業関係表＞
＜資料編８－19　侵食対策事業関係表＞
＜資料編８－20　海岸防災林造成事業計画＞

(10) 高潮浸水想定区域の指定等

県は、水防法に基づき、高潮浸水想定区域の指定等の必要な措置をとるものとする。

市町村は、高潮浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための事項を定めるなど、必要な措置をとるものとする。

＜資料編８－７　高潮浸水想定区域一覧表＞

第３節　土砂災害予防対策

台風や集中豪雨などに起因して発生する土砂災害から、県民の生命、身体を守るため、土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、土砂災害防止対策の推進を図る。

土砂災害の防止に関しては、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（以下「急傾斜地法」という。）、「砂防法」及び「地すべり等防止法」等に基づいた対策に努めるものとする。

１　土砂災害防止法に基づく対策の推進（県土整備部、市町村）

土砂災害（急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり）から住民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の開発行為の制限を行うことを趣旨とする「土砂災害防止法」が平成１３年４月に施行された。この法律の趣旨に則り以下の手続を推進する。

（１）土砂災害警戒区域等の指定

県は、土砂災害が発生した場合、建築物の損壊や住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を「土砂災害警戒区域」又は、「土砂災害特別警戒区域」として指定する。

また、土砂災害警戒区域等を県のホームページで公表し、広く周知する。

ア 土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として、政令で定める基準に該当するものを知事が市町村の長の意見を聴いた上で指定する。

イ 土砂災害特別警戒区域

警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合には建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制すべき土地の区域として、政令で定める基準に該当するものを知事が市町村の長の意見を聴いた上で指定する。

ウ 基礎調査予定箇所

土砂災害防止対策基本指針に基づく高精度な地形情報等を用いた危険箇所の抽出結果と、市町村からの情報提供箇所を基礎調査予定箇所として選定し、令和３年５月に公表した。

基礎調査予定箇所の調査は、市町村と連携して計画的に実施している。

＜資料編８－10 土砂災害警戒区域一覧表＞

（２）土砂災害警戒区域等における危険回避のためのソフト対策

ア　市町村は、土砂災害から住民等の生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるよう警戒避難体制の整備を図る。

イ　土砂災害特別警戒区域内において、居室を有する建築物は、想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認を行う。

ウ　土砂災害特別警戒区域内において、住宅宅地分譲や、要配慮者利用施設の建築のための開発行為は、基準に従ったものに限って許可する。

エ　土砂災害特別警戒区域内において、著しい損壊が生じるおそれがある建築物の所有者等に対して、移転等の勧告をすることができる。

また、勧告を受けた者に対し、土地の取得についてのあっせんその他の必要な措置を講ずるように努める。

（３）緊急調査及び土砂災害緊急情報

県は、土石流、地滑り又は河道閉塞による湛水を発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況となった場合、緊急調査を実施し、その結果に基づき重大な土砂災害が想定され

る土地の区域及び時期を明らかにする。

緊急調査の結果、自然現象の発生により一定の土地の区域において重大な土砂災害の急迫した危険があると認めるとき、または当該土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化したと認めるときは、当該緊急調査により得られた当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を関係する市町村の長に通知するとともに、一般に周知させるために必要な措置を講じる。

2　土砂災害に対する警戒避難体制の整備（防災危機管理部、県土整備部、警察本部、市町村）

（1）土砂災害に関する情報の収集

県及び市町村は、平常時から土砂災害警戒区域等や砂防施設等を巡視することにより、危険箇所や施設等の状況把握に努めるとともに、台風及び豪雨等により大雨が予測されるときは、住民、警察、消防団等から土砂災害発生の前兆現象や災害発生等の情報を収集する。

（2）警戒避難体制の整備等

市町村は、主として以下の項目に留意して土砂災害に対する警戒避難体制を整備するものとし、県は、これらについて市町村に対し、必要な支援を行なうものとする。

ア　市町村は、土砂災害警戒区域等ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項、その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を地域防災計画に定めるとともに、要配慮者利用施設を利用している者の円滑な警戒避難に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。

また、土砂災害が発生するおそれがある箇所についても、土砂災害警戒区域等に準じた警戒避難体制の整備に努めるものとする。

さらに、土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難体制を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布やインターネットを利用するなどの必要な措置を講じるものとする。

イ　市町村は、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報の発表など土砂災害発生の危険が予想されたときは、体制の強化を図り、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）などの土砂災害発生の切迫性や危険度の推移がわかる補足情報、前兆現象を参考にして、土砂災害発生のおそれがある地域を特定した上で、的確に、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難を発令する。

特に高齢者等避難は要配慮者等が避難を開始するための情報であることから、市町村は、当該要配慮者の避難に要する時間を的確に把握するよう努める。

また、市町村は、これらについて、必要に応じて気象台、県等に助言を求めるものとし、県は災害発生の危険性が高まった場合、市町村に対して避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、５段階の警戒レベル相当情報として区分し、必要な情報を提供するとともに、平時から、気象台等の関係機関と連携して情報の利活用について助言・周知を図る。

ウ　市町村は、市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び所在地を定めた施設については、市町村は市町村地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難指示等の情報の伝達方法を定めるとともに、当該区域内における在宅の要配慮者に対する避難支援体制の確立に努めるものとする。

エ　県及び市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

また、市町村は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

オ　市町村は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するもの

とする。

また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの市域に分割した上で、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

カ　市町村は、避難指示の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示等を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。

キ　市町村は、土砂災害警戒区域等の指定がされていない土砂災害が発生するおそれがある箇所についても、指定区域における対応に準じた警戒避難体制の整備に努めるものとする。

（3）土砂災害警戒情報の発表

県及び銚子地方気象台は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、気象業務法及び災害対策基本法に基づき、迅速かつ的確な土砂災害警戒情報の発表のための体制整備に努める。

3　防災知識の普及啓発（防災危機管理部、県土整備部）

（1）県及び市町村は、住民に対しインターネット、広報紙、パンフレット等多様な手段により、土砂災害に関する知識の普及と防災意識の向上を図るものとする。

また、全国的に実施される土砂災害防止月間等において、土砂災害から身を守るため、住民を交えた情報伝達及び避難訓練等を実施する。

（2）県は、土砂災害警戒区域等の指定箇所及び土砂災害が発生するおそれがある箇所の基礎調査結果を公表する。

また、市町村は、上記箇所が土砂災害発生のおそれがある箇所であることを対象地域の住民等に対し周知することにより、住民の防災知識の普及啓発に努める。

4　県土保全事業の推進（環境生活部・商工労働部・農林水産部・県土整備部）

土砂災害は、地形・地質等を素因とし、大雨等を誘因として発生するもので、その防止については、科学的調査により地形・地質・気象・地下構造・地下水の状況等を十分把握し、地すべり等の発生のメカニズムを解明して効果的な防止工事を進める必要がある。

（1）急傾斜地崩壊対策

本県の土砂災害（がけ崩れ）が発生するおそれがある箇所は、県南部の丘陵地から県北部の下総台地まで県下全域に分布している。特に、近年都市部では、首都近郊の都市化現象によって「がけ地」周辺まで住宅地の進出が見られる。

ア　急傾斜地崩壊危険区域の指定

県は、急傾斜地法第３条の規定により、市町村と協議のうえ急傾斜地崩壊危険区域を指定している。

現在の急傾斜地崩壊危険区域は＜資料編８－９　急傾斜地崩壊危険区域一覧表＞のとおりであるが、区域に含まれていない土砂災害が発生するおそれがある箇所についても、地域の状況に応じ、区域指定の促進を図る。

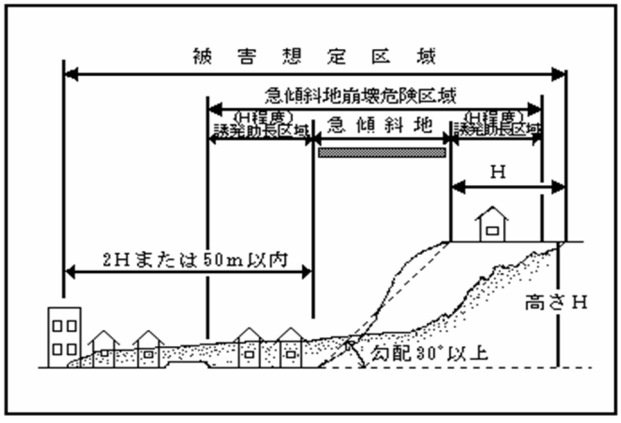
〈急傾斜地崩壊危険区域指定基準〉

次の各号に該当するがけについて、知事が必要と認めるもの。

（ア）急傾斜地の勾配が３０度以上のがけ

（イ）急傾斜地の高さが５m以上のがけ

（ウ）急傾斜地の崩壊により、危害が生ずるおそれがある人家が５戸以上あるもの、又は５戸未満であっても、官公署・学校・病院・旅館等に危害を生ずるおそれがあるもの。



イ　行為の制限

県は、急傾斜地における災害を防止するため、
急傾斜地法に基づき崩壊を助長するような行為の制限、防災措置の勧告及び改善措置の命令等を行う。

また、急傾斜地崩壊危険区域内における居室を有する建築物については、建築基準法及び千葉県建築基準法施行条例に基づく災害危険区域の指定により、建築物の建築制限を行う。

現在、災害危険区域に指定されている区域は、急傾斜地崩壊危険区域として指定されている区域のとおりである。

ウ　防止工事の実施

県は、急傾斜地崩壊危険区域内において、土地所有者、管理者及び被害を受けるおそれがある者等が防止工事を施工することが困難又は不適当と認められ、かつ、急傾斜地法に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度が高く、地域住民の協力が得られるものから順次法面防護工、排水工等の防止工事を実施している。

また、県単緊急急傾斜地崩壊対策事業及び市町村が行う防止工事に対し、県費助成を行い災害の未然防止に努めている。

エ　施設整備の向上

土砂災害（がけ崩れ）が発生するおそれがある箇所のうち、急傾斜地法第３条の規定により、特に施設整備の必要な箇所について急傾斜地崩壊危険区域に指定し、①要配慮者利用施設に係る箇所、②避難所や避難路を有する箇所、③崖の状態が悪く緊急性の高い箇所について重点的に施設整備を実施する。

（２）土石流対策

土石流が発生するおそれがある区域について、砂防法第２条により土石流の発生を助長する行為を制限するため砂防指定地の指定を進め、土石流が発生するおそれの高い箇所や保全対象が多い箇所から防止工事を実施している。

（３）地すべり対策

本県の地すべり防止区域は、房総半島南部の嶺岡山系を中心とした東南東から西北西の方向に走る著しい破砕帯に沿ってみられる。この区域を農林水産部耕地課（農林水産省所管）、農林水産部森林課（林野庁所管）、県土整備部河川整備課（国土交通省所管）の三課で分担して調査・計画を行っている。

ア　地すべり防止区域の指定

県は、市町村と協議のうえ地すべり等防止法第３条の規定により、地すべり防止区域の指定を主務大臣に申請する。

現在、防止区域に指定されている区域は＜資料編８－８　地すべり防止区域等＞表２～４のとおりであり、今後の調査により、区域指定の促進を図るものとする。

イ　行為の制限

県は、地すべりによる災害を防止するため、地すべり等防止法第１８条の規定により、地すべり防止区域内において、地すべりの防止を阻害し、又は、地すべりを助長し、若しくは誘発する行為の制限を行う。

ウ　防止工事の実施

県は、地すべり防止区域の指定を受けたときは、関係市町村と協議し、地すべり防止工事に関する基本計画を作成し、これに基づき緊急度の高い区域から順次防止工事を実施する。

（４）山地災害対策

山地災害危険地区とは、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出及び地すべりによる災害が現に発生し、又は発生する危険のある箇所で、人家又は、公共施設に被害を及ぼすおそれがある地区をいう。

県においては、調査により、山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区と判定した箇所を公表するとともに、その危険度や保全対象など、地区の状況を考慮し、計画的に治山事業を実施する。

（5）宅地造成地災害対策

宅地造成工事の施工に当たっては、関係法令等の基準に基づき、防災等の措置を講ずることとするが、特に丘陵地、急傾斜地においては、地形、地質、気象、周辺構造物、地下水の地域の実情等を考慮し、安全性の一層の確保を図る。また、大規模盛土造成地の安全性の把握及び耐震化を実施できるように市町村に対し技術支援をしていく。

ア　規制区域の指定等

宅地開発事業等を行おうとする者は、都市計画法又は宅地開発事業の基準に関する条例の規定により県の許可又は確認を必要とする。

また、県は、宅地造成工事に伴う災害の未然防止を図るため、宅地造成等規制法に基づき宅地造成工事規制区域の指定を行い、同区域内において、宅地造成に関する工事を実施しようとする者は県の許可を必要とする。

イ　宅地造成工事の指導

県は、工事の許可及び確認に際し、次の事項に留意するものとする。

（ア）災害危険区域（建築基準法第39条）、地すべり防止区域（地すべり等防止法第3条）、土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法第9条）及び急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地法第3条）については、原則として宅地造成の工事区域から除外し、工事を規制する。

（イ）宅地造成により生ずる人工がけ面は、その高さ、勾配、土質に応じ擁壁の設置その他の保護措置を講ずる。

（ウ）宅地造成工事区域内の地盤が軟弱である場合は、地盤改良の措置を講ずる。

（6）盛土の崩落を防ぐ安全対策

県は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、県及び市町村は、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。さらに、県は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。。

（7）土・石・砂利採取場災害対策

県は、土・石・砂利採取場における災害の発生を未然に防止するため、土採取条例・採石法・砂利採取法に基づく認可に際しては、周辺地域の状況等に十分留意するものとする。

また、一旦廃止された採取場は、土・石・砂利の採取法令の適用外となることから、廃止に際しては各採取業者及び関係組合に対し、指導の徹底を図ることとする。

（8）ため池等防災事業

県は、老朽化、降雨、地震等によりため池が決壊した場合に影響が大きい農業用ため池について、「ため池データベース」を整備し、改修を必要とするものから計画的に改修を行うものとする。

また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれがあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を促進する。

5　孤立集落対策（農林水産部・県土整備部）

県は、孤立するおそれがある地区を把握し、予防措置等の市町村の孤立集落対策を支援する。

＜資料編８－８　地すべり防止区域等＞
＜資料編８－９　急傾斜地崩壊危険区域一覧表＞
＜資料編８－10　土砂災害警戒区域一覧表＞
＜資料編８－11　山地災害危険地区市町村一覧表＞
＜資料編８－12　宅地造成工事規制区域一覧表＞
＜資料編８－14　渓流又は山地等の砂防に関する事業計画表＞

＜資料編８－16　道路、橋梁等の維持管理及び道路災害の事故防止関係表＞
＜資料編８－21　地すべり防止事業等の概要＞
＜資料編８－22　ため池等防災事業＞

6　災害に強いまちづくりの推進（県土整備部、市町村）

市町村は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進に当たっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

また、県及び市町村は土砂災害の発生のおそれのある土地の区域について、土砂災害に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、土砂災害に強い土地利用の推進に努めるものとする。

第４節　風害予防対策

台風や、冬期の季節風、その他局地的な暴風が発生した場合、風害による人的被害、住家等建物被害及び農作物被害が発生する。

過去の台風や竜巻等における人的被害、建物被害を踏まえ、これらに関する知識の普及啓発を図る。

また、農作物等の風害を防止又は軽減し、併せて電力施設や通信施設における風害被害の予防対策を推進する。

１　台風・竜巻等に関する知識の普及啓発（防災危機管理部）

県及び市町村は、台風・竜巻等による風害を最小限にとどめるため、県民や事業者等に対して、以下について普及啓発を図る。

（１）気象情報の確認

気象庁が発表する警報や注意報、気象情報などの防災気象情報については、平時から、テレビ・ラジオ等により確認することを心掛けること。

なお、竜巻などの激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」がある。「予告的な気象情報」と「雷注意報」は各地の気象台から、「竜巻注意情報」は気象庁から発表される。各気象情報の内容は次表のとおりである。

気象情報	内　　容
予告的な気象情報	低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、半日から1日程度前に「大雨と雷及び突風に関する千葉県気象情報」等の標題で予告的な気象情報が発表される。 竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。
雷注意報	積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風など）の発生により被害が予想される数時間前に発表される。 竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、千葉県北西部、北東部、南部の区域に分けて発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が千葉県北西部、北東部、南部の区域に分けて発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね１時間である。
竜巻発生確度ナウキャスト	気象ドップラーレーダーの観測などを利用して、竜巻等の激しい突風が今にも発生する（発生している）可能性のある地域分布図（10㎞格子単位）で表し、その１時間後までを予測する。 平常時を含めて常時１０分毎に発表される。 発生確度は「竜巻が現在発生している（または今にも発生する）可能性の程度」を示すものである。

（2）身を守るための知識

台風などによる気象災害から身を守るためには、正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難すること。

また、避難する時間が少ない竜巻等から身を守るためには、次のことを心掛け、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めること。

ア　竜巻が発生するような発達した積乱雲の近づく兆し

（ア）真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる

（イ）雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする

（ウ）ヒヤッとした冷たい風が吹き出す

（エ）大粒の雨やひょうが降りだす

イ　発生時に屋内にいる場合

（ア）窓を開けない、窓から離れる、カーテンを引く

（イ）雨戸・シャッターを閉める

（ウ）１階の家の中心に近い、窓のない部屋に移動する

（エ）頑丈な机やテーブルの下に入り、両腕で頭と首を守る

ウ　発生時に屋外にいる場合

（ア）車庫・物置・プレハブを避難場所にしない

（イ）橋や陸橋の下に行かない

（ウ）近くの頑丈な建物に避難する、又は頑丈な構造物の物陰や近くの水路やくぼみに身を伏せ、両腕で頭と首を守る

（エ）電柱や太い樹木であっても倒壊することがあり危険であるため近づかない

2　農作物等の風害防止対策（農林水産部）

台風、冬期の季節風、その他局地的な強風等による農作物等への被害を防止するため、以下の予防対策を推進する。

（1）多目的防災網の設置

多目的防災網は、風だけでなく、降雹、害虫、鳥など多目的な効果が得られる。

強風害及び降雹を伴う強風害を防ぐために、適期に多目的防災網を設置する必要がある。

（2）防風林の設置

防風林は、風害を起こす風向きに対して直角に、またできるだけ長く連続して設置する必要がある。林帯の幅は樹高の５倍程度、実距離で３０m程度が望ましいが、農業地では１０m程度までが一般的である。

防風林用の樹種としては、土地の気候風土に適応し、成長が早く旺盛で、樹高が高く、幹・枝が強く折れにくい樹種が望ましい。一般的な防風林用の樹種としては、クロマツ、スギ、ヒノキのほか、カシ類、シイ類、ヤブツバキ、マサキ、などがある。

（3）　防風垣及び防風ネットの設置

ア　果樹園の周囲に設置するが、風向、風質、風速等により園を細分して囲う必要がある。なお、栽植果樹に接近するので、防風垣の場合は養水分の競合を起こさせない樹種を選ぶこと。

イ　幅員及び高さ

一列植とし１～１．５m幅で高さは一定しないが３～９m位とする。なお、下葉の枯上りを防ぐため栽植距離その他管理に万全をつくすこと。

3　電力施設風害防止対策

（1）強風対策

ア　災害予防計画目標

建物に対する風圧力は建築基準法による。

送電、配電、通信の各設備に対する風圧荷重は、電気設備技術基準の各該当項目による。なお、変電設備の屋外鉄構については風速４０m/Sとしている。

イ　防災施設の現況

各設備とも、災害予防計画目標に基づき次により設置している。

（ア）送電設備

計画設計時に電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は、補強等により対処する。

災害時における倒木等による停電被害を未然に防止するため、県と連携し、平常時から計画的な樹木の伐採に努める。

電線路に接近して倒壊し易い工作物（例えばテレビアンテナ等）を設置しないよう、平常時からＰＲして一般の協力を求めるが、やむを得ない場合は、倒壊する事がないように施設の強化を依頼する。

（イ）変電設備

最近の標準設計では、屋外鉄構の強度は風速４０m/Sの風圧に耐え得るものにしている。

（ウ）配電設備

電柱および電線の強度は、風速４０m/Sの風圧に耐え得るように設計し、その他については送電設備に準じている。

（エ）通信設備

無線のアンテナ支持物に対する強度は、前記のとおり電気設備技術基準によっている。

ウ　防災事業計画

全般計画及び実施計画は、各設備とも「防災施設の現況」に準じ実施するよう努める。

（2）塩害対策

ア　災害予防計画目標

本県は塩害の多発地帯であり、特に台風の場合は、ほとんど、塩害が発生するので、対策を講ずる。

イ　防災設備の現況

（ア）送電設備

がいし増結または耐塩がいし使用による絶縁強化を主体とする対策を、汚損区分に応じ実施している。また塩汚損の測定・がいし洗浄などの保守体制にも万全を期している。

（イ）変電設備

主に耐塩用がいしの使用と固定式がいし洗浄装置の設置による対策を実施している。また、必要により移動式洗浄ポンプを適宜配置し、がいし洗浄ができるようにしている。

なお、塩分付着量は、パイロットがいしを設置して、定期または臨時に測定監視を実施している。

（ウ）配電設備

送電設備に準じる。

ウ　防災事業計画

全般計画及び実施計画は、各設備とも上記イに準じ実施するように努める。

4　通信施設風害防止対策

（1）強風対策

ア　局外設備

過去の発生地域の調査検討により、重複災害の発生を防ぐため、設備の２ルート化及び地下化を推進する。

イ　局内設備

風害時の停電による通信機器用電源の確保対策を計画的に推進する。このため、大局における予備エンジンの整備、小局の可搬型電源の配備の重点的実施と移動電源車の配備を実施する。

ウ　空中線

無線のアンテナ支持物に対する強度は、電気設備技術基準又は鋼構造物設計基準によっている。

エ　予防保全等のための連携

県及び電気通信事業者は、倒木等により通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、平時における計画的な樹木伐採による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。

（2）塩害対策

空中線

本県は、塩害を被り易い地勢にあるので、海岸線付近に設置する空中線は、塩害防止対策を施している。

5 水道施設の風害による停電対策

台風などの強風による水道施設の停電被害を防止するため、以下の予防対策を推進する。

（1）非常用発電設備の整備

・各水道事業体は、水道施設の非常用発電設備や連絡管を計画的に整備する。

・整備に当たっては、様々な状況への対応を想定して、複数燃料を使用できる発電機や可搬式発電機を含めた多様な方式の非常用発電設備の導入、近隣水道事業体間を含めた連絡管の整備について検討する。

（2）非常用発電設備の燃料の確保

・平成３０年度に新設された国の補助制度では、燃料の貯蔵量は７２時間分を限度とされたことから、各水道事業体においては補助制度を活用することなどにより、燃料備蓄量の増量を図る。

・燃料調達に関する協定について、近隣地域の事業者との協定の締結や、燃料調達に係る契約書に、優先供給に係る事項を盛り込むことを検討する。

6　共同溝・電線共同溝等の整備

災害時の緊急輸送等に資する緊急輸送道路を中心にライフラインの共同収容施設である共同溝や無電柱化推進計画に基づき、電線共同溝等の整備を進める。

（1）　共同溝について、国が管理する国道等において整備を進める。

（2）　電線共同溝等については、災害時における電柱倒壊、電線切断の危険を回避するとともに、電力の安定供給、通信の信頼性の向上等、電線類の無電柱化を図るため整備を進める。

第５節　雪害予防対策

本県は豪雪地帯ではないため、家屋が倒壊するような大規模な被害は想定されないが、降雪に慣れていないことから、道路の凍結などの社会機能の低下が危ぶまれるほか、特に農作物に被害が出ることなどを鑑み、これらの被害を防止又は軽減するための対策を行う。

１　道路雪害防止対策（県土整備部・防災危機管理部）

（１）事前対策

道路雪害対策に向け、次の各号に掲げる事項について事前に行っておくものとする。

ア　職員の配備体制及び連絡系統の確立

イ　除雪委託業者との連絡系統の確立

ウ　路面凍結防止剤の備蓄

エ　除雪委託業者が所有する除雪活動に使用可能な車両、器具の把握

オ　道路パトロール車等の滑り止め装置の確保

カ　道路通行規制に使用する標識及び資材の確保

（２）除雪作業等

除雪作業等は次の各号により実施するものとする。

ア　除雪作業

土木事務所等の機材やトラック類等を使用するとともに除雪委託業者の協力を得て除雪を実施するものとする。

また、除雪の実施に当たっては、隣接する土木事務所等や他の道路管理者と連携を図った上で実施するものとする。

イ　路面凍結の防止

路面凍結に対して凍結防止剤を準備するとともに、山地部、坂道等に散布砂等を用意し、路面凍結又は圧雪による走行困難に備えるものとする。

また、路面凍結が予想される時は気象状況、道路路面状況及び凍結防止剤の種類を勘案し、最適な実施時間、量の凍結防止剤を散布するものとする。

ウ　除雪及び路面凍結対策の詳細事項

除雪及び路面凍結対策の詳細な事項については、「道路維持修繕要綱（日本道路協会）」等を参考にして実施するものとする。

（３）道路通行規制の実施

県及び市町村は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、計画的・予防的な通行規制を行うよう努めるものとする。

（４）滞留車両における乗員保護活動の実施

県は、国や関係機関などと連携して、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合に、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。

（５）防災知識の普及

県及び市町村は、集中的な大雪が予測される場合において、計画的・予防的な通行規制や不要・不急の道路利用を控えることが重要であることについて、周知に努めるものとする。

２　農作物等の雪害防止対策（農林水産部）

農作物が雪害を被る場合はいろいろあるが、これを分類すると、積雪の重さによるもの、積雪の沈降によるもの、積雪の移動によるもの、長期積雪によるもの、積雪の崩壊によるものの五つに分け

ることができる。なお、このほかにも間接的には、雪解けによる洪水又は積雪による冷水のかん養によって生ずる冷水害などがあげられる。

（1）野菜について

ア　事前対策

（ア）ビニールハウスは、構造が簡単であるため強度が弱く、中でも連棟ハウスや年数を経過したものはさらに弱いので、金属パイプによる筋交いや中柱等で各部を十分補強し、倒壊の防止に努める。

（イ）ビニールハウスは、積雪２０㎝以上になると倒壊の危険があるので、屋根の除雪に努めると同時に、暖房器具を設置してあるものは、事故に留意して加温調節を行い、トンネル栽培についてもハウスと同様に除雪に努める。

イ　事後対策

（ア）降雪後は急激に気温が低下することが多いので、ビニールハウスやトンネルに定植したものは寒害を予防するため、夜間の保温に注意を要するが、この際、暖房器具の故障、調整等に注意しなければならない。

（イ）露地野菜も降雪による凍害を受け易いので、できる限り除雪及び融雪の促進、融雪水の排水に努める。融雪後は追肥、薬剤散布等による病害予防によって生育の回復を早めるようにする。

（2）果樹について

ア　事前対策

（ア）降雪荷重による枝折れ、裂傷及び倒伏を避けるために支柱を立てること。降雪中に竹竿等を利用して枝をゆさぶり、雪を落とすことが必要で、特に結果樹の除雪は大切である。

（イ）降雪後の寒風害を防止するため、防風林、防風網の設置、整備を行うこと。（防風対策の項参照）

（ウ）多目的防災網は、施設及び樹体の被害を回避するため、 小さくまとめるか、あらかじめ支柱から外しておく。

イ　事後対策

（ア）融雪が遅れると、枝折れ、裂傷のほか生理障害を起こすことがあるので、雪の上に黒土、くん炭等をまいて融雪を促進する。ただし、雪で埋った幼木や下枝の除雪は、気温が低い場合に行うとかえって凍害をうけるので注意する。

（イ）融雪期間が長くなると、湿害が起こり易いので溝を掘って排水をよくする。

（ウ）裂傷樹は、折れた部分で切り取り、剪定時に切りもどし、切口を削って保護剤を塗るか裂傷した樹を結束し、保護剤を塗り支柱を立てる。

（3）花きについて

ア　事前対策

（ア）ハウス等の施設については、積雪荷重による被害を防ぐため、金属パイプによる筋交い等で各部を十分補強する。特に、パイプハウスは、屋根部が弱いので中柱を立て補強する。

（イ）ハウス屋根の積雪は２０㎝を超えると倒壊の危険があるので、除雪に努める。

（ウ）暖房器具を設置してあるものは、事故に留意して加温調整を行う。

（エ）露地ものについては、支柱を四隅に建て、マイカー線などで周囲を押さえるなど倒伏から守る。

イ　事後対策

（ア）降雪後は、直ちに除雪や融雪につとめ、施設付近に堆積しておかないこと。
融雪の際は湿害に注意し、二次的な病害から守る。

（イ）露地ものについては、湿害を防ぐため、明きょを掘るなどの排水対策を行う。

3　電力施設雪害防止対策

（1）送電設備

経過地の状況に応じ、着雪量、脱落条件を綿密な調査検討により想定する。これにより想定される着雪荷重に対処して、電線及び支持物の強度を適切に定め、また、不均一着雪、スリートジャンプ及びギャロッピングによる短地絡事故防止のため、電線配列の適正化や難着雪対策等必要な措置を講ずる。

（2）配電設備

難着雪対策を施した電線を全体的に適用している。

4　通信施設雪害防止対策

水害、風害防止対策に準じ、局外設備、局内設備対策を実施するとともに、通信施設途絶時の対策として、可搬型無線機を配備している。

第６節　火災予防対策

火災を予防し、その被害の軽減を図るための対策を推進する。

なお、多数の死傷者等が発生するような大規模な火災を想定した対策については、第４編大規模事故編の大規模火災に関する計画に、林野火災を想定した対策については、同編の林野火災に関する計画によるものとする。

１　火災予防に係る立入検査（防災危機管理部、市町村）

３月１日から７日間の春季、及び１１月９日から７日間の秋季の火災予防運動期間中を重点的に、各市町村消防機関が、消防法第４条の規定により防火対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

立入検査の主眼点

（１）消防法令に基づき、適正な防火管理体制がとられ、必要な業務が行われているか。また、消火設備・警報設備・避難設備・消防用水・その他消火活動上必要な施設が、消防法令で定める基準どおり設置・維持管理されているかどうか。

（２）炉・厨房設備・ストーブ・ボイラー・乾燥設備・変電設備等火気使用設備の位置、構造及び管理の状況が、市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。以下同じ。）火災予防条例で定める基準どおり確保されているかどうか。

（３）こんろ・火鉢等火を使用する器具及びその使用に際し、火災発生のおそれがある器具の取扱状況が、市町村火災予防条例どおり確保されているかどうか。

（４）劇場・映画館・百貨店等公衆集合場所での裸火の使用等について、市町村火災予防条例に違反していないかどうか。

（５）指定数量未満の危険物、指定可燃物等の貯蔵取扱の状況が、市町村火災予防条例に違反していないかどうか。

（６）その他残火、取灰の不始末、たき火の禁止等屋外における火災予防事項、及び火災警報発令下における火の使用制限等が遵守されているかどうか。

２　住宅防火対策（防災危機管理部）

県内の火災による死者（放火自殺者を除く）の約８割を占める住宅火災の予防とその被害の低減を図るため、県は、千葉県住宅防火対策推進協議会と連携し、住宅用防災機器の普及・促進や、住宅防火意識の普及啓発等を行う。

特に、住宅火災による死者数の低減に有効な手段である住宅用火災警報器が、県内全ての住宅に設置されるよう努めるとともに、防炎製品の活用を推進する。

さらに、復電時等における電気に起因する火災を防止するため、関係機関と連携し、自宅から避難する際にブレーカーを落として避難するよう啓発する等、出火防止対策を推進する。

（１）住宅用防災機器等の展示

（２）啓発用パンフレットの作成

（３）講演会の開催

３　火災予防についての啓発（防災危機管理部、市町村）

火災予防運動

春季及び秋季火災予防運動において、火災予防思想の普及のため県内各地で次のような啓発活動を実施する。

（１）火災予防運動を県民に周知させるため、火災予防運動初日の３月１日、１１月９日に消防本部、署及び分団等のサイレンの吹鳴、警鐘の打鐘の実施

（２）防災・防火管理者講習会、防火座談会、防火映画会の開催

（３）危険物施設、建築物、車両、雑草地等の査察

（4）商店街、小学校、保育所、デパート、病院等の消火・避難訓練

第７節　消　防　計　画

大規模災害・特殊災害などの各種災害の発生に対処するため、高度な技術・資機材など消防体制及び消防施設の整備拡充に努めるほか、消防職員及び団員に対する教育訓練、消防思想の普及及び市町村相互間の応援体制等の推進を図る。

１　消防体制・施設の強化（防災危機管理部、市町村）

（１）常備消防の強化

市町村は、消防力を最大限有効に活用するため、訓練の徹底に努め体制の確立を図るとともに、緊急消防援助隊を含め、消防力の増強を図っていく。

また、県は、大規模災害の発生に対処するために市町村が整備する高度な技術・資機材など消防体制及び消防施設の整備を拡充するため財政支援を行っていくものとする。

（２）消防団の充実・強化

市町村は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした幅広い層への入団促進等、消防団の活性化を推進し、その育成を図るとともに、消防団の活動に関する普及・啓発活動を実施する。

県は、市町村と連携して消防団の活性化を推進し、消防団活動に関する普及・啓発活動を実施するとともに、消防団の施設・設備に対し、必要に応じ支援する。

２　消防職員、団員等の教育訓練（防災危機管理部）

消防大学校及び県消防学校において、おおむね次のとおり教育訓練を行う。

（１）消防大学校での教育訓練

幹部として必要な教育訓練を行う。

（２）県消防学校での教育訓練（「消防学校の教育訓練の基準」（総務省消防庁）に基づく教育訓練））

ア　消防職員

（ア）初任教育

（イ）専科教育

（ウ）幹部教育

（エ）特別教育（訓練指導科、はしご自動車等講習会、救急救命士処置範囲拡大２行為追加講習、水難救助科、高度救助科）

イ　消防団員

（ア）基礎教育（新任科）

（イ）専科教育（警防科）

（ウ）幹部教育（指揮幹部科現場指揮課程、指揮幹部科分団指揮課程）

（エ）特別教育（訓練指導科、女性消防団員科、小型無人航空機（ドローン）基礎研修、オフロードバイク研修、一日入校及び現地教育）

ウ　自衛消防隊

企業等の自衛消防隊員に対し、要請により教育訓練を実施する。

エ　災害救援ボランティア

災害時に災害救援活動を行うボランティアに必要な消防分野に係る知識・技能の習得について、講師の派遣等の協力を行う。

３　市町村相互の応援体制（防災危機管理部）

消防組織法第３９条の規定により、千葉県広域消防相互応援協定が締結されているので、運営の推進を図るとともに、市町村においては、相互の連絡調整を密にして各種災害に対応する。

また、平成８年度に策定した「千葉県消防広域応援基本計画」に基づいた迅速かつ的確な広域応援

が市町村間で実施できるよう情報受伝達訓練等の各種訓練及び、応援可能部隊や応援可能資機材リストの更新を行う。

併せて、県内の消防力の向上及び市町村間の相互応援能力の向上のため、千葉県消防広域相互応援協定に基づく災害対応に際し出動する消防車両等の整備に対し、市町村の財政事情その他必要に応じ支援を行う。

＜資料編１－12　千葉県広域消防相互応援協定書＞

4　広域航空消防応援体制（防災危機管理部）

大規模特殊災害時に、消防組織法第４４条の３の規定により、他の都道府県の市町村等のヘリコプターを用いた消防に関する応援を要請する場合は、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱及び同実施細目、並びに県及び当該市町村の事前計画に定める手続等により、当該応援が円滑かつ迅速に実施されるよう的確な対応を図る。

5　消防思想の普及（防災危機管理部）

（１）各種の行事を行い消防思想の普及徹底を図る。
（２）春秋２回の火災予防運動を実施する。（各1週間）
（３）県消防大会及び全国消防操法大会千葉県代表選考会を開催する。
（４）各種講習会等を開催する。
（５）下記関係団体と協力して、消防思想の普及及び火災予防の徹底を図る。

（公財）千葉県消防協会
（一社）千葉県危険物安全協会連合会
千葉県少年女性防火委員会
（一社）千葉県消防設備協会

また、その他火災予防については、同章前節「火災予防対策」による。
なお、住宅火災の延焼防止のため、住宅用火災警報器の設置普及を図る。

6　市町村の消防計画及びその推進（防災危機管理部、市町村）

特に次の項目について推進を図る。

（１）消防組織の整備強化

家屋の密集度を十分検討の上、必要に応じ常備消防体制の強化を図る。

（２）消防施設整備計画
（３）火災等の予警報計画
（４）消防職員、団員招集計画
（５）出動計画
（６）応援部隊受入誘導計画
（７）特殊地域の消防計画

ア　特殊建物、施設の多い地域の計画
（ア）密集地域の計画
（イ）重要文化財の計画
（ウ）バラック建物等の地域の計画
（エ）重要建物、施設の計画
（オ）高層建物の計画
（カ）地下構造物及び施設の計画
（キ）その他

イ　危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所が多い地域の計画
ウ　港湾等沿岸地域の計画
エ　急傾斜地域の計画
オ　その他

（８）異常時の消防計画
　ア　強風時の計画
　イ　乾燥時の計画
　ウ　飛火警戒の計画
　エ　断水又は減水時の水利計画
（９）その他の消防計画
　ア　林野火災の計画
　イ　車両火災の計画
　ウ　船舶火災の計画
　エ　航空機火災の計画
(10) 消防訓練計画
　ア　機械器具操法訓練
　イ　機関運用及び放水演習
　ウ　自動車操縦訓練
　エ　非常招集訓練
　オ　飛火警戒訓練
　カ　通信連絡訓練
　キ　破壊消防訓練
　ク　林野火災防ぎょ訓練
　ケ　車両火災防ぎょ訓練
　コ　船舶火災防ぎょ訓練
　サ　航空機火災防ぎょ訓練
　シ　危険物火災等特殊火災防ぎょ訓練
　ス　災害応急対策訓練
　セ　自衛消防隊の指導
(11) 火災予防計画
　ア　防火思想普及計画
　イ　予防査察計画

＜資料編１－12　千葉県広域消防相互応援協定書＞

第８節　要配慮者等の安全確保のための体制整備

東日本大震災においては、死者の多くを高齢者が占め、また、障害者が一般の人に比べて高い割合で犠牲になったことが推察されるなど、高齢者や障害者など災害時に支援を要する人々の犠牲が多かったことや、避難生活において特別な配慮が必要となったこと等については、水害・土砂災害などの風水害を想定した対策を講じる上でも共通した課題であり、県及び市町村等は、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者の安全確保体制の整備を図る。

国では、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（以下、この節において「取組指針」という。）」を策定し、県では「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者避難の支援の手引き（以下、この節において「手引き」という。）」を作成している。

１　避難行動要支援者への対応（防災危機管理部、健康福祉部、市町村）

市町村は、災害対策基本法の規定により、取組指針や手引きを参考に、要配慮者のうち災害時に自ら避難することが困難で特に支援を要する「避難行動要支援者」の名簿及び避難行動要支援者ごとに避難支援等を実施するための計画である個別避難計画を作成し、これを活用した実効性のある避難支援を行い、県は、市町村の取組みを支援する。

（１）地域防災計画の策定

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成に当たり、市町村は地域における災害特性等を踏まえつつ、避難支援についての全体的な考え方を整理し、市町村地域防災計画に重要事項を定める。

（２）避難行動要支援者名簿の作成等

ア　要配慮者の把握

市町村は、避難行動要支援者名簿の作成に当たり、災害による犠牲者となりやすい高齢者や障害者、乳幼児その他のいわゆる「要配慮者」の把握に努め、災害時に迅速な対応がとれるよう備えるものとし、県は、これを支援する。

（ア）市町村は、日常業務の中で、住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、事前に要配慮者をリストアップし、どのような要配慮者（電源を必要とする医療機器の使用の有無を含む。）がどこに住んでいるのか取りまとめ、所在情報とする。また、平常時から要配慮者と接している市町村の福祉部局、社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者との連携に努める。

（イ）在宅の状態にない、病院や社会福祉施設等に入院・入所している要配慮者に関しても可能な限り把握しておく必要がある。

（ウ）所在把握には、自治会や町内会など、従来からある地域コミュニティを活用するなど、地域における共助による取組みも必要である。

（エ）県は、市町村から避難行動要支援者名簿の作成のための要配慮者に関する情報の提供を求められたときは、市町村への情報提供に努める。

イ　避難行動要支援者名簿の作成

市町村は、把握した要配慮者情報をもとに、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者名簿の作成にあたって、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

（ア）避難行動要支援者の範囲の設定

a　市町村は、市町村地域防災計画において、要配慮者のうち避難行動要支援者の範囲について要件を設定する。

b　高齢者や障害者等の要配慮者の避難能力の有無は、次の点に着目し判断することが想定される。

①　警戒や避難指示等の災害関係情報の取得能力

② 避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力
③ 避難行動を取る上で必要な身体能力

c 要件の設定に当たっては、要介護状態区分、障害支援区分等の要件に加え、地域において真に重点的・優先的支援が必要と認める者が支援対象から漏れないようにするため、きめ細かく要件を設ける。

（イ）避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿に記載する事項は次のとおりである。

a 氏名
b 生年月日
c 性別
d 住所又は居所
e 電話番号その他の連絡先
f 避難支援等を必要とする事由
g 前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

ウ 避難行動要支援者名簿情報の管理

市町村は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

（ア）避難行動要支援者名簿のバックアップ

市町村は、災害規模等によっては機能が著しく低下することを考え、県との連携などにより避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を築いておく。

また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管する。

（イ）情報セキュリティ対策

市町村は、避難行動要支援者名簿の適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策については、国が策定した『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底する。

エ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

市町村は、避難行動要支援者の同意等を得た上で（市町村の条例に特別の定めのある場合を除く）、市町村地域防災計画で定める避難支援等関係者（消防機関、警察署、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織等）に平常時から名簿情報を提供し共有する。

また、名簿情報の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、市町村において適切な措置を講ずるよう努める。

オ 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

（ア）避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市町村は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。また、避難行動要支援者名簿の更新にあたって、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

（イ）避難行動要支援者情報の共有

避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じた時は、その情報を市町村及び避難支援等関係者間で共有する。

また、転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを避難支援等関係者に周知する。

（3）個別避難計画の作成等

ア 個別避難計画の作成

（ア）作成に係る方針及び体制等

市町村は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、防災担当部局や福祉担当部局の連携の下、避難支援等関係者と連携し、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画の作成に努めるものとし、県は、市町村の個別避難計画に係る取組を支援する。

作成に当たっては、地域の実情や避難行動要支援者本人の状況を踏まえ、ハザードマップ上、危険な場所に居住する者等、特に優先して作成すべき避難行動要支援者から、市町村や避難支援等関係者と避難行動要支援者本人とが具体的に打合せを行いながら作成する。

また、上記の計画作成と並行して、早期に避難行動要支援者全体に計画が策定されるようにするため、本人や本人の状況によっては、家族や地域において防災活動を行う自主防災組織等が記入をする形態での個別避難計画の作成も進める。

併せて、個別避難計画の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

（イ）個別避難計画の記載事項

個別避難計画は、名簿情報に加え、次の事項を記載する。

a　避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先

b　避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

c　前各項目に掲げるもののほか避難支援の実施に関し市町村長が必要と認める事項（自宅で想定されるハザードの状況、移動の際の持出品、移動時に必要な配慮の内容等）

（ウ）個別避難計画のバックアップ

市町村は、庁舎の被災等の事態等により、災害規模等によっては機能が著しく低下することを考え、県との連携などにより個別避難計画のバックアップ体制を築いておく。

また、個別避難計画情報の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、市町村において適切な措置を講ずるよう努める。

（エ）市町村における情報の適正管理

市町村は、個別避難計画の適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策については、国が策定した『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底する。

イ　避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

市町村は、避難行動要支援者の同意等を得た上で（市町村の条例に特別の定めのある場合を除く）、市町村地域防災計画で定める避難支援等関係者に平常時から個別避難計画を提供し共有する。

また、個別避難計画を提供された避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報の漏えい防止について必要な措置を講ずる。

ウ　個別避難計画の更新

市町村は、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて個別避難計画を更新する。

また、個別避難計画の更新にあたって、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

エ　市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など必要な配慮をする。

オ　市町村は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた　内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

カ　県は、市町村における個別避難計画等の作成策定状況を把握し、必要に応じて助言を行う。

2　要配慮者全般への対応（防災危機管理部、健康福祉部、市町村）

（1）支援体制の整備

県及び市町村は、自主防災組織の育成及び指導並びに社会福祉施設等への依頼により、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等、自治会や町内会などの地域社会全体で要配慮者を支援するための体制づくりを行う。

県は、災害時の福祉支援体制の整備のため、福祉関係団体等の参画を得て設置した「千葉県災害福祉支援ネットワーク協議会」を中心に、千葉県災害福祉支援チーム（ＤＷＡＴ）の整備に努めるものとする。

市町村は、ガイドラインや手引きを参考とし、要配慮者への各種支援体制の整備に努める。

なお、体制づくりに当たっては、女性の意見を取り入れ、救助体制の中に女性を位置付けるものとする。

（2）避難指示等の情報伝達

市町村は、避難行動要支援者について、その状態や特性に応じ、防災行政無線の戸別受信機や緊急速報メールを活用するなど多様な手段による情報伝達体制の確立に努めるとともに、災害時には、速やかに巡回等による避難指示等の周知を図る。

（3）防災設備等の整備

県及び市町村は、ひとり暮らしの高齢者や障害者、ねたきりの高齢者、視覚障害者等の安全を確保するための緊急通報システムや聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置の推進に努める。

また、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備に努めるものとする。

なお、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

さらに、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（4）避難施設等の整備及び周知

市町村は、避難所内への要配慮者用スペースの確保について考慮するとともに、避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の整備及び社会福祉施設等を福祉避難所としての指定を実施するとともに、平時から要配慮者及びその支援者等に対し積極的な周知に努める。また、県及び市町村は、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の要配慮者や被災した施設の利用者等を市町村の域を越えて受け入れる拠点の整備に努める。

要配慮者が避難生活を送るために必要となるトイレ、車椅子、簡易ベッド等の高齢者用備品や障害特性に応じた障害者用備品、やミルク、ほ乳びん等の乳児用備品及び授乳に配慮するための設備、食物アレルギー対応食品などは、あらかじめ避難施設等への配備に努める。ただし、個別の事情による医薬品等については、要配慮者の家族等で備えることとする。

市町村は、手引きや関係団体の意見などを参考とし、要配慮者や女性に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努める。

（5）防災知識の普及、防災訓練の充実

県及び市町村は、要配慮者やその家族並びに社会福祉施設等に対し、パンフレットの配布など、広報を充実し災害に対する基礎知識等の理解を高めるとともに、地域の防災訓練等やコミュニティへの積極的参加を呼び掛けるよう努める。

（6）在宅避難者等への支援

県及び市町村は、在宅避難又は応急仮設住宅での生活を送る要配慮者に対する健康相談や生活支援のため、共助の取組みや保健所（健康福祉センター）、社会福祉協議会などの福祉関係機関などの地域のネットワークによる取組みを促進する。

また、電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者等に対し、災害に備えた補助電源

の準備や停電時の入院受入れ等について、日頃から主治医や訪問看護ステーション等と相談するよう周知する。

（7）広域避難者への対応

県及び市町村は、広域的に避難した被災者が、受入先において継続的に福祉サービスを受けられるよう配慮する。

3　社会福祉施設等における防災対策（健康福祉部、教育庁、市町村）

県及び市町村は、社会福祉施設等において、次の防災対策が講じられるよう、施設等に対する指導に努める。

（1）施設の安全対策

社会福祉施設や老人保健施設の管理者及び特別支援学校の校長は、施設そのものの災害に対する安全性の確保に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、入所者及び児童生徒等が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧や施設入居者の酸素療法等の治療等に必要な非常用自家発電機等の防災設備の整備を行う。

（2）組織体制・計画の整備

社会福祉施設や老人保健施設の管理者及び特別支援学校の校長は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、施設関係者緊急連絡体制、県へのライフライン等の被害・復旧状況報告体制等を盛り込んだ非常災害に関する具体的計画を作成しておく。

また、市町村との連携のもとに、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及び自主防災組織等との日常の連携が密になるよう努め、入所者及び児童生徒等の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

（3）防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設や老人保健施設の管理者及び特別支援学校の校長は、施設の職員や入所者及び児童生徒等が災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるための防災学習を定期的に実施する。

また、施設職員や入所者及び児童生徒等が、災害時の切迫した状況下においても適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者及び児童生徒等の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。

4　外国人への対応（総合企画部、防災危機管理部、市町村）

（1）防災知識の普及・防災訓練の充実

県及び市町村は、言語、生活習慣、防災意識が異なり日本語の理解が十分でない外国人を「要配慮者」として位置付け、災害時に迅速かつ的確な対応ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策の周知に努める。

ア　多言語による広報の充実

イ　避難場所、避難路標識等の災害に関する表示板の多言語化

ウ　外国人を含めた防災訓練・防災教育

（2）外国人への対応

県は、災害時における日本語の理解が十分でない外国人向けの語学ボランティアの派遣制度について、各市町村からの迅速な派遣要請が可能となるよう、平時から各市町村に対し、派遣制度の周知を図るとともに、語学ボランティア及び災害時外国人サポーターの養成に努める。

また、日本語理解が十分でない外国人と、コミュニケーションをとるため、翻訳機器の配置やアプリの活用などを検討していく。

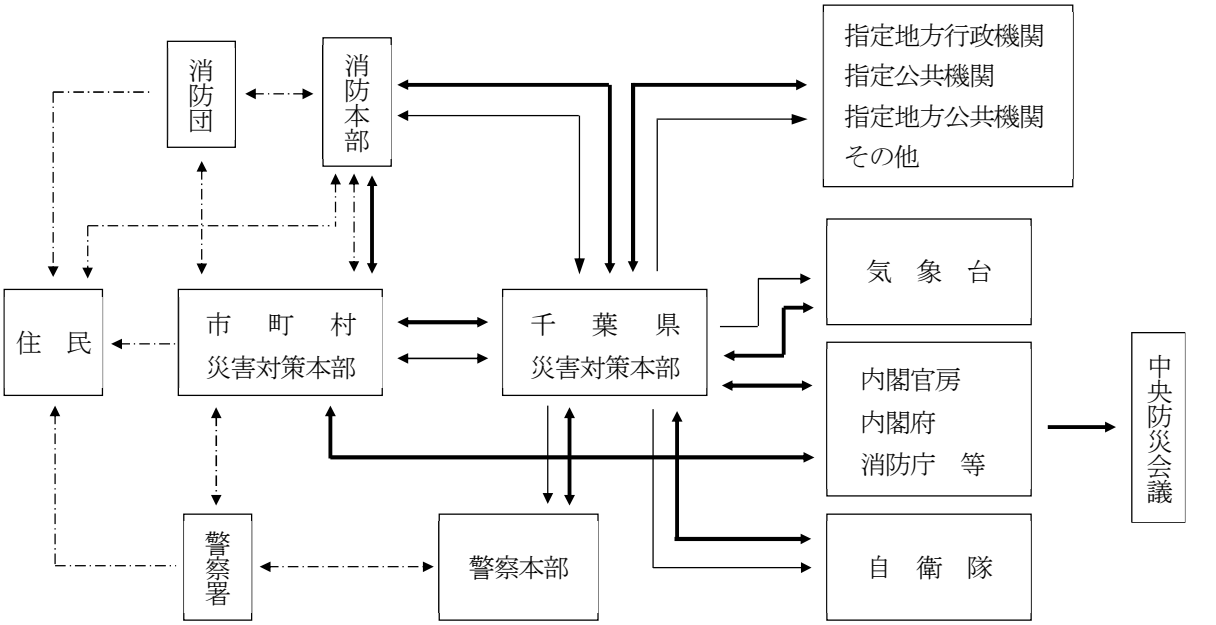
第９節　情報連絡体制の整備

大規模災害時には、通信の途絶や輻輳等が予想されるため、県、市町村及び防災関係機関は、情報収集伝達手段として、防災通信網の整備充実を図り、応急対策における情報伝達を迅速に進めるとともに、訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努める。

また、電気通信事業者にあっては、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組みを推進することに努めるものとし、特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。

なお、災害時の通信連絡系統は以下のとおりである。

通信連絡系統



１　県における災害情報通信施設の整備（防災危機管理部）

（１）県防災行政無線の整備

県は、防災情報の迅速・確実な受伝達と通信の高度化を図るため、防災行政無線を整備し、運用している。

ア　整備概要

（ア）無線設備設置機関

県庁と地域振興事務所、土木事務所、農業事務所、保健所（健康福祉センター）、教育事務所等の県出先機関及び市町村、消防本部、気象官署、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災関係機関２５８機関に無線設備を設置している。

（イ）通信回線

ａ　地上系通信回線

県庁、地域振興事務所、土木事務所等の県出先機関、市町村及び消防本部、銚子地方気象台の間を光専用線回線又は多重マイクロ無線で結んでいる。

b　衛星系通信回線

県庁、地域振興事務所、土木事務所、農業事務所、保健所（健康福祉センター）、教育事務所等の県出先機関、市町村、消防本部、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災関係機関との間を衛星系通信回線で結んでいる。

c　移動系通信回線

県内に整備した９箇所の基地局を通じて、県庁と県内全エリア内の移動局との通信が　可能な全県移動系回線を整備し運用している。

（ウ）通信機能の概要

a　個別通信機能

防災無線設備設置機関は、相互に一般加入電話が輻輳した場合でも利用可能な専用回線による電話、ファクシミリ、データ伝送による通信が行える。また、消防庁や地域衛星通信ネットワークを整備した他都道府県等とも同様に、相互に通信が可能である。

b　一斉通報機能

一斉受令端末が設置されている機関には、県庁からファクシミリ、音声及びデータ伝送による一斉通報が行える。

c　映像伝送機能

県庁及び衛星通信車から衛星系通信回線を利用して、衛星系通信回線による無線設備を設置した県内の機関及び地域衛星通信ネットワークを整備した他都道府県に対し災害現場の映像等を伝送することができる。

(エ) 災害時等に対する設備対策

a　回線帯域制御機能

災害時等における通信の輻輳に対処するため、地上系光ファイバー回線に回線帯域制御機能を備えており、重要な通信を優先して伝送することができる。

b　機器監視制御

県庁防災行政無線統制室において、全局の運用状態を常時コンピュータで集中監視・制御している。

c　通信回線の２ルート化

県庁と地域振興事務所、土木事務所等の県出先機関、市町村及び消防本部等の間は、衛星系通信回線と地上系通信回線により通信回線を２ルート化しており、情報伝達の確実性を図っている。

d　予備電源の配備

停電に備えて、全局に予備電源装置（発動発電機、無停電電源装置、直流電源装置等）を配備している。

e　衛星通信車（ちば衛星号）の配備

衛星系通信回線を利用した映像送信機能のほか、電話、ファクシミリによる個別通信機能を有した衛星通信車を配備しており、災害現場における情報収集や通信機能が停止した機関の代替無線局として活用できる。

f　可搬型地球局の配備

災害現場や通信設備が停止した機関に搬送して、衛星系通信回線による電話及びファクシミリよる通信ができる可搬型地球局を県庁に配備している。

g　その他の設備の配備

災害時、既設通信回線が使用できなくなった場合の代替手段として、災害対策本部の支部となる地域振興事務所等に衛星携帯電話等を配備する。

h　通信訓練の実施

県防災行政無線が設置されている機関において、機器等の熟知及び災害時における円滑な操作を図るため、定期的に通信訓練を実施する。

（オ）運用体制

a　県防災行政無線統制室は、災害時における迅速、的確な情報の受伝達と全局の機器の運用状態の監視・制御のため、職員等による２４時間体制をとっている。

b　県は通信機器等を、大雨等による水害に対処できるよう地域の状況を勘案のうえ設置し、また、災害時の通信確保を図るため通信運用マニュアル等を作成し、各局を指導している。

（カ）機器の保守体制

県は通信機器の定期的な保守点検を行い、性能の維持及び障害の未然防止を図っている。

なお、機器に障害が発生した場合は、速やかに復旧処理にあたる体制をとっている。

＜資料編３－５　千葉県防災行政無線通信施設＞

（２）国が整備する通信設備

ア　気象庁は、確実な緊急地震速報の発表のため、その体制及び施設、設備の充実を図るものとする。

イ　県は、国の関係機関との連絡のため、国が整備する下記の通信設備も利用する。

（ア）災害対策基本法、消防組織法及び水防法等に基づき、災害時等において県と総務省消防庁及び国土交通省との間における情報受伝達に必要な通信を確保するために整備された、国土交通省都道府県間水防連絡用多重無線電話（国土交通省）及び消防防災無線（総務省消防庁）。

（イ）内閣総理大臣官邸及び非常災害対策本部と県災害対策本部との間における情報伝達に必要な通信を確保するために整備された、中央防災無線網（緊急連絡用回線）。

（３）防災相互通信用無線の整備

災害現場等において、消防本部、警察及びその他防災関係機関と協力して円滑な防災活動を実施するため、これらの機関と相互に通信が可能な防災相互通信用の無線装置を県庁に整備している。

（４）防災情報システムの整備

県は、災害時における県庁と県出先機関、市町村等の間での被害情報、措置情報の収集、処理の迅速化･共有化を図るとともに､気象情報等の防災に関する各種情報を関係機関や県民に提供して、的確な防災対策に資するため､「千葉県防災情報システム」（以下「防災情報システム」という。）を整備し、運用している。

ア　防災情報システムの概要

防災情報システムは、災害に係わる情報の収集、処理、分析を迅速かつ的確に行い、災害時における防災関係機関との調整、意思決定等を支援するシステムである。

県庁、地域振興事務所、土木事務所等の県出先機関及び市町村等の防災関係１２９機関に情報の入力・検索・表示機能を備えた専用端末を設置し、電気通信事業者の光回線を利用してオンラインによる被害情報等報告及びこれらの情報の共有を行っている。併せて、防災ポータルサイトを通じて県民に対する防災に関する情報発信を行っている。

＜資料編３－14　千葉県防災情報システム端末装置設置機関＞

イ　防災情報システムの機能概要

（ア）被害情報処理機能

専用端末を設置した各機関で把握した被害情報等を、各機関の担当者が専用端末により直接データベースに登録することで、県災害対策本部への被害情報報告と専用端末を設置した各機関との情報共有を同時に行う。

（イ）実況監視処理機能

気象ＡＳＰサービスから提供される気象情報を専用端末装置等に表示する。

また、緊急を有する情報についてはポップアップにより通知を行う。

（ウ）地図情報

電子化された基本地図上に各防災関係機関が入力した災害危険箇所・区域、避難場所及び公共施設等の各種防災情報や被害情報等を表示し、それらの情報を共有する。

（エ）職員参集機能

気象情報の種類や規模等に応じてメールを自動配信し、関係職員の自動参集を支援する。

（オ）県民への情報発信機能

多言語に対応した防災ポータルサイトを通じて気象情報、被害情報、避難所に関する情報等を提供する。

また、「ちば防災メール」の登録者に対し、防災に関する各種情報を発信する。

（カ）報道機関への緊急情報発信機能

各防災機関が入力した避難情報、避難所情報、災害対策本部設置情報を、「Ｌアラート（災害情報共有システム）」を通じて各報道機関へ発信する。

＜資料編３－13　千葉県防災情報システム構成概念図＞

（５）情報基盤の整備・充実

県は、災害時の応急対策における情報伝達手段を確保するため、職員全員に業務用として配付しているパソコン及び全庁情報ネットワーク等、情報基盤の整備・充実を図る。

２　市町村における災害通信施設の整備（防災危機管理部、市町村）

市町村は、民間企業、報道機関、住民、事業者等からの災害関連情報等の収集や住民等への情報発信を図るため、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、市町村防災行政無線等の多様な通信手段の整備拡充に努めるものとする。特に、災害時に孤立するおそれがある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と市町村との双方向の情報連絡体制を確保すること等に留意するものとする。

また、市町村は、上記通信施設や非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所への設置等を図るものとする。

【市町村防災行政無線等の整備状況】　（平成31年3月31日現在）

種別＼区分		整備済	未整備	整備率(%)
防災行政無線	同報系	54	0	100
	移動系	46	8	85.2

３　警察における災害通信網の整備（警察本部）

（１）警察災害通信施設は、災害の発生に備え、又は災害時における災害救助、災害復旧等に使用することを考慮して整備に努める。

（２）知事、市町村長及び指定（地方）行政機関の長は、災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定により警察通信施設を使用できる。

＜資料編３－７　警察通信施設＞

４　東京電力パワーグリッド㈱における被害情報伝達体制の整備

東京電力パワーグリッド㈱は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

５　東日本電信電話㈱千葉事業部における災害通信施設の整備

東日本電信電話㈱千葉事業部では、県内の防災関係機関等の通信確保のため、ポータブル衛星通信地球局（衛星系）等を整備している。

また、千葉事業部災害対策実施細則を制定し、日常の準備体制、災害発生が予想される場合の警戒体制及び非常災害時の措置を定めている。

6　㈱ＮＴＴドコモ千葉支店における災害通信施設の整備

㈱ＮＴＴドコモ千葉支店では、県内の防災関係機関等の通信確保のため、可搬型無線基地局装置、移動基地局車及び移動電源車を整備している。

また、千葉支店災害対策実施要領を制定し、日常の準備体制、災害発生が予想される場合の警戒体制及び非常災害時の措置を定めている。

7　ＫＤＤＩ㈱における電気通信サービス施設の整備

ＫＤＤＩ㈱では、災害時においても会社が提供する電気通信役務を確保できるよう通信設備の分散化、伝送路の多ルート化等を進め、通信局舎及び通信設備の防災設計を行っている。

なお、主要設備については予備電源を設置している。

8　ソフトバンク㈱における災害通信施設等の整備

ソフトバンク㈱では、災害時においても会社が提供する電気通信役務を確保できるよう、主要伝送路の多ルート化や主要電気通信設備の分散化および予備電源の設置等を進め、通信局舎や通信設備の防災設計を行っている。

また平時より関係機関との連携に努め、住民等からの問合せ等についても対応する体制を準備している。

9　楽天モバイル㈱における災害通信施設等の整備

楽天モバイル㈱では、電気通信サービスへの被害の防止・軽減を図るため、電気通信設備と建物を含む附帯設備については、耐震、耐火、耐水、耐雪等を備えた防災設計としており、それら設備は、複数拠点化され、設備間をつなぐ通信網についても冗長性を高める等、ネットワーク強靭化に継続的に取り組んでいる。

10　非常通信体制の充実強化（防災危機管理部、市町村）

県、市町村及び防災関係機関は、災害時等に自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法第５２条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとし、非常通信の伝送訓練等、関東地方非常通信協議会の活動等を通じて、非常通信体制の充実強化に努める。

11　アマチュア無線の活用（防災危機管理部）

アマチュア無線による通信は、災害時に一般加入電話等が使用できない場合の代替通信手段として効果があることから、県は、ボランティアによるものであることを配慮の上、必要に応じて、アマチュア無線関係団体に災害情報の収集伝達について協力を要請する。

このため、県とアマチュア無線関係団体は共同して非常通信訓練を行うなど、平常時から連携強化に努めるものとする。

＜資料編１－12　アマチュア無線による災害時応援協定書＞

12　その他通信網の整備（総務部、総合企画部、防災危機管理部、市町村）

ＣＡＴＶ、インターネット等多様な通信メディアの活用について検討し、災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。

第１０節　備蓄・物流計画

県及び市町村は、県民や自主防災組織、事業所等に対し、「自らの命は自らで守る。自らの地域はみんなで守る。」という自助・共助の考え方を基本に、平時から、災害時に必要な物資の備蓄を推進するよう働きかけるとともに、県民の生命や財産を守るため、災害発生直後から被災者に対して円滑に必要な物資等の供給が行えるよう、備蓄・調達並びに物流に係る体制の整備を図る。

併せて、大規模災害時における医療救護などの救援活動を実施するために必要な資機材・物資等の計画的な整備を図る。

１　食料・生活必需物資等の供給体制の整備（防災危機管理部、市町村）

平成24年8月に策定した「災害時の緊急物資等に係る備蓄・物流の基本指針」に基づき、自助・共助・公助による備蓄の取組みを推進する。

（１）備蓄意識の高揚

県及び市町村は、備蓄する食料や飲料水が「最低3日、推奨1週間」分であることなど、各家庭や事業所等において最低減備えるべき備蓄の品目・量や、普段使用しているものを災害時にそのまま使用するという備蓄に対する考え方など、備蓄に関するノウハウを普及・啓発するとともに、自主防災組織等への炊き出し用機材や救助用機材などの整備を促進する。

（２）市町村における備蓄・調達体制の整備

市町村における備蓄及び調達は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行われるものであるが、市町村は、基礎的な地方公共団体として一義的に被災者への食料・生活必需物資等の供給を行う責務を有していることから、様々な事態に的確に対応できるよう、物資の備蓄・調達体制の整備に努める。

ア　生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・簡易トイレ・携帯トイレ・常備薬・マスク・消毒液・段ボールベッド・パーティション・炊き出し用具・毛布・その他生活必需物資や感染症対策を含む避難所運営に必要な資機材、家庭動物の飼養に関する資材等を中心とした備蓄に努めるものとする。なお、備蓄物資の選定に際しては、過去の災害を踏まえ、地域特性や要配慮者・女性、子供（特に乳幼児）の避難生活や食物アレルギー等に配慮する。

イ　被災者に物資を迅速に提供するため、避難所への分散備蓄の推進や輸送体制の構築などに努める。

ウ　消費期限が短いなどの備蓄に適さない物資や、大量に必要となるもので全てを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保に努めるものとし、物資供給事業者等との協定締結の推進に努める。

エ　必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

（３）県における備蓄・調達体制の整備

県は、市町村が甚大な被害を受け、備蓄した物資の提供や調達が困難になった場合などに備え、広域地方公共団体として市町村を補完する立場から、「災害時の緊急物資等の備蓄に関する計画」により、物資の備蓄・調達体制の整備等に努める。

<資料編６－13　県の備蓄品目（防災危機管理部）>

ア　生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・その他生活必需物資・資機材を中心とした備蓄に努める。備蓄目標の設定に際しては、民間からの調達を組み合わせた上で、市町村を補完する立場から、備蓄量等を算定することにより、計画的な備蓄物資の整備を図るものとする。なお、備蓄物資の選定に際しては、過去の災害を踏まえ、要配慮者、女性、子供（特に乳幼児）の避難生活や食物アレルギー等に配慮する。

イ　備蓄品目の選定等に際しては、情報の寸断等により、ニーズの把握が困難な状況となる被災市町村に対して、要請を待たずに物資の供給を行う、いわゆる「プッシュ型」支援を想定し、物資

の備蓄状況や集積拠点等について、県・市町村間の情報共有を図る。

ウ　被災地に物資を迅速に提供するため、平時からの備蓄物資に係る県・市町村間の情報共有や、県内13か所に備蓄拠点を分散し、相互補完による効果的な物資の支援体制を図るとともに、民間物流事業者との連携による輸送体制の構築に努める。

エ　消費期限が短いなどの備蓄に適さない物資や、大量に必要となるもので全てを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保に努めるものとし、関係事業者等との協定締結のさらなる推進に努める。

オ　必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

（4）帰宅困難者支援に係る備蓄

県及び市町村は、帰宅困難者等を一定期間受け入れるため、一時滞在施設を指定するとともに、受け入れた者に可能な範囲で食料や飲料水等を提供するための備蓄に努める。

（5）県及び市町村における災害時の物流体制の整備

民間からの調達や国や他都道府県からの支援により供給される大量の物資を迅速に目的地へ届けるためには、円滑な物流体制を構築することが重要であり、県及び市町村は、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

ア　県における物流体制

大規模災害時において、県は、市町村の要請等に基づき、又は災害の状況に応じ要請を待たずに、備蓄、民間からの調達又は国や他都道府県への要請等（国からの「プッシュ型」支援を含む）により必要な物資を確保し、市町村の指定する拠点まで物資を輸送する役割を果たす必要がある。

このため、「災害時における物流計画」に基づき、千葉県倉庫協会、千葉県トラック協会等民間物流事業者などと連携し、在庫管理及び払出し体制、輸送車両・機材・ノウハウの提供等、速やかに支援物資の管理供給体制を構築の上、「千葉県大規模災害時応援受援計画」により選定する広域物資拠点（一次物資拠点）において支援物資を円滑に受入れ、市町村物資拠点（二次物資拠点）へ迅速に輸送するものとする。

イ　市町村における物流体制

市町村は、指定した拠点へ搬入される物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給する役割を果たす必要がある。そのため、平時から物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、民間物流事業者、ＮＰＯ、住民団体等と連携して人員や資器材を確保する等の体制を整備するものとする。

また、市町村は、選定した集積拠点を県へ報告するものとする。

なお、物資の集積拠点を選定するに当たっては、公的な施設のみならず、民間物流事業者の管理する物流倉庫も検討する。

2　医薬品及び応急医療資機材等の整備（健康福祉部）

（1）災害用医薬品等の備蓄

災害時の医薬品及び衛生材料の供給を円滑に行うため、保健所（健康福祉センター）等に災害用医薬品等を備蓄し、迅速に対処できる体制を整備しているところである。

（令和5年1月1日現在）

備蓄数量	備蓄場所
３セット	習志野及び松戸の各保健所（健康福祉センター）
２セット	県庁薬務課、山武保健所（健康福祉センター）
１セット	市川、野田、印旛、香取、海匝、長生、夷隅、安房、君津及び市原の各保健所（健康福祉センター）、八日市場及び鴨川の各地域保健センター

１セット：５００人分（県全体数量：22セット・11,000人分）

（2）応急医療資機材の備蓄

大規模災害時の円滑な医療救護活動の実施を図るため医療救護活動に必要な応急医療資機材を保健所（健康福祉センター）等に整備しているところである。

整　備　状　況	応急医療資機材の内容
県医療整備課(4セット)、習志野保健所(13セット)、市川保健所(16セット)、松戸保健所(23セット)、野田保健所(5セット)、印旛保健所(14セット)、印旛保健所成田支所(10セット)、香取保健所(5セット)、海匝保健所(5セット)、八日市場地域保健センター(5セット)、山武保健所(10セット)、長生保健所(5セット)、夷隅保健所(6セット)、安房保健所(10セット)、鴨川地域保健センター(5セット)、君津保健所(10セット)、市原保健所(10セット)	識別連絡表、蘇生・吸引・酸素吸入器、包帯、注射、輸液

＜資料編４－３　医薬品等＞

3　水防用資機材の整備（県土整備部）

洪水、溢水等の緊急事態に対処するため、次のように水防用資機材を整備している。これらの水防用資機材は、堤防損壊、浸水対策をはじめ、道路復旧、がけ崩れ等にも対応できるよう整備に努める。

（1）水防用資機材

水防管理団体は、おおむね担当堤防延長２ｋｍについて１箇所の割合で、水防倉庫（木造33.3平方メートル程度)、その他資材そなえ付け場を設け（なるべく水防活動に便利な箇所を選ぶ)、資機材を備蓄するよう努める。

（参考）指定水防管理団体整備基準

品　　名	数　量	品　　名	数　量
土のう	3,000 俵	のこぎり	4 丁
な　わ	550 kg	か　ま	10 丁
シート	100 枚	お　の	5 丁
杉丸太　末口　3寸2.5間	10 本	ベンチ	3 丁
〃　2.0間	30 本	鉄　線（#8)	100 kg
〃　1.0間	200 本	〃　（#10)	100 kg
竹	15 本	かすがい	50 本
蛇　篭	20 本	大型照明灯	3 台
スコップ	30 丁	予備土砂	若干
掛　矢	10 丁		

（2）水防施設等

県（現地指導班）及び水防倉庫の数は次のとおり

ア　県倉庫３１か所（各土木事務所、その他)

イ　水防管理団体水防倉庫　１２２棟

第１１節　防災施設の整備

災害から県民の生命や財産を守るためには、災害応急対応を円滑に行うための防災センターや避難所等の各種防災施設等の整備が重要である。

１　防災危機管理センターの整備（防災危機管理部）

県は、災害対策本部が迅速かつ円滑に機能するよう本部事務局室を常設し、最大約４日間の発電が可能な独自の自家発電設備を備えた防災危機管理センターを整備し、平成25年4月に運用を開始した。

２　防災センターの整備（防災危機管理部）

県は、平常時における県民の防災知識の普及啓発を図るとともに、大規模災害時における防災用資機材や食料の備蓄、搬送拠点として、西部防災センターの整備を図った。

なお、西部防災センターの概要は次のとおりである。

名　　称	西部防災センター
所　在　地	松戸市松戸558-3
敷地面積	10,000㎡
開館年度	平成10年度
延床面積等	鉄骨鉄筋コンクリート造２階建　　3,189㎡
展示施設等	地震体験装置、暴風雨体験装置、初期消火体験装置、 消防署への通報訓練装置、応急救護訓練装置、煙内避難体験装置、 総合シミュレーション、ダイヤルＱ＆Ａ、 災害（地震、風水害）、防災（火災）及び避難（煙災害）をテーマにした映像等
備蓄倉庫	260㎡

３　県消防学校における防災教育機能（防災危機管理部）

県は、地域防災力の中核を担う自主防災組織や企業の自衛防災組織などを対象に、実践的な訓練・研修を実施する防災研修センターを、新たな消防学校に整備し、平成31年4月に開設した。

なお、防災研修センターの概要は次のとおりである。

施　　設 （防災研修施設）	研修室（100 人用） 屋外研修場（約1,475 ㎡） 防災資料室（111.43 ㎡） 事務室、更衣室、託児スペース、駐車場 他
主な備品	消火訓練用資機材、がれき救助訓練用資機材、水防訓練用資機材、煙体験ハウス 他
主な研修対象者	県民、自主防災組織等、企業・自衛防災組織、市町村等

４　避難施設の整備（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、企業局、教育庁、市町村）

災害時における緊急の避難場所と、一定期間滞在して避難生活を送るための避難所とを区別して避難施設の整備を行う。

また、県及び市町村は、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

市町村は、災害対策基本法、政令及び府令、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（内閣府、令和４年４月改訂）、「災害時における避難所運営の手引き」により避難所等の選定を行い、県もその確保に協力することとする。

（1）指定緊急避難場所の指定等

ア　指定緊急避難場所の指定

市町村は、災害の種類ごとに、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所は、災害時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものとし、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難スペースがあり、避難上有効な階段その他の避難経路を有するものを指定する。

また、市町村は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

市町村は、指定緊急避難場所を指定又は取消したときは、県に通知するとともに公示する。

指定緊急避難場所の指定を終えていない市町村については、速やかに指定を終えるよう努めるものとする。

イ　指定緊急避難場所の周知

県及び市町村は、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

ウ　誘導標識の設置

市町村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

県及び市町村は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

（2）指定避難所の指定等

ア　指定避難所の指定

市町村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れることが可能な構造又は設備を有し、災害による影響が比較的少なく、災害救助物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定避難所として指定し、住民への周知徹底を図る。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

市町村は、指定避難所を指定又は取消したときは、県に通知するとともに公示する。

県は、市町村から指定の通知を受けたときは、内閣総理大臣に報告する。

指定避難所の指定を終えていない市町村については、速やかに指定を終えるよう努めるものとする。

<資料編５－７　各市町村における避難場所・施設の指定状況>

イ　指定避難所の整備等

避難所の整備等については、次の点に留意するものとする。

（ア）施設の選定に当たっては、災害により重大な被害が及ばない耐震性、耐火性を確保し、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、対象地域の被災者を収容することが可能な構造又は設備を有するものの指定に努め、平常時から指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

（イ）避難所に指定した建物については、必要に応じ、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、洋式トイレ、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器、空調、照明、テレビ・ラジオ等の避難生活の環境を良好に保ち、要配慮者にも配慮した整備に努める。

なお、トイレ環境の整備に当たっては、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。

（ウ）上記（イ）の設備を稼働させるために必要な電源や燃料の確保を図る。また、その際、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大や再生可能エネルギーの活用を含めたエネルギーの多様化に努める。

（エ）避難所における救護所の施設整備に努める。

（オ）避難所における公衆無線ＬＡＮ等の整備に努める。

（カ）あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、避難所に要配慮者の入所できる福祉避難室用のスペースの確保について考慮するものとする。

（キ）避難所に食料（アレルギー対応食品等を含む）、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、簡易ベッド、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、エルピーガスなどの非常用燃料の確保等に努める。

（ク）避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、特別の配慮がなされた福祉避難所の指定に努め、要配慮者に配慮した資機材等の整備及び生活相談職員（おおむね１０人の要配慮者に１人）等の配置等に努める。

特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

また、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示し、平常時からその周知に努める。

（ケ）福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

（コ）間仕切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。

（サ）市町村は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

（シ）学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、事前に教育委員会等関係部局や地域住民等関係者との調整に努める。

（ス）市町村は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

（セ）感染症対策について、避難所で感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合は、ホテルや旅館の活用等を含めて検討し、可能な限り多くの避難所を確保するよう努める。

（ソ）県及び市町村は、災害発生後に、避難所等において、被災者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

（タ）市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、ＮＰＯ・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

（チ）市町村は、保健師、福祉関係者、ＮＰＯ等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

（ツ）市町村は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

（テ）市町村は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

（3）避難路の整備

市町村は、避難場所に安全に避難できるよう日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、避難路の安全性の点検及び避難誘導標識の設置等、適切な措置を講じておく。

（4）ヘリコプター臨時離発着場等の確保

情報収集や救助・救急活動、救援物資・人員搬送、高層建築物等における消防活動等、災害時に多岐にわたり大きな役割を果たすこととなるヘリコプターを有効に活用するためには、緊急時の離発着場の確保が重要であり、市町村は地域防災計画に位置付けその確保に努める。

特に、使用の際に混乱が予想される避難場所等の臨時離発着場については、避難住民の安全性等を考慮し避難場所等と臨時離発着場の区別等、所要の措置を講じる。

5　道の駅の防災機能強化（防災危機管理部、県土整備部、市町村）

県及び市町村は、災害時において地域住民や道路利用者、観光客へ安全・安心な場や災害情報の提供の場となり得る道の駅について、必要に応じて防災機能強化に努めるものとする。

第１２節　帰宅困難者等対策

帰宅困難者等対策は、東日本大震災において、県内で多くの帰宅困難者が発生したことや、首都直下地震により東京を中心とした首都圏で広域的な被害が発生した場合に、大規模地震発生当初の混乱防止や人命救助活動等の円滑化を図ることから、「むやみに移動を開始しない」という一斉帰宅抑制の基本方針の周知徹底や、帰宅困難者等の安全確保などの対策を図るものであるが、台風等の風水害発生時においても、鉄道を中心とした交通機関の停止による帰宅困難者等の発生が見込まれる。

地震・津波災害の場合に比して、風水害については、一定の予測が可能なことから事前の対策を講じることができるなど、対策にも違いがあるが、暴風や出水又は土砂崩れ等により鉄道を中心とした交通機能が一定期間停止することが想定されるため、地震発生時に準じた体制整備を図るものとする。

１　一斉帰宅の抑制

被害状況や公共交通機関の復旧見通し、家族などの安否等が確認できないことにより心理的な動揺が発生し、職場や外出先などから居住地に向け一斉に帰宅行動を開始することが予想される。

台風等の暴風雨が続いている場合は、移動行動そのもの困難な状況が想定されることから、鉄道の駅舎等に大量の帰宅困難者等が滞留する可能性がある。

帰宅困難者等対策においては、まず、帰宅困難者等の発生を抑制することが重要であり、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底が不可欠である。この基本原則を実効性のあるものとするため、具体的な取組を実施していく。

２　情報連絡体制の整備

台風等、ある程度の予測が可能な風水害の場合には、的確な気象情報の収集等により早めに行動するなど、帰宅困難となる状況を回避することが可能である。また、暴風雨が続いている状況下では、屋外での行動が制約されることから、交通機関などの関係機関との情報連絡体制の確立が重要である。

このため、主に地震災害を想定した対策を検討・実施している千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会や、駅周辺ごとに市町村が事務局となり設立される駅周辺帰宅困難者等対策協議会の活用など、関係機関における情報収集連絡体制を整備していく。

３　帰宅困難者等への情報提供

企業、学校など関係機関において従業員や児童生徒等を待機させる判断をすることや、個々人が望ましい行動を取るためには、気象情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を適切なタイミングで提供することが必要である。

このため、県及び市町村は、「むやみに移動を開始しない」ことの呼びかけ、地震に関する情報、被害情報、一時滞在施設の開設状況などについて、テレビ・ラジオ放送やホームページなどを活用して主体的に提供していく。

また、駅周辺ごとに設立される、駅周辺帰宅困難者等対策協議会においても、情報連絡体制及び提供方法を検討し、情報提供していく。

さらに、市町村や関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、防災ポータルサイト、ＳＮＳ、駅周辺の大型ビジョンやデジタルサイネージ※などを活用した情報提供についても検討・実施していく。

※　デジタルサイネージ：屋外、店頭、公共空間、交通機関、コンビニエンスストアなど、一般家庭以外の場所において、ネットワークに接続したディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するもの。

４　大規模集客施設を管理する事業者及び鉄道事業者の取組み

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、平常時から利用者の保護に係る方針を定めておくとともに、風水害等により交通機関が一定期間機能停止した場合における施設内待機に係る案内や安全な場所への誘導手順についてもあらかじめ検討しておくよう努める。

第１３節　防災体制の整備

県は、大規模災害の発生時における迅速な初動体制や、国・他県等からの広域応援体制を構築するため、平時から県内市町村、国、他都道府県や県内外の防災関係機関との連携を密にするとともに、災害対応業務のデジタル化や災害対策本部事務局機能の強化など、体制整備を行う。

１　県の防災体制の整備（全庁）

（１）日ごろからの危機管理意識の醸成

県は、災害時にプロアクティブの原則（「疑わしいときは行動せよ」「最悪事態を想定して行動せよ」「空振りは許されるが見逃しは許されない」）に則り迅速に災害対応ができるよう、職員向けの訓練や研修について見直しを行うとともに、日ごろから、国や防災関係機関の研修を活用し、危機管理に係る知識、危機管理意識の醸成に取り組むものとする。

（２）県、市町村及び防災関係機関の連携の強化

県、市町村及び防災関係機関は、日ごろから、情報連絡員の役割について理解の共有を図るなど、情報共有や連携の強化を行う。

（３）災害対策本部の活動体制の整備

県は、大規模災害に迅速かつ円滑に対応した体制を整備するため、災害対策本部事務局体制を整備し、災害対策本部訓練等を行うことにより、習熟に努めるとともに、検証の結果、必要となる場合には、適宜体制の見直し等を図るものとする。

（４）情報連絡員やシステムを活用した活動体制の整備

県は、土砂災害警戒情報や氾濫危険情報が発表されるなど、大きな被害の発生が予想される段階から、あらかじめ対象市町村ごとに選定し派遣する情報連絡員や、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの技術を活用し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集するための体制を講じておくものとする。

また、災害対策本部支部や現地災害対策本部の円滑かつ効果的な運用方法等について、検討しておくものとする。

（５）災害対応経験者の活用

県は、災害対応が長期化した場合の災害対策本部事務局職員の交代要員や、被災市町村への応援派遣職員を確保するため、防災に関する知識・経験を有する職員をあらかじめ掲載した「県内被災市町村応援要員等名簿」を整備する。

（６）応援受援計画の策定

大規模災害が発生した場合には、自衛隊、消防、警察の救援部隊や医療救護活動、救援物資、ボランティアが全国から支援に入ってくることから、これらの支援を円滑に受け入れるための広域防災拠点をあらかじめ確保し、災害時に速やかに運用できる体制を整えておくために、県は「千葉県大規模災害時応援受援計画」を策定した。

県は、関係機関に対し、計画の周知を図るとともに、防災訓練等により検証を行い、実効性の確保に努めるものとする。

（７）ヘリコプターを活用した情報収集体制の整備

県は、情報収集の強化を図るため、県警や千葉市消防局など、関係機関と協議を行い、災害時の映像提供等の依頼手順などについて迅速な運用ができるようルールを明確化する。

（８）都道府県をまたがる広域応援体制の整備

県では、全国知事会による全都道府県を対象とした災害時の広域応援協定や、関東地方知事会による関東１都９県を対象とした協定、九都県市首脳会議による九都県市を対象とした協定、九都県市首脳会議と関西広域連合との協定を締結しているが、これらの協定が大規模災害時に有効に機能するよう、運用方法の改善等をはたらきかけるとともに、平時からの連携を緊密にするよう努めるものとする。

また、県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度の活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

（9）広域避難者の受入体制の整備

県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫に関する減災協議会など既存の枠組みを活用することにより、国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

(10) 事業者との連携

県は、円滑な応急対策の実施、災害復旧・復興のため、事業者との協定の締結等連携強化に努めるとともに、訓練等を通じて災害時の連絡先、要請手続等の確保を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

また、県は、地域社会の迅速な復旧を図るため、県内のライフライン事業者と県とで構成する千葉県ライフライン対策連絡協議会において、災害時の連携体制の確認等を行うものとする。

(11) 非常用電源の設置状況等の収集・整理

県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行う。

(12) 燃料の供給体制の整備

県及び市町村は、あらかじめ、石油販売業者と燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

(13) 男女共同参画の視点を踏まえた活動体制の整備

県及び市町村は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化するよう努める。

第３章　災害応急対策計画

第１節　災害対策本部活動

1	県の活動体制	(風－３－４)
2	市町村の活動体制	(風－３－15)
3	指定行政機関等の活動体制	(風－３－15)
4	県災害対策本部等と国、市町村及び防災関係機関との連携	(風－３－15)
5	市町村支援	(風－３－16)
6	災害救助法の適用手続等	(風－３－16)

第２節　情報収集・伝達体制

1	通信体制	(風－３－21)
2	気象注意報・警報等の伝達及び気象業務の整備	(風－３－24)
3	被害情報等収集・報告	(風－３－36)
4	災害時の広報	(風－３－41)

第３節　水防計画

1	水防の目的	(風－３－43)
2	水防の責任	(風－３－43)
3	津波における留意事項	(風－３－43)
4	安全配慮	(風－３－43)
5	水防本部の組織	(風－３－44)
6	水防本部の配備体制と活動内容	(風－３－46)
7	水防配備指令伝達系統	(風－３－49)
8	水防配備の解除	(風－３－50)

第４節　避難計画

1	計画方針	(風－３－51)
2	実施機関	(風－３－51)
3	避難の指示等	(風－３－51)
4	避難誘導等	(風－３－53)
5	避難所の開設・運営	(風－３－54)
6	安否情報の提供	(風－３－55)

第５節　要配慮者等の安全確保対策

1	避難誘導等	(風－３－56)
2	避難所の設置、要配慮者への対応	(風－３－56)
3	福祉避難所の設置	(風－３－57)
4	避難所から福祉避難所への移送	(風－３－57)
5	被災した要配慮者等の生活の確保	(風－３－57)

第６節　消防・救助救急・医療救護活動

1	救助・救急	(風－３－58)
2	水防活動	(風－３－59)
3	危険物等の対策	(風－３－59)
4	医療救護	(風－３－62)
5	航空機の運用調整等	(風－３－70)

第７節　警備・交通の確保・緊急輸送対策
１　災害警備計画　（風－３－71）
２　交通対策計画　（風－３－72）
３　在港船舶対策計画　（風－３－77）
４　緊急輸送　（風－３－78）
第８節　救援物資供給活動
１　応急給水　（風－３－80）
２　食料・生活必需物資等の供給体制　（風－３－82）
３　燃料の調達　（風－３－85）
４　電源車の配備。　（風－３－85）
第９節　広域応援の要請及び県外支援
１　国等に対する応援要請　（風－３－86）
２　他都道府県等に対する応援要請　（風－３－86）
３　千葉県大規模災害時応援受援計画　（風－３－87）
４　県の市町村への応援　（風－３－90）
５　県による応急措置の代行　（風－３－90）
６　市町村間の相互応援　（風－３－90）
７　市町村の受援体制の整備　（風－３－91）
８　消防機関の応援　（風－３－91）
９　国土交通省所管の公共施設に係る相互応援　（風－３－91）
10　水道事業体等の相互応援　（風－３－91）
11　下水道施設に係る災害時支援。　（風－３－92）
12　資料の提供及び交換　（風－３－92）
13　経費の負担　（風－３－92）
14　民間団体等との協定等の締結　（風－３－92）
15　海外からの支援受入れ　（風－３－92）
16　県外被災県等への支援　（風－３－92）
17　広域避難　（風－３－93）
18　広域一時滞在　（風－３－94）
第10節　自衛隊への災害派遣要請
１　災害派遣の要請　（風－３－95）
２　災害派遣の方法　（風－３－95）
３　災害派遣要請の手続等　（風－３－96）
４　知事への災害派遣の要請の要求　（風－３－97）
５　自衛隊との連絡　（風－３－97）
６　災害派遣部隊の受入体制　（風－３－98）
７　災害派遣部隊の撤収要請　（風－３－99）
８　経費負担区分　（風－３－99）
９　自衛隊の即応態勢　（風－３－99）
第11節　学校等の安全対策・文化財の保護
１　防災体制の確立　（風－３－100）
２　学用品の調達及び支給　（風－３－101）
３　授業料等の減免・育英補助の措置　（風－３－102）
４　学校給食の実施　（風－３－102）
５　文化財の応急対策　（風－３－102）

第12節　帰宅困難者等対策
1　一斉帰宅抑制の呼びかけ　(風－３－103)
2　企業、学校など関係機関における施設内待機　(風－３－103)
3　大規模集客施設や駅等における利用者保護　(風－３－103)
4　帰宅困難者等への情報提供　(風－３－103)
5　一時滞在施設の開設及び施設への誘導　(風－３－103)
第13節　保健衛生、防疫、廃棄物等対策
1　保健活動　(風－３－104)
2　飲料水の安全確保　(風－３－104)
3　防疫　(風－３－104)
4　死体の捜索処理等　(風－３－106)
5　動物対策　(風－３－108)
6　清掃及び障害物の除去　(風－３－108)
第14節　応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理
1　応急仮設住宅の供与等　(風－３－111)
2　被災宅地危険度判定支援体制の整備　(風－３－112)
3　罹災証明書の交付体制の確立　(風－３－113)
第15節　ライフライン関連施設等の応急復旧
1　水道施設　(風－３－114)
2　電気施設　(風－３－115)
3　下水道施設　(風－３－118)
4　ガス施設　(風－３－119)
5　通信施設　(風－３－125)
6　放送機関　(風－３－127)
7　工業用水道　(風－３－128)
第16節　ボランティアの協力
1　災害ボランティアセンターの設置　(風－３－129)
2　ボランティアの活動分野　(風－３－130)
3　ボランティアとして協力を求める個人、団体　(風－３－130)
4　ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ　(風－３－131)
5　災害時におけるボランティアの登録、派遣　(風－３－132)
6　ボランティア受入体制　(風－３－133)
7　災害ボランティアセンター運営スタッフ等の養成等　(風－３－133)
8　日本赤十字社千葉県支部防災ボランティア養成・研修計画　(風－３－134)

第１節　災害対策本部活動

災害が発生した場合、人的被害にとどまらず、家屋の倒壊や流失、火災、がけ崩れの発生、道路・橋梁の破損、さらには生活関連施設の機能障害などの被害の発生が予想される。

このような被害の拡大を防止し、被災者の救援救護に全力を挙げて対処するため、県、市町村及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、迅速かつ的確な活動体制のもと災害応急対策に万全を期すことを目的とする。

１　県の活動体制（防災危機管理部）

県は、風水害等による災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、法令又は本計画の定めるところにより、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他防災関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する災害応急対策の実施を助け、かつ総合調整を行う。

その際、全職員は、以下のプロアクティブ原則を基本理念とし、危機意識を共有して、行動するものとする。

・疑わしいときは行動せよ
・最悪事態を想定して行動せよ
・空振りは許されるが見逃しは許されない

上記の責務を遂行するため必要がある場合は、千葉県災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

また、国において緊急災害対策本部等を設置したときは、これと十分な連携を図りながら応急対策を進めるものとする。

県本部の組織及び運営は、「災害対策基本法」、「千葉県災害対策本部条例」及び「千葉県災害対策本部要綱」の定めるところによる。

なお、災害に対して迅速かつ円滑な対応を図ることができるよう作成した「千葉県災害発生時の応急対応マニュアル」により、各職員がその内容を熟知するとともに、訓練等により検証し改善を行っていくこととする。

（１）災害対策本部設置前の初動対応

ア　情報収集体制

気象庁が大雨・暴風・高潮・洪水・大雪・暴風雪警報の１以上を県内に発表したとき、又は、深夜から明け方に前記の警報の発表が予想され、防災危機管理部長が必要と認めたとき、その他、被害の発生が予想される場合で、防災危機管理部長が必要と認めたときは、防災対策課、関係部局及び発表市町村を所管する地域振興事務所は、次の措置を講ずる。

（ア）気象に関する情報の収集及び伝達

（イ）被害情報の把握及び報告

イ　災害即応体制

（ア）県内に土砂災害警戒情報又は氾濫危険情報、若しくは「特別警報に至る可能性への言及」に係る気象情報が発表されたとき、又は、気象警報（波浪を除く。）が発表され、かつ、県が台風の暴風域に入ることが見込まれる（暴風域に入る確率が７０％以上）とき、又は、深夜から明け方に前記の情報の発表が予想され、防災危機管理部長が必要と認めたとき、その他、大きな被害の発生が予想される場合で、防災危機管理部長が必要と認めたときは、関係部局及び関係出先機関は、情報収集体制を強化する。

（イ）あらかじめ選定した職員を、対象市町村に情報連絡員として派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集する。

（ウ）防災対策課長は、被害状況の把握のため、防災関係機関から連絡員の派遣を得て、ヘリコプターによる上空からの確認等について調整する。

ウ　防災対策課長は、被害状況をとりまとめ、速やかに防災危機管理部長を経由して知事に報告する。また、必要に応じ、国の機関、その他防災関係機関に同様の報告又は通報を行う。

エ　上記アからウについては、夜間、休日等の時間外においても同様とする。

（2）県災害対策本部

千葉県災害対策本部の組織及び編成は「千葉県災害対策本部条例」及び「千葉県災害対策本部要綱」の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

ア　組織編成

【本　　部】

本部会議	本　部　長	知事
	副 本 部 長	副知事
	本　部　員	防災危機管理部長 （統括本部員） 総務部長 総合企画部長 地域防災担当部長 健康福祉部長 保健医療担当部長 環境生活部長 商工労働部長 農林水産部長 県土整備部長 会計管理者 企業局長 病院局長 教育長 警察本部長 の指定する者
本部派遣職員		自衛隊、防災関係機関から本部長が派遣を求める者

本部事務局	事 務 局 長	防災危機管理部次長
	事務局次長	危機管理政策課長 防災対策課長 危機管理室長 災害・危機対策監 総務課長 人事課長 財政課長 市町村課長
	事務局職員	統制班 庶務班 情報班 応急対策班 応援受援班 被災者支援班 住家被害対応班 物資支援班 通信・システム班 広報班 現地派遣班 放射能事故対応班
本部連絡員		本部各部長の指名する者

部（12）　　支部（12）　　現地災害対策本部

【部及び支部の構成】

部	支部
総務部	千葉支部
総合企画部	東京支部
健康福祉部	葛南支部
環境生活部	東葛飾支部
商工労働部	印旛支部
農林水産部	香取支部
県土整備部	海匝支部
出納部	山武支部
企業部	長生支部
病院部	夷隅支部
教育部	安房支部
警察部	君津支部

＜資料編１－８　千葉県災害対策本部条例＞
＜資料編１－９　千葉県災害対策本部要綱＞

（ア）本部会議

a　本部長は、県の災害対策を推進するため、本部室において、本部長、副本部長、本部員で構成する本部会議を開催し、災害予防及び災害応急対策等に関する重要事項について審議決定する。

b　本部長は、上記 a の審議決定にあたり、必要に応じて防災関係機関に対して本部派遣職員の派遣を要請し、意見等を求めるものとする。

（イ）本部事務局

a　事務局長は、防災危機管理部次長をもって充てる。

b　事務局次長は、危機管理政策課長、防災対策課長、危機管理室長、災害・危機対策監、総務課長、人事課長、財政課長及び市町村課長をもって充てる。

c　本部連絡員及び事務局職員は、各部長が指名し、本部事務局に勤務する。

d　事務局の事務分掌等

事務局の事務を統制班、庶務班、情報班、応急対策班、応援受援班、被災者支援班、住家被害対策班、物資支援班、通信・システム班、広報班、現地派遣班、放射能事故対応班の１２班に分け、各班の班長は、事務局長が指名する。班員は、石油コンビナート災害などの複合災害に対応するため､石油コンビナート等防災本部事務局等との兼務をできるだけ避け、いかなる災害が同時多発的に発生した場合でも、迅速かつ機動的な応急対応が実行できるよう体制の強化を図る。

本部事務局の分掌事務は、「千葉県災害対策本部要綱」の別表第四のとおりとする。

なお、災害対策本部事務局の運営に当たっては､「千葉県災害発生時の応急対応マニュアル」によるものとする。

（ウ）本部派遣職員

本部派遣職員は、本部会議及び本部事務局との連絡調整にあたる。

（エ）部

a　部は、部長、副部長、班長及び班員をもって構成し、部が所掌する分掌事務を遂行する。

b　部及び班の分掌事務は、「千葉県災害対策本部要綱」の別表第三のとおりとする。

（オ）災害対策本部支部

a　支部は、支部長、副支部長、班長、支部連絡員、情報連絡員、各班連絡員及び班員をもって構成し、支部が所掌する分掌事務を遂行する。

b　支部長は、地域振興事務所長及び東京事務所長をもって充てる。

c　支部の分掌事務は、「千葉県災害対策本部要綱」の別表第六を基準とし、また運営については本部の運営方法を基準とし、かつ地域の実情等を勘案してあらかじめ支部長が定めておくものとする。

（カ）現地災害対策本部

現地災害対策本部は、現地災害対策本部長、現地災害対策副本部長及び現地災害対策本部職員をもって構成し、災害の現地において、本部との連絡を保ちつつ、支部からの情報に基づいて急を要する対策を実施する。

現地災害対策本部長は、本部の副本部長、本部員、支部長又はその他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

イ　現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めたときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

現地本部は、災害の現地を所管する県災害対策本部支部と連携し、災害の状況に応じた応急対策を迅速・機動的に実施する。

現地本部の組織編成、所掌事務及び設置場所は次のとおりとする。

（ア）組織編成

a　現地本部長は、県災害対策本部の副本部長、本部員、支部長又はその他の職員のうちから県災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

b　現地本部員は、県災害対策本部員の本部員、支部長又はその他の職員のうちから県災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

（イ）所掌事務

a　被害状況、応急対策実施状況の情報収集及び分析

b　市町村、関係機関との連絡調整

c　自衛隊の災害派遣について意見具申

d　本部長の指示による応急対策の推進

e　その他緊急を要する応急対策の実施

（ウ）設置場所

現地本部の設置場所は、災害現地又は市町村庁舎等とする。

ウ　県災害対策本部の設置又は廃止とその基準

知事は、災害応急対策を推進するため、次の基準により災害対策本部を設置する。

また、県災害対策本部を設置した後において、県の地域について災害の発生するおそれが解消し、又は災害応急対策が概ね完了したため、県災害対策本部を設置しておく必要がないと認めたときは、県災害対策本部を廃止する。

1 県内で以下の気象等の特別警報が発表されたとき（波浪を除く。）（自動設置）。

（1）大雨特別警報

（2）暴風特別警報

（3）暴風雪特別警報

（4）大雪特別警報

（5）高潮特別警報

2 以下の（1）から（3）のいずれかに該当する場合で、総合的な対策を講ずるため、知事が必要と認めたとき。

（1） 本県の一部が台風の暴風域に入ることが確実と予測されるとき

（2） 特に大きな被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき

（3） 大規模な停電・断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき

3 本県の全域が台風の暴風域に入ることが確実と予測されるとき。(※)

※本県の区域が暴風域に入るまでに設置するものとする。

エ　県災害対策本部設置又は廃止の通報及び発表

知事は、県災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を国（総務省消防庁長官）及び市町村長に通報するほか、次に掲げる者のうち必要と認める者に通報する。

また、知事は、県災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を報道機関に発表する。

（ア）指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者

（イ）防災担当大臣（防災担当大臣がおかれていない場合に合っては、内閣官房長官）、厚生労働大臣及び国土交通大臣

（ウ）隣接都県知事

（エ）「九都県市災害時相互応援等に関する協定」に基づく「応援調整都県市」等

（オ）「震災時等の相互応援に関する協定」に基づく「応援拠点都県」及び「関東地方知事会」等

（カ）「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づく「幹事都県・副幹事都県」及び「全国知事会」等

オ　各組織の連絡方法

（ア）本部長の命令あるいは本部会議で決定した事項は、本部事務局長が本部連絡員を通じて各部及び各班に連絡するものとする。

（イ）各部及び各班で収集した情報又は、実施した対策等のうち、本部長あるいは他の各部及び各班が承知しておく必要がある事項は、本部連絡員を通じて速やかに本部事務局長に報告するものとする。

（ウ）上記（イ）により報告を受けた本部事務局長は、速やかにこれを本部長に報告するとともに、本部連絡員を通じて各部及び各班に伝達するものとする。

（エ）上記（ア）～（ウ）の規定は支部において準用する。

カ　関係機関に対する要請等

本部長は、災害の状況に応じ、関係機関に対して必要な措置を講ずるよう協力を要請し、又は本部と当該機関との連絡のための職員の派遣を要請するものとする。

キ　県本部の設置場所

県本部は、原則として県中庁舎６階防災危機管理センターに、被災状況によりその機能が維持できない場合は本庁舎５階大会議室に設置する。

また、政府現地対策本部等が設置される場合、本庁舎５階大会議室に設置する。

なお、県庁舎及び周辺地域の被災状況によりその機能が維持できない場合は、次に掲げる順位により地域振興事務所を設置場所として選定するが、知事の判断により、状況に応じて、その他の県有施設等に変更することができる。

第１位　　印旛地域振興事務所
第２位　　長生地域振興事務所
第３位　　東葛飾地域振興事務所

（３）県応急対策本部

ア　設置又は廃止とその基準

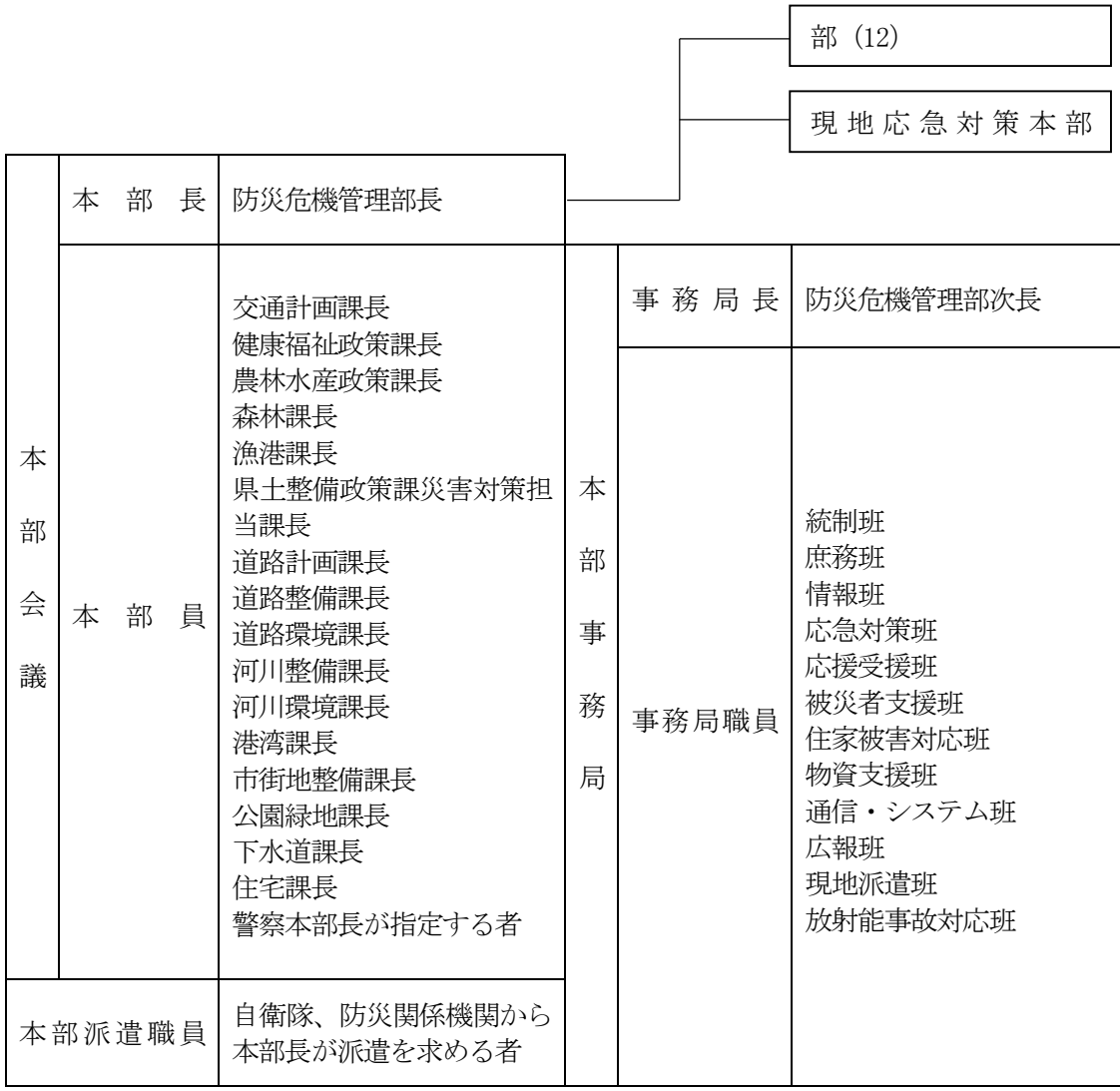
防災危機管理部長は、災害対策本部設置基準を満たさない場合で、応急対策を実施する上で必要と認めるときは、応急対策本部を設置する。

なお、応急対策本部設置後、災害対策本部設置基準を満たす場合には、「災害対策本部（本部長　知事：災害対策本部第1配備から第3配備）」に移行する。

また、防災危機管理部長は、応急対策本部を設置した後において、県内において災害の発生するおそれが解消し、又は災害応急対策が概ね完了したため、応急対策本部を設置する必要がないと認めたときは廃止する。

イ　組織及び編成は、「千葉県応急対策本部設置要綱」の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

【千葉県応急対策本部組織（風水害等）】



（4）職員の配備

ア　初動体制の確立

本庁各部局（各課）及び出先機関の長は、常に気象状況等に注意し、災害の発生するおそれがあることを察知した場合、又は災害が発生した場合は、迅速に対処できるよう準備を整えておくものとする。

配備体制の基準は次のとおりとし、本庁各部局（各課）及び出先機関の長は、年度当初に職員の配備計画を立てて所属職員に徹底しておくものとする。また、発生直後の災害情報の収集や災害対策の調整を行うため、県庁及びその周辺に常時防災担当者が待機し、迅速な初動体制の確立に努める。

イ　配備基準

風水害に対処する県本部設置前の配備は、災害の状況等により次のとおりとする。

配備種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等
情報収集体制	１　県内で以下の気象等の警報が発表されたとき（自動配備)。 （１）大雨警報 （２）洪水警報 （３）暴風警報 （４）暴風雪警報 （５）大雪警報 （６）高潮警報 ２　深夜から明け方に上記の警報の発表が予想され、防災危機管理部長が必要と認めたとき。 ３　その他、被害の発生が予想され、防災危機管理部長が必要と認めたとき。	災害関係課等の職員で情報収集活動が円滑に行いうる体制とし、その要員は所掌業務等を勘案して､あらかじめ各課等において定める。	【本　庁】 防災対策課（※４） 【出先機関】 発表市町村を所管する地域振興事務所
災害即応体制	１ 県内に土砂災害警戒情報、氾濫危険情報又は「特別警報に至る可能性への言及」に係る気象情報が発表されたとき（自動配備)。 ２ 気象警報（波浪を除く。）が発表され、かつ、県が台風の暴風域に入ることが見込まれる（暴風域に入る確率が７０％以上）とき（自動配備)。 ３ 深夜から明け方に１又は２の情報の発表が予想され、防災危機管理部長が必要と認めたとき。 ４ その他、大きな被害の発生が予想され､防災危機管理部長が必要と認めたとき。	情報収集体制を強化し､事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とし､その所要人員は所掌業務等を勘案して､あらかじめ各課等において定める。 なお､部局間の情報交換を行うため､「災害即応連絡会議」を開催する。 この場合､地域振興事務所等から対象市町村に対して情報連絡員を派遣する。 この際､必要に応じ本庁から情報連絡員を追加派遣する。	情報収集体制に加え 【本　庁】（※３） 危機管理政策課　消防課　産業保安課 秘書課　総務課　管財課　学事課 政策企画課　報道広報課　水政課　交通計画課 健康福祉政策課　健康福祉指導課　疾病対策課　児童家庭課　高齢者福祉課　障害福祉事業課　医療整備課 環境政策課　循環型社会推進課 廃棄物指導課　ヤード・残土対策課 経済政策課 農林水産政策課　団体指導課　耕地課 担い手支援課　森林課　水産課　漁港課 県土整備政策課　道路計画課　道路整備課 道路環境課　河川整備課　河川環境課　都市計画課　港湾課　市街地整備課　公園緑地課　下水道課　住宅課 企業局のうち局長が指定する課 病院局経営管理課 教育庁のうち教育長が指定する課 【出先機関】（※３） 地域振興事務所　保健所（健康福祉センター） 農業事務所　林業事務所　水産事務所 水産情報通信センター　漁港事務所 土木事務所　港湾事務所　北千葉道路建設事務所　一宮川改修事務所　ダム管理事務所　区画整理事務所 下水道事務所 企業局のうち局長が指定する出先機関 教育庁のうち教育長が指定する出先機関 そのほかの機関は、地域の実情に応じて

※配備の特例措置

1　配備体制を強化する必要があると知事が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。

2　知事は、災害の発生が局地的である場合で、かつ、一部の地域において出先機関の活動の必要が認められないとき、又は活動の必要がなくなったと認められるときは、出先機関の長の意見を聴いて当該出先機関の配備を指令しないこと、又は配備を解くことができる。

3　本庁の一部の課及び出先機関においては、土砂災害警戒情報又は氾濫危険情報が発表された場合は、発表市町村を所管する出先機関のみ配備する。

4　その他、各部局の基準と判断で必要な災害対応業務を実施するものとし、その詳細は資料編「震度４、気象警報等における災害対応機関一覧」に掲げるとおり。

※議会事務局には、連絡のみ行う。

（注）1　企業局、病院局、教育庁の配備を要する課等の把握は、それぞれ次の主務課において行う。
企業局：管理部総務企画課、病院局：経営管理課、教育庁：教育振興部保健体育課

2　各出先機関について、知事は被害状況に応じて近接の地域振興事務所管内に応援のための配備を求めることができる。

ウ　災害対策本部設置後の配備

風水害に対処する県本部設置後の配備は、災害の状況等により次のとおりとする。

配備種別	配 備 基 準	配 備 内 容	配 備 を 要 す る 課 等
災害対策本部 第１配備	１ 県内で以下の気象等の特別警報が発表されたとき（波浪を除く。）（自動配備）。 （１）大雨特別警報 （２）暴風特別警報 （３）暴風雪特別警報 （４）大雪特別警報 （５）高潮特別警報 ２ 以下の(１)から(３)のいずれかに該当する場合で、総合的な対策を講ずるため、本部長が必要と認めたとき。 （１） 本県の一部が台風の暴風域に入ることが確実と予測されるとき （２） 特に大きな被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき （３） 大規模な停電・断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき ３ 本県の全域が台風の暴風域に入ることが確実と予測されるとき。（※） ※本県の区域が暴風域に入るまでに配備するものとする。	情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行いうる体制とし、その要員は所掌業務等を勘案してあらかじめ、各部長又は支部長が定める。 この場合、支部等から対象市町村に対して情報連絡員を派遣する。	本部及び支部を構成するすべての県の機関
災害対策本部 第２配備	以下の（１）から（３）のいずれかに該当する場合で、本部長が必要と認めたとき。 （１）県下広範囲にわたる災害が発生したとき （２）局地的災害であっても被害が甚大であるとき （３）大規模の災害発生を免れないと予想されるとき	災害対策本部第１配備体制を強化し対処する体制としその所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各部長又は支部長が定める。 この場合、支部等から対象市町村に対して情報連絡員を派遣する。	本部及び支部を構成するすべての県の機関

災害対策本部 第３配備	以下の（1）から（3）のいずれかに該当する場合で、本部長が、県の全組織を挙げて災害対応が必要と認めたとき。 （1）県下広範囲にわたる災害が発生したとき （2）局地的災害であっても被害が特に甚大であるとき （3）大規模の災害発生を免れないと予想されるとき	県の組織及び機能のすべてをあげて対処する体制とし、その所要人員は各所属職員全員とする。 この場合、支部等から対象市町村に対して情報連絡員を派遣する。	本部及び支部を構成するすべての県の機関

※配備の特例措置

1　配備体制を強化する必要があると知事が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。

2　知事は、災害の発生が局地的である場合で、かつ、一部の地域において出先機関の活動の必要が認められないとき、又は活動の必要がなくなったと認められるときは、出先機関の長の意見を聴いて当該出先機関の配備を指令しないこと、又は配備を解くことができる。

3　部長又は支部長は、災害の態様等により、その所掌する災害応急対策を講ずる上で支障がないと認められるときは、本部事務局長と協議の上、本部長の承認を得て、当該部又は支部の配備内容を変更し、又は配備を解くことができる。

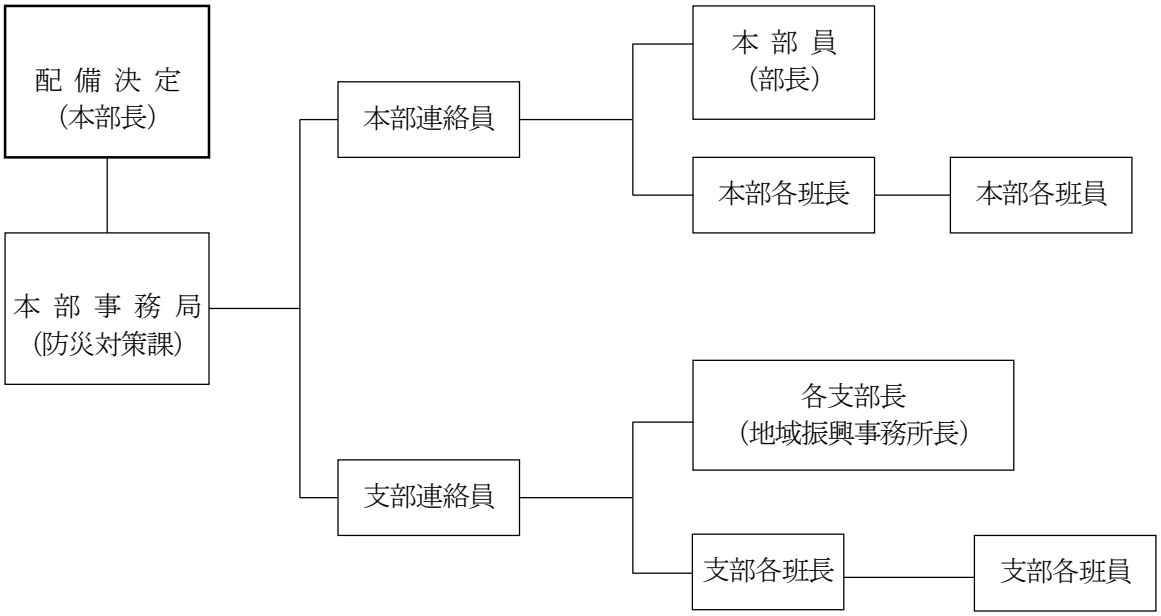
（5）職員の動員

ア　動員体制の確立

部長及び支部長は、それぞれの部又は支部内各班の動員系統、連絡の方法等をあらかじめ実状に即した方法により具体的に定めておくものとする。

イ　動員の系統

職員の動員は、次の系統で伝達する。



ウ　動員の伝達方法

知事（本部長）の配備決定に基づく本部事務局（防災対策課）からの職員の配備指令の伝達は、原則として次の方法によるものとする。

（ア）勤務時間内

庁内放送、防災行政無線電話、職員参集メール

（イ）勤務時間外

電話又は職員参集メール

（ウ）配備指令の伝達結果の報告

配備に係る職員への連絡を担当する職員は、配備体制連絡の結果を防災対策課長に、災害対策本部設置後は、事務局長に行うこととする。

エ　職員参集等

（ア）初動対応職員

休日夜間等勤務時間外において災害対策本部を設置するような災害時に初動体制等を早期に確立するため、所属長は年度当初に勤務地又は指定された所属に必ず登庁する職員を指定するものとする。

初動対応職員は以下のとおりとする。

災害対策本部：本部員、部長、副部長、本部連絡員

災害対策本部支部：支部長、副支部長、班長又は所属長、支部連絡員、情報連絡員、各班連絡員

災害対策本部事務局：災害対策本部事務局職員

その他：災害即応体制に指定されている職員

注１）本部事務局職員、本部連絡員は本部の活動体制を早期に確立するため、原則として県庁から４ｋｍ圏内、特に事情がある場合には８ｋｍ圏内に居住する職員をもって充てる。

注２）支部連絡員及び情報連絡員は、支部の活動体制を早期に確立するため、可能な限り勤務地から４ｋｍ圏内に居住する職員をもって充てるよう配慮する。

（イ）臨時参集職員

原則として勤務地へ登庁するものとするが、道路の損壊や交通手段の途絶により、勤務地に速やかに登庁することが困難である場合は、県庁又は最寄りの地域振興事務所に参集するものとし、年度当初において所属長へ当該参集機関を申告する。

なお、勤務地以外に参集した職員は、本庁においては本部事務局長、出先機関においては参集先の機関の長の指揮命令のもとで災害対応を行う。

（ウ）自主登庁又は自主参集

本部及び支部を構成するすべての機関の職員は、災害の発生により電話等による伝達が不可能な場合、テレビ、ラジオ等による情報や周囲の状況から被害が著しく本部設置（災害対策本部第１配備以上）の参集基準に該当すると判断される場合は、自主登庁及び自主参集するものとする。

（エ）各部局の措置

県各部局は、災害時の活動体制の充実を図るため特に必要がある場合は、独自の参集方法を別途定めることができる。

オ　対応長期化に備えた体制

災害対応の長期化に備えて、災害対応従事者の健康を確保するため、ローテーション管理や物資・資機材の確保に努める。

2　市町村の活動体制（市町村）

（1）責務

市町村は、災害時において、第１次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、市町村地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民の協力を得て、災害応急対策を実施する。

（2）活動体制

ア　組織、配備体制

市町村は、災害応急対策を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定めておく。

その際、県、市町村一体となった体制がとれるよう、県地域防災計画に定める配備基準、配備内容等と十分整合を図る。

イ　災害救助法が適用された場合の体制

災害救助法が適用された場合は、救助実施市は、災害救助法に基づく救助事務を実施し、救助実施市以外の市町村は、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を実施又は知事が行う救助を補助する。

ウ　市町村間での応援体制

県下全市町村間で締結した「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、迅速・円滑に応援が行えるよう、体制を整備する。

＜資料編１－12　災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定＞

3　指定行政機関等の活動体制

（1）責務

ア　指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画及び県地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、県、市町村及び他の防災関係機関の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な施策を講じる。

イ　防災上重要な施設の管理者

県の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者及びその他法令の規定による防災に関する責任を有する者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画及び県地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、県及び市町村の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じる。

（2）活動体制

ア　組織等の整備

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者等はそれぞれの責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備及び服務の規準を定めておく。

イ　職員派遣

県災害対策本部長は、災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要があると認めるときは、指定地方公共機関等の長に対して、その所属職員を必要な場所に派遣するよう要請する。

4　県災害対策本部等と国、市町村及び防災関係機関との連携（防災危機管理部）

（1）政府現地対策本部

県は国が本県に現地対策本部を設置することを決定した場合は、県庁に受け入れる。その際、受入場所は本庁舎５階大会議室とする。

（２）内閣府等リエゾン

県は、（１）によらず、内閣府等からリエゾンが派遣された場合は県庁に受け入れる。その際、受入場所は中庁舎６階防災危機管理センターとする。

（３）災害対策本部会議等における情報共有

県は、災害の状況に応じ、県災害対策本部会議に指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び関係市町村の職員の出席を求め、災害状況、災害対策実施状況等情報の交換を行う。

また、実務者レベルでの関係機関連絡会議等を開催し、情報共有や対応方針の調整等を行う。

（４）現地関係機関に係る連絡調整

県又は市町村は、災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、合同調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。

（５）その他

国において緊急災害対策本部等を設置したときは、これと十分な連携を図りながら応急対策を進めるものとする。

５　市町村支援（防災危機管理部）

（１）情報連絡員の派遣について

県は、災害即応体制時から、あらかじめ選定した職員を、対象市町村に情報連絡員として派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集する。

その他、必要な事項については、千葉県情報連絡員運用要綱の定めによるものとする。

＜資料編１－22　千葉県情報連絡員運用要綱＞

（２）人的支援について

県は、市町村から職員派遣の要請があった場合、又は、情報連絡員が、市町村と協議し、その支援ニーズを把握した場合において、県職員等の迅速な派遣に努めるものとする。

（３）物的支援について

県は、市町村が甚大な被害を受け、物資の提供や調達が困難になった場合には、市町村からの要請や情報連絡員が把握した支援ニーズに基づき、食料及び燃料等の生活必需物資を確保し、迅速な供給に努めることを原則とするが、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下したと推測される市町村に対しては、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需物資等を送り込む「プッシュ型」による物資の供給を行う。

６　災害救助法の適用手続等（防災危機管理部）

（１）災害救助法の目的

災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）は災害時において、応急的に必要な救助を行い、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とする。

（２）適用基準・条件等

ア　災害が発生した場合の適用基準

災害が発生した場合の適用基準は、災害救助法施行令第１条に定めるところによるが、県における具体的適用基準は次のとおりである。

（ア）住家が滅失した世帯の数が、当該市町村の区域内の人口に応じ、別表の基準１号以上であること。（法施行令第1条第1項第1号）

（イ）住家が滅失した世帯の数が、県内市町村の合計で２，５００世帯以上であって、当該市町村の区域内の人口に応じ、別表の基準第２号以上であること。（法施行令第1条第1項第2号）

（ウ）住家で滅失した世帯の数が、県内市町村の合計で１２，０００世帯以上であること、又は、災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、かつ多数の世帯の住家が滅失したものであること。（法施行令第1条第1項第3号）

（エ）多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたものであり、次の基準に該当すること。（法施行令第1条第1項第4号）

ａ　災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

ｂ　災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

イ　災害が発生するおそれがある場合の適用条件等

災害が発生するおそれがある場合の適用条件等は、災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、その所管区域になった場合で、現に救助を必要とするときに、市町村の区域（千葉市については、市又は区のいずれの地域も単位とすることができる。）を単位に行うものである。

<資料編１－13　災害救助法の適用基準>

（別表）市町村別災害救助法適用基準表（令和2年10月1日）

市町村名			人　口	被害世帯数		市町村名		人　口	被害世帯数	
				1号	2号				1号	2号
市部	千葉市	中央区	211,736	100	50	印旛郡	酒々井町	20,745	50	25
		花見川区	177,328	100	50		栄町	20,127	50	25
		稲毛区	160,582	100	50					
		若葉区	146,940	100	50					
		緑区	129,421	100	50	香取郡	神崎町	5,816	40	20
		美浜区	148,944	100	50		多古町	13,735	40	20
		計	974,951	150	75		東庄町	13,228	40	20
	銚子市		58,431	80	40	山武郡	九十九里町	14,639	40	20
	市川市		496,676	150	75		芝山町	7,033	40	20
	船橋市		642,907	150	75		横芝光町	22,075	50	25
	館山市		45,153	60	30					
	木更津市		136,166	100	50	長生郡	一宮町	11,897	40	20
	松戸市		498,232	150	75		睦沢町	6,760	40	20
	野田市		152,638	100	50		長生村	13,803	40	20
	茂原市		86,782	80	40		白子町	10,305	40	20
	成田市		132,906	100	50		長柄町	6,721	40	20
	佐倉市		168,743	100	50		長南町	7,198	40	20
	東金市		58,219	80	40					
	旭市		63,745	80	40	夷隅郡	大多喜町	8,885	40	20
	習志野市		176,197	100	50		御宿町	6,874	40	20
	柏市		426,468	150	75					
	勝浦市		16,927	50	25					
	市原市		269,524	100	50	安房郡	鋸南町	6,993	40	20
	流山市		199,849	100	50					
	八千代市		199,498	100	50					
	我孫子市		130,510	100	50					
	鴨川市		32,116	60	30					
	鎌ケ谷市		109,932	100	50					
	君津市		82,206	80	40					
	富津市		42,465	60	30					
	浦安市		171,362	100	50					
	四街道市		93,576	80	40					
	袖ケ浦市		63,883	80	40					
	八街市		67,455	80	40					
	印西市		102,609	100	50					
	白井市		62,441	80	40					
	富里市		49,735	60	30					
	南房総市		35,831	60	30					
	匝瑳市		35,040	60	30					
	香取市		72,356	80	40					
	山武市		48,444	60	30					
	いすみ市		35,544	60	30		合　計	6,284,480		
	大網白里市		48,129	60	30					

注）1　1号とは災害救助法施行令第1条第1項第1号の災害（当該市町村の被災世帯数のみで判断）をいい、2号とは同令同条同項第2号の災害（都道府県－本県は2,500世帯－と市町村の被災世帯数で判断）をいう。

2　被害世帯数は全壊世帯数をいい、半壊（焼）世帯、床上浸水世帯は、それぞれ2世帯、3世帯をもって、全壊世帯1世帯と換算する。

3　人口は令和2年国勢調査（総務省）による。

（３）救助の実施機関

ア　知事は、災害時において、県内（救助実施市を除く。）に災害救助法を適用する場合は、国からの法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会秩序の保全を図る。

イ　知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を市町村長（救助実施市の長を除く。）が行うこととすることができる。

ウ　市町村長（救助実施市の長を除く。）は、上記イにより行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助するものとする。

エ　救助実施市（千葉市）は、その区域内に災害救助法を適用する場合は、救助の実施主体としてアの事務を行い、救助実施市を含む複数の県内市町村に災害救助法が適用された場合、知事は救助において必要となる物資の供給又は役務の提供が適正かつ円滑に行われるよう、救助実施市の長その他の関係者との連絡調整を行う。

（４）救助の種類

災害救助法に基づく救助は、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助を行う。

ア　災害が発生した場合の救助

（ア）避難所及び応急仮設住宅の供与

（イ）炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

（ウ）被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

（エ）医療及び助産

（オ）被災者の救出

（カ）被災した住宅の応急修理

（キ）学用品の給与

（ク）埋葬

（ケ）死体の捜索及び処理

（コ）災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

イ　災害が発生するおそれがある場合の救助

（ア）　避難所の供与

（５）被災世帯の算定基準

ア　被災世帯の算定

住家の滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半焼する等著しく損傷した世帯は２世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は３世帯をもって、それぞれ住家の滅失した１世帯とみなす。

イ　住家の滅失等の認定

（ア）住家が滅失したもの

居住のための基本的機能を喪失したもので住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延面積の７０％以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が住家全体の５０％以上に達した程度のもの

（イ）住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの

住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延面積の２０％以上７０％未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が住家全体の２０％以上５０％未満のもの

（ウ）住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもので、（ア）、（イ）に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

ウ　世帯及び住家の単位

（ア）世帯

生計を一にしている実際の生活の単位をいう。

（イ）住家

現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって１住家として取り扱う。

（６）災害救助法の適用手続

ア　市町村（救助実施市を除く）

（ア）災害に対し、市町村における災害が、（２）アの災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、当該市町村長は、直ちにその旨を知事（本部事務局）に報告する。

（イ）災害状況の把握及び報告については、「災害救助の手引き」に基づき行うこととする。

（ウ）災害救助法施行細則（昭和23年千葉県規則第19号）第５条の規定により、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないとき、市町村長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。

イ　県

（ア）知事は、市町村長からの報告又は要請、国からの連絡、その他県が把握した被害状況等に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに適用を決定し、災害救助法に基づく救助の実施について、当該市町村長及び県各部局に指示するとともに、内閣総理大臣に通知又は報告するものとする。

（イ）災害救助法を適用したとき及び適用を終了したときは、速やかに告示するとともに、県ホームページ等により広報を行うものとする。

（７）救助の程度、方法及び期間等

災害救助法が適用された場合の応急救助の程度、方法及び期間等については、災害救助法施行細則別表第一によるものとする。

なお、災害救助法施行細則別表第一により救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

＜資料編１－14　災害救助法による救助の程度、方法及び期間一覧表＞

第２節　情報収集・伝達体制

災害時において、被害を最小限にとどめるため気象情報等の防災情報及び被害情報を一刻も早く地域住民等へ伝達することが必要である。特に避難行動要支援者への伝達に万全を期する必要がある。また、円滑な応急対策活動を実施するため各防災機関は、緊密な連携のもと、災害に関する情報を的確かつ迅速に把握する体制を整える必要がある。

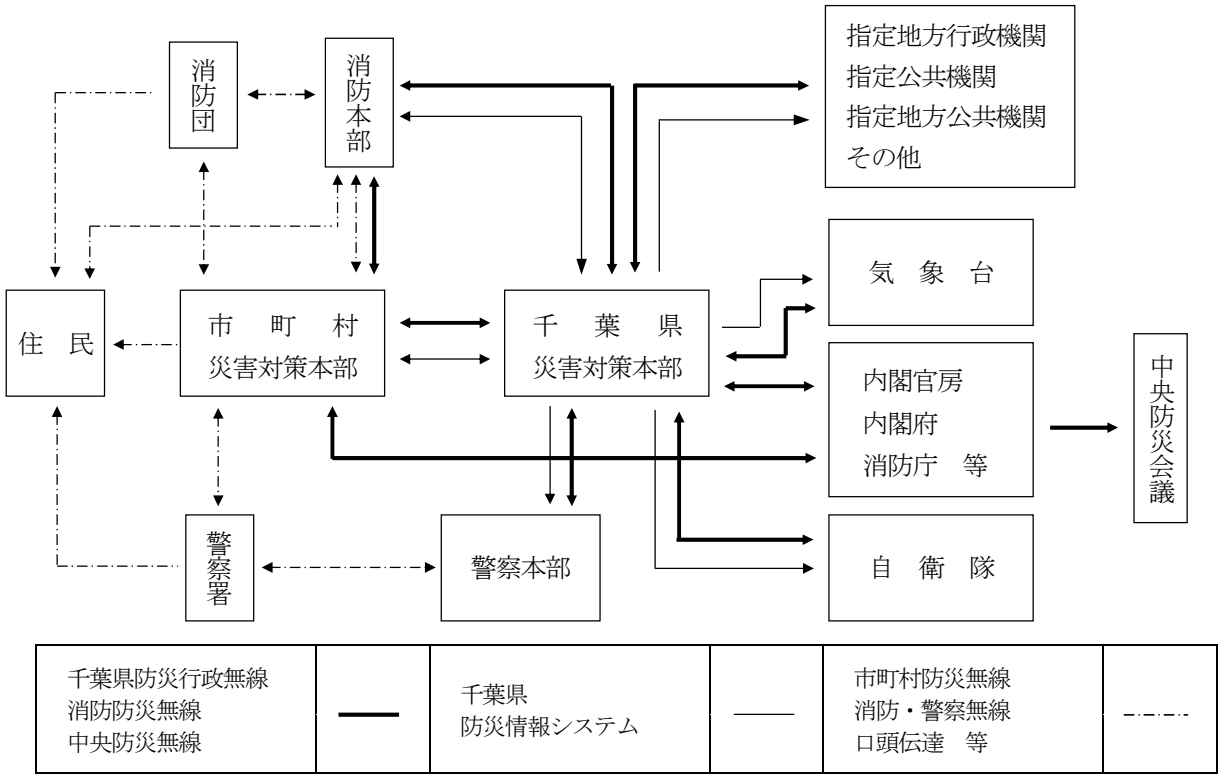
１　通信体制（全庁）

災害時における気象注意報・警報等防災情報の伝達、及び被害状況等の収集その他災害応急措置等についての通信は、次により行うものとする。

（１）通信連絡系統図

災害時の情報連絡の流れは次のとおりである。

通信連絡系統



＜資料編３－５　千葉県防災行政無線通信施設＞

＜資料編３－14　千葉県防災情報システム端末装置設置機関＞

（２）通信連絡手段

ア　気象警報、予報、情報及び通報の伝達

２の（１）「気象注意報・警報等の伝達」に基づき、警報等を県関係課長から県の出先機関の長、県の出先機関の長から市町村長その他関係機関の長に緊急に伝達する場合は、下記によるものとする。

（ア）県（本庁）

ａ　防災対策課長が本庁関係課長、地域振興事務所長、市町村長及び消防（局）長に伝達する場合

千葉県防災行政無線
一 般 加 入 電 話

b　河川環境課長が各土木事務所、その他関係機関に緊急伝達する場合
千葉県防災行政無線
一 般 加 入 電 話

（イ）市町村

市町村長は、伝達された警報等を下記の方法など、可能な限り多様な伝達手段を組み合わせて、住民に周知徹底する。

市町村防災行政無線（戸別受信機を含む）
有　線　放　送
広　　報　　車
サイレン又は警鐘
X（旧：ツイッター）等のＳＮＳ
電話、ＦＡＸ、登録制メール
ラジオ放送（コミュニティＦＭを含む）
その他速やかに住民に周知できる方法

イ　被害報告及び災害情報

３「被害情報等収集・報告」に基づき、被害報告等を市町村から県の出先機関に、県の出先機関から県（本庁）に、県から関係省庁へ報告する場合は、下記によるものとし、報告系統は当該計画に定めるところによる。

（ア）市町村から県の出先機関に報告する場合
千葉県防災情報システム
千葉県防災行政無線
一般加入電話・ファクシミリ
電　　報

（イ）県の出先機関から県（本庁）に報告する場合
千葉県防災情報システム
千葉県防災行政無線
一般加入電話・ファクシミリ
電　　報

＜資料編３－５　千葉県防災行政無線通信施設＞
＜資料編３－13　千葉県防災情報システム構成概念図＞

（ウ）県から関係省庁に報告する場合
消防庁消防防災無線
中央防災無線網（緊急連絡用回線）
地域衛星通信ネットワーク
一 般 加 入 電 話

ウ　その他応急対策に係る指示、報告、又は要請等の場合

前記ア又はイの要領により実施するものとする。

（３）災害時における千葉県防災行政無線の取扱い及び利用の調整

ア　通信回線の監視

県庁統制室では、通信回線の使用状況を常に監視し、輻輳状況を把握するものとする。

イ　通信の統制

通信が輻輳し、情報及び指示指令の受伝達に支障を及ぼすと判断された場合は、千葉県防災行政無線運用規程の定めるところにより、統制管理者は通信の統制を行うものとする。

ウ　災害用通信の優先

統制中の通信は、災害用通信を最優先するものとし、その他の通信は、これを阻害しない範囲内で取扱うものとする。

エ　災害現地等との通信

災害現地等との通信が困難な場合は、状況に応じ、衛星通信車、可搬型地球局及び全県移動局等を現地に搬入し、通信確保に努めるものとする。

（4）ＮＴＴ「災害時優先電話」及び「非常・緊急電報」

ア　災害時優先電話

災害時における迅速な通信連絡を確保するため、県及び市町村等は、あらかじめ東日本電信電話㈱に対し、電話番号を指定し届出て災害時優先電話としての承認を受けておくものとする。

イ　非常・緊急電報

非常電報又は緊急電報を発信するときは、東日本電信電話㈱に依頼することとし、非常扱い電報（緊急扱い電報）である旨を告げるものとする。

（5）災害時における一般加入電話の調整

災害時における一般加入電話の円滑な運用を期するため、災害対策本部長は、出先機関の長と協議して通信系統の調整を図るものとする。

（6）通信施設が使用不能の場合における他の通信施設の利用（防災危機管理部）

非常災害時において各防災関係機関は、それぞれの通信系が被災により不通となった場合、又は著しく通信が困難となった場合は、次に掲げる機関所属の無線局を利用し災害に関する通信の確保を図る（災害対策基本法第57条、災害救助法第11条、水防法第27条、電波法第52条）。

ア　県の無線通信施設（千葉県防災行政無線を除く）

＜資料編３－６　千葉県の無線通信施設（防災行政無線を除く）＞

イ　関東地方非常通信協議会の構成機関である次の機関の通信施設

（ア）警察通信施設　＜資料編３－７　警察通信施設＞

（イ）国土交通省関係通信施設　＜資料編３－８　国土交通省関係通信施設＞

（ウ）海上保安部通信施設　＜資料編３－９　海上保安部通信施設＞

（エ）日本赤十字社通信施設　＜資料編３－10　日本赤十字社通信施設＞

（オ）東日本電信電話（株）通信施設

（カ）東京電力グループ通信施設　＜資料編３－11　東京電力グループ通信施設＞

（キ）日本放送協会千葉放送局通信施設

（ク）東京ガス（株）／東京ガスネットワーク（株）通信施設

＜資料編３－12　ＮＨＫ千葉放送局・東京ガス（株）／東京ガスネットワーク（株）通信施設＞

ウ　上記以外の機関又は個人の無線通信施設

（7）すべての通信施設が途絶した場合における措置

すべての通信施設が途絶した場合は、当該施設が直ちに復旧できる見込みである場合を除き、使者をもって連絡するものとする。

（8）被災通信施設の応急対策

ア　通信施設の所有者又は管理者は、通信施設の応急対策について計画を立てておくものとする。

イ　通信施設に被害を受けたときは、速やかに復旧に努めるとともに、他の通信施設の所有者又は管理者は、当該被災通信施設の機関の業務の通信について積極的に協力するよう努めるものとする。

（9）非常通信の利用方法

ア　取扱対象用件

（ア）人命の救助に関するもの。

（イ）天災の予報（主要河川の水位を含む）及び天災その他の災害の状況に関するもの。

（ウ）緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関するもの。

（エ）電波法第７４条第１項の規定に基づく実施の指令に関するもの。

（オ）非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限、その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの。

（カ）暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの。

（キ）非常災害時における緊急措置に関するもの。

（ク）遭難者救護に関するもの。
（ケ）非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの。
（コ）鉄道路線、道路、電力設備、電信電話回路の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの。

（サ）中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に受発する災害救援その他緊急措置に関すること。
（シ）災害救助法第７条及び災害対策基本法第７１条第１項の規定に基づき知事から医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。

イ　非常通報の発信資格

非常通報は無線局の免許人が自ら発受するほか、次に掲げる者からの依頼に応じて発受するものとし、この場合は「非常」の旨を表示して差し出すものとする。

（ア）官公庁（公共企業体を含む）
（イ）中央防災会議及び同事務局並びに非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部
（ウ）日本赤十字社
（エ）消防長会及び消防協会
（オ）電力会社
（カ）地方鉄道会社

ウ　取扱費用

非常通報はなるべく無料として取扱う。

エ　非常通信文

電報頼信紙その他適宜の用紙に、下記の順序で電報形式又は文書形式（通常の文書体で記載するもの）で書き、次の事項を記載すること。

（ア）あて先の住所氏名（又は名称、職名）及び電話番号
（イ）種類（文書形式のものは「非常」電報形式のものは「ヒゼウ」と記載すること。）
（ウ）本文

一通の本文の字数は、２００字以内、通常の文書体の場合は、カタカナに換算してなるべく２００字以内であること。ただし、通数には制限はないものとする。

（エ）通報文の余白に発信者の住所、氏名及び電話番号を記載すること。

オ　依頼方法

最寄りの無線局（国、県、警察及び民間等の無線局）に非常通報を持参して依頼すること。

ただし、急を要する場合は電話で依頼することもできる。なお、非常災害発生のおそれがある場合はあらかじめ無線局と緊密な連絡をとっておくこと。

(10) 関東地方非常通信協議会

非常災害時の有線電話途絶時等において、災害情報の収集・伝達等に係る非常通信の円滑な運営を期することを目的として、県内の無線施設を有する県内の官公民機関及びこれを利用する地方公共団体等で組織されている。（事務局：関東総合通信局無線通信部陸上第二課）

協議会においては平素から、非常通信の運用の計画及び実施、非常通信の訓練の計画及び実施、また非常通信に関する研究等に努めており、災害時の通信確保に万全を期している。

２　気象注意報・警報等の伝達及び気象業務の整備

（１）気象注意報・警報等の伝達

ア　知事の伝達

知事に通報された注意報・警報等は、防災対策課長が受領し、必要とする本庁関係課長、地域振興事務所長、市町村長及び消防（局）長等に連絡する。

イ　警察本部長の伝達

津波を始めとした気象警報等の通報を受けた警察本部長は、知事から要請があった場合、警察署長を通じて市町村長に伝達する。

ウ　市町村長の伝達

市町村長は、受領した注意報・警報等を市町村地域防災計画の定めるところにより住民に周知を図る。

エ　その他機関の伝達

気象業務法第１５条の規定により通報される機関は、それぞれの業務計画に定められたところにより通報する。

オ　気象通報関係機関の相互協力

通報伝達の関係機関は相互に協力し、通報目的の達成を期する。

カ　異常現象発見の際の手続

（ア）災害対策基本法第５４条の規定に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を市町村長又は警察官もしくは海上保安官に通報する。

（イ）通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市町村長に通報する。

（ウ）上記（ア）及び（イ）により通報を受けた市町村長は、直ちに下記の機関に通報する。

ａ　銚子地方気象台

ｂ　その災害に関係のある近隣市町村

ｃ　最寄りの県出先機関（地域振興事務所、土木事務所）及び警察署

キ　警察本部の伝達計画

（ア）警察本部長又は警察署長は、注意報・警報の緊急性、市町村の体制等を勘案して、必要に応じ、市町村長の行う地域住民に対する注意報・警報の周知徹底に協力する。

（イ）警察本部長又は警察署長は、銚子地方気象台長、知事及び市町村長等と平素から連絡をとり、注意報・警報の伝達に関して連絡体制を確立しておく。

（ウ）警察本部長又は警察署長は、所属職員のうちから、災害に関する注意報・警報の伝達する体制を確立しておく。

（エ）警察官は、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した旨の通報を受けた場合は、前記カの（イ）により市町村長に通報するほか、警察署長に報告する。

前項の報告を受けた警察署長は、当該災害の発生するおそれのある他の市町村長に通報する。

（２）気象通報組織の整備

ア　警戒レベル

避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報について、住民の自発的な避難判断等を促すため、参考となる５段階の警戒レベルも併せて提供される。

イ　特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町村ごとに発表される。

また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水･氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。

なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称（千葉中央、印旛、東葛飾、香取・海匝、山武・長生、君津、夷隅・安房）を用いる場合がある。

特別警報・警報・注意報の概要

種　類	概　要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報

注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概　要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生していることを示す警戒レベル５に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル４に相当。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 避難が必要とされる警戒レベル４に相当。

注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。千葉県では晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

※　土砂崩れ注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に、土砂崩れ特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。

土砂崩れ特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

ウ キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

キキクル等の種類と概要

種　類	概　　要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりを、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。６時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している

エ　早期注意情報（警報級の可能性）

５日先までの警報級の現象の可能性が［高］、［中］の２段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（千葉県北西部、千葉県北東部、千葉県南部）で、２日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（千葉県）で発表される。大雨に関して、［高］又は［中］が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。

オ　全般気象情報、関東甲信地方気象情報、千葉県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

カ　土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（土砂災害警戒区域のない浦安市、九十九里町、白子町、長生村は除く）を特定して警戒を呼びかける情報で、千葉県と銚子地方気象台が共同で発表する。なお、これを補足する情報である「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル４に相当。

キ　記録的短時間大雨情報

県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)し、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。

ク　火災気象通報

消防法第22 条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに銚子地方気象台長が千葉県知事に対して通報し、千葉県を通じて市町村や消防本部に伝達される。火災気象通報の基準は、「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一である。ただし、降雨（雪）を伴うときは、火災気象通報を行わないことがある。

ケ　鉄道気象通報

この通報は、気象庁総務部長と、鉄道気象連絡会会長との間で交わされた鉄道気象通報に関する基本協定（昭和63年3月1日）に基づき、銚子地方気象台長と鉄道気象連絡会部会長との間で交わされた地方協定（昭和63年3月17日）により、銚子地方気象台から千葉地方部会の機関へ次の事項を通報する。

（ア）気象警報　（イ）気象注意報　（ウ）気象情報　（エ）台風情報

また、千葉県地方部会の機関から銚子地方気象台へ次の事項を通報する。

（ア）鉄道気象観測報　（イ）鉄道災害報

コ　電力気象通報

この通報は、気象庁長官と電力気象連絡会長との間に取り交わされた電力気象通報の取扱いに関する申し合せ（昭和46年3月25日）に基づき、適合する通報業務等の協同実施に関する覚書により、電気事業施設の気象災害防止、水力資源の保全及び電力需給の調整に資するため、気象庁から電力関係機関に対し、

（ア）雷雨に関する情報
（イ）台風、大雨等気象現象に関する情報
（ウ）雨及び雪に関する情報
（エ）その他必要とする事項

を通報するものである。

千葉県の通報担当官署は気象庁本庁である。

サ　漁業気象通報

この通報は、銚子地方気象台長と千葉県知事との間に取り交わされた千葉県漁業無線気象通報に関する協定により、気象官署が県水産情報通信センターに対し、同センターと交信している漁船が行動する海域に関して、次に揚げる事項を通報している。

（ア）気象、波浪、高潮の注意報及び警報
（イ）地方海上警報
（ウ）気象概況及び気象実況
（エ）気象情報及び台風情報

（オ）津波予報及び情報
（カ）漁船からの気象照会に対する応答

シ　大気汚染気象通報

この通報は、千葉県の公害防止担当機関に対し、大気の汚染に関連する気象状況及び気象予報に関する次の通報を行っている。

（ア）大気汚染気象通報
（イ）スモッグ気象情報

ス　関東地方整備局と気象庁が共同で行う洪水予報

この通報は、水防法第１０条第２項及び気象業務法第１４条の２第２項の規定に基づき国土交通大臣が指定し、水位流量を示して洪水の予報をおこなう。本県に関係ある河川は以下のとおりであり、氾濫後の水位情報等についても同様である。

なお、関東地方整備局と気象庁が共同して行う洪水予報は、河川の水位流量を示して行う。

（ア）利根川
（イ）江戸川
（ウ）小貝川
（エ）常陸利根川
（オ）霞ヶ浦
（カ）北浦
（キ）鰐川

※１　小貝川については洪水予報のみ関東地方整備局下館河川事務所と水戸地方気象台及び宇都宮地方気象台が共同で行う。

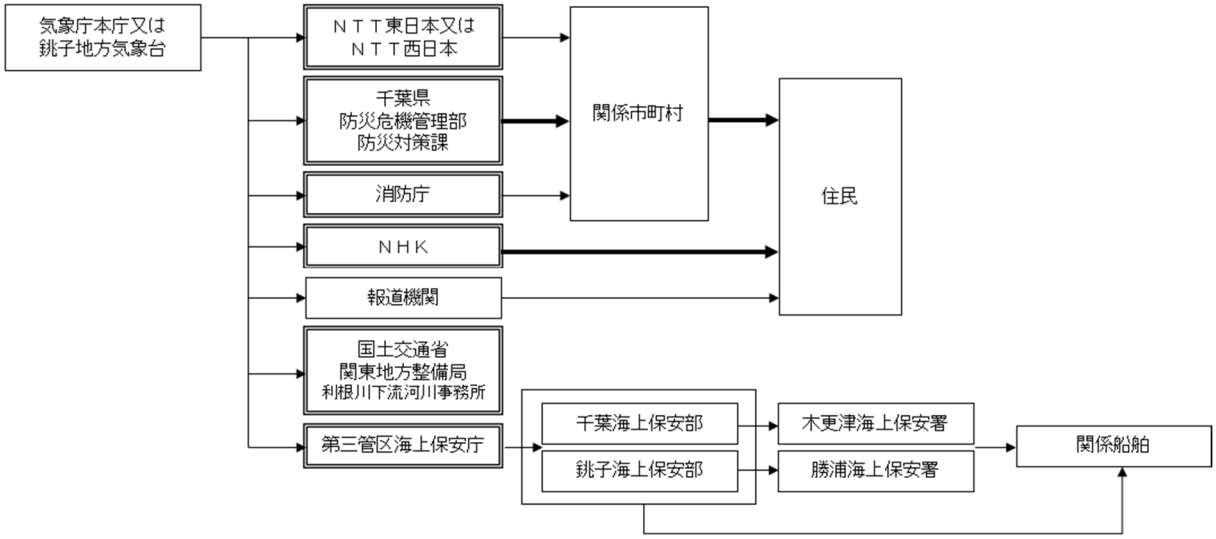
※２　霞ヶ浦・北浦については、関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所と水戸地方気象台及び銚子地方気象台が共同で行う。

セ　線状降水帯に関する各種情報

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続いている場合、「線状降水帯」というキーワードを用いて、「顕著な大雨に関する気象情報」（府県気象情報の一種）が発表される。この情報は警戒レベル相当情報を補足する情報で、警戒レベル４相当以上の状況で発表される。

また、この線状降水帯による大雨の可能性がある程度高いことが予想された場合には、半日程度前から府県気象情報で発表される。

ソ 特別警報・警報・注意報等の伝達系統図



１　二重枠で囲まれている機関は気象業務法施行令第8条第1号並びに第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。

２　太線矢印の経路は、気象業務法第15 条の２によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

３　銚子地方気象台から千葉県庁への伝達は、「気象情報伝送処理システム（アデス）」等により行う。

４　障害等により上記３の通信経路が途絶した場合には、代替経路として、千葉県防災行政無線及びNTT公衆回線等で行う。

（３）気象観測網の整備

ア　気象庁観測所

県内には、銚子地方気象台、成田航空地方気象台の気象官署がある。また、特別地域気象観測所として千葉、館山、勝浦、地域気象観測所として香取、横芝光、茂原、牛久、我孫子、船橋、佐倉、木更津、鴨川、坂畑が、地域雨量観測所として鋸南、大多喜、東庄がある。

イ　防災関係機関の観測所

東日本旅客鉄道㈱千葉支社は、雨量観測箇所及び表示装置を整備している。

県では、雨量テレメータ観測所及び河川の水位テレメータ観測所を整備している。

（４）気象観測機器の保守・点検

災害を防止するために必要な観測機器は、平時、異常気象時においても必要な観測を継続するため、気象官署においては上級官署と緊密な連携のもとに保守点検を行い、その機能維持に努める。

（５）注意報・警報・特別警報実施基準

昭和６２年６月１日から注意報・警報の地域細分発表を実施した。

平成１４年３月１日から注意報・警報発表区域の二次細分化を実施した。

平成１４年６月１日から大雨及び洪水注意報・警報基準値を改正した。

平成１６年４月１日から注意報・警報二次細分区域を変更した。

平成２０年５月２８日から大雨、洪水及び高潮注意報・警報基準値を改正した。

平成２１年６月２日から大雨、洪水注意報・警報基準値を改正した。
平成２２年５月２７日から、県内各市町村を対象とした気象警報・注意報の発表を実施した。
平成２５年８月３０日から特別警報の運用を開始した。
平成２６年３月１３日から大雨注意報･警報基準値を改正した。
平成２８年１１月１７日から大雪注意報･警報基準値を改正した。
平成２９年７月７日から大雨、洪水注意報・警報基準値を改正した。
平成３０年５月３０日から大雨、洪水注意報・警報基準値を改正した。
令和元年５月２９日から大雨、洪水注意報・警報基準値を改正した。
令和２年８月６日から大雨、洪水注意報・警報基準値を改正した。
令和３年６月８日から大雨、洪水注意報・警報基準値を改正した。
令和４年１１月２４日から霜注意報の発表期間を改正した。
令和５年６月８日から大雨、洪水注意報・警報基準値を改正した。
令和６年５月２３日から洪水注意報・警報基準値を改正した。

ア　気象官署が発表する注意報の基準

発表官署	銚　子　地　方　気　象　台		
発表区域 注意報名	北　西　部 （千葉中央、印旛、東葛飾）	北　東　部 （香取・海匝、山武・長生）	南　　部 （君津、夷隅・安房）
強　　風	強風によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合。 平均風速が、陸上及び東京湾　13m/s※1以上 そのほかの海上　15m/s　以上		
風　　雪	風雪によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合。 平均風速が、陸上及び東京湾　13m/s※1以上 そのほかの海上　15m/s　以上　　雪を伴う		
波　　浪	風浪、うねりなどによって、災害が起こるおそれがあると予想される場合。 有義波高が、東京湾1.5m以上 有義波高が、太平洋沿岸2.5m以上　　印旛を除く。		
高　　潮 （潮位：TP※2 上　　）	台風等による海面の上昇について、一般の注意を喚起する必要がある場合。 基準は高潮警報・注意報基準表。 ＜資料編３－15　高潮警報・注意報基準表＞		
大　　雨	大雨によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合。基準は大雨注意報基準表。 ＜資料編３－15　大雨・洪水注意報及び警報基準表＞		
洪　　水	洪水によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合。基準は洪水注意報基準表。 ＜資料編３－15　大雨・洪水注意報及び警報基準表＞		
大　　雪	大雪によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合。 12時間の降雪の深さが、5cm以上		
雷	落雷等により被害が予想される場合。		
乾　　燥	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。 気象官署（銚子）特別地域気象観測所（千葉、館山、勝浦）の最小湿度が30％以下で、実効湿度60％以下		
濃　　霧	濃霧によって、交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれがあると予想される場合。 視程が、陸上100m、又は海上500m以下		
霜	晩霜により農作物に著しい被害が予想される場合		
	晩霜期に最低気温4度以下		晩霜期に最低気温3度以下
低　　温	低温によって、農作物等に著しい被害が起こるおそれがあると予想される場合。 夏季の最低気温が、銚子で16度以下が2日以上連続した場合。 冬季の最低気温が、銚子で－3度以下 冬季の最低気温が、千葉で－5度以下		夏季に低温によって、農作物等に著しい被害が起こると予想される場合。
着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合。		

※1　銚子地方気象台は15m/s を目安とする。

※2　東京湾平均海面を示す。

注　「海上」は海岸線から概ね２０海里（約37km）以内の海域とする。対象となる注意報は強風、風雪、波浪注意報

イ　気象官署が発表する警報の基準

発表官署	銚　子　地　方　気　象　台		
発表区域 ＼ 警報名	北　西　部 （千葉中央、印旛、東葛飾）	北　東　部 （香取・海匝、山武・長生）	南　　部 （君津、夷隅・安房）
暴　　風	暴風によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 平均風速が、陸上20m/s※1以上 海上25m/s　以上		
暴　風　雪	暴風雪によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 平均風速が、陸上　20m/s※1以上 海上　25m/s　以上　　雪を伴う。		
波　　浪	風浪、うねりなどによって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 有義波高が、東京湾3.0m以上 有義波高が、太平洋沿岸6.0m以上　　印旛を除く。		
高　　潮 （潮位：TP※2 上　　）	台風等による海面の上昇によって、重大な被害が起こるおそれがある場合。 基準は高潮警報・注意報基準表。 ＜資料編３－15　高潮警報・注意報基準表＞		
大　　雨	大雨によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。大雨警報基準表。 ＜資料編３－15　大雨、洪水注意報及び警報基準表＞		
洪　　水	洪水によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。洪水警報基準表。 ＜資料編３－15　大雨・洪水注意報及び警報基準表＞		
大　　雪	大雪によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 12時間の降雪の深さが、10cm以上		

※1　銚子地方気象台は25m/s を目安とする。

※2　東京湾平均海面を示す。

注　「海上」は海岸線から概ね２０海里（約37km）以内の海域とする。対象となる警報は暴風、暴風雪、波浪警報。

ウ　気象官署が発表する特別警報の基準

発表官署 ＼ 特別警報名	銚　子　地　方　気　象　台	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

注　発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断する。

エ　記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に１度しか起こらないような、１時間に１００㎜以上の猛烈な雨を観測し、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合、記録的短時間大雨情報を発表する。

（６）他機関観測施設の利活用

防災気象業務に直接使用できる他機関の観測施設は、できるだけ活用する。

ア　鉄道気象通報に関する地方協定により、観測所＜資料編３－１　気象庁観測所一覧表＞で観測した雨、雪及び霧等の観測成果を、東日本旅客鉄道㈱千葉支社モビリティ・サービスユニット経由で、銚子地方気象台に通報している。

イ　「銚子地方気象台と千葉県との情報交換に関する協定書」に基づき、千葉県水防活動用観測データを受信している。観測通報箇所は、＜資料編３－３　千葉県水防テレメータ観測所一覧表＞のとおり。

（７）気象観測施設の届出

気象庁以外のものが行う気象観測に技術上の基準を設け、観測方法を統一し、その観測成果を総合的に役立てるため、気象庁以外のものが行う気象観測については、気象業務法第６条の規定により、国土交通省令で定める技術上の基準に従って観測を行い、かつ、気象観測施設設置届出書を設置の日から３０日以内に、銚子地方気象台へ提出する。

（８）気象等の観測

ア　気象観測所及び観測の種類

（ア）気象官署（２箇所）

銚子地方気象台：気象観測、潮汐観測、津波観測、震度観測

成田航空地方気象台：気象観測、震度観測

（イ）特別地域気象観測所（３箇所）

勝浦、館山、千葉：気象観測、震度観測

（ウ）地域気象観測所（１０箇所）・地域雨量観測所（３箇所）

地域気象観測所：降水量、気温、風向、風速、湿度（一部観測所を除く）

地域雨量観測所：降水量

※アメダスでの日照時間は、推計気象分布（日照時間）から得る推計値を提供。

イ　気象観測の観測種目

（ア）視程	（サ）積雪の深さ	（ナ）同風向	（マ）同起時
（イ）現在天気	（シ）降雪の深さ	（ニ）同起時	（ミ）日最大10分間降水量
（ウ）気圧（現地海面）	（ス）日最低海面気圧	（ヌ）日最大瞬間風速	（ム）同起時
（エ）気温	（セ）日最高気温	（ネ）同風向	（メ）日照時間
（オ）蒸気圧	（ソ）同起時	（ノ）同起時	（モ）全天日射量大気現象
（カ）露点温度	（タ）日最低気温	（ハ）日平均風速	
（キ）相対湿度	（チ）同起時	（ヒ）同起時	
（ク）風向	（ツ）日最小相対湿度	（フ）日最大１時間	
（ケ）風速	（テ）同起時	（ヘ）降水量日平均風速	
（コ）降水量	（ト）日最大風速	（ホ）日最大１時間降水量	

注　各気象官署及び特別地域気象観測所により観測種目が異なる。

ウ　潮汐観測・津波観測

検潮所及び津波観測施設　　銚子漁港、布良、勝浦市興津

（ア）毎時潮位

（イ）潮位の偏差

（ウ）月中の最高（最高潮位・最低潮位及び最大偏差）

（エ）月中の朔及び望の最高潮位・最低潮位

エ　解析雨量

レーダーで観測した雨量の分布とアメダスや部外機関の降水量分布も１㎞の格子毎で解析したもの。

これにより、雨量計の観測網にかからないような局地的な強雨を把握することができ、気象情報の発表などに利用している。なお、これについては、解析の過程で場所や雨量に若干の誤差を伴うため、発表する場合には、「○○市付近」、雨量は「約何十ミリ」のような表現を用いる。

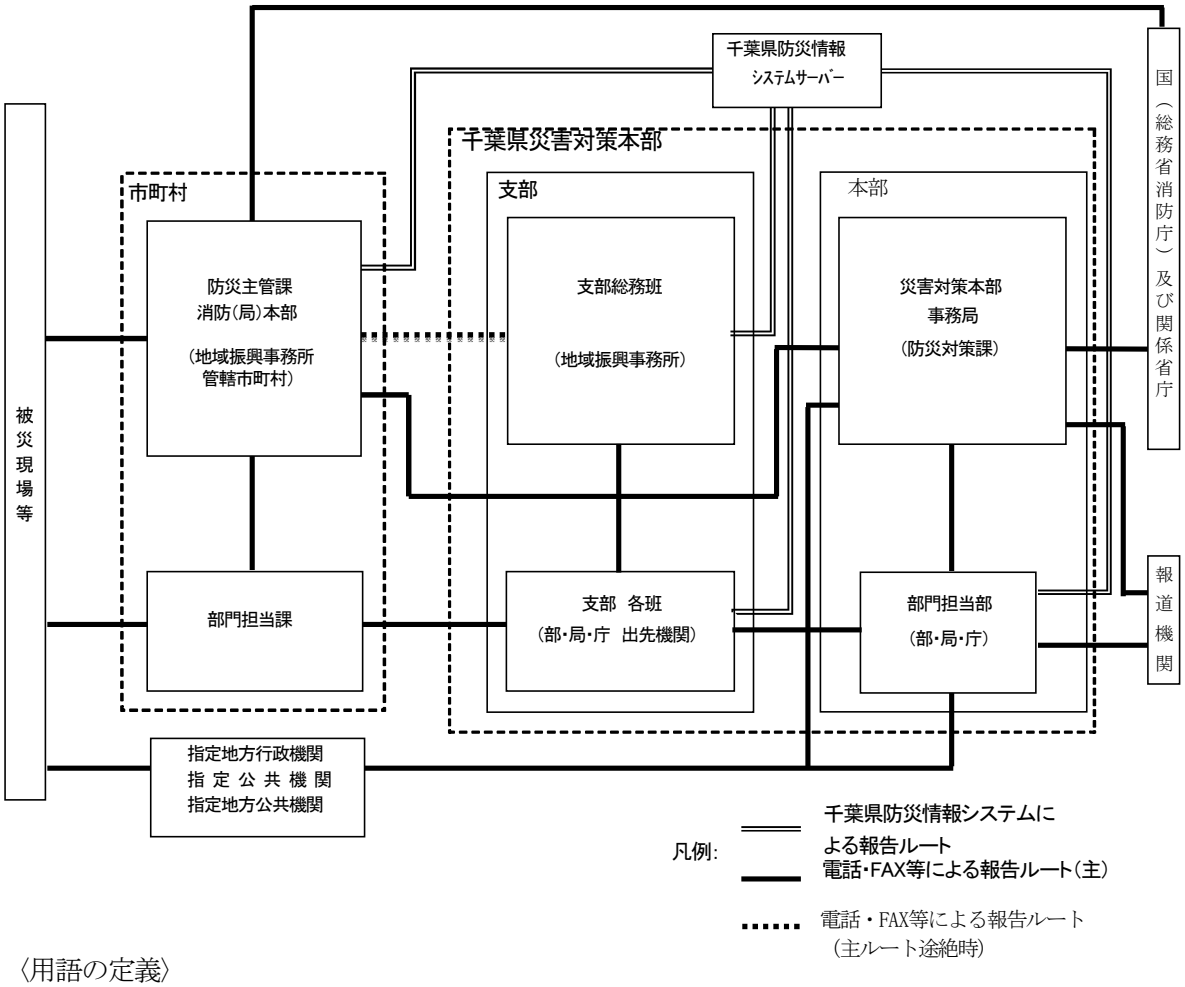
３　被害情報等収集・報告（防災危機管理部、警察本部、市町村）

被害情報等の迅速・的確な把握は、あらゆる応急対策活動の基本となるものである。

このため、県、市町村及び防災関係機関は、災害が発生した場合又は発生が予想される場合は、相互に緊密に連携して迅速かつ的確な情報収集・報告活動を行うものとする。

（１）被害情報等の収集報告系統

被害情報等の収集報告の流れは、次のとおりである。



〈用語の定義〉

本部事務局：災害対策本部事務局（災害対策本部未設置の場合は、防災対策課）

本部各部　：災害対策本部の部（災害対策本部未設置の場合は、部・局・庁）

支部総務班：災害対策本部支部総務班（災害対策本部未設置の場合は、地域振興事務所地域防災課）

（２）報告手続

ア　報告基準

以下の（ア）から（キ）の基準に該当する災害の場合、本部事務局（防災対策課）へ報告する。

（ア）県内で震度５弱以上の地震が発生した場合

（イ）県内で気象警報（波浪を除く）が発表された場合

（ウ）県内で津波に関する注意報、警報が発表された場合

（エ）市町村に災害対策本部が設置された場合

（オ）災害等の発生が予想され、あらかじめ必要であると本部事務局が認めた場合

（カ）上記以外であって、災害等による被害を覚知した場合

（キ）上記以外であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる事案が発生した場合

イ　報告の種別等

本部事務局（防災対策課）への報告の種別、時期及び方法は、「千葉県危機管理情報共有要綱」に定める。

ウ　市町村が報告すべき事項は、下記のとおりとする。

（ア）災害の原因

（イ）災害が発生した日時

（ウ）災害が発生した場所又は地域

（エ）被害の状況（被害の程度は「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき判定する。）

（オ）災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置

ａ　災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況

ｂ　主な応急措置の実施状況

ｃ　その他必要事項

（カ）災害による住民等の避難の状況

（キ）災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類

（ク）その他必要な事項

（３）各機関が実施する情報収集・報告

ア　市町村

当該市町村の地域に災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、速やかに被害情報等を収集し、千葉県防災情報システム及び、電話・ファクシミリ又は防災行政無線により県本部事務局（防災対策課）に報告する。

ただし、県に報告できない場合にあっては、国（総務省消防庁）に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。

なお、一定規模以上の火災・災害等については、「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）」により、第１報等について県と併せて国（総務省消防庁）に報告する。

また、大規模な災害により消防機関へ通報が殺到したときは、その通報件数を国（総務省消防庁）及び県に報告する。

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、市町村は、道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県に連絡するものとする。また、市町村は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

<資料編１－15　火災・災害等即報要領>

イ　県

（ア）本庁

ａ　本部事務局

（ａ）全般的な被害情報及び措置情報等を市町村単位で取りまとめる。

（ｂ）本部各部、県警察本部及び防災関係機関から報告又は通報のあった情報について、項目別に取りまとめる。

（ｃ）把握した被害状況等を「火災・災害等即報要領」及び「災害報告取扱要領」に基づき速やかに総務省消防庁に報告するとともに、防災情報システム等を利用して関係機関に提供することにより情報の共有化を図る。

（ｄ）特に、人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに総務省消防庁へ報告するものとする。

（ｅ）避難所の開設状況等、市町村等から収集した情報は、必要に応じて内閣府等に共有し、関係機関等による支援が円滑に行われるよう努める。

（ｆ）把握した被害状況等を別に定めるところにより報道機関に発表する。

ｂ　本部各部

所管業務に関する被害状況及び措置状況等を、原則として市町村単位に取りまとめ、本部事務局及び関係行政機関（省庁）に報告するとともに、関係課及びその他関係機関に通報する。

ｃ　災害対策本部

（ａ）本部は支部（地域振興事務所）と協力し、あらかじめ選定した職員を、対象市町村に情報連絡員として、派遣する。

（ｂ）大規模な災害が発生し、被災地全般の被害状況や孤立地区等の状況を緊急に把握する必要がある場合には、次の機関の所有する航空機による情報収集活動を行う。

①　陸上自衛隊
②　海上自衛隊
③　千葉県警察本部
④　千葉市消防局（緊急消防援助隊活動時は消防応援活動調整本部）
⑤　海上保安庁
⑥　その他

ヘリテレ搭載回転翼

・県警察本部　　かとり１号、２号、３号
・千　葉　市　　おおとり１号、２号

＜資料編１－12　千葉市消防局防災映像情報システムによる映像情報の提供に関する覚書＞

・陸上自衛隊東部方面総監部

＜資料編１－12 災害時映像共有に関する協定＞

（ｃ）被災地の被害状況や孤立地区等の状況を把握する上で、航空機では、情報収集活動が困難な状況下においては、必要に応じ、本部及び関係機関が連携し、無人航空機も活用した情報収集活動を行う。

（イ）出先機関

ａ　支部総務班

（ａ）災害の発生を覚知したときは、支部の被害状況（庁舎等）及び周囲の状況について、本部事務局に報告する。

（ｂ）災害即応体制時から、情報連絡員を対象市町村へ派遣して、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズ等の情報収集活動を行う。

また、市町村に防災情報システム入力の余力がない場合には、代行入力を行う。

（ｃ）管内の被害状況について、防災情報システムに報告される報告内容や、本部から送られてくる情報等をもとに、逐一把握する。

（ｄ）管内の職員参集状況を調査する。

（ｅ）現地災害対策本部設置時には、被害情報等の収集を本部事務局員とともに行う。

b　各部出先機関

その管理に属する施設の被害状況や住民の健康情報等について、必要に応じ市町村から情報聴取し取りまとめの上、本部各部に報告する。また、随時支部総務班及び関係機関に通報する。

（ウ）県警察の情報収集・報告要領

a　警察本部長及び警察署長は、前記（3）イ（ア）c（b）に規定する場合のほか、知事又は市町村長その他関係機関と緊密に連絡して、災害警備活動上必要な災害情報を収集する。

警察の情報収集は、おおむね次の事項について行う。

（a）災害の種別、発生日時及び場所

（b）被害概要（火災、人命、建物、道路、交通機関）

（c）避難者の状況

（d）交通規制及び緊急交通路の要否

（e）気象等の状況

（f）ライフラインの状況

（g）治安状況及び警察関係被害

（h）その他災害警備活動上必要な事項

b　警察本部長及び警察署長は、必要に応じて知事、市町村長、その他関係機関に通報する。

c　警察本部長及び警察署長は、災害情報の収集及び通報を迅速に行うため、体制を確立する。

ウ　防災関係機関

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより被害状況等を収集し、随時、県、関係市町村及び防災関係機関に報告又は通報する。

また、各種情報の収集に当たっては、関係機関と十分連絡調整を行い、又は相互に情報を交換して応急対策活動が円滑に実施されるよう努める。

（4）収集報告に当たって留意すべき事項

ア　人的被害、住家被害、住民避難、火災の発生・延焼の状況等、災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告すること。

イ　被害等の調査・報告に当たっては、関係機関及び内部の連絡を密にし、調査漏れや重複等のないよう十分留意するとともに、被害数値等の調整を図ること。

ウ　市町村は、情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図っておくこと。

特に発災初期の情報は、住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておくこと。

エ　市町村は、被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施すること。

オ　市町村は、り災世帯・り災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等と照合し、正確を期すること。

カ　市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても積極的に情報収集し、都道府県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めること。

（5）報告責任部局の選定

県、市町村及び防災関係機関は、被害情報等の報告に係る担当部局を定めておく。

（6）千葉県危機管理情報共有要綱

この計画に定めるほか、被害情報等の収集報告活動に関する具体的な運用は、別に定める「千葉県危機管理情報共有要綱」による。

（７）勤務時間内における国及び県への連絡方法

ア　総務省消防庁

（ア）消防防災無線（県防災行政無線を使用。地上系は県庁のみ使用可能。）

電　話　120-90-49013（地上系）　048-500-90-49013（衛星系）　（消防庁応急対策室）

ＦＡＸ　120-90-49033（地上系）　048-500-90-49033（衛星系）　（　〃　）

（イ）一般加入電話

電　話　03-5253-7527　（消防庁応急対策室）

ＦＡＸ　03-5253-7537　（　〃　）

イ　千葉県

（ア）　県防災行政無線

電話　500-7320（地上系）　012-500-7320（衛星系）（防災対策課）

FAX　500-7298（地上系）　012-500-7298（衛星系）（　〃　）

（イ）　一般加入電話

電話　043-223-2175（防災対策課）

FAX　043-222-1127（　〃　）

（８）勤務時間外における国及び県への連絡方法

休日・夜間等の勤務時間外において、国（総務省消防庁）又は県（防災対策課）へ災害緊急報告を行う場合は、次の通信手段及び連絡先により行う。

ア　総務省消防庁

（ア）消防防災無線（県防災行政無線を使用。地上系は県庁のみ使用可能。）

電　話　120-90-49102（地上系）　048-500-90-49102（衛星系）　（消防庁宿直室）

ＦＡＸ　120-90-49036（地上系）　048-500-90-49036（衛星系）　（　〃　）

（イ）一般加入電話

電　話　03-5253-7777　（消防庁宿直室）

ＦＡＸ　03-5253-7553　（　〃　）

イ　千葉県

（ア）県防災行政無線

電　話　500-7225（地上系）　012-500-7225（衛星系）　（県防災行政無線統制室）

ＦＡＸ　500-7110（地上系）　012-500-7110（衛星系）　（　〃　）

（イ）一般加入電話

電　話　043-223-2178　（県防災行政無線統制室）

ＦＡＸ　043-222-5219　（　〃　）

4　災害時の広報（総合企画部・防災危機管理部、市町村）

（1）広報活動要領

県、市町村、防災関係機関は相互に連携して、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、正確な情報を迅速に提供することに努める。

なお、県提供のテレビ・ラジオの広報番組、千葉県ホームページ（連動する各種インターネットサービスを含む。）、県公式SNS、県民だより等を活用して県民へ広報する場合は、総合企画部報道広報課を窓口として行う。

（2）広報内容

ア　避難方法等に関する情報

イ　交通規制等に関する情報

ウ　被害に関する情報

（ア）人及び家屋関係

（イ）公益事業関係

（ウ）交通施設関係

（エ）土木港湾施設関係

（オ）農林水産関係

（カ）商工業関係

（キ）教育関係

（ク）その他

エ　応急対策活動に関する情報

（ア）水防、警備、救助及び防疫活動

（イ）通信、交通、土木港湾等施設の応急対策活動

（ウ）その他一般県民及び被災者に対する必要な広報事項

オ　県外で発生した災害に係る支援に関する情報

カ　流言飛語の防止に関する情報

（3）広報方法

ア　一般広報活動

（ア）市町村防災行政無線、広報車、ヘリコプター等を活用した広報

（イ）広報紙、チラシ、ポスター、掲示板等を活用した広報

（ウ）県提供のテレビ、ラジオの広報番組を活用した広報

（エ）インターネット（千葉県ホームページ、県公式SNSなど）を活用した広報

（オ）千葉県防災ポータルサイトを活用した広報

イ　報道機関への発表

テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を提供する。

また、報道機関が迅速かつ正確に広報できるようにするため、情報の提供方法について、インターネットやメール等の活用についても検討する。

ウ　放送事業者及びインターネット事業者への要請

県及び市町村が、災害等のため、電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線通信設備により通信ができない場合又は通信が著しく困難な場合において、災害対策基本法第５７条の規定による通知、要請、伝達又は警告のため、放送機関に放送を要請する場合は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき要請する。

また、同条の規定によりインターネットを利用した情報提供について、インターネット事業者との連携を検討するものとする。

放送要請協定機関及び窓口

機関名・窓口	県防災行政無線		一般加入電話	
	電　話	ＦＡＸ	電　話	ＦＡＸ
日本放送協会千葉放送局 （放送）	500-7393	500-7394	043-203-0507	043-203-0396
千葉テレビ放送㈱ 報道局報道部	500-9703	500-9702	043-231-3111	043-231-4999
㈱ベイエフエム 総務部	500-9711	500-9712	043-351-7878	043-351-7827
㈱ニッポン放送 編成局報道部	－	－	03-3287-1111	03-3287-7696

＜資料編１－12　災害時における放送要請に関する協定　　日本放送協会千葉放送局＞
＜資料編１－12　災害時における放送要請に関する協定締結に関する覚書　　〃　　＞
＜資料編１－12　緊急警報放送の実施に伴う災害時における放送要請について　〃　＞
＜資料編１－12　災害時における放送要請に関する協定
㈱ニッポン放送、千葉テレビ放送㈱、㈱ベイエフエム＞

エ　報道機関への報道要請

県が地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合において、県が行う災害応急対策についての報道要請は、「災害時における報道要請に関する協定」に基づき行う。

報道要請協定機関

千葉日報社、朝日新聞社、毎日新聞社、読売新聞社、産経新聞社、東京新聞、
日本経済新聞社、日刊工業新聞社、日本工業新聞社、時事通信社、共同通信社、
日本テレビ放送網㈱、㈱東京放送、㈱フジテレビジョン、全国朝日放送㈱

＜資料編１－12　災害時における報道要請に関する協定　　㈱千葉日報社　他14社＞
＜資料編１－12　災害時等における外国人県民等への報道要請に関する協定
㈱インターエフエム897＞

第３節　水　防　計　画

千葉県内の各河川、海岸並びに港湾等に対し、水防上必要な監視、警戒、予防等を行うとともに水閘門の操作､消防機関や水防管理団体等との協力､水防資材及び設備の運用等を実施し被害の軽減を図る。

なお、水防計画は、県土整備部河川環境課が作成する「千葉県水防計画」によるが、その概要は次のとおりである。

１　水防の目的

千葉県水防計画に基づき、洪水、内水、津波、又は高潮等による水災を警戒し、防ぎょし、これによる被害を軽減する目的をもって、千葉県管下の各河川、海岸並びに港湾等に対して水防上必要な監視、警戒、予防、警報、通信、連絡、輸送及び水閘門の操作を行う。

また、水防のための消防機関等の活動、水防管理団体間における協力及び応援並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備運用等を実施する。

※水防管理団体：水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合もしくは水害予防組合をいう。

（注）洪水、津波又は高潮とは、地震による堤防の漏水・沈下等の場合を含んでいる。

２　水防の責任（県関係抜粋）

（１）市町村及び水防管理団体

市町村及び水防管理団体たる水害予防組合、水防事務組合は、水防計画並びに各々の水防計画に基づき各々その管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。

（２）千葉県（水防本部）

千葉県（水防本部）は、管下の各水防管理団体が行う水防が十分行われるようにすべき責任を有する。

（３）知事は、指定した河川、湖沼又は海岸について洪水又は高潮等により相当の損害を生ずるおそれがあると認めたときは水防警報を発し、関係機関に通知しなければならない。

（４）一般県民

常に気象状況、水防状況等に注意し、水防が予想される場合、自らの安全の確保を最優先するとともに、地域で共に助け合い、水防に協力しなければならない。

３　津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて‘遠地津波’と‘近地津波’に分類して考えられる。遠地津波の場合は原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な場所への避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

４　安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

―水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項―

・水防活動時にはライフジャケットを着用する。

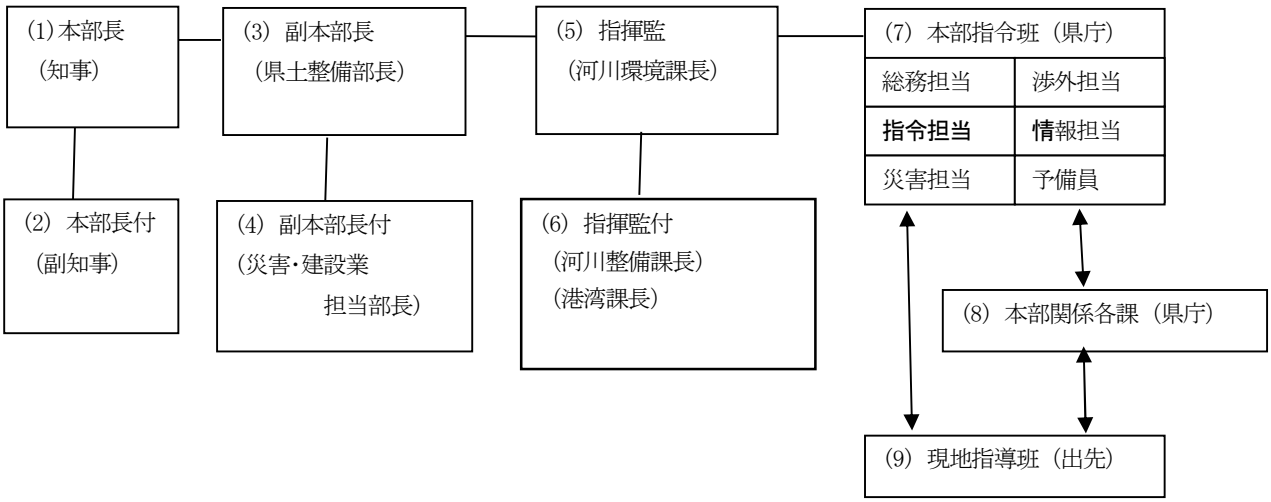
・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のものが不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
・水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
・水防活動は、原則として複数人で行う。

5　水防本部の組織

千葉県水防本部は管内における水防業務を総括するため本部を県庁内（県土整備部河川環境課）に置く。

（1）組織系統

水防本部は次の機構により事務を処理する。



（2）水防本部の事務分掌

水防本部構成員の事務分掌は次のとおりとする。

構 成 員 名	事　務　分　掌
本 部 長（知事）	水防本部の事務を総括する。
本部長付（副知事）	本部長に事故ある時は本部長の職務を代行する。
副本部長 （県土整備部長）	本部長を補佐し、水防事務の円滑な実施を図る。 なお、本部長、本部長付に事故ある時はその職務を代行する。
副本部長付 （災害・建設業 担当部長）	副本部長に事故ある時は副本部長の職務を代行する。
指 揮 監 （河川環境課長）	水防本部長および副本部長を補佐し、その命をうけて分掌事務を掌理し、水防本部員を指揮監督する。 なお、副本部長、副本部長付に事故ある時はその職務を代行する。
指揮監付 （河川整備課長） （港湾課長）	本部長、副本部長および指揮監を補佐する。 また、指揮監に事故ある時はその職務を記述の順に代行する。

（3）各班の事務分掌は次のとおりとする。

班　　名	事　　務　　分　　掌
本部指令班（河川環境課） 本部指令班は、総務担当、渉外担当、指令担当、情報担当、災害担当、予備員から構成され、迅速かつ的確な水防活動が図られるよう水防体制への移行に向けた気象情報、水位情報等を整理し、指揮監へ報告し、その指示を仰ぐものとする。 なお、本部指令班には、本部指令班長を置き、各担当を総括するとともに、現地指導班と連携して水防業務にあたるものとする。	
総務担当	(1)水防本部要員の決定招集に関すること。 (2)水防事務の諸経理に関すること。 (3)緊急自動車の確保、配車に関すること。 (4)水防本部員の給食、寝具の確保に関すること。 (5)水防資器材の確保斡旋に関すること。 (6)他班の所掌に属さない事務に関すること。
渉外担当	(1)自衛隊の出動要請及び公用負担の指導に関すること。 (2)警察、各関係機関、報道機関との連絡及び広報に関すること。 (3)国への報告及び連絡に関すること。 (4)他部局への応援要請に関すること。
指令担当	(1)情況の把握及び判定並びに水防指令の立案に関すること。 (2)気象情報、洪水予報、水防警報、水防配備指令等の受信、記録及び伝達に関すること。 (3)ダムの洪水調節に関すること。 (4)災害対策本部との連絡に関すること。 (5)各班の連絡調整に関すること。
情報担当	(1)雨量、水位、流量、潮位、ダム放流等水文資料の収集、整理解析に関すること。 (2)テレビ、ラジオ、その他諸情報の収集整理に関すること。 (3)防災行政無線、水防テレメータシステム等の整備・点検に関すること。
災害担当	(1)水防工法の指導に関すること。 (2)水門、排水ポンプ場等の操作の指導に関すること。 (3)水害、土砂災害等の被害状況の収集、整理に関すること。 (4)公共土木施設の被害状況の収集整理に関すること。 (5)災害状況、水防活動状況記録の整理・保存・指導に関すること。
予備員	水防本部予備員として待機し、必要に応じて各担当を応援する。
本部関係各課（河川整備課、港湾課） 関係機関の情報収集を行うとともに、現地指導班を通じて行われる指令先・報告元となる関係機関の水防活動を支援する。 なお、河川整備課職員は本部指令班として、河川環境課に詰めるものとする。	

現地指導班（土木事務所、港湾事務所）

ア　現地指導班の組織

水防管理団体への情報連絡及び現地指導等水防事務の円滑な実施を図るため、各土木事務所、各港湾事務所に現地指導班を設置する。

各現地指導班長には、所長の職にある者もしくは所長が指名した者をあてるものとする。

イ　現地指導班の水防事務

各現地指導班は水防本部の構成組織であり、特に水防活動の最前線で情報収集、現地指導を行うことから、県庁内部に組織される本部指令班と同様、事務分掌及び班員の招集方法を定めておかなければならない。

また、下記事項に関して管内各機関との連絡方法を定めておかなければならない。

ⅰ　気象情報伝達系統
ⅱ　水防配備指令伝達系統
ⅲ　利根川洪水予報伝達系統
ⅳ　利根川水防警報伝達系統
ⅴ　水防警報（知事指定河川）伝達系統
ⅵ　連絡者一覧表（平日昼間及び休日夜間）

6　水防本部の配備体制と活動内容

（1）水防配備

ア　水防本部水防配備指令による配備

水防本部の水防配備指令により、配備体制をとることとする。（自動配備を除く）

ただし、状況により緊急の場合は現地指導班長がその管内の配備体制をとることができる。

この場合、速やかに指揮監にその旨を報告し、指揮監は副本部長に報告するものとする。

イ　水防警報発令による配備

水防法に基づき知事が水防警報を行う指定河川において、現地指導班長が水防警報を発令した場合には、その管内の配備体制をとることとする。

ウ　氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達情報による自動配備

水防法に基づき知事が水位情報の通知及び周知を行う指定河川において、水防本部から氾濫危険情報の通知を受けた際には、水防本部指令班及び該当する現地指導班、水防管理者は確実迅速に水防警戒体制による自動配備を行うものとする。この場合、速やかに指揮監にその旨を報告し、指揮監は副本部長に報告するものとする。

エ　ダム洪水警戒体制発令による配備

ダム管理事務所が洪水警戒体制を執るときは、指揮監及び現地指導班長に報告し、その管内の現地指導班及び水防本部は配備体制をとることとする。この場合、現地指導班長は速やかに指揮監に報告し、指揮監は副本部長に報告するものとする。

（2）水防配備体制

常時勤務から水防体制への切替えを確実迅速に行うとともに、勤務員として適当に交代休養させ長期間にわたる非常勤務活動の完遂を期するため、本部長は次の５つの配備体制による配備を行う。

編成・配備基準 / 配備体制	編　成	配 備 基 準
水 防 準 備 体 制	水防配備人員一覧表による	①県下に大雨、高潮、洪水注意報が発表され、副本部長（県土整備部長）が必要と認めたとき。 ②津波注意報が発表され、副本部長（県土整備部長）が必要と認めたとき。ただし、現地指導班においては、管内の予報区で発表されたとき。 ③ダム洪水警戒体制が発令されたとき。 ④土砂災害警戒情報の発表が見込まれるとき。
水 防 注 意 体 制	水防配備人員一覧表による	①県下に大雨、高潮、洪水警報が発表されたとき。（自動配備） ②深夜から明け方に大雨、高潮、洪水警報の発表が予想され、副本部長（県土整備部長）が必要と認めたとき。 ③津波注意報が発表され、副本部長（県土整備部長）が必要と認めたとき。ただし、現地指導班においては、管内の予報区で発表されたとき。
水 防 警 戒 体 制	水防配備人員一覧表による	①県下に大雨、高潮、洪水警報が発表され、副本部長（県土整備部長）が必要と認めたとき。 ②津波警報が発表され、副本部長（県土整備部長）が必要と認めたとき。ただし、現地指導班においては、管内の予報区で発表されたとき。 ③水位周知河川において、氾濫危険水位　（洪水特別警戒水位）に達したとき。（自動配備） ④土砂災害警戒情報を発表するとき。（自動配備）
水防非常第１体制	水防配備人員一覧表による	①　県内で気象特別警報（大雨、高潮）が発表されたとき。（自動配備） ②台風等により県下広範囲にわたり相当な被害が発生するおそれがあり、また、一部に相当な被害が発生した場合で本部長（知事）が指示したとき。 ③水防に関して千葉県災害対策本部が設置され、災害対策本部第１配備体制にあるとき。
水防非常第２体制	水防配備人員一覧表による	①台風等により県下全域にわたり甚大な被害が発生するおそれがあり、また、一部に甚大な被害が発生した場合で本部長（知事）が指示したとき。 ②水防に関して千葉県災害対策本部が設置され、災害対策本部第２配備体制以上にあるとき。

水防警報河川・洪水予報河川の配備体制について

利根川、江戸川、霞ヶ浦・北浦に洪水予報・水防警報が発表された、もしくは見込まれる場合には、副本部長が状況を判断し、必要な体制をとるものとする。
県が指定する水防警報河川において、現地指導班長が水防警報を発令した場合は、現地指導班長が状況を判断して必要な体制をとるとともに、水防本部指令班は水防配備体制をとるものとする。（自動配備）
県が指定する水防警報河川以外の河川において、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達した場合は、現地指導班長が状況を判断して必要な水防配備体制をとるとともに、水防本部指令班においても必要な水防配備体制をとる。（自動配備）

※１　構成人員については、目安であり、現地指導班ごとに事前に定めることとする。

※２　津波については、道路環境課及び防災危機管理部防災対策課の体制で自動配備となっているが、水防については必要に応じて配備するものとする。

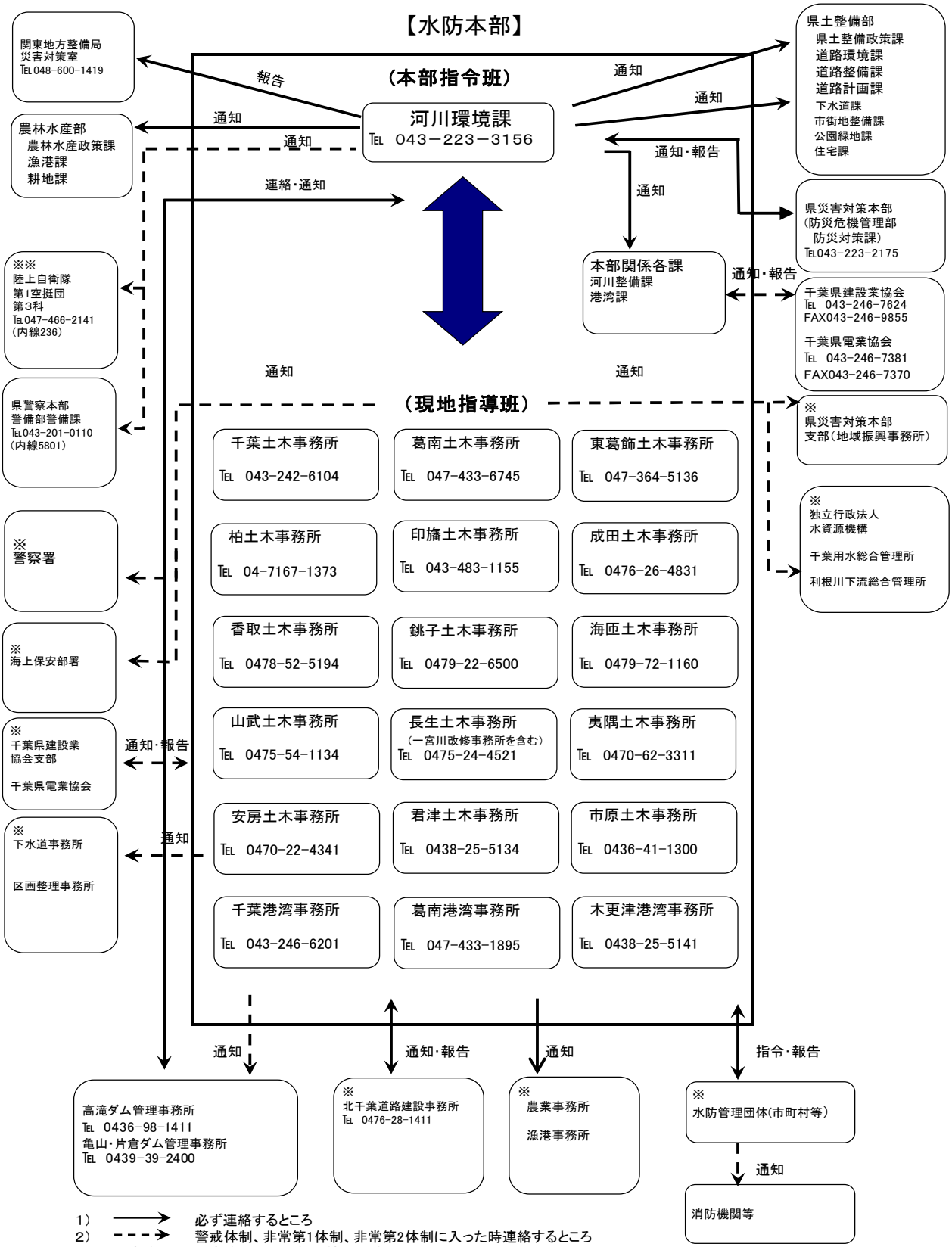
	人員（人）									
	水防本部指令班	現地指導班								
		千葉土木事務所	葛南土木事務所	東葛飾土木事務所	柏土木事務所	印旛土木事務所	成田土木事務所	香取土木事務所	銚子土木事務所	海匝土木事務所
水防準備体制	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2
水防注意体制	5	4	4	5	4	5	3	3	3	2
水防警戒体制	13	6	6	6	5	8	4	5	4	3
水防非常 第一・第二体制	16	6	6	6	5	8	4	5	4	3

	人員（人）									
	現地指導班									
	山武土木事務所	長生土木事務所	夷隅土木事務所	安房土木事務所	君津土木事務所	市原土木事務所	千葉港湾事務所	葛南港湾事務所	木更津港湾事務所	備考
水防準備体制	3	3	2	3	3	2	2	2	2	昼間・夜間共通
水防注意体制	5	5	3	3	4	4	2	2	2	昼間・夜間共通
水防警戒体制	6	7	4	4	5	5	2	2	2	昼間・夜間共通
水防非常 第一・第二体制	6	7	4	4	5	5	2	2	2	昼間・夜間共通

（留意事項）

1　水防本部員は、常に気象状況の変化に注意し、水防配備指令の発令が予測されるときは、情報収集を行い出動準備を心がけるものとする。
2　水防配備指令発令後は出来る限り不急の外出はさけ、待機しなければならない。
3　非常勤務者は、交代者と引継ぎを完了するまではその勤務場所を離れてはならない。
4　その他交代者は、予め自己の勤務すべき時期を確認しておき、水防事務に支障をきたさないようにしなければならない。
5　水防配備指令発令後においては、水防業務を一般業務に優先して行わなければならない。
6　上記体制人員は目安であり、各水防段階における水防事務を勘案し、事前に必要人員を定め、水防連絡会までに定めておくこととする。

7　水防配備指令伝達系統（令和5年4月現在）



1）　→　必ず連絡するところ
2）　- - →　警戒体制、非常第1体制、非常第2体制に入った時連絡するところ
※　土木事務所・港湾事務所の水防指令情報伝達系統によること
※※　知事は災害が発生し、人命又は財産の保護のために必要があると認めた場合、もしくは市町村長から災害派遣の要請の要求があった場合は、自衛隊に対し災害派遣を要請する。

8　水防配備の解除

（1）県の水防配備の解除

水防本部長は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれがなくなったとき等、配備の必要がなくなったと認めたときは、水防配備体制を解除する。

（2）水防管理団体の水防配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれがなくなったとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防配備体制を解除する。

なお、配備を解除したときは、現地指導班を通じ水防本部指令班（河川環境課）に報告するものとする。

※　水防管理者：水防管理団体である市町村の長、水防事務組合の管理者又は長、並びに水害予防組合の管理者をいう。

第４節　避　難　計　画

風水害等による災害に際し、住民等を安全な場所に避難させ、人的被害の軽減を図る。

この際、避難行動要支援者の安全避難について、特に留意する。

なお、避難場所への避難よりも屋内での待避が安全な場合には、屋内に留まることのほか、建物の２階以上や屋上等上階への移動を指示するものとする。

１　計画方針（防災危機管理部）

災害に際し、危険地域の住民等を安全な場所に避難させ人的被害の軽減を図るとともに、これらの者と現に被害を受けて避難しなければならない者を、一時的に学校、集会所、公民館等の既存建物又は野外に仮設したテント等に収容し、保護する。

市町村にあっては、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び「災害時における避難所運営の手引き」に基づき、適切な避難誘導体制を整えるものとする。

２　実施機関（防災危機管理部、県土整備部、警察本部）

（１）避難の指示等

避難の指示等を発すべき権限のある者として第一次的な実施責任者である市町村長が実施する。また、市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、知事が行うものとする。（災害対策基本法第60条）

避難の指示については、災害応急対策の第一次的な実施責任者である市町村長を中心として、相互に連携をとり実施するものとする。

ア　市町村長（災害対策基本法第60条）

イ　知事（災害対策基本法第60条5項）

ウ　警察官又は海上保安官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

エ　水防管理者（市町村長、市町村水防事務組合管理者、水害予防組合管理者（水防法第29条））

オ　知事又はその命を受けた県職員（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

カ　災害のため派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（その場に警察官、海上保安官がいない場合に限る。（自衛隊法第94条））

（２）避難所の設置

災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある住民を収容するため、学校や公民館等の避難所を設置する。

ア　避難所の設置は、市町村長が行うものとし、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は救助実施市の長が行い、市町村長（救助実施市の長を除く。）は知事を補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長（救助実施市の長を除く。）が行うこととすることができる。イ　当該市町村限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

３　避難の指示等（防災危機管理部、県土整備部、警察本部）

（１）災害時における住民等の生命又は身体の保護のため、又は災害の拡大防止のために特に必要があると認められるときは、本節２（１）に掲げる者は、関係法令の規定やガイドラインに基づき、次により避難の指示等を行うものとする。

ア　市町村長の措置

（ア）市町村長は、火災、崖崩れ、高潮等の事態が発生し、又はその拡大のおそれがあり、住民等の生命身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、速やかに避難のための

立ち退きの指示等を行ったときは知事へ報告する。

また、洪水等、土砂災害、高潮については、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にし、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき行動がわかるように伝達するなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

また、避難のための立退きを行うことによりかえって生命身体に危険が及ぶおそれがあると認められるときは、「緊急安全確保」等の安全確保措置を指示することができるものとする。

市町村長は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

市町村長は、避難指示等を行う場合、気象台や河川管理事務所等の国の機関や県に対し、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができる。

知事は、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町村が実施すべき立ち退きの指示等に関する措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施する。

（イ）市町村長は、避難行動要支援者等、自力での避難に時間を要する住民に対して特に配慮するものとし、国が作成した「避難情報に関するガイドライン」に基づき、洪水や内水氾濫、土砂災害、高潮に対しては５段階の警戒レベルを導入する。

また、洪水予報河川・水位周知河川以外の河川について、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、事前に河川管理者と相談の上、一定の水位を設定し、具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。

（ウ）市町村長は、住民に対する避難のための準備情報の提供や指示等を行うにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努めるものとする。

市町村は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への移動や、「緊急安全確保」といった適切な行動を住民がとれるように努めるものとする。

また、人口や面積の規模が大きい市町村においては、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、各市町村の地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討するものとする。

イ　警察官等の措置

警察官及び海上保安官は、災害の発生により、住民等の生命、身体に危険を及ぼすおそれのある事態が発生し、市町村長が措置をとることができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったときは、直ちに当該地域住民に避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置を指示することができる。

警察官及び海上保安官は、住民等の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民等に避難のための立ち退きを指示することができる。

なお、立ち退き又は緊急安全確保措置を指示した場合は、直ちに市町村長へ通知する。

また、避難のための立退きを行うことによりかえって生命身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認められるときは、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避等緊急安全確保措置を指示することができる。

ウ　自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官及び海上保安官がその場にいないときは、危険な場所にいる住民に当該区域からの退去を命じることができる。

エ　知事等の措置（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

知事又はその命を受けた水防本部構成員は洪水又は高潮の氾濫及び地すべりにより著しく危険が切迫していると認めるときは危険な区域の住民に対し避難のための立ち退きを指示するものとする。

（2）高齢者等避難、避難指示等の内容

市町村長等が高齢者等避難の発表や避難の指示等を行う場合は、状況の許す限り次の各号に掲げる事項を明らかにして、これを行うものとする。

ア　避難対象地域

イ　避難先

ウ　避難経路

エ　高齢者等避難、避難指示等の理由

オ　その他必要な事項

（3）避難の措置と周知

避難の措置を実施した者又は機関は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡するものとする。

ア　住民等への周知

避難の措置を実施したときは、当該実施者は報道機関の協力を得るほか、以下の方法などにより、周知徹底を図る。なお、周知に当たっては、可能な限り多様な伝達手段を組み合わせるよう努めるものとする。

市町村防災行政無線（戸別受信機を含む）

有 線 放 送

広 報 車

サイレン又は警鐘

X（旧：ツイッター）等のＳＮＳ

電話、ＦＡＸ、登録制のメール

ラジオ放送（コミュニティＦＭを含む）

その他速やかに住民に周知できる方法

イ　関係機関の相互連絡

県、県警察、市町村、自衛隊及び海上保安部は、避難の措置を行った場合においては、その内容について相互に通報連絡するものとする。

4　避難誘導等（防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、警察本部、市町村）

避難誘導は、市町村地域防災計画に定めるところによるが、市町村職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努める。誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織等ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。

また、市町村は、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、あらかじめ避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成するとともに、定期的な更新に努める。作成した名簿及び個別避難計画は、本人の同意等を得た上で（市町村の条例に特別の定めがある場合を除く）、消防、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の市町村地域防災計画で定める関係者へ提供し、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難支援体制の整備に努める。

（1）市町村は、避難指示等が発令された場合の避難行動として、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、自らの判断で「屋内安全確保」行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努めるものとする。

（2）県及び市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順を定めるよう努めるものとする。

5　避難所等の開設・運営（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、教育庁、市町村）

避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失する等引き続き救助を要する者及びそのおそれのある者に対して、避難所を開設し受入れ保護する。なお、被災者のプライバシー及び安全の確保並びに衛生管理に努めるとともに、高齢者や障害者をはじめとする要配慮者、女性への配慮、家庭動物対策、感染症対策及び性暴力・ＤＶの発生防止などについても適切に対応するよう努めるものとする。

また、市町村は、避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

（1）市町村は、避難所を設置する必要があるときは、学校、集会所、公民館その他の公共建物等を避難所として開設するが、これらの施設のみをもっては収容能力に不足が生ずるときは、野外にテント又は応急仮設住宅を設置し、対応する。さらに、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者に配慮し、被災地以外にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。なお、避難所の開設が予定される施設については、風水害等に対する安全性を確保するとともに、対象地域の被災住民を収容できる規模をもって適切に配置するよう努める。

また、学校等の避難所については、学校施設の応急復旧マニュアル等の周知を図り、学校職員等が被災時の施設の状況を速やかに把握できるよう努める。

（2）市町村は、本来の施設管理者の監督のもとで住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して避難所の効率的な管理運営がなされるよう、県が策定した「災害時における避難所運営の手引き」を参考とし避難所ごとの運営マニュアルの策定を促進する。

また、その作成に当たっては、施設管理者と協議するものとする。

（3）大規模な災害が発生し、多くの住民が長期にわたり避難生活を送る際には、住民の自主防災組織などの避難住民自らが中心となって運営する方法が、混乱回避のためには最も現実的な運営方法であると考えられるが、この方法であっても、当然、市町村職員や施設管理者、ボランティアの支援は必要である。

（4）市町村は、避難所を管理運営する場合、男女双方の要望や意見を反映するため、男性ばかりでなく女性を管理運営する者に入れるものとする。

また、避難所における女性への配慮としては、更衣室やトイレなど施設の利用上の配慮、女性相談窓口や女性専用の物資配付など運営上の配慮などが必要である。

なお、女性相談窓口の開設・運営に当たっては、男女共同参画センターなどを積極的に活用する。

（5）市町村は、被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理に努めるとともに、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握や摂食嚥下機能のアセスメントの実施、食物アレルギーや食形態、栄養バランス等に配慮した食料の確保、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施等に努めるものとする。

（6）市町村は、在宅避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援の実施に努める。特に車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。

（7）市町村は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

（8）市町村は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

（9）市町村は、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。また、家庭動物の収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようルールの作成及び家庭動物との同行避難訓練の実施に努める。

(10) 市町村は、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、状況により避難生活が長期化するような場合に備え、基本的な生活に対応できる環境を整えるために必要な資機材の備蓄や、速やかに調達できる体制の整備に努める。主なものとしては、炊き出しのための調理設備や器具、燃料、洗濯機等、畳、仮設風呂・シャワーなどである。

また、季節対策として、寒さ対策や暑さ対策など、季節の移り変わりにも柔軟に対応できる環境づくりに努める。

(11) 市町村は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

(12) 市町村は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、感染症により自宅療養中の住民が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

(13) 市町村は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

(14) 市町村は、避難所等における女性や子供等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

(15) 市町村は、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のためのスペース確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

6　安否情報の提供（防災危機管理部、市町村）

県及び市町村は、消防、警察等と協力して被災者の安否に関する情報を収集し、親族等関係者へ提供する体制の整備に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう個人情報の管理の徹底に努める。

第５節　要配慮者等の安全確保対策

風水害により、住民の避難を要する地域が数多く出た際に、住民の安全な場所への避難に必要な可能な限りの措置をとり、被災者の生命、身体の安全の確保に努める。

要配慮者のうち、自ら避難することが困難で避難に特に支援を要する避難行動要支援者については、市町村が策定した避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別避難計画等に基づき、災害時の避難誘導をはじめ、避難生活についても考慮し、安全確保に努める。

１　避難誘導等（防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、警察本部、市町村）

避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別避難計画等により避難支援者による避難誘導、支援を行う。

（１）避難誘導

避難誘導は、次の事項に留意して行うものとする。

ア　避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。なお、この場合、避難者の誘導措置を講ずること。

イ　危険な場所には、表示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置すること。

ウ　状況により、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、病弱者又は歩行困難者は適当な場所に集合させ、車両又はボート等による輸送を行うこと。この場合、ロープ等の資材を利用して輸送途中の安全を期すること。

エ　避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、できれば町内会等の単位で行うこと。

オ　高齢者、障害者等の避難行動要支援者については、その状態や特性に応じた適切な避難誘導を行うとともに、市町村職員及び自主防災組織の隊員等による避難確認を行うこと。

（２）避難順位

避難誘導は移動もしくは歩行困難な者を優先して行うものとするが、その優先順位等については、避難行動要支援者の全体計画等に基づき、市町村が定めるものとする。

（３）緊急入所等

市町村は、在宅での生活の継続が困難な要配慮者や指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行うものとする。

２　避難所の開設、要配慮者への対応（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、市町村）

（１）避難所の開設は、本章第４節「避難計画」による。

県及び市町村は、要配慮者の避難状況を速やかに確認し、避難所内において要配慮者スペースを確保するとともに、健康状態や特性等を把握し、要配慮者に配慮した運営に努めることとする。

また、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めることとする。

さらに、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者に配慮した福祉避難所を設置する。

避難所における支援として、具体的には、以下の３点が考えられる。

ア　避難所における要配慮者用相談窓口の設置

イ　避難所からの迅速・具体的な支援要請

ウ　避難所における要配慮者支援への理解促進

また、県は避難所の高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者の生活機能の低下の防止等のため、市町村から派遣要請があった場合等、必要に応じて、協定に基づき、千葉県災害福祉支援チーム（ＤＷＡＴ）や災害支援ナースを避難所へ派遣する。

（２）外国人への対応

県は、災害の状況に応じ、（公財）ちば国際コンベンションビューローに災害時多言語支援センタ

ーを設置し、同財団と連携して多言語での情報提供、外国人相談対応、市町村への翻訳・通訳支援、語学ボランティアの派遣等を行う。

市町村は、多言語による広報に努めるとともに、県の作成した「災害時における避難所運営の手引き」を活用し外国人に配慮した避難所運営に努める。避難所等で支援活動を行う語学ボランティアが不足する場合は、県災害時多言語支援センターへ派遣を要請する。

県災害時多言語支援センターは、市町村から要請があったときは、(公財)ちば国際コンベンションビューローに登録されている語学ボランティアを派遣する。

3　福祉避難所の設置（防災危機管理部、健康福祉部、市町村）

避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者を収容するため、福祉避難所に指定されている施設を福祉避難所として設置する。

（1）福祉避難所の設置は、市町村長が発災後に福祉避難所に指定されている施設の管理者と連絡をとり、行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は救助実施市の長が行い、市町村長（救助実施市の長を除く。）は知事を補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長（救助実施市の長を除く。）が行うこととすることができる。

（2）当該市町村限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

（3）福祉避難所開設後は、関係機関及び各避難所に開設済の福祉避難所を周知する。

4　避難所から福祉避難所への移送（防災危機管理部、健康福祉部、市町村）

市町村は、避難所における要配慮者の健康状態等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送を行う。

なお、健康状態や特性等に関係なく、その障害などにより通常の避難所生活が困難な場合も福祉避難所への移送を検討する。

市町村は、福祉避難所に指定された施設や関連団体、又は県等と協力して要配慮者の移送に利用可能な車両等、移送手段の確保に努める。市町村や関係機関等が保有する車両等のリストを作成するほか、個々の要配慮者の移動手段の有無等を調査し、自力での移動可否状況を把握する。

また、社会福祉協議会と協力して、地域住民に対し、要配慮者の避難所までの移動支援や避難所から福祉避難所への移送支援について働きかける。

5　被災した要配慮者等の生活の確保（防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、市町村）

応急仮設住宅への入居については、高齢者・障害者等の要配慮者を優先して行うよう努めるとともに、高齢者・障害者に配慮した応急仮設住宅（以下「福祉仮設住宅」という。）の設置等について検討していくものとする。

また、被災した要配慮者等の生活の確保として、県及び市町村は、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門家による相談等の事業を行う。

（1）要介護者等への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施

（2）被災児童及びその保護者への相談事業の実施

第６節　消防・救助救急・医療救護活動

消防機関、水防機関及び危険物施設管理機関及び救助救急のための関係機関は、災害から住民の生命・財産を守り、被害を最小限にするために、全力を尽くす。

また、災害により多数の傷病者が生じ、また、医療機関が被害を受け混乱する等、住民生活に著しい影響があるとき、県は関係機関と緊密に連携をとりながら、有する医療資源を最大限に活用し、必要とされる医療を迅速かつ的確に提供できるよう努める。

１　救助・救急（防災危機管理部、警察本部）

（１）活動体制

消防本部及び県警本部は、それぞれの消防活動、警備活動方針によるほか、県、県医師会、地区医師会、日赤県支部、自衛隊などの関係機関と密接な連携を図り、傷病者の救助活動から搬送業務完了まで一貫した救助・救急体制をとる。

（２）救助・救急活動

機関名	項　目	対　応　措　置
消防本部	救助・救急活動	１　活動の原則 救助・救急活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。 ２　出動の原則 救助・救急を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助の伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。 （１）同時に小規模な救助・救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。 （２）傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。
	救急搬送	１　傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先とする。なお、搬送に際しては、所轄消防本部、医療チーム等の車両のほか、必要に応じ日本医科大学千葉北総病院ドクターヘリ、国保直営総合病院君津中央病院ドクターヘリ、千葉市消防局、自衛隊等のヘリコプターにより行う。 ２　救護所等から後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。
	傷病者多数発生時の活動	１　災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療チームと密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。 ２　救護能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。
県警察	１　救出・救護活動は、倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校、興行場、地下街等多人数の集合する場所等を重点に行う。 ２　救出した負傷者は、応急処置を施したのち、救護班等に引き継ぐ等、速やかに医療機関へ搬送するために必要な活動を行う。	
海上保安部（署）	１　海難船舶が発生した場合は、その捜索・救助を行う。 ２　負傷者、医師、その他救助活動に必要な人員及び物資の海上輸送を行う。 ３　避難者の海上輸送及び誘導に協力し、避難を援助する。	

（3）救助・救急資機材の調達

ア　初期における装備資機材の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ保有するものを活用する。

イ　装備資機材等に不足を生じた場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者から借入れ等を図り、救助・救急に万全を期する。

2　水防活動（県土整備部）

水害等の発生における水防活動については、「千葉県水防計画」に基づき実施する。

3　危険物等の対策（防災危機管理部、健康福祉部、教育庁、市町村、警察本部）

（1）高圧ガス等の保管施設の応急措置

機関別対応措置

機関名	対応措置
県及び千葉市	1　高圧ガス保管施設の破損に伴う被害の拡大を防止するため、関係機関と連絡を密にし、高圧ガス製造事業者等に必要な指示を行う。 2　関係機関と連絡の上、必要に応じて高圧ガス取扱いの制限等の緊急措置を行う。 3　連絡通報体制の早期確立を図る。
消防本部	1　必要に応じて保安措置等についての指導を行う。 2　関係機関との情報連絡を行う。
関東東北産業保安監督部	1　正確な情報把握のため、千葉県及び関係機関と密接な情報連絡を行う。 2　災害発生に伴い千葉県及び関係機関と連絡の上、高圧ガス製造事業者等に対して施設等の緊急保安措置を講じ、被害の拡大防止を図るよう指導する。
ガス事業所	1　ガスホルダーの受入れ、送出の停止又は調整を行う。 2　地区整圧器の作動停止又は調整を行う。 3　ホルダー、中圧ラインのガス空中放散を行う。

（2）石油類等危険物保管施設の応急措置

県及び消防本部は、危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

ア　危険物の流出並びに爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置

イ　混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策

ウ　危険物による災害時の自主防災組織活動と活動要領の制定

エ　災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置並びに防災機関との連携活動

（3）火薬類保管施設の応急措置

機関別対応措置

機 関 名	対　　応　　措　　置
県及び千葉市	延焼等により被害が拡大するおそれのある施設を対象に、緊急時における管理上の措置命令を発する。 1　関係機関には状況に応じた緊急措置を連絡する。 2　事業所には十分な水を確保できるよう指導し、消火施設等の強化を指示する。
関東東北産業保安監督部	火薬類製造事業所等の施設等が災害の発生により危険な状態となった場合又は危険が予想される場合は、その保安責任者が法令の定めるところにより、危険防止措置を講じるよう十分な監督又は指導を行うものとし、必要があると認めるときは法令の定めるところにより緊急措置命令等を行うものとする。

（4）毒物、劇物保管施設の応急措置

機関別対応措置

機 関 名	対　　応　　措　　置
県	次の各項の実施について指導する。 1　毒物劇物の飛散、漏洩、浸透、火災等による有毒ガスの発生の防止に関する応急措置 2　中和剤等による除毒方法と周辺住民の安全措置 3　災害時における保健所（健康福祉センター）、警察署又は消防本部に対しての連絡通報
県教育委員会	災害時の活動について、次の対策を樹立しておき、それに基づき行動するよう指導する。 1　災害時の任務分担 2　出火防止及び初期消火活動 3　危険物等の漏洩、流出等による危険防止 4　実験中における薬品容器、実験用容器の転倒、転落防止並びに転倒、転落等による火災等の防止 5　児童生徒等に対する、災害時における緊急措置に関する安全教育の徹底 6　被害状況の把握、情報収集及び伝達等 7　避難場所及び避難方法

（5）危険物等輸送車両等の応急対策

機 関 名	対　　応　　措　　置
消防本部	1　事故通報等に基づきその状況を把握の上、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。 2　必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。 3　危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止又は使用制限の緊急措置命令を発する。
県警察	輸送中の車両については、周囲の状況により、あらかじめ安全な場所へ移動させる。
関東東北産業保安監督部	1　正確な情報把握のため千葉県及び関係機関と密接な情報連絡を行う。 2　高圧ガス輸送者に対して、必要に応じ一般高圧ガス及び液化石油ガスの移動の制限又は一時禁止等の緊急措置命令を発する。 3　災害が拡大するおそれのあるときは、必要に応じ県内又は隣接都県に所在する各都県の高圧ガス地域防災協議会等が指定した防災事業所に対し応援出動を指導する。
関東運輸局	危険物輸送の実態に応じ、次に掲げる対策を推進する。 1　災害時の緊急連絡設備を整備する。 2　災害時の危険物輸送列車の停止箇所は、できるだけ橋梁、ずい道等の危険箇所を避けるよう対策を講じる。 3　輸送担当者に災害時の連絡、通報、応急措置等に関し指導を行うとともに、訓練を実施する。
海上保安部（署）	関係事業所の管理者及び船主、代理店等に対して、災害の実態に応じて、次の措置を講じるよう指導する。 1　危険物専用岸壁における荷役の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置 2　危険物の海上への流出防止措置と応急対策 必要に応じ、危険物積載船舶等の在港船舶に対する移動命令、航行の制限又は禁止
日本貨物鉄道（株）	危険物積載タンク車等が、火災、漏洩等の事故を発生した場合は、事故の拡大、併発事故を防止するため、ＪＲ貨物における応急措置要領（危険品貨物異常時応急処理ハンドブック）に従い、消火、火気厳禁、立入禁止等の措置を講じるとともに、消防、警察等の関係機関へ通報する。

4　医療救護（防災危機管理部、健康福祉部、病院局、市町村）

（1）関係者とその役割

ア　県民

（ア）災害に対する危機意識を常に持ち、自らの生命と健康を守るための対策を自発的かつ積極的に行うよう努める。

（イ）災害時に支援を求める必要が生じる場合に備え、自らの健康情報を適確に提供できるよう、日頃より準備に努める。また、自ら健康情報を提供することが困難な者については、その者の保護に責任を有する者が準備に努める。

（ウ）自らの安全を確保した上で、医療救護を必要としている者に対して、応急処置や搬送等の支援を可能な範囲で行うよう努める。

イ　市町村

（ア）災害時から地域医療の復旧に至るまで、医療救護所の設置をはじめとした住民等に対する医療救護活動を行う。

（イ）地域防災計画に基づいて医療救護に関する計画等を定め、災害時の医療救護体制の整備を図る。

（ウ）災害時においては救護本部を設置し、県の災害医療本部及び合同救護本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。

（エ）千葉市・習志野市・八千代市・鎌ケ谷市・船橋市・市川市・浦安市・松戸市・流山市・我孫子市・柏市・野田市・市原市は、市内の医療救護活動について助言及び調整を行う地域災害医療コーディネーターを配置する。

（オ）印旛・香取・海匝・山武・長生・夷隅・安房・君津の各保健所（健康福祉センター）所管区域の市町村は、前記（ア）（イ）（ウ）の他、県が合同救護本部を設置した場合は、その活動に参加して合同救護本部業務を担うとともに近隣市町村と連携した医療救護活動を実施する。

ウ　県

（ア）市町村による医療救護活動だけでは対応が困難な場合又は活動の強化が必要な場合は、市町村に対し、医療救護活動の応援を行う。

（イ）県内外の関係機関等と適切な医療救護活動の実施のために必要な調整を行う。

（ウ）地域防災計画に基づく医療救護に関する計画を作成し、災害時の医療救護体制（災害派遣精神医療チーム（以下「ＤＰＡＴ」という。）の編成、派遣の検討に関することを含む）の整備を図る。

（エ）災害時においては、県庁に災害医療本部を設置し、別に設置する合同救護本部、市町村の救護本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。

（オ）印旛・香取・海匝・山武・長生・夷隅・安房・君津の各保健所（健康福祉センター）所管区域ごとに、必要に応じ合同救護本部を設置し、地域内の災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。

（カ）災害医療本部に県内全域の医療救護活動について助言及び調整を行う災害医療コーディネーターを、合同救護本部に地域内の医療救護活動について助言及び調整を行う地域災害医療コーディネーターを、それぞれ配置する。

エ　医療機関

（ア）災害時における患者及び職員の安全確保等を定めた災害対策マニュアルを作成するとともに業務継続計画の作成に努める。

（イ）独自に訓練を実施するとともに、地域の訓練等に積極的に参加するよう努める。

（ウ）災害時においては、（ア）に記載するマニュアル及び計画に基づき活動し、また、県、市町村、関係機関等と連携して活動する。

（エ）災害拠点病院は、災害時に重症患者の受入れや広域搬送への対応、災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）の受入れ及び派遣を行うなど、災害医療に関して中心的な役割を果たす。

また、災害時の対応をより速やかなものとするため、平常時から地域の災害医療体制の整備についても積極的に関与する。

（オ）災害拠点病院となっていない県立病院においても、これに準じた機能を整備するとともに、職員の動員配備体制を確立し、後方収容機能を果たすものとする。また、全ての県立病院は後方受け入れとともに被災地への救護班の応援派遣を行うなど災害時医療の中核として活動する。

オ　関係団体

（ア）県及び地域における医療救護に関する計画等の作成に参加する等、医療救護体制の整備に協力する。

（イ）各団体の災害対策マニュアルを作成するとともに業務継続計画の作成に努める。

また、下部機関等を有する場合には、各機関に災害対策マニュアル及び業務継続計画の作成を促す。

（ウ）独自に訓練を実施するとともに、地域の訓練等に積極的に参加するよう努める。

（エ）災害時においては、（イ）に記載する計画に基づき活動し、また、県、市町村、関係機関等と連携して活動する。

（2）災害時の活動

ア　指揮と調整

（ア）県においては災害医療本部を、市町村においては救護本部を設置し、医療救護活動の総合的な指揮と調整を行う。また、県は、印旛・香取・海匝・山武・長生・夷隅・安房・君津の各保健所（健康福祉センター）の所管区域ごとに、必要に応じて合同救護本部を設置し、管内の医療救護活動の指揮と調整を行う。

（イ）災害医療本部長は、災害医療コーディネーターの助言を得て、また、必要に応じ専門調整員から専門分野に係る助言を得て、災害医療本部の活動を統括する。

（ウ）合同救護本部長は、地域災害医療コーディネーターの助言を得て、また、必要に応じ地域専門調整員から専門分野に係る助言を得て、合同救護本部の活動を統括する。

（エ）災害医療本部内にDMAT調整本部を置く。DMAT調整本部長は、千葉県内で活動するDMATの指揮及び調整を行うとともに、必要に応じて災害拠点病院等にDMAT活動拠点本部等を設置してDMATを配置し、指揮及び調整を行わせる。

（オ）災害医療本部内にDPAT調整本部を置く。DPAT調整本部長は、千葉県内で活動するDPATの指揮及び調整を行うとともに、必要に応じて、保健所（健康福祉センター）等にDPAT活動拠点本部等を設置してDPATを配置し、指揮及び調整を行わせる。また、必要に応じてDMATや他の医療救護班との調整をはかる。

（カ）県が対応するDMAT以外の医療救護班については、災害医療本部内の派遣救護部及び合同救護本部で活動の指揮と調整を行う。

（キ）千葉市・習志野市・八千代市・鎌ケ谷市・船橋市・市川市・浦安市・松戸市・流山市・我孫子市・柏市・野田市・市原市の救護本部の長は、地域災害医療コーディネーターの助言を得て、救護本部の活動を統括する。

（ク）印旛・香取・海匝・山武・長生・夷隅・安房・君津の各保健所（健康福祉センター）所管区域の市町村の救護本部の長は、必要に応じて、合同救護本部に支援や調整を求めることができる。

イ　医療救護の対象者

本節における医療救護の対象者（以下「傷病者等」という。）は次のとおりとする。

（ア）災害に起因する負傷者

（イ）災害又は災害により変化した環境等に起因し、発症または悪化した疾患（精神疾患を含む）

を有する者
（ウ）災害により地域の医療機能が喪失又は低下したことに伴い、適切な医療の提供を受けられなくなった者
（エ）災害により在宅において医療の提供を受けることが困難となった者

ウ　情報の収集と提供

市町村及び県は、医療機関、医師会等の関係団体、消防、警察、その他の関係機関との連携し、以下について情報収集を行い、相互に提供するとともに、関係機関へも提供する。
（ア）傷病者等の発生状況
（イ）医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
（ウ）避難所及び医療救護所の設置状況
（エ）医薬品及び医療資器材の需給状況
（オ）医療施設、医療救護所等への交通状況
（カ）その他医療救護活動に資する事項

エ　医療救護活動の実施
（ア）市町村及び県は、緊密な連携のもとに協力して医療救護活動を行う。
（イ）市町村長は、当該市町村の医療救護に関する計画に基づき、医療救護所の設置等、医療救護活動を行う。市町村による医療救護活動だけでは対応が困難な場合は、県、近隣市町村、その他関係機関の応援を得て実施する。
（ウ）知事は、市町村長からの応援要請がない場合であっても、必要と認める場合は当該市町村の傷病者等に対する医療救護活動を行う。
（エ）知事は、医療救護に関する計画に基づき、次のとおり医療救護活動を行う。
ａ　災害時の医療救護活動の総合調整に関すること。
ｂ　医療機関等の被害状況及び医療ニーズ等の収集、分析に関すること。
ｃ　医療チームの編成、派遣に関すること。
ｄ　患者の搬送及び受入れの調整に関すること。
ｅ　医療機関、医療チームへの支援に関すること。
ｆ　関係機関、他都道府県等に対する支援要請及び連絡調整に関すること。
ｇ　その他の傷病者等の医療救護に関すること。

オ　医療機関の役割分担と患者受け入れ先の確保
（ア）傷病者等の受け入れについては、重症度と緊急性、所在する医療機関の機能に応じた受け入れ先をあらかじめ各地域で検討し、災害時の速やかな受け入れに努める。
（イ）災害拠点病院は、他医療機関の機能維持状況等が不明な場合は、被災地からのとりあえずの搬送先として、重症傷病者を受け入れる。
（ウ）医療機関は、転院搬送の必要がある場合に、医療機関での搬送調整が困難な場合は、市町村の救護本部又は合同救護本部に搬送先の確保を要請し、要請を受けた市町村の救護本部又は合同救護本部は搬送先の確保に努める。
（エ）搬送先の確保を要請された市町村の救護本部又は合同救護本部において搬送先の確保が困難な場合は、災害医療本部に搬送先の確保を要請し、要請を受けた災害医療本部は搬送先の確保に努める。

カ　傷病者等の搬送

大規模災害時には、多数の傷病者等が短時間に集中して発生するとともに、交通の途絶等が予想されることから、平常時と同様の搬送は極めて困難になることを踏まえ、傷病者等の搬送の原則を次のとおりとする。
（ア）市町村は、傷病者等を医療救護所又は医療機関へ搬送することに努める。
（イ）緊急車両等による搬送は重症者を優先する。
（ウ）医療チーム等は、応急処置を実施した上で、さらに医療機関で医療の提供を受ける必要がある者で、自ら移動することが困難な者の搬送を市町村長又は知事に要請する。
（エ）自ら移動することが困難な者の搬送は、被災現場から医療救護所へは市町村が、医療救護所

から医療機関へは市町村及び県がそれぞれ防災関係機関との連携のもとに実施する。

（オ）県民は、自らの安全を確保した上で、救護所等への搬送が必要と思われる傷病者等について、自ら搬送手段を確保して搬送し、又は、搬送できる者を探して搬送を依頼する等可能な範囲で協力する。

キ　応援要請

（ア）市町村長は、必要に応じて、市町村立病院の医療救護班に出動を命じ、地区医師会等の関係団体の長に医療救護班の出動を要請するほか、知事及び他の市町村長等に医療救護班の派遣その他の応援を要請する等、必要な措置を講ずる。

（イ）知事は、必要に応じて、ＤＭＡＴ及びＤＰＡＴの派遣を要請し、県医療救護班の出動を命じ、県医師会等の関係団体の長及び日本赤十字社千葉県支部長に医療救護班やこころのケア班等の出動を要請する。また、国立病院機構等その他の関係機関に応援を要請するほか、連絡調整その他必要な措置を講ずる。

（ウ）知事は、県内の関係機関のみでは被災地における十分な医療救護活動が困難と認めた場合は、「九都県市災害時相互応援等に関する協定」等に基づき、近隣都県市に、医療救護班の派遣や県内からの患者の受け入れ等を要請する。

（エ）知事は、前記に定める要請のほか、必要があると認めるときは、災害対策基本法に基づき、他の道府県の道府県知事等に対し、応援を求める。

ク　応援の受け入れと活動の指揮及び調整

（ア）県は、他の都道府県等からの医療救護班や医療ボランティア（以下「救援者」という。）を受け付け、全県的な活動の調整を行う。

（イ）県は、受け付けた救援者に活動の指揮と調整を受ける部署を示し、当該部署の責任者の下で活動するよう要請する。

（ウ）（イ）の部署は、千葉市・習志野市・八千代市・鎌ケ谷市・船橋市・市川市・浦安市・松戸市・流山市・我孫子市・柏市・野田市・市原市の救護本部、印旛・香取・海匝・山武・長生・夷隅・安房・君津の合同救護本部及び医療機関とする。

（エ）（ウ）の市救護本部、合同救護本部及び医療機関の長は、救援者を受け入れ、その活動の指揮と調整を行う。

ケ　医薬品及び医療資機材（以下「医薬品等」とする。）の確保

災害時における医薬品等の確保については、原則として以下の通りとする。

（ア）市町村は、医薬品等を備蓄し、必要に応じて医療救護所等に提供する。医療救護所等で使用する医薬品等が不足した場合、千葉市・習志野市・八千代市・鎌ケ谷市・船橋市・市川市・浦安市・松戸市・流山市・我孫子市・柏市・野田市・市原市においては直接、その他の市町村においては合同救護本部を通じて、災害医療本部に提供を要請する。

（イ）医療機関はあらかじめ医薬品等を備蓄する。使用する医薬品等が不足した場合は卸業者を通じて確保に努める。卸業者からの確保が困難な場合は、千葉市・習志野市・八千代市・鎌ケ谷市・船橋市・市川市・浦安市・松戸市・流山市・我孫子市・柏市・野田市・市原市に存する医療機関にあっては災害医療本部に、その他の市町村に存する医療機関にあっては合同救護本部を通じて、災害医療本部に供給を要請する。

（ウ）県は、医薬品等を備蓄し、市町村等の求めに応じて提供する。医療救護所等で使用する医薬品等が不足した場合、卸業者への供給の要請、国・他都道府県への提供の要請等を行う。

（エ）卸業者は、業務継続計画を実施し、医薬品等の供給に努める。

コ　血液製剤の確保

（ア）血液製剤が不足した医療機関は千葉県赤十字血液センターに供給を要請する。

（イ）県内での血液製剤の供給が不足する場合、千葉県赤十字血液センターは、日本赤十字社関東甲信越ブロック血液センターに供給を要請する。また、県も厚生労働省を通じて、日本赤十字社本社に供給を要請する。

サ　地域医療体制への支援

市町村又は県は、地域における診療機能の復旧状況に応じて、市救護本部又は合同救護本部の

調整のもとに、巡回診療等を行い、地域の医療体制の復旧を支援する。

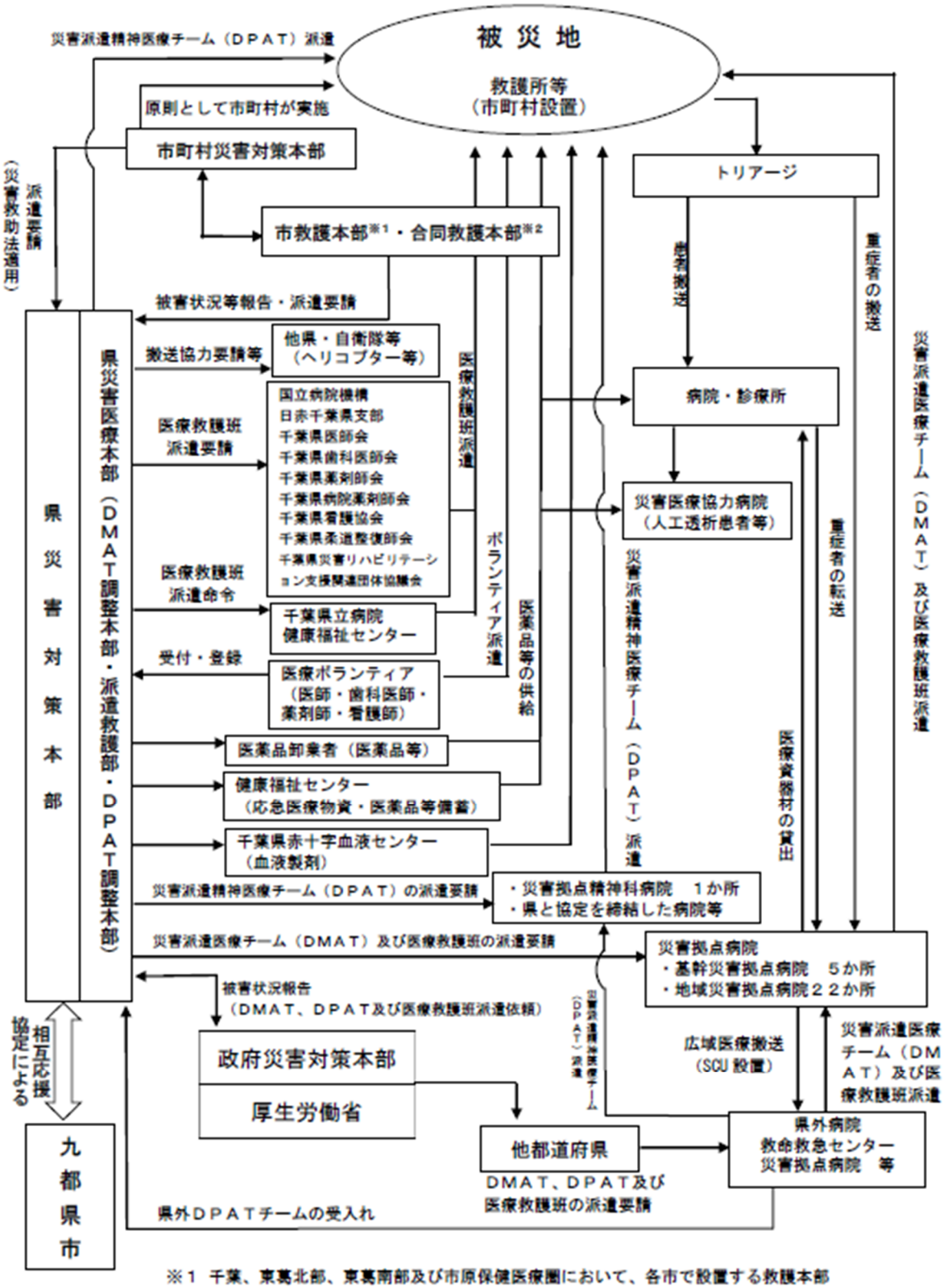
（3）災害救助法による医療及び助産

災害救助法が適用された場合には、災害救助法に基づく医療及び助産については知事又は救助実施市の長が行い、市町村長（救助実施市の長を除く。）は知事を補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長（救助実施市の長を除く。）が行うこととすることができる。

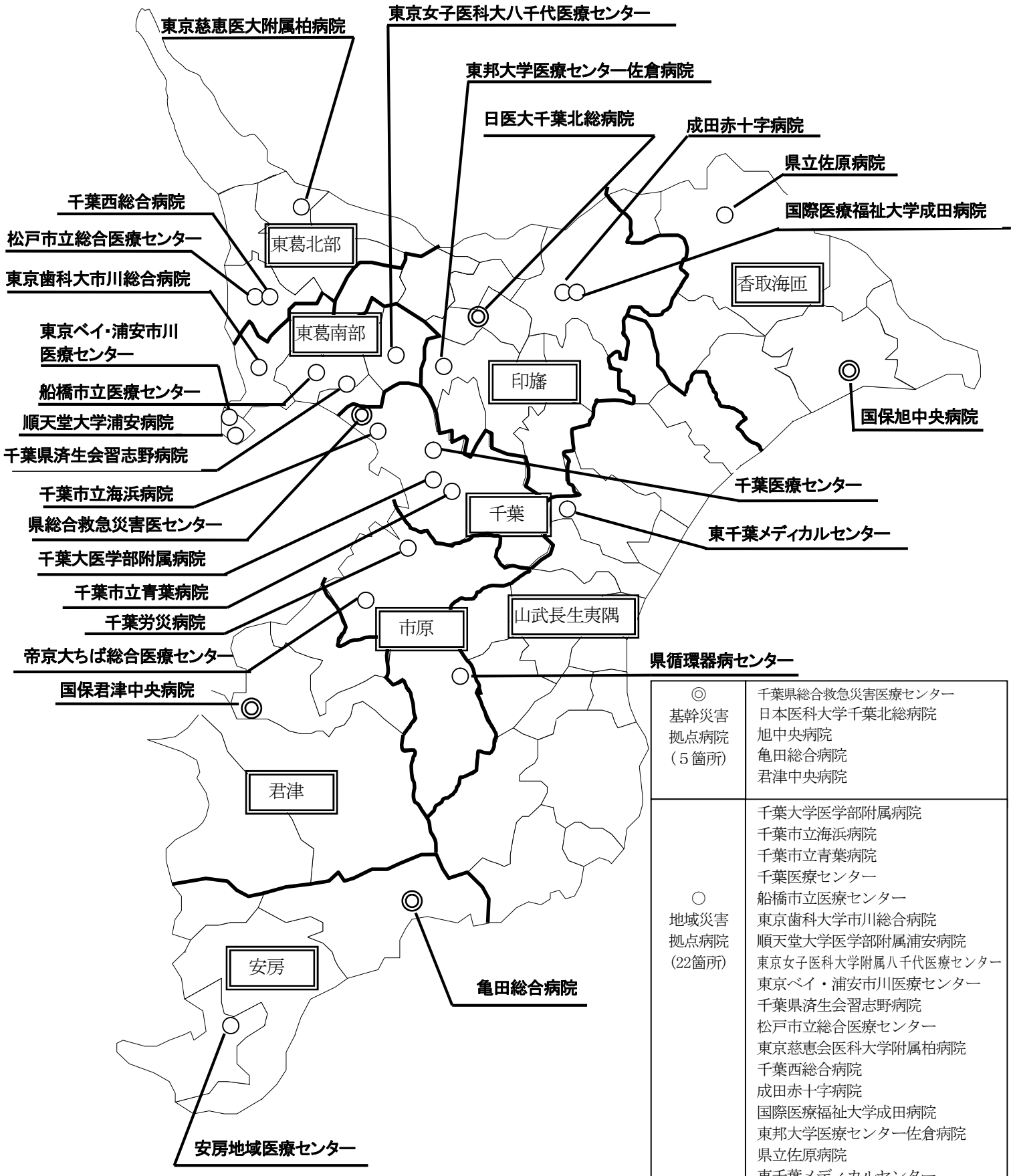
また、知事又は救助実施市の長は、日本赤十字社千葉県支部長と締結した委託契約に基づき、救助又はその応援を実施させることができる。

医療救護活動の体系図



※１　千葉、東葛北部、東葛南部及び市原保健医療圏において、各市で設置する救護本部
※２　印旛・香取・海匝・山武・長生・夷隅・安房・君津の各健康福祉センター（保健所）所管区域単位で設置する合同救護本部

災害拠点病院一覧図



◎ 基幹災害 拠点病院 （５箇所）	千葉県総合救急災害医療センター 日本医科大学千葉北総病院 旭中央病院 亀田総合病院 君津中央病院
○ 地域災害 拠点病院 (22箇所)	千葉大学医学部附属病院 千葉市立海浜病院 千葉市立青葉病院 千葉医療センター 船橋市立医療センター 東京歯科大学市川総合病院 順天堂大学医学部附属浦安病院 東京女子医科大学附属八千代医療センター 東京ベイ・浦安市川医療センター 千葉県済生会習志野病院 松戸市立総合医療センター 東京慈恵会医科大学附属柏病院 千葉西総合病院 成田赤十字病院 国際医療福祉大学成田病院 東邦大学医療センター佐倉病院 県立佐原病院 東千葉メディカルセンター 安房地域医療センター 帝京大学ちば総合医療センター 千葉県循環器病センター 千葉労災病院

医療機関隣接ヘリコプター離着陸場一覧

地　　域	医　療　機　関	隣接ヘリコプター離着陸場
千葉市中央区	千葉大学医学部附属病院	千葉大学医学部附属病院 専用ヘリポート
千葉市中央区	国立病院機構千葉医療センター	千葉市立椿森中学校
千葉市中央区	千葉市立青葉病院	千葉市青葉看護専門学校
千葉市美浜区	千葉県総合救急災害医療センター	千葉県総合救急災害医療センター 専用ヘリポート
千葉市美浜区	千葉市立海浜病院	印旛沼下水道事務所
習志野市	千葉県済生会習志野病院	屋敷近隣公園
船橋市	船橋市立医療センター	船橋市立運動公園陸上競技場
市川市	東京歯科大学市川総合病院	東京歯科大学市川総合病院 専用ヘリポート
浦安市	東京ベイ・浦安市川医療センター	広尾防災公園（市川市）
浦安市	順天堂大学医学部附属浦安病院	エクセル航空（株）ヘリポート
八千代市	東京女子医科大学附属 八千代医療センター	東京女子医科大学附属 八千代医療センター専用ヘリポート
松戸市	松戸市立総合医療センター	松戸市立総合医療センター 専用ヘリポート
松戸市	千葉西総合病院	千葉西総合病院 専用ヘリポート
柏市	東京慈恵会医科大学附属柏病院	柏市大堀川防災レクリエーション公園
佐倉市	東邦大学医療センター佐倉病院	佐倉市王子台小学校
成田市	成田赤十字病院	成田赤十字病院 専用ヘリポート
成田市	国際医療福祉大学成田病院	国際医療福祉大学成田病院 専用ヘリポート
印西市	日本医科大学千葉北総病院	日本医科大学千葉北総病院 専用ヘリポート
東金市	東千葉メディカルセンター	東千葉メディカルセンター 専用ヘリポート
旭市	総合病院国保旭中央病院	総合病院国保旭中央病院 専用ヘリポート
香取市	千葉県立佐原病院	香取市利根河川敷緑地
鴨川市	亀田総合病院	亀田総合病院 専用ヘリポート

館山市	安房地域医療センター	安房地域医療センター 専用ヘリポート
木更津市	国保直営総合病院君津中央病院	国保直営総合病院君津中央病院 専用ヘリポート
市原市	千葉県循環器病センター	千葉県循環器病センター 専用ヘリポート
市原市	帝京大学ちば総合医療センター	帝京大学ちば総合医療センター 専用ヘリポート
市原市	千葉労災病院	市原市立辰巳台中学校

5　航空機の運用調整等（防災危機管理部、健康福祉部、警察本部）

県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機及び無人航空機の運用に関し、災害対策本部事務局に航空機の運用を調整する航空運用調整班を設置し、国の現地対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。

航空運用調整班は、警察、消防、国土交通省、海上保安庁、自衛隊、ＤＭＡＴ調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行うものとする。また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものとする。

航空運用調整班は、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとする。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。

第７節　警備・交通の確保・緊急輸送対策

災害時には、さまざまな社会的混乱及び交通の混乱が予想されるところである。このため県民の生命、身体、財産の保護を図り、各種犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持等について万全を期するものとする。

また、災害時に予想される渋滞等を考慮して、被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対応するための緊急輸送ネットワークの整備に努める。

１　災害警備計画

（１）千葉県警察災害警備実施計画（警察本部）

ア　基本方針

警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における公共の安全と秩序の維持に当たるため、平素から管内の実態を把握するとともに、防災関係機関と緊密な連絡協調を図り、積極的な関係情報の収集と的確な情勢判断により、早期に警備態勢を確立して、災害情報の収集、共有、避難誘導、交通の確保、犯罪の予防検挙、人命の救助、財産の保護等の諸活動を行うことを基本とする。

イ　警備体制

（ア）災害警備連絡室

県内に警報（波浪警報を除く。）が発表された場合等

（イ）災害警備対策室

県内で各種警報（波浪を除く。）に加えて土砂災害警戒情報又は氾濫危険情報が発表され、要救助事案が発生し又は発生する可能性がある場合等

（ウ）災害警備本部

県内に特別警報が発表された場合等

ウ　災害警備活動要領

（ア）要員の招集及び参集

（イ）気象情報及び災害情報の収集及び伝達

（ウ）装備資機材の運用

（エ）通信の確保

（オ）負傷者の救出及び救護

（カ）避難誘導及び避難地区の警戒

（キ）警戒区域の設定及び被害の拡大防止措置

（ク）災害の拡大防止と二次災害の防止

（ケ）報道発表

（コ）行方不明者の捜索及び迷子等の保護

（サ）死傷者の身元確認、遺体の収容

（シ）交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）

（ス）地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）

（セ）協定に基づく関係機関への協力要請

（ソ）その他必要な応急措置

（２）海上保安部（署）非常配備等計画

ア　大規模海難等の発生が予想される場合においては、海上保安庁非常配備規則に基づき、次の段階に分けて発令するとともに、海上における犯罪の予防及び鎮圧、人命及び財産の保護並びに海洋汚染の防止に対処する。

イ　警戒配備（注意体制）

管内に大規模海難等に至らない海上における災害の発生が予想されるときに緊急に事前の措置

を実施し、これに備える態勢を確立するため、要員の増強、通信の強化及び巡視船艇・航空機を待機又は出動させる等の措置を実施する。

ウ　非常配備

大規模な海難、その他海上における災害であって、社会的に著しく影響の大きい事態の発生が予想されるときは、非常配備乙を発令して、緊急に事前の措置を実施し、これに備える態勢を確立するため、要員の増強、対策の検討、通信の強化及び巡視船艇・航空機を待機又は出動させる等の措置を実施する。

エ　警備要領

（ア）海上における治安の確保及び海上における遭難者（陸上から流れ出した漂流者を含む）の救助作業は、所属巡視船艇あるいは他の海上保安部署からの応援派遣巡視船艇、航空機をもって実施し、救護を必要とする者については、対策本部及び医療機関等と連絡を密にして、早急に引渡し、場合によっては医師、看護師等が巡視船艇に直接乗船して救護に当たる。

（イ）災害時の救助活動を行うに際し、海上自衛隊との任務分担及び情報の交換については、海上自衛隊横須賀地方隊と第三管区海上保安本部との海上における災害派遣に関する地方協定による。

2　交通対策計画（防災危機管理部、農林水産部、県土整備部、警察本部、市町村）

（1）災害時における危険箇所

道路の路肩決壊及び法面崩落による危険箇所は、＜資料編５－６　道路の路肩決壊及び法面崩落による危険箇所＞のとおりである。

（2）被災施設の応急対策方法

ア　交通支障箇所の調査

道路管理者は、その管理する道路について、災害時における危険箇所をあらかじめ調査し、把握しておくとともに、災害が発生した場合に当該道路の被害の状況を調査の上、報告するものとする。

イ　調査及び報告

市町村の調査班は、調査の結果支障箇所を発見した場合は、下記の要領により報告するものとする。

（ア）市町村の調査班は、当該市町村の道路について支障箇所を発見したときは、速やかにその路線名・箇所・拡大の有無・う回路線の有無その他被災の状況等を市町村長に報告するものとする。

（イ）市町村長は（ア）による報告を受けたときは、その状況を直ちに当該市町村の区域を管轄する関係機関の長に報告するものとする。

（3）交通規制

ア　道路管理者の通行の禁止又は制限

道路管理者は、その管理する道路について、道路法第４６条の規定により、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて通行を禁止し、又は制限するものとする。

イ　公安委員会の交通規制

（ア）公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第４条の規定に基づき、道路における交通の規制を行う。

（イ）公安委員会は、県内又は隣接・近隣都県の地域に係る災害が発生又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第７６条の規定により、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。

（ウ）公安委員会は、緊急交通路の指定を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等につい

て要請するものとする。

ウ　警察署長の交通規制

警察署長（高速道路交通警察隊長を含む。）は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認められるときは、道路交通法第５条又は第１１４条の３の規定により、道路における交通の規制を行う。

エ　警察官の交通規制等

（ア）警察官は、道路の損壊、交通事故の発生、その他の事情により、道路において交通の危険又は交通の混雑が生じるおそれがあり、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、必要な限度で道路交通法第６条又は第７５条の３の規定により、交通の規制を行う。この場合、信号機の表示する信号にかかわらず、これと異なる意味を表示する手信号等をすることができる。

（イ）警察官は、通行禁止区域等（前記イ（イ）により通行を禁止又は制限されている道路の区間又は区域をいう。）において車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。この場合、警察官の命令に従わなかったり、運転者等が現場にいないために命ずることができないときは、警察官が、自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。

オ　自衛官及び消防吏員の措置命令・措置等

（ア）自衛官及び消防吏員（以下「自衛官等」という。）は、災害対策基本法第７６条の３第３項及び第４項に基づき、警察官がその場にいない場合に限り、前記エ（イ）の職務の執行について行うことができる。

（イ）自衛官等は、前項の命令をし又は措置をとったときは、直ちにその旨を警察署長に通知する。

＜資料編５－３　自衛官及び消防吏員の作成する措置命令・措置通知書＞

カ　海上保安部（署）の海上交通規制

（ア）港内及び航路付近の障害物の状況及び船舶交通の輻輳状況に応じ、必要のある場合には航行制限を実施するものとする。また、東京湾海上交通センターは海上交通情報の提供、航路管制及び巡視船艇により航路航行船舶の交通整理を実施するものとする。

（イ）航行制限の実施及び航路標識の流失、移動、消灯等については、発生の都度、水路通報又は管区航行警報の他、海の安全情報等により周知を図るとともに、航路標識については応急復旧の措置をとるものとする。

（４）道路啓開

道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）は、被害を受けた道路について、被災者の救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、特に「緊急輸送道路一次路線」など交通上重要と認められる路線を最優先に（一社）千葉県建設業協会と密接な連携を図りながら路上の障害物除去や応急復旧などの道路啓開活動を行う。

また、管理する道路に放置車両や立ち往生車両が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、次の事項に留意し、必要な措置を講じるものとする。

なお、道路管理者等は、あらかじめ住民等に対し、災害時において、災害対策基本法第７６条の６に基づき、車両の移動等を命じる道路区間の指定が行われた場合は、車両の移動等が行われることがあることを周知するものとする。

ア　緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者等は区間を指定して以下を実施する。

・緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令

・運転者の不在時等は、道路管理者等自ら車両を移動（その際は、やむを得ない限度での破損を容認）

イ　土地の一時使用

アの措置のため、やむを得ない場合、道路管理者等は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分ができる。(沿道での車両保管場所の確保)

ウ　関係機関、道路管理者間の連携・調整

知事は、道路管理者である市町村（指定都市を除く）に対し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると判断されるときは、必要な措置をとることを指示することができる。

（5）緊急通行車両の確認等

ア　緊急通行車両の確認

（ア）車両の使用者は、知事又は公安委員会に対し、当該車両が緊急通行車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両）であることの確認を求めることができる。

（イ）前記（ア）により確認したときは、知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、災害対策基本法施行規則第６条に定める標章及び確認証明書を交付する。

（ウ）前記（イ）により交付を受けた標章は、当該車両内の見やすい箇所に掲出する。

また、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

（エ）届出に関する手続は、別に定める。

イ　緊急通行車両の災害発生前の確認

（ア）公安委員会は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有する車両等で、災害対策基本法第５０条第１項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行う。

（イ）公安委員会は、前記（ア）により緊急通行車両に該当すると認められるものについては、標章及び確認証明書を交付する。

（ウ）標章の交付を受けた車両については、交通検問所で緊急交通路の通行を求めるときは、標章及び確認証明書を提示し、現に災害応急対策を実施するための運転中の車両であることの確認を受ける。

（エ）災害発生前の確認に関する手続は、別に定める。

＜資料編５－１　緊急通行車両等の確認及び規制除外車両の確認事務手続き等＞

（6）規制除外車両の確認等

ア　規制除外車両

緊急通行車両以外の社会生活の維持に不可欠な車両又は公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両を、交通規制の対象から除外する車両（以下「規制除外車両」という。）とし、公安委員会の意思決定に基づき通行禁止の対象から除外することとする。

イ　規制除外車両の確認

規制除外車両の確認は、前記（５）アを準用する。

ウ　規制除外車両の事前届出・確認

緊急通行車両とならない車両であって

- 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

については、規制除外車両の事前届出制度の対象とする。事前届出・確認は、前記（５）イを準用する。

（7）交通情報の収集及び提供

ア　交通情報の収集は、航空機、オートバイその他の機動力を活用し、専従の収集班を編成して行う。

なお、警察本部においては、隣接都県警察及び警察庁（管区警察局を含む。）と連携を密にし、交通情報の収集を行う。

イ　交通規制等交通情報の提供は、交通情報提供装置を活用し、日本道路交通情報センター及び報道機関の協力を得て行う。

（8）東日本高速道路㈱の安全対策

県公安委員会が行う緊急交通路の確保に係る交通規制に協力し、かつ、規制状況等を利用者に広報する。

また、道路が被災を受け、交通に支障がある場合には、速やかに応急復旧作業の実施に努める。

（9）首都高速道路㈱の交通対策計画

ア　災害予防計画

（ア）現　況

首都高速道路の、千葉県内における現況は、次のとおりである。

なお、全区間自動車専用道路に指定されており、一般街路とは全て立体交差となっている。

a　道路の現況（千葉県内供用路線）

路線名	区間	供用延長 km	うち千葉県内供用延長 km	一般道路との連結施設（出入口）名	
				入口	出口
高速湾岸線	横浜市金沢区並木～市川市高谷	62.1	8.9	舞浜 浦安（2） 千鳥町	浦安（2） 千鳥町

b　管理施設の現況（千葉県内）　　平成26年10月1日現在

区分 路線名　種類	交通施設		出入口	避難設備
	交通管制施設	非常電話	出入口	非常口
高速湾岸線	可変規制標識　24ケ所 街路可変情報板　1ケ所 可変情報板　7ケ所 車両感知器　91ケ所 交通監視用カメラ　16ケ所	40ケ所	出口３ 入口４	６ケ所

首都高速道路の構造物は、「橋、高架の道路等の技術基準について」〔建設省（国土交通省）道路局長、都市局長通達〕などに従い、地質、構造などの状況に応じ、関東大震災級の地震に耐え得るよう十分な安全を見込んでいるほか、高架橋については、桁落下防止装置を設置して、より一層の安全性を高めている。また、トンネル、高架橋などには非常口を整備し、災害時の緊急事態においても、利用者などはこれらの非常口から安全に脱出できることとしている。

しかしながら、平成７年兵庫県南部地震の発生により、高架橋等が大きな被害を受けたことから、「橋、高架の道路等の新設及び補強に係る当面の措置について」〔建設省（国土交通省）道路局：平成7年5月〕に準拠した構造としていくほか、利用者の安全対策など、地震防災対策のより一層の強化充実を図ることとする。

（イ）事業計画

a　概　要

（a）阪神・淡路大震災における高架橋等の被害状況を踏まえ、「橋、高架の道路等の技術基準について」等に基づき、兵庫県南部地震級の地震に対しても落橋や倒壊を生じないように、高架橋の安全性を向上する対策を実施していくほか、利用者の安全対策など、地震防災

対策のより一層の強化充実を図ることとする。

（b）災害に備え、道路構造物等について常時点検を行う。

b　実施計画の内容

（a）高架橋の安全性の強化

「橋、高架の道路等の技術基準について」等に基づき、落橋防止システム及び支承部構造の一層の強化を図る。

なお、橋脚の耐震対策（橋脚を鋼板巻き立て等で補強）は平成１０年度、地盤流動化対策（鋼管矢板壁工法）は平成１１年度をもって完了している。

（b）地震が発生した時の利用者の安全対策

①　利用者への情報伝達の充実

②　避難・誘導施設の整備

③　利用者の対処方法についての十分な広報

（c）首都高速道路の構造物及び道路附属物その他の管理施設等の常時点検

（d）災害時における情報収集・伝達等に必要な通信施設の常時点検

イ　災害応急対策計画

（ア）災害時における体制

災害又は交通障害の発生が予想されるとき、あるいは災害が発生したときは、警戒体制、緊急体制又は非常体制のうち、災害の種類及びその程度に応じた規模及び内容の体制をとり、速やかな役職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な措置を講ずる。

（イ）災害応急対策

災害が発生したときは、利用者の安全を確保しつつ、二次災害の防止と緊急輸送機能の確保を最優先に、次の応急対策を実施し、首都高速道路の機能回復を図る。

a　災害が発生したときは、首都高速道路㈱は県公安委員会が実施する交通規制に協力し、かつ規制状況等を利用者に広報する。

b　利用者の被災の状況を緊急に把握し、消防等関係機関への迅速な情報伝達、出動・協力要請により、被災者の救出救護その他安全確保に努める。

c　道路構造物、管理施設等について、その被害の状況を緊急点検し、必要に応じ応急復旧に努める。

d　工事の箇所については、その被災の状況に応じて必要な措置を講ずる。

（ウ）災害時の広報

利用者が非常事態に即応して適切な措置がとれるよう、応急対策の措置状況、交通規制状況、避難方法等の情報を、標識、情報板、料金所看板等の各種道路情報提供設備を用いるほか、ラジオ等各種メディアを最大限活用して、正確かつ迅速に利用者に提供する。

（エ）緊急道路啓開

残置車両や道路上の障害物の状況を調査し、除去対策を樹立し、関係機関等とも協力のうえ、所管する道路上の障害物等の除去を実施する。

（１０）交通マネジメント（県土整備部、警察本部、市町村）

関東地方整備局は、応急復旧時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、交通システムマネジメント※1及び交通需要マネジメント※2からなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「災害時交通マネジメント検討会（以下、「検討会」という。）」を組織するものとする。

県は、市町村の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、国土交通省関東地方整備局に検討会の開催を要請することができるものとする。

検討会において協議・調整を図った交通マネジメント施策の実施にあたり、検討会の構成員は、自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行うものとする。

検討会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議・訓練等を行うものとする。

※１ 交通システムマネジメント：道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組

※２ 交通需要マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組

３　在港船舶対策計画（県土整備部、農林水産部）

（１）在港船舶対策計画

ア　曳船の隻数及び性能

曳船の状況は、＜資料編６－６　曳船の状況＞のとおりである。

イ　災害防止の方法

（ア）一般対策（主として千葉港、木更津港、銚子漁港、勝浦漁港）

ａ　気象通報組織を通じて予警報の周知徹底をはかる。

ｂ　巡視船艇及び海上保安部署による情報周知、保船等の指導

ｃ　関係機関との情報交換

（イ）台風対策（千葉港、木更津港）

ａ　台風等が千葉港及び木更津港に来襲し、災害の発生が予想されるときは、千葉港長及び木更津港長は「千葉港台風・津波等対策委員会」及び「木更津港台風・津波等対策委員会」の審議を踏まえ、在港船舶等に対し必要な勧告を行う。

（ａ）第一警戒体制（荒天準備）

台風が千葉県内湾（千葉港及び木更津港含む）に接近するおそれがあると判断された場合

①　在泊船舶は台風の動向に留意し、必要な荒天準備を整えること。

②　荷役中の船舶は、天候の急変に備え荷役を中止できるように準備するとともに、危険物荷役・港内工事作業については、中止基準を遵守すること。

③　岸壁・桟橋等水際線付近にある物件等の高潮、高波、強風による流出防止を強化すること。

④　ＡＩＳ搭載船及びＶＨＦ装備船は、ＡＩＳ・ＶＨＦの作動状況を確認すること。

⑤　その他必要事項

（ｂ）第二警戒体制（避難勧告）

台風が千葉県内湾（千葉港及び木更津港含む）に接近する公算が極めて大なりと判断された場合、あるいは千葉県内湾が重大な影響を被ると判断した場合

①　総トン数５００トン以上の船舶は離岸又は離桟して万全の措置をとること。（但し、旅客が乗船中の客船等にあっては、この限りでない。）

②　前項但書きの旅客船、静穏度の高い係留施設に停泊する船舶及び耐航性が不足している船舶等が当該係留施設において待機する場合は、係留索の増し取り等の係留強化策を講じること。（木更津港）

③　総トン数５００トン未満の船舶は安全な場所に避難すること。

④　木材等流出防止のため厳重な見回り監視体制を強化すること。

⑤　国際ＶＨＦ（ｃｈ１６）を常時聴守する等、海上保安庁との連絡手段を確保すること。

⑥　ＡＩＳ搭載船舶はＡＩＳ常時作動を維持すること。

⑦　当直員（船橋当直・無線当直等）を配置すること。

⑧　その他必要事項

ｂ　在港船舶に対する避難勧告

（ａ）避難勧告発令時期の基準

避難勧告を発令する基準は、風速１５ｍ以上の強風圏が千葉県内湾（千葉港及び木更津港含む）に達する前に船舶の避難が安全に完了するような時期を選定する。

（b）勧告の周知

① 「台風等対策情報連絡系統等による通報」……千葉港長、木更津港長は、電話、ＦＡＸ等により関係機関へ連絡する。

② 「第三管区海上保安本部警備救難部救難課運用司令センターからの放送」

……超短波無線電話（国際ＶＨＦ　ＣＨ16　呼出名称よこはまほあん）により在港船舶に対し放送（ＣＨ12）する。

③ 「巡視船艇による現場周知」……拡声器等により在港船舶等に周知する。

④ 「沿岸域情報提供システム（海の安全情報）への掲載」

……インターネット

c　流出油対策

石油コンビナート等特別防災区域内の係留施設にある船舶によるものについては「千葉県石油コンビナート等防災計画」により、それ以外については、第５編第４章「油等海上流出災害対策」を適用する。

ウ　その他の対策

（ア）港長権限に基づく港内整理

港則法により特定港（千葉港、木更津港）における船舶交通の安全及び港内の整頓を図る。

（イ）貯木対策

貯木場管理者に対し、状況により貯木場の網端（あば）の監視の強化又は緊急水切り等を行わせる。

（ウ）物件等に対する応急措置

五井及び姉ヶ崎地区に大工場、製油所、油槽所が建設され、高潮、波浪が大きく護岸施設を乗り越えて海水が流れ込み、重要施設の浸水による被害が考えられるので、この保安についてその対策を立てる。

（エ）避難場所等の整備

荒天時においても利用可能な避泊地を創出するため、防波堤の整備及び小型タンカー用の船溜の整備を進める。

4　緊急輸送（防災危機管理部、農林水産部、県土整備部）

災害時の被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、道路（緊急輸送道路）、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設を指定し、これら陸海空を連携する緊急輸送ネットワークを定めた。

（1）緊急輸送道路

機能別に１次、２次及び３次路線に分類し、１次路線は、県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路、２次路線は、第１次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡する道路、３次路線は、その他の防災や輸送のための拠点との連絡する道路である。

（2）港　　湾

千葉港（千葉中央地区、葛南東部地区、葛南中央地区）

木更津港（富津地区）

館山港（宮城地区）

（3）漁　　港

銚子漁港、大原漁港、勝浦漁港、鴨川漁港

（4）飛行場等

ア　空　　港

成田国際空港

イ　自衛隊駐屯地及び基地

陸上自衛隊……習志野駐屯地、下志津駐屯地、木更津駐屯地、松戸駐屯地

海上自衛隊……下総航空基地、館山航空基地

航空自衛隊……第４補給処木更津支処

ウ　臨時離発着場

千葉県西部防災センター、千葉市消防ヘリポート、千葉県総合スポーツセンター、
幕張海浜公園、青葉の森公園、行田公園、柏の葉公園、印旛沼公園、蓮沼海浜公園、
館山運動公園、富津公園

（５）江戸川緊急用船着場

市川緊急用船着場、松戸緊急用船着場

※　緊急用船着場とは、大規模災害時に河川管理施設災害の復旧資機材や救援物資等を江戸川等の河川を通じて搬入、荷揚げするための施設であり、緊急用河川敷道路と連携して機能する。
緊急用河川敷道路については完成には至ってないが、一部通行可能である。

＜資料編５－８　緊急用船着場位置図及び緊急用河川敷道路計画図＞

第８節　救援物資供給活動

災害時に被災者の人心の安定を図るため、迅速かつ円滑な飲料水・食料・生活必需物資の供給活動並びに救護物資・要員等の輸送を行うための輸送車輌、緊急輸送道路等の確保を行うものとする。

なお、県からの救援物資の供給支援は、市町村からの要請や情報連絡員が把握した支援ニーズに基づいて行うことを原則とするが、通信の途絶や市町村機能の低下等により、要請活動が困難になる場合も想定し、要請を待たずに物資供給を行う、いわゆる「プッシュ型」支援などの積極的な支援も視野に入れた活動体制をとるものとする。

また、県及び市町村は、大規模災害時において国からの「プッシュ型」支援等により必要な物資を確保することも視野に入れた活動体制をとるものとする。

１　応急給水（総合企画部、防災危機管理部、企業局、市町村）

災害により飲料水や炊事のための水の供給を受けることができない住民（ポンプの停止により、水の利用ができなくなった集合住宅の住民や、井戸水利用者なども含む）に対して、浄・給水場等での拠点給水や給水車等による運搬給水を実施する。

（１）実施機関

ア　飲料水の供給は、市町村長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は救助実施市の長が行い、市町村長（救助実施市の長を除く。）は知事を補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長（救助実施市の長を除く。）が行うこととすることができる。

イ　市町村長は、当該市町村限りで処理不可能な場合、近接市町村、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。

ウ　県、企業団及び市町村圏組合の水道事業体は、市町村が行う応急給水に対し、積極的に協力する。

エ　水道事業体等間の応援活動については、「千葉県水道災害相互応援協定」等により実施する。

＜資料編１－12　千葉県水道災害相互応援協定＞

オ　水道業者への応援要請については「災害時等における水道復旧活動に関する協定」等により実施する。

＜資料編１－12 災害時等における水道復旧活動に関する協定＞

（２）給水基準

飲料水の供給については、基本水量を最少一人１日３リットルとし、水道施設の復旧の進捗により順次増量する。

また、病院等の救援・救護活動に必要な用水は別途確保する。

（３）水道事業体（県営水道を除く）による飲料水の供給

ア　飲料水供給方法

応急給水は、拠点給水を原則とし、被害の状況に応じて運搬給水及び仮設給水を実施するものとする。

イ　広報

災害時における応急給水方法、給水拠点場所、飲料水調達方法及び水質について、適切な広報活動を実施する。

なお、情報提供を充実させるため、千葉県ホームページ等から各事業体ホームページへ適宜リンクを設定する。

（4）県営水道の応急給水

災害により飲料水の確保が困難な給水区域の住民に対し、給水区域内市と密接に連携して応急給水を実施することとし、必要な対策を定める。

なお、平常時から給水区域内市と連絡調整会議等による意見交換や、合同防災訓練を行いながら連携強化を図る。

ア　飲料水の確保

一人１日の最低水量を３リットルとし、以後復旧工事の進捗により順次増量する。

応急給水用の用水は、１９箇所の浄・給水場の配水池容量７９万㎥のうち緊急遮断弁の作動により確保する最大４６万㎥の貯留水を充てるほか、予備水源である県企業局の井戸を活用する。

＜資料編７－４　県営水道配水池一覧表＞

イ　給水方法

（ア）浄・給水場等での拠点給水

１９箇所の浄・給水場の応急給水設備及び仮設給水栓により給水車への注水及び住民への応急給水を行う。

（イ）給水車、給水タンク、ポリ容器等での運搬給水

a　給水区域市との連携

発災後直ちに給水区域内市と連絡を取り、被災状況の把握に努めるとともに、市の災害対策本部に局職員を派遣し、情報の収集と共有化を図りながら、給水場所及び給水方法について市と綿密に協議する。

b　給水車等による給水

市の開設する避難所、病院等の重要施設、その他被害状況に応じて市が要請する地点・地域において、災害時の応援協定を締結している千葉県水道管工事協同組合の応援を得て、給水車及び給水タンクにより応急給水を行う。

また、県営水道による応急給水は市からの要請や各市対策本部に派遣した連絡調整員が把握した支援ニーズを踏まえ、市災害対策本部の指揮の下、行う。

なお、通信の途絶や市機能の低下等により、要請活動が困難になる場合は、「プッシュ型」の応急給水支援を視野にいれた活動体制をとるものとする。

県営水道のみで対応できない場合は「千葉県水道災害相互応援協定」及び東京都水道局等との「災害相互応援に関する協定」等に基づき応援を要請するとともに、退職者から成る「災害時支援協力員制度」を活用し、人員の増強を図る。

c　市町村の要請によるボトル水及び非常用飲料水袋による給水

乳幼児や高齢者等を対象としたボトル水の配布や容器を持参しない住民への非常用飲料水袋による給水を行う。

（ウ）仮配管、仮設給水栓等を設置しての応急給水

a　消火栓等を活用した給水（可搬型）

配水管の通水状況を調査し、使用可能な消火栓等あるいは応急復旧により使用可能となった消火栓等に仮設給水栓を接続して応急給水を行う。

b　仮配管による給水（固定型）

復旧に長時間を要する断水地域に対しては、状況に応じて仮配管を行い、仮設給水栓を設置して応急給水を行う。

ウ　広報

発災時の応急給水時間、場所及び給水方法、断水地域と復旧の見込み、停電時に活用できる直結給水栓等のお知らせ等について、県企業局ホームページ等に掲載するとともに、必要に応じ広報車の巡回により情報を提供する。

エ　水質の安全対策

応急給水用資機材の清掃・消毒等により飲料水の安全確保を図る。住民の備蓄水については、容器の取扱い等、安全対策を指導する。

（５）補給水利及び応急給水用資機材の現況

ア　補給水利の現況

県営水道　　＜資料編７－２　県営水道の補給水利の現況＞

市町村水道　＜資料編７－３　市町村水道等の補給水利の現況＞

イ　応急給水用資機材の保有状況

県営水道　＜資料編６－７　県営水道の応急給水・復旧用機材の保有状況＞

市町村水道＜資料編６－８　市町村(組合、企業団)営水道給水車両及び機材等の保有状況＞

２　食料・生活必需物資等の供給体制（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、商工労働部、農林水産部、市町村）

県は、市町村が甚大な被害を受け、物資の提供や調達が困難になった場合には、市町村からの要請や情報連絡員が把握した支援ニーズに基づき、食料及び燃料等の生活必需物資を確保し、迅速な供給に努めるものとする。

県及び市町村は、備蓄物資の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。

なお、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、物資の支援要請を行う余力がないと推測される市町村に対しては、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需物資等を送り込む「プッシュ型」による供給を行う。

（１）救援物資の確保

ア　備蓄品の活用

必要に応じ、備蓄倉庫の保有物資の活用を図る。

＜資料編６－11　県の備蓄品目（防災危機管理部）＞

イ　協定企業等からの調達

災害時の物資等の供給等に関する企業・団体との協定に基づき、関係部局と連携して必要な物資を調達する。

＜資料編１－12　応援協定等一覧表＞

ウ　国・他都道府県からの調達

災害時の九都県市、関東地方知事会との相互応援協定等に基づき、他都道府県等から支援物資を調達する。

備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、国に対し、物資の調達を要請する。

＜資料編１－12　九都県市災害時相互応援等に関する協定＞

＜資料編１－12　震災時等の相互応援に関する協定＞

＜資料編１－12　全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定＞

エ　義援物資の受付

必要に応じて、企業等からの義援物資を受け付ける。

ただし、過去の災害において、個人等の小口義援物資については、被災地の需要に対応した形で供給することが困難であり、不要物資の滞留等の原因となることが示されたことから受入れを制限する。

（２）政府所有米の供給計画

政府所有米の調達を要するときは、知事は、農林水産省農産局長に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行うものとし、当該米穀を買い受ける場合には、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）の規定に基づき、知事は、農産局長と売買契約を締結したうえで、農産局長と販売等業務委託契約を締結している受託事業体から当該米穀の引き渡しを受ける。ただし、当該米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により売買契約を締結するいとまがないと農産局長が認めるときは、売買契約の締結前であっても、受託事業体から引き渡しを受けることができる。

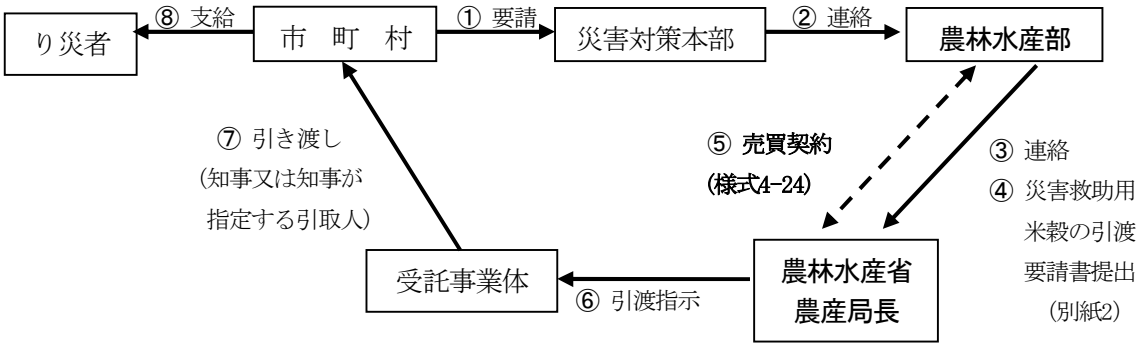
なお、米穀販売事業者から調達する米穀は精米で引渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する場合は、玄米引渡しであるから、精米による供給を受けられるよう、受託事業体へとう精を依頼する。

＜資料編６－９　災害救助用米穀の引渡要請書等の様式＞

図１　政府所有米穀の受渡し系統図

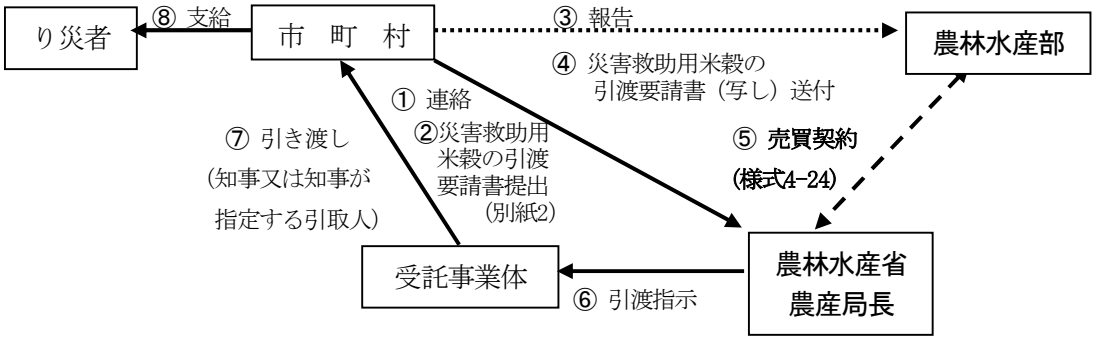
被災市町村から米穀の供給要請を受けた場合は、県から農林水産省農産局長に要請し、売買契約（様式4-24）を締結する。

Ⅰ　市町村からの要請を受け、県が要請する場合



Ⅱ　市町村が直接、要請した場合

市町村が直接、農林水産省農産局長に連絡した場合は、必ず県に報告することとし、県はこれを受けて農林水産省農産局長に連絡する。



（３）救援物資の供給体制の確保

県は、「千葉県大規模災害時応援受援計画」に基づき、大量の支援物資等を被災地へ迅速に供給するため、物流倉庫、在庫管理等の物流ノウハウ、資機材などを有する民間物流事業者と連携し、円滑な「支援物資の管理供給体制」を構築する。

なお、「災害発生時等の物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定」に基づき、物流倉庫の確保等については千葉県倉庫協会、車両による輸送関係等については一般社団法人千葉県トラック協会と連携して行う。

ア　県災害対策本部における民間物流事業者の活用

災害時においては、県災害対策本部内に支援物資物流に関する専門的な組織として「物資支援班」を編成し、支援物資物流に関する情報の一元的な管理を行う。

また、民間の物流事業者のノウハウを早期に活用できるようにするため、県の災害対策本部及び物資集積拠点における業務に物流専門家（民間物流事業者）が参画する体制とする。

イ　拠点等の確保

県物資集積拠点の設定については、「千葉県大規模災害時応援受援計画」に基づき、原則として、民間物流倉庫を拠点として選定し、施設・荷役機械、資器材・人材の全てにおいて民間物流事業者を主力とした体制を構築し、入庫から出庫までの一元管理を行う。

ただし、災害の状況等により、物流倉庫を物資集積拠点として使用することが困難となった場合には、日本コンベンションセンター国際展示場（幕張メッセ）を、日本コンベンションセンター国際展示場が使用できない場合には県総合スポーツセンターを県物資集積拠点とするなど、状況に応じて、実現可能な協力体制を構築する。

ウ　県備蓄倉庫への職員の派遣

県は、「プッシュ型」支援を実施する場合、県備蓄倉庫における支援物資積載要員を地域振興事務所等から派遣する。

エ　輸送車両等の確保

民間物流事業者との連携により、車両の確保、配車計画の策定を行い、迅速、かつ円滑な輸送体制を構築する。

オ　その他の輸送手段の選定

道路の被害状況等により通常の手段では陸上輸送が困難な場合等には、自衛隊に応援要請を行う等により、海上輸送・航空機輸送を含めた最も適切な輸送手段を選定する。

また、物資の輸送のみならず、災害時における被災者の避難及び応急対策の実施に必要な人員、資材の迅速かつ円滑な輸送を図る。

（ア）海上輸送

ａ　応急海上輸送

関東運輸局は、災害時に陸上交通機関が途絶し、被災者、救援物資等の海上輸送を必要とする場合において、本部長の要請に基づき、応急海上輸送に従事する船舶の調達及び緊急修理造船所（工場）のあっせん等について協力するものとする。

ｂ　配備計画

応急海上輸送体制を確保するための配備計画は、下記によるものとする。

（ａ）船舶

関東運輸局防災業務計画の定めるところによる。

（ｂ）造船所

平時から関係事業者と連携を保ち、修理能力等の現況を把握しておくものとする。

（ｃ）海上保安部（署）の協力

海上保安部（署）は、陸路による緊急輸送が困難な場合において、県から救護班、応急対策要員又は緊急物資の輸送の要請を受けた場合には、可能な限り所属巡視船艇をもって、緊急輸送に協力するものとする。

（イ）航空機輸送

道路の被害状況等により、陸路による救援物資等の緊急輸送が困難であり、かつ、緊急を要する場合は、自衛隊に対して航空機による輸送を要請する。

カ　災害ボランティアの活用

県有施設を拠点として物資輸送を行う場合、必要に応じて、荷役作業等についての協力を県災害ボランティアセンターに要請する。

3　燃料の調達（防災危機管理部、健康福祉部）

（1）県は、災害時の応急対策が燃料不足による支障を避けるため、災害時における全庁の自家発電設備や公用車等の燃料について、千葉県石油商業組合及び千葉県石油協同組合と締結した石油類燃料の供給に係る協定に基づき、迅速な調達を行う。

＜資料編１－12　災害時における石油類燃料の供給に関する協定書＞

（2）県は、発災後、重要施設の燃料確保が困難な場合、県内の個々の要請案件について「緊急要請対応システム」または「燃料調整シート」により、国に対して優先供給を要請する。

＜資料編６－12 燃料調整シート＞

（3）県は、優先供給を要請し、石油元売会社から直接供給を行う必要が生じた場合の燃料供給を円滑に実施するために、重要な公共施設等に関する設備や搬入経路等の情報を石油連盟と共有し、有効に運用すべく、覚書を締結している。

＜資料編１－12　大規模災害時における重要施設への燃料の直接供給を行うための情報共有に係る覚書＞

（4） 県は、被災市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努める。

（5）県は、所管する社会福祉施設等からの支援要請があった場合、必要に応じ、当該施設等への燃料の供給に係る調整に努める。

（6）県は、以上に係る措置に必要な体制や手続等をあらかじめ定めるものとする。

4　電源車の配備（防災危機管理部）

県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。

また、県は、作成した電源車等の配備先の候補案を電気事業者等に提供し、電気事業者は電力復旧計画等を考慮のうえ、電源車等の配備先を決定する。なお、複数の都道府県に大規模停電が発生した場合には、国や電気事業者等の調整によるものとする。

第９節　広域応援の要請及び県外支援

大規模災害時には、被害が拡大し各防災関係機関が単独でこれに対処することが困難な事態が想定される。

このため、各機関は、あらかじめ関係機関と十分に協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、災害時においては相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施する。

また、海外からの支援の受け入れについては、国の指導のもと体制整備に努めるものとする。

１　国等に対する応援要請（防災危機管理部、警察本部、市町村）

（１）職員の派遣要請又はあっ旋

ア　市町村長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は県知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあっ旋を求める。

イ　知事は、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあっ旋を求める。

（２）応急措置の実施要請及び応援の要求

ア　知事は、応急措置を実施するため必要があるときは、災害対策基本法第７０条第３項により、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、応急措置の実施を要請する。

イ　知事は、災害の規模等から都道府県間の応援要請のみでは不十分なときは、災害対策基本法第第７４条の３第１項により、内閣総理大臣に対し、他都道府県の応援を求める。

また、災害応急対策を実施するため必要があるときは、災害対策基本法第第７４条の４により、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、応援の求め又は災害応急対策の実施を要請する。

なお、具体的な要請の内容及び体制について検討するものとする。

（３）知事は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは緊急消防援助隊の応援及び自衛隊の派遣を要請する。

千葉県公安委員会は、広域緊急援助隊の派遣の要求に関し、他の都道府県警察に対して援助の要求をすることができる。

２　他都道府県等に対する応援要請（防災危機管理部）

知事は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、次に掲げる協定に基づき他の都道府県市に応援要請を行う。

（１）九都県市災害時相互応援等に関する協定

九都県市域において災害等が発生し、被災都県市独自では十分な応急措置ができない場合に、相互応援が行われる。本協定の下、「九都県市広域防災プラン」を具体的行動基準とし、「域内応援マニュアル」により広域応援を行う。

（２）関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定

カウンターパート方式により、職員の派遣、食料・飲料水及び生活必需品の提供、資機材の提供、避難者及び傷病者の受入れ、車両等の輸送手段の提供、医療支援等の応援を実施する。

（３）震災時等の相互応援に関する協定

関東地方１都９県間の迅速な災害対応を図るため「１都９県震災時等相互応援協定活動マニュアル」を策定し、災害時における連携を図っている。

（4）全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

上記協定では対策が十分に実施できない場合に、全国知事会の調整の下広域応援が行われる。

＜資料編１－12　九都県市災害時相互応援等に関する協定＞

＜資料編１－12　関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定＞

＜資料編１－12　震災時等の相互応援に関する協定＞

＜資料編１－12　全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定＞

3　千葉県大規模災害時応援受援計画（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、警察本部、市町村）

大規模な自然災害時における県外からの救援部隊（自衛隊等）、医療救護活動（ＤＭＡＴ等）、救援物資、ボランティアの受入れに当たっては、平成２８年３月に策定した千葉県大規模災害時応援受援計画に基づき、円滑に受入れ、柔軟かつ迅速に広域応援体制を確立する。

（1）救援部隊

被災状況等に応じて、広域防災拠点に指定している施設から、救援部隊の受入れ施設を選定する。

広域防災拠点（広域活動拠点等）　３４施設

支援ゾーン	施設名	備考（用途）
東葛・葛南ゾーン	陸上自衛隊松戸駐屯地	自衛隊
	海上自衛隊下総航空基地	自衛隊
	市営陸上競技場	消防、警察
	大堀川防災レクリエーション公園	消防
	県立柏の葉公園	警察
千葉中央ゾーン	陸上自衛隊習志野駐屯地及び演習場	自衛隊
	陸上自衛隊下志津駐屯地	自衛隊
	岩名運動公園	自衛隊
	県総合スポーツセンター	消防
	四街道運動公園	消防、警察
	道の駅やちよ	警察
市原・木更津ゾーン	陸上自衛隊木更津駐屯地	自衛隊
	航空自衛隊木更津基地	自衛隊
	海上自衛隊木更津基地	自衛隊
	市原文化の森	消防、警察
	かずさアカデミアパーク	消防、警察
海匝・山武ゾーン	県総合スポーツセンター東総運動場	自衛隊
	昭和の森	自衛隊
	旭文化の杜公園	消防、警察
	松尾運動公園	消防、警察
長生・夷隅ゾーン	いすみ市文化とスポーツの森公園	自衛隊、消防、警察
	県立長生の森公園	自衛隊、消防、警察
	大多喜町Ｂ＆Ｇ海洋センター	自衛隊
	睦沢町総合運動公園	自衛隊
	長南町陸上競技場	自衛隊
	道の駅たけゆらの里おおたき	警察
	尼ケ台総合公園	消防、警察
館山・鴨川・勝浦ゾーン	海上自衛隊館山航空基地	自衛隊
	航空自衛隊峯岡山分屯基地	自衛隊
	鴨川市総合運動施設	自衛隊、消防、警察
	道の駅ふれあいパークきみつ	自衛隊
	県立館山運動公園	自衛隊、消防、警察
成田・印西ゾーン	牧の原公園	消防、警察
	北羽鳥多目的広場	消防、警察

（2）医療救護

被災状況に応じて、災害医療本部が中心となり、広域防災拠点（災害拠点病院等）と連携し、県外からのＤＭＡＴの受入れや重症傷病者の航空搬送等について調整する。

広域防災拠点（災害拠点病院等）　２８施設

支援ゾーン	施設名	備考（用途等）
東葛・葛南ゾーン	船橋市立医療センター 東京歯科大学市川総合病院 順天堂大学医学部附属浦安病院 松戸市立総合医療センター 東京慈恵会医科大学附属柏病院 東京女子医科大学附属八千代医療センター 東京ベイ・浦安市川医療センター 千葉県済生会習志野病院 千葉西総合病院 海上自衛隊下総航空基地	航空搬送拠点
千葉中央ゾーン	千葉県総合救急災害医療センター 千葉大学医学部附属病院 千葉市立海浜病院 国立病院機構千葉医療センター 千葉市立青葉病院	
市原・木更津ゾーン	県循環器病センター 帝京大学ちば総合医療センター 千葉労災病院 君津中央病院	
長生・夷隅ゾーン	近隣の災害拠点病院が対応	
海匝・山武ゾーン	総合病院国保旭中央病院 東千葉メディカルセンター	
館山・鴨川・勝浦ゾーン	安房地域医療センター 亀田総合病院	
成田・印西ゾーン	成田赤十字病院 日本医科大学千葉北総病院 県立佐原病院 東邦大学医療センター佐倉病院 国際医療福祉大学成田病院	広域災害医療拠点

（3）救援物資

平成２５年１月に締結した「災害発生時等の物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定」に基づき、民間物流事業者と連携のうえ、被災状況に応じて救援物資の受入れ先を選定し、物資の管理、市町村物資拠点への輸送を行う。

広域防災拠点（広域物資拠点）　民間営業倉庫及び２施設

支援ゾーン	施設名	備考（用途等）
東葛・葛南ゾーン	民間営業倉庫	
千葉中央ゾーン	民間営業倉庫 幕張メッセ 県総合スポーツセンター	 予備 予備
市原・木更津ゾーン	民間営業倉庫	
長生・夷隅ゾーン	民間営業倉庫	
海匝・山武ゾーン	民間営業倉庫	
館山・鴨川・勝浦ゾーン	近隣の民間営業倉庫を活用	
成田・印西ゾーン	民間営業倉庫	

※　民間営業倉庫については、「災害発生時等の物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定書実施細目」に基づき、毎年４月に情報を更新する。

（4）災害ボランティア

被害状況に応じて、県は広域災害ボランティアセンターを被災地域の近隣に設置する。当センターの運営は千葉県災害ボランティアセンター連絡会が行う。

広域防災拠点（広域災害ボランティアセンター）　５施設

支援対象地域 （おもな支援対象）	名称	備考（施設名）
東葛・葛南地域 （浦安市～船橋市）	東葛飾広域災害ボランティアセンター	西部防災センター
千葉地域 （習志野市～市原市）	千葉広域災害ボランティアセンター	県総合スポーツセンター
君津地域 （袖ケ浦市～富津市）	かずさ広域災害ボランティアセンター	かずさアカデミアパーク
安房地域 （館山市、南房総市、鴨川市）		
海匝・山武・長生地域 （銚子市～一宮町）	九十九里広域災害ボランティアセンター	さんぶの森公園
夷隅地域 （勝浦市、いすみ市、御宿町）	いすみ広域災害ボランティアセンター	大多喜町Ｂ＆Ｇ海洋センター

（5）運用

県は、広域防災拠点の選定手順、広域防災拠点の運営、関係機関との調整等災害応急対策を実行するための具体的な手続については、千葉県大規模災害時応援受援計画に基づき、広域防災拠点の運用を図る。

広域防災拠点の施設管理者である市町は、「千葉県広域防災拠点施設の利用に関する協定」に基づき、施設の開錠等、拠点施設の利用に必要な協力を行うものとする。

（6）人的応援・受援

県は、市町村から職員派遣の要請がある場合、又は、情報連絡員が市町村の支援ニーズを把握した場合、災害対策本部の運営支援、物資の仕分け等の支援、避難所運営支援及び罹災証明書の交付支援等について、以下のとおり調整等を行い、人的支援措置を速やかに講ずるものとする。

ア 県応援職員の派遣調整

イ 「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づく、市町村応援職員の派遣調整

ウ ア及びイでは、十分な対応ができないと見込まれる場合には、総務省の「応急対策職員派遣制度に関する要綱」に基づく、国への応援要請

4　県の市町村への応援（防災危機管理部）

（1）情報連絡員の派遣について

県は、災害即応体制時から、あらかじめ選定した職員を、対象市町村に情報連絡員として派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集する。

その他、必要な事項については、千葉県情報連絡員運用要綱の定めによるものとする。

＜資料編１－22　千葉県情報連絡員運用要綱＞

（2）物的支援について

県は、市町村が甚大な被害を受け、物資の提供や調達が困難になった場合には、市町村からの要請や情報連絡員が把握した支援ニーズに基づき、食料及び燃料等の生活必需物資を確保し、迅速な供給に努めることを原則とするが、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下したと推測される市町村に対しては、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需物資等を送り込む「プッシュ型」による物資の供給を行う。

5　県による応急措置の代行（防災危機管理部）

県は、県内で災害が発生した場合において、被災により市町村がその全部または大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、災害対策基本法第７３条により、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、または土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市町村に代わって行うものとする。

6　市町村間の相互応援（防災危機管理部）

（1）被災市町村長は、応急措置を実施するため必要と認めるときは、県内市町村間で締結した「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、他の市町村長に応援要請を行う。

（2）知事は、上記（1）の応援が迅速かつ的確に行われるよう、その総合調整を行うとともに、特に必要があると認めるときは、他の市町村長に対し被災市町村を応援するよう指示する。

この場合において知事は、応援を指示した市町村長に対し、次のことを示さなければならない。

ア　応援をすべき市町村名

イ　応援の範囲又は区域

ウ　担当業務

エ　応援の方法

（3）市町村長は、被災市町村からの応援要請又は知事からの応援要請がない場合においても、被害の状況等に応じ、自主的に応援を行う。

＜資料編１－12　災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定＞

7　市町村の受援体制の整備（防災危機管理部、市町村）

市町村は、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に救援部隊や他の地方公共団体及び防災関係機関からの応援を受けることができるよう、市町村地域防災計画等に受援計画を位置付けるよう努めるものとし、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。

特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

8　消防機関の応援（防災危機管理部）

（1）被災市町村長（消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合を含む。）は、県内消防機関による広域的な応援を必要と認めるときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき、他市町村に消防機関による応援を要請する。

＜資料編１－12　千葉県広域消防相互応援協定書＞

（2）知事は、緊急の必要があると判断したときは、「消防組織法第４３条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき、千葉県消防広域応援隊の出動を被災市町村以外の市町村長及び消防機関の長に指示するとともに、県内の消防力を結集しても消防力に不足が生じると認められるときは、消防組織法第４４条の３の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊や他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣等を要請し、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱に基づき策定された受援計画により、応援活動を受け入れる。

＜資料編１－17　消防組織法第４３条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱＞

＜資料編１－16　緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱＞

＜　〃　緊急消防援助隊の運用に関する要綱＞

（3）被災市町村以外の市町村は、被災市町村からの応援要請を受けたとき及び千葉県消防広域応援隊の出動に関して知事の指示があったときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」並びに「消防組織法第４３条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

9　国土交通省所管の公共施設に係る相互応援（県土整備部）

県土整備部長は、県及び市町村の管理する公共施設に係わる応急措置を実施するため必要があると認めるときには、関東地方整備局及び１都８県５政令市の間で締結した「災害時相互協力に関する申合せ」に基づき、応援要請を行う。

＜資料編１－12　災害時相互協力に関する申し合わせ＞

10　水道事業体等の相互応援（総合企画部、企業局）

水道事業体等の管理者は、応急措置を実施するため他の事業体等の応援を求めようとするときは、県内水道事業体等の間で締結した「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき、県に必要な措置を要請する。

県は水道事業体等の要請に基づいて応援の調整を行い、他の事業体等に応援要請を行うとともに、水道業者への応援要請の必要があるときは一般社団法人千葉県上下水道インフラ整備協会と県が締結した「災害時等における水道復旧活動に関する協定」等に基づき復旧活動の要請を行う。

＜資料編１－12　千葉県水道災害相互応援協定＞

＜資料編１－12　災害時等における水道復旧活動に関する協定＞

11　下水道施設に係る災害時支援（県土整備部）

下水道管理者は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、公益社団法人日本下水道管路管理業協会関東支部長と下水道課長が締結した「災害時等における応急対策の協力に関する協定書」及び千葉県環境整備協同組合と締結した「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務基本協定」により応急対策を行うとともに、県単独で対応できない下水道被害が発生した場合には、東京都など１都７県等との「関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき、応急措置の支援を要請する。

＜資料編１－12 災害時等における応急対策の協力に関する協定書＞
＜資料編１－12 地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務基本協定＞
＜資料編１－12 関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール＞

12　資料の提供及び交換（総務部、防災危機管理部、企業局）

（１）防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査の成果を相互に交換する。

（２）知事及び指定地方行政機関の長は、災害応急対策に必要な職員の派遣措置が講じられるよう、あらかじめ関係資料を整備しておく。

13　経費の負担（総務部、総合企画部、防災危機管理部、企業局）

（１）国又は他都県、市町村から県又は市町村に職員派遣を受けた場合

国から県又は市町村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法、並びに他都県、他市町村から県又は市町村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による。（災害対策基本法施行令第18条）

（２）指定公共機関等から協力を受けた場合

指定公共機関等が県に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほか、その都度、又は事前に相互に協議して定めた方法による。

14　民間団体等との協定等の活用（全庁）

県は、大規模災害時における迅速な応急・復旧体制を図るため、必要と認めるときは、すでに協定等を締結している各民間団体等に対し協力を要請する。

＜資料編１－12　応援協定等一覧表＞

15　海外からの支援受入れ（防災危機管理部）

（１）知事は、国の緊急災害対策本部等が海外からの支援の受入れを決定した場合、市町村及び消防機関との調整を行い、その受入れと活動の支援に努める。

（２）知事は、海外のＮＧＯ（非政府組織）団体等から直接支援の申し出があった場合、次のことを確認したうえで、受入れを判断する。

ア　協力の内容、期間、人員
イ　入国上の問題点
ウ　市町村、消防機関の意向

16　県外被災県等への支援（総務部、総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、企業局、教育庁）

東日本大震災及び熊本地震で被災地に以下の支援を行った経験を踏まえ、県外被災地への支援の枠組みを整備し、今後、大規模な災害が県外で発生した場合についても、県として体制を整備し、被災地における円滑な支援を行う。

（１）人材支援

ア　医療チームの派遣（ＤＭＡＴ、医療救護班、ＪＤＡＴ、ＤＰＡＴ等）
イ　保健師チームの派遣
ウ　福祉チームの派遣（ＤＷＡＴ）
エ 災害時健康危機管理支援チームの派遣（ＤＨＥＡＴ）

オ　スクールカウンセラー等の派遣
カ　被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣
キ　上水道に関する応急給水隊、応急復旧隊等
企業局は「社団法人日本水道協会千葉県支部災害時相互応援に関する協定（平成10年5月18日締結）」に基づき応援隊を派遣する。
ク　職員の派遣
上記のほか、既存の応援調整の仕組みによるもの以外の職員の派遣については、「千葉県大規模災害時応援受援計画」によるものとする。

（2）　物資支援
ア　医薬品等
イ　救援・義援物資

（3）その他
ア　被災者の移送
イ　災害に係る広域的な火葬受入
ウ　県所有入浴システムによる入浴支援

17　広域避難（総務部、防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、市町村）

県は、市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域避難に関する支援要請又は受入れに係る手続を円滑に行うものとする。

（1）広域避難の調整手続等
ア　市町村は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。
イ　県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。
ウ　県は、国に対し、受入先の候補となる地方公共団体及びその地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）、広域避難について助言を求めるものとする。
県は、市町村から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。
エ　市町村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。
オ　県、市町村及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。
カ　県、市町村、指定行政機関、公共機関及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

（2）広域避難者への支援
県は、東日本大震災での県外避難者の受入れの経験等をもとに、支援を行うものとする。
ア　避難者情報の提供
住所地（避難前住所地）の市町村や都道府県では、避難者の所在地等の情報把握が重要となっている。
避難者を受け入れた県及び市町村は、避難者から、避難先の市町村へ避難先等に関する情報を任意にいただき、その情報を避難前の都道府県や市町村へ提供し、避難者への支援を円滑かつ効果的に行う。
イ　住宅等の滞在施設の提供
受入れ先市町村における公共施設等の受入体制を補完するため、県及び市町村は、広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

ウ　被災者への情報提供等

市町村は、被災者台帳の活用等により、被災者の居所の把握等情報収集を行うとともに、地域外避難者に対し広報紙の送付やインターネット等による情報提供に努める。

所在が確認できる広域避難者については、受入先都道府県、市町村と連絡を密にし、情報、サービスの提供に支障が生じないよう配慮する。

18　広域一時滞在

（1）広域一時滞在の調整手続等

ア　市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し他の都道府県との協議を求めることができる。

イ　県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行うものとする。

ウ　県は、国に対し、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を求めるものとする。

また、都道府県は、市町村から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。

エ　市町村は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

第１０節　自衛隊への災害派遣要請

大規模な災害が発生し、住民の生命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、知事は、災害派遣の要請を行う。

１　災害派遣の要請（防災危機管理部）

知事は、災害が発生し、人命又は財産の保護のために必要があると認めた場合、もしくは市町村長から災害派遣の要請の要求があった場合は、自衛隊に対し災害派遣を要請する。また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。

２　災害派遣の方法（防災危機管理部、市町村）

災害派遣については、災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

（１）知事の要請による災害派遣

ア　災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、自衛隊に災害派遣を要請し、必要と判断される場合に実施される。

イ　災害に際して被害がまさに発生しようとしている場合、知事が予防のため自衛隊に災害派遣を要請し、事情やむを得ないと認められるときに実施される。

ウ　災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、市町村長が応急措置を実施するため必要があると認め、知事に対し災害派遣を要請するように求めた場合、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣を要請し、必要と判断される場合に実施される。

市町村長は、知事に対して自衛隊に災害派遣の要請の要求を行った旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができるものとし、自衛隊に通知したときは、速やかにその旨を知事に通知する。

（２）知事が要請するいとまがない場合等における災害派遣

ア　災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能で、市町村長から自衛隊が通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要が認められる場合、災害派遣が実施される。市町村長が自衛隊に通知したときは、速やかにその旨を知事に通知する。

イ　災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能で、自衛隊自ら収集した情報及びその他の情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。

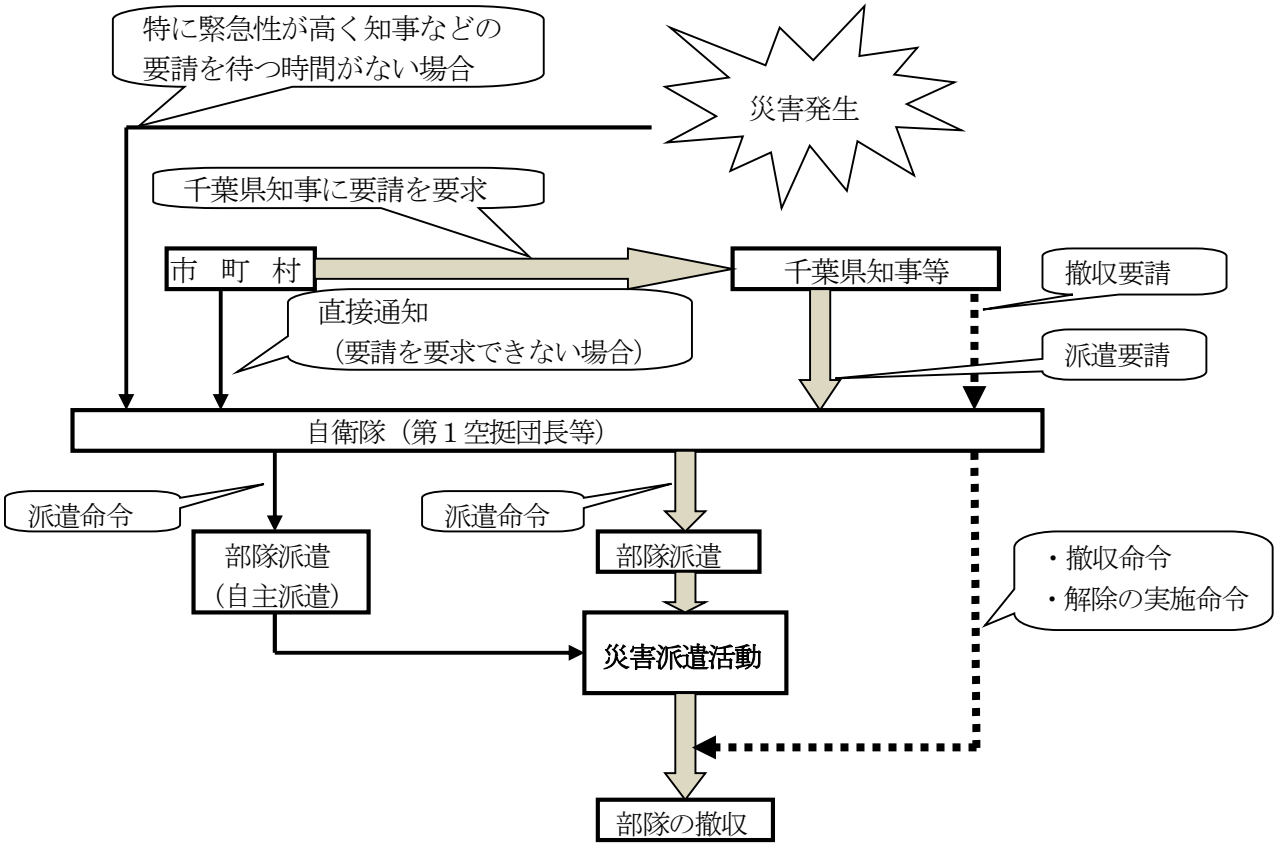
ウ　災害に際し、関係機関に対して当該災害に関する情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。

エ　災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確で、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。

オ　庁舎・営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生した場合、自衛隊が自主的に派遣する。

カ　大規模な災害が発生した際には、自衛隊は、その活動が円滑に進むよう「提案型」の支援を行い、支援ニーズを早期に把握・整理する。

（3）要請から派遣、撤収までの流れ



＜資料編５－２　自衛隊の災害派遣要請の様式＞

3　災害派遣要請の手続等（防災危機管理部）

（1）要請者

千葉県知事

（2）要請手続

ア　知事が自衛隊の派遣を要請するときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請する。

ただし、緊急を要する場合にあっては、口頭、電信又は電話で要請し、事後速やかに文書を送達する。

（ア）災害の情況及び派遣を要請する事由

（イ）派遣を希望する期間

（ウ）派遣を希望する区域及び活動内容

（エ）その他参考となるべき事項

イ　災害派遣の要請は、原則として陸上自衛隊は千葉隊区担当部隊長である第１空挺団長を、海上自衛隊は横須賀地方総監を、航空自衛隊は中部航空方面隊司令官を、それぞれ窓口として実施する。

ただし、突発災害等において、時間的余裕がなく緊急に自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊等の長に対し要請する。この場合、事後速やかに通常窓口となる部隊長に通知する。

ウ　要請文書のあて先

区　分	あ　て　先	所　在
陸上自衛隊に対するもの	第１空挺団長	〒274-8577　船橋市薬円台3-20-1
	高射学校長	〒264-8501　千葉市若葉区若松町902
	第１ヘリコプター団長	〒292-8510　木更津市吾妻地先
	需品学校長	〒270-2288　松戸市五香六実17
海上自衛隊に対するもの	横須賀地方総監	〒238-0046　横須賀市西逸見町１
	下総教育航空群司令	〒277-8661　柏市藤ヶ谷1614-1
	第２１航空群司令	〒294-8501　館山市宮城無番地
航空自衛隊に対するもの	中部航空方面隊司令官	〒350-1394　狭山市稲荷山2-3

（３）自衛隊が災害派遣する場合の知事への通知

知事の派遣の要請又は自衛隊自らの判断により、部隊を派遣した場合は、速やかに知事に派遣部隊の指揮官の官職・氏名その他必要事項を通知する。

４　知事への災害派遣の要請の要求（防災危機管理部、市町村）

（１）知事に対する自衛隊災害派遣の要請の要求は、原則として市町村長が行う。

（２）市町村長が知事に対して災害派遣要請を要求するときは、次の事項を明記した文書をもって行う。

ただし、緊急を要する場合において、電話等で依頼し、事後速やかに文書を送達する。

ア　提出（連絡）先　　防災危機管理部防災対策課

イ　提出部数　　１部

ウ　記載事項

（ア）災害の情況及び派遣を要請する事由

（イ）派遣を希望する期間

（ウ）派遣を希望する区域、活動内容

（エ）連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等参考となるべき事項

５　自衛隊との連絡（防災危機管理部）

（１）情報の交換

県防災危機管理部及び自衛隊は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、各種情報を迅速、的確に把握し、相互に情報を交換する。

（２）連絡班の派遣

知事は、災害発生し、また発生のおそれがある場合は、関係部隊に連絡班の派遣を依頼する。

（３）連絡所の設置

県防災危機管理部は、災害派遣業務を調整し、その迅速化を図るため、通常は県庁内中庁舎１０階に、状況等により指揮連絡上最も適切なところに、自衛隊連絡班による連絡所を設置する。

（４）連絡所における調整組織の構築

県防災危機管理部は、自衛隊に対する市町村からの支援要望について、その態勢、要領及び他の機関等との役割区分を明確にするため、必要に応じ、県、市町村、自衛隊等による調整組織を構築する。

この際、各市町村は、自らの消防力等の活用、自衛隊による教育支援を含めた対応要領の普及等、共助体制の早期確立に努める。

６　災害派遣部隊の受入体制（防災危機管理部、市町村）

（１）他の災害救助・復旧機関との競合又は重複の排除

知事及び市町村長は、自衛隊の活動が他の災害救助・復旧機関等と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に活動を分担するよう配慮する。

（２）作業計画及び資材等の準備

知事及び市町村長は、自衛隊に対する救援活動の要請に当たっては、どのような分野（捜索、救助、救急、緊急輸送等）についてどの程度要請するのか、具体的に実効性のある計画を作成するとともに、必要な資材等を準備する。また、施設土地等の使用に関して管理者の了解を得るとともに、活動間を含め住民との連絡調整を実施する。

（３）活動拠点及びヘリポート等使用の通知

知事及び市町村長は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動が実施できるように自衛隊の活動拠点、ヘリポート及び宿舎等必要な設備について、関係機関等と協議のうえ、使用調整を実施し部隊に通知する。

（４）自衛隊装備品の主要性能等

＜資料編５－４　ヘリコプター臨時離発着場適地一覧表＞

＜資料編５－５　県有施設ヘリサイン設置場所一覧表＞

＜資料編６－５　自衛隊の航空機、施設機材等主要性能一覧表＞

（５）災害派遣時に実施する自衛隊の救援活動内容

ア　被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。

イ　避難の援助

避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

ウ　遭難者等の捜索救助

行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、捜索救助を行う。

エ　水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

オ　消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常県又は市町村等が提供するものを使用する。

カ　道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。

キ　応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常県又は市町村等の提供するものを使用するものとする。

ク　人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

ケ　給食及び給水

被災者に対し、給食及び給水を実施する。

コ　入浴支援

被災者に対し、入浴支援を実施する。

サ　物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。

シ　危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

ス　その他

その他の臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

7　災害派遣部隊の撤収要請（防災危機管理部）

知事は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定及び民生の復興に支障がないよう、当該市町村長及び派遣部隊の長と協議を行う。

8　経費負担区分（市町村）

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市町村が負担するものとし、２以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村が協議して定める。

（1）派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備品を除く。）等の購入費、借上料及び修繕費

（2）派遣部隊の宿営に必要な土地、建物、岸壁、曳船等の使用及び借上料

（3）派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等

（4）天幕等の管理換に伴う修理費

（5）その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市町村が協議する。

9　自衛隊の即応態勢

（1）情報収集

千葉県内で気象警報（大雨、洪水及び津波）が発表され被害が予想又は情報入手が必要な場合、利根川、江戸川水域での避難判断水位到達時、千葉県内で突発的災害発生時、情報収集が必要と判断される事態が生じた場合、情報収集態勢を強化する。

（2）初動対処態勢

ア　陸上自衛隊

各駐（分）屯地は、一部の勢力により、命令受領後、１時間を基準に出動できる態勢を維持している。

イ　緊急時の人命救助

救難用航空機として中型ヘリコプター各１機が待機している。

（ア）陸上自衛隊 第１師団第１飛行隊（東京都立川市）

（イ）海上自衛隊 第２１航空群（千葉県館山市）

第１１節　学校等の安全対策・文化財の保護

災害時は学校等における児童生徒の安全の確保に努めるとともに、学校等が被災した場合でも早期授業再開を目指す。

また、学用品がなくなり就学に支障をきたした児童生徒に対しての支援を行う。

文化財が被災した場合は、早急に被害状況を確認の上、保護し、文化的価値を損なわないよう被害の拡大を防ぐ。

１　防災体制の確立（総務部、教育庁、市町村）

（１）公立学校

ア　防災教育の一層の充実

学校は、東日本大震災の教訓を生かし、学校と地域が連携した防災訓練などの体験活動を通じて、自ら安全な行動がとれること（自助）や、他者や地域の防災に貢献できること（共助）など、発達段階に応じた防災意識の高揚に努めるものとする。

イ　事前準備

（ア）校長は、学校の立地条件などを考慮した上、学校安全計画を策定し、実施するとともに、危険等発生時対処要領を作成し、周知する。

（イ）校長は、災害の発生に備えて次のような対策及び措置を講じなければならない。

ａ　計画的に防災にかかわる施設、設備の点検整備を図る。

ｂ　児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置、保護者との連絡方法を検討する。

ｃ　当該教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡体制を確立する。

ｄ　勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知させておく。

ｅ　通学が広範囲となる県立学校等においては、交通網の遮断により帰宅できなくなる場合を想定し、学校・地域の実情に応じて、必要な防災備蓄を推進するよう努める。

ウ　災害時の体制

（ア）校長は、状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。

（イ）校長は、災害の規模並びに児童生徒、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、当該教育委員会へ報告しなければならない。

（ウ）校長は、状況に応じ、臨時休校等適切な措置をとり、当該教育委員会に報告する。

（エ）校長は、避難所の開設等災害対策に協力するため、学校の管理業務の一環として、職員の配備、役割分担計画を策定するなど、避難所運営等に必要な職員を確保して万全の体制を確立する。

（オ）校長は、準備した学校安全計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど災害状況と合致するよう速やかに調整する。

（カ）応急復旧計画については、当該教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童生徒等に周知徹底を図る。

エ　災害復旧時の体制

（ア）校長は、教職員を掌握するとともに校舎の準備を行い、児童生徒等に対しては被災状況を調査し、当該教育委員会と連絡し、教科書及び教材の給与に協力する体制に努める。

（イ）被災地区の市町村教育委員会は、被災学校の校長に対し、情報及び指令の伝達に万全を期する。

（ウ）校長は、学校が災害により校舎等の一部損壊や、避難所等に学校を提供することなどにより、児童生徒の一部又は全部が学校を使用できなくなる場合には、応急復旧計画に基づき、当該教育委員会と緊密に連絡の上、出来る限り早い段階での授業再開に努める。

（エ）当該教育委員会は、被災学校に対して、授業再開に向けての必要な指導をするとともに、学校が使用できない場合には、他の公共施設等の使用を確保することなど、早期の授業再開を支援する。

（２）私立学校（総務部）

ア　防災教育の一層の充実

県は、東日本大震災の教訓を生かし、学校と地域が連携した防災訓練などの体験活動を通じて、自ら安全な行動がとれること（自助）や、他者や地域の防災に貢献できること（共助）など、発達段階に応じた防災意識の向上に努めるものとする。

イ　事前準備

校長は、公立学校に準じて災害時の学校安全計画を策定し、保護者及び児童生徒等に周知徹底を図るなど、災害の発生に備えて適切な対策及び措置を講じる。

また、避難所に指定されている学校は、市町村と運営方法について、あらかじめ協議しておく。

県は、私立学校に学校安全計画の策定を指導する。

ウ　災害時の体制

校長は、学校安全計画を基に、災害の状況に応じた適切な対策及び措置をとるとともに、被害状況等を市町村及び県総務部学事課に報告する。

エ　災害復旧時の体制

校長は、施設・設備並びに教職員及び児童生徒の状況を把握し、早期の授業再開及び平常授業への復帰に努める。

２　学用品の調達及び支給（総務部、防災危機管理部、教育庁、市町村）

災害により、学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対して、教科書、文房具や通学用品等の学用品を給与する。

（１）実施機関

教材・学用品の給与は、市町村長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は救助実施市の長が行い、市町村長（救助実施市の長を除く。）は知事を補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長（救助実施市の長を除く。）が行うこととすることができる。

（２）学用品の給与

ア　学用品の給与を受ける者

（ア）災害によって住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水の被害を受けた児童生徒等であること。

（イ）小学校児童（義務教育学校及び特別支援学校の小学部児童を含む。）、中学校生徒（義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒）

（ウ）学用品を喪失又は損傷し、就学に支障を生じている者であること。

イ　学用品給与の方法

（ア）学校及び教育委員会の協力を受けて行う。

（イ）被害別、学年別の学用品購入（配分）計画を立てて行う。

（ウ）実際に必要なものに限り支給する。

（エ）文房具、通学用品はできるだけ同一規格、同一価格のもので行う。

ウ　学用品の品目

（ア）教科書及び教材

小学校児童及び中学校生徒が「教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）」第２条第１項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出、又はその承認を

受けて使用している教材であること。高等学校等生徒が正規の授業で使用する教材であること。

（イ）文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等

（ウ）通学用品

運動靴、傘、カバン、長靴等

3　授業料等の減免・育英補助の措置（総務部、教育庁、市町村）

（1）県

ア　授業料の減免

生徒の保護者等の住家等に災害を受けた場合は、その被災の程度に応じて、千葉県立高等学校授業料の減免に関する規程の措置をとり減免することができる。

また、私立高等学校が定めるところにより、被災した生徒の授業料の減免措置を行った学校法人に対し、千葉県私立高等学校授業料減免事業補助金交付要綱に基づき助成する。

イ　育英補助の措置

被災したことにより千葉県奨学金貸付条例の奨学生の資格を有するようになった場合は、予算の範囲内で貸付をし、また、現に奨学生であった者で、被災したことにより返還が著しく困難になった場合は、返還猶予をすることができる。

（2）市町村

市町村は、被災した児童生徒等に対する学校納付金等の減免について必要な計画を樹立しておく。

4　学校給食の実施（教育庁）

県は、学校の再開後、学校給食を再開するに当たっては、市町村等の要請に応じ、指導、助言を行う。

また、市町村等からの物資等の調達に関する要請を受けた場合に（公財）千葉県学校給食会等に応援を要請する。

5　文化財の応急対策（教育庁、市町村）

（1）災害時の状況把握及び報告

ア　県は、市町村及び文化財所有者等からの報告・連絡により文化財の被害状況把握に努める。また、国指定等文化財については、状況を把握した後、速やかに文化庁に報告する。

イ　市町村は、文化財の被害状況を把握し、速やかに県に報告する。

ウ　文化財所有者等は、安全を確保した上で、文化財の被害状況を確認し、市町村を経由し県に報告する。

（2）災害時の応急措置

ア　県は、必要に応じて文化財担当職員を現地に派遣して状況を確認し、応急措置等の指導・助言を行うとともに、その復旧計画の策定に際して必要な指導・助言及び支援を行う。

イ　市町村は、文化財所有者等や地域住民等と協力し、必要に応じて、応急的修理等の救済措置を講ずる。

ウ　文化財所有者等は、危険のない範囲で、応急的措置や災害の拡大防止に努める。

建造物については、市町村等の協力を得て、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値が失われないよう措置をとる。

有形文化財について、収蔵・展示施設が被災した場合は、県・市町村及び地域住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護を図る。

記念物については、市町村等の協力を得て、二次的倒壊・崩落を極力防止するため応急的措置を講ずる。

第１２節　帰宅困難者等対策

台風等による風水害発生時に鉄道を中心とした交通機能が一定期間停止したことにより、帰宅困難者等の発生が見込まれる場合には、帰宅困難者等に対し、地震発生時に準じた支援を行うものとする。

１　一斉帰宅抑制の呼びかけ（防災危機管理部）

風水害の場合は、一定の予測が可能である。このため、交通機関の停止などにより大量の帰宅困難者の発生が予想される場合には、県民、企業、学校など関係機関に対し、国、周辺都県、市町村と連携して、テレビやラジオ放送などを通じてむやみに移動を開始せずに職場や学校などの施設内に留まるよう呼びかけを行う。

また、呼びかけの効果を高めるため、エリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、ＳＮＳなどの媒体を活用した一斉帰宅抑制の呼びかけについても検討・実施していく。

２　企業、学校など関係機関における施設内待機（総務部、教育庁）

企業及び学校など関係機関は、従業員、顧客、児童生徒及び施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客、児童生徒を施設内又は安全な場所へ待機させるよう努める。

３　大規模集客施設や駅等における利用者保護

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、管理する施設の安全及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で利用者を施設内の安全な場所へ保護する。

４　帰宅困難者等への情報提供（防災危機管理部、警察本部、市町村）

県及び市町村は、気象情報、広域的な被害情報、家族等との安否確認方法などについて、テレビ・ラジオ放送やホームページなどを活用し、情報提供を行う。

また、駅周辺帰宅困難者等対策協議会において確立された情報連絡体制を活用していくとともに、市町村や関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール､防災情報メール､防災ポータルサイト、ＳＮＳ、駅周辺の大型ビジョンやデジタルサイネージなどを活用した情報提供についても検討する。

５　一時滞在施設の開設及び施設への誘導（全庁、市町村）

（１）一時滞在施設の開設

県及び市町村は、交通機関が一定期間停止することが見込まれ、大量の帰宅困難者の発生が予想される場合には、あらかじめ一時滞在施設として指定した所管の施設について、被災状況や安全性を確認した後、一時滞在施設として開設する。

また、市町村は、必要な場合に区域内の民間施設管理者に対して、一時滞在施設開設の要請を行う。

市町村は、一時滞在施設の開設状況を集約し、県へ報告するとともに、駅、大規模集客施設、帰宅困難者、企業等へ情報提供を行う。

併せて、県からも県内の一時滞在施設の開設状況をホームページなどに掲載するなどして提供する。

（２）一時滞在施設への案内又は誘導

大規模集客施設や駅で保護された利用客については、原則、各事業者が市町村や警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ案内又は誘導する。

（３）一時滞在施設の運営

施設管理者は、震災発生時に準じ、あらかじめ定めた手順により帰宅困難者等を受け入れることとし、運営に当たっては、必要に応じて帰宅困難者に協力を求めることとする。その際、県や市町村は関係機関と連携し、施設管理者に対して、災害関連情報や公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を提供する。

第１３節　保健衛生、防疫、廃棄物等対策

災害により多数の傷病者が発生し、また、医療機関が被害を受け混乱する等、住民生活に著しい影響があるとき又は感染症等が流行するおそれがある場合、関係機関と連携をとりながら、被災者に対して保健衛生及び防疫活動を行う。

また、災害により、家屋の倒壊や多量のごみ等が排出されるなど、生活上いろいろな面で不都合が生じてくるため、被災地の住民の生活に支障がないよう、環境の保全を図る。

１　保健活動（健康福祉部、市町村）

（１）要配慮者の健康状態等の把握

保健所（健康福祉センター）及び市町村は、災害時、把握している要配慮者の安否・健康状態を把握し、要配慮者等に関する情報の共有・交換を行う。

（２）避難所等巡回による被災者の健康管理

市町村は、避難所及び避難所以外の被災地において、巡回や健康相談等により被災者の健康状態や、保健医療福祉のニーズを把握し、保健医療活動チーム、介護・福祉の関係機関と連携し要配慮者に対する支援及び調整を行う。

保健所（健康福祉センター）は、保健活動チームを編成し、市町村が行う避難所等における健康状態の把握、保健指導、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理を支援する。

（３）二次健康被害の予防

保健所（健康福祉センター）及び市町村は、災害発生後早い時期から、避難所における特異的な健康課題となる環境整備と併せ、食中毒や感染症の発生予防、熱中症予防、深部静脈血栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、こころのケア等について、積極的な予防活動を継続的に行う。

特に高齢者は、生活不活発病になりやすいため、適度に体を動かせる場の提供や他者等とコミュニケーションが図れるよう配慮し、心身機能の低下を予防する。

気象情報等により事前に予測が可能であるため、発災前から避難所等において二次健康被害予防のための周知啓発等を行う。

（４）活動体制の整備

保健所（健康福祉センター）及び市町村は、平常時から、要配慮者等の把握、避難所等における予防活動や保健活動の連携等について協議を行う。

発災後、市町村は上記（１）から（３）を実施する保健師・栄養士の応援派遣の必要性について検討し保健活動計画を立て、必要な支援を保健所（健康福祉センター）に報告する。

保健所（健康福祉センター）は、積極的に市町村の保健活動を把握・支援し、保健活動計画を立て保健師・栄養士を派遣するとともに、市町村の要請を健康福祉部に報告する。

健康福祉部は保健活動計画を立て、必要に応じて段階的に、管轄外保健所等の応援調整、県内市町村への応援要請、厚生労働省への県外派遣の調整を依頼し、受援調整を行う。

２　飲料水の安全確保（健康福祉部）

保健所（健康福祉センター）は、災害により飲料水の汚染等のおそれがある場合は、飲料水健康危機管理対策活動要領に基づき対応するとともに、市町村と協力して被災者に対し適切な広報及び指導を行う。

３　防疫（健康福祉部、市町村）

災害時における感染症の発生と流行を未然に防止するため、迅速かつ的確に防疫措置を推進する。

（１）防疫体制の確立

県及び市町村は、発生した災害に即応した対策を樹立するとともに、体制の確立を図り、適切な措置を講ずるものとする。

（２）実施主体

災害の際の防疫活動は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）」（平成10年10月2日法律第114号）に基づき、市町村及び県が実施する。

（３）災害防疫の実施方法

ア　県の業務

（ア）予防及びまん延防止

保健所（健康福祉センター）は、避難所等における感染症の発生予防を啓発するとともに、感染症の流行の兆候を早期に把握するため、サーベイランス情報の収集に努める。また、感染症発生時には、積極的疫学調査を速やかに行う他、必要に応じて市町村や関係機関等に対し感染拡大防止の指導をする。市町村や関係機関等が感染拡大防止策を講じることが困難と判断される場合には、保健所等、県が実施する。

（イ）市町村に対する指示及び命令

県は、感染症予防上特に必要と認めるときは、感染症法に基づき必要な指示、命令を行うものとする。

（ウ）広報の徹底

（エ）防疫活動に必要な資材の供給

人員・資材（主に薬剤、ワクチン）の輸送は、必要に応じ、全保健所（健康福祉センター）、県等の車輌を動員するものとする。

（オ）感染症法第３１条による給水制限

（カ）被害状況の国への報告

（キ）消毒の実施

感染症の発生及びまん延を防止するために必要があると認めたときは、感染症法第２７条の規定により、市町村に対し、消毒指示をする。市町村が消毒することが困難と判断される場合には、保健所等、県が実施する。

（ク）新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む）に関する情報共有

保健所（健康福祉センター）は新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む）の感染者や濃厚接触者等が在宅中である場合、その者の避難場所が確保されるよう、市町村等と連携し情報共有を図る。

（ケ）専門家の派遣要請

避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ災害時感染制御支援チーム（ＤＩＣＴ）等の派遣要請を検討する。

イ　市町村の業務

（ア）防疫措置の強化

災害の規模に応じた防疫組織を設け、対策の推進を図る。

（イ）広報活動の実施

地区住民の社会不安の防止を図るため、広報活動の強化に努める。

（ウ）消毒の実施

感染症法第２７条の規定により消毒を行うものとし、使用する薬剤及び器具等については、速やかに整備拡充を図る。

（エ）県への支援の要請

避難所等で感染症等の発生が危惧される場合において、防疫用薬剤の不足が見込まれる場合は、速やかに、県に対して、薬剤の供給の支援を要請する。

（オ）専門家の派遣要請

避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ災害時感染制御支援チーム（ＤＩＣＴ）等の派遣要請を検討する。

（4）防疫用薬剤の確保

市町村からの要請に応じて直ちに供給できるよう、保健所（健康福祉センター）等を利用して整備する地域保健医療救護拠点に初期防疫に必要な医薬品を備蓄し、防疫活動の円滑化を図るものとする。

（5）報告

市町村は、患者の発生状況や防疫活動の状況等を随時保健所（健康福祉センター）に報告する。

4　死体の捜索処理等（防災危機管理部、健康福祉部、病院局、警察本部、市町村）

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して速やかに捜索を実施し、災害の際に死亡した者を一時的に収容するための収容場所、搬送手段及びドライアイス等死体の処理に必要な物資を確保し、死体識別等のための処理を行い、かつ死体の応急的な埋葬等を実施する。

（1）実施機関

ア　死体の捜索、収容、処理及び埋葬等は、市町村長が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は救助実施市の長が行い、市町村長（救助実施市の長を除く。）は知事を補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長（救助実施市の長を除く。）が行うこととすることができる。

イ　遺体保存用の資機材の確保及び埋葬等について、当該市町村限りで対応不可能な場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づき、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

また、県は、「千葉県広域火葬計画」に基づく遺体の火葬実施体制を構築するために、市町村、火葬場及び応援協定締結団体との間で、ファクシミリ等による応援要請、協力依頼等の連絡調整訓練を随時実施する。

ウ　知事が行う死体の処理は、日赤県支部の長と締結した委託契約に基づき、日赤県支部が組織する救護班、県並びに県医師会が派遣する検案医師及び県歯科医師会が派遣する身元確認のための歯科医師等（以下「検案医師等」という。）により実施する。

エ　警察が行う災害死者の処理に伴う死体処理施設（遺体収容所、検視場所、死体安置所）の確保は、県・市町村が場所の選定を行う。

（2）検案医師等の出動要請

県警察における計画を除き、

ア　市町村長は、検案医師等について、必要に応じて市町村立病院に出動を命じ、地区医師会長、地区歯科医師会長、日赤県支部地区・分区長にそれぞれ出動を要請し、知事、他の市町村長等に応援を求めるほか、必要な措置を講ずるものとする。

イ　知事は、検案医師等について、必要に応じて県立病院に出動を命じ、日赤県支部長、県医師会長及び県歯科医師会長に出動を要請し、その他の関係機関に応援を要請するほか連絡調整その他必要な措置を講ずるものとする。

ウ　具体的な現場指揮は、災害の様態、現場の状況等に応じて関係各機関で協議の上、統一を図るものとする。

（3）災害救助法による救助の基準等

ア　死体の捜索

行方不明の状態にある者で、各般の事情により既に死亡していると推定される者を捜索するもの。なお、捜索を受ける者の死亡した原因、居住地等については問わない。

イ　死体の処理

災害の際死亡した者について、その遺族等が混乱期のため処理ができない場合等に死体の処理を実施するもの。

（ア）死体を処理する場合

ａ　災害による社会混乱のため死体の処理を行うことができない場合

b　居住する市町村以外の市町村に漂着した場合

漂着した死体が当該災害によるものであると推定できる場合､漂着した地域の市町村長は、直ちに被災者の居住していた市町村の長に連絡して、遺族等の関係者に遺体を引き取らせること。

ただし、引き取る暇のない場合においては市町村を統括する都道府県知事に遺体の漂着の日時、場所等を報告するとともに、必要に応じてその指揮を受けて、漂着した地域の市町村長が死体の処理を行う。

c　警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律、死体取扱規則（平成25年号外国家公安委員会規則第４号、全文改正)、刑事訴訟法第２２９条（検視)、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）に基づき、警察官の死体の調査又は検視終了後、警察当局から遺族又は市町村等の関係者に引渡された後の必要な死体の処理をする場合

（イ）死体の処理内容

a　死体の洗浄、縫合及び消毒等の処理

b　死体の一時保存

c　検案

ウ　埋葬等

災害の際死亡した者に対して、資力の有無にかかわらず、遺族が埋葬等を行う事が困難な場合又は、死亡した者の遺族がない場合に応急的に埋葬等を行うもの。

（ア）埋葬等を行う場合

災害時の混乱の際に死亡した者であって、災害のため埋葬等を行うことが困難な場合（死因及び場所の如何を問わない)

（イ）埋葬等の方法

a　埋葬等は、原則として死体を火葬に付すことにより実施する。

b　埋葬等は、原則として棺、骨つぼ等の現物給付及び火葬、納骨等の役務の提供による。

＜資料編６－２　火葬場一覧表＞

（4）その他

ア　県警察における計画

（ア）検視・身元確認体制の確立

警察本部長は、県、市町村その他の団体の協力を得て、死体安置場所を確保するとともに、死体の身元を明らかにするための措置を行う医師等の確保に努めるものとする。また、他の都道府県警察の応援を得て、検視及び死体発見時の調査等を行う職員の確保に努めるものとする。

（イ）死体の調査

警察本部長は、死体を発見し、又は死体発見の届出を受けたときは、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律等により死体の調査を行い、身元が判明したものについては、所定の手続を経て遺族に引渡す。

（ウ）身元を明らかにするための措置

警察本部長は、身元不明死体について、警察署長から報告される身元確認に資する資料又は情報を収集及び整理し、必要に応じ、当該身元不明死体の人相、着衣、所持品、特徴等の資料を関係方面に手配し、又は当該身元不明死体に関する資料を掲示することにより、市町村が　行う身元不明死体の身元確認に協力するものとする。

（エ）死体の捜索及び収容に対する協力

警察本部長は、災害時において救出活動とあわせて関係機関の行う死体及び行方不明者の捜索及び収容等に対し、必要な協力を行う。

イ　海上保安部（署）における計画

（ア）災害により千葉港、木更津港、銚子漁港、勝浦漁港その他千葉県周辺海域に行方不明者が漂流する事態が発生した場合は、実施機関と協力し、所属巡視船艇により捜索を実施する。

（イ）必要に応じて他の海上保安部から巡視船艇又は航空機の応援派遣を得て、捜索に当たる。
（ウ）収容した死体は、知事又は市町村長と連絡を密にし、身元が判明したものについては、所定の手続を経て遺族に引渡し、身元不明者については、警察とともにその身元確認に努め、知事又は市町村長の行う措置に協力する。

5　動物対策（健康福祉部）

保健所（健康福祉センター）及び動物愛護センターは、飼い主の被災等により家庭動物が遺棄されたり逃げ出した場合には、（公社）千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これら動物を保護収容する。

また、特定動物（「動物の愛護及び管理に関する法律」で人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物）が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関の連携の下に状況を把握し、必要な措置を講じる。

県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、獣医師会等関係団体と協同で千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応等動物救護活動を実施する。

6　清掃及び障害物の除去（防災危機管理部、環境生活部、農林水産部、県土整備部、市町村）

災害時には、家屋の倒壊、火災、水害等により多量の障害物やごみが排出される等、生活上いろいろな面で不都合が生じてくるため、被災地の住民が当分の間の生活に支障のないよう、生活環境の保全を図る。

（1）災害廃棄物処理

県は、平時には災害廃棄物対策指針（環境省）（以下「対策指針」という。）、千葉県災害廃棄物処理計画（以下「県計画」という。）に基づき、市町村災害廃棄物処理計画策定モデル（千葉県内用）等を活用し、市町村における災害廃棄物処理計画の適宜見直しを促し、迅速かつ適正な処理体制の確立を図る。

災害時には、県内の市町村、近接する都県、国及び関係団体との間で支援及び協力体制を整えるなど、災害廃棄物処理に関する一連の業務についての連絡調整を行うとともに、市町村や関係機関と連携し、県内における処理全体の進捗管理を行う。

ア　実施機関

（ア）災害時における被害地帯の清掃は、市町村長が実施するものとする。
（イ）市町村は、災害等による大量の廃棄物が発生し、当該市町村等で処理が困難な場合は「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき相互に援助協力を行う。

また、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び、「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき、県を通じて民間事業者の協力を求める。

＜資料編１－12　地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定＞
＜資料編１－12　地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定＞

（ウ）県は、市町村災害廃棄物処理計画策定に関する助言、災害廃棄物処理に関する技術的な助言、情報提供を行う。なお、甚大な被害を受けた市町村が、自ら災害廃棄物の処理を行うことが困難な場合や、県が一括して処理を行ったほうが円滑かつ迅速に災害廃棄物の処理が行えると判断される場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14の規定に基づき、被災市町村が県に災害廃棄物の処理に関する事務の全部または一部を委託し、県が被災市町村に代わって災害廃棄物の処理を行う。

イ　廃棄物の収集、処理

（ア）市町村における組織体制

災害廃棄物対策組織として、必要に応じ総務、し尿処理、ごみ処理及びがれき処理に関する各担当を置き、被害状況を把握する。また、国、県、他の市町村、関係団体等と連携を図りながら、必要に応じ広域処理を行う等により災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に当たる。

（イ）災害廃棄物の処理方針

a　がれき

がれきは、膨大な量が発生することから、いったん仮置場に保管し、可能な限り効率的な分別・選別、性状に応じた中間処理、再生利用等により減量化し、最終処分量を低減したのち、各市町村の最終処分場で適正に処分することとする。

b　片付けごみ

住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみが多量に発生することから、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。

c　生活ごみ

生活ごみ（避難所のものを含む）は、衛生、防疫に十分配慮するとともに、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。

d　適正処理が困難な廃棄物に関する処理方針

産業廃棄物に該当するものは、平常時と同様に事業者の責任において処理するものとする。一般家庭から排出されるものは、適正な処理方法を住民に広報するとともに相談窓口を設置するものとする。

e　し尿に関する処理方針

災害により水洗便所が使用できなくなる可能性があること等から、発生量を適正に予測するとともに、衛生、防疫に十分配慮して処理する。

また、必要に応じ、「大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定」に基づき、県を通じて民間業者の協力を求める。

<資料編１－12　大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定>

（ウ）発生量の推計方法

各市町村において、対策指針で定めた推計方法等によって発生量を推計し、処理体制の確立を図る。

（エ）仮置場の確保

膨大な量が発生する災害廃棄物を適正に処理するためには仮置場を使用することが有効であることから、各市町村において対策指針又は県計画で定めた推計方法等によって必要面積を推計し、設置場所について調整を行う。

（オ）仮設トイレの確保

断水や下水道の損壊等により、水洗トイレが使用できなくなるほか、避難所の開設等により、大量の仮設トイレの設置が必要となることから、県では、あらかじめその備蓄状況を把握するとともに、広域での相互応援体制のあり方も検討しておくこととする。

（カ）災害廃棄物に関する啓発・広報

各市町村において、住民やＮＰＯ・ボランティア等に対して、災害廃棄物の分別や収集、仮置場の利用方法等を効果的な広報手段により周知する。

ウ　環境大臣による廃棄物の処理の代行

市町村長は、環境大臣に廃棄物処理特例地域として指定された場合には、災害廃棄物の処理の代行を国に要請することができる。

（２）障害物の除去

ア　道路関係障害物の除去計画

道路上の障害物の除去は自動車・死体等の特殊なものを除き、道路法第３章第１節「道路管理者」に規定する道路管理者が行う。この場合において、災害の規模・障害の内容等により、関係者及び関係機関と密接な連絡を取り、協力して交通の確保を図るものとする。

特に「緊急輸送道路一次路線」については最優先に実施する。

イ　河川・海岸・港湾・漁港関係障害物除去計画

（ア）河川・海岸

河川・海岸の機能を確保するため、河川・海岸における障害物を除去、しゅんせつする。

（イ）港湾・漁港

a　港湾区域内に流入してきた塵芥、流木については、千葉清港会等に運営を委託している清掃船（千葉港３隻、木更津港１隻）等により除去する。

b　臨港道路上の塵芥等については、千葉清港会等が必要な機械・器具を用いて除去し、海塵と同様に焼却する。

c　漁港区域内に流入してきた塵芥、流木及び臨港道路上の塵芥等の除去は、漁港管理者が行う。

d　海上保安部は、海難船舶又は漂流物・沈没物等により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、所有者等に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じることを命じ、又は勧告する。

ウ　住宅関連障害物除去計画

災害により障害物が住居又はその周辺に運びこまれ、日常生活が営み得ない状態にあり、かつ自らの資力により障害物を除去できない住民に対し、応急的な障害物の除去を実施する。

（ア）実施機関

住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、その除去は、市町村長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は救助実施市の長が行い、市町村長（救助実施市の長を除く。）は知事を補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長（救助実施市の長を除く。）が行うこととすることができる。

当該市町村限りで処理不可能な場合は、隣接市町村、県、国、その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

（イ）障害物の除去の対象となる者

a　当面の日常生活が営み得ない状態にある者であること

b　住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者であること

c　自らの資力をもってしては、障害の除去ができない者であること

（ウ）障害物の除去の方法

a　救助の実施機関が、作業員あるいは技術者を動員して、障害物の除去を実施

b　日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物の除去に限ること（応急的救助に限ること）

（３）環境汚染の防止対策

倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考に環境汚染防止体制の強化を図る。

ア　県は、被災した建築物に吹付けアスベスト等が使用されている場合、解体・撤去に伴うアスベストの飛散を防止するため、必要に応じ事業者に対し大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

イ　市町村は、必要に応じて、アスベスト飛散の危険性について住民やボランティアに対し注意喚起や被害防止のための指導を行う。

（４）健康被害の防止対策（千葉労働局）

平時において、建築物の解体作業における作業員の健康被害を防止するため、アスベストばく露防止措置の徹底を図るよう事業者に指導している。震災後においても、平時に準じた対応を行うよう事業者への指導に努めることとする。

第１４節　応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理

災害による住宅の全壊等により、住家を滅失し又は自己資力では住宅の確保や修理ができない被災者に対し、応急仮設住宅の供与や日常生活に欠くことのできない部分の修理を行う。

また、被災住宅の倒壊による二次災害を防止するため、建築物の応急危険度判定や被災宅地危険度判定を実施するとともに、日頃から応急危険度判定士等の養成を行う。

１　応急仮設住宅の供与等（防災危機管理部、農林水産部、県土整備部、市町村）

災害により住家に被害を受けた被災者の居住の安定を図るため、応急仮設住宅や公営住宅の空き家の　活用を図るとともに、民間の賃貸住宅を借上げる。

（１）応急仮設住宅の供与

災害により、住家を滅失し、自己の資力では住家を確保できない者を収容するため、応急仮設住宅を供与する。

ア　実施機関

（ア）応急仮設住宅の供与は、市町村長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は救助実施市の長が行い、市町村長（救助実施市の長を除く。）は知事を補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長（救助実施市の長を除く。）が行うこととすることができる。

（イ）当該市町村限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

イ　供与の方法

（ア）民間賃貸住宅の借り上げ

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、被災規模や被害状況及び民間賃貸住宅の空き戸数の状況等を勘案した上で、関係団体と協力し賃貸型応急住宅を提供する。

（イ）建設

地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、あらかじめ検討している建設適地の選定や建設体制、必要資材の確保方法等に基づき建設型応急住宅を建設する。

＜資料編１－12　災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定＞

（２）被災した住宅の応急修理計画

災害のため、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない被災者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した被災者に対し、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分を応急的に修理する。

ア　実施機関

（ア）被災した住宅の応急修理は、市町村長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は救助実施市の長が行い、市町村長（救助実施市の長を除く。）は知事を補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長（救助実施市の長を除く。）が行うこととすることができる。

（イ）当該市町村限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

イ　住宅事業者の団体との連携

住宅の応急修理の実施に当たっては、協定に基づき、一般社団法人全国木造建設事業協会等と連携して実施する。

（３）建設資材の確保

ア　県が行う応急仮設住宅の建設資材及び建設工事労務は、協定に基づき、①一般社団法人プレハブ建築協会②一般社団法人千葉県建設業協会③一般社団法人全国木造建設事業協会④一般社団法人日本ログハウス協会⑤一般社団法人日本ムービングハウス協会のあっせんする業者を通じて確保する。

＜資料編１－12　災害時の応急仮設住宅の建設に関する協定＞

イ　災害応急復旧用材（国有林材）の供給及び県有林材の使用

（ア）国有林材の供給

a　農林水産省（林野庁）は、被災者の救助、災害の復旧及び木材需給の安定のため、国有林材の供給を行うこととしている。

関東森林管理局では、上記により国有林材の供給を行うこととしている。

b　災害復旧用材の供給は、知事、市町村長等からの要請に基づいて行う。

（イ）県有林材の使用

災害時に木材の供給販売等が困難となり、応急的に木材を必要とする場合は、県有林材を提供する。

＜資料編６－10　災害復旧用材供給の特例措置＞

２　被災宅地危険度判定支援体制の整備（県土整備部、市町村）

豪雨等により、宅地が大規模又は広範囲に被災した場合、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することによって、適切な応急対策を講じて二次災害の軽減及び防止並びに被災宅地の円滑な復旧に資するため、以下の施策を推進する。

（１）被災宅地危険度判定体制の整備

県は、被災宅地危険度判定連絡協議会（全国協議会）の定める「被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき、国、都道府県等との広域的な支援体制の整備に努めるとともに、千葉県被災宅地危険度判定地域連絡協議会（地域協議会）の定める「千葉県被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき、県内における被災宅地危険度判定に関する実施体制の整備に努める。

被災時においては、全国協議会及び地域協議会の協力体制のもと、迅速かつ的確な災害対応を図る。

（２）被災宅地危険度判定士の養成・登録

県は、千葉県被災宅地危険度判定士認定登録要綱（平成15年3月6日決定）に基づき、土木・建築又は宅地開発の技術に関する経験を有する者を対象に、被災宅地危険度判定に必要な技術を習得させるため講習会を開催し、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）の養成に努めるとともに、宅地判定士名簿の管理に当たる。

被災時においては、県は、判定を実施する市町村の要請に基づき、速やかに宅地判定士に協力を依頼する等の派遣措置を行う。

3　罹災証明書の交付体制の確立（防災危機管理部、市町村）

市町村は、遅滞なく被災者に罹災証明書を交付できるよう、住家等被害調査の担当者の育成、住家被害の調査や罹災証明書の交付担当部局と応急危険度判定担当部局との非常時の情報共有体制の確立、他の市町村等や民間団体との協定の締結など罹災証明書の交付に必要な実施体制の整備に努める。

県は、市町村の被害認定担当者のための研修会を開催するなど、市町村における実施体制の整備に必要な支援を行う。

また、被災時には、市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。

市町村は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムやＷＥＢ会議等を活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をする。また、被害の規模や被災市町村からの要請に応じ、職員の派遣による人的支援や他自治体からの応援調整を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じないよう、被災市町村間の調整を図る。

第１５節　ライフライン関連施設等の応急復旧

災害により被害を受けた、ライフライン施設の応急復旧を迅速に行うことにより、住民の安定した生活の確保を図る。

１　水道施設（総合企画部、企業局）

災害時において、水道事業体は、飲料水及び生活用水の確保を図るとともに、二次災害の防止に努める。このため、事前に被害を想定し、応急復旧計画を定め、迅速な応急復旧を行う。

なお、被災事業体等のみで対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき県内水道事業体等の応援を得て、復旧を行うとともに、水道業者への応援要請については「災害時等における水道復旧活動に関する協定」等に基づき実施する。

（１）活動体制

災害時においては、応急活動体制を速やかに確立する。

（２）応急復旧

応急復旧に当たっては、的確に被害状況を把握し、速やかに応急復旧対策を確立する。

ア　復旧の優先順位

（ア）取水、導水、浄水施設の復旧を優先する。

（イ）主要な送・配水管及び応急給水拠点に至るまでの管路の復旧を優先する。

イ　資機材の確保

応急復旧に必要な管類等の資機材を備蓄するとともに、資機材の供給団体に速やかに必要な材料を要請する。

ウ　人員の確保

応急復旧に必要な人員の確保及び配置を行う。

エ　被害発生の把握及び緊急措置

浄・給水場施設や管路の点検により、被害情報を迅速に把握するとともに、火災の発生状況を確認のうえ、漏水箇所の切り離し等の緊急措置を講じて、被害の拡大及び二次災害の防止を図る。

（３）県営水道の応急復旧

施設の被害状況を的確に把握して、早期復旧を図り、一日も早く管路による平常給水を回復するための対策を定める。

なお、県営水道のみで対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」及び東京都水道局等との「災害相互応援に関する協定」等に基づき応援を得て、復旧を行う。

＜資料編１－12　千葉県水道災害相互応援協定＞

ア　被害発生の把握及び緊急措置

発災後の緊急措置体制、被害状況の把握方法、被害の拡大防止等について定める。

イ　応急復旧

復旧期間の目標をたて、次の方針に基づく復旧計画を立案し実施する。

（ア）復旧体制を整備し、住民への広報、保安対策に万全を期する。

（イ）応急復旧は、本復旧を原則とし、困難な場合は、仮配管等による仮復旧とする。

（ウ）施工に当たっては、作業の難易、能力及び復旧資材の有無等を検討し、最も早期復旧の可能な方法を選定する。

（エ）施設の機能に重大な影響を及ぼす被害の復旧を優先して行い、通水に支障のない軽微な被害は二次的に扱う。

（オ）復旧完了後、直ちに充水・洗浄を行い、水質確認のうえ速やかに通水する。

ウ　応急復旧資機材の確保

県企業局の保有資機材で対処する。

なお、不足する場合は、製造会社、水道用資機材供給会社及び他の水道事業体から調達する。

県企業局で備蓄する配管材料は、浄水場等へ分散して備蓄する。

（4）広報対策

水道施設の被害及び復旧の状況等について、地域住民への適切な広報に努める。

2　電気施設

東京電力パワーグリッド㈱は、災害時における電力施設の応急対策が社会一般に及ぼす影響の大なることに鑑み、電力施設災害対策計画を次のとおり定める。

（1）応急対策方法

災害時における応急対策は、次のとおりとする。

ア　目的

台風、雪害、洪水、地震、塩害その他非常災害に際し、各施設の被害を最小にとどめるとともに、被害の早期復旧を図るものとする。

イ　非常態勢の組織

総支社非常災害対策本部（以下「本部」という。）を千葉総支社内に置く。また、非常災害対策支部（以下「支部」という。）を各支社に設置する。

ウ　組織の運営

（ア）発令

a　本（支）部長は、非常災害が予想される場合又は発生した場合は、情勢に応じ適用すべき態勢区分にしたがい、非常態勢を発令する。

b　上部機関が非常態勢に入った場合は、その旨下部機関に連絡する。

c　支社において非常態勢を発令した場合は、総支社長へその旨報告する。

（イ）運営

非常態勢が発令された場合は、本部及び支部を設け、非常災害に対処する各業務を実施する。

（ウ）縮小・解除

本（支）部長は、受け持ち区域内の災害復旧が進行し全部門の対応は不要と判断した場合は、関係部門のみ対応とするなど、非常態勢を縮小する。

また、非常災害対策本（支）部を設置しておく必要がなくなった場合は非常態勢を解除する。

エ　非常対策前の対策

非常災害の発生するおそれのある場合は、非常態勢の発令以前においては職制を通じ、発令以後は組織を通じて各設備に有効適切な予防対策を講じ、万全を期するものとする。

オ　非常災害発生時の対策

非常災害の発生した場合は、有効適切な処置を講じ万全を期するものとする。

カ　被害復旧対策

（ア）復旧計画

本部及び支部は、各設備の被害状況を速やかに掌握し、次の事項につき復旧計画を立てる。

a　復旧応援隊の必要の有無

b　復旧作業隊の配置状況

c　復旧資機材の調達

d　電力系統の復旧方法の検討

e　復旧作業の日程

f　仮復旧の完了見込み

g　宿泊施設、食料、衛生対策等の手配

h　その他必要対策

（イ）復旧順位

各設備の復旧順位は、原則として下記によるものとするが、災害状況及び各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものより行う。

a　送電設備

①　全回線送電不能の主要線路

②　全回線送電不能のその他の線路

③　一部回線送電不能の重要線路

④　一部回線送電不能のその他の線路

b　変電設備

①　主要幹線の復旧に関する送電用変電所

②　都心部に送電する系統の送電用変電所

③　重要施設に供給する配電用変電所

c　通信設備

①　給電指令用回線並びに制御・保護及び監視回線

②　保守用回線

③　業務用回線

d　配電設備

①　この場合は、水道、新聞、放送、ガス、電鉄、排水設備、県地域振興事務所、官公署、警察消防、ＮＴＴ、広域避難場所、その他重要施設に対しては、優先的に送電するなど、各所ごとに具体的に復旧順位を定めておく。

②　長期浸水地区における重要施設への供給に対しては、負荷切替、応急ケーブルの新設等により仮送電する。

③　停電が長期にわたる場合は、被害地市民の治安確保の面から、道路上に投光器などの仮施設を行う。

キ　復旧応援隊の組織及び運営

被害が多大で、当該非常災害対策本（支）部のみの工事力では早期復旧が困難な場合には、復旧隊を組織し、復旧作業にあたる。

ク　復旧用資機材等の調達及び輸送

（ア）非常災害対策支部は、予備品、貯蔵品等の在庫量を再調査し、調達を必要とする資機材は、可及的速やかに本部に要請し、復旧体制を整える。

（イ）連絡不能等で、かつ早期復旧を要するためやむを得ず資機材を現地調達した場合は、事後速やかに所定の手続を行う。

（ウ）非常災害対策本（支）部は、復旧用資機材の陸上輸送が不可能な場合は、船舶及び航空機等による輸送を行う。

ケ　災害速報

災害及び復旧状況の連絡は、情報班が迅速に行い、概況の把握に努める。

（２）復旧作業上の留意事項

ア　復旧作業者には、あらかじめ準備された所定の腕章を、また連絡車、作業車には所定の標識を掲示して東京電力復旧作業隊であることを明示する。

イ　河川、海岸及び急傾斜地に近接している箇所で復旧作業を行う場合は、事前に避難方法等を確認しておく。

ウ　幹線道路は、復旧資機材、救援物資等の輸送及び消防活動の確保を図るため、道路上の倒壊、折損電柱等は早期に取り除く。

（３）非常災害前の対策

ア　情報連絡等

（ア）給電所、テレビ、ラジオ等を通じて台風の接近、風速、降雨量その他の情報入手に努め、「天気図」を作成する等動静の把握に万全を期するとともに、これらを各組織相互で緊密に連絡する。

（イ）災害発生前の情報交換、その他連絡を兼ねて、一定時間ごとに関係各所との電話連絡を行い、疎通を確認しておく。

（ウ）保安電話回線が通話不能となった場合は、保線用、営配用、非常用などの無線機を活用し、さらにＮＴＴ電話などの利用を図る方法を事前に確立しておく。

（エ）大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認のうえリスト化するよう努めるものとする。

イ　各設備の予防強化

（ア）業務設備

既設の設備並びに建設中の設備の応急防災は、総支社並びに第一線機関等の総務担当グループが他グループの応援を得て行うこととし、下記事項についてあらかじめ措置を講じておく。

ａ　要員の確保

非常災害の発生するおそれのある場合は、総務班員による社屋防護班を編成しておく。

ｂ　防火、防水、救命用器などの点検整備

ｃ　非常持出物品の搬出準備

ｄ　防火扉の開閉点検

ｅ　建物の補強

ｆ　建設中の設備及び資材等の補強並びに損害防止

ｇ　排水設備の点検整備

（イ）その他の設備（配電、給電、変電、送電、電子通信設備等）

業務設備以外の応急防災対策については、前項に準じることとするが、特に下記事項について措置を講じておく。

ａ　洪水、高潮等の被害を受けるおそれのある事業所については、諸施設の災害予防について応急対策を強化する。なお、利根川及び荒川の洪水予報については、別途「利根川、荒川洪水予報伝達系統」の定めにより運用する。

ｂ　配電、変電、送電、電子通信等の設備で工事中あるいは仮工事のものは、速やかに本工事を完成するか補強処置を講ずる。

ｃ　その他設備ごとに状況に応じて対策を立て強化を図る。

ｄ　上記の対策を実施する場合は、請負会社を特命して応急工事を実施することができる。

（ウ）要員の動員、連絡の徹底

ａ　総支社及び各第一線機関等は、非常災害対策構成表による個人別担当業務表を作成標示し、変更の都度、訂正するとともに、いつでも出動できる体制を確立しておく。

ｂ　総支社及び第一線機関等は、社外者に応援を求める場合の連絡体制を確立しておく。

ｃ　各構成員は、常に気象情報その他の情報に留意し、非常態勢が発令された場合は速やかに担当業務を実施する。

ｄ　所定勤務時間外における構成員の連絡方法については、あらかじめ定めておく。また構成員が交通途絶により動員に応じられないときは、その旨を速やかに連絡し指示を受けるか、あるいは最寄りの事業所に出動し、その長の指揮下に入る。

ｅ　他事業所又は社外者に応援を求める場合、あるいは他事業所から応援を要請される場合に備え、応援隊動員などの諸計画を作成しておくとともに、動員対象者が円滑に各種態勢に入り得るよう受入態勢に配慮する。

（エ）工具、機動力、資機材等の整備確認

あらかじめ工具、車両等を整備して応急出動に備えるとともに、手持資材の数量を調査し復旧工事に支障のないよう手配するものとする。

（オ）公衆感電障害事故防止

新聞、有線放送、テレビ、ラジオ、ＰＲ車、ビラ、その他適切な方法をもって一般公衆に対し、次の事項を周知徹底し、事故防止に努める。

ａ　無断昇柱、無断工事を禁止すること。

ｂ　電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下等の異常を発見した場合は、速やかにカスタマーセ

ンターへ連絡すること。

c　断線垂下している電線には絶対に触らないこと。

d　浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気機器等は、危険なため使用しないこと。また、使用する場合は絶縁検査を受けた上で使用すること。

e　屋外へ避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。

f　その他事故防止のための留意すべき事項。

（4）災害時の対策

ア　各設備の運転保守について

電力需要の実態にかんがみ、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

なお、浸水により運転することがかえって危険であり、事故を誘発するおそれがある場合、又は運転不能の予想がされる場合は、運転を停止し、各関係機関に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

イ　被害状況の収集、周知

全般的な災害状況把握の遅速は、復旧計画樹立に大いに影響するので、あらゆる方法をもって被害の早期把握に努める。

（ア）被害状況の収集

a　本部

①　電話連絡可能の場合は、各支部より状況報告を受け、速やかに被害全般を掌握する。

②　電話連絡不可能の場合は、あらかじめ定められた方法によるほか、必要に応じて舟艇、航空機等を利用して連絡に努めるとともに、自衛隊、警察、報道機関等による情報収集などあらゆる方法を講じて速やかに被害の全般を掌握する。

b　支部

①　各支部は、災害発生後速やかに各設備の巡視を行い、被害状況の把握に努める。

②　被害が広範囲にわたり巡視困難な場合は、重要施設のみ巡視して適宜な方法により被害状況の把握に努める。

（イ）被害状況の周知

a　本部の情報班は、速やかに被害状況の全般を掌握し、新聞、テレビ、ラジオ、有線放送、広報車等を利用し、その状況（被害数、復旧見込み等）の周知に努める。

b　監督官公庁に報告あるいは連絡し、復旧作業に対する協力方を要請する。

3　下水道施設

（1）応急活動体制

管轄する下水道施設に災害の発生するおそれのある場合には、即時に応急対策活動を実施する。また、応急対策活動が円滑に遂行できるように、流域下水道業務継続計画の維持改善等に努める。

（2）緊急活動

災害が発生した場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、下水道機能の支障及び二次災害のおそれがあるものについては緊急防止活動を行い、必要があるときは、公益社団法人日本下水道管路管理業協会関東支部長と下水道課長が締結した「災害時等における応急対策の協力に関する協定書」により応急対策を行う。なお、活動体制の確立並びに関係機関等の連携による応援体制の確立を図る。

＜資料編１－12　災害時等における応急対策の協力に関する協定書＞

（3）応急復旧対策

施設の重要度、危険度を考慮し、被害調査の優先順位を定め、点検マニュアルに基づき調査を行うとともに、応急復旧対応の内容を決定（専門技術を持つ人材の活用等）し、復旧工事を実施する。

復旧に当たっては、道路管理者等及び関係するライフライン事業者と工程調整のうえ作業を行う。

なお、県のみで対応できない場合は、東京都など１都７県等との「関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき、応援を得て復旧を行う。

＜資料編１－12　関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール＞

（4）防災用資機材の整備・備蓄対策

災害時において、下水道施設の処理機能を保持するため、応急防災用資機材について可能な限り備蓄する。また、民間業者との協力協定の締結等により連携を密にし、必要な資機材の種類と数量を確保するよう努める。

（5）広報対策

下水道施設の被害及び復旧の状況等について、地域住民への適切な広報に努める。

4　ガス施設

（1）東京ガス㈱・東京ガスネットワーク㈱

ア　供給区域及び供給戸数

＜資料編７－１　各ガス会社の施設及び供給状況の（1）＞

イ　主要施設の状況

＜資料編７－１　各ガス会社の施設及び供給状況の（1）＞

ウ　応急対策

（ア）動員、配備体制

災害の発生が予想され又は発生した場合は、災害に対する迅速かつ適切な措置を図るため、社内規程に基づき非常災害体制を確立する。

非常災害体制は、災害の種類、規模等に応じて第一次から第二次までの体制を速やかにとるものとし、災害の未然防止及び拡大防止を図る。

（イ）情報収集、連絡体制

a　風水害等の警報発令は、気象協会より入手し、あらかじめ定めた方法で各事業所へ一斉通報を行う。

b　各行政、消防、警察等の防災機関との連絡は、あらかじめ定められた方法で行い、必要に応じて連絡員の派遣を行う。

c　災害に際しては、本社、各事業所とも有線、無線等の通信設備により、情報の収集、連絡を行う。

（ウ）災害時における広報

災害発生時には、その直後、ガスの被害状況、ガス供給停止状況、復旧作業の見通しなど、必要に応じて広報活動を行う。広報については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知する。

また、千葉県等の関係機関と必要に応じて連携を図る。

（2）京葉瓦斯㈱

ア　供給地域及び供給戸数

＜資料編７－１　各ガス会社の施設及び供給状況の（2）＞

イ　主要施設の状況

＜資料編７－１　各ガス会社の施設及び供給状況の（2）＞

ウ　応急対策

（ア）動員、配備体制

非常災害発生時におけるガス施設の応急対策は、住民一般に及ぼす影響が大であり、迅速かつ適切に実施する必要がある。当社では、社内規程に基づき日常保安の確保を基本に、非常災害対策を次のとおり行う。

a　日常は、ガスの製造に関しては、２４時間勤務体制、供給に関しては、２４時間監視、出動体制を取っている。非常災害発生時には、本体制で遠方監視制御システムや緊急連絡網による初動措置及び緊急動員が可能である。

b　非常災害発生時には、その種類、規模等に応じて第１次より第３次までの非常災害組織を編成し、ガス供給に万全を期し、二次災害の防止や消費者の安全確保に努める。

（イ）情報収集、連絡体制

非常災害時には、本社、各事業所、製造・受入所、供給所等が被害情報収集の拠点となる。

これらの拠点は、有線、移動無線、固定無線等の通信設備により、本社を中心とした通信連絡体制をとっている。

外部防災関係機関との通信連絡は、本社を中心としてあらかじめ定めた方法で行う。

また、ラジオ、テレビ等の報道にも充分注意を払い、通信網、交通網、電力、水道等の被害状況や復旧状況についても把握に努める。

（ウ）消費者に対する広報

非常災害時における広報は、その種類、規模等に応じて、広報車により広報を行うとともに、防災関係機関にも広報を依頼する。さらに、広範囲の広報が必要な場合には、ラジオ、テレビ等の報道機関に協力を要請する。また、関係官庁及び防災関係機関に対しては、ガス設備の被害状況、ガスの供給状況、災害復旧の現状と見通しについて逐一報告連絡を行う。

エ　復旧活動拠点の確保

復旧要員の集合場所、宿泊場所、車輌の駐車スペース、資機材置場等の候補地のリストアップ、連絡先の確認等をあらかじめ実施し、これらを確保しておく。また、残土、廃材、資機材等の仮置きについて、県、市町村等が指定する臨時場所がある場合、その使用についてあらかじめ協議し、用地等の確保に努める。

（3）大多喜ガス㈱

ア　供給区域及び供給戸数

＜資料編７－１　各ガス会社の施設及び供給状況の（3）＞

イ　主要施設の状況

＜資料編７－１　各ガス会社の施設及び供給状況の（3）＞

ウ　予防対策

（ア）台風襲来時にあっては、予想最接近時の２４時間前より緊急配備につくことを目安とする。

（イ）過去に冠水した地区、ガス管の添架された橋梁の河川増水、崖崩れ危険地区にある特定施設を重点的に警戒監視する。特に満潮時刻は警戒を強める。

（ウ）遠隔供給地点については、その付近に居住する社員又は特定協力者よりの情報を求め、対策をとる。

エ　応急対策

（ア）動員配備体制

非常災害が発生した場合は、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、社内規程により非常災害本部が設置される。一方、当社は基本方針として保安体制の強化を挙げており、宿日直制による２４時間勤務体制をとっており、必要に応じて初動措置及び緊急動員が可能である。

特別編成を必要とする非常災害時には、災害の種類、規模等に応じて第１次から第３次の非常配備体制をとり、二次災害の防止と事故処理にあたる。

（イ）情報収集、連絡体制

災害に際して無線・有線などの通信設備を使用し、情報の収集連絡にあたるとともに、自動呼び出し体制を取る。外部関係機関と連絡をとり、あるいはラジオ・テレビ等の報道関係の情報から、通信、電力、水道等の被災状況を収集する。

（ウ）消費者に対する広報

経済産業省、県、市町村、消防署、警察署などの官公庁及び報道機関に対し、ガス設備の被害状況、供給支障の状況、災害復旧の現状と見通し等について適切に報告及び連絡を行い、周知に努める。また、災害時には、住民の不安除去、波及的災害事故を防止するため、広報車による巡回のほか、消防署、警察署、報道関係機関に協力を要請し、あらゆる手段を尽くしてガス施設復旧の見通し、被災地区におけるガス施設、ガス消費機器の使用上の注意事項等について広報に努める。

（エ）復旧活動拠点の確保

対策本部の設置場所、復旧要員の集合場所、宿泊場所、復旧資機材の搬入場所、備蓄場所等、復旧活動を行ううえで必要な拠点を確保する。

（４）房州瓦斯㈱

ア　供給区域及び供給戸数

＜資料編７－１　各ガス会社の施設及び供給状況の（４）＞

イ　主要施設の状況

＜資料編７－１　各ガス会社の施設及び供給状況の（４）＞

ウ　応急対策

（ア）動員、配備体制

非常災害が発生した場合は、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、社内規程により非常災害対策本部が設置される。一方会社は、基本方針のひとつに導管の保安体制の強化を挙げており、日直、宿直を採用し２４時間勤務を実施し、常に事故処理体制をとる。

特別編成を必要とする災害時には、災害の種類、規模等に応じて第１次から第３次までの非常配備体制をとり、二次災害の防止と事故処理にあたる。

（イ）情報収集、連絡体制

災害に対して有線などの通信設備を使用し、情報の収集、連絡にあたる。また消防署等の防災機関との通信体制は、各関係機関の指導を得て引続き検討する。

非常災害本部は、社内各部との連絡体制を確立し情報の収集及び連絡にあたる。

また、外部関係機関と連絡をとるとともに、ラジオ・テレビ等の報道関係の情報から、通信、交通、電力水道等の被災状況を収集する。

ａ　震度

ｂ　有線及び無線の状況

ｃ　周囲の状況

ｄ　主要導管の状況

（ウ）消費者に対する広報

経済産業省、県、市、消防署、警察等の官公庁及び報道機関に対し、ガス設備の被害状況、供給支障の状況、災害復旧の現状と見通し等について、適切に広報、連絡を行い周知に努める。また、災害時には、市民の不安除去、波及的災害事故の防止を行うため、サービス巡回車による巡回のほか、消防署、警察署、報道関係機関に協力を要請し、あらゆる手段を尽くしてガス施設の復旧の見通し、被災地区におけるガス施設、ガス消費機器の使用上の注意事項等について広報に努める。

（５）京和ガス㈱

ア　供給区域及び供給戸数

＜資料編７－１　各ガス会社の施設及び供給状況の（５）＞

イ　主要施設の状況

＜資料編７－１　各ガス会社の施設及び供給状況の（５）＞

ウ　応急対策

（ア）動員、配備体制

非常災害が発生した場合は、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、社内規程により非常災害本部が設置される。一方当社は、基本方針のひとつに導管の保安体制の強化を挙げており、緊急勤務員による２４時間勤務を実施し、待機工事会社を選定して常時緊急、工作車の稼働待機体制をとっている。また、宿直、日直制を採用し処理に当たっている。

特別編成を必要とする非常災害時には、災害の規模に応じて第１次から第３次の非常配備体制をとり、二次災害の防止と事故処理に当たる。

（イ）情報収集、連絡体制

災害に際して無線、有線などの通信設備を使用し、情報の収集連絡にあたる。また、外部関係機関と連絡をとるとともに、ラジオ・テレビ等の報道関係の情報から通信、電力、水道等の被災状況を収集する。

（ウ）消費者に対する広報

経済産業省、県、市、消防署、警察署等の官公庁及び報道機関に対し、ガス設備の被害状況、

供給支障の状況、災害復旧の現状と見通し等について適切に広報連絡を行い、周知に努める。また、災害時には、市民の不安除去、波及的災害事故の防止を図るため、広報車による巡回のほか消防署、警察署、報道関係機関に協力を要請し、あらゆる手段を尽くしてガス施設の復旧の見通し、被災地区におけるガス施設、ガス消費機器の使用上の注意事項等について広報に努める。

（6）銚子瓦斯㈱

ア　供給区域及び供給戸数

＜資料編７－１　各ガス会社の施設及び供給状況の（6）＞

イ　主要施設の状況

＜資料編７－１　各ガス会社の施設及び供給状況の（6）＞

ウ　応急対策

（ア）動員、配備体制

日常は日直、宿直及び保安待機要員制を実施し、常に事故処理体制を強化しているが、台風の接近、大雨、地震、高潮等非常災害が予想される場合は、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、あらかじめ定められた災害状況に対応した動員、配備体制を発令し、次の対策を講ずるものとする。

ａ　工場設備の補強防護

ｂ　ガス導管及び整圧器の要注意箇所の見回り強化

ｃ　建造物、排水設備の補強・点検

以上を実施し、被害を最小限に止どめる体制をとるとともに、被害発生に備え緊急要員の確保、復旧資材及び工具等の点検を行う。

非常災害発生時には、災害の種類、規模等に応じて第１次から第３次特別出動体制をとり、二次災害の防止と事故処理にあたる。

（イ）情報収集、連絡体制

災害に際しては、有線などの通信設備を使用して、情報の収集、連絡にあたり、また外部関係機関と連絡をとるとともに、ラジオ・テレビ等の報道関係の情報から通信、電力、水道等の被害状況を収集する。

営業所は、テレビ、ラジオ、その他の報道機関等の緊急情報及び社内無線通信設備による巡回員からの情報報告により状況判断に努め、設備及びガス導管の全般的な被害状況を把握して本社に連絡するとともに、バルブ操作などの指示を受ける。

（ウ）消費者に対する広報

経済産業省、県、市、消防署、警察署等の官公庁及び報道機関に対し、ガス設備の被害状況、供給支障の状況、災害復旧の現状と見通し等について適切に広報連絡を行い周知に努める。

また、災害時には、市民の不安除去、波及的災害事故の防止を図るため、サービス巡回車による巡回のほか消防署、警察署、報道関係機関に協力を要請し、あらゆる手段を尽くしてガス施設の復旧の見通し、被災地区におけるガス施設、ガス消費機器の使用上の注意事項等について広報に努める。

（7）野田ガス㈱

ア　供給区域及び供給戸数

＜資料編７－１　各ガス会社の施設及び供給状況の（7）＞

イ　主要施設の状況

＜資料編７－１　各ガス会社の施設及び供給状況の（7）＞

ウ　応急対策

風水害及び緊急事故発生時の緊急対策並びに復旧対策について即応体制を確立し、二次災害の防止に適切な措置がとれる組織及び復旧に際しては可能な限り速やかにガスの供給を再開することとする。

（ア）動員体制

対策本部長は非常災害が予想され、又は発生した場合は、次の各号により動員体制を指示す

る。

ａ　第１次動員体制・・・被害又は被害予想が軽度又は局部的の場合。

ｂ　第２次動員体制・・・被害又は被害予想が中以上の場合。

ｃ　地震時の動員体制・・震度４のとき保安要員。震度５弱以上のときは全社員が自動出動する。

（イ）配備体制

ａ　対策本部長は、前項各号の体制に応じて各班の役割を遂行するよう指示する。

ｂ　本部設置以前の緊急措置は、積極的に災害の応急対策活動を行い、本部長へは、事後報告により承認を求めるものとする。

（ウ）情報収集、連絡体制

災害に際して、本社工場は、無線及び有線等の通信設備を使用し、情報の収集、連絡にあたる。

なお、消防署等の防災機関との連絡体制は、各関係機関の指導を得て行う。

また、ラジオ、テレビ等の報道関係の情報から、通信、交通、電力、水道等の被害状況を収集する。

（エ）消費者に対する広報

経済産業省、県、市、消防署、警察署などの官公庁並びに報道機関に対し、ガス設備の被害状況、供給支障の状況、災害復旧の現状と見通し等について適切に広報、連絡を行い周知に努める。また、災害時には市民の不安除去、波及的災害事故の防止を図るため、サービス巡回車による巡回のほか消防署、警察署、報道関係機関に協力を要請し、あらゆる手段を尽してガス施設の復旧の見通し、被害地区におけるガス施設、ガス消費機器の使用上の注意事項等について広報に努める。

（８）角栄ガス㈱

ア　供給区域及び供給戸数

＜資料編７－１　各ガス会社の施設及び供給状況の（８）＞

イ　主要施設の状況

＜資料編７－１　各ガス会社の施設及び供給状況の（８）＞

ウ　応急対策

（ア）動員、配備体制

非常災害が発生した場合は、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、社内規程により通報に対する受付体制の万全を期し、通報の内容により一般出動、緊急出動、特別出動等を行う。

出動区分の判断は事務局長が行うものとし、緊急出動に備え事業所では保安責任者、受付担当者、通信担当者、処理要員等常時稼働体制をとっている。

（イ）情報収集、連絡体制

災害に際して、無線などの通信設備を使用し、情報の収集、連絡にあたる。

また、関係の消防機関、警察機関などの防災機関との通信設備を整備し、通信内容についてはテープレコーダーにより録音しておく。

ａ　本社部門の情報収集、連絡

災害対策本部は本社に設置し、各事業所及び社内各部との連絡体制を確立し、情報の収集及び連絡にあたる。また、外部関係機関と連絡をとるとともに、ラジオ・テレビ等の報道関係の情報から通信、交通、電力、水道等の被災状況を収集する。

事業所からは次の情報を収集する。

①　震度

②　有線及び無線の状況

③　周囲の状況

④　主要導管の状況

⑤　その後は状況の判明次第連絡を受ける。

ｂ　事業所の情報収集、連絡

地震が発生した場合事業所は、テレビ、ラジオ、その他公共報道機関等の緊急情報によりその状況判断に努める。

事業所は、本社に連絡するとともにガス導管の全般的な被害状況を知り、必要に応じてバルブ操作などの指示を受ける。ただし、連絡不可能の場合は本部長指示とする。

（ウ）消費者に対する広報

経済産業省、県、市、消防署、警察署などの官公庁及び報道機関に対し、ガス設備の被害状況、供給支障の状況、災害復旧の現状と見通し等について適切に広報、連絡を行い、周知に努める。

また、災害時には、市民の不安除去、波及的災害事故の防止を図るため、サービス巡回車による巡回のほか消防署、警察署、報道機関等に協力を要請し、被災地区におけるガス施設、ガス消費機器の使用上の注意事項等について広報に努める。

（9）㈱エナジー宇宙

ア　供給区域及び供給戸数

＜資料編７－１　各ガス会社の施設及び供給状況の（9）＞

イ　主要施設の状況

＜資料編７－１　各ガス会社の施設及び供給状況の（9）＞

ウ　応急対策

（ア）動員、配備体制

非常災害が発生した場合は、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、社内規程により非常災害本部が設置される。一方、当社は、基本方針とのひとつに導管の保安体制の強化を挙げており、本社事業場においては、緊急要員の２４時間体制をとり、また、休日には待機工事会社を選定し緊急事態に備えている。

特別編成を必要とする非常災害時には、災害の種類、規模等に応じて第１次から第３次の非常配備体制をとり、二次災害の防止と事故処理にあたる。

（イ）情報収集、連絡体制

災害に際して無線・有線などの通信設備を使用し情報の収集及び連絡にあたる。外部関係機関と連絡をとるとともに、ラジオ・テレビ等の報道関係の情報から通信、電力、水道等の被災状況を収集する。

（ウ）消費者に対する広報

経済産業省、県、市、消防署、警察署などの官公庁並びに報道機関に対し、ガス設備の被害状況、供給支障の状況、災害、復旧の現状と見通し等について、適切に広報、連絡を行い周知に努める。また、災害時には、市民の不安除去、波及的災害事故の防止を図るため、広報車による巡回のほか、消防署、警察署、報道機関等に協力を要請し、あらゆる手段を尽してガス施設の復旧の見通し、被災地区におけるガス施設、ガス消費機器の使用上の注意事項等について広報に努める。

(10) 総武ガス㈱

ア　供給区域及び供給個数

＜資料編７－１　各ガス会社の施設及び供給状況の（10）＞

イ　主要施設の状況

＜資料編７－１　各ガス会社の施設及び供給状況の（10）＞

ウ　応急対策

（ア）動員、配備体制

非常災害が発生した場合は、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、社内規程により非常災害本部が設置される。一方、当社は緊急要員の２４時間体制を取り、また、休日・夜間の緊急事態にも備えている。

特別編成を必要とする非常災害時には、災害の種類、規模等に応じて非常配備体制をとり、また、関係グループ会社等と応援体制をとりながら、二次災害の防止と事故処理にあたる。

（イ）情報収集、連絡体制

災害に際して有線･携帯電話等のあらゆる通信設備を駆使し､情報の収集及び連絡に当たる。外部関係機関と連絡をとるとともに、ラジオ・テレビ等の報道関係の情報から通信、電力、水道等の被災状況を収集する。

（ウ）消費者に対する広報

経済産業省、県、市、消防署、警察署等の官公庁並びに報道機関に対し、ガス設備の被害状況、供給支障の状況、災害、復旧の現状と見通し等について、適切に広報、連絡を行い周知に努める。

また、災害時には市民の不安除去、波及的災害事故の防止を図るため、広報車による巡回のほか、消防署、警察署、報道機関等に協力を要請し、あらゆる手段を尽くしてガス施設の復旧の見通し、被災地区におけるガス施設、ガス消費機器の使用上の注意事項等について広報に努める。

5　通信施設

（1）東日本電信電話㈱千葉事業部

ア　災害時の活動体制

（ア）災害対策本部の設置

災害が発生した場合は、その状況により、千葉事業部に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、県、市町村及び各防災機関と緊密な連絡を図る。

（イ）情報連絡体制

災害の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たる。

なお、気象業務法に基づき気象庁から伝達される利根川水系等の洪水予報について速やかに関係市町村へ通報する。

イ　災害時の応急措置

（ア）設備、資機材の点検及び発動準備

災害の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

a　電源の確保
b　災害対策用無線機装置類の発動準備
c　非常用電話局装置等の発動準備
d　予備電源設備、移動電源車等の発動準備
e　局舎建築物の防災設備の点検
f　工事用車両、工具等の点検
g　保有資材、物資の点検
h　局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

（イ）応急措置

災害により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

a　通信の利用制限
b　災害時優先電話、警察・消防緊急通報回線の確保
c　無線設備の使用
d　特設公衆電話の設置
e　非常用可搬型電話局装置の設置
f　臨時電報、電話受付所の開設
g　回線の応急復旧
h　災害用伝言ダイヤル「１７１」、災害用伝言版「ｗｅｂ１７１」の運用

（ウ）災害時の広報

災害のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

a　通信途絶、利用制限の理由と内容

b　災害復旧措置と復旧見込時期

c　通信利用者に協力を要請する事項

d　災害用伝言ダイヤル、災害用伝言版「ｗｅｂ１７１」の提供開始

ウ　応急復旧対策

災害により被災した通信回線の復旧に当たっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。災害復旧工事については、次により工事を実施する。

（ア）電気通信設備等を応急的に復旧する工事

（イ）原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

（2）㈱ＮＴＴドコモ

ア　災害時の活動体制

（ア）災害対策本部の設置

災害が発生した場合は、その状況により、千葉支店に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、県、市町村及び各防災機関と緊密な連絡を図る。

（イ）情報連絡体制

災害の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たる。

イ　災害時の応急措置

（ア）設備、資機材の点検及び発動準備

災害時には、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

a　可搬型無線基地局装置、移動基地局車等の発動準備

b　移動電源車、発動発電機等の発動準備

c　局舎建築物の防災設備等の点検

d　工事用車両、工具等の点検

e　保有資材、物資の点検

f　局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

（イ）応急措置

災害により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

a　通信の利用制限

b　非常通話、緊急通話の優先、確保

c　可搬型無線基地局装置、移動基地局車等の設置

d　携帯電話、衛星携帯電話による臨時電話の運用

e　回線の応急復旧

（ウ）災害時の広報

災害のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ、インターネット等によって次の事項を利用者に周知する。

a　通信途絶、利用制限の理由と内容

b　災害復旧措置と復旧見込時期

c　通信利用者に協力を要請する事項

d　「災害用伝言板」及び「音声お届けサービス」の提供開始

ウ　応急復旧対策

災害により被災した通信設備の復旧に当たっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。災害復旧工事については、次により工事を実施する。

（ア）電気通信設備等を応急的に復旧する工事
（イ）復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

（3）ＫＤＤＩ㈱

ＫＤＤＩ㈱では、災害時において東京本社に災害対策本部及び現地対策室等を設置し、現地と緊密に連絡を取りながら各組織の機能を最大限に発揮して通信の疎通確保と施設の早期復旧に努める。

また、局舎の点検をするとともに、基地局の停電対策のため、移動電源車の出動準備をする。

通信に輻輳が発生した場合には輻輳制御を行い、必要な通信を確保するとともに、一般県民を対象に災害用伝言板サービスによる安否情報の伝達に協力する。

（4）ソフトバンク㈱

ソフトバンク㈱では、災害時には、その状況に応じた対策組織を設置し、各対策組織が緊密に連絡を取りながら機能を最大限に発揮して通信の確保と設備の早期復旧に努める。

また、通信設備の点検をするとともに、通信の確保と早期復旧に必要となる緊急保全車両の出動準備を行い、通信に輻輳が発生した場合には通信の利用制限を行い必要な通信を確保するとともに、一般県民を対象に災害用伝言板による安否情報の伝達に努める。

（5）楽天モバイル㈱

楽天モバイル㈱では、災害が発生した場合は、防災業務計画に基づく対策組織を設置して被災の回復措置を講じ、基地局の損傷等が生じた場合は、移動基地局車や可搬型基地局を出動させ、被災地域での携帯電話やメールなどの通信手段を確保する。

また、携帯電話の通信・通話が集中し、輻輳が発生した場合は、電気通信サービスを一時的に規制することで一定の電気通信サービスを維持・確保するとともに、一般県民を対象に災害用伝言板による安否情報の伝達に努める。

（6）日本郵便㈱

日本郵便㈱においては、災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被害状況等被災地の実情に応じ、郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策等を実施する。

ア　災害時における窓口業務の維持を行う。

イ　㈱ゆうちょ銀行の非常払及びかんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合、取扱う。

ウ　被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害救助法が発動された場合、被災１世帯当たり、通常郵便葉書５枚及び郵便書簡１枚の範囲内で無償交付する。なお、交付局は日本郵便㈱が指定した郵便局とする。

エ　被災者が差し出す通常郵便物の料金免除

被災者が差し出す通常郵便物（速達郵便物及び電子郵便を含む）の料金免除を実施する。

なお、取扱局は日本郵便㈱が指定した郵便局とする。

オ　被災地あて救助用郵便物の料金免除

日本郵便㈱が公示して、被災者の救助等を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物品を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。なお、引受局は全ての郵便局とする。

カ　利用の制限及び業務の停止

重要な郵便物の取扱いを確保するため必要があるときは、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。

6　放送機関

災害時において、放送機関は放送機能を確保した後、気象情報、災害の状況、防災活動等を迅速・正確・適切に伝え、被災者の不安と混乱の防止、防災対策の促進等に努める。

また、法律に基づいて、県及び市町村の要請による防災情報の伝達に当たる。

7　工業用水道（企業局）

工業用水は、市民生活に欠かすことのできない食料品、生活関連物資等の生産を行う工場にとっても必要不可欠なものであることから、早期復旧が求められる。

また、工水管は比較的大口径であることから、鉄道、幹線道路等への二次災害の防止にも重点を置くこととし、迅速なパトロール体制を構築し、被害状況把握のうえ、応急復旧計画を定め的確に対応する。

（1）風水害時の初動体制

職員、巡視点検委託事業者によりパトロールを実施し、被害状況の把握に努める。

（2）応急復旧対策

応急復旧に当たっては、「千葉県工業用水道事業 業務継続計画（Ver.2)」に基づき、迅速かつ円滑な応急復旧対応を図る。

ア　施設の被害状況を的確に把握して早期復旧を図り、発災から概ね１か月以内を目途に受水企業への給水を行えるよう、応急復旧体制を確立する。

イ　被害箇所は必要に応じ、被害の拡大や二次災害防止の措置を講じるとともに、機能維持に努める。

ウ　被害状況を把握し、応急復旧計画を作成し、速やかに施工業者や資機材を手配し、早期に応急復旧を行い、施設の機能回復に努める。

エ　迅速かつ円滑に応急復旧を進めるため、あらかじめ補修用資機材の備蓄や他事業体との協力体制を構築するとともに、応急復旧を依頼する施工業者との連絡体制を確立する。

オ　応急復旧に携わる人員が不足する場合は、「関東地域における工業用水道災害相互応援に関する協定書」に基づき、他の工業用水道事業体へ応援を要請する。

（3）情報伝達

工業用水道施設の被害及び復旧状況等について、必要に応じ受水企業への適切な情報提供に努める。

第１６節　ボランティアの協力

県及び市町村は、大規模災害時において、災害応急対策の実施には多くの人員を必要とするため、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策を実施するものとする。県災害ボランティアセンターは千葉県災害ボランティアセンター連絡会が運営することとする。

また、県及び市町村は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているＮＰＯ等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、復旧・復興期も含めた多様な被災者ニーズを踏まえ、各団体の多様性と継続性を活かしたボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域で活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努めるとともに、災害中間支援組織や千葉県災害ボランティアセンターとの役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

その際、県及び市町村は、行政、ＮＰＯ、ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う体制を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

１　災害ボランティアセンターの設置（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、市町村）

県及び市町村は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握、ボランティアの受付、調整等の受入体制を確保するよう努めるとともに、必要に応じて、ボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターを設置する。

なお、県又は県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

（１）市町村災害ボランティアセンター

災害が起こった場合、ボランティアの受入登録・派遣等を行うため、市町村は被災の状況を踏まえ、必要に応じて市町村災害ボランティアセンターを設置する。

なお、当センターの運営は、市町村社会福祉協議会が行うことができる。

（２）県災害ボランティアセンター

大規模災害時に、県は県災害ボランティアセンターを設置する。当該センターは、先遣隊・支援隊の被災地への派遣、県内全体の情報収集及び提供、被災地ニーズに合わせたボランティア派遣の全体調整、ボランティア活動希望者への電話相談等を実施するとともに、被災地に設置される市町村災害ボランティアセンターの活動が円滑に行われるよう後方支援を行う。

また、当該センターは千葉県災害ボランティアセンター連絡会が運営し、原則、千葉県社会福祉センター内に設置することとし、設置できない場合は、千葉県庁内に設置するものとする。

（県災害ボランティアセンター連絡会）

構成団体は、千葉県社会福祉協議会［事務局］、日本赤十字社千葉県支部［事務局］、千葉県共同募金会など１６団体

（３）広域災害ボランティアセンター

複数の市町村が、市町村災害ボランティアセンターを設置できない等の場合に、それを代替するために、県は広域災害ボランティアセンターを被災地域の近隣に設置する。

なお、当センターの運営は、千葉県災害ボランティアセンター連絡会が行う。

当該センターの設置場所は、次の表とする。

○広域災害ボランティアセンター（ＶＣ）の設置場所

名　　称	支援対象地域	設置場所
東葛飾広域災害ＶＣ	東葛・葛南	西部防災センター（松戸市）
千葉広域災害ＶＣ	千葉	県総合スポーツセンター（千葉市）
かずさ広域災害ＶＣ	木更津・安房	かずさアカデミアパーク（木更津市）
九十九里広域災害ＶＣ	海匝・山武・長生	さんぶの森公園（山武市）
いすみ広域災害ＶＣ	夷隅	大多喜町Ｂ＆Ｇ海洋センター（大多喜町）

※印旛、香取地域については、千葉広域災害ボランティアセンター又は近隣市ボランティアセンター等を拠点に支援する。

2　ボランティアの活動分野（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、県土整備部、市町村）

ボランティアの協力を得て実施する活動内容は次のとおりとする。

（1）専門分野

ア　救護所での医療救護活動
イ　被災宅地危険度判定
ウ　外国語の通訳、情報提供
エ　災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報
オ　被災者への心理治療
カ　高齢者や障害者等要配慮者の看護、情報提供
キ　その他専門的知識、技能を要する活動等

（2）一般分野

ア　避難所の運営補助
イ　炊き出し、食料等の配布
ウ　救援物資や義援品の仕分け、輸送
エ　高齢者や障害者等要配慮者の支援
オ　被災地の清掃、がれきの片づけなど
カ　避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む。）
キ　その他被災地における軽作業等

3　ボランティアとして協力を求める個人、団体（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、県土整備部、市町村）

災害時にボランティアとして活動が期待される個人、団体は次のとおりとし、これらに積極的に協力を求めることとする。

（1）個人

ア　被災地周辺の住民
イ　被災宅地危険度判定士
ウ　ボランティア活動の一般分野を担う個人
エ　その他

（2）団体

ア　日本赤十字社千葉県支部
イ　千葉県社会福祉協議会及び各市町村社会福祉協議会
ウ　（公財）ちば国際コンベンションビューロー
エ　（一社）日本アマチュア無線連盟千葉県支部
オ　その他ボランティア団体・ＮＰＯ法人等

4　ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、市町村）

常に災害時におけるボランティア活動の重要性を明らかにし、ボランティア活動の主体となる意識の保持を訴えるとともに、災害時には積極的な参加を呼びかけるものとする。

（1）平時におけるボランティア意識の啓発

毎年1月１７日の「防災とボランティアの日」及び1月１５日から２１日までの「防災とボランティア週間」を中心に実施する講演会やシンポジウムなどの諸行事を通じ、県民にボランティア意識の醸成を図る。

また、毎年9月1日の「防災の日」及び8月３０日から9月5日までの「防災週間」を中心に実施する防災訓練や各種啓発行事に積極的にボランティア団体等の参加を求めることにより、その重要性を広報する。あわせて、住民やボランティア団体等の参加を得た実践的な防災訓練を実施し、災害時におけるボランティアの協力が円滑に得られるよう日ごろから連携の強化を図る。

「千葉県県民活動推進計画」に基づき、「ちば県民活動ＰＲ月間」等様々な機会を通じて、防災分野を含め「共助」の精神に基づく住民相互の助け合いや地域におけるボランティア活動の重要性についての県民の理解と活動への参加の促進を図る。

（2）災害時における参加の呼びかけ

大規模な災害が発生した際には、インターネットやテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や県及び県内市町村に加え、社会福祉協議会ボランティアセンターや市町村市民活動支援センター、ボランティア団体やＮＰＯ法人並びに近隣都県の社会福祉協議会、日本赤十字社各支部等の関係団体を通じて、広くボランティアの参加を呼びかける。

なお、東日本大震災においては、特にホームページやブログなどのネットでの情報公開により電話などによる問合せを少なくできたことから、インターネットを利用した参加の呼びかけを推進する。

5　災害時におけるボランティアの登録、派遣（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、県土整備部、市町村）

災害の状況に応じた、より実際的なボランティア活動体制を立ち上げるため、ボランティアの受付、登録は原則として発災後に実施することとし、県、市町村及び関係機関が十分な連携を図りながら迅速に対応するものとする。

（1）県担当部局による登録

専門分野での活動を希望する個人及び団体については、県の各活動担当部局が中心となって対応する。

県の担当部局は、被災地におけるボランティアの需要状況を基に、派遣先や派遣人員等を被災市町村等と調整の上、派遣する。

活動分野	個人・団体	県受付窓口
医療救護、地域保健	医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、栄養士、歯科衛生士等	健康福祉部健康づくり支援課 健康福祉部医療整備課 健康福祉部薬務課
被災宅地危険度判定※	被災宅地危険度判定士	県土整備部都市計画課
高齢者支援	支援団体	健康福祉部高齢者福祉課
障害者支援	支援団体	健康福祉部障害者福祉推進課
外国語通訳、翻訳、情報提供	(公財)ちば国際コンベンションビューロー語学ボランティア・災害時外国人サポーター	総合企画部国際課
通信、情報連絡	(一社)日本アマチュア無線連盟千葉県支部	防災危機管理部防災対策課

※平時に登録を行っている。

（2）災害ボランティアセンターによる登録・派遣

県災害ボランティアセンターでは、県内全体のボランティアに関する情報の収集や提供等を行い、市町村災害ボランティアセンター又は広域災害ボランティアセンターでは、一般分野での活動を希望する個人及び団体について受入、登録する。

市町村災害ボランティアセンターで受け入れたボランティアについては、市町村内のボランティアの需要状況をもとに派遣する。また、広域災害ボランティアセンターで受け入れたボランティアについては、被災地におけるボランティアの需要状況をもとに、派遣先や派遣人員等を被災市町村と調整のうえ、派遣する。

さらに、活動希望者が全国規模で予想される場合には、近隣都県の社会福祉協議会等の協力を得て受付、登録事務を進めるものとする。

（3）ボランティアニーズの把握

被災市町村は被災現地における体制を整備し、被災地市町村災害ボランティアセンターと連携のうえ、ボランティアの需要状況の的確な把握に努める。

県災害ボランティアセンターは、被災市町村災害ボランティアセンターとの連絡を密にし情報収集するとともに、各種ボランティア団体との情報交換等により、県全域のボランティアの需要状況の把握に努める。

（4）各種ボランティア団体との連携

県災害ボランティアセンターは、市町村社会福祉協議会、独自に活動するボランティア団体・ＮＰＯ法人等と十分な情報交換を行うとともに必要な支援策を実施し、密接な連携の下に災害支援活動を進める。

（5）感染症対策について

市町村災害ボランティアセンターは、感染症が懸念される状況においては、ボランティアの募集範囲は市町村域を基本とし、募集範囲を拡大する場合は被災地域の住民のニーズや意見などを踏まえ、関係団体と協議する。

6　ボランティア受入体制（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、市町村）

（1）食事、宿泊場所の提供

ボランティアについての食事や宿泊場所については、自己調達を基本とする。

（2）市町村災害ボランティアセンターの活動拠点の提供

市町村災害ボランティアセンターの活動拠点については、市町村が用意する。

また、広域災害ボランティアセンターの活動拠点については、県が用意する。

（3）活動費用の負担

ボランティアの活動に伴う経費は、その必要性に応じてボランティアを受け入れる市町村が負担する。ボランティアが活動に必要とする資機材については、県社会福祉協議会や市町村社会福祉協議会においても、あらかじめ用意を行うことが望ましい。

（4）保険の付与

ボランティア活動に伴う事故の発生に対処するため、県災害ボランティアセンターは県内で活動するボランティアの把握に努め、被災地市町村災害ボランティアセンターにおいては、ボランティア保険の加入を活動の条件とする。

7　災害ボランティアセンター運営スタッフ等の養成等（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、教育庁、市町村）

一般分野でのボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その活動を支援する災害ボランティアセンターの運営スタッフ等には、調整能力など高い専門性が必要である。

そこで、各種研修会や講習会を通じて、普段から災害ボランティアセンターの運営スタッフ等の養成を進める。

また、災害時に迅速な受入ができるよう災害ボランティアセンターの開設・受入・調整についてのマニュアル作成や訓練の実施等により体制を整備するとともに、被災者の多様なニーズに応えられるよう、多様な立場の者の能力が活用され、意見が反映されるよう、常日頃から連携体制の強化に努める。

８　日本赤十字社千葉県支部防災ボランティア養成・研修計画

日本赤十字社千葉県支部は、災害時の救援活動に参加・協力するボランティアを養成するため、次の計画に基づき研修・訓練を実施する。

また、大規模災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティアの受付、連絡調整等を行う防災ボランティアリーダー（コーディネーター）の養成を進める。

項　　目	対　象	実　施　内　容
防災ボランティア登録説明会	新規登録者	防災ボランティアの概要等
防災ボランティア研修会	登録者全員	グループワーク、講演等
防災ボランティアリーダー養成講習会（本社）	候補者	ボランティアセンターの運営方法等
防災ボランティア地区リーダー養成講習会	候補者	地区におけるボランティアセンターの運営方法等
防災ボランティアリーダー研修会	リーダー	グループワーク、研修会の運営等
防災ボランティアリーダー・地区リーダーフォローアップ研修会	リーダー・地区リーダー	グループワーク、地区研修会の運営等

その他に次の９奉仕団が個別に研修・訓練を実施する。

奉　仕　団　名	災害時における活動（役割）
千葉県赤十字地域奉仕団	非常食の炊き出し、給食、義援金の募集、避難所の運営補助（受付、清掃、案内等）、献血の呼びかけ・受付等
千葉県青年赤十字奉仕団	避難所の運営補助（清掃・案内・乳幼児の世話、障害を持つ人の介助等）、救援物資の収納管理・配布等
千葉県赤十字安全奉仕団	災害現場又は傷病者の救護所での搬送補助・応急手当、救援物資の搬送及び配布等
千葉県赤十字看護奉仕団	災害現場又は救護所での医療スタッフの補助・応急手当、巡回診療補助、避難所での運営補助（健康相談・血圧測定等）
千葉県赤十字語学奉仕団	通訳（診療の補助、各種案内等）、外国人被災者の安否調査等
成田赤十字病院ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ会	外来患者の補助、入院患者の生活介助、院内の案内、清掃等
千葉県赤十字特殊救護奉仕団	災害現場又は救護所での傷病者の搬送補助・応急手当、無線通信による情報収集、広報、救援物資の搬送及び配布等
千葉県赤十字安全水泳奉仕団	避難所での運営補助（救援物資の搬送及び配布等）
千葉県青少年赤十字賛助奉仕団	避難所の子どもたちに対する遊びや学習の支援等

第４章　災害復旧計画

第１節　被災者生活安定のための支援

１　被災者に関する支援の情報の提供等　（風－４－２）
２　被災者生活再建支援金　（風－４－２）
３　公営住宅の建設等　（風－４－３）
４　災害援護資金　（風－４－３）
５　生活福祉資金　（風－４－４）
６　県税の減免等　（風－４－５）
７　生活相談　（風－４－６）
８　雇用の維持に向けた事業主への支援　（風－４－６）
９　義援金　（風－４－６）
10　その他の生活確保　（風－４－９）
11　中小企業への融資　（風－４－９）
12　農林漁業者への融資　（風－４－11）

第２節　ライフライン関連施設等の復旧計画

１　水道施設　（風－４－13）
２　下水道施設　（風－４－13）
３　電気施設　（風－４－13）
４　ガス施設　（風－４－14）
５　通信施設　（風－４－15）
６　工業用水道施設　（風－４－15）
７　農林・水産業施設　（風－４－15）
８　公共土木施設　（風－４－16）

第３節　激甚災害の指定

１　激甚災害に関する調査　（風－４－18）
２　特別財政援助額の交付手続等　（風－４－18）

第４節　災害復興

１　体制の整備　（風－４－19）
２　災害からの復興に関する基本的な考え方　（風－４－19）
３　想定される復興準備計画　（風－４－19）
４　復興対策の研究・検討　（風－４－20）

第１節　被災者生活安定のための支援

災害により被害を受けた県民が、安心した生活を取り戻せるように、経済的支援をはじめ、医療や雇用面における支援、さらに心のケア等を行うことによって、県民に自力復興心をもたせ、もって生活安定の早期回復を図る。

１　被災者に関する支援の情報の提供等（全庁、市町村）

市町村は、各種の支援措置が早期に実施されるよう、発災後遅滞なく被災者に罹災証明書を交付するとともに、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成等被災者支援の総合的かつ効率的な実施に努める。

県及び市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムやＷＥＢ会議等を活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるとともに、被災者台帳を作成する市町村からの要請により、被災者に対して実施した支援に関する情報を提供する。

併せて、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

また、県は国及び市町村と連携し、被災者に対してブルーシートの設置や住宅修理を行う事業者を迅速に紹介するよう努める。

２　被災者生活再建支援金（防災危機管理部、市町村）

（１）目的

自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活再建することが困難な被災者に対し、その生活の再建を支援し、もって県民生活の安定と被災地の速やかな復興に資すること。

（２）対象となる自然災害

ア　災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号に該当する被害が発生した市町村における自然災害

イ　１０世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

ウ　１００世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

エ　上記ア又はイに規定する被害が発生した市町村を含む都道府県内で、５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口１０万人未満）における自然災害

オ　上記ウ又はエに規定する都道府県に隣接する都道府県内の市町村（人口１０万人未満）で、ア～ウに規定する被害が発生した市町村に隣接し、かつ、５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

カ　上記ウ又はエに規定する都道府県が２以上ある場合において、その自然災害により５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口１０万人未満。ただし、人口５万人未満の市町村にあっては２世帯以上）における自然災害

（３）対象となる被災世帯

対象世帯は次のいずれかに該当する世帯とする。

ア　住宅が「全壊」した世帯

イ　住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ　災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が継続している世帯

エ　住宅が半壊し、大規模な補修をしなければ居住が困難な世帯（大規模半壊世帯）

オ　住宅が半壊し、相当規模の補修をしなければ居住が困難な世帯（中規模半壊世帯）

（4）支援金の支給額

支給額は、住宅の被害程度と再建方法に応じた渡し切りとし、以下の２つの支援金の合計額となる。ただし、世帯人数が１人の場合は各該当欄の金額の３／４の額となる。

ア　住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

イ　住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額 （全壊・解体・ 長期避難・ 大規模半壊)）	200万円	100万円	50万円
支給額 （中規模半壊）	100万円	50万円	25万円

（5）支援金支給手続

支給申請は市町村に行い、提出を受けた市町村は申請書等の確認を行いとりまとめの上、県へ提出する。

県は当該書類を委託先である（公財）都道府県センターへ提出し、申請書を受理した（公財）都道府県センターは支給決定等を行う。

（被災者生活支援法人として、（公財）都道府県センターが指定されている。）

（6）千葉県被災者生活再建支援事業

ア　県は、自然災害により住宅が全壊するなどの被害を受けたにも関わらず、上記（2）の対象とならない世帯に、一定の要件のもと支援金を支給する。

イ　本事業の実施主体は、市町村とする。（県から市への補助方式：補助率8/10）

ウ　支援金の支給額は上記（4）と同等とする。

3　公営住宅の建設等（県土整備部、市町村）

災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設又は公営住宅の空き家の活用を図る。

（1）公営住宅の建設等

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設若しくは買取又は被災者へ転貸するために借上げる。

知事は、災害公営住宅の建設等を行う市町村に対し、適切に指導・支援を実施する。

（2）公営住宅の空き家の活用

公営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法第２１条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）に対しては、既存公営住宅等の空き家を活用し、優先的に入居できる措置等を講じる。

県は、関係機関や市町村と協議し、円滑な入居に努める。

4　災害援護資金（防災危機管理部、市町村）

自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため災害資金の貸付けを行う。

（1）貸付対象

ア　貸付の対象となる被害

（ア）世帯主が療養に要する期間がおおむね１月以上である負傷を負った場合

（イ）住居又は家財の被害金額が当該住居又は家財の価格のおおむね３分の１以上の損害であると認められる場合

イ　世帯の所得制限

上記アに掲げる被害を受けた世帯であって、当該世帯に属する者（以下「同一世帯員」という。）の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が、同一世帯員が１人であるときは２２０万円、２人であるときは４３０万円、３人であるときは６２０万円、４人であるときは７３０万円、５人以上であるときは７３０万円にその世帯に属する者のうち４人を除いた者１人につき３０万円を加えた額に満たないものの世帯主

ただし、当該世帯の住居が滅失した場合にあっては、同一世帯員の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が１，２７０万円に満たない世帯の世帯主

（２）貸付限度額

ア 世帯主の１ヶ月以上の負傷のある場合

（ア）家財等の損害がない場合	１５０万円
（イ）家財の１／３以上の損害	２５０万円
（ウ）住居の半壊	２７０万円
ただし、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合	３５０万円
（エ）住居の全壊	３５０万円

イ　世帯主の１ヶ月以上の負傷のない場合

（ア）家財の１／３以上の損害	１５０万円
（イ）住居の半壊	１７０万円
ただし、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合	２５０万円
（ウ）住居の全壊（（エ）を除く）	２５０万円
ただし、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合	３５０万円
（エ）住居の全体が滅失若しくは流失	３５０万円

（３）貸付条件

ア　貸付期間　１０年（据置期間を含む）

イ　据置期間 ３年（特別な場合５年）

ウ　利子　年３％以内で市町村等が条例で定める率（据置期間中は無利子）

（４）償還方法　年賦償還、半年賦償還又は月賦償還

（５）申込方法　各市町村

５　生活福祉資金（健康福祉部）

（１）貸付対象

低所得世帯のうち、他から融資を受けることができない者で、この資金（災害援護費）の貸付けを受けることによって災害による困窮から自立更生のできる世帯

（２）貸付金額　一世帯１５０万円以内

（３）貸付条件

ア　据置期間　６月以内

イ　償還期間　据置期間経過後７年以内

ウ　利子

保証人あり　無利子

保証人なし　年１．５％

エ　保証人

（ア）連帯保証人となること

（イ）原則として借受人と同一都道府県に居住し、その生活の安定に熱意を有する者

（ウ）生活福祉資金の借受人又は借入申込者となっていない者

（4）償還方法　年賦、半年賦又は月賦

（5）申込方法　官公署が発行する被災証明書を添付し、民生委員を通じ市町村社会福祉協議会へ申し込む。

6　県税の減免等（総務部）

被災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）に対し、地方税法又は千葉県県税条例の規定により、県税の申請等の期限の延長、徴収猶予及び減免等個々の事態に対応した適時・適切な措置を講じるものとする。

（1）申告等の期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告、その他の書類の提出又は県税を納付若しくは納入することができないと認めるときは、次により当該期限を延長するものとする。

ア　災害が広範囲にわたる場合

知事が職権により適用の地域及び期日を指定するものとする。

イ　その他の場合

納税義務者等の申請により、県税事務所長が、災害のやんだ日から２月以内において期日を指定するものとする。

（2）徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が県税を一時に納付し又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき１年以内において徴収を猶予するものとする。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに１年以内の延長を行うものとする。

（3）減免及び納入義務の免除等

被災した納税義務者等に対し、次により減免及び納入義務の免除等を行うものとする。

ア　個人の県民税

個人の県民税については、市町村民税と同じ取扱いで減免するものとする。

イ　個人の事業税

納期未到来分については、被災の状況に応じ減免するものとする。

ウ　不動産取得税

災害により滅失若しくは損壊した不動産に代わるものとしての不動産の取得、又は取得した不動産がその取得直後に災害により滅失若しくは損壊した場合における当該不動産の取得については、不動産取得税を減免するものとする。

エ　自動車税

災害により自動車に損害を受けた場合、運行の用に供することができない期間に応じ減免するものとする。

オ　軽油引取税

災害により、軽油の代金及び軽油引取税の全部又は一部を受けとることができなくなったことについて正当な理由があると認められる場合、又は徴収した軽油引取税を失った場合、特別徴収義務者の申請により、その軽油引取税が既に納入されているときは還付し、納入されていないときは納入義務を免除するものとする。

カ　固定資産税

災害により被害を受けた大規模償却資産について、その被害の程度に応じ、減免するものとする。

7　生活相談（全庁、市町村）

機関名	相　談　の　取　扱　い
県	1　県庁内に被災者総合相談窓口を設置するとともに、税務、福祉・医療、商工・労働、農林・水産、土木・都市、教育、女性のための相談等の個別相談窓口を設置する。 2　被災者への相談事業等の展開 　災害によるショック及び避難生活の長期化へ対応するため被災地及び避難所において専門家等による相談等の事業を行う。 （1）要介護者への巡回相談事業の実施 （2）被災児童生徒及び親への相談事業の実施 3　住宅被災者に対する相談等の実施 　被災した住宅の復興を支援するため、住宅相談窓口を開設し、住宅金融支援機構職員による住宅再建に関する相談を行う。 ＜資料編１－12　災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書＞ 4　被災者への迅速かつ適切な相談業務を行うため、市町村と緊密な連携を図る。
市　町　村	市町村においては、被災者のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取しその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、広聴活動を実施する。
県　警　察	1　警察署又は交番その他必要な場所に臨時相談所を設置する。 2　相談活動を通じて把握した問題については、組織的対応により迅速な処理をするとともに、必要により関係機関へ連絡して、その活動を促す。

8　雇用の維持に向けた事業主への支援（商工労働部）

（1）雇用の維持と失業の予防を図るため、事業主に対して各種雇用関係の助成金制度の周知・啓発に努める。

（2）雇用調整助成金等の特例的な運用について、厚生労働省への要請を行う。

9　義援金（防災危機管理部、出納局、市町村）

県は、大規模な地震災害や風水害等による被災者に対し、県が募集する義援金及び義援金募集団体（日本赤十字社千葉県支部等）に寄託された義援金を、災害義援金配分委員会での決定に基づき、義援金募集団体、市町村と連携しながら、確実・迅速に配分する。

また、市町村は、必要に応じ自ら募集し被災者に配分するため、義援金の募集、受付、配分等についての計画を策定する。

なお、義援物資については「第３章　災害応急対策計画　第８節　救援物資供給活動　２　食料・生活必需物資等の供給体制」による。

（1）募集の決定及び周知並びに受付

ア　県が募集する義援金

機 関 名	内　　容
県	1　募集の決定及び周知 災害救助法の適用状況等を勘案し義援金の募集を決定し、義援金募集団体等と連携を図りながら、次の事項をホームページ及び報道機関等を通じ公表し、広報を行う。 （1）振込金融機関口座（金融機関名、口座番号、口座名等） （2）受付窓口 （3）募集期間 （4）振込手数料の取扱い （5）税制上の取扱い （6）配分方法 2　受付 義援金は出納局で受け付ける。 （※寄附金（見舞金）は防災危機管理部で受け付ける。）

イ　義援金募集団体が募集する義援金

機 関 名	内　　容
義援金募集団体	1　募集の決定及び周知 県や市町村等と連携を図りながら、募集を決定し周知を行う。 2　受付 関係団体（市町村、社会福祉協議会等）と連携を図りながら、受け付ける。 寄託された義援金は、災害義援金配分委員会の指定する口座に速やかに送金することとする。

（2）配分

<table>
<tr><th>機 関 名</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>県</td><td>県及び義援金募集団体に寄託された義援金の配分に必要な事項（対象・基準・時期・方法等）については、義援金募集団体、被災市町村、報道機関、福祉団体、県等で構成する災害義援金配分委員会を開催し、決定する。
配分基準は、原則として下表のとおりとするが、義援金配分委員会が特に必要と認めた場合は、この基準によらないことができる。
（表）配分基準
<table>
<tr><th colspan="2">配　分　対　象</th><th>配　分　比</th></tr>
<tr><td rowspan="3">人的被害（配分対象：者）</td><td>死者</td><td>１０</td></tr>
<tr><td>行方不明者（死亡と推定される者）</td><td>１０</td></tr>
<tr><td>重傷者</td><td>5</td></tr>
<tr><td rowspan="3">住家被害（配分対象：世帯）</td><td>全壊　（半壊解体、敷地被害解体を含む。）</td><td>１０</td></tr>
<tr><td>半壊</td><td>5</td></tr>
<tr><td>床上浸水</td><td>1</td></tr>
</table>
（※ 床上浸水世帯を１とする）</td></tr>
<tr><td>市　町　村</td><td>県又は義援金募集団体から送付された義援金を、被災者に配分する。</td></tr>
</table>

（3）　義援金の処理に関する監査及び配分状況の公表

機 関 名	内　　容
県	義援金が公正かつ適正に配分されたことを示すため、義援金配分委員会の監事は義援金の処理に関する監査を行い、配分状況を公表する。

10　その他の生活確保

機関名	生　活　確　保　の　取　扱　い
日本郵便㈱	災害救助法が発動された場合、日本郵便㈱は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。 （１）災害時における窓口業務の維持 （２）㈱ゆうちょ銀行の非常払及び㈱かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い （３）被災者に対する郵便葉書等の無償交付 災害時には、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。 （４）被災者が差し出す郵便物の料金免除 災害時には、被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除を実施するものとする。
労　働　局	１　災害による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、市町村の被災状況等を勘案の上、県内各公共職業安定所及び隣接都県の公共職業安定機関等との緊密な連携をとり、公共職業安定所を通じ速やかにそのあっせんを図る。 ２　災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、被災地域を管轄する公共職業安定所長を通じ、次の措置を講じる。 （１）被災者のための臨時職業相談窓口の設置 （２）巡回職業相談の実施 ３　雇用保険の失業給付に関する特例措置 災害により失業の認定日に出向いて行くことのできない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。
Ｎ　Ｈ　Ｋ	災害救助法に基づく被災者の受信料免除について検討し、総務大臣の承認を得て実施する。

11　中小企業への融資（商工労働部）

経営安定資金の融資対策を講じる。

（１）市町村認定枠

ア　融資対象者

・激甚災害により被害を受けた者

・中小企業信用保険法第２条第５項第４号の規定による認定を受けた者

イ　融資使途

設備資金、運転資金

ウ　融資限度額

１中小企業者　８，０００万円以内

エ　融資期間

設備資金　１０年以内、運転資金　７年以内

オ　融資利率

年１．０％～１．４％（融資期間により異なる。）

（２）一般枠

ア　融資対象者

知事が指定する災害により被害を受けた者

イ　融資使途
　　設備資金、運転資金
ウ　融資限度額
　　１中小企業者　８，０００万円以内
エ　融資期間
　　設備資金　１０年以内、運転資金　７年以内
オ　融資利率
　　年１．１％～１．７％（融資期間により異なる。）

（３）激甚災害枠
ア　融資対象者
　　激甚災害法の対象地域において直接被害を受けた方
イ　融資使途
　　設備資金、運転資金
ウ　融資限度額
　　１中小企業者　８，０００万円以内
エ　融資期間
　　設備資金　１０年以内、運転資金　７年以内
オ　融資利率
　　年１．０％～１．４％（融資期間により異なる。）

（４）高度化融資（災害復旧貸付）
　既往の高度化事業の貸付を受けた事業用施設が災害による被害を受けた場合、または、災害による被害を受けた施設を復旧するに当たって新たに高度化事業を実施する場合に、優遇された貸付条件を適用
ア 貸付期間
　　最長２０年（うち据置期間３年以内）
イ 貸付金利
　　無利子
ウ 貸付割合
　　貸付対象事業費の９０％以内

12　農林漁業者への融資（農林水産部）

令和6年8月1日現在

貸付金の種類		貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間
天災資金	3.0%以内資金	種苗、肥料、飼料、労賃、水利費、薬剤、農機具、家畜又は家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油の購入、漁船の建造又は取得、共済掛金（農業共済又は漁業共済）の支払い等	〈個人〉 ・果樹栽培、家畜・家きんの購入等 500万円 （600万円） ・漁具の購入 5,000万円 ・上記以外 200万円 （250万円） 〈法人〉 ・農事組合法人 2,000万円 ・上記法人等の果樹栽培、家畜・家きんの購入等 2,500万円 ・漁業を営む法人 2,000万円 ・漁具の購入 5,000万円 ※カッコ内は、激甚災害法による特例措置	3.0%以内 （平成10年の適用例0.6%）	原則6年以内 （果樹栽培、家畜・家きんの購入等　原則5年以内）
	5.5%以内資金	〃	〃	5.5%以内 （平成10年の適用例0.6%）	原則5年以内
	6.5%以内資金	〃	〃	6.5%以内 （平成10年の適用例0.6%）	原則3年以内 （果樹栽培、家畜・家きんの購入等　原則5年以内）
県単農業災害対策資金	経営安定資金	種苗、肥料、飼料、労賃、水利費、薬剤、農機具、家畜又は家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、菌床、農業共済掛金、簡易施設復旧資材等	災害の都度決定 （標準的な例：被害認定額の80%以内で300万円以下）	災害の都度決定 （令和4年の適用例0%）	災害の都度決定 （標準的な例：5年以内）
	施設復旧資金	農業用施設の復旧に要する経費	災害の都度決定 （標準的な例：被害認定額の80%以内で500万円以下）	災害の都度決定 （令和4年の適用例0%）	災害の都度決定 （標準的な例：6年以内（据置2年以内））

貸付金の種類		貸 付 対 象	貸 付 限 度 額	利　　率	償還期間 据置期間
県単漁業災害対策資金	経営安定資金	漁具、稚魚、稚貝、飼料、燃料、労賃、漁業共済掛金、簡易施設復旧資材等	災害の都度決定 （標準的な例：被害認定額の80％以内で300万円以下）	災害の都度決定 （令和元年の適用例0％）	災害の都度決定 （標準的な例：5年以内）
	施設復旧資金	漁船、漁業用施設の復旧に要する経費	災害の都度決定 （標準的な例：被害認定額の80％以内で500万円以下）	災害の都度決定 （令和元年の適用例0％）	災害の都度決定 （標準的な例：6年以内（据置2年以内））
（株）日本政策金融公庫資金	農業基盤整備資金	農地又は牧野の保全又は利用上必要な施設の復旧	当該年度に負担する額	固定金利 （適用される融資時の金利は毎月見直し）	25年 （据置10年以内）
	農林漁業セーフティネット資金	災害により必要とする経営再建費、収入減補填費等	600万円 （特認年間経営費等の6/12以内）		15年 （据置3年以内）
	林業基盤整備資金	災害による造林地の復旧 災害による林道の復旧 災害による樹苗養成施設の復旧	80～90％以内 80％以内 80％以内		30年 （据置20年以内） 20年 （据置3年以内） 15年 （据置5年以内）
	漁業基盤整備資金	漁港に係る防波堤岸壁等施設、漁場、水産種苗生産施設の復旧	80％以内		20年 （据置3年以内）
	農林漁業施設資金 （主務大臣指定施設）	農業施設、林業施設、水産施設の復旧、果樹の改植又は補植	１施設当たり300万円（特認600万円、漁船1,000万円～11 億円）又は負担する額の80％のいずれか低い額	変動 （毎月見直し）	15年 （据置3年以内） 果樹の改植補償は25年 （据置10年）
	（共同利用施設）	農業施設、林業施設、水産施設、等共同利用施設の復旧	80％以内		20年 （据置3年以内）

第２節　ライフライン関連施設等の復旧計画

上下水道・電気・ガス・通信等の施設、工業用水道及び農林業用施設また道路・河川・港湾等の公共土木施設は、それぞれ都市生活及び生産の基盤であり、社会経済活動の基幹となるものである。

これらの施設については、災害直後の応急復旧の後、社会全般が落ち着いた段階で将来計画も踏まえた施設等の復旧を行うものとする。

１　水道施設（総合企画部、企業局）

応急復旧が一段落し給水が確保された段階で、水道事業の正常化を図るため総合的に施設の復旧を行う。

（１）復旧対策

復旧工事は、特に次の点に留意して進めるものとする。

ア　取水・導水・浄水施設及び管路等の重要施設について最優先で復旧を行う。

イ　施設の耐震化を図る。

ウ　管路は多系統化、ブロック化及びループ化を基本とする。

エ　市町村の計画的復興に伴う施設の整備を図る。

（２）漏水防止対策

配水の正常化を図るため、早急に漏水防止対策を行う。

ア　漏水調査を実施する。

イ　調査に基づき、漏水修理計画を作成し実施する。

この場合は次の点に留意する。

（ア）漏水の多発している管路は布設替えを行う。

（イ）修理体制を整備し、断水時間の短縮、住民への広報、保安対策に万全を期する。

２　下水道施設（県土整備部）

災害の本復旧は、応急復旧終了後、本復旧のための調査を実施し、調査結果に基づいて復旧計画を策定し、工事を実施する。

３　電気施設

原則として復旧の順位は、人命にかかわる施設、対策の中枢である官公署、県民生活の安定のために重要な報道機関、避難場所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、災害の状況、施設復旧の難易度を勘案し、電力供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

（１）火力発電設備

ア　系統に影響の大きい発電所

イ　局配負荷供給上必要な発電所

（２）送電設備

送電線路の復旧順位は次のとおりである。

ア　全回線送電不能の主要線路

イ　〃　のその他の線路

ウ　一部回線送電不能の重要線路

エ　〃　のその他の線路

（３）変電設備

ア　主要幹線の復旧に関する送電用変電所

イ　都心部に送電する系統の送電用変電所

ウ　重要施設に供給する配電用変電所

（4）通信設備

ア　給電指令回線並びに制御・保護及び監視回線

イ　保守用回線

ウ　業務用回線

（5）配電設備

病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設への供給回線を優先的に送電する。

4　ガス施設

ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、二次災害を防止するため、下記の手順により慎重に進める。

なお、復旧の順位として、人命にかかわる施設、対策の中枢である官公庁、避難場所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、災害の状況、施設復旧の難易度を勘案し、ガスの供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

（1）被害状況の調査と復旧計画の作成

復旧計画の作成のため、次の設備について被害調査を行う。

ア　ガス製造設備

イ　供給設備

ウ　通信設備

エ　需要家のガス施設

これらの調査結果に基づき、被災した製造・供給設備の修理復旧順位及び供給再開地区の優先順位を定め、復旧計画を作成する。

（2）復旧措置に関する広報

復旧措置に関して安全確保のため、付近住民及び関係機関等への広報に努める。

（3）復旧作業

ア　製造所における復旧作業

ガスの製造、供給を一時若しくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、各種施設の点検を実施し、必要に応じ補修を行い各設備の安全性を確認した後、標準作業に基づいて、ガスの製造、供給を再開する。

イ　整圧所における復旧作業

ガスの受入、送出を一時若しくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、施設の点検、補修を行い、各設備の安全確認の後、標準作業に基づいて供給を再開する。

ウ　高・中圧導管の復旧作業

（ア）区間遮断

（イ）気密試験（漏えい箇所の発見）

（ウ）漏えい箇所の修理

エ　低圧導管と需要家設備の復旧作業

（ア）閉栓確認作業　　（オ）本支管・供内管漏えい箇所の修理　（ケ）開栓

（イ）被災地域の復旧ブロック化　　（カ）本支管混入空気除去

（ウ）復旧ブロック内巡回点検作業　（キ）内管検査及び内管の修理

（エ）復旧ブロック内の漏えい検査　（ク）点火・燃焼試験

（4）再供給時事故防止措置

ア　製造施設

ガスの製造、供給を一時若しくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、各種施設の点検を実施し、必要に応じ補修を行い各設備の安全性を確認した後、標準作業に基づいて、ガスの製造、供給を再開する。

イ　供給施設

ガス再供給時のガス漏えい等による二次災害を防止するための点検措置を行う。

ウ　需要家のガス施設

各需要家の内管検査及びガスメーターの個別点検試験を実施し、ガスの燃焼状態が正常であることを確認した後、使用再開する。

5　通信施設

（1）東日本電信電話㈱における復旧の順位

災害により被災した通信回線の復旧については、あらかじめ定められた順位にしたがって実施する。

重要通信を確保する機関の順位

順　位	確保する機関（契約約款に基づく）
第１順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第２順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第１順位以外の国又は地方公共団体
第３順位	第１順位、第２順位に該当しないもの

＊上記機関において、復旧を優先する電気通信サービスは、各１回線以上とする。

電気通信サービスとは：電話サービス、総合ディジタル通信サービス、専用サービス、パケット交換サービス（インターネット接続サービスを含む）　等

6　工業用水道施設（企業局）

工業用水を常時、安定的に供給するという役割を担う工業用水道の重要性から次の点に留意し復旧を行う。

（1）復旧工程

復旧工事期間中においても受水企業の操業に支障が生じないよう、平常時と同様の給水量を確保することを前提として実施する。

（2）浄水場等の単独施設

施設の被災状況を詳細に調査し、緊急度の高いものから更新、修繕を行う。

（3）管路等施設

管路は道路占用等により布設されており、道路管理者の復旧計画、他占用事業者の復旧計画との調整、整合を図り実施する。

7　農林・水産業施設（農林水産部）

（1）農業用施設

農業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に公共性を含めた農業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア　用水施設

（ア）取水施設、用水路等の破壊、決壊で、これを放置すると農業生産基盤に重大な影響を与えるもの

（イ）用水路護岸の破壊で、決壊のおそれのあるもの

イ　貯水施設

（ア）ため池、ダム等の堤体の決壊又はそのおそれがあり、ため池、ダム等の下流の地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの

（イ）決壊したため池、ダム等を放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの

ウ　道路施設

道路、橋梁等が被害を受けた場合、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの

エ　排水施設

（ア）堤防の破壊、護岸の決壊で、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの

（イ）護岸等の決壊で、破堤のおそれのあるもの。

（ウ）被害を受けた排水施設について、放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの

オ　地すべり防止施設

地すべり防止施設の被災で、これを放置すると、人家、公共用及び農業用施設に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの

（2）林業用施設

林業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に緊急に復旧を行う必要のあるものは次のとおりである。

ア　林道施設

林道施設の被災で、これを放置すると、林業生産基盤及び地域住民の生活用道路としての役割に重大な影響を与えるもの

イ　林地荒廃防止施設、地すべり防止施設（治山施設）

林地荒廃防止施設、地すべり防止施設（治山施設）の被災で、これを放置すると、人家、公共用施設、道路等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの

（3）漁港施設

漁港施設管理者は､管理する施設が災害により被害を受けた場合は､被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。特に公共性があり漁業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア　海岸保全施設

（ア）堤防の決壊又はそのおそれがあるもの

（イ）堤防の前面の砂浜における土砂の流出で、根固めをする必要があるもの

（ウ）護岸の全壊等で、これを放置すると著しい被害が生じるおそれのあるもの

イ　漁港施設

（ア）係留施設の破壊で、漁船の係留又は水揚げに重大な支障を与えているもの

（イ）臨港交通施設の破壊で、これによって当該臨港交通施設による輸送不可能又は著しく困難であるもの（他の施設による輸送が著しく困難でない場合を除く。）

（ウ）漁港の埋そくで、漁船の航行又は停泊に重大な支障を与えているもの

（エ）外かく施設の破壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

8　公共土木施設（県土整備部）

（1）道路施設

道路管理者は、道路、橋梁及び道路付属物が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うこととする。

復旧に当たっては、被害者の救命・救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、「緊急輸送道路一次路線」を最優先に実施し、公益占用物件等の復旧計画と調整の上、行うものとする。

県は、指定市以外の市町村が管理する指定区間外の国道、都道府県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

（2）河川、海岸、港湾、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設

河川、海岸、港湾、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。

特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア　河川管理施設

（ア）堤防の決壊、護岸又は天然河岸の破壊で、住民の日常生活に重大な影響を与えているもの

（イ）堤防の決壊又はそのおそれのあるもの

（ウ）河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの

（エ）河川の埋そくで、流水の疎通を著しく阻害するもの

（オ）護岸、床止、水門、ひ門、ひ管、排水機場又は天然の河岸の全壊等で、これを放置した場合に著しい被害を生じるおそれがあるもの

イ　海岸保全施設

（ア）堤防の決壊又はそのおそれがあるもの

（イ）堤防の前面の砂浜における土砂の流出で、根固めをする必要があるもの

（ウ）護岸、水門及び排水機場等の全壊等で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

ウ　港湾施設

（ア）係留施設の破壊で船舶の係留又は荷役に重大な支障を与えているもの

（イ）臨港交通施設の破壊で、これによって当該臨港施設による輸送が不可能又は著しく困難であるもの（他の施設による輸送が著しく困難でない場合を除く。）

（ウ）港湾の埋そくで、船舶の航行又は停泊に重大な支障を与えているもの

（エ）外かく施設の決壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

エ　砂防設備

（ア）砂防堰堤、床固工等の決壊又はそのおそれがあるもの

（イ）砂防堰堤、床固工、護岸工等の脚部の深堀れで、根固をする必要があるもの。

（ウ）護岸の決壊、天然河岸の著しい決壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

（エ）天然河道の埋没で砂防堰堤等の築造を必要とするもので、放置すれば下流の埋そく土砂が流下し、新たな被害の生じるおそれのあるもの

オ　地すべり防止施設

地すべり防止施設の被災で、これを放置すると人家、公共施設等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれがあるもの

カ　急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地崩壊危険区域内の急傾斜地崩壊防止施設の被災で、これを放置すると人家、公共施設等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの

第３節　激甚災害の指定

県及び市町村は、大規模な災害が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年9月6日法律第150号。以下「激甚法」という。）の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業及び復興計画に基づく復興事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

１　激甚災害に関する調査（総務部、防災危機管理部、健康福祉部、商工労働部、農林水産部、県土整備部、教育庁）

（１）県

ア　県内に大規模な災害が発生した場合、知事は市町村の被害状況を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係部局に必要な調査を行わせるものとする。

イ　前記アの各部局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額そのほか激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、防災危機管理部に提出するものとする。

ウ　防災危機管理部長は、前記各部局の調査を取りまとめる。

エ　関係部局は、激甚法に定められた事業を実施する。

（２）市町村

市町村長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

２　特別財政援助額の交付手続等（総務部、農林水産部、県土整備部）

（１）県

激甚災害の指定を受けたときは、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、関係部局は負担金を受けるための手続その他を実施するものとする。

（２）市町村

市町村長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出しなければならない。

第４節　災害復興

１　体制の整備(全庁)

県は、県民の生活や地域（都市）の機能、文化・産業の再建を計る災害復興事業を速やか、かつ、計画的に実施するための臨時組織として、災害復旧・復興本部を設置する。

＜資料編１－11　東日本大震災千葉県災害復旧・復興本部設置要綱＞

２　災害からの復興に関する基本的な考え方（全庁）

国、県、市町村などの行政の施策（公助）や自分の身は自ら守る（自助）も重要であるが、大規模災害が発生し地域の復興を目指すためには、人と人との支え合い、地域の全ての主体が復興に向けて連携する（共助）ことなど、地域住民・企業・団体等の相互の連携、「絆」が重要である。

平成２３年３月に発生した東日本大震災は、被害が甚大であったことから、単なる原状回復である「復旧」にとどまらず、将来に向けて地域を活性化させる「復興」までを視野に取り組むこととし、復興に係る基本的な考え方や今後の施策の方向性を取りまとめた「千葉県震災復旧及び復興に係る指針」を作成した。

県は、今後起こりうる大規模災害に対応するため、この指針を参考に、災害復興の理念、事業内容に関する研究に努めることとする。

また、大規模災害からの復興に関する法律が適用される大規模災害が発生したときは、国、県、市町村は、それぞれの役割分担の下、必要に応じて同法を活用し、被災者の生活再建、地域経済の復興及び将来にわたって安全な地域づくりを一体的に進め、迅速な復興を図るものとする。

３　想定される復興準備計画（全庁）

以下の復興計画を実効ある内容と住民の立場に立ったより効果的なものにするためには、被災後の各方面からの復興調査が重要になってくる。

平成２３年３月に発生した東日本大震災では、津波により太平洋岸の地域が、液状化により東京湾岸の埋立地や河川沿いの低地が大きな被害を受けるなど、地域の特性や被害の状況に応じた復興対策が重要となったことを踏まえ、事前に各方面からの復興に関する調査、研究、検討を行い、実災害に対応できるよう備えておく。

（１）くらしの復興

被災者の自立を尊重し、当面の生活資金の支援から生業支援、雇用対策などの被災者の生活再建支援を中心とした施策を盛り込む。

また、被災者の心身の健康の回復は、全ての基礎となることから医師・保健師等の巡回診断、心的外傷やＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害（PostTraumatic Stress Disorder））等、被災者、被害者に対する心のケアの重要性の認識など健康・福祉面でのきめ細かい支援を向上させる。

（２）都市の復興

壊滅的な被害を受けた都市の復興については、生活の基礎地盤となる都市(地域)社会の継続の必要性と都市(地域)機能の回復の観点から、より質的向上を念頭に入れた、まちづくりを進める。

そのためには、迅速で将来を見越した被災地の建築制限、行政と県民とが協働した都市計画の策定を目指す。

都市(地域)の特性、それぞれの歴史、文化を途絶えることなく継承するとともに、さらに、その特性を考慮した対策をとり、より発展できるよう心がける。

（３）住宅の復興

被災者が、生活の拠点となる住まいを確保すること、宅地及び住宅の復旧は、被災者の自立を促すこととなり、復興の礎となる。被災者が自力での住宅再建を支援することを中心に、民間住宅の斡旋・補助、公的住宅の建設など多岐にわたり検討し、被災者の将来設計に合致した住まいの復興を支援する。

（4）産業の復興

地域の産業は、基幹産業のみならず、すべてにおいて地域の中心であり、地域の活力の源である。その産業(事業者)が被災し、操業(営業)の停止を余儀なくされた場合、融資制度の活用などによる財政的な支援とともに、賃貸工場・店舗の提供などの措置を検討する。また、産業間を結ぶ流通、通信の復興については、できるだけ迅速な復旧・復興を支援する。

県の重要な産業である観光、農業、漁業などにおいても復興を支援する観点からの積極的な情報の発信、マイナスイメージを払拭するイベントの開催や宣伝など産業の復興を側面から支援する。

4　復興対策の研究、検討（全庁）

今後起こりうる大規模災害に対して、着実かつ円滑な復旧対策を実施するため、以下の東日本大震災に係る政策課題ごとの復興施策の方向性を参考にし、震災後の対策や活動内容について事前に検討し、定めておくものとする。また、その際、民間事業者等、関係機関の意見を聴取するよう、努める。

（1）防災・危機管理体制の強化
- ア　防災対策の充実・強化
- イ　関係機関との連携強化
- ウ　地域コミュニティの活性化

（2）災害に備えた保健医療福祉分野の体制の強化・充実
- ア　医療提供体制の整備
- イ　福祉サービス提供体制の整備
- ウ　健康の維持・増進、心のケア・地域支え合い体制の整備
- エ　子育て支援サービスの提供体制の整備

（3）教育分野における防災体制の充実
- ア　教育施設の早期耐震化推進
- イ　防災教育の一層の充実
- ウ　学校における災害発生時の児童生徒等に対する支援の充実

（4）農林水産業の再生と発展
- ア　農林水産業の生産力の強化と担い手づくりの推進
- イ　千葉県産農林水産物の魅力発信
- ウ　緑豊かで活力ある農山漁村づくりの推進
- エ　自然災害対策の推進

（5）商工業・観光業等の再生と発展
- ア　商工業の再生及び成長支援
- イ　観光業の再生
- ウ　就労支援及び雇用創出の推進

（6）地震・津波・液状化等の災害に強いまちづくり
- ア　安全なまちづくりの推進
- イ　公共土木施設の防災機能の強化
- ウ　交通ネットワークの機能強化
- エ　上下水道施設等ライフラインの機能強化

千 葉 県 地 域 防 災 計 画

第４編　　放 射 性 物 質 事 故 編

本編は、第１編総則で示された目的や基本的な考え方に基づき、放射性物質事故の予防対策や応急対策等について定めたものである。

県（全庁）、市町村

第１章　基本方針

本県には、「原子力災害対策特別措置法（平成11年12月17日法律第156号）」（以下「原災法」という。）に規定される原子力事業所の立地はないが、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素等使用事業所のほか、核原料物質使用事業所や核燃料物質使用事業所が存在している。

また、本県は、「原子力災害対策指針（平成24年10月31日原子力規制委員会決定）」（以下、「対策指針」という。）上、県外の原子力事業所の「緊急的防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone）」には入っていない。

さらに、核原料物質、核燃料物質若しくはこれらによって汚染された物質（以下「核燃料物質等」という。）又は放射性同位元素若しくはこれらによって汚染された物質（以下「放射性同位元素等」という。）の取扱いや原子力艦寄港の状況を把握することも、国の所掌事項となっており、本県及び県内市町村は、核燃料物質等又は放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）の規制に関して法的権限を有していない。

しかし、平成２３年３月１１日に発生した東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質等により、水道水の摂取制限や農産物の出荷制限など、県民の生活、社会経済活動などに様々な影響が及んだところである。さらに、局所的に放射線量の高い箇所が確認され、土壌等の除染等の措置が必要となったほか、汚染された廃棄物の処分方法などの問題が生じたところである。

これらを受け、千葉県地域防災計画に、放射性物質取扱事業所及び防災関係機関の予防対策、応急対策及び復旧対策について定めるものとする。

なお、本計画を迅速かつ的確に推進するため、事故発生時等の具体的な対応などについては別途定める放射性物質事故対応マニュアルによるものとする。

放射性物質事故対策については、現在、国等において各種の対策を検討しているため、今後もそれらの動向を踏まえ、本計画を修正するものとする。

※　核原料物質：原子力基本法（昭和30年12月19日法律第186号）第３条第３号 に規定する核原料物質をいう。
※　核燃料物質：原子力基本法第３条第２号 に規定する核燃料物質をいう。
※　放射性同位元素：放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号）第２条第２項に規定する放射性同位元素をいう。
※　原子力事業所：原災法第２条第４号に規定する工場又は事業所をいう。
※　核燃料物質使用事業所：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第５２条の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所をいう。
※　核原料物質使用事業所：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第５７条の８の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。
※　放射性同位元素等使用事業所：放射性同位元素等の規制に関する法律第３条第１項の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所、同法第第３条の２第１項の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。

※　放射性物質取扱事業所：原災法に規定される原子力事業所をはじめ、放射性物質を取り扱う事業所全般をいう。

＜資料編９－１　県内の核燃料物質使用事業所の現状＞
＜資料編９－２　県内の放射性同位元素等使用事業所の現状＞
＜資料編９－３　近隣地域の原子力施設等（原子力艦含む）の現状＞

第２章　放射性物質事故の想定

県内の放射性物質取扱事業所で取り扱っている核燃料物質の種類及び量から、これらの事業所において、大量の放射線が放出される事故の可能性はないことから、地震、津波、火災等の自然災害などに起因する事故を想定する。

また、核燃料物質の運搬に伴う事故については、陸上輸送中の車両接触事故等により格納容器が破損し、放射性物質が放出されることなどを想定する。

さらに、茨城県等に立地している原災法に規定される原子力事業所については、地震、津波、火災、人為的ミス等による事故などを想定する。

原子力艦については、県外の原子力事業所の事故と同様に、地震、津波、火災、人為的ミス等による事故などを想定する。

第３章　放射性物質事故予防対策

１　県内の放射性物質取扱事業所の把握

県及び市町村は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱事業所の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。

２　情報の収集・連絡体制の整備

県及び市町村は、国、関係市町村、警察、消防機関、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制にするものとする。

３　通信手段の確保

県及び市町村は、放射性物質事故発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線等の通信システムの整備・拡充及び相互接続による連携の確保を図るものとする。

また、電気通信事業者は、県、市町村等の防災関係機関の通信確保を優先的に行うものとする。

４　応急活動体制の整備

（１）職員の活動体制

県及び市町村は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ災害対策本部又は応急対策本部を設置できるよう整備を行うものとする。

（２）防災関係機関の連携体制

県及び市町村は、応急活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化しておくものとする。また事故の状況によっては、消火活動等において放射線に関する専門的な知識を必要とする場合もあるため、県は必要に応じて専門家の助言が得られるよう、国その他の関係機関との連携を図るものとする。

また、県は、近隣及び県内関係市町村による消防相互応援体制の整備に努めるものとする。

（３）広域応援体制の整備

放射性物質事故が発生した場合は、応急対策、救急医療等の活動に際し、広域的な応援が必要となる場合があるため、県は、他都県との応援協定等により、広域応援体制を整備、充実するものとする。

（４）防護資機材等の整備

県、市町村、警察、消防機関及び核燃料物質使用事業所の事業者は、核燃料物質事故の応急対策に従事する者が必要とする防護服や防塵マスクなどの防護資機材、また、放射線測定器等の整備に努めるものとする。

また、核燃料物質による汚染の拡大防止と除染のための資機材及び体制の整備に努めるものとする。

５　環境放射線モニタリング体制の整備

（１）平常時における環境放射線モニタリングの実施

県は平常時の空間放射線量率のデータを国と連携して収集し、緊急時における対策の基礎データとするものとする。また、モニタリングポスト等の測定データについては、ホームページ等で情報を公開するものとする。

（２）放射線測定器等の整備

県は平常時又は緊急時における県内の環境に対する放射性物質又は放射線による被害が発生又は発生するおそれがある場合に備え、放射線測定器、検出器等を整備するものとする。

6　緊急時被ばく医療体制の整備

（1）被ばく治療可能施設の事前把握

県は、あらかじめ県内の医療機関に対して、放射線被ばくによる障害の専門的治療に要する施設・設備等の有無について把握するものとする。また、必要に応じて県外のこれらの施設・設備を備える医療機関との連携を図っておくものとする。

県及び市町村は、あらかじめ県、市町村（消防機関）と医療機関及び医療機関相互の連絡体制を整備するものとする。

（2）被ばく傷病者等搬送体制の整備

県は、放射性物質事故が発生し、被ばく傷病者等を早急に医療機関に搬送する必要がある場合や、県内の医療機関では対応しきれない被害が発生した場合等に備えて広域応援体制の整備に努めるものとする。

（3）緊急時被ばく医療資機材等の整備

県は、放射性物質事故発生時における円滑な医療活動を実施するため、必要な医療資機材等の整備に努めるものとする。

（4）航空による防災体制の確保

県は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所のヘリコプター離着陸場を活用し、防災体制の確保を行うとともに、既存のヘリコプター離着陸場適地を活用し、ヘリコプター離着陸場の確保を図るものとする。

7　退避誘導体制の整備

市町村は、県内外の放射性物質事故発生時に、適切な退避誘導が図れるよう、平常時から地域住民及び自主防災組織の協力を得て退避誘導体制の整備に努めるものとする。

また、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者及び一時滞在者を適切に退避誘導し安否確認を行うため、平常時より、要配慮者に関する情報の把握・共有、退避誘導体制の整備に努めるものとする。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。

警察又は海上保安庁は、市町村の職員が現場にいないとき、また、これらの者から要求があったときは、市町村の職権を行うものとする。この場合、警察又は海上保安庁は直ちにその旨を市町村へ通知するものとする。また、災害派遣を命ぜられた自衛隊の職務の執行についても、市町村が現場にいない場合に限り、市町村の職務の執行について準用する。この場合、自衛隊は直ちにその旨を市町村へ通知するものとする。

道路管理者は、警察及び他の道路管理者等との連絡調整を行い、退避経路上の交通障害となる物件を排除し、住民等の事故現場周辺からの退避について円滑化を図るものとする。

8　広報相談活動体制の整備

県は、放射性物質事故発生時に、教育施設、社会福祉施設等への連絡体制を確立するとともに県民等からの問い合わせに係る窓口の設置や市町村・報道機関を通じ、県民等に迅速かつ円滑に情報が伝達できるよう、平常時から広報相談活動体制を整備するものとする。

9　防災教育・防災訓練の実施

（1）防災関係者への教育

県及び市町村は、応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係職員に対し、放射性物質事故に関する教育を実施するものとする。

（2）県民に対する知識の普及

県及び市町村は、放射性物質事故の特殊性を考慮し、住民に対して平常時から放射性物質事故に関する知識の普及を図るものとする。

（3）訓練の実施

県及び市町村は、専門家等を活用し、放射性物質事故を想定した訓練を実施するものとする。

10　県内事業所における事故予防対策

（1）核燃料物質使用事業所

ア　核燃料物質に関する事故対応計画の策定

核燃料物質使用事業所の事業者は、県地域防災計画及び各事業所の所在する市町村の地域防災計画との整合性を図りつつ、核燃料物質に関する事故対応計画を策定するよう努めるものとする。

イ　放射線監視体制の強化

核燃料物質使用事業所の事業者は、必要に応じ、放射線測定器の整備・充実を図るとともに、平常時における放射線量等の把握に努めるものとする。

ウ　放射線防護に関する従業員教育

核燃料物質使用事業所の事業者は、従業員に対して、放射線防護に関する教育・訓練を積極的に行うものとする。

エ　通報体制の整備

核燃料物質使用事業所の事業者は、放射性物質事故が発生又は発生するおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応がとれるよう、あらかじめ消防機関、警察、市町村、県及び国に対する通報連絡体制を整備するものとする。

（2）県内の核原料物質使用事業所及び放射性同位元素等使用事業所

核原料物質使用事業所及び放射性同位元素等使用事業所の事業者は、何らかの要因により、放射性物質の漏洩等により放射線障害の発生やそのおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応を行うため、あらかじめ消防機関、警察、市町村、県及び国に対する通報連絡体制の整備に努めるものとする。

第４章　放射性物質事故応急対策

１　情報の収集・連絡

（１）県内の放射性物質取扱事業所における事故に係る情報の収集・連絡

放射性物質取扱事業所の事業者は、何らかの要因により、周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合、又は、周辺環境に影響を及ぼすおそれのある場合には、速やかに以下の事項について、県、所在市町村、警察、消防機関及び国の関係機関に通報するものとする。

また、事故情報等については、随時、連絡を行うものとする。

ア　事故発生の時刻
イ　事故発生の場所及び施設
ウ　事故の状況
エ　放射性物質の放出に関する情報
オ　予想される被害の範囲、程度等
カ　その他必要と認める事項

県は、放射性物質取扱事業所の事業者等から受けた情報を直ちに火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）に基づき総務省消防庁に報告するとともに、併せて文部科学省に連絡するものとし、必要に応じ、所在市町村など関係機関等と対応策を協議するものとする。

また、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構に対し、必要に応じ、環境放射線モニタリング等活動及び緊急時被ばく医療について、協力要請を行うものとする。

（２）県内の放射性物質の事業所外運搬中の事故に係る情報の収集・連絡

原災法に規定される原子力防災管理者は、県内における核燃料物質の運搬中の事故による特定事象（原災法第10条第1項の規定により通報すべき事象）発見後又は発見の通報を受けた場合は、直ちに県、事故発生場所を管轄する市町村、警察、消防機関及び国の関係機関に（１）ア～カの内容について通報するものとする。

県は火災・災害等即報要領や原災法に基づき、事故情報等を総務省消防庁に報告し、併せて、原災法第７条に規定する関係周辺市町村長にその旨を通報するものとする。

（３）県外の原子力事業所及び原子力艦事故に係る情報の収集・連絡

原災法第１５条の規定による原子力緊急事態宣言が内閣総理大臣から発出された場合、又は、「原子力艦の原子力災害対策マニュアル（平成16年8月25日中央防災会議主事会議申合せ）」に基づく原子力艦緊急事態が国から発表された場合、県は、国や事故の所在都道府県などから情報収集を迅速に行うものとする。

（４）未確認の放射性物質が発見された場合の連絡

未確認の放射性物質が発見された場合は、発見者は文部科学省に速やかに通報するものとする。

２　事業者による応急対策活動の実施

（１）放射性物質取扱事業所における事故への応急対策活動

放射性物質取扱事業所の事業者は、汚染の広がりの防止及び汚染の除去等、放射線障害を防止するために直ちに必要な措置を講ずるものとする。

（２）放射性物質の事業所外運搬での応急対策活動

原子力事業所の事業者又は当該事業者から放射性物質の運搬を委託された者は、立入制限区域の設定、汚染・漏えいの拡大防止対策、遮へい対策、緊急時モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置等を的確かつ迅速により行うことにより、原子力災害の発生の防止を図るものとし、さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者に要員の派遣及び資機材の提供に係る要請を行うものとする。また、上記以外の事業者又は当該事業者から放射性物質の運搬を委託された者は、上記に準じて必要な対策を行うものとする。

3　緊急時における環境放射線モニタリング等活動の実施

県は、必要に応じて、関係部局による放射線モニタリング等連絡会議を開催し、国や国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等の専門家の指導又は助言を得て、以下の実施項目及びその他必要な対策について検討を行い、緊急時の環境放射線モニタリング活動を行うなど、放射性物質による環境等への影響について把握するものとする。

【緊急時における環境放射線モニタリング等活動の実施項目】

（1）大気汚染調査（環境生活部）
（2）水質調査（総合企画部、健康福祉部、環境生活部、企業局）
（3）土壌調査（環境生活部、農林水産部）
（4）農林水産物への影響調査（農林水産部）
（5）食物の流通状況調査（健康福祉部、農林水産部）
（6）市場流通食品検査（健康福祉部）
（7）肥料・土壌改良資材・培土及び飼料調査（農林水産部）
（8）廃棄物調査（総合企画部、環境生活部、県土整備部、企業局）

（注）この他、施設等の管理者は、必要に応じて、大気汚染調査、水質調査及び土壌調査を実施するものとする。

4　放射性物質事故応急対策本部・災害対策本部の設置

県は、必要に応じて放射性物質事故応急対策本部又は災害対策本部を設置するものとする。

なお、県における配備基準は、別表のとおりとする。

5　情報の分析・整理

県は、収集した情報を的確に分析・評価するため、必要に応じて専門家の派遣要請ができるよう、国及び関係機関との連携を図るものとする。

6　避難等の防護対策

県は、緊急時における環境放射線モニタリング等活動の結果など必要な情報を関係市町村に提供する。また、環境放射線モニタリング結果などから、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針「表３　ＯＩＬ（Operational Intervention Level）と防護措置について」に該当すると認められる場合は、国の指示等に基づき、当該市町村に対し連絡又は必要に応じて退避・避難を要請するものとする。

市町村は、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況に応じて、住民に対して「屋内退避」又は「避難」の措置を講ずるものとする。

7　緊急輸送

県は、放射性物質事故による被害発生時における円滑な応急活動を実施するため、関係機関と相互に連携のうえ、種々の緊急を要する輸送需要に迅速かつ適切に対応するものとする。また、必要に応じ、航空応援の要請を行うものとする。

8　緊急時被ばく医療対策

県は、必要に応じ、国、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等の協力を得て緊急時被ばく医療対策を行うものとする。

9　広報相談活動

県は、放射性物質事故が発生した場合、環境放射線モニタリング結果などの情報を迅速かつ的確に広報するとともに、必要に応じ県民等からの問い合わせに係る窓口を設置し、広報相談活動を行うものとする。

（1）情報の伝達は、テレビ、ラジオ、防災行政無線、広報車、千葉県ホームページ（連動する各種インターネットサービスを含む）、県公式SNS、千葉県防災ポータルサイト等により行うものとする。
（2）県民等（外国人を含む）からの問い合わせ、相談、要望、苦情等に対応するため、必要に応じ、健康相談に関する窓口や総合窓口を開設するものとする。
　また、市町村は、地域住民が必要とする環境放射線モニタリング結果などの情報を迅速かつ的確に広報するとともに、相談活動に努めるものとする。

10　飲料水及び飲食物の摂取制限、出荷制限等

県、市町村等は、住民の内部被ばくに対処するため、国の指示、指導又は助言に基づき、放射性物質により汚染され又は汚染のおそれのある飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限、また法令に基づき食品の廃棄・回収等の必要な措置を行うものとする。

参考　食品衛生法に基づく放射性セシウムの基準

対　　象	放射性セシウム（セシウム134及びセシウム137）
飲料水	10ベクレル/キログラム
牛乳	50ベクレル/キログラム
乳児用食品	50ベクレル/キログラム
一般食品	100ベクレル/キログラム

11　消防活動

県内の放射性物質取扱事業所において火災が発生した場合においては、当該事業者は従事者の安全を確保するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。
消防機関においては、当該事業者からの情報や専門家等の意見を基に、消火活動方法を決定するとともに安全性の確保に努め迅速に消火活動を行うものとする。

12　広域避難

県は、市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域避難に関する支援要請又は受入れに係る手続を円滑に行うものとする。
（1）広域避難の調整手続等
ア　県内市町村間における広域避難者の受入れ等
　市町村の区域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、当該広域避難を要する被災者の受入れについて、他の市町村長に協議するものとし、協議を受けた市町村は同時被災など受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受入れるものとする。県は、被災市町村の要請があった場合には、受入れ先市町村の選定や紹介、運送事業者の協力を得て被災者の運送を行う等被災市町村を支援するものとする。
イ　都道府県域を越える広域避難
　県域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、県は被災市町村からの要請に応じ、他の都道府県に対して受入れを要請するなどの協議を行い、運送事業者の協力を得て被災者の運送を行う等被災市町村を支援するものとする。
　協議先の都道府県の選定に際して必要な場合には、県は国を通じて、相手方都道府県の紹介を受けるものとする。
　なお、他の被災都道府県から本県に対して広域避難者の受入れの協議等があった場合には、県内市町村との調整を行い、受入れ先を決定するとともに、広域避難者の受入れを行う市町村を支援するものとする。

（2）広域避難者への支援

県は、東日本大震災での県外避難者の受入れの経験等をもとに、支援を行うものとする。

ア　避難者情報の提供

住所地（避難前住所地）の市町村や都道府県では、避難者の所在地等の情報把握が重要となっている。

避難者を受け入れた県及び市町村は、避難者から、避難先の市町村へ避難先等に関する情報を任意にいただき、その情報を避難前の都道府県や市町村へ提供し、避難者への支援を円滑かつ効果的に行う。

イ　住宅等の滞在施設の提供

受入れ先市町村における公共施設等の受入体制を補完するため、県及び市町村は、広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

ウ　被災者への情報提供等

市町村は、被災者台帳の活用等により、被災者の居所の把握等情報収集を行うとともに、地域外避難者に対し広報紙の送付やインターネット等による情報提供に努める。

所在が確認できる広域避難者については、受入先都道府県、市町村と連絡を密にし、情報、サービスの提供に支障が生じないよう配慮する。

参考　　原子力災害対策指針「表３　ＯＩＬと防護措置について」

<table>
<tr><th></th><th>基準の種類</th><th>基準の概要</th><th colspan="3">初期設定値※1</th><th>防護措置の概要</th></tr>
<tr><td rowspan="2">緊急防護措置</td><td>OIL1</td><td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準</td><td colspan="3">500μSv/h
（地上1m で計測した場合の空間放射線量率※2）</td><td>数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）</td></tr>
<tr><td>OIL4</td><td>不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準</td><td colspan="3">β線：40,000 cpm※3
（皮膚から数cm での検出器の計数率）
β線：13,000cpm※4【1ヶ月後の値】
（皮膚から数cm での検出器の計数率）</td><td>避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。</td></tr>
<tr><td>早期防護措置</td><td>OIL2</td><td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5 の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準</td><td colspan="3">20μSv/h
（地上1m で計測した場合の空間放射線量率※2）</td><td>1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。</td></tr>
<tr><td rowspan="6">飲食物摂取制限※9</td><td>飲食物に係るスクリーニング基準</td><td>OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準</td><td colspan="3">0.5μSv/h※6
（地上1m で計測した場合の空間放射線量率※2）</td><td>数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">OIL6</td><td rowspan="5">経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準</td><td>核種※7</td><td>飲料水
牛乳・乳製品</td><td>野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他</td><td rowspan="5">1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。</td></tr>
<tr><td>放射性ヨウ素</td><td>300Bq/kg</td><td>2,000Bq/kg※8</td></tr>
<tr><td>放射性セシウム</td><td>200Bq/kg</td><td>500Bq/kg</td></tr>
<tr><td>プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種</td><td>1Bq/kg</td><td>10Bq/kg</td></tr>
<tr><td>ウラン</td><td>20Bq/kg</td><td>100Bq/kg</td></tr>
</table>

※１　「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる 0IL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には 0IL の初期設定値は改定される。

※２　本値は地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上１ｍでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

ＯＩＬ１については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（１時間値）がＯＩＬ１の基準値を超えた場合、ＯＩＬ２については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（１時間値）がＯＩＬ２の基準値を超えたときから起算しておおむね１日が経過した時点の空間放射線量率（１時間値）がＯＩＬ２の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※３　我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が 20cm2 の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120Bq/cm2 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※４　※３と同様、表面汚染密度は約 40Bq/cm2 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※５　「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

※６　実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※７　その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、ＩＡＥＡのＧＳＧ－２におけるＯＩＬ６を参考として数値を設定する。

※８　根菜、芋類を除く野菜類が対象。

※９　ＩＡＥＡでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるＯＩＬ３等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

【別　表】

1　配備基準

		放射性物質事故
（情報収集体制・災害即応体制）	設置する本部	放射性物質事故応急対策本部（本部長：防災危機管理部長） ※防災危機管理部長が必要と認めたとき
	配備基準	放射性物質事故により被害が発生又は発生が予想される場合で、本部長（防災危機管理部長）が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	本　庁 防災対策課　危機管理政策課　消防課　産業保安課 学事課　水政課　健康福祉政策課　医療整備課　薬務課　環境政策課 大気保全課　水質保全課　農林水産政策課　販売輸出戦略課　環境農業推進課　畜産課　森林課　企業局水道部浄水課　病院局経営管理課 教育庁企画管理部教育総務課
		出先機関 （関係各部局等において必要と認めたとき）※４
（災害対策本部第１～本部第３配備）	設置する本部	災害対策本部（本部長：知事） ※知事が必要と認めたとき
	配備基準	放射性物質事故により重大な被害が発生し、本部長（知事）が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	本　庁 災害即応体制に加えて 秘書課　総務課　政策企画課　報道広報課　健康づくり支援課 疾病対策課　衛生指導課　循環型社会推進課　廃棄物指導課　経済政策課 生産振興課　耕地課　水産課　漁業資源課　県土整備政策課　道路環境課 河川整備課　河川環境課　港湾課　公園緑地課　下水道課　住宅課 出納局　企業局管理部総務企画課　企業局工業用水部施設設備課 企業局土地管理部土地事業調整課
		出先機関　災害即応体制と同じ。必要に応じて関係機関で増強する。
※配備の特例措置 １　知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。 ２　知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くことができる。 ３　配備体制を強化する必要があると知事が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。 ４　出先機関においては、管轄する市町村が基準に達した場合に配備につく。		
※議会事務局には連絡のみ行う。		

2　現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めたときは、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、災害の現地を所管する県災害対策本部支部と連携し、災害の状況に応じた応急対策を迅速・機動的に実施する。

3　災害対策本部と市町村及び防災関係機関との連携

市町村又は県は、災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、合同調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。

第５章　放射性物質事故復旧対策

１　汚染された土壌等の除染等の措置

県及び市町村は、国の指示、法令等に基づき、所管する施設の土壌等の除染等の措置を行うものとする。

放射性物質取扱事業所の事業者等は、国、県、関係市町村及び防災関係機関と連携し、周辺環境における除染等の措置を行うものとする。

２　各種制限措置等の解除

県、市町村等は、国の指示、指導又は助言に基づき、飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の各種制限措置等を解除するものとする。

３　被災住民の健康管理

県及び市町村は、被災者の状況を把握するとともに、健康状態に応じた相談や心のケアを実施するものとする。

４　風評被害対策

県は、国、市町村等と連携し、各種モニタリング結果や放射能に関する正しい知識を、広く正確にわかりやすく広報することにより風評被害の発生を抑制するものとする。

５　廃棄物等の適正な処理

県は、国、市町村等と連携し、放射性物質に汚染された汚泥や焼却灰等の廃棄物や土壌等が適正に処理されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

千 葉 県 地 域 防 災 計 画

第５編　　大 規 模 火 災 等 編

本編は、第１編総則で示された目的や基本的な考え方に基づき、大規模火災、林野火災、危険物等災害、油等海上流出災害などの大規模な事故災害に特有な予防対策や応急対策について定めたものである。

第１章　大規模火災対策

県（防災危機管理部、県土整備部、教育庁、警察本部）

第１節　基本方針

本章は、大規模な火事災害による多数の死傷者等の発生を防止するため、防災空間の整備等の予防対策及び災害時の救助・救急活動や避難誘導等の応急対策について定める。

第２節　予防計画

１　建築物不燃化の促進

（１）建築物の防火規制

県及び市町村は、市街地における延焼防止を次により促進する。

ア　建築物が密集し、火災により多くの被害を生じるおそれがある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物・準耐火建築物又は防火構造の建築を促進する。

イ　防火・準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法第２２条の規定による屋根不燃区域の指定を行い、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。

（２）都市防災不燃化促進事業

大規模火災から住民の生命・財産を守るため、避難地・避難路・延焼遮断帯の周辺等の一定範囲の建築物の不燃化を促進する。

２　防災空間の整備・拡大

（１）県及び市町村は、都市緑地法に基づき、特別緑地保全地区を指定することにより良好な緑地を保全し、生活環境を整備するとともに、都市における火災の防止に役立てる。

（２）都市公園は、住民のレクリエーション、スポーツ等の場としての機能のほかに、災害時における避難場所あるいは延焼を防止するためのオープンスペースとして防災上の役割も非常に高い。

県は、防災都市づくりの一環として計画的な公園整備を進めるとともに、関係機関との連携を密にして防災施設の整備促進を図り、あわせて火災に強い樹木の植栽を検討するなど、防災効果の高い公園の整備に努めていく。

（３）都市における街路は、人や物を輸送する交通機能のみならず大規模火災時においては、火災の延焼防止機能も有しているため、道路の新設・改良を進めていく。

（４）都市における河川空間は、火災の延焼遮断帯としての防災機能を有しているため、県の実施する河道の拡幅等、河川の改修が防災空間の整備等に有効である。

３　市街地の整備

県は、面的な都市基盤施設の整備とあわせて建物の更新などが図られる土地区画整理事業・市街地再開発事業等により防災上安全性の高い市街地形成の推進を図る。

また、新たな地域拠点等の形成を必要とする地域においては、防災上安全で健全な市街地となるよう土地区画整理事業を推進する。

４　火災に係る立入検査

各市町村消防機関は、春季及び秋季の火災予防運動期間中を重点的に、消防法第４条の規定により防火対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

立入検査の主眼点

（１）消防法令に基づき、適正な防火管理体制がとられ、必要な業務が行われているか。また、消火設備・警報設備・避難設備・消防用水・その他消火活動上必要な施設が、消防法施行令で定める基準どおり設置・維持管理されているかどうか。

（２）炉・厨房設備・ストーブ・ボイラー・乾燥設備・変電設備等火気使用設備の位置、構造及び管理の状況が、市町村火災予防条例で定める基準どおり確保されているかどうか。

（３）こんろ・火鉢等、火を使用する器具及びその使用に際し、火災発生のおそれがある器具の取扱状況が、市町村火災予防条例どおり確保されているかどうか。

（４）劇場・映画館・百貨店等、大規模集客施設での裸火の使用等について、市町村火災予防条例に違反していないかどうか。

（5）指定数量未満の危険物、指定可燃物等の貯蔵取扱の状況が、市町村火災予防条例に違反していないかどうか。
（6）その他残火、取灰の不始末、たき火の禁止等屋外における火災予防事項、及び火災警報発令下における火の使用制限等が遵守されているかどうか。

5　住宅防火対策

県内の火災による死者（放火自殺者を除く）の約８割を占める住宅火災の予防とその被害の低減を図るため、県は、千葉県住宅防火対策推進協議会と連携し、下記に例示する住宅用防災機器の普及・促進や、住宅防火意識の普及啓発等を行う。

特に、住宅火災による死者数の低減に有効な手段である住宅用火災警報器が、県内全ての住宅に設置されるよう努めるとともに、防炎製品の活用を推進する。

さらに、復電時における通電火災を防止するため、関係機関と連携し、通電火災防止対策を推進する。

（1）住宅用防災機器等の展示
（2）啓発用パンフレットの作成
（3）講演会の開催

6　多数の者を収容する建築物の防火対策

（1）防火管理者及び消防計画

各市町村消防機関は、多数の者を収容する建築物の管理権原者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づく下記事項を遵守させる。

ア　自衛消防組織の編成及び自衛消防活動の実施
イ　消火、通報、避難等の訓練の実施
ウ　建築物等の維持管理及び自主検査並びに消防用設備等の適正な点検、整備の実施
エ　収容人員及び火気使用等に関する管理監督業務の実施
オ　従業員等に対する防災教育の実施

（2）防火対象物の点検及び報告

各市町村消防機関は、特定防火対象物の管理権原者に対し、火災予防上必要な事項の適否について、定期に防火対象物点検資格者の点検を受けさせ、報告させる。

7　大規模・高層建築物の防火対策

大規模・高層建築物での火災は、その消火及び避難の困難性から一般の建築物における火災よりも大きな被害が発生することが予想されるので、一般の建築物に増した防火対策が必要となるとともに、大規模事業所における自衛消防組織の設置及び防災管理者の選任等についても定める必要がある。

よって、各市町村消防は、大規模・高層建築物の管理権原者又は関係者に対し、前記６「多数の者を収容する建築物の防火対策」に加え下記事項について指導する。

（1）消防防災システムのインテリジェント化の推進

ア　高水準消防防災設備の整備
イ　複数の消防用設備等を集中管理する総合操作盤の整備
ウ　防災センターの整備

（2）自衛消防業務に従事する職員に対する指導

8　文化財の防火対策

本県には、歴史的、学術的価値の高い数多くの文化財が残され、指定文化財として保護しているが、文化財建造物は木造建築が多く、火災などの災害を受けやすいため、適切かつ周到な火災予防に関する努力が必要である。

（1）消防設備の設置・整備

文化財の所有者及び管理者は、消火器、消火設備、動力消防設備、建造物全体を水幕で覆うドレンチャー設備などの消火設備を設置するとともに、自動火災報知設備、漏電火災警報設備の設置により、火災の発生を報知し、迅速な消火活動を行うことができるよう設備の設置・整備を行う。

防火施設の整備にあたっては、重要文化財（建造物）については、「重要文化財（建造物）等防災施設整備事業（防災施設等）指針（令和３年１２月６日文化庁文化資源活用課長裁定）に基づき行い、それ以外の指定・登録文化財（建造物）についても、本指針を勘案して行う。

（2）防火管理

文化財の所有者及び管理者は、火災の発生を未然に防止するため、日頃から適切な防火管理を行う。管理に当たっては、定期的な巡視と監視を行うとともに、環境を整備し、危険箇所の点検について消防機関から適切な指導を受ける。日常的な措置については、防火責任者を定め防火管理計画、防災訓練等の具体的な消防計画を作成し、自衛消防隊を組織して消火活動の体制を整備しておく。

また、毎年１月２６日は文化財防火デーとして、文化財の防火意識の高揚を図るため、消防機関と教育委員会等の協力のもとに文化財建造物の消火訓練を行う。

<資料編６－１　文化財防災設備設置状況一覧表>

9　消防組織及び施設の整備充実

（1）消防組織

市町村は消防職員・団員の確保に努める。

県は市町村の行う消防組織の充実強化を推進するための情報提供等の支援を行う。

（2）消防施設等の整備充実

県は、市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。以下同じ。）が作成した消防施設整備計画に基づき、充足率や財政力等市町村の実情を勘案しつつ、実態に即した消防施設等の整備強化を促進するため支援する。

第３節　応急対策計画

１　県の応急活動体制

（１）県及び市町村は、状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

（２）県及び市町村は、関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

（３）県における配備基準は別表のとおりとする。

２　情報収集・伝達体制

（１）市町村は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

（２）県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。

３　災害救助法の適用

災害救助法の適用については、地震・津波編第３章第１節「災害対策本部活動」に定めるところによる。

大規模事故時の災害救助法の適用は、住家に被害が生じた場合（災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号）のほか、多数の者が継続して避難を要するときや救出に特殊な技術を要するときなど多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合（同第4号）に適用する。

４　消防活動

（１）消防機関は、速やかに火災及び死傷者等の状況を把握するとともに、迅速に消防活動を行う。

（２）発災現場の市町村長（消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合を含む。）は、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消防活動の応援要請を行う。

（３）知事は、緊急の必要があると判断したときは、「消防組織法第４３条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき千葉県消防広域応援隊の出動を発災現場以外の市町村長及び消防機関の長に指示するとともに、県内の消防力を結集しても消防力に不足が生じると認められるときは、消防組織法第４４条の３の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊や他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣等の要請を行う。

＜資料編１－17　消防組織法第４３条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱＞

（４）発災現場以外の市町村は、発災現場の市町村からの応援要請を受けたとき及び千葉県消防広域応援隊の出動に関して知事の指示があったときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」並びに「消防組織法第４３条に基づく知事の指示による「千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

５　救助・救急計画

（１）県及び市町村は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、国の各機関、他の地方公共団体に応援を要請する。

（２）県及び市町村は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。

（３）医療機関は、負傷者に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

6　交通規制計画

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図る等的確な交通規制を図る。

7　避難計画

（1）災害時には、市町村及び県警察等は、人命の安全を第一に必要に応じて適切な避難誘導を行う。

（2）避難誘導に当たっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。

（3）市町村は、必要に応じて避難所を開設する。

8　救援・救護計画

食料・飲料水・生活必需品等の供給に関する計画並びに医療救護に関する計画については、地震・津波編第３章第６節「消防・救助救急・医療救護活動」及び第８節「救援物資供給活動」に定めるところによる。

【別　表】

1　配備基準

		大規模火災
（情報収集体制・災害即応体制）	設置する本部	大規模火災応急対策本部(本部長:防災危機管理部長) ※防災危機管理部長が必要と認めたとき設置
	配備基準	大規模火災により被害が発生又は発生が予想される場合で、本部長（防災危機管理部長）が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	本　庁 防災対策課　危機管理政策課　消防課　産業保安課 健康福祉政策課　医療整備課　薬務課　病院局経営管理課 出先機関（関係各部局等において必要と認めたとき）※４ 地域振興事務所 保健所（健康福祉センター） その他、必要に応じて部局内等で増強する。
（災害対策本部第１～本部第３配備）	設置する本部	災害対策本部（本部長：知事） ※知事が必要と認めたとき設置
	配備基準	大規模火災により重大な災害が発生し、本部長（知事）が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	本　庁 災害即応体制に加えて 秘書課　総務課　政策企画課　報道広報課　健康づくり支援課　疾病対策課 衛生指導課　環境政策課　経済政策課　農林水産政策課　県土整備政策課 出納局　企業局管理部総務企画課　教育庁企画管理部教育総務課 出先機関 災害即応体制と同じ。必要に応じて関係機関で増強する。
※ 配備の特例措置 １　知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。 ２　知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くことができる。 ３　配備体制を強化する必要があると知事が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。 ４　出先機関においては、管轄する市町村が基準に達した場合に配備につく。		
※議会事務局には連絡のみ行う。		

2　現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めたときは、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、災害の現地を所管する県災害対策本部支部と連携し、災害の状況に応じた応急対策を迅速・機動的に実施する。

3　災害対策本部と市町村及び防災関係機関との連携

市町村又は県は、災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、合同調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。

第２章　林野火災対策

県（防災危機管理部、農林水産部、警察本部）

第１節　基本方針

近年、レジャー人口の増加、地域開発の進展、道路網の整備などにより、森林の利用者は多くなり、林野火災の発生も懸念されるところである。

また、林野火災は、ひとたび発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業が困難を極め、大規模火災となるおそれがあるため、林野火災に対する対策について定める。

なお、林野火災の発生又は拡大の危険性が高い地域については、「林野火災特別地域対策事業」を活用する等、林野火災に係る総合的な事業計画を樹立し、林野火災対策の推進を図る。

第２節　予防計画

１　広報宣伝

（１）ラジオ、テレビ、新聞等の各種広報などによる注意

県及び市町村は、ラジオ、テレビ、新聞、インターネット、市町村防災行政無線、市町村広報紙、回覧板、有線放送等を利用し住民の注意を喚起する。

（２）観光会社、交通機関等による啓発

県は、鉄道・バス会社、旅館等に協力を要請しポスターの掲示などの啓発宣伝を実施する。

（３）会議等の開催による宣伝

県は、林業関係者等を招集し、火災予防の知識を広めるとともに予防体制の確立を図る。

（４）学校教育による指導

県及び市町村は、小、中学校児童生徒に対して、自然の保護、森林の保護育成、鳥獣の保護等のために、林野火災の予防が大切であることを理解させるための普及指導を行う。

（５）山火事予防運動の実施

県、市町村及び森林組合は、山火事予防運動週間中に警報旗を設置するなどの各種啓発事業を強力に推進する。

２　法令による規制

（１）市町村条例で定める火の使用制限（消防法第22条第4項）

市町村は、住民に対し、火災警報発令下における市町村条例に定める禁止事項の周知徹底を図る。

（２）一定区域におけるたき火、喫煙の制限（消防法第23条）

林野率が高く火災発生の危険の高い市町村においては、火災危険度の高い時期に、一定区域内でのたき火、喫煙の制限をする。

（３）火入れの許可制の励行（森林法第21条、第22条）

市町村は、森林法に規定する火入れの許可制度の励行と火入者の責務を厳守させる。

３　予防施設の設置

（１）すいがら入れの保持

県、市町村及び森林組合は、ハイカー及び林業労働者に携帯用すいがら入れの保持の徹底を図る。

（２）立看板等の設置

県は、ハイカーの集まる山岳地の売店付近、キャンプ場等の人の集まるところに立看板等を設置する。

４　体制の整備

県は、入山者の多い山林を中心に県林業事務所及び外部委託による巡視を実施する。

５　消火施設の設置

（１）水槽の設置（自然水利の活用）

県は、治山えん堤工事で山脚の崩壊、渓間の安定を図るための、谷止工の活用等により防火用水の確保を図る。

県、市町村及び森林組合は、ドラム缶等を利用し、主な林野に防火水槽を配備する。

（２）自衛隊の支援

県は、大規模火災に対処するため、自衛隊の支援体制を確立する。

（３）簡易消火用具の配備

県は、初期消火のため、簡易消火用具を県の管理施設等に配置する。

6　林野等の整備

（1）林業経営

森林所有者は、下刈、枝打、除伐等の励行を図り火災の起こりにくい森林の育成に資する。

（2）林道

県及び市町村は、火災発生の危険性の高い森林内の林道の整備と維持管理を図る。

（3）防火線

県、市町村及び森林所有者は、既設の防火線の効果を維持するため、下刈を実施し、防火線の充実を図る。

7　林野火災特別地域対策事業

（1）林野火災特別地域の決定

事業を実施する地域は、当該地域における林野面積、その経済的比重、林野火災の危険度等に鑑み、次の要件に該当する区域の関係市町村が県と協議して決定する。

ア　市町村における林野占有率が７０％以上、林野面積が５，０００ha以上及び人工林率が３０％以上の市町村

イ　過去５年間における林野火災による焼損面積が３００ha以上の市町村又は過去５年間における林野火災の出火件数２０件以上の市町村

ウ　上記以外の市町村で、特に林野火災特別地域対策事業を実施する必要があると認められる市町村

（2）林野火災特別地域対策事業計画の作成

林野火災特別地域内の関係市町村は、県と協議して林野火災特別地域対策事業計画を作成する。

第３節　応急対策計画

１　県の応急活動体制

県における配備基準は別表のとおりとする。

２　消防計画の樹立

（１）地域内の地形状況と消火活動の難易等の調査図の作成

県は、林野の所在する市町村を指導し、地形状況を把握し、具体的状況の中で容易に消防作戦が立てられるような調査図を作成させ、消防団等にあらかじめ配布しておく。

（２）消防の出動と配分図

消防出動に関する区域別の配分を図によって明確にし、あらかじめ周辺市町村と協議しておく。

（３）重点地域の指定

特に多発又は大規模火災が予想される地域を重点地域に指定し、集中的に林野火災対策を推進し体制の確立を図る。

（４）モデル地区の設置

モデル地区を設置し、他の模範となるよう指導する。

（５）消防計画図の作成

市町村で作成されている消防計画のなかにも、林野火災消防計画図をとり入れさせる。

３　総合的消防体制の確立

（１）警報連絡体制の確立

火災警報、その他気象情報が円滑、適切に連絡できるよう、その体制を確立させる。

（２）大規模火災における指揮体制の確立

応援消防組織の指揮は応援を要請した市町村長が実施することとなるため、あらかじめ指揮体制の確立を図る。

（３）防御機器等の整備

林野火災の消火に必要な各種防御機器等を整備、点検しておくよう指導する。

（４）地域自衛組織の育成

森林組合等地域の自衛消防組織を十分育成し、協力体制を確立する。

（５）防災訓練の実施

機会をとらえ、図上による演習や各機関と合同した総合訓練を実施する。

（６）広域応援体制の確立

初期消火を誤れば大きな火災となり、広域的体制で臨まなくてはならないので、消防相互応援の実質的運用や他機関の出動等について事前に十分調整しておく。

（７）航空機による空中消火体制の整備

空からの消火については、被災市町村（または消防本部（局））からの要請に基づき、消防庁に対し消防組織法第４４条による広域航空消防応援を要請するなど、他機関の航空機等による支援を得て、被害の拡大防止に努める。

（８）救護体制の確立

日本赤十字社千葉県支部が組織する救護班の活動その他医療救護体制の確立を図る。

４　避難計画

市町村及び県警察は人命の安全を第一に必要に応じて適切な避難誘導を行う。

５　立入禁止区域の設定等

県警察は、災害が発生し被害が拡大するおそれがある場合においては、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、通行車両等に対する交通規制を行うものとする。

6　その他

（1）林地荒廃を防止する治山工事の施行、森林復旧の造林事業の実施

県及び森林所有者は、保安林改良事業等を導入することにより、林地荒廃の防止に努めるとともに、災害復旧造林を推進する。

（2）森林保険の加入

保険事務を所掌する団体は、未加入森林分の加入を促進する。

【別　表】

1　配備基準

		林野火災
（情報収集体制・災害即応体制）	設置する本部	林野火災応急対策本部(本部長:防災危機管理部長) ※防災危機管理部長が必要と認めたとき設置
	配備基準	林野火災により被害が発生又は発生が予想される場合で、本部長（防災危機管理部長）が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	本　庁 防災対策課　危機管理政策課　消防課　産業保安課 健康福祉政策課　医療整備課　薬務課　森林課　病院局経営管理課 出先機関（関係各部局等において必要と認めたとき）※4 地域振興事務所 保健所（健康福祉センター） 林業事務所 その他、必要に応じて部局内等で増強する。
（災害対策本部第1～本部第3配備）	設置する本部	災害対策本部（本部長：知事） ※知事が必要と認めたとき設置
	配備基準	林野火災により重大な災害が発生し、本部長（知事）が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	本　庁 災害即応体制に加えて 秘書課　総務課　政策企画課　報道広報課　健康づくり支援課　疾病対策課 衛生指導課　環境政策課　経済政策課　農林水産政策課　県土整備政策課 出納局　企業局管理部総務企画課　教育庁企画管理部教育総務課 出先機関 災害即応体制と同じ。必要に応じて関係機関で増強する。
※ 配備の特例措置 1　知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。 2　知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くことができる。 3　配備体制を強化する必要があると知事が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。 4　出先機関においては、管轄する市町村が基準に達した場合に配備につく。		
※議会事務局には連絡のみ行う。		

2　現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めたときは、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、災害の現地を所管する県災害対策本部支部と連携し、災害の状況に応じた応急対策を迅速・機動的に実施する。

3　災害対策本部と市町村及び防災関係機関との連携

市町村又は県は、災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、合同調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。

第３章　危険物等災害対策

県（防災危機管理部、健康福祉部、警察本部）

第１節　基本方針

本章は、石油等の危険物や高圧ガス、火薬類、毒物劇物などの危険物等災害に特有な予防対策や応急対策について定める。

なお、道路上での危険物等の災害については、第６編第４章「道路事故災害対策」、また、石油コンビナート等特別防災区域に係る災害については、「千葉県石油コンビナート等防災計画」の定めるところによる。

１　危険物

危険物（石油等）による災害を防止し、また、災害時の被害の拡大を防止するため、危険物を取り扱う事業所等及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

２　高圧ガス

高圧ガスによる災害を防止し、また、災害時の被害の拡大を防止するため、高圧ガス関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

３　火薬類

火薬類による災害を予防し、また、災害時の被害の拡大を防止するため、火薬類関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

４　毒物劇物

毒物劇物保有施設等からの流出等による災害を防止し、また、災害時の被害の拡大を防止するため、毒物劇物営業者等の予防対策について定めるとともに、災害時における応急対策について定める。

第２節　予防計画

１　危険物

（１）事業所等

ア　消防法及び消防法に基づく各種法令を遵守するとともに、自己の責任において、危険物の災害予防に万全を期する。

イ　消防法別表により規定されている危険物を指定数量以上貯蔵し又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物施設」という。）の規模に応じ、次の人員を配置する。

（ア）危険物保安監督者の選任

危険物の規制に関する政令（以下「危政令」という。）で定める危険物施設は、危険物保安監督者を選任し、危険物の取扱作業の保安監督をさせる。

（イ）危険物保安統括管理者の選任

危政令で定める事業所は、危険物保安統括管理者を選任し、当該事業所における危険物の保安に関する業務の統括管理をさせる。

（ウ）危険物施設保安員の選任

危政令で定める危険物施設は、危険物施設保安員を選任し、施設の維持及び設備の保安管理をさせる。

ウ　事業所等は、次に掲げる予防対策を行う。

（ア）事業所等の自主的保安体制の確立

各事業所等は、火災、爆発等の災害の発生を防止するため、自主保安体制の確立、従業員教育の実施に努める。

（イ）事業所相互の協力体制の確立

危険物を取り扱う事業所等が一定地域に集中している地域にあっては、各事業所等は相互に協力して総合的な防災体制を確立し、相互援助、避難等自主的な組織活動を行う。

（ウ）住民安全対策の実施

大規模な危険物施設を有する事業所等は、地域住民に対する安全を図るため、防火壁等の設置を検討する。

（２）県、市町村及び消防機関

ア　消防法に基づき、危険物施設の設置又は変更の許可に対する審査及び立入検査等を行い、法令の基準に不適合の場合は、ただちに改修、移転させるなど、危険物の規制を実施する。

イ　監督行政庁の立場から、次の予防対策を実施する。

（ア）危険物施設の把握と防災計画の策定

危険物施設、貯蔵・取り扱いされる危険物の性質及び数量を常に把握し、これに対応する的確な防災計画を策定する。

（イ）監督指導の強化

危険物を取り扱う事業所等に対する立入検査等を密に実施し、関係法令を遵守させる。

（ウ）消防体制の強化

消防機関は、各事業所ごとの火災防災計画を作成するとともに、隣接市町村との相互応援協定の締結を推進する。

（エ）防災教育

危険物関係職員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防止の具体的な方策について的確な教育を行う。

２　高圧ガス

（１）事業所等

災害時に有効な防災活動を行い、二次災害の発生を防止し被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

ア　防災組織の確立

防災組織の体系、編成方法及び各班の業務内容を明らかにする。

イ　通報体制の確立

事業所等内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の通報体制を確立する。

ウ　緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員を確保するため緊急動員体制を確立する。

エ　相互応援体制の確立

一の事業所だけでは対応できない大規模な災害が発生した場合に備え、関係事業所及び防災関係機関等の間で防災関係要員及び防災資機材等の相互の応援体制を確立する。

オ　防災資機材の整備

防災資機材及び設備を定期的に点検し、その維持管理に努める。

更に、自社が保有する資機材で対応できない場合を想定し、事業所外部から資機材を調達できる体制を整備する。

カ　保安教育の実施

従業員等に対し定期的に保安教育を行い、高圧ガスに関する防災上必要な知識を周知徹底させ、保安意識の高揚を図る。

キ　防災訓練の実施

取り扱う高圧ガスの種類及びその規模に応じて、事業所等内で定期的に防災訓練を実施し、応急措置等防災技術の習熟に努める。

（2）県、消防機関その他関係機関

ア　防災資機材の整備

（ア）県及び消防機関は、事業所等に対して防災資機材等の整備の促進及びその管理について指導する。

（イ）県及び消防機関は、事業所等に対して効果的な防災資機材等の整備の充実を指導するとともに報告の協力を求める等により、提供可能な防災資機材の数量及び種類の把握に努める。

イ　保安教育の実施

県及び関係団体は、事業所等に対して高圧ガスに関する防災上必要な知識の周知徹底を図る。

ウ　防災訓練の実施

県及び関係機関は、高圧ガスに係る災害が発生した場合に、迅速かつ適切な防災活動が行えるよう定期的に総合防災訓練を実施する。

3　火薬類

（1）事業所等

ア　警戒体制の整備

火薬類関係施設に災害等が発生するおそれがあるときは、警戒体制を確立する。

イ　防災体制の整備

災害時に有効な防災活動を実施し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

（ア）防災組織の確立

事業所等の規模及び設備に応じて防災組織の編成を行い、その業務内容を明らかにする。

（イ）通報体制の確立

事業所等内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の通報体制を確立する。

（ウ）緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員を確保するための緊急動員体制を確立する。

（エ）相互応援体制の確立

一の事業所だけでは対応できない災害が発生した場合に備えて、関係事業所との応援体制を確立する。

ウ　安全教育の実施

従業員に対し定期的に、また、施設の新設等があるたびごとに保安教育を行い、火薬類に関する防災上必要な知識を周知徹底させ、保安意識の高揚を図る。

エ　防災訓練の実施

取り扱う火薬類の種類及びその規模に応じ、事業所等内で定期的に防災訓練を行い、応急措置等防災技術の習熟に努める。

（2）県及び千葉市並びに関係団体

事業所等に対して火薬類に関する防災上必要な知識の周知徹底を図る。

4　毒物劇物

（1）毒物劇物営業者及び届出が必要な業務上取扱者

ア　毒物劇物取扱責任者の設置

毒物劇物取扱責任者を設置し、毒物劇物による保健衛生上の危害防止に当たる。

イ　管理体制の整備

毒物劇物による危害の未然防止及び事故時の適切な措置が図られるよう危害防止規定等を作成し、管理体制を整備する。

ウ　施設の保守点検

危害防止規定に基づき施設を点検・整備し、事故の未然防止に当たる。

エ　教育訓練の実施

危害防止規定に基づき作業員に対する教育訓練を適宜実施し､応急措置の技術の習熟に努める。

オ　届出が不要な業務上取扱者

上記イからエにより危害防止に努める。

（2）県（保健所（健康福祉センター））

毒物劇物営業者及び業務上取扱者等に対して立入検査を行い、法令を厳守させるとともに、事故の未然防止及び事故時の適切な措置が図られるよう指導する。

5　危険物等による環境汚染の防止対策

県等は、危険物等の漏洩による環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、環境汚染防止体制の強化を図る。

第３節　応急対策計画

１　県の応急活動体制

県における配備基準は別表のとおりとする。

２　危険物

（１）事業所等

危険物施設の所有者、管理者又は占有者で、その権原を有する者（以下「責任者」という。）は、災害発生と同時に、次の措置をとる。

ア　通報体制

（ア）責任者は、災害が発生した場合、直ちに１１９番で消防署に連絡するとともに、必要に応じて付近住民並びに近隣企業へ通報する。

（イ）責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて消防機関へ通報する。

イ　初期活動

責任者は、各種防災設備を有効に使用し、迅速な初期活動を行う。特に近隣への延焼防止を最優先とし、かつ誘発防止に最善の方策をとる。

ウ　避難

責任者は、企業自体の計画により、従業員等の避難を実施する。

（２）県、市町村その他関係機関

災害の規模、態様に応じ、県及び市町村の地域防災計画並びに関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、関係機関の密接な連携のもとに次の応急対策を実施する。

ア　災害情報の収集及び報告

消防機関は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況を的確に把握するとともに、県、その他関係機関に災害発生の速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

イ　救急医療

当該事業所、消防機関、県、医療機関は連携して負傷者等の救出及び救急医療業務を実施する。県警察、海上保安庁その他関係機関はこれに協力する。

ウ　消防活動

消防機関は、危険物火災の特性に応じた消防活動を速やかに行う。

エ　避難

市町村は、県警察と協力し、避難のための立ち退きの指示、避難所の開設並びに避難所への収容を行う。

オ　警備

県警察、海上保安庁は、関係機関協力のもとに被災地域における社会秩序の維持に万全を期するため警戒活動を実施する。

カ　交通対策

道路管理者、県警察、海上保安庁は、交通の安全、緊急輸送の確保のため、被災地域並びに海上に及ぶ場合はその周辺海域の交通対策に万全を期する。

キ　原因の究明

県、労働局、消防機関、学識経験者は、災害の発生原因の究明に当たる。

３　高圧ガス

（１）事業所等

ア　緊急通報

高圧ガス施設が発災した場合は、あらかじめ定められた連絡経路により防災関係機関に通報する。

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

イ　災害対策本部等の設置

高圧ガスに関する災害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、速やかに事業所等内に災害対策本部を設置し、防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

ウ　応急措置の実施

防災関係機関と連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を講ずる。

エ　防災資機材の調達

防災資機材が不足している又は保有していない場合は、直ちに近隣の事業所等から調達する。

オ　被害の拡大防止措置

可燃性ガス又は毒性ガスが漏洩した場合は、携帯用のガス検知器等で漏洩したガスの濃度を測定し拡散状況等の把握に努める。

（2）県、市町村その他関係機関

ア　緊急通報

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

イ　応急措置の実施

防災関係機関は事業所等と連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を講ずる。

ウ　防災資機材の調達

（ア）県及び消防機関は、事業所等による防災資機材の確保が困難である場合、協力して防災資機材を調達する。

（イ）県警察、消防機関及び海上保安庁は、防災資機材の緊急輸送に協力する。

エ　被害の拡大防止措置及び避難

（ア）防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。

（イ）市町村は、必要に応じ避難の指示を行う。

オ　原因の究明

県、労働局、消防機関、学識経験者は、災害の発生原因の究明に当たる。

4　火薬類

（1）事業所等

ア　緊急通報

火薬類施設が発災となった場合は、あらかじめ定められた連絡経路により防災関係機関に通報する。

イ　災害対策本部等の設置

火薬類に関する災害が発生した場合は、速やかに事業所等内に災害対策本部等を設置し防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

ウ　応急措置の実施

防災関係機関と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講ずる。

（2）県、市町村その他関係機関

ア　緊急通報

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と調整を図る。

イ　応急措置の実施

防災関係機関は、事業所と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講ずる。

ウ　被害の拡大防止措置及び避難

（ア）防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。

（イ）市町村は、必要に応じ避難の指示を行う。

（ウ）県警察は、立入禁止区域を設定して被害の拡大防止に努めるとともに、地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制活動等を行う。

エ　原因の究明

県、労働局、消防機関、学識経験者は、災害の発生原因の究明に当たる。

5　毒物劇物

（1）毒物劇物営業者及び業務上取扱者等

ア　通報

毒物劇物が流出等により住民に保健衛生上の危害を及ぼすおそれがある場合には、県保健所(健康福祉センター)、県警察署、又は消防機関へ通報を行う。

イ　応急措置

毒物劇物が流出等により住民に保健衛生上の危害を及ぼすおそれがある場合には、自ら定めた危害防止規定等に基づき、危害防止のため漏出防止、除害等の応急措置を講ずる。

（2）県、市町村その他関係機関

ア　緊急通報

県（保健所（健康福祉センター））、県警察及び消防機関は、毒物劇物製造業者及び輸入業者等から緊急通報があった場合は、状況に応じて他の防災機関と連絡調整を図る。

イ　被害の拡大防止

消防機関は、火災が発生した場合、施設防火管理者と連絡を密にして、延焼防止、汚染区域の拡大防止に努める。

ウ　救急医療

県（保健所（健康福祉センター））、県警察及び消防機関等は、大量流出事故等に際しては、医療機関へ連絡するとともに連携して被災者の救出救護、避難誘導を実施する。

エ　水源汚染防止

県（保健所（健康福祉センター））は、毒物劇物が水道水源を汚染するおそれがあると判断した場合は、関係機関に通報し、適切な措置を求める。

オ　避難

市町村は、県及び関係機関等と協議の上、必要であれば、避難の指示を行う。

【別　表】

1　配備基準

<table>
<tr><td></td><td></td><td>危険物等災害</td></tr>
<tr><td rowspan="4">（情報収集体制・災害即応体制）</td><td>設置する本部</td><td>危険物等事故応急対策本部(本部長:防災危機管理部長)
※防災危機管理部長が必要と認めたとき設置</td></tr>
<tr><td>配備基準</td><td>危険物等事故により被害が発生又は発生が予想される場合で、本部長（防災危機管理部長）が必要と認めたとき。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">配備を要する課等</td><td>本　庁
防災対策課　危機管理政策課　消防課　産業保安課
健康福祉政策課　医療整備課　薬務課　病院局経営管理課</td></tr>
<tr><td>出先機関（関係各部局等において必要と認めたとき）※４</td></tr>
<tr><td>地域振興事務所
保健所（健康福祉センター）
その他、必要に応じて部局内等で増強する。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">（災害対策本部第１～本部第３配備）</td><td>設置する本部</td><td>災害対策本部（本部長：知事）
※知事が必要と認めたとき設置</td></tr>
<tr><td>配備基準</td><td>危険物等事故により重大な災害が発生し、本部長（知事）が必要と認めたとき。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">配備を要する課等</td><td>本　庁
災害即応体制に加えて
秘書課　総務課　政策企画課　報道広報課　健康づくり支援課　疾病対策課
衛生指導課　環境政策課　経済政策課　農林水産政策課　県土整備政策課
出納局　企業局管理部総務企画課　教育庁企画管理部教育総務課</td></tr>
<tr><td>出先機関
災害即応体制と同じ。必要に応じて関係機関で増強する。</td></tr>
<tr><td colspan="3">※ 配備の特例措置
1　知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。
2　知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くことができる。
3　配備体制を強化する必要があると知事が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。
4　出先機関においては、管轄する市町村が基準に達した場合に配備につく。</td></tr>
<tr><td colspan="3">※議会事務局には連絡のみ行う。</td></tr>
</table>

2　現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めたときは、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、災害の現地を所管する県災害対策本部支部と連携し、災害の状況に応じた応急対策を迅速・機動的に実施する。

3　災害対策本部と市町村及び防災関係機関との連携

市町村又は県は、災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、合同調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。

第４章　油等海上流出災害対策

県（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、商工労働部、農林水産部、県土整備部、警察本部）

第１節　基本方針

本県周辺海域において、油等の流出事故が発生した場合に、流出した油等の拡散防止と回収等を実施し、付近の船舶並びに沿岸住民の安全を図るとともに、水産業、その他産業の被害の軽減を図り、環境汚染を最小限化し、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

ただし、石油コンビナート等特別防災区域に係る油等海上流出災害については、「千葉県石油コンビナート等防災計画」の定めるところによる。

１　対象災害

この計画の対象となる災害は、船舶等の接触、衝突、乗揚げ、沈没等の事故による大量の油等（「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（以下「海防法」という。）第３条でいう油及び有害液体物質）の流出を伴うものとする。

２　防災関係機関等の処理すべき事務及び業務の大綱

油等流出事故に関し、防災関係機関等が処理すべき事務又は業務は、おおむね次のとおりとする。

（１）第三管区海上保安本部等

ア　情報収集及び防災関係機関への通報、協力要請
イ　連絡調整本部の設置
ウ　各排出油等防除協議会の的確な運営
エ　事故の規模、態様の分析及び当該事故の影響並びにその結果の防災関係機関への連絡
オ　人の生命及び身体並びに財産の保護
カ　海防法に基づく事故原因者等に対する流出油の応急防除措置の指導又は命令
キ　流出油の応急防除措置の実施
ク　一般船舶等に対する事故状況の周知
ケ　船舶の退去、航行制限等海上交通安全の確保
コ　火災発生時の消火活動等の実施及び関係機関への協力要請等
サ　油防除資機材の整備
シ　海防法に基づく指定海上防災機関への流出油等の防除措置の指示
ス　自衛隊法に基づく災害派遣要請
セ　治安の維持
ソ　防災関係機関との協力体制の確立
タ　各省庁で把握している各種専門家等に関する情報の一元化及び要請に応じて、必要な専門家等に関する情報の提供

（２）県

ア　的確な情報収集及び防災関係機関への通報
イ　事故の規模又は被害に応じた応急対策本部又は災害対策本部の設置
ウ　関係排出等油防除協議会との連絡調整
エ　国・近隣都県市等関係機関・各種団体との連絡調整
オ　防災関係機関への協力要請及び連絡調整

カ　自衛隊法に基づく災害派遣要請
キ　市町村が行う漂着油の除去作業等の支援
ク　事故原因者等や海上保安機関の実施する流出油の防除活動への協力
ケ　油防除資機材の整備
コ　河川管理者、海岸管理者、港湾（漁港）管理者としての油防除活動
サ　漁業者、漁業協同組合等に対する連絡調整、防除活動の指導及び支援
シ　回収油の一時保管場所及び処分先等の調査協力
ス　漁業資源、自然環境、観光業等への影響及び被害状況の把握
セ　野生生物及び史跡等の保護・保全
ソ　漁業者等の復旧支援
タ　市町村、漁業者等の補償請求に係る助言等

（3）市町村
ア　事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集・通報
イ　防災関係機関及び住民への情報提供
ウ　事故の規模又は被害の状況に応じた災害対策本部等の設置
エ　漂着油の除去作業等
オ　事故拡大防止のための消火その他消防活動
カ　事故原因者等や海上保安機関の実施する防除活動への協力
キ　警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示
ク　県又は他の市町村等に対する応援要請
ケ　漁業者、漁業協同組合等に対する指導、支援及び連絡調整
コ　油防除資機材の整備
サ　回収油の一時保管場所等の調査協力
シ　漁業者等の復旧支援

（4）自衛隊
　自衛隊への災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつ緊急やむを得ないと認められるもので、他に実施する組織等がない場合とし、次のとおりとする。
ア　航空機等による流出油の情報収集
イ　油の拡散防止及び回収等の応急活動
ウ　応援要員及び救援物資等の搬送

（5）漁業協同組合等
ア　漁業被害の防止対策
イ　漁業被害の調査及び再生産対策の実施

（6）海上災害防止センター
ア　海上保安庁長官の指示に基づく排出油等防除措置の実施
イ　船舶所有者等の委託契約に基づく排出油等防除措置の実施
ウ　船舶所有者等の利用に供するための排出油等防除資機材の保有
エ　海上防災のための措置に関する訓練、研修の実施
オ　防災関係者への指導助言の実施

（7）石油連盟
ア　大規模石油災害対応体制整備事業の普及啓蒙
イ　油防除資機材の貸出及び貸出時における資機材操作技術者の派遣のあっせん

（8）石油コンビナート等特別防災区域内の共同防災組織及び特定事業所等
ア　特定事業所等に係る被害応急対策
イ　求めに応じた流出油等の防除作業等への協力（共同防災組織は、特別防災区域内に限る。）
ウ　特定事業所等に係る被害状況の把握及び情報の提供

3　事故原因者等の責務

油等流出事故に係る第一義的な責任を有する油等を流出させたタンカー等船舶の所有者、船長又は事故発生の原因となった責任者（以下「事故原因者等」という。）の主要な責務は、次のとおりである。

（1）海上保安機関に対する事故状況の迅速かつ的確な通報及び協議

（2）油等の性状・有害性等についての情報の迅速な提供

（3）防災関係機関の設置する対策本部への責任者の派遣又は連携の確保

（4）流出油等の拡散防止、回収、処理及び事故現場の復旧

（5）被害者の損害等に対する補償

第２節　予防計画

１　航行の安全確保

（１）第三管区海上保安本部等は、港内、狭水道等船舶の輻輳（ふくそう）する海域における航行管制、海上交通情報の提供等の体制整備に努める。

（２）第三管区海上保安本部等は、海事関係者等に対する海難防止・海上災害防止に係る講習会の開催や訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。

２　広域的な活動体制

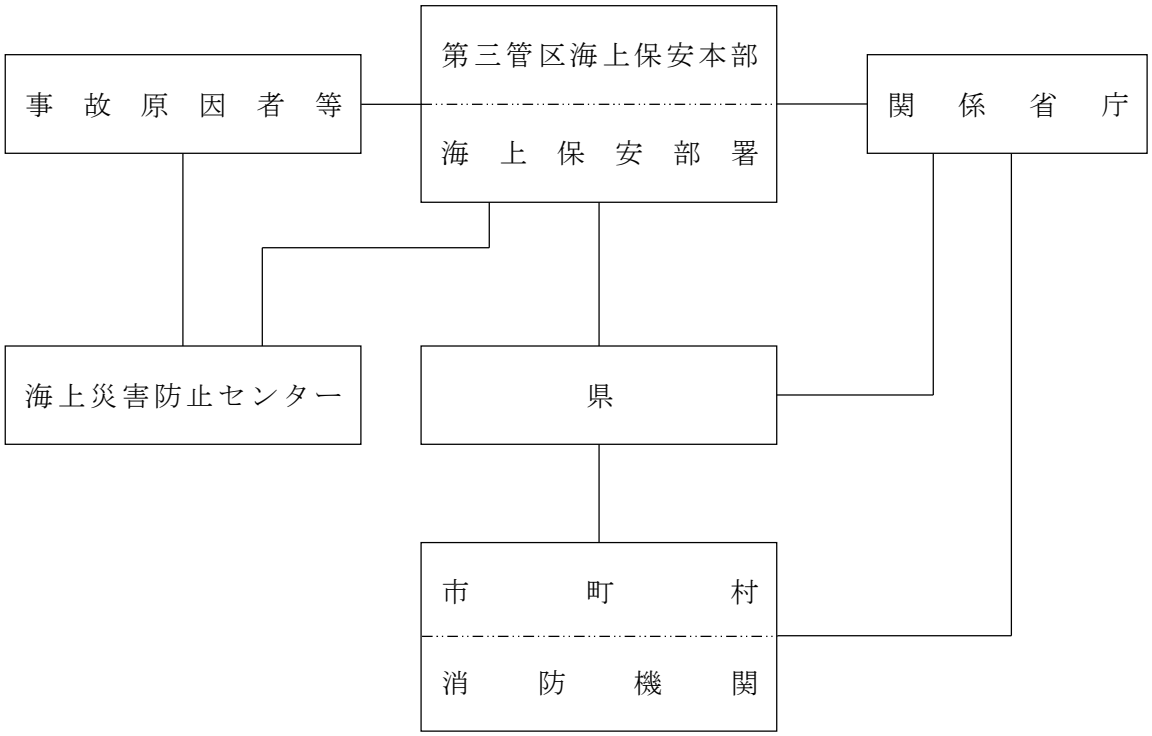
国、県及び市町村等の各機関は、平常時から各機関との連携を密にし、事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行われるよう広域的な活動体制の確立に万全を期す。

３　災害応急対策への備え

油等流出事故が発生した場合における被害の軽減を図るため、防災関係機関及び関係団体並びに事故原因者等は災害応急対策への備えに万全を期す。

（１）情報連絡体制の整備

県、市町村及び第三管区海上保安本部等の防災関係機関は、油等流出事故が発生した場合に、被害の拡大等を防止し、沿岸地域住民、沿岸施設及び船舶の安全確保を図るとともに、水産業、その他産業の被害を軽減するため、緊急時の情報収集連絡体制を確立しておく。



（２）油防除作業体制の整備

県、市町村等は、県が策定した「油防除作業手順マニュアル」や「千葉県油等海上流出事故対応マニュアル」を活用し、地域に即した対応が迅速かつ的確にできるよう、体制整備に努める。

（３）油防除資機材等の整備

ア　国は、油回収船等海上での油防除資機材の整備に努める。

イ　県は、油流出事故発生時に、市町村が行う漂着油防除作業等を支援するため、又は自ら防除作業を行うために、油防除資機材の整備に努める。

ウ　市町村は、油防除資機材の整備を図るよう努める。

エ　海上災害防止センターは、海防法に基づく海上保安庁長官の指示又は船舶所有者等の委託による排出油防除措置を実施するために、又は船舶所有者等の利用に供するために必要な油防除資機材を保有する。

4　訓　練

防災関係機関は、流出油防除体制の強化を図るため、油が著しく大量に排出された場合を想定して、流出油防除のための訓練を実施するとともに、油流出事故への対応を迅速かつ的確に実施できる人材を育成する。

第３節　応急対策計画

１　県の応急活動体制

県における配備基準は別表のとおりとする。

２　防除方針

流出した油等は、海上で防除することに目標を置き、防除方針の決定にあたっては海上での回収を可能な限り実施し、海岸線への漂着を回避するよう努めるものとする。

また、防災関係機関においては、第三管区海上保安本部等との連携を図りつつ、流出油等の性状及び有害性の有無について迅速な把握に努め、効率的な流出油等の拡散防止、回収及び処理を行う。

３　情報連絡活動

（１）第三管区海上保安本部等の活動

事故原因者等からの事故の通報を受けた場合、その内容を防災関係機関に通報するとともに、随時経過等を伝達する。

（２）県の活動

ア　第三管区海上保安本部等からの事故の通報を受けた場合、その内容を防災関係機関に通報するとともに、随時経過等を伝達する。

イ　早期に油等流出事故に係る被害の状況を把握するため、第三管区海上保安本部等防災機関及び航行船舶、民間企業、報道機関、住民等からの情報収集に努める。

また、必要に応じヘリコプター等からの画像伝送、事故現場からのちば衛星号の中継画像等の活用により、情報収集に努める。

（３）市町村の活動

付近の海域において油流出事故が発生し、被害の発生又はそのおそれがあるときは、海岸線のパトロールを実施し、速やかにその状況を最寄りの海上保安部署及び県に報告する。

（４）事故原因者等の活動

船舶等から大量の油等流出があったとき又は流出のおそれがある場合には、速やかに最寄りの海上保安機関等防災関係機関に通報するとともに随時経過等を報告する。

４　流出油等の防除措置

（１）第三管区海上保安本部等

ア　船舶からの油流出事故情報を入手したときは、事故船舶の船長、所有者に対して、排出油の拡散防止、引き続く油の流出防止等油防除のために必要な応急措置を講じさせるとともに、巡視艇等を現場に急行させ、状況調査を行う。

イ　海防法に基づき、船舶等の所有者等に対し、防除措置を命じるとともに、必要に応じて、巡視艇等により流出油の回収等防除作業を実施する。

特に必要があると認められるときは、海防法第４１条の２に基づき関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長その他の執行機関に対し、排出された油等の除去等必要な措置を講じることを要請することができる。

また、必要に応じ、各排出油等防除協議会会員に対し事故発生情報を通報するとともに、海防法に基づき、指定海上防災機関に対する指示を行うことができる。

ウ　油等流出事故が発生した場合、ガス検知を行い、状況に応じて火気使用の制限や禁止、あるいは航行制限や船舶の退去等、海上火災等二次災害防止のための措置を講じるとともに、海上火災が発生した場合には、警戒区域等を設定して更なる災害の発生防止に努め、消防機関等との協力の上、消火活動を実施する。

（2）県

ア　事故の規模又は被害の状況に応じた応急対策本部又は災害対策本部を設置する。

イ　防除活動を迅速かつ的確に対応するため、マニュアル等を活用し、適切な応急措置を講じる。

ウ　市町村の行う漂着油の除去作業等について資機材の提供や職員の派遣等により支援する。

エ　緊急輸送路を確保し、円滑な資機材搬送に資する。

オ　港湾管理者、漁港管理者、河川管理者及び海岸管理者としての防除作業を実施する。

カ　必要に応じ、「九都県市災害時相互応援等に関する協定」「油流出事故時における千葉県と特定事業所等との資機材等の相互応援協定」等に基づき、他都県、事業所等に協力を要請する。

＜資料編１－12　油流出事故時における千葉県と特定事業所等との資機材等の相互応援協定＞

キ　回収した油の処理施設に関する情報を提供し、適正な処分が行われるよう助言・指導する。

ク　救出救護、避難誘導、立入禁止区域内の警戒及び交通規制を実施する。

（3）市町村

漂着油により海岸が汚染され、又はそのおそれがある場合は、その被害を防止するための除去作業等を実施するとともに、必要に応じ回収油の保管場所の確保に努める。

（4）海上災害防止センター

事故原因者等の委託又は海上保安庁長官の指示により、排出油の防除措置を行う。

（5）事故原因者等

ア　油の排出を防止するためにガス抜きパイプの閉鎖、船体の傾斜調整等の措置を講じるほか、オイルフェンスを展張するなど対策を講じる。

イ　油回収船等による機械的回収、油吸着材等による物理的回収及びその他応急的・補助的回収を実施する。

ウ　油処理剤を使用する場合は、漁業者等関係者と協議する。

エ　回収した油の適正な処理を行う。

5　広報広聴活動

防災関係機関は、事故の規模、動向を検討し、効果的かつ迅速な広報広聴を行う。

（1）新聞、ラジオ、テレビ及びＣＡＴＶ等報道機関に対し、広報を要請すること。

（2）市町村防災行政無線等による広報の実施。

（3）インターネットの活用。

（4）県民等からの各種問合わせに対する相談窓口の設置。

6　環境保全等に関する対策

県及び市町村は、油等流出事故による地域住民の健康被害の防止及び軽減を図るとともに、環境の保全を図るものとする。

（1）必要に応じて環境調査を実施するとともに、環境汚染に関する情報を国等防災関係機関へ通報する。

（2）異臭等の発生により、住民の生命・身体に有害な影響が予測される場合は、住民からの健康相談に対応する。

（3）海鳥、海生生物等に被害が発生した場合には、関係団体等の協力を得て、その保護に努める。

7　油回収作業実施者の健康対策

被災地における健康対策は、地元医師会等関係団体の協力を得て市町村が実施するが、県も必要に応じて協力・実施する。

８　その他

（１）補償対策

ア　タンカーによる油流出事故の場合

船舶油濁損害賠償保障法に基づき、流出した油により直接被害を受けた漁業者及び観光業者等は被害に加え、損害を防止又は軽減するための措置に要した経費を船舶所有者に請求できる。

また、国、地方公共団体等が行った同様の措置に要した経費について、船舶油濁損害賠償保障法に基づき船舶所有者に損害賠償請求をすることができるほか、海防法第４１条の２に基づき海上保安庁長官からの要請があり、これに基づき地方公共団体等が防除措置を講じた場合には、その経費を、海防法第４１条の３に基づき、行政処分により船舶所有者に請求することができる。

イ　タンカー以外の一般船舶からの油流出事故の場合

船舶油濁損害賠償保障法に基づき、流出した燃料油により直接被害を受けた漁業者及び観光業者等は被害に加え、損害を防止又は軽減するための措置に要した経費を船舶所有者に請求できる。

また、国、地方公共団体等が行った同様の措置に要した経費について、船舶油濁損害賠償保障法に基づき船舶所有者に損害賠償請求をすることができるほか、海防法第４１条の２に基づき海上保安庁長官からの要請があり、これに基づき地方公共団体等が防除措置を講じた場合にはその経費を、海防法第４１条の３に基づき、行政処分により船舶所有者に請求することができる。

（２）事後の監視等の実施

防災関係機関は、油等の回収等応急対策による措置が終了した後においても、必要に応じ、環境への影響の把握に努める。

【別　表】

1　配備基準

		油等海上流出災害
（情報収集体制・災害即応体制）	設置する本部	油等海上流出事故応急対策本部（本部長：防災危機管理部長） ※防災危機管理部長が必要と認めたとき設置
	配備基準	船舶等による油等の海上流出事故が発生し、油等が沿岸等に漂着又は漂着が予想される場合で、本部長（防災危機管理部長）が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	本　庁 防災対策課　危機管理政策課　消防課 産業保安課 健康福祉政策課　大気保全課　水質保全課　自然保護課　循環型社会推進課 廃棄物指導課　経済政策課　漁業資源課　漁港課　河川整備課　河川環境課 港湾課 災害即応体制から配備を要する課 管財課　観光政策課　県土整備政策課
		出先機関（関係各部局等において必要と認めたとき）※４ 地域振興事務所　保健所（健康福祉センター）　水産事務所　漁港事務所 土木事務所　港湾事務所　その他、必要に応じて部局内等で増強する。
（災害対策本部第１～本部第３配備）	設置する本部	災害対策本部（本部長：知事） ※知事が必要と認めたとき設置
	配備基準	船舶等による油等の海上流出事故が発生し、大量の油等が沿岸等に漂着又は漂着が予想される場合（災害対策本部第３配備は漂着した場合）で、本部長（知事）が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	本　庁 災害即応体制に加えて 秘書課　総務課　政策企画課　報道広報課　健康づくり支援課　疾病対策課 医療整備課　薬務課　環境政策課　水産課　出納局 企業局管理部総務企画課　病院局経営管理課　教育庁企画管理部教育総務課
		出先機関 災害即応体制と同じ。必要に応じて関係機関で増強する。
※配備の特例措置 １　知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。 ２　知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くことができる。 ３　配備体制を強化する必要があると知事が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。 ４　出先機関においては、管轄する市町村が基準に達した場合に配備につく。		
※議会事務局には連絡のみ行う。		

2　現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めたときは、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、災害の現地を所管する県災害対策本部支部と連携し、災害の状況に応じた応急対策を迅速・機動的に実施する。

3　災害対策本部と市町村及び防災関係機関との連携

市町村又は県は、災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、合同調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。

千 葉 県 地 域 防 災 計 画

第６編　　公 共 交 通 等 事 故 編

本編は、第１編総則で示された目的や基本的な考え方に基づき、海上事故、航空機事故、鉄道事故、道路事故などの大規模な事故災害に特有な予防対策や応急対策について定めたものである。

第１章　海上事故災害対策

県（防災危機管理部、健康福祉部、農林水産部、県土整備部、警察本部）

第１節　基本方針

本県周辺海域において、船舶の衝突、乗揚げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又は生ずるおそれのある事態であって、保護を要する場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図り、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

本章の対象となる災害は、次のとおりである。

１　旅客船、その他多数の人が乗船している船舶の海難で、多数の損失を伴うもの

２　漁船の集団海難で、多数の人命の損失を伴うもの

なお、油等の流出事故については第５編第４章「油等海上流出災害対策」の定めるところによる。

第２節　予防計画

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難の発生を防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施するものとする。

１　各種予防対策

（１）航行船舶の安全確保

ア　第三管区海上保安本部等は、港内、狭水道等船舶の輻輳（ふくそう）する海域における航行管制、海上交通情報の提供等の体制整備に努める。

イ　第三管区海上保安本部等は、海事関係者等に対する海難防止・海上災害防止に係る講習会の開催や訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。

ウ　県は、漁船の操業安全指導海域内での指導、災害予防通信及び港内のパトロール等を実施する。

（２）船舶利用者への注意喚起

船舶関係機関は船舶利用者に対し、災害時における行動、避難経路の教示等を実施する。

２　資機材等の整備

第三管区海上保安本部等は、災害発生の場合に必要な救助用具、資機材の整備に努める。

千葉県水難救済会は、各救難所の施設整備及び救助用資機材の備蓄に努めるものとする。

第３節　応急対策計画

海上災害の発生時、又は災害の発生が予想される場合、被害の軽減を図るため、関係機関は早期に初動体制を確立して災害応急対策へ万全を期するものとする。

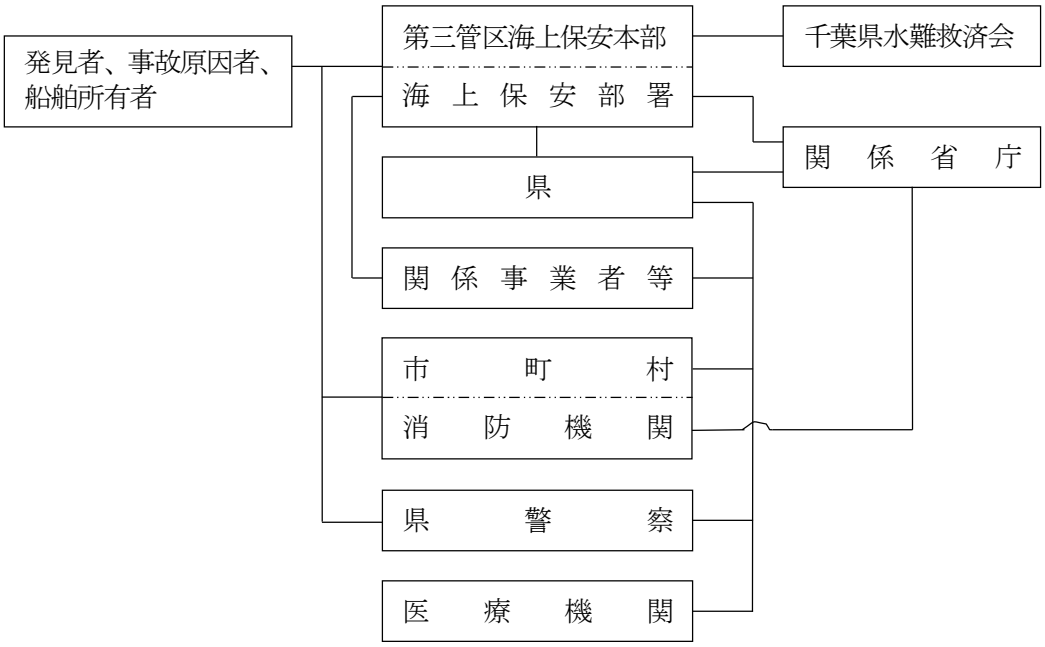
１　県の応急活動体制

県における配備基準は別表のとおりとする。

２　情報の収集伝達

初動体制を早期に確立するためには早期の災害覚知が不可欠である。関係機関は下記のルートにより情報の受伝達を緊急に行う。

県は、漁業無線通信系を利用した海上事故の通報等の応急通信、並びに漁船、県所属船舶からの事故に係る情報の収集を実施する。



３　応急活動体制

災害を覚知した場合は、防災関係機関は直ちに初動体制を確立して対応に努める。

一次的に対応をする関係機関及び主な対応は以下のとおりである。

船舶所有者等	消火、救難、救助、広報、被災者家族等への情報提供
第三管区海上保安本部	捜索、救助、救急、消火、関係機関との連絡調整、 事故原因の調査・広報
沿岸消防機関	捜索、消火、救難、救助、救急、搬送
県警察	捜索、救難、救助、警戒線の設定
沿岸市町村	避難指示等、他団体への応援要請、住民への広報
県	関係機関との連絡調整
医療機関	負傷者等の応急医療、救護等

4　関係機関の体制

（1）第三管区海上保安本部の体制

ア　災害の発生が予想される場合

（ア）警戒配備

大規模海難に至らない海上災害の発生が予想されるときは、必要に応じ、海上保安庁非常配備規則に基づき第三管区海上保安本部長が発令し、緊急に事前の措置を実施してこれに備える態勢を確立する。

（イ）非常配備

大規模海難等の発生が予想されるときに、海上保安庁非常配備規則に基づき、必要に応じ、第三管区海上保安本部長が非常配備乙を発令し、緊急の措置を実施してこれに備える態勢を確立する。

イ　災害が発生した場合

（ア）大規模海難等対策本部の設置

大規模海難その他海上における災害の際に、救助、援助、汚染の防除及び犯罪の捜査に関する業務を特に統一的かつ強力に推進するため、大規模海難等対策本部規則に基づき設置する。

（イ）中規模海難等対策本部の設置

大規模でない海難その他における災害が発生した際に、救助、援助及び汚染の防除に関する業務を協力かつ的確に推進するため、大規模海難等対策本部規則に基づき設置する。

（2）県の体制

海難が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策を円滑に実施するため、必要に応じ応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

（3）沿岸市町村の体制

海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その海域に係る災害応急対策を実施する。

（4）防災関係機関の体制

関係機関の長は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携を取りながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

5　各種活動

第三管区海上保安本部をはじめ関係機関は、連携・協力して応急対策を実施する。

（1）捜索

関係機関が相互に密接に協力のうえ、それぞれ船舶・ヘリコプターなどを活用して行うものとする。

（2）消火

第三管区海上保安本部は、船舶等の火災が発生した場合「海上保安庁の機関と消防機関の業務協定の締結に関する覚書（昭和43年3月29日）」に基づき消防機関と連携し対処するものとする。

（3）救助・救急

ア　第三管区海上保安本部（海上保安庁法第2条）

海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天変地異その他救済を必要とする場合における援助を行う。

海上保安庁以外の者で海上において人命、積荷及び船舶救助を行うもの並びに船舶交通に対する障害を除去するものの監督を行う。

イ　沿岸市町村（災害対策基本法第62条、水難救護法第1条）

遭難船舶を認知した市町村は、海上保安部署及び警察署に連絡をするとともに、直ちに現場に臨み、救護活動を実施する。

ウ　県警察（水難救護法第4条）

警察官は、救護の事務に関し、市町村長を助け、市町村長が現場にいない場合は、市町村長に代わってその職務を実施する。

（4）医療救護

日本赤十字社千葉県支部、千葉県医師会、千葉県歯科医師会、千葉県薬剤師会、災害拠点病院等の協力機関が編成する救護班の派遣を受けて、応急措置を施す。なお、協力機関が編成する医療チームは、地震・津波編第３章第６節「消防・救助救急・医療救護活動」に定めるものとする。

また、市町村は応急仮設救護所を開設し、迅速な処置を図るものとする。

（5）搬送

消防機関が中心となって応急措置後の負傷者を、医療機関に搬送する。

（6）死体の収容

原則として市町村が死体一時保存所、検案場所を設置し、収容するものとする。死体の収容、埋葬等に係る実施事項は、地震・津波編第３章第１３節「保健衛生、防疫、廃棄物等対策」に定めるものとする。

（7）応援要請

関係機関は相互に密接な協力のうえ実施する。

（8）緊急輸送

関係機関は相互に密接な協力のうえ実施する。

（9）広報

関係機関は相互に密接な協力のうえ実施する。

6　応援体制

発災地に早急に必要人員及び物資を調達するため、防災関係機関は相互に協力し、応援体制を整える。各機関の応援事項は以下を目安として、臨機応変に対応することとする。

発災地以外の市町村、消防機関	人員及び物資の派遣及び調達
県	人員の派遣、物資の調達、他都道府県への応援要請 応援市町村間の調整、自衛隊への派遣要請
総　務　省　消　防　庁	応援都道府県間の調整
発 災 地 以 外 の 医 療 機 関	人材及び物資の派遣及び調達
国 土 交 通 省 （海 上 保 安 庁）	自衛隊への派遣要請
原 因 者 以 外 の 船 舶 事 業 者	人員及び物資の派遣及び調達
水難救済会、その他関係諸団体	人員及び物資の派遣及び調達

＜資料編６－３　県所属船舶及び備蓄資機材一覧表＞
＜資料編６－４　巡視船艇・航空機一覧表＞
＜資料編６－６　曳舟の状況＞
＜資料編９－４　一般財団法人海上災害防止センター保有船舶及び保有資材一覧表＞
＜資料編９－５　㈱ダイトーコーポレーション千葉支店保有船舶及び保有資機材一覧表＞

【別　表】

1　配備基準

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>海上事故</th></tr>
<tr><td rowspan="4">（情報収集体制・災害即応体制）</td><td>設置する本部</td><td>海上事故応急対策本部（本部長：防災危機管理部長）
※防災危機管理部長が必要と認めたとき設置</td></tr>
<tr><td>配備基準</td><td>海上事故により被害が発生又は発生が予想される場合で、本部長（防災危機管理部長）が必要と認めたとき。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">配備を要する課等</td><td>本　庁
防災対策課　危機管理政策課　消防課　産業保安課
健康福祉政策課　医療整備課　薬務課　水産課　漁港課　港湾課
病院局経営管理課</td></tr>
<tr><td>出先機関（関係各部局等において必要と認めたとき）※４
地域振興事務所
保健所（健康福祉センター）　土木事務所
漁港事務所　港湾事務所
その他、必要に応じて部局内等で増強する。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">（災害対策本部第１～本部第３配備）</td><td>設置する本部</td><td>災害対策本部（本部長：知事）
※知事が必要と認めたとき設置</td></tr>
<tr><td>配備基準</td><td>海上事故により重大な災害が発生した場合で、本部長（知事）が必要と認めたとき。</td></tr>
<tr><td>配備を要する課等</td><td>本　庁
災害即応体制に加えて
秘書課　総務課　政策企画課　報道広報課　健康づくり支援課　疾病対策課
衛生指導課　環境政策課　経済政策課　農林水産政策課　漁業資源課
県土整備政策課　出納局　企業局管理部総務企画課
教育庁教育振興部保健体育課

出先機関
災害即応体制と同じ。必要に応じて関係機関で増強する。</td></tr>
<tr><td colspan="3">※配備の特例措置
１　知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。
２　知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くことができる。
３　配備体制を強化する必要があると知事が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。
４　出先機関においては、管轄する市町村が基準に達した場合に配備につく。</td></tr>
<tr><td colspan="3">※議会事務局には連絡のみ行う。</td></tr>
</table>

2　現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めたときは、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、災害の現地を所管する県災害対策本部支部と連携し、災害の状況に応じた応急対策を迅速・機動的に実施する。

3　災害対策本部と市町村及び防災関係機関との連携

市町村又は県は、災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、合同調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。

第２章　航空機事故災害対策

県（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、警察本部）

第１節　基本方針

本章は、成田国際空港及びその周辺（以下「成田国際空港消防相互応援協定」締結市町村の区域をいう。）並びにその他の地域において、航空機の炎上等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「航空機災害」という。）が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の応急対策及び平素から体制を整備するための予防計画を定めるものとする。

なお、海上遭難の場合は、前章「海上事故災害対策」に準ずる。

防災関係機関

災害時には災害原因者である航空事業者、東京航空局成田空港事務所、成田国際空港㈱、県、関係市町村等別表１の機関（以下、一括して「関係機関」という。）が相互に協力して総合的な対応を図る。

※　成田国際空港消防相互応援協定団体

成田市（神崎町含む）、香取広域市町村圏事務組合（香取市、多古町、東庄町）、佐倉市八街市酒々井町消防組合（佐倉市、八街市、酒々井町）、山武郡市広域行政組合（東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町）、匝瑳市横芝光町消防組合（匝瑳市、横芝光町）、栄町、富里市、四街道市、印西地区消防組合（印西市、白井市）及び成田国際空港㈱

＜資料編１－12　成田国際空港消防相互応援協定＞
＜資料編９－６　成田国際空港㈱の消防力＞
＜資料編９－７　成田市及び成田国際空港周辺市町村の消防力＞
＜資料編９－８　成田国際空港の概要＞

第２節　予防計画

１　情報の収集・連絡体制の整備
関係機関はそれぞれの機関及び機関相互間において、情報の収集、連絡体制を整備する。

２　協力・応援体制の整備
関係機関は相互の協力、応援体制の整備及び情報伝達手段の整備拡充に努める。

３　消火救難、救助・救急及び医療活動に係る資機材等の整備及び備蓄
関係機関は災害時における各々の業務に必要な資機材等の整備及び備蓄に努める。
＜資料編９－６　成田国際空港の消防力＞
＜資料編９－７　成田市及び成田国際空港周辺市町村の消防力＞

４　防災訓練
関係機関は、航空機災害対応の習熟を図るため、防災訓練の推進に努めるものとする。

第３節　応急対策計画

航空機災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に防災関係機関は早期に初動体制を確立してその拡大を防御し、被害の軽減を図る。

１　県の応急活動体制

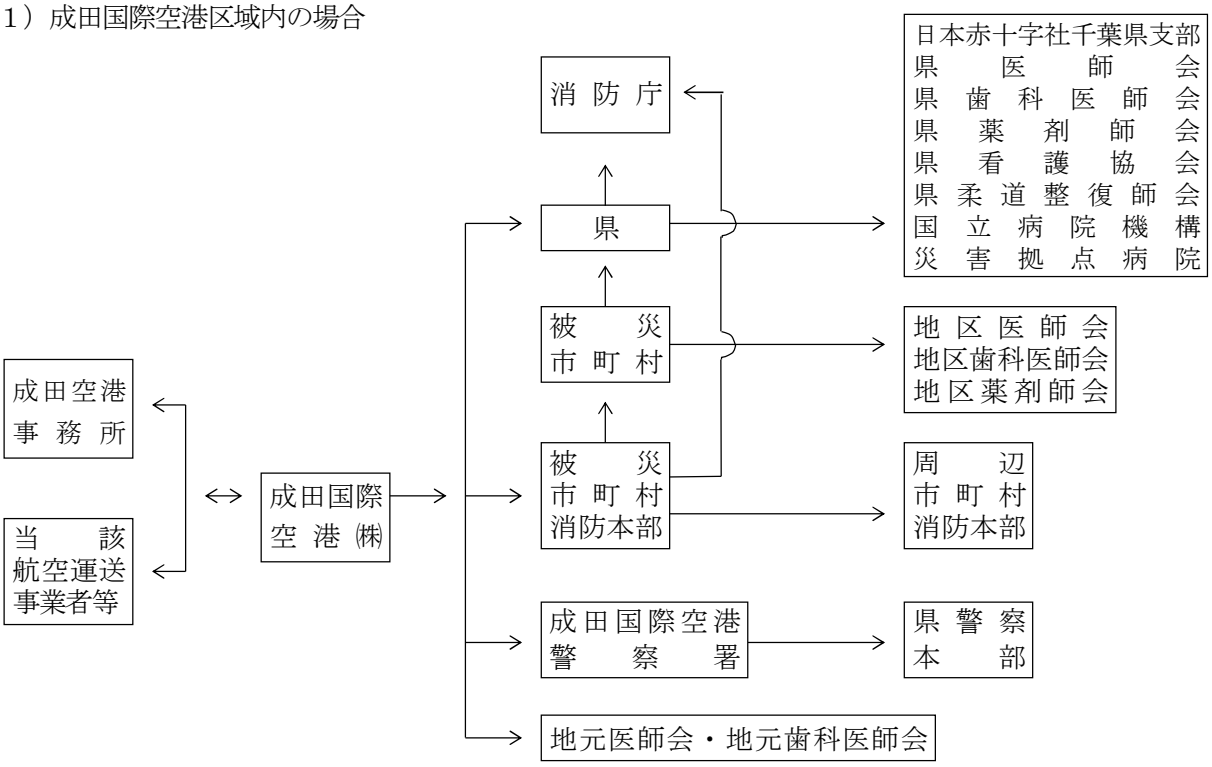
県における配備基準は、別表２のとおりとする。

２　情報の収集

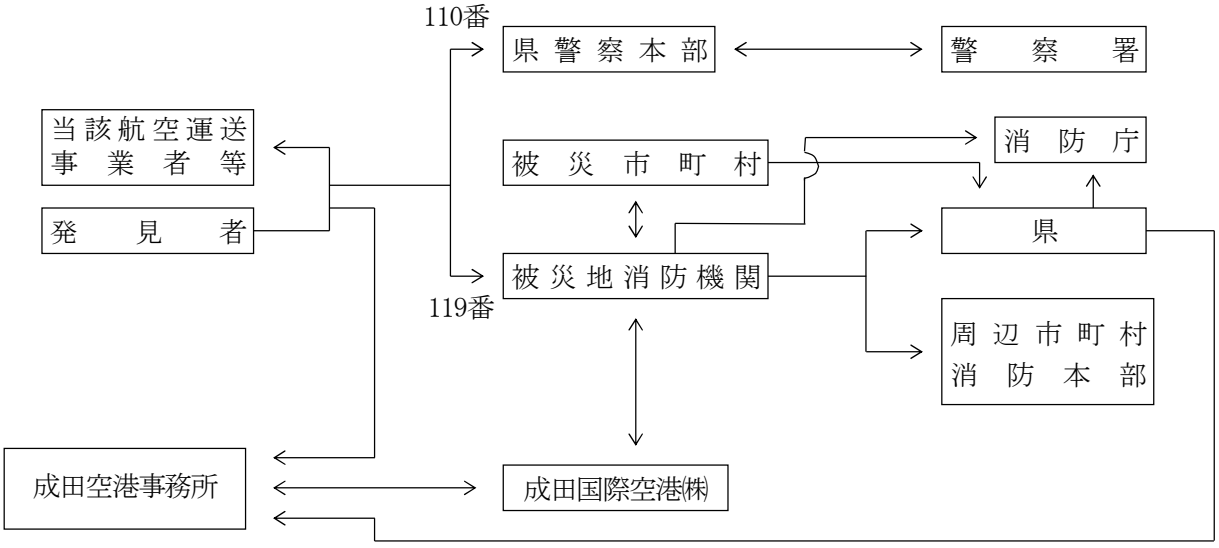
初動体制を早期に確立するため、関係機関は下記のルートにより情報の受伝達を緊密に行う。

◎情報受伝達ルート

（１）成田国際空港区域内の場合

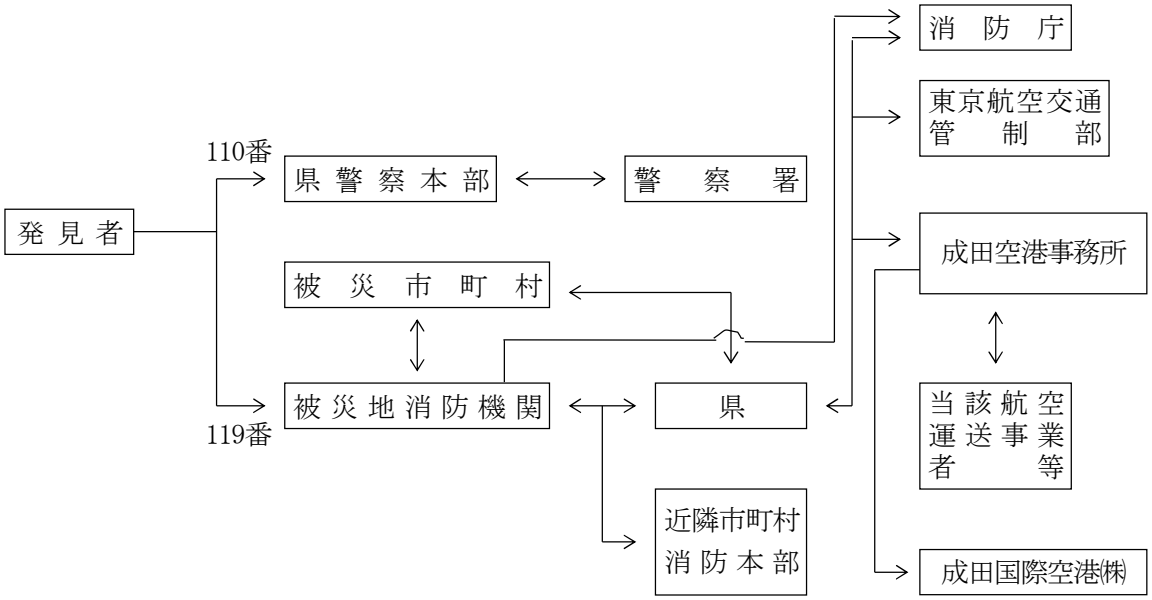


（２）成田国際空港区域周辺の場合

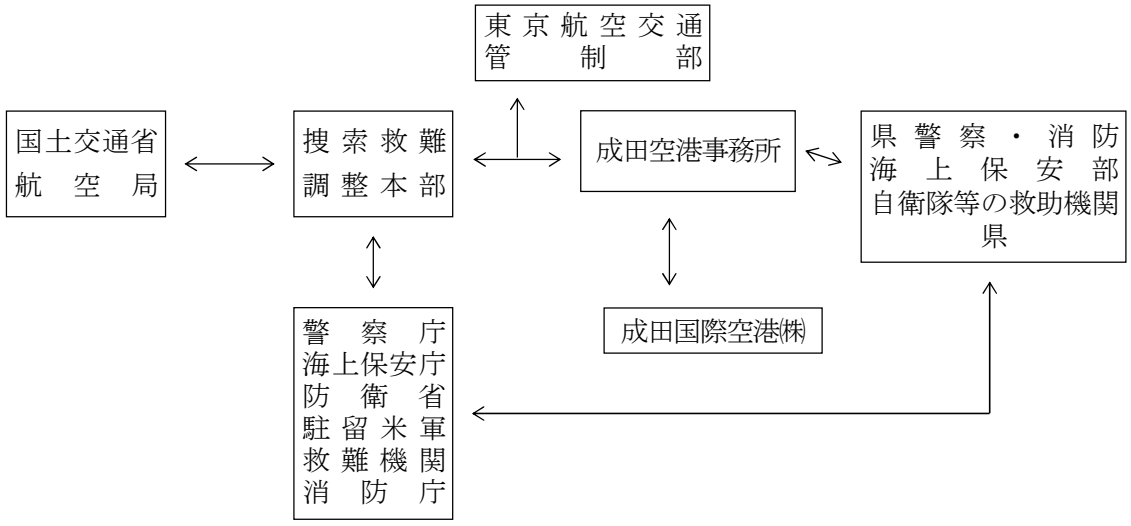


（3）その他の地域の場合

ア　発生地点が明確な場合



イ　発生地点が不明確な場合（遭難機の捜索）



（注）捜索救難調整本部は、通常、東京空港事務所（羽田）に設けられる。

3　応急対策

関係機関は、航空機事故が発生した際、次の対応をとる。

成田空港事務所及び成田国際空港㈱は、関係機関の連絡調整を行う。

（1）捜索救難活動

国土交通省が中心となって実施する。防衛省、警察庁、消防庁及び海上保安庁がこれに協力する。

（2）消防活動

ア　成田国際空港区域内で災害が発生した場合

（ア）実施機関

成田国際空港㈱、被災市町村、被災市町村消防機関

（イ）協力機関

成田国際空港周辺の市町村消防機関、県警察

イ　成田国際空港区域の周辺で災害が発生した場合

（ア）実施機関

被災市町村、被災市町村消防機関

（イ）協力機関

周辺の市町村消防機関、成田国際空港㈱、県警察

ウ　その他の地域で災害が発生した場合

（ア）実施機関

被災市町村、被災市町村消防機関

（イ）協力機関

近隣市町村消防機関、県警察

エ　実施内容

（ア）航空機災害に係る火災が発生した場合、それぞれの実施機関は、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を重点的に実施する。

（イ）航空機災害に係る火災が発生した場合、被災市町村長及び当該消防機関の職員は、必要に応じて地域住民及び旅客の生命、身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため、警戒区域を設定する。

（ウ）災害の規模等が大きく、被災市町村消防機関限りでは対処できないと思われる場合は、周辺の市町村消防機関等に応援を求めるものとする。

（3）救出救護活動

ア　成田国際空港区域内で災害が発生した場合

（ア）実施機関

成田国際空港㈱、当該航空運送事業者、被災市町村、被災市町村消防機関、県警察、千葉県

（イ）協力機関

日本赤十字社千葉県支部、千葉県医師会、千葉県歯科医師会、千葉県薬剤師会、千葉県看護協会、千葉県柔道整復師会、国立病院機構、災害拠点病院、地元医師会、地元歯科医師会、地元薬剤師会、公立病院、成田国際空港周辺の市町村消防機関

イ　成田国際空港区域の周辺で災害が発生した場合

（ア）実施機関

当該航空運送事業者、被災市町村、被災市町村消防機関、県警察、千葉県

（イ）協力機関

日本赤十字社千葉県支部、千葉県医師会、千葉県歯科医師会、千葉県薬剤師会、千葉県看護協会、千葉県柔道整復師会、国立病院機構、災害拠点病院、地元医師会、地元歯科医師会、地元薬剤師会、公立病院、被災地の近隣市町村消防機関、成田国際空港㈱

ウ　その他の地域で災害が発生した場合

（ア）実施機関

当該航空運送事業者、被災市町村、被災市町村消防機関、県警察、千葉県

（イ）協力機関

日本赤十字社千葉県支部、千葉県医師会、千葉県歯科医師会、千葉県薬剤師会、千葉県看護協会、千葉県柔道整復師会、国立病院機構、災害拠点病院、地元医師会、地元歯科医師会、地元薬剤師会、公立病院、被災の近隣市町村消防機関

エ　実施内容

航空機の乗客及び被災地域住民等の救出、救護、収容等を行う場合は、次により実施する。

（ア）救出班の派遣

実施機関は、乗客、地域住民等の救出のため、救出班を派遣し、担架等救出に必要な資器材を投入し、迅速に救出活動を実施する。

（イ）医療チームの派遣

負傷者の救護は、日本赤十字社千葉県支部、千葉県医師会、千葉県歯科医師会、千葉県薬剤師会、災害拠点病院等の協力機関が編成する医療チームの派遣を受けて、応急措置を施した後に、あらかじめ指定された医療機関に搬送する。

なお、協力機関が編成する医療チームは、地震・津波編第３章第６節「消防・救助救急・医療救護活動」に定めるものとする。

（ウ）救護所の開設

重軽傷者の救護は、成田国際空港内である場合については成田国際空港内に、成田国際空港以外の地域である場合については、原則として被災市町村に応急仮設救護所を開設し、迅速な処置を図るものとする。

（４）救急、搬送

消防機関が中心となって応急措置後の負傷者を、あらかじめ指定された医療機関に搬送する。

（５）死体の収容

成田国際空港区域内の場合は、当該航空運送事業者が成田市及び成田国際空港㈱と協議のうえ、空港以外の場合には原則として被災市町村が、死体一時保存所、検案場所を設置し、収容するものとする。

死体の収容、埋葬等に係る実施事項は、地震・津波編第３章第１３節「保健衛生、防疫、廃棄物等対策」に定めるものとする。

（６）交通規制

県警察は、成田国際空港に通じる道路及び成田国際空港周辺道路又は被災地周辺道路について必要な交通規制を行う。また、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。

（７）広報

ア　実施機関

成田国際空港区域内及びその周辺で災害が発生した場合は、国土交通省航空局（成田空港事務所含む）、成田国際空港㈱、当該航空運送事業者、被災市町村及び県警察等が実施する。

その他の地域の場合は、国土交通省航空局（成田空港事務所含む）、当該航空運送事業者、被災市町村及び県警察等が実施する。

イ　実施内容

災害応急対策実施の理解を求めるため、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、地元住民、旅客、送迎者及び地域住民等に対して次のとおり広報を行う。

（ア）市町村及び関係機関の実施する応急対策の概要、並びに航空輸送復旧の見通し

（イ）避難の指示及び避難先の指示

（ウ）地域住民等への協力依頼

（エ）そのほか必要な事項

（8）防疫及び清掃

防疫については、遭難機が国際線である場合には、成田空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、地震・津波編第３章第１３節「保健衛生、防疫、廃棄物等対策」に定めることにより、的確に応急対策を講ずることとし、事故現場の清掃については、成田国際空港区域内の場合は成田国際空港㈱が、その他の場合は地震・津波編第３章第１３節「保健衛生、防疫、廃棄物等対策」の定めるところにより、応急対策を講ずることとする。

4　応援体制

被災地に早急に必要人員及び物資を調達するため、防災関係機関は相互に協力し、応援体制を整える。各機関の主な応援事項は以下として、臨機応変に対応することとする。

当該航空運送事業者等	人員及び物資の派遣及び調達
発災地以外の市町村、消防機関、県警察	人員及び物資の派遣及び調達
県	人員の派遣、物資の調達、他都道府県への応援要請、応援市町村間の調整、応援都道府県間の調整
発災地以外の医療機関	人員及び物資の派遣及び調達
成田空港事務所	必要な場合の自衛隊への災害派遣要請
原因者以外の航空事業者	人員及び物資の派遣及び調達
成田国際空港㈱	人員及び物資の派遣及び調達

【別表１】　防災関係機関

機関名等
航空事業者（災害原因者）
国土交通省東京航空局成田空港事務所
捜索救難調整本部（東京航空事務所）
東京航空交通管制部
成田国際空港㈱
千　葉　県
市　町　村
警　察　庁
千葉県警察本部
千葉県成田国際空港警察署
警　察　署
海上保安庁
千葉海上保安部
銚子海上保安部
防　衛　省
陸上自衛隊第１空挺団
駐留米軍
総務省消防庁
消防（局）本部
（公社）千葉県医師会
地区医師会
（一社）千葉県歯科医師会
地区歯科医師会
（一社）千葉県薬剤師会
地区薬剤師会
日本赤十字社千葉県支部
日本赤十字社地区・分区
東日本電信電話㈱
㈱ＮＴＴドコモ千葉支店
ＫＤＤＩ㈱
東京電力パワーグリッド㈱千葉総支社
ソフトバンク㈱
楽天モバイル㈱

【別表２】

１　配備基準

		航空機事故
（情報収集体制・災害即応体制）	設置する本部	航空機事故応急対策本部(本部長:防災危機管理部長) ※防災危機管理部長が必要と認めたとき設置
	配備基準	航空機事故により被害が発生又は発生が予想される場合で、本部長（防災危機管理部長）が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	本　庁 防災対策課　危機管理政策課　消防課 産業保安課 空港地域共生課　健康福祉政策課　医療整備課　薬務課　病院局経営管理課 出先機関（関係各部局等において必要と認めたとき）※４ 地域振興事務所 保健所（健康福祉センター） その他、必要に応じて部局内等で増強する。
（災害対策本部第１～本部第３配備）	設置する本部	災害対策本部（本部長：知事） ※知事が必要と認めたとき設置
	配備基準	航空機事故により重大な災害が発生した場合で、本部長（知事）が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	本　庁 災害即応体制に加えて 秘書課　総務課　政策企画課　報道広報課　健康づくり支援課 疾病対策課　衛生指導課　環境政策課　経済政策課　農林水産政策課 県土整備政策課　出納局　企業局管理部総務企画課 教育庁教育振興部保健体育課 出先機関　災害即応体制と同じ。必要に応じて関係機関で増強する。
※配備の特例措置 １　知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。 ２　知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くことができる。 ３　配備体制を強化する必要があると知事が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。 ４　出先機関においては、管轄する市町村が基準に達した場合に配備につく。		
※議会事務局には連絡のみ行う。		

２　現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めたときは、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、災害の現地を所管する県災害対策本部支部と連携し、災害の状況に応じた応急対策を迅速・機動的に実施する。

３　災害対策本部と市町村及び防災関係機関との連携

市町村又は県は、災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、合同調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。

第３章　鉄道事故災害対策

県（総合企画部、防災危機管理部、警察本部）

第１節　基本方針

本章は、鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった、鉄道災害に対する対策について定める。

鉄軌道事業者（１９事業者）
東日本旅客鉄道株式会社（千葉支社）、京成電鉄株式会社、新京成電鉄株式会社、東武鉄道株式会社、小湊鉄道株式会社、東京地下鉄株式会社、京葉臨海鉄道株式会社、北総鉄道株式会社、流鉄株式会社、銚子電気鉄道株式会社、千葉都市モノレール株式会社、いすみ鉄道株式会社、東葉高速鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社（関東支社）、東京都交通局、芝山鉄道株式会社、首都圏新都市鉄道株式会社、山万株式会社、株式会社舞浜リゾートライン

第２節　予防計画

１　各事業者による予防対策

鉄軌道事業者は、鉄道事業法等により充足すべき技術基準が定められており、車両や施設等に関連する輸送の安全確保については、当該基準により整備、改良及び保全を行うものである。

２　行政等による予防対策

（１）国、公共機関、地方公共団体及び鉄軌道事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。

（２）国及び地方公共団体は、主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、県民生活への支障や地域の孤立化の防止等のため、関連公共事業等の実施において努力する。

（３）国、地方公共団体、道路管理者及び鉄軌道事業者は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努める。

第３節　応急・復旧計画

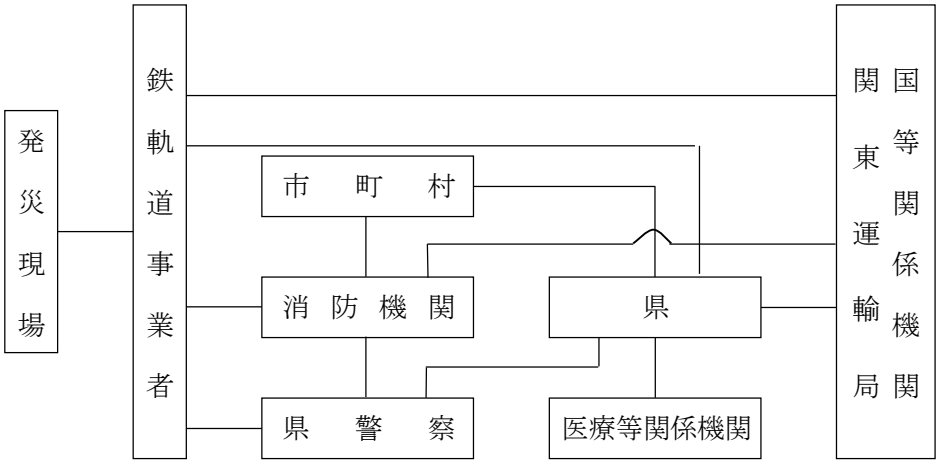
１　行政等による応急活動体制

県及び市町村は、発災後速やかに、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。なお、県における配備基準は別表のとおりとする。

２　情報収集・伝達体制

鉄道事故情報等の連絡

鉄道事故災害発生時の情報収集及び伝達体制は、次のとおりである。



関係機関連絡先

関東運輸局担当課	防災無線電話	防災無線ＦＡＸ	ＮＴＴ電話	ＮＴＴＦＡＸ
総務部安全防災・危機管理課	――	――	045-211-7269	045-681-3328

※　鉄軌道事業者の大規模事故災害時の連絡先は関東運輸局鉄道部安全指導課。
（ＮＴＴ電話：045-211-7240）

鉄軌道事業者	防災担当課	防災無線 電話	防災無線 FAX	ＮＴＴ電話	ＮＴＴＦＡＸ
東日本旅客鉄道㈱ 千　葉　支　社	千葉総合指令室	640-721	640-722	043-254-3258	043-254-3285
京 成 電 鉄 ㈱	運 輸 指 令 室	641-721	641-722	03-3607-1143	03-3607-1198
新 京 成 電 鉄 ㈱	運 輸 指 令 所	643-721	643-722	047-386-1852	047-386-1853
東 武 鉄 道 ㈱	運 行 管 理 所	642-721	642-722	048-760-0313	048-760-0318
小 湊 鉄 道 ㈱	鉄　道　部	644-721,723	644-722	0436-21-6771	0436-22-7670
北 総 鉄 道 ㈱	運 輸 指 令 所 安全推進担当	500-9761 -	500-9762 -	047-446-0326 047-445-3611	047-446-0500 047-446-3767
東葉高速鉄道㈱	安 全 防 災 課 運 輸 施 設 部 電　気　区	500-9751	500-9752	047-458-0039 047-458-0127	047-458-0137

鉄軌道事業者	防災担当課	ＮＴＴ電話	鉄軌道事業者	防災担当課	ＮＴＴ電話
東 京 地 下 鉄 ㈱	安全・技術部	03-3837-7528	日本貨物鉄道㈱ （関 東 支 社）	総　務　部	03-5793-9071
京葉臨海鉄道㈱	安 全 推 進 部	043-268-6737	東 京 都 交 通 局	安全対策推進課	03-5320-6064
流　鉄　㈱	鉄　道　部	04-7158-0117	芝 山 鉄 道 ㈱	総　務　部	0479-78-1141
銚子電気鉄道㈱	運　輸　課	0479-22-0316	首都圏新都市 鉄　道　㈱	企画調整課	03-5298-5752
千葉都市ﾓﾉﾚｰﾙ㈱	運　転　課	043-287-8210	山　万　㈱	鉄道事業部	043-487-5036
いすみ鉄道㈱	鉄道事業部	0470-82-2161	㈱舞浜ﾘｿﾞｰﾄﾗｲﾝ	安全マネジメント推進部	047-305-2407

3　相互協力・派遣要請計画

（1）鉄軌道事業者は、事故災害が発生した場合には、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとし、被災していない関係鉄軌道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう努めるものとする。

（2）県及び市町村等は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を要請するものとする。

（3）県は、自衛隊の派遣要請の必要性を鉄道事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば直ちに要請する。また、市町村は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

4　消防活動

（1）鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に協力を要請する。

（2）消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、火災発生の際には迅速に消火活動を行う。

5　救助・救急計画

（1）鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに、必要に応じて救助・救急活動を実施機関に協力要請する。

（2）国及び地方公共団体は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。

（3）医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

6　交通規制

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報により交通状況を迅速に把握し、緊急交通路の確保を図る等、的確な交通規制を図る。

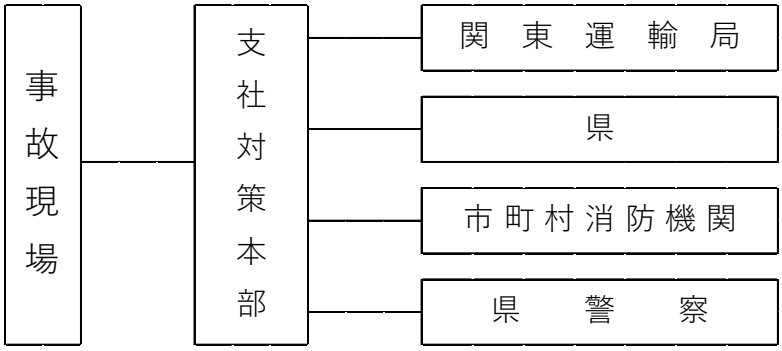
7　避難計画

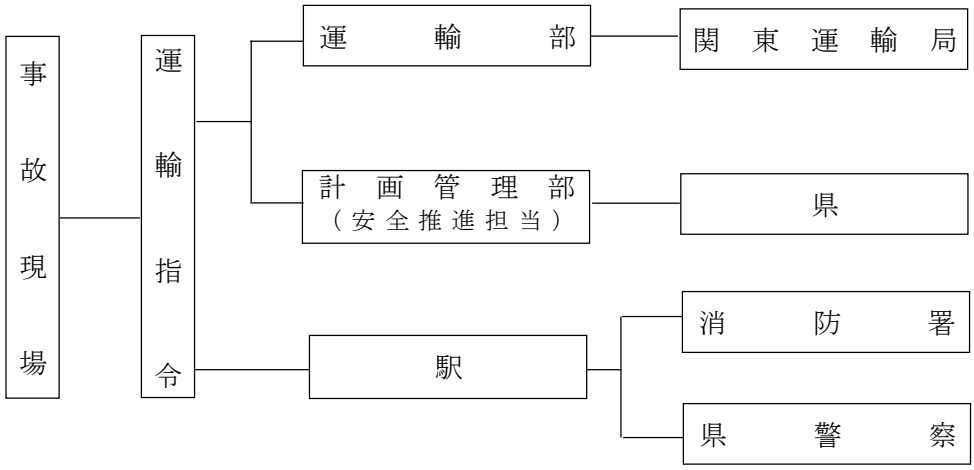
（1）災害時には、市町村及び県警察等は、人命の安全を第一に必要に応じて適切な避難誘導を行う。

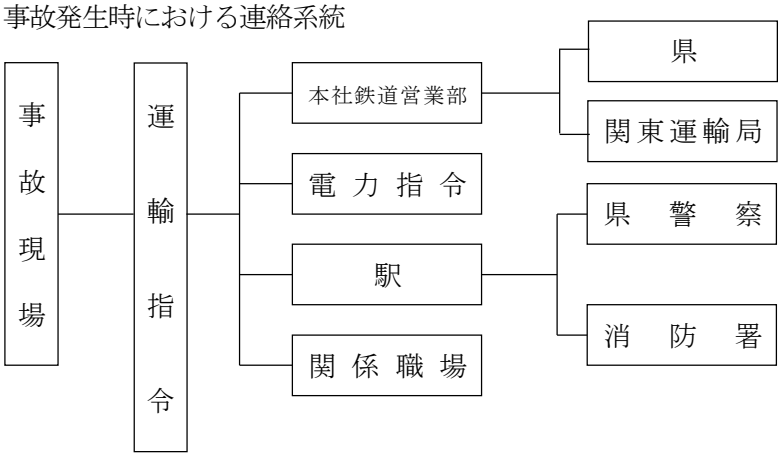
（2）避難誘導に当たっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

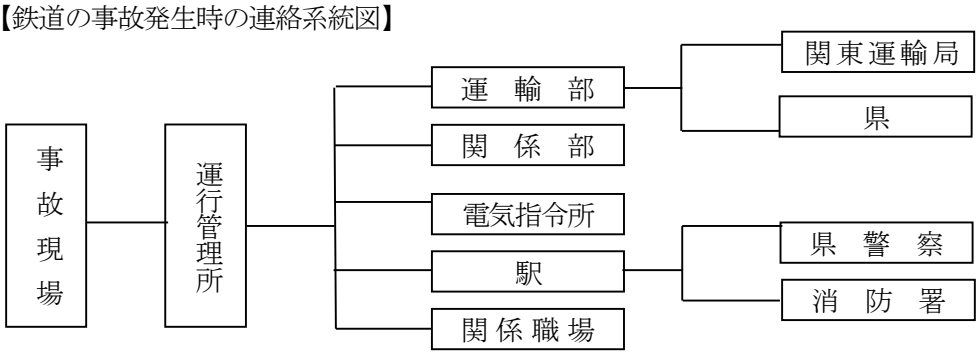
（3）市町村等は、必要に応じて避難所を開設する。

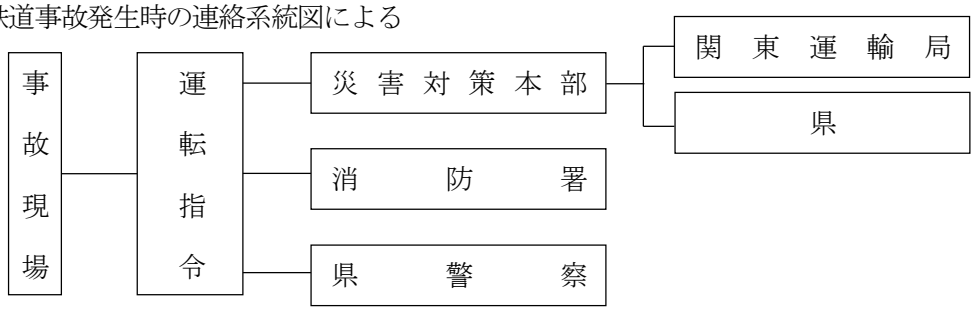
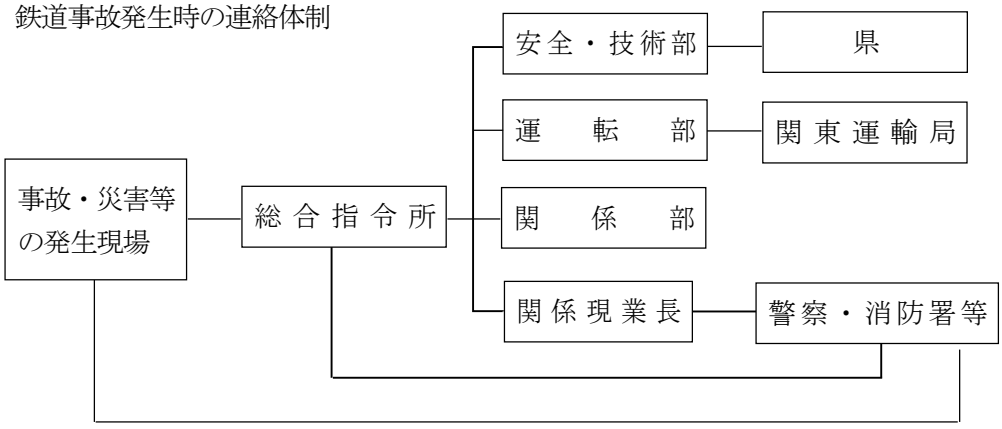
8　各事業者による応急・復旧対策

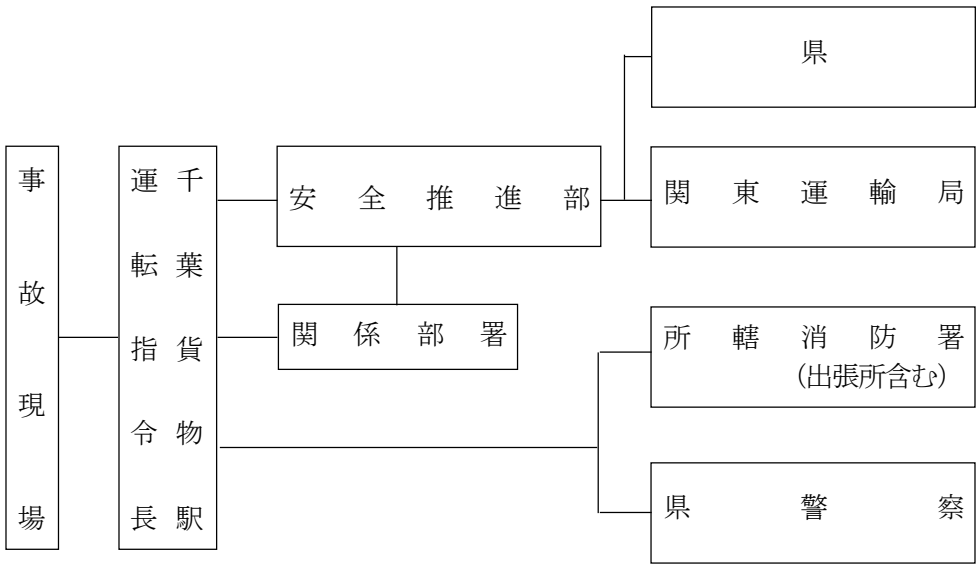
事業者	概　　要
東日本旅客鉄道㈱千葉支社	［応急・復旧対策］ 輸送に大きな影響を及ぼす事故等が発生した場合または、災害発生の恐れが予測される場合は、「運転事故応急復旧処理手続き」に基づき、対策本部・現地対策本部を設置し、迅速・確実な復旧を行う。 事故発生時の処置 （1）事故等が発生した場合は、併発事故の防止に努めるとともに、救助・救命を最優先に行う。 （2）復旧に当たっては旅客の安全を第一に対処する。 （3）事故等が発生した場合は、警察・消防等の関係機関と一致協力し対処する。 ［情報連絡体制］ 鉄道事故情報等の連絡 【鉄道の事故発生時の連絡系統図】  大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、県、県警察及び各市町村の消防機関に連絡する。

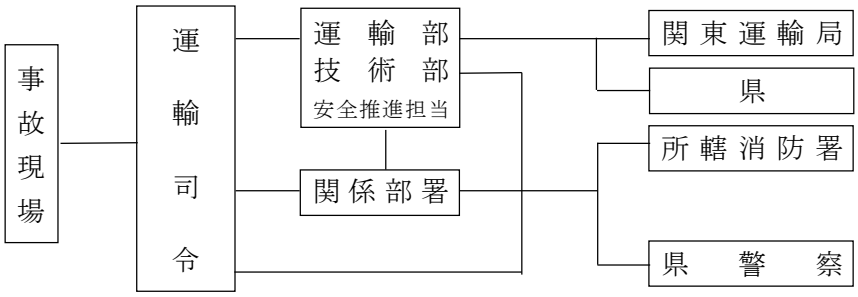
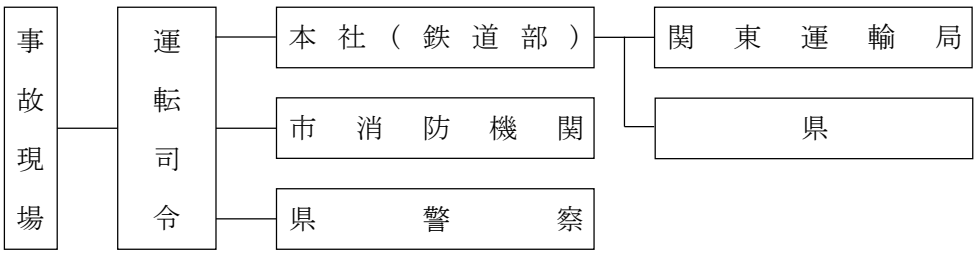
事業者	概　　要
京成電鉄㈱	［応急・復旧対策］ 列車事故により多数の死傷者が発生、若しくは大規模事故災害が発生した場合は、災害対策規則に基づき、災害対策本部・現地対策本部を設置し、災害対策の迅速かつ的確な実施を図る。 （1）被害状況等の調査報告 ア　利用者の被害状況の把握 イ　施設・設備等の被害及び復旧状況 ウ　その他災害に関する情報 （2）救護活動 事故発生時には、駅係員、乗務員が救急・救護活動に当たるとともに、災害対策規則に基づき、対策本部に救護班を編成し救護活動にあたる。 （3）広報活動の実施 列車内、駅での広報及びテレビ・ラジオ等報道機関を通じて利用者への広報活動に万全を期す。 （4）大規模事故災害が発生した場合における情報連絡体制 鉄道事故発生時の緊急連絡体制  （5）大規模事故発生時の動員体制 大規模な鉄道事故災害が発生した場合、非常動員体制により各職場へ非常召集を指示する。

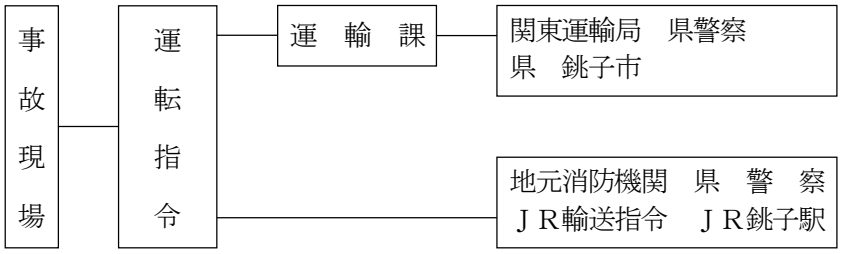
事業者	概　　要
新京成電鉄㈱	［応急・復旧対策］ 事故が発生した場合は、運転事故応急処置心得に定めるところにより、死傷者の救護を最優先とし、続発事故の防止に万全の措置を講ずるとともにその応急措置及び復旧については最も安全と認められる方法により、迅速かつ的確にこれを行い、事故の影響を最小限にとどめ本線の早期開通に努める。 事故対策本部の設置 事故により社会・人心に重大な影響を及ぼすような事故が発生した場合は、異常時対策規則の定めるところにより、その予防、拡大の防止、応急対策、復旧及び救急について必要な体制を確立し、運輸事業の社会的使命の達成を図るため「事故対策本部」を本社に設置する。 ただし、状況に応じて現地に「復旧対策本部」を設置する。 ［情報連絡体制］ 事故発生時における連絡系統  大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局・県警察及び市町村の消防機関に連絡する。

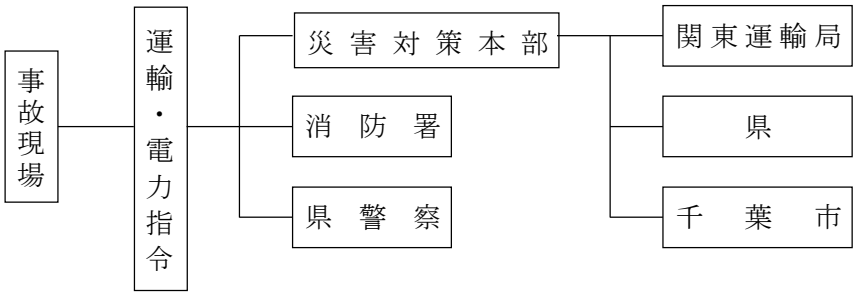
事業者	概　　要
東武鉄道㈱	［応急・復旧対策］ 列車の衝突・脱線等の事故により多数の死傷者が発生（発生が見込まれる）場合、又は、社会的に影響度が高い事故等の時、関係乗務員、駅係員は、沈着冷静な判断と、臨機な処置をとり「運転取扱実施基準」「災害対策規程」「鉄道事業本部 事故・災害等対策規程」「鉄道事業本部防災規程」「鉄道運転事故応急処理手続」に定めるところにより、乗客の安全確保を第一とし、負傷者が発生した場合は、協力して救出・救護等適切機敏な処置をとる。 災害の発生に際し、的確な処置を行うため、社内及び関係他機関と密接な情報連絡をとり、情報の収集に努めるとともに復旧の迅速、適切化を図る。 ［災害時の活動組織の編成計画］ a　災害対策本部 大規模な災害が発生し、又はそのおそれがある場合は、鉄道事業本部長を対策本部長として、本社内に災害対策本部を設置する。 b　現地対策本部 特に大きな災害が発生した現場には、必要により現地対策本部を設置する。 c　災害対策総本部 a の鉄道事業本部における災害対策本部によりがたい重大な事象が発生した場合等は、社長を総本部長として、本社に災害対策総本部を設置する。 ［情報連絡体制］ 鉄道事故情報等の連絡 【鉄道の事故発生時の連絡系統図】  大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、県警察及び各市町村の消防機関に連絡する。

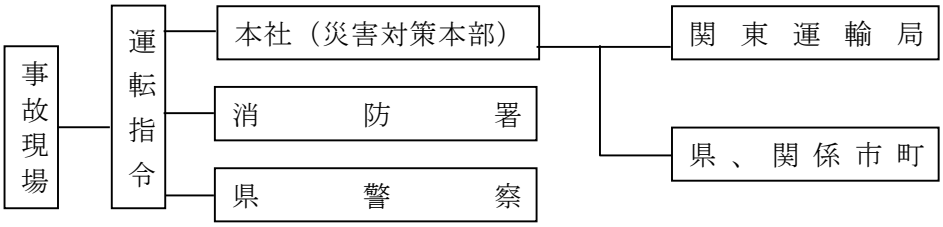
事業者	概　　要
小湊鉄道㈱	［応急・復旧対策］ 列車の走行中に事故災害が発生した場合は、関係乗務員は、その状況を沈着冷静に判断し、運転司令にその旨緊急報告するとともに、二次災害の発生に十分注意して負傷者の救出に全力を尽くす。 また、運転司令及び関係乗務員は災害対策要綱に基づき、事故災害の発生状況の周知及び旅客への協力依頼、その他救出避難誘導・情報伝達等の適切な措置をとる。 災害対策本部の設置 鉄道の運転に支障となる重大な災害が発生した場合は、本社内に事故災害対策本部、災害現場には復旧本部を設置し、各関係者は相互に協力して早期復旧及び二次災害の防止に努める。対策本部長は、取締役社長が担当する。 ［情報連絡体制］ 鉄道事故情報等の連絡 鉄道事故発生時の連絡系統図による 
東京地下鉄㈱	［応急・復旧対策］ 重大な事故・災害等が発生した場合、非常体制を発令し、社員は互いに協力し、旅客及び社員の安全確保を第一の使命として、①人命救助及び避難誘導、②二次災害及び付帯事故の防止、③連絡及び通報等の事項を重点に最良と思われる方法で行動する。 対策本部の設置 事故・災害等が発生し、又は発生するおそれのある場合は「事故・災害等対策規程」に基づき、非常体制を発令し、事故・災害等の発生場所に現地対策本部を設置するとともに、本社に対策本部を設置し、適切な処置を講じる。 ［情報連絡体制］ 鉄道事故発生時の連絡体制 

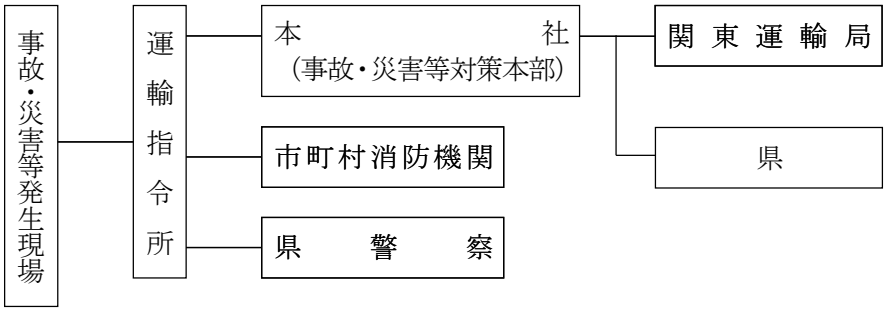
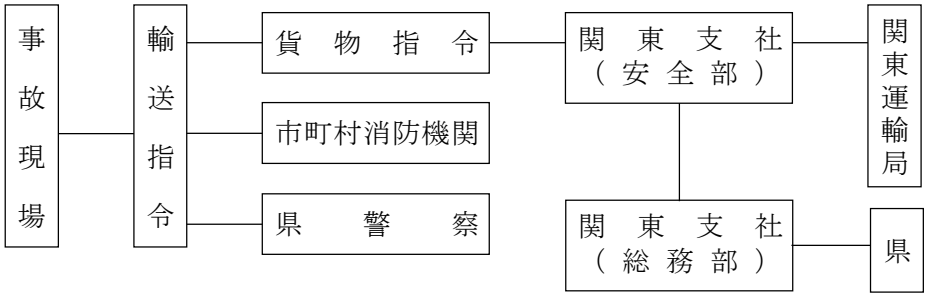
事業者	概　　要
京葉臨海鉄道㈱	［応急・復旧対策］ 列車の運転中に事故災害が発生した場合は、関係乗務員は、冷静に状況を判断し、「運転事故復旧応急処置手続」に定めるところにより、事故災害の概況について、千葉貨物駅指令長に報告する。また、報告を受けた指令長は、災害情報の伝達等の適切な処置を講ずるものとする。 （1）災害対策本部の設置 事故又は災害の発生により輸送に著しく支障の生じる場合は、本社に災害対策本部を設置するとともに、鉄道本部運輸部（千葉貨物駅）に現地災害対策本部を設置し、復旧要員を指揮して早期復旧を図る。 （2）自衛消防隊 事故又は災害時に火災が発生した場合は、「防災規程」に定めるところにより、自衛消防隊は、公設消防隊の到着するまで、現地対策本部長又は駅区長の指揮により、初期消火作業を行う。 ［情報連絡体制］ 事故発生時の連絡 【鉄道の事故発生時の連絡系統図】  大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、県警察及び所轄消防署に連絡する。

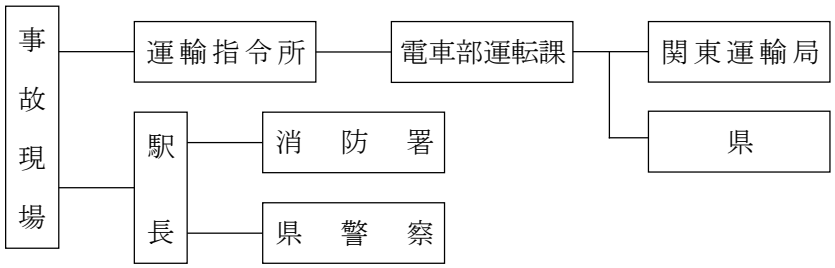
事業者	概　　要
北総鉄道㈱	［応急・復旧対策］ 鉄道事故が発生した場合は、「異常時対策規則」の定めに基づき、旅客の救出救護、避難誘導、災害情報の伝達並びに復旧等に関し、迅速的確な措置をとる。 事故復旧対策本部の設置 運転事故復旧対策本部設置基準に基づき、対策本部を設置し、直ちに対策要員を指揮して応急措置、救護、早期復旧を図る。 ［情報連絡体制］ 鉄道事故が発生した場合は、事故概況、復旧見込み、列車運転状況及び輸送対策等を関係箇所に連絡する。 【鉄道事故発生時の連絡系統図】  大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、県警察及び消防署に連絡する。
流　鉄　㈱	［応急・復旧対策］ （1）列車走行中に事故災害が発生した場合は、乗務員は冷静に状況を判断し、旅客への災害概況の周知、避難誘導及び災害情報の伝達等の適切な措置をとる。 （2）公設消防隊の到着するまで、駅長の指揮により消火器等により初期消火作業を行う。 （3）災害の発生により輸送に著しい支障の生じる場合は、災害対策本部を設置し、早期復旧を図る。 ［情報連絡体制］ 鉄道事故情報等の連絡 【鉄道の事故発生時の連絡系統図】  大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、県警察及び市の消防機関に連絡する。

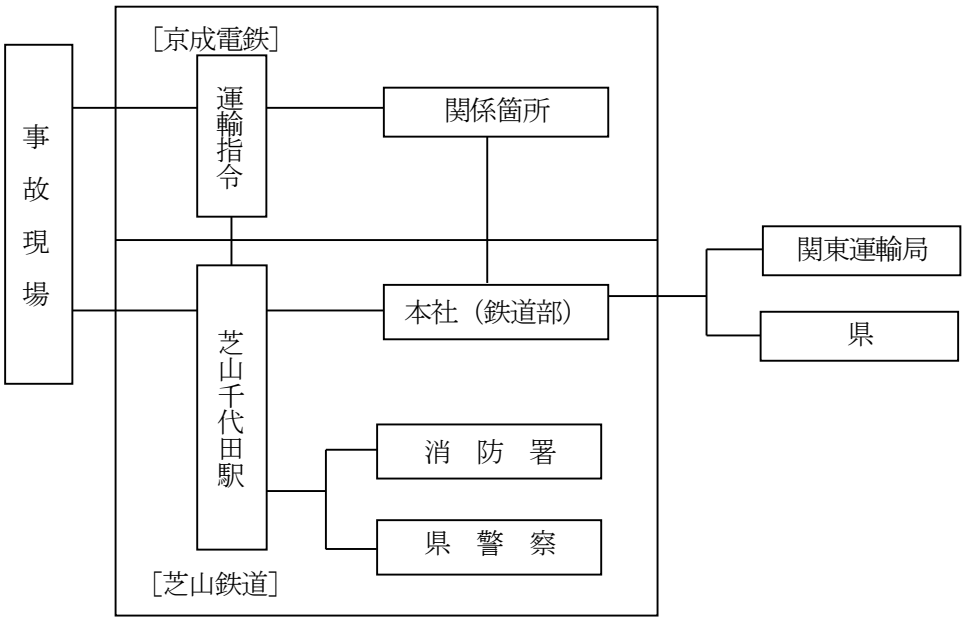
事業者	概　　要
銚子電気鉄道㈱	［応急・復旧対策］ 列車走行中に事故災害が発生した場合には、乗務員は運転取扱心得の定めに従い、冷静に状況を判断し、旅客の安全を第一に行動するものとする。 また、旅客への状況説明及び関係各所へ速やかに通報し、避難誘導及び的確な災害情報の伝達等の措置をとる。 （1）列車無線網の確立 災害復旧対策を優先させるため、列車無線の使用を制限し、的確な通報体制の確立を行う。 （2）事故対策本部の設置 事故災害の発生により輸送に著しく支障を生じる場合、本社内に事故対策本部及び現地対策本部を設置し、円滑に事故の処理を行い、早期復旧に努める。 （3）緊急出動体制 事故災害の発生により復旧のための要員確保が必要な場合、緊急連絡網により社員（非番・公休者）の非常召集を行う。 ［情報連絡体制］ 鉄道事故情報等の連絡体制  大規模な事故災害が発生した場合には、関東運輸局並びに県警察と連絡運輸機関であるＪＲ輸送指令へ連絡する。

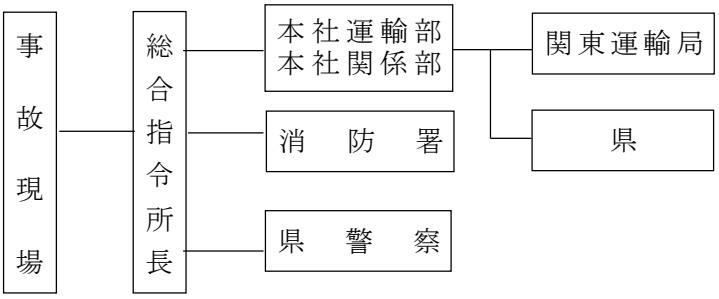
事業者	概　　要
千葉都市モノレール㈱	［応急・復旧対策］ 旅客車走行中に事故災害が発生した場合、関係社員は状況を的確に判断して以下の応急的処置等の対策を講じることで、乗客等の安全確保、早期復旧に努める。 （1）乗客の安全誘導 当社は車両が懸垂式であるため、空中の駅間で車両が停止した場合に短時間で停止車両から乗客を解放すべく努める。 ア　自力走行（故障車両）での最寄り駅への避難 イ　救援列車を使用した救助 （ア）救援列車による牽引、救助 （イ）縦取り装置による救助 （ウ）横取り装置による救助 ウ　下取り装置による救助 （2）社員による軌道桁点検（地震の場合は全線） （3）災害対策本部の設置 千葉県・千葉市等、関係機関及び災害現場との的確な情報交換、情報分析を行い、利用者等の安全確保、運行の早期復旧に向けた対応策を策定し実施に移すべく災害対策本部を設置する。 ［情報連絡体制］ 鉄道事故情報等の連絡 事故発生時の連絡系統図 

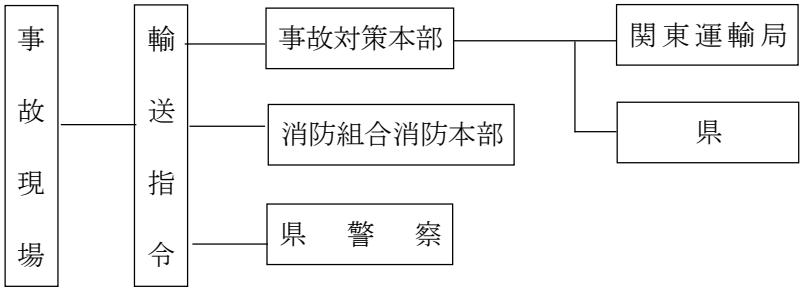
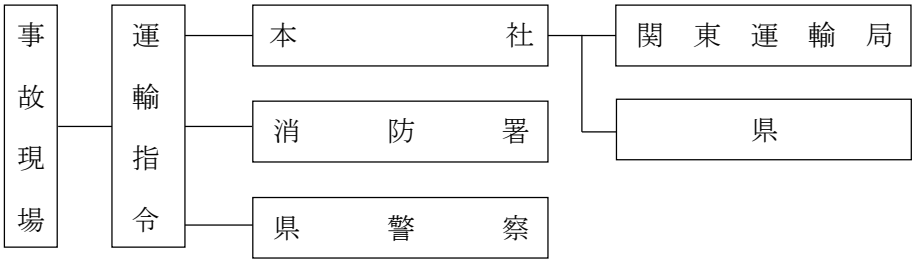
事業者	概　　要
いすみ鉄道㈱	［応急・復旧対策］ 旅客車走行中に事故災害が発生した場合は、関係乗務員は冷静に状況を判断し、「運転取扱心得」に定めるところにより、旅客の安全確保等所要の措置を講ずる。 （1）対策・復旧本部の設置 災害時における対策及び復旧、救護を円滑に行うため本社内に災害対策本部、災害現場に事故復旧本部を設置し、早期復旧を図る。 （2）部外応援・協力関係 部外応援・協力が必要なときは、本部長の指示を受けて行う。 ［情報連絡体制］ 鉄道事故情報等の連絡  【鉄道事故発生時の連絡体制】 大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、県警察及び各市町村の消防機関に連絡する。

事業者	概　　要
東葉高速鉄道㈱	［応急・復旧対策］ 事故及び災害等の発生又は発生する恐れのあるときは、社員は「事故・災害等対策規程」に定めるところにより、その予防、拡大の防止、応急対策、復旧、救護を行うとともに、避難誘導及び事故・災害情報の伝達等の適切な措置をとる。 （1）事故・災害等対策本部の設置 事故・災害等の発生により輸送に著しい支障の生じる場合は、本社内に事故・災害等対策本部、現地に現地対策本部を設置し、対策要員を指揮して早期復旧を図る。 （2）救護 現地対策本部長は、救護の処置を適切かつ迅速に実施するため、「事故・災害等対策規程」の定めるところにより、現地対策本部運輸班、施設班を待機させ、出動要請に備えておく。 ［情報連絡体制］ 鉄道の事故発生時の連絡系統図 
日本貨物鉄道㈱関東支社	［応急・復旧対策］ （1）貨物列車走行中に事故災害が発生した場合は、状況を把握し輸送指令に報告する。 また、危険物を輸送していた場合は「危険品貨物異常時応急処理ハンドブック」に定めるところにより、適切な措置をとる。 （2）災害が発生した場合においては、当該災害の規模その他の状況により、災害対策本部を設置し、災害応急対策及び災害復旧を図る。 【鉄道の事故発生時の連絡系統図】 

事業者	概　　要
東京都交通局	［応急・復旧対策］ 列車の衝突・脱線等の事故により多数の死傷者が発生（発生が見込まれる）した場合、又は、社会的に影響度が高い事故等の大規模事故災害における応急・復旧対策 （1）事故等が発生した場合又は発生が予想される場合は、次により処置する。 ア　事故等が発生した場合 （ア）当事者又は発見者は、状況を冷静に判断し、直ちに最善と認められる臨機の処置をとる。ただし、運輸指令所長又は所属長から指示があるときは、その指示による。 （イ）運輸指令所長は、「緊急事態発生」の指令を各事業所の長に出す。また、事故復旧本部を設置したときは、その旨を関係先に通報する。 （ウ）両線を支障したときの復旧作業は、いずれか一方の線路の復旧を優先する。 イ　事故等の発生が予想される場合 （ア）各事業所の長は、気象状況、その他情報等を考慮して、自主的に所属係員を出動させ、災害等の防止措置を講じる。 （イ）各事業所の長は、運輸指令所長から連絡又は出動指令があったときは、直ちに運輸指令所長と打合せをして所属係員を出動させる等の処置を講じる。 （2）所属係員を出動させた場合は、事業所の長は運輸指令所長に状況を逐次通報するとともに緊密な連絡を取る。 （3）各事業所の長は、あらかじめ緊急動員表を作成し、所属係員に周知させ、緊急時の出動に支障のないようにしておく。 （4）各事業所の長は、勤務中の係員だけでは事故等の応急修理、復旧などを行うことが困難と認められるときは、非常召集等の措置をする。 ［情報連絡体制］ 大規模事故災害が発生した場合における情報連絡体制 情報連絡体制系統 

事業者	概　　要
芝山鉄道㈱	［応急・復旧対策］ 列車事故により多数の死傷者が発生、若しくは大規模事故災害が発生した場合は、「事故・災害等対策規則」に基づき、対策本部を設置し、災害対策の迅速かつ的確な実施を図る。 （1）被害状況等の調査報告 ア　利用者の被害状況 イ　会社の施設・設備等の被害及び復旧状況 ウ　その他災害に関する情報 （2）広報活動の実施 駅等会社施設での広報及びテレビ・ラジオ等報道機関を通じて利用者への広報活動に努める。 （3）救援活動 事故発生時には、駅長が救援活動及び避難誘導に当たるとともに、事故・災害対策規則に基づき、対策本部に救護要員を編成し救護活動にあたる。 （4）大規模事故災害が発生した場合における情報連絡体制 鉄道事故発生時の緊急連絡体制  （5）大規模事故発生時の動員体制 大規模な鉄道事故災害が発生した場合、非常動員体制により非常召集を指示する。

事業者	概　　要
首都圏新都市鉄道㈱	［応急・復旧対策］ 事故等が発生した場合には、人命の救助を最優先し、負傷者の救出及び避難誘導に最善を尽くし、敏速かつ適切な処理により併発事故を防止し、早期復旧及び輸送の確保を図る。 事故対策本部の設置 事故及び輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれのある事態が発生した場合は、事故・災害等対策規程に基づき事故対策本部長が本社に事故対策本部、事故発生場所に現地対策本部を設置し、社員を非常招集して応急復旧活動を行なう。 ［情報連絡体制］ 鉄道事故発生時の連絡系統図 情報連絡体制系統 

事業者	概　　要
山　万　㈱	［応急・復旧対策］ 列車走行中に事故及び災害が発生した場合、関係社員は冷静に状況を判断し、「運転取扱実施基準」及び「運転事故処理手続」に定めるところにより、旅客の安全確保、応急対策等の迅速かつ的確な措置を講ずる。 （1）事故対策・復旧本部の設置 事故等時における対策及び復旧、救護を円滑に行うためにユーカリが丘支店内に事故対策本部、ユーカリが丘線駅務本部内に現地対策本部を設置し、早期復旧を図る。 （2）広報活動の実施 駅等会社施設での広報及びケーブルテレビ等を通じて利用者への広報活動に努める。 ［情報連絡体制］ 鉄道事故情報等の連絡  【鉄道事故発生時の連絡体制】 大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、警察及び消防機関に連絡する。
㈱舞浜リゾートライン	［応急・復旧対策］ 鉄道事故が発生した場合は、旅客の救出救護、避難誘導を最優先に活動するとともに、「事故・災害復旧対策要綱」の規定に基づき、事故・災害復旧対策本部を本社内に設置し、事故復旧・災害対策の迅速かつ的確な実施を図るための態勢をとる。 ［情報連絡体制］ 鉄道事故発生時における連絡系統  大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、県、県警察及び消防署に連絡する。

【別　表】

1　配備基準

<table>
<tr><td></td><td></td><td>鉄道事故</td></tr>
<tr><td rowspan="4">（情報収集体制・災害即応体制）</td><td>設置する本部</td><td>鉄道事故応急対策本部(本部長:防災危機管理部長)
※防災危機管理部長が必要と認めたとき設置</td></tr>
<tr><td>配備基準</td><td>鉄道事故により被害が発生又は発生が予想される場合で、本部長（防災危機管理部長）が必要と認めたとき。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">配備を要する課等</td><td>本　庁
防災対策課　危機管理政策課　消防課 産業保安課
交通計画課　健康福祉政策課　医療整備課　薬務課　病院局経営管理課</td></tr>
<tr><td>出先機関（関係各部局等において必要と認めたとき）※4
地域振興事務所
保健所（健康福祉センター）
その他、必要に応じて部局内等で増強する。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">（災害対策本部第1～本部第3配備）</td><td>設置する本部</td><td>災害対策本部（本部長：知事）
※知事が必要と認めたとき設置</td></tr>
<tr><td>配備基準</td><td>鉄道事故により重大な災害が発生した場合で、本部長（知事）が必要と認めたとき。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">配備を要する課等</td><td>本　庁
災害即応体制に加えて
秘書課　総務課　政策企画課　報道広報課　健康づくり支援課
疾病対策課　衛生指導課　環境政策課　経済政策課　農林水産政策課
県土整備政策課　出納局　企業局管理部総務企画課
教育庁教育振興部保健体育課</td></tr>
<tr><td>出先機関　災害即応体制と同じ。必要に応じて関係機関で増強する。</td></tr>
<tr><td colspan="3">※配備の特例措置
1　知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。
2　知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くことができる。
3　配備体制を強化する必要があると知事が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。
4　出先機関においては、管轄する市町村が基準に達した場合に配備につく。</td></tr>
<tr><td colspan="3">※議会事務局には連絡のみ行う。</td></tr>
</table>

2　現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めたときは、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、災害の現地を所管する県災害対策本部支部と連携し、災害の状況に応じた応急対策を迅速・機動的に実施する。

3　災害対策本部と市町村及び防災関係機関との連携

市町村又は県は、災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、合同調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。

第４章　道路事故災害対策

県（防災危機管理部、健康福祉部、農林水産部、県土整備部、警察本部）

第１節　基本方針

多数の死傷者等が出る道路災害の発生を未然に防止し、災害が発生したとき、早期に初動体制を確立して被害の軽減を図るため、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

本章の計画の対象となる道路災害は、トンネルの崩落、橋梁の落下、斜面及び擁壁の崩落並びに落石等の道路構造物の被災、危険物を積載する車両の事故等による危険物等の流出等とする。

第２節　予防計画

１　道路構造物の被災による多数の死傷者の発生への対処

道路構造物の被災を未然に防止するため、平常時において次の措置を講ずるものとする。

（１）危険箇所の把握・改修

道路管理者等は、災害の発生するおそれのある危険箇所を把握し、改修を行うものとする。

また、道路構造物の異常を早期に覚知するために、平常時においても道路構造物の点検を行うものとする。

各機関の実施する業務の詳細は以下のとおりである。

実施項目	実施者	実施内容
危険箇所の把握	道路管理者	管理する道路について、老朽施設、耐震対策を要する施設、豪雨・地震等の異常気象時における路肩の欠壊及び法面崩壊による危険箇所及び落石等危険箇所等道路災害に係る危険箇所を調査し、把握しておく。 危険箇所はもとより全ての道路構造物を保全し、通行の安全を確保するため道路パトロールを常時実施するとともに、異常気象時においては緊急パトロールを実施し監視体制の強化を図る。 また、災害の発生するおそれのある道路区間を、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間として事前に設定し、交通関係者並びに地域住民に広報する。
危険箇所の改修	道路管理者	異常気象時等に崩落等の危険性のある法面等、対策を要する箇所については、順次改修工事を実施する。
	県	市町村道の計画、建設及び改良にあたり、道路構造物の被災の防止に係る技術指導を行う。 土砂及び高潮災害による道路構造物の被災を防止するため、主要な道路施設が集中している地域の土砂災害対策等を重点的に実施する。
	市町村	土砂災害による道路施設の被災を防止するため、主要な道路施設が集中している地域の土砂災害対策等を実施する。

※　道路管理者：国土交通省、千葉県、市町村、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、千葉県道路公社、などをいい、機関によっては実施内容のすべてを行うわけではない。（以下本節内において同じ。）

（２）資機材の保有

道路管理者は、被災した施設の早期の復旧を図るため、平常時から応急復旧資機材を保有しておくものとする。

２　危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出への対処

（１）危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を記載した書面の携帯

輸送事業者は危険物等の流出による被害の拡大を防止するため、法令の定めるところにより、防除資機材を携帯するとともに、消防活動等による防除活動が適切に行われるよう、伝達すべき輸送危険物等の名称及び事故の際、講ずべき措置を記載した書面を携帯するものとする。

3　東京湾アクアラインの防災対策

東京湾アクアラインの海底トンネル部分は関係法令等により、危険物運搬車両の通行が禁止されるとともに、火災事故に対処するため、通報・警報設備、消火設備及び避難設備等の非常用施設を設置する等の防災対策がなされている。また、災害時に消防機関が使用する床版下トンネル用特殊車両を両サイドの人工島に用意する等の消防力の強化が図られている。

消防活動については、平成９年１２月１日に木更津市と川崎市の間で締結された「東京湾アクアライン消防相互応援協定」に基づき、上り線（至川崎）を木更津市消防本部が、下り線（至木更津）を川崎市消防局が担当している。消防活動の習熟を図るため、年１回以上、消防機関、警察機関と合同で防災訓練を実施していく。

＜資料編１－12　東京湾アクアラインの消防活動対策に関する協定＞

（1）東京湾アクアラインの延長等

延　　長	15.1km
トンネル部	9.5km
橋　梁　部	4.4km
陸上部分	1.2km

（2）トンネル部における主な防災設備

消火設備	消火器・消火栓	50m毎
	水噴霧設備	５m毎
通報設備	火災感知器	25m毎
	手動通報装置	50m毎
	非常電話	150m毎
監視設備	ＣＣＴＶカメラ	150m毎
避難設備	車道床版下への避難のための避難口及び避難通路	300m毎

第３節　応急対策計画

１　県の応急活動体制

県における配備基準は別表のとおりとする。

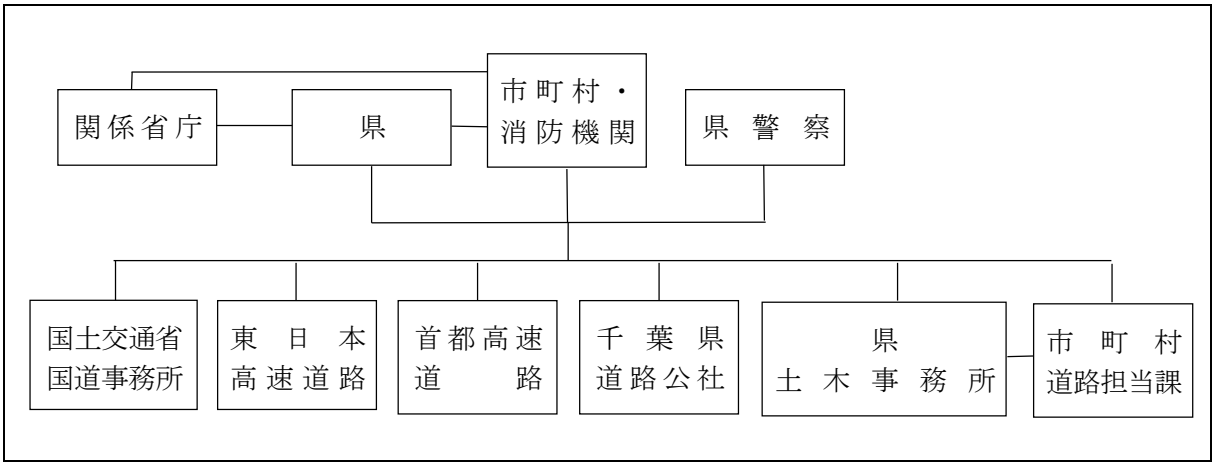
２　道路構造物の被災による多数の死傷者の発生への対処

（１）情報の収集・伝達

ア　関係機関への情報連絡

道路管理者は、道路災害によって多数の死傷者が発生したときは、県警察、消防機関及び国土交通省へ通報するとともに、被害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、広域的な応急対策を実施する県へ報告するものとする。

イ　情報連絡系統



（２）応急活動

ア　活動体制

道路災害の発生に伴う人命の救助及び被害の拡大防止等に必要な下記の応急活動を速やかに実施するため、道路管理者は必要な体制を執るものとする。また、県及び市町村は必要に応じ災害対策本部等の体制を執るものとする。

イ　応急活動

各機関の実施する業務の詳細は以下のとおりである。

実施項目	実施者	実施内容
警戒活動	道路管理者及び県警察	道路構造物の被災による人的な被害を未然に阻止するため、道路災害の発生のおそれがあると認められるときは、道路の交通規制を行う。 また、通行規制を実施したときは、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。
応急活動	道路管理者	二次災害を防止し、救出救助活動が円滑に実施できるよう、必要な災害地周辺道路の交通規制を行うとともに、崩落土砂等障害物の除去及び被災道路構造物の構造図の提示等救出救助活動へ協力する。 また、障害物の除去、仮設道路の建設等の応急復旧を行い早期の道路交通の確保を行う。復旧に際しては被災原因を究明し再発防止策を策定するとともに、他の道路施設の点検を実施する。

実施項目	実施者	実施内容
応急活動	県	市町村の行う救出救助活動では人命の救助及び被害の拡大防止が十分に図られないおそれがあると認めたときは、災害救助法に基づく救助、負傷者の収容先医療機関の調整、崩落土砂等障害物除去に不足する資機材の調達等を行う。 県警察は、二次災害を防止し、救出救助活動が円滑に実施できるよう必要な災害地周辺道路の交通規制を行うとともに、道路管理者及び消防機関等と協力して被災者等の救出救助活動を行う。
	市町村	消防活動による被災者の救出救助、医療機関への救急搬送を実施するほか、被害の拡大を防止するため必要な措置を執るものとする。 災害の規模が大きく災害地の消防機関及び市町村では十分な応急対策を実施できないときは、周辺の消防機関及び市町村に応援を求めるものとする。また、県に対し災害救助法の適用要請（救助実施市を除く。）及び自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

3　危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出への対処

輸送事業者及び関係機関は、本計画により危険物等運搬車両の事故の応急対策を実施するものとする。

なお、高速道路における危険物等運搬車両の事故対策については、「千葉県高速道路危険物運搬車両事故防止対策協議会」から平成１２年３月に事故防止対策及び事故発生時の通報連絡系統、危険物等事故処理手順等を示した「危険物運搬車両の事故発生時における現場対応マニュアル」が策定され、迅速な現場処理を推進することとしている。

（1）情報連絡

輸送事業者は、防除活動が適切に行われるよう、消防活動機関に対し、流出危険物等の名称及び事故の際、講ずべき措置を伝達するものとする。

（2）流出危険物等の拡散防止及び除去

輸送事業者及び道路管理者等は、防除活動を実施するものとする。

（3）交通規制

道路管理者及び県警察は被害の拡大を防止するため、道路の交通を規制するものとする。

（4）避難

市町村及び県警察は、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、被害拡大を防止するため、地域住民等に対し、避難指示及び立入禁止区域の設定等の措置を講ずるものとする。

（5）広報

市町村及び関係機関は、地域住民等の民心の安定のため、流出危険物等に係る安心情報又は被害拡大を防止するための避難指示等を踏まえた警戒情報を広報するものとする。

※　危険物等：消防法で規定する「危険物」、毒物及び劇物取締法で規定する「毒物」「劇物」、高圧ガス保安法で規定する「高圧ガス」、火薬類取締法で規定する「火薬類」をいう。

＊道路の現況

＜資料編５－６　道路の路肩決壊及び法面崩落による危険箇所＞

＜資料編８－16　表１　管理区間延長（国管理分）＞

＜資料編８－16　表２　橋梁現況調書（国管理分）＞

＜資料編８－16　表３　トンネル現況調書（国管理分）＞

＜資料編８－16　表４　道路現況調書（県管理分）＞

＊事前通行規制区間

＜資料編８－16　図―１　異常気象時通行規制区間図＞

＜資料編８－16　図―２　異常気象時通行規制区間に係る迂回路図＞

＜資料編８－16　表６－１　異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準＞

＜資料編８－16　表６－２　特殊通行規制区間及び道路通行規制基準＞

＊道路防災事業計画

＜資料編８－16　表７　道路防災事業計画書＞

【別　表】

1　配備基準

		道路事故
（情報収集体制・災害即応体制）	設置する本部	道路事故応急対策本部(本部長:防災危機管理部長) ※防災危機管理部長が必要と認めたとき設置
	配備基準	道路事故により災害が発生又は発生が予想される場合で、本部長（防災危機管理部長）が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	本　庁 防災対策課　危機管理政策課　消防課 産業保安課 健康福祉政策課　医療整備課　薬務課　道路環境課　病院局経営管理課 出先機関（関係各部局等において必要と認めたとき）※4 地域振興事務所 保健所（健康福祉センター） 土木事務所 その他、必要に応じて部局内等で増強する。
（災害対策本部第1～本部第3配備）	設置する本部	災害対策本部（本部長：知事） ※知事が必要と認めたとき設置
	配備基準	道路事故により重大な災害が発生した場合で、本部長（知事）が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	本　庁 災害即応体制に加えて 秘書課　総務課　政策企画課　報道広報課　健康づくり支援課 疾病対策課　衛生指導課　環境政策課　経済政策課　農林水産政策課 県土整備政策課　出納局　企業局管理部総務企画課 教育庁教育振興部保健体育課 出先機関　災害即応体制と同じ。必要に応じて関係機関で増強する。
※配備の特例措置 1　知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。 2　知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くことができる。 3　配備体制を強化する必要があると知事が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。 4　出先機関においては、管轄する市町村が基準に達した場合に配備につく。		
※議会事務局には連絡のみ行う。		

2　現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めたときは、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、災害の現地を所管する県災害対策本部支部と連携し、災害の状況に応じた応急対策を迅速・機動的に実施する。

3　災害対策本部と市町村及び防災関係機関との連携

市町村又は県は、災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、合同調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。

「千葉県地域防災計画」の作成及び修正の経過

昭和38年８月23日　作　成
昭和39年７月15日発行　第１回修正
昭和40年９月15日発行　第２回修正
昭和41年９月15日発行　第３回修正
昭和42年５月25日発行　第４回修正
昭和44年７月１日発行　第５回修正
昭和45年12月25日発行　第６回修正
昭和46年７月　第７回修正
（昭和46年11月10日発行）
昭和47年７月31日発行　第８回修正
昭和48年８月　第９回修正
（昭和48年10月20日発行）
昭和49年３月
　千葉県震災対策総合計画
昭和50年８月　第10回修正
（昭和50年10月１日発行）
昭和51年８月　第11回修正
（昭和51年10月１日発行）
昭和52年度（昭和53年３月）
　千葉県地域防災計画　第12回修正
　千葉県震災対策総合計画　第１回修正
昭和53年度
　千葉県地域防災計画　第13回修正
　千葉県震災対策総合計画　第２回修正
昭和54年度（昭和55年３月）
　千葉県地域防災計画　第14回修正
　千葉県震災対策総合計画　第３回修正
昭和56年度（昭和56年７月）
　千葉県地域防災計画　第15回修正
　千葉県震災対策総合計画　第４回修正
　東海地震に係る周辺地域としての対応計画作成
昭和57年度（昭和58年３月）
　千葉県地域防災計画（風水害等編）　第16回修正
　千葉県震災対策総合計画　第５回修正
　東海地震に係る周辺地域としての対応計画　第１回修正
昭和58年度（昭和59年３月）
　千葉県地域防災計画（風水害等編）　第17回修正
　千葉県震災対策総合計画　第６回修正
　東海地震に係る周辺地域としての対応計画　第２回修正
昭和59年度（昭和60年３月）
　千葉県地域防災計画（風水害等編）　第18回修正
　千葉県震災対策総合計画　第７回修正
　東海地震に係る周辺地域としての対応計画　第３回修正
昭和60年度（昭和60年11月）
　千葉県地域防災計画（震　災　編）　第８回修正
　（千葉県震災対策総合計画を改称）

昭和60年度（昭和61年３月）
　千葉県地域防災計画（風水害等編）　　第19回修正
　東海地震に係る周辺地域としての対応計画　　第４回修正
昭和61年度（昭和62年３月）
　千葉県地域防災計画（風水害等編）　　第20回修正
　　〃　　（震　災　編）　　第９回修正
　東海地震に係る周辺地域としての対応計画　　第５回修正
昭和62年度（昭和63年３月）
　千葉県地域防災計画（風水害等編）　　第21回修正
　　〃　　（震　災　編）　　第10回修正
昭和63年度（平成元年11月）
　千葉県地域防災計画（風水害等編）　　第22回修正
　　〃　　（震　災　編）　　第11回修正
平成２年度（平成３年３月）
　千葉県地域防災計画（風水害等編）　　第23回修正
　　〃　　（震　災　編）　　第12回修正
平成５年度（平成６年５月）
　千葉県地域防災計画（風水害等編）　　第24回修正
　　〃　　（震　災　編）　　第13回修正
平成７年度（平成８年５月）
　千葉県地域防災計画（風水害等編）　　第25回修正
　　〃　　（震　災　編）　　第14回修正
平成８年度（平成９年11月）
　千葉県地域防災計画（風水害等編）　　第26回修正
　　〃　　（震　災　編）　　第15回修正
平成10年度（平成11年３月）
　千葉県地域防災計画（風水害等編）　　第27回修正
　　〃　　（震　災　編）　　第16回修正
　　〃　　（大規模事故編）　　（新　設）
平成12年度（平成13年５月）
　千葉県地域防災計画（風水害等編）　　第28回修正
　　〃　　（震　災　編）　　第17回修正
　　〃　　（大規模事故編）　　第１回修正
平成14年度（平成15年５月）
　千葉県地域防災計画（風水害等編）　　第29回修正
　　〃　　（震　災　編）　　第18回修正
　　〃　　（大規模事故編）　　第２回修正
平成18年度（平成19年３月）
　千葉県地域防災計画（風水害等編）　　第30回修正
　　〃　　（震　災　編）　　第19回修正
　　〃　　（大規模事故編）　　第３回修正
平成21年度（平成22年５月）
　千葉県地域防災計画（風水害等編）　　第31回修正
　　〃　　（震　災　編）　　第20回修正
　　〃　　（大規模事故編）　　第４回修正
　東海地震に係る周辺地域としての対応計画　　第６回修正

平成24年度（平成24年８月）

千葉県地域防災計画	（第１編　総則編）	（新　設）	
〃	（第２編　地震・津波編）	第21回修正	※震災編を改編
千葉県地域防災計画附編			
［東海地震に係る周辺地域としての対応計画］		第７回修正	
千葉県地域防災計画	（第３編　風水害等編）	第32回修正	
〃	（第４編　放射性物質事故編）	第５回修正	※大規模事故編を改編
〃	（第５編　大規模火災等編）	第５回修正	〃
〃	（第６編　公共交通等事故編）	第５回修正	〃

平成26年度（平成27年３月）

千葉県地域防災計画	（第１章　総則編）	第１回修正	
〃	（第２章　地震・津波編）	第22回修正	
千葉県地域防災計画附編			
［東海地震に係る周辺地域としての対応計画］		第８回修正	
千葉県地域防災計画	（第３編　風水害等編）	第33回修正	
〃	（第４編　放射性物質事故編）	第６回修正	
〃	（第５編　大規模火災等編）	第６回修正	
〃	（第６編　公共交通等事故編）	第６回修正	

平成29年度（平成29年８月）

千葉県地域防災計画	（第１章　総則編）	第２回修正	
〃	（第２章　地震・津波編）	第23回修正	
千葉県地域防災計画附編			
［東海地震に係る周辺地域としての対応計画］		第９回修正	
千葉県地域防災計画	（第３編　風水害等編）	第34回修正	
〃	（第４編　放射性物質事故編）	第７回修正	
〃	（第５編　大規模火災等編）	第７回修正	
〃	（第６編　公共交通等事故編）	第７回修正	

令和２年度（令和２年６月）

千葉県地域防災計画	（第１章　総則編）	第３回修正	
〃	（第２章　地震・津波編）	第24回修正	
千葉県地域防災計画附編			
［東海地震に係る周辺地域としての対応計画］		第10回修正	
千葉県地域防災計画	（第３編　風水害等編）	第35回修正	
〃	（第４編　放射性物質事故編）	第８回修正	
〃	（第５編　大規模火災等編）	第８回修正	
〃	（第６編　公共交通等事故編）	第８回修正	

令和２年度第２回（令和３年３月）

千葉県地域防災計画	（第１章　総則編）	第４回修正	
〃	（第２章　地震・津波編）	第25回修正	
千葉県地域防災計画附編			
［東海地震に係る周辺地域としての対応計画］		第11回修正	
千葉県地域防災計画	（第３編　風水害等編）	第36回修正	
〃	（第４編　放射性物質事故編）	第９回修正	
〃	（第５編　大規模火災等編）	第９回修正	
〃	（第６編　公共交通等事故編）	第９回修正	

令和３年度（令和３年１２月）

千葉県地域防災計画	（第１章　総則編）	第５回修正
〃	（第２章　地震・津波編）	第26回修正
千葉県地域防災計画附編		
［東海地震に係る周辺地域としての対応計画］		第12回修正
千葉県地域防災計画	（第３編　風水害等編）	第37回修正
〃	（第４編　放射性物質事故編）	第10回修正
〃	（第５編　大規模火災等編）	第10回修正
〃	（第６編　公共交通等事故編）	第10回修正

令和５年度（令和５年６月）

千葉県地域防災計画	（第１章　総則編）	第６回修正
〃	（第２章　地震・津波編）	第27回修正
千葉県地域防災計画附編		
［東海地震に係る周辺地域としての対応計画］		第13回修正
千葉県地域防災計画	（第３編　風水害等編）	第38回修正
〃	（第４編　放射性物質事故編）	第11回修正
〃	（第５編　大規模火災等編）	第11回修正
〃	（第６編　公共交通等事故編）	第11回修正

令和６年度（令和７年２月）

千葉県地域防災計画	（第１章　総則編）	第７回修正
〃	（第２章　地震・津波編）	第28回修正
千葉県地域防災計画附編		
［東海地震に係る周辺地域としての対応計画］		第14回修正
千葉県地域防災計画	（第３編　風水害等編）	第39回修正
〃	（第４編　放射性物質事故編）	第12回修正
〃	（第５編　大規模火災等編）	第12回修正
〃	（第６編　公共交通等事故編）	第12回修正